

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 8 日) (木曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 0
日程第 5 報告第 3 号平成 1 7 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	1 1
宮路市長報告	1 1
佐藤彰矩君	1 1
満尾教育次長	1 1
佐藤彰矩君	1 1
益満総務企画部長	1 1
漆島政人君	1 2
休 憩	1 2
福田財政管財課長	1 2
漆島政人君	1 2
休 憩	1 2
満尾教育次長	1 3
漆島政人君	1 3
休 憩	1 3
福田財政管財課長	1 3
日程第 6 同意第 1 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
坂口ルリ子さん	1 4
宮路市長	1 4
坂口ルリ子さん	1 4
田代教育長	1 4
坂口ルリ子さん	1 4

日程第 7	同意第 2 号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて …	1 5
	宮路市長提案理由説明 ……………	1 5
日程第 8	承認第 1 号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて ……………	1 5
日程第 9	承認第 2 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めるこ とについて ……………	1 5
日程第 1 0	承認第 3 号専決処分（平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 1 号））につき 承認を求めることについて ……………	1 6
	宮路市長提案理由説明 ……………	1 6
	益満総務企画部長 ……………	1 7
	坂口ルリ子さん ……………	1 9
	益満総務企画部長 ……………	1 9
	漆島政人君 ……………	2 0
	瀬川税務課長 ……………	2 0
	益満総務企画部長 ……………	2 0
	漆島政人君 ……………	2 1
	瀬川税務課長 ……………	2 1
	池満 渉君 ……………	2 1
	瀬川税務課長 ……………	2 2
	池満 渉君 ……………	2 2
	瀬川税務課長 ……………	2 2
休 憩	……………	2 3
日程第 1 1	議案第 7 8 号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少 に関する協議について ……………	2 3
日程第 1 2	議案第 7 9 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関す る協議について ……………	2 3
日程第 1 3	議案第 8 0 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について ……………	2 3
	宮路市長提案理由説明 ……………	2 4
日程第 1 4	議案第 8 1 号日置市過疎地域自立促進計画の変更について ……………	2 5
	宮路市長提案理由説明 ……………	2 5

益満総務企画部長	2 5
田畑純二君	2 6
宮路市長	2 6
田畑純二君	2 6
宮路市長	2 6
松尾公裕君	2 7
宮路市長	2 7
松尾公裕君	2 7
宮路市長	2 8
日程第 1 5 議案第 8 2 号市有財産の取得について	2 8
宮路市長提案理由説明	2 8
田上消防本部消防長	2 8
田畑純二君	2 8
田上消防本部消防長	2 9
西峯尚平君	2 9
田上消防本部消防長	2 9
西峯尚平君	2 9
田上消防本部消防長	2 9
西峯尚平君	2 9
田上消防本部消防長	2 9
坂口洋之君	2 9
田上消防本部消防長	3 0
坂口洋之君	3 0
池満 渉君	3 0
田上消防本部消防長	3 0
日程第 1 6 議案第 8 3 号市道の路線の認定、変更及び廃止について	3 0
宮路市長提案理由説明	3 1
外園産業建設部長	3 1
田畑純二君	3 1
外園産業建設部長	3 2
田畑純二君	3 2
外園産業建設部長	3 3

休 憩	3 3
日程第 1 7 議案第 8 4 号日置市健康交流館ゆーふる吹上に係る指定管理者の指定について …	3 3
日程第 1 8 議案第 8 5 号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について ………	3 3
日程第 1 9 議案第 8 6 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 2 0 議案第 8 7 号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 2 1 議案第 8 8 号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について …	3 3
日程第 2 2 議案第 8 9 号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 2 3 議案第 9 0 号日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について ……	3 3
日程第 2 4 議案第 9 1 号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 2 5 議案第 9 2 号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 2 6 議案第 9 3 号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について ………	3 3
日程第 2 7 議案第 9 4 号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について ………	3 3
日程第 2 8 議案第 9 5 号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について ………	3 3
日程第 2 9 議案第 9 6 号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について …	3 3
日程第 3 0 議案第 9 7 号日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について ……………	3 3
日程第 3 1 議案第 9 8 号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について ……	3 4
日程第 3 2 議案第 9 9 号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について ……………	3 4
日程第 3 3 議案第 1 0 0 号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について ……………	3 4
日程第 3 4 議案第 1 0 1 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について ……………	3 4
日程第 3 5 議案第 1 0 2 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について ……………	3 4
日程第 3 6 議案第 1 0 3 号日置市江口蓬萊館に係る指定管理者の指定について ………	3 4
日程第 3 7 議案第 1 0 4 号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について ………	3 4
日程第 3 8 議案第 1 0 5 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について ……………	3 4
宮路市長提案理由説明	3 4

休 憩	3 5
地頭所貞視君	3 5
宮路市長	3 6
地頭所貞視君	3 6
宮路市長	3 6
重水富夫君	3 6
有村合併プロジェクト室長	3 7
重水富夫君	3 7
有村合併プロジェクト室長	3 7
佐藤彰矩君	3 7
宮路市長	3 7
佐藤彰矩君	3 8
有村合併プロジェクト室長	3 8
佐藤彰矩君	3 8
有村合併プロジェクト室長	3 8
佐藤彰矩君	3 9
有村合併プロジェクト室長	3 9
日程第 3 9 議案第 1 0 6 号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について	4 0
宮路市長提案理由説明	4 0
満尾教育次長	4 0
日程第 4 0 議案第 1 0 7 号平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 1 議案第 1 0 8 号平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 2 議案第 1 0 9 号平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 3 議案第 1 1 0 号平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 4 議案第 1 1 1 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 5 議案第 1 1 2 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 6 議案第 1 1 3 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 7 議案第 1 1 4 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 1
日程第 4 8 議案第 1 1 5 号平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）	

.....	4 1
日程第 4 9 議案第 1 1 6 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	4 1
宮路市長提案理由説明	4 2
田畑純二君	4 4
宮路市長	4 6
益満総務企画部長	4 6
瀬川税務課長	4 6
外園産業建設部長	4 7
田畑純二君	4 8
宮路市長	4 9
外園産業建設部長	4 9
休 憩	4 9
日程第 5 0 請願第 2 号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書	5 0
日程第 5 1 請願第 3 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める請願書	5 0
日程第 5 2 請願第 4 号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願書	5 0
日程第 5 3 請願第 5 号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書	5 1
日程第 5 4 請願第 6 号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書	5 1
散 会	5 1

第 2 号 (6 月 1 9 日) (月曜日)

開 議	5 6
日程第 1 一般質問	5 6
大園貴文君	5 6
宮路市長	5 7
大園貴文君	5 7
宮路市長	5 7
大園貴文君	5 8
宮路市長	5 8
梶 康博君	5 9
宮路市長	5 9
梶 康博君	6 0

	上園哲生君	6 0
	宮路市長	6 2
	上園哲生君	6 3
	池上総務課長	6 3
	上園哲生君	6 4
	宮路市長	6 4
	上園哲生君	6 4
	宮路市長	6 5
	上園哲生君	6 5
	宮路市長	6 6
	上園哲生君	6 6
	宮路市長	6 7
休	憩	6 7
	谷口正行君	6 7
	宮路市長	6 8
	谷口正行君	7 0
	宮路市長	7 0
	谷口正行君	7 1
	宮路市長	7 1
	谷口正行君	7 1
	宮路市長	7 1
	谷口正行君	7 2
	宮路市長	7 2
	谷口正行君	7 2
	宮路市長	7 3
	谷口正行君	7 3
	宮路市長	7 3
	谷口正行君	7 4
	門松慶一君	7 4
	宮路市長	7 6
休	憩	7 8
	門松慶一君	7 8

宮路市長	7 8
門松慶一君	7 8
宮路市長	7 9
門松慶一君	7 9
宮路市長	7 9
門松慶一君	7 9
宮路市長	8 0
門松慶一君	8 0
宮路市長	8 0
門松慶一君	8 0
宮路市長	8 1
門松慶一君	8 1
宮路市長	8 1
門松慶一君	8 1
宮路市長	8 1
門松慶一君	8 1
宮路市長	8 2
門松慶一君	8 2
宮路市長	8 2
門松慶一君	8 2
宮路市長	8 2
門松慶一君	8 2
宮路市長	8 2
門松慶一君	8 3
宮路市長	8 3
門松慶一君	8 3
宮路市長	8 3
門松慶一君	8 4
宮路市長	8 4
門松慶一君	8 4
宮路市長	8 4
門松慶一君	8 4
宮路市長	8 5
門松慶一君	8 5

宮路市長	8 5
門松慶一君	8 5
宮路市長	8 6
下御領昭博君	8 6
宮路市長	8 8
田代教育長	8 9
下御領昭博君	9 0
宮路市長	9 0
下御領昭博君	9 1
宮路市長	9 1
下御領昭博君	9 1
田代教育長	9 1
下御領昭博君	9 1
田代教育長	9 1
下御領昭博君	9 1
宮路市長	9 2
下御領昭博君	9 2
宮路市長	9 2
下御領昭博君	9 2
宮路市長	9 2
下御領昭博君	9 2
宮路市長	9 2
下御領昭博君	9 2
宮路市長	9 3
下御領昭博君	9 3
宮路市長	9 3
下御領昭博君	9 3
宮路市長	9 3
下御領昭博君	9 3
宮路市長	9 4
下御領昭博君	9 4
宮路市長	9 4
下御領昭博君	9 4
宮路市長	9 4

	下御領昭博君	9 4
	宮路市長	9 4
	下御領昭博君	9 5
休	憩	9 5
	成田 浩君	9 5
	宮路市長	9 6
	成田 浩君	9 6
	宮路市長	9 7
	成田 浩君	9 7
	宮路市長	9 7
	成田 浩君	9 8
	宮路市長	9 8
	成田 浩君	9 8
	宮路市長	9 8
	成田 浩君	9 9
	宮路市長	9 9
	成田 浩君	9 9
	宮路市長	9 9
	成田 浩君	9 9
	宮路市長	1 0 0
	成田 浩君	1 0 0
	宮路市長	1 0 0
	成田 浩君	1 0 0
	宮路市長	1 0 0
	成田 浩君	1 0 1
	宮路市長	1 0 1
散	会	1 0 1

第3号（6月20日）（火曜日）

開	議	1 0 6
日程第1	一般質問	1 0 6
	花木千鶴さん	1 0 6

宮路市長	1 0 6
田代教育長	1 0 8
花木千鶴さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
花木千鶴さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1
花木千鶴さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
花木千鶴さん	1 1 2
宮路市長	1 1 3
花木千鶴さん	1 1 4
宮路市長	1 1 4
花木千鶴さん	1 1 5
宮路市長	1 1 5
花木千鶴さん	1 1 5
宮路市長	1 1 6
花木千鶴さん	1 1 6
宮路市長	1 1 6
花木千鶴さん	1 1 6
宮路市長	1 1 7
花木千鶴さん	1 1 7
宮路市長	1 1 7
花木千鶴さん	1 1 8
宮路市長	1 1 9
休 憩	1 1 9
坂口ルリ子さん	1 1 9
宮路市長	1 2 2
田代教育長	1 2 3
坂口ルリ子さん	1 2 4
益満総務企画部長	1 2 5
坂口ルリ子さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5

	坂口ルリ子さん	1 2 5
	田代教育長	1 2 6
	坂口ルリ子さん	1 2 6
	田代教育長	1 2 7
	坂口ルリ子さん	1 2 7
	田代教育長	1 2 7
	坂口ルリ子さん	1 2 7
	田代教育長	1 2 7
	坂口ルリ子さん	1 2 7
	田代教育長	1 2 8
	坂口ルリ子さん	1 2 8
	田代教育長	1 2 9
休	憩	1 2 9
	東 孝志君	1 2 9
	宮路市長	1 3 0
	東 孝志君	1 3 1
	益満総務企画部長	1 3 1
	東 孝志君	1 3 1
	益満総務企画部長	1 3 1
	東 孝志君	1 3 1
	益満総務企画部長	1 3 1
	東 孝志君	1 3 2
	益満総務企画部長	1 3 2
	東 孝志君	1 3 2
	益満総務企画部長	1 3 2
	東 孝志君	1 3 2
	益満総務企画部長	1 3 2
	東 孝志君	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	東 孝志君	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	東 孝志君	1 3 2

宮路市長	1 3 2
東 孝志君	1 3 3
宮路市長	1 3 3
東 孝志君	1 3 3
池上総務課長	1 3 3
東 孝志君	1 3 3
池上総務課長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
益満総務企画部長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
益満総務企画部長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
益満総務企画部長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
益満総務企画部長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
益満総務企画部長	1 3 4
東 孝志君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
東 孝志君	1 3 5
益満総務企画部長	1 3 5
東 孝志君	1 3 5
益満総務企画部長	1 3 5
東 孝志君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
東 孝志君	1 3 6
益満総務企画部長	1 3 6
東 孝志君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
東 孝志君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
東 孝志君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
東 孝志君	1 3 7

	宮路市長	1 3 7
	東 孝志君	1 3 7
	宮路市長	1 3 7
	東 孝志君	1 3 7
	益満総務企画部長	1 3 7
	東 孝志君	1 3 8
	益満総務企画部長	1 3 8
	東 孝志君	1 3 8
	宮路市長	1 3 8
	東 孝志君	1 3 8
	宮路市長	1 3 9
	田畑純二君	1 3 9
休	憩	1 4 5
	宮路市長	1 4 5
	田畑純二君	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	有村合併プロジェクト室長	1 4 8
	田畑純二君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	田畑純二君	1 4 8
	宮路市長	1 4 9
	田畑純二君	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	田畑純二君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	田畑純二君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	田畑純二君	1 5 1
	宮路市長	1 5 1
	田畑純二君	1 5 1
	宮路市長	1 5 1
	田畑純二君	1 5 1

宮路市長	1 5 2
池満 渉君	1 5 2
宮路市長	1 5 3
池満 渉君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
池満 渉君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
池満 渉君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
池満 渉君	1 5 7
宮路市長	1 5 7
池上総務課長	1 5 7
池満 渉君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
池満 渉君	1 5 8
宮路市長	1 5 9
田上消防本部消防長	1 5 9
池満 渉君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
池満 渉君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
池満 渉君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
池満 渉君	1 6 1
休 憩	1 6 1
池満 渉君	1 6 1
宮路市長	1 6 2
池満 渉君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
池満 渉君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
池満 渉君	1 6 3

田代教育長	1 6 4
池満 渉君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
池満 渉君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
田代教育長	1 6 5
畠中實弘君	1 6 6
宮路市長	1 6 7
田代教育長	1 6 9
畠中實弘君	1 7 0
田代教育長	1 7 0
畠中實弘君	1 7 1
田代教育長	1 7 1
畠中實弘君	1 7 1
田代教育長	1 7 1
畠中實弘君	1 7 1
田代教育長	1 7 1
畠中實弘君	1 7 2
田代教育長	1 7 2
畠中實弘君	1 7 3
田代教育長	1 7 3
畠中實弘君	1 7 3
宮路市長	1 7 4
畠中實弘君	1 7 4
宮路市長	1 7 5
畠中實弘君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
畠中實弘君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
畠中實弘君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
畠中實弘君	1 7 8

休 憩	1 7 8
西 薊 典 子 さ ん	1 7 8
宮 路 市 長	1 8 0
西 薊 典 子 さ ん	1 8 2
宮 路 市 長	1 8 3
西 薊 典 子 さ ん	1 8 3
樋 渡 市 民 福 祉 部 長	1 8 3
西 薊 典 子 さ ん	1 8 3
宮 路 市 長	1 8 4
西 薊 典 子 さ ん	1 8 4
宮 路 市 長	1 8 4
西 薊 典 子 さ ん	1 8 5
宮 路 市 長	1 8 5
西 薊 典 子 さ ん	1 8 5
富 迫 企 画 課 長	1 8 6
西 薊 典 子 さ ん	1 8 6
富 迫 企 画 課 長	1 8 7
西 薊 典 子 さ ん	1 8 7
富 迫 企 画 課 長	1 8 7
西 薊 典 子 さ ん	1 8 7
富 迫 企 画 課 長	1 8 7
西 薊 典 子 さ ん	1 8 7
樋 渡 市 民 福 祉 部 長	1 8 8
西 薊 典 子 さ ん	1 8 8
樋 渡 市 民 福 祉 部 長	1 8 8
西 薊 典 子 さ ん	1 8 9
散 会	1 8 9

第 4 号 (6 月 2 1 日) (水 曜 日)

開 議	1 9 4
日 程 第 1 一 般 質 問	1 9 4
漆 島 政 人 君	1 9 4

宮路市長	1 9 6
漆島政人君	1 9 9
宮路市長	1 9 9
漆島政人君	2 0 0
宮路市長	2 0 0
漆島政人君	2 0 0
宮路市長	2 0 1
漆島政人君	2 0 1
宮路市長	2 0 1
漆島政人君	2 0 2
宮路市長	2 0 2
漆島政人君	2 0 2
宮路市長	2 0 3
漆島政人君	2 0 3
宮路市長	2 0 4
漆島政人君	2 0 4
宮路市長	2 0 4
漆島政人君	2 0 4
宮路市長	2 0 5
漆島政人君	2 0 5
宮路市長	2 0 6
漆島政人君	2 0 6
富迫企画課長	2 0 6
漆島政人君	2 0 6
富迫企画課長	2 0 6
漆島政人君	2 0 7
宮路市長	2 0 7
漆島政人君	2 0 7
宮路市長	2 0 8
休 憩	2 0 8
出水賢太郎君	2 0 8
宮路市長	2 1 1

田代教育長	2 1 2
出水賢太郎君	2 1 3
宮路市長	2 1 3
出水賢太郎君	2 1 4
宮路市長	2 1 4
出水賢太郎君	2 1 4
宮路市長	2 1 4
出水賢太郎君	2 1 4
宮路市長	2 1 5
出水賢太郎君	2 1 5
宮路市長	2 1 5
出水賢太郎君	2 1 5
宮路市長	2 1 5
出水賢太郎君	2 1 5
宮路市長	2 1 6
出水賢太郎君	2 1 6
宮路市長	2 1 7
出水賢太郎君	2 1 7
宮路市長	2 1 7
出水賢太郎君	2 1 8
宮路市長	2 1 8
出水賢太郎君	2 1 8
宮路市長	2 1 8
出水賢太郎君	2 1 9
宮路市長	2 1 9
出水賢太郎君	2 1 9
宮路市長	2 1 9
出水賢太郎君	2 1 9
宮路市長	2 2 0
出水賢太郎君	2 2 0
宮路市長	2 2 0
休 憩	2 2 0

西峯尚平君	2 2 0
宮路市長	2 2 1
西峯尚平君	2 2 2
池上総務課長	2 2 2
西峯尚平君	2 2 2
池上総務課長	2 2 2
西峯尚平君	2 2 2
池上総務課長	2 2 2
西峯尚平君	2 2 2
宮路市長	2 2 2
西峯尚平君	2 2 3
宮路市長	2 2 4
西峯尚平君	2 2 4
宮路市長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
宮路市長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
樹土木建設課長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
樹土木建設課長	2 2 5
西峯尚平君	2 2 5
富迫企画課長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
宮路市長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 6
宮路市長	2 2 6
西峯尚平君	2 2 7
宮路市長	2 2 7
松尾公裕君	2 2 7
宮路市長	2 2 9
田代教育長	2 3 0
松尾公裕君	2 3 1

宮路市長	2 3 2
松尾公裕君	2 3 2
宮路市長	2 3 2
松尾公裕君	2 3 2
宮路市長	2 3 2
松尾公裕君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
松尾公裕君	2 3 3
宮路市長	2 3 3
松尾公裕君	2 3 3
田代教育長	2 3 4
松尾公裕君	2 3 4
田代教育長	2 3 4
松尾公裕君	2 3 4
休 憩	2 3 4
松尾公裕君	2 3 4
宮路市長	2 3 5
松尾公裕君	2 3 5
富迫企画課長	2 3 6
松尾公裕君	2 3 6
富迫企画課長	2 3 6
松尾公裕君	2 3 6
宮路市長	2 3 6
松尾公裕君	2 3 7
宮路市長	2 3 7
重水富夫君	2 3 7
宮路市長	2 4 0
重水富夫君	2 4 4
樹土木建設課長	2 4 4
重水富夫君	2 4 4
樹土木建設課長	2 4 4
重水富夫君	2 4 4

	外園産業建設部長	2 4 5
	重水富夫君	2 4 5
	外園産業建設部長	2 4 5
	重水富夫君	2 4 5
	宮路市長	2 4 6
	重水富夫君	2 4 6
	宮路市長	2 4 6
	重水富夫君	2 4 7
	宮路市長	2 4 7
	重水富夫君	2 4 7
	宮路市長	2 4 7
	重水富夫君	2 4 8
	宮路市長	2 4 8
	重水富夫君	2 4 8
休	憩	2 4 9
	重水富夫君	2 4 9
	宮路市長	2 4 9
	重水富夫君	2 4 9
	宮路市長	2 4 9
	重水富夫君	2 4 9
	宮路市長	2 5 0
	重水富夫君	2 5 0
	宮路市長	2 5 0
	重水富夫君	2 5 0
	宮路市長	2 5 0
	重水富夫君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	重水富夫君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	重水富夫君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	重水富夫君	2 5 2

宮路市長	2 5 2
重水富夫君	2 5 2
宮路市長	2 5 2
湯田平助役	2 5 2
重水富夫君	2 5 2
湯田平助役	2 5 3
重水富夫君	2 5 3
湯田平助役	2 5 3
坂口洋之君	2 5 3
宮路市長	2 5 5
坂口洋之君	2 5 7
宮路市長	2 5 8
坂口洋之君	2 5 8
宮路市長	2 5 9
坂口洋之君	2 5 9
宮路市長	2 5 9
坂口洋之君	2 5 9
宮路市長	2 5 9
坂口洋之君	2 6 0
宮路市長	2 6 0
坂口洋之君	2 6 1
宮路市長	2 6 1
坂口洋之君	2 6 1
宮路市長	2 6 1
坂口洋之君	2 6 2
宮路市長	2 6 2
坂口洋之君	2 6 2
宮路市長	2 6 2
坂口洋之君	2 6 3
宮路市長	2 6 3
坂口洋之君	2 6 3
宮路市長	2 6 3

	坂口洋之君	2 6 4
	宮路市長	2 6 4
	坂口洋之君	2 6 4
	宮路市長	2 6 5
	坂口洋之君	2 6 5
	宮路市長	2 6 5
	坂口洋之君	2 6 5
	宮路市長	2 6 5
	坂口洋之君	2 6 5
	宮路市長	2 6 6
	坂口洋之君	2 6 6
	宮路市長	2 6 6
	坂口洋之君	2 6 6
	宮路市長	2 6 7
	坂口洋之君	2 6 7
	宮路市長	2 6 7
	坂口洋之君	2 6 7
	宮路市長	2 6 8
休	憩	2 6 8
	鳩野哲盛君	2 6 8
	宮路市長	2 6 8
	鳩野哲盛君	2 6 9
	宮路市長	2 6 9
	鳩野哲盛君	2 6 9
	宮路市長	2 6 9
	鳩野哲盛君	2 7 0
	宮路市長	2 7 0
	鳩野哲盛君	2 7 0
	宮路市長	2 7 1
	鳩野哲盛君	2 7 1
	宮路市長	2 7 1
	鳩野哲盛君	2 7 2

宮路市長	272
鳩野哲盛君	272
宮路市長	273
鳩野哲盛君	273
福田財政管財課長	273
鳩野哲盛君	273
宮路市長	274
鳩野哲盛君	274
宮路市長	274
鳩野哲盛君	274
宮路市長	274
鳩野哲盛君	275
散 会	275

第5号（6月29日）（木曜日）

開 議	282
日程第1 議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更について（総務企画常任委員長報告）	282
田丸総務企画常任委員長報告	282
日程第2 議案第83号市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）	283
松尾産業建設常任委員長報告	283
日程第3 議案第84号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	283
日程第4 議案第85号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	283
日程第5 議案第86号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	283
日程第6 議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	284
日程第7 議案第88号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について（総	

	務企画常任委員長報告)	284
日程第8	議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第9	議案第90号日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第10	議案第91号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第11	議案第92号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第12	議案第93号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第13	議案第94号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第14	議案第95号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第15	議案第96号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第16	議案第97号日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第17	議案第98号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第18	議案第99号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第19	議案第100号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第20	議案第101号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第21	議案第102号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284
日程第22	議案第103号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について(総務企画常任委員長報告)	284

日程第 2 3	議案第 1 0 4 号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 8 4
日程第 2 4	議案第 1 0 5 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	2 8 4
	田丸総務企画常任委員長報告	2 8 5
	坂口ルリ子さん	2 9 0
	田丸総務企画常任委員長	2 9 0
	坂口ルリ子さん	2 9 0
	田丸総務企画常任委員長	2 9 0
	坂口ルリ子さん	2 9 0
	坂口ルリ子さん	2 9 1
	田丸総務企画常任委員長	2 9 1
	坂口ルリ子さん	2 9 1
	田丸総務企画常任委員長	2 9 1
	坂口ルリ子さん	2 9 1
	田丸総務企画常任委員長	2 9 1
	漆島政人君	2 9 2
	池満 渉君	2 9 2
	漆島政人君	2 9 4
	東 孝志君	2 9 4
休	憩	2 9 6
	漆島政人君	2 9 6
	花木千鶴さん	2 9 6
	漆島政人君	2 9 7
	上園哲生君	2 9 7
日程第 2 5	議案第 1 0 6 号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）	2 9 9
	田畑教育文化常任委員長報告	2 9 9
日程第 2 6	議案第 1 0 7 号平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）（各常任委員長報告）	3 0 1
	田丸総務企画常任委員長報告	3 0 1
	長野環境福祉常任委員長報告	3 0 4

	松尾産業建設常任委員長報告	305
	田畑教育文化常任委員長報告	306
休 憩		308
	坂口ルリ子さん	308
	田丸総務企画常任委員長	309
	坂口ルリ子さん	309
	田丸総務企画常任委員長	309
	坂口ルリ子さん	309
	田丸総務企画常任委員長	309
	坂口ルリ子さん	309
	坂口ルリ子さん	311
	鳩野哲盛君	311
	漆島政人君	311
日程第27	議案第108号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	312
日程第28	議案第109号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	312
	長野環境福祉常任委員長報告	312
日程第29	議案第110号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	313
	松尾産業建設常任委員長報告	313
日程第30	議案第111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	314
日程第31	議案第112号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	314
	田丸総務企画常任委員長報告	314
	漆島政人君	315
	池満 渉君	315
日程第32	議案第113号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	316
日程第33	議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	316

日程第34	議案第115号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）（環境福祉常任委員長報告）	316
	長野環境福祉常任委員長報告	316
	漆島政人君	317
日程第35	議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）	318
	松尾産業建設常任委員長報告	318
日程第36	議案第117号新宮団地1号棟新築建築工事請負契約の締結について	318
	宮路市長提案理由説明	319
	外園産業建設部長	319
	池満 渉君	320
	湯田平助役	321
	福田財政管財課長	321
	外園産業建設部長	322
	池満 渉君	322
	宮路市長	322
	池満 渉君	322
	宮路市長	322
日程第37	陳情第1号日置市老人はり、きゆう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書（環境福祉常任委員長報告）	323
	長野環境福祉常任委員長報告	323
	坂口ルリ子さん	324
休 憩		324
	坂口ルリ子さん	325
	梶 康博君	325
	坂口洋之君	325
休 憩		326
日程第38	請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書（総務企画常任委員長報告）	326
	田丸総務企画常任委員長報告	326
	坂口ルリ子さん	327
	田丸総務企画常任委員長	327

坂口ルリ子さん	3 2 7
日程第 3 9 請願第 5 号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書（産業建設常任委員長報告）	3 2 7
松尾産業建設常任委員長報告	3 2 7
日程第 4 0 意見書案第 3 号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書	3 2 8
松尾産業建設常任委員長趣旨説明	3 2 8
日程第 4 1 陳情第 2 号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書	3 2 9
日程第 4 2 行財政改革調査特別委員会の設置について	3 2 9
休 憩	3 3 0
日程第 4 3 閉会中の継続審査の申し出について	3 3 0
日程第 4 4 閉会中の継続調査の申し出について	3 3 0
日程第 4 5 議員派遣の件について	3 3 0
日程第 4 6 所管事務調査結果報告について	3 3 0
閉 会	3 3 1

平成18年第3回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
6月 8日	木	本 会 議	議案上程、質疑、表決、付託
6月 9日	金	委 員 会	総務企画・環境福祉・教育文化
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	委 員 会	総務企画・産業建設
6月13日	火	委 員 会	総務企画・連合審査委員会
6月14日	水	委 員 会	総務企画
6月15日	木	休 会	
6月16日	金	休 会	
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	本 会 議	一般質問・（環境福祉・産業建設・教育文化委員会）
6月20日	火	本 会 議	一般質問
6月21日	水	本 会 議	一般質問
6月22日	木	休 会	
6月23日	金	休 会	
6月24日	土	休 会	
6月25日	日	休 会	
6月26日	月	休 会	
6月27日	火	休 会	
6月28日	水	休 会	
6月29日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 3号	平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
同意第 1号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 2号	日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

- 承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分（平成17年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて
- 議案第 78号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 議案第 79号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更に関する協議について
- 議案第 80号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 議案第 81号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 82号 市有財産の取得について
- 議案第 83号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 84号 日置市健康交流館ゆーふる吹上に係る指定管理者の指定について
- 議案第 85号 日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について
- 議案第 86号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 87号 日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について
- 議案第 88号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 89号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
- 議案第 90号 日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 91号 日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 92号 日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 93号 日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 94号 日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 95号 日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 96号 日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 97号 日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 98号 日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 99号 日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 100号 日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について
- 議案第 101号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 102号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係

る指定管理者の指定について

- 議案第103号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
- 議案第104号 日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第105号 日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第106号 日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第107号 平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第108号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第110号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第111号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第112号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 新宮団地1号棟新築建築工事請負契約の締結について
- 請願第2号 「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書
- 請願第3号 JR九州に係る支援策の継続を求める請願書
- 請願第4号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願書
- 請願第5号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書
- 請願第6号 出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書
- 陳情第1号 日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書
- 陳情第2号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書
- 意見書案第3号 日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書

第 1 号 (6 月 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 3号 平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 7	同意第 2号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 8	承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 9	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第10	承認第 3号 専決処分（平成17年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて
日程第11	議案第 78号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
日程第12	議案第 79号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第13	議案第 80号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第14	議案第 81号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第15	議案第 82号 市有財産の取得について
日程第16	議案第 83号 市道の路線の認定、変更及び廃止について
日程第17	議案第 84号 日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について
日程第18	議案第 85号 日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について
日程第19	議案第 86号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附属施設に係る指定管理者の指定について
日程第20	議案第 87号 日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について
日程第21	議案第 88号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第22	議案第 89号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定につ

いて

- 日程第 2 3 議案第 9 0 号 日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 9 1 号 日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 9 2 号 日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 9 3 号 日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 9 4 号 日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 9 5 号 日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 9 6 号 日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 9 7 号 日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 9 8 号 日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 9 9 号 日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 0 0 号 日置市宮公衆浴場に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 1 0 1 号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 1 0 2 号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 1 0 3 号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 1 0 4 号 日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 1 0 5 号 日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 1 0 6 号 日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 1 0 7 号 平成 1 8 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 0 8 号 平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 0 9 号 平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 1 0 号 平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 4 議案第 1 1 1 号 平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 5 議案第 1 1 2 号 平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 6 議案第 1 1 3 号 平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 7 議案第 1 1 4 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 8 議案第 1 1 5 号 平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 9 議案第 1 1 6 号 平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 0 請願第 2 号 「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書
- 日程第 5 1 請願第 3 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める請願書

- 日程第 5 2 請願第 4 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願書
- 日程第 5 3 請願第 5 号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書
- 日程第 5 4 請願第 6 号 出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書

本会議（6月8日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
税務課長	瀬川利英君	合併プロジェクト室長	有村芳文君

福祉課長 豊 辻 重 弘 君
教育総務課長 山之内 修 君

土木建設課長 樹 治 美 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成18年第3回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、梶康博君、坂ロルリ子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの22日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。平成18年2月14日から2月17日にかけて実施された市内4地域の商工会、社会福祉協議会支所、自治会活性化事業、集会等施設建設整備事業、花き生産組合など財政援助団体に係る定期監査の結果について、2月27日から2月

28日にかけて実施された徳重土地区画整理事業濱川原橋上部工事、永吉一般住宅2号棟建設工事など、工事関係に係る随時監査の結果について、3月7日から8日にかけて実施された日置市消防本部及び介護保険課の定期監査について、2月23日、3月23日、4月24日、4月26日及び5月22日、5月23日に実施された、平成17年度及び平成18年度分に係る例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

3月から主要な行政執行の経過につきましてご報告申し上げます。

3月16日、株式会社アイ・ケイ・フーズと立地協定を締結しました。場所は、日置市吹上町中原の亀原工業団地で、地域における雇用の創出、活性化はもとより、地域経済の浮揚・発展に大きく貢献するものと期待しております。

5月20日には、日置市発足1周年記念式典を実施しました。議会の皆様を初め、行政関係者、姉妹都市、市内関係者など、多くの皆様方のご臨席を賜り心より感謝いたしました次第でございます。合併から1年が経過しました。財政の健全化が目下最大の行政課題になっておりますが、日置市の地理的特性、歴史や自然との調和を生かした「ふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現に向け、これからも精進していく所存でございます。

以下、お手元に5月27日までの報告書を差し上げてありますので、これでご了承をお願いいたします。

△日程第5 報告第3号平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、報告第3号平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第3号は、平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成17年度日置市繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、農林水産業関係2件、土木関係5件、教育関係2件、災害復旧関係2件であります。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから報告第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

繰越明許費の着眼点の中に、繰り越した理由は納得できるものがあるかということでございますので、この点につきまして1点だけお尋ねいたします。

というのが10款の教育費の中で、上市来中学校の屋内運動場施設の繰越明許がございまして。実はこの件につきましては工期が3月の末で、一応工期を契約されておったわけでございます。普通業者と契約する場合は、工期を守るというのが鉄則ではないかという気がいたします。それを繰越明許費にかえたという理由についてお尋ねいたします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

上市来中学校の屋内運動場の建設事業の繰越明許の理由でございますが、この事業は合併後、日置市として整備をしたものでございまして、予算が成立いたしましたから、これまでの既存の体育館を取り壊して着工をいたしましたわけでありまして。着工後、基礎工事におきまして岩盤が出てくるという大変杭工事に時間を費やしたということと、それから、12月の天候不良によりまして作業が遅れたということ、さらに、屋根の鉄骨資材の納期が北陸地方の寒波といえますか、それによりまして影響がありまして、ほかの工事との重複の作業ができなかったというようなこととございました。このために工期内に完了ができなくなって、繰越明許をお願いをしたというものでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

契約というものは工期を守るというのが非常に大切な事項じゃないかという気がいたします。よって、契約の時点で一応その辺の期間を、工期を確認し、あらゆる事情が確認された上で、業者としても、それを守りますということで契約があるんだろうと思うんです。よって、こういうふうな問題については、よっぽど大地異変がない限りは契約のこういう変更というのはあってはならない事項だと思います。というのが、今後あらゆる問題で事例を作って、事例になってしまったら困るのではないかという気がいたしますので、今後ともに契約については工期を守るということは絶対条件であるということを再度お尋ねいたしますけれども、その辺についてはどうしてお考えでしょうか。総務部長でもいいです。契約についての考え。

○総務企画部長（益満昭人君）

契約時点ではそういうことで、非常に尊重

しなければならぬわけですが、諸般の事情によりやむを得ないということで、3月の議会のときに繰り越しをお願いしたという事情があったわけございまして、今後は業者をそういうことがあっても、できるだけ契約に基づいた期間を守るようにということは指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（漆島政人君）

今回11件の明許繰越が出てるわけですが、この中の学校施設、上市来中学校と、あと伊集院中学校、これの繰越額についてちょっとお尋ねします。伊集院中学校につきましては、2月の臨時議会で補正予算が出されて、そのときに繰越明許の手続もされてますよね。そのときには本体の工事費と一緒に管理委託費、これが700万円出てますよね。そして、今回報告の時点では、これが約1億円ぐらいた下がって報告になってるわけです。

それと、あと上市来中学校については3月議会で明繰の手続がなされてます。そのときの金額と今回報告に出された金額とでは約5,000万円ぐらいたまた少なくなってるわけですよね。土木関係については細かく明繰の最終的な補正が減額、増額にしろ、最後の金額まできちんと補正手続をされてるわけですが、この2つについてはその補正手続はされないで、即報告になってるわけですが、こういった手続方法でいいわけですかね。結局、議会は明繰の補正については何も審議してないということになるんじゃないかと思うんですけど、このことについてお尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（福田秀一君）

繰越明許費の考え方でございますけれども、一応限度額を設定して議決をいただいておりますので、その範囲内で一応執行しているということでございますので、この方法でいいんじゃないかというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

限度額を決めると言われるわけですが、3月議会の最終日までに工事契約等の締結等についての議案も出されてるわけですよね。その段階で最終的な工事金額の明繰する金額の見通しというのは、ある程度細かいところまで出てくるはずですよ。これが5,000万円も1億円もいやその範囲、このやり方で、上限決めてやりゃいいんだと言われるかもしれないんですけど、1億円も5,000万円も違うような数字が出てくるのにそれでいいものですかね。土木なんかは、災害なんかについては、まさに本当ぎりぎりまで相当押し詰まってくる工事だと思うんです。それでさえも細かな1,000円単位のところまで細かく補正をかけて手続をされてるわけですよ。なぜ学校関係だけが。

それと、あと伊集院中学校の管理委託700万円、これ2月の明繰では、手続では700万円は出てるわけですが、今回はこれなくなってるわけですよね。これはどこに含まれてるのか、もう一回このことについてお尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時17分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、ただいまのご質疑にお答え申し上げますが、伊集院中学校のグラウンド場の補正を3月議会で4億3,130万6,000円計上いたしております、この限度額内で組まれておるといふことをごさいますので、このやり方でいいというふうにごさいます。

○11番（漆島政人君）

やはり繰越明許費については3月の年度が変わる最後のころまでにその事業の内容、そして、事業費のある程度細かく確定した、そういうところまできちんと議会の方に提案して議会の議決を得るべき事項じゃないのかなと、私はそう認識するわけです。1億も5,000万円も枠外であるといえ、結局、補正予算を議会の審議なしに通っていったと、そういうふうな見方になるんじゃないかと、そういうふうな疑問を抱くわけですけど、そのことと、先ほど言いました管理委託の部分については、これは今度は、2月では分けて提案されてたわけですけど、今回は一緒にされたのか、このことをお尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時21分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（福田秀一君）

繰越計算書の伊集院中学校屋内運動場建設事業の事業費が3億3,395万3,000円となっておりますが、この内訳が、工事費が3億2,838万8,000円、それと、委託料が556万5,000円でございます。合計で3億3,395万3,000円ということでございます。

それと、繰越明許費の設定の仕方でございますけれども、議員のおっしゃるよう余り

にも開きがあるんじゃないかということをごさいます、これは執行しました執行残とか出てくるわけですけれども、今後はそういう補正、専決あたりで落とせるものは落としていきたいと、調整していきたいというふうにごさいます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

△日程第6 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第6、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員である三窪滋男氏の任期が平成18年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き、後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

三窪氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

三窪先生がどうこうということじゃなくて、基本的なことなんです、たしか教育委員になられたのは、一番初めは平成6年ですよ。そして、吹上でし、日置市でして、今度は何期目かわかりませんが、10年を超えていますね。同じ人がね。

それで、たしか前の議会でもいろんなのが、余り同じ人が長いのは良くないんじゃないかというようなことを言って、基本的には5年とか、いろいろおっしゃいますが、今度これを承認したら、今からあと4年間するのか1年なのか、そして、三窪先生のほかに誰か考えなかったのか、そこ辺を質問いたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今回の選任同意につきましては、教育委員でございますので4年間と。合併特例におきまして1年と、それぞれ1年、2年、3年、4年と人によって今回の場合は違ったようでございます。ご指摘のとおり、三窪氏につきましては今まで長い経験がございますけど、合併した直後を含めた中でございましたので、教育委員会ともいろいろ話をさせていただきまして、今回までは三窪氏が適当じゃないかなというご意見の中で集約できましたので、議会の方に提案するわけでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

たしか計算したら、今が72歳ですよ。やめるときは76歳ですね。ほかには考えなかったのかということには、答弁はなかったわけですが、ある人が「5年たちましたからやめてください」と言われて、「へえ、吹上は三窪さんで、わっぜえなげすってなあ」って、こういうような声も私の耳には届きましたね。

だから、これを見て、ああやっぱりあの人が言ったのは本当だった。またあと4年されるのかと。今、各町に1人ずつだから、吹上

者に該当がいなかったのかなと思ったりするわけですけども、余り1人の人が長くするということは、基本的には5年と言われたのが、何が5年だったのか、教育長、教育委員は別だったのか、公民館長、児童館長、そのほかののは5年だったのか。基本的に天下りは——これ天下りと言うかどうかわかりませんが、5年とたしか議会で言われたんですね、教育次長が。その5年はどこに採用して、この教育委員には5年は関係ないのか、そこ辺をお答え願います。

○教育長（田代宗夫君）

せんだって議会でお答えいたしましたのは、市の社会教育指導員についてお答えをいたしました。社会教育指導員の方は、これまではどちらかという学校の教員を退職された方ということでもらっておりますので、一応これからは基本的には5年ということをお願いしたいということをお話を申し上げたところです。

○18番（坂口ルリ子さん）

社会指導委員だけが5年という基本線があって、ほかののは基本線はなくて、本人がすると言えば、いつまでもさせるのかですね。私も前、議員になってから、私の恩師の、もう亡くなられましたけれども、坂元貞夫先生って方が80近くまでして、「もうルリ子、俺はてせたつどん、やめさせんなよ。やめるよう言うてくれよ」っていうような言葉もあるぐらい高齢な人が1回なったら本当に長く長くして、後進に道を譲るという言葉はどこにあるんだろう、伊集院町にはないなと私は思ったことがあったんですが、やはり同じ人を長く長くさせないで、入れかえることが「風格ある教育の町」には適しているんじゃないかと思えます。これは要望です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第7 同意第2号日置市固定資産
評価員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第7、同意第2号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

前任者の人事異動に伴う辞任により、後任の固定資産評価員に瀬川利英税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規

定により、議会の同意を求めるものであります。

経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第8 承認第1号専決処分（日置
市税条例の一部改正）につ
き承認を求めることにつ
いて

△日程第9 承認第2号専決処分（日置
市国民健康保険税条例の一
部改正）につき承認を求め

ることについて

△日程第10 承認第3号専決処分（平成17年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第8、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、日程第9、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第10、承認第3号専決処分（平成17年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布されたことに伴い、急施を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に公布されたことに伴い、急施を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

以上、2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

次に、承認第3号は、専決処分（平成17年度日置市一般会計補正予算（第11号））につき承認を求めることについて

であります。

地方債の確定等により、急施を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億2,548万7,000円としました。

繰越明許費補正では、土木費の道路橋梁費、地方道路整備臨時交付金事業の繰越明許費を3,264万3,000円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、現年補助公共土木施設災害復旧費を484万4,000円にそれぞれ追加補正いたしました。

歳入の主なものでは、地方譲与税で、所得譲与税165万4,000円の増額、自動車重量譲与税936万円の増額、地方道路譲与税871万円の減額により230万4,000円を増額計上いたしました。

利子割交付金では83万1,000円を減額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のために財政調整基金繰入金3億4,707万5,000円の減額、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金196万1,000円の減額、特別養護老人ホーム事業特別会計繰入金1,000万1,000円の減額により3億5,903万7,000円を減額計上いたしました。

諸収入では、老人保健審査一部負担金の大腸がん検診一部負担金16万4,000円を増額計上いたしました。

市債では、総務債の無線システム普及事業、農林水産業債の県営中山間地域総合整備事業、県営農地侵食防止事業、県営老朽ため池等整備事業、林道舗装事業、漁港高度利用促進対策事業、漁港環境整備事業、広域漁港整備事業、江口浜海浜公園整備事業、県営かんがい排水事業、県営広域農道整備事業、土木債の一般単独事業、市道整備事業、地方特定道路整備事業、都市公園整備事業、土地区画整理

事業、教育債の屋内運動場建設事業、一般単独事業、社会教育施設整備事業、社会体育施設整備事業、消防債の消防施設整備事業、災害復旧債の現年補助農地農業用施設災害復旧事業、現年補助公共土木施設災害復旧事業の追加配分・事業費確定等により3億5,740万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、承認第1号及び承認第2号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、3月31日で国会の議決がありまして、即時公布されたものでございまして、急施を要したということでございます。そういうことで、先ほどの全協でも若干ご説明を申し上げました。そういうことでお手元にA4版の5ページからなる資料を配付してあると思いますが、そちらの方が概要説明ということですので、この条例を逐次言っでは何もわかりませんので、そちらの方で説明をさせていただきます。これも概要の概要ということでございまして、私が今から申しますことも概要でございますけれども、そのつもりでお願いしたいと思います。

まず、地方税法の一部改正する法律（法律第7号）が3月31日に公布されたことに伴いまして、4月1日付で日置市税条例及び日置市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をさせていただいたところでございます。

まず初めに、個人の市民税でございます。

概要のところ、上の段にございますが、そこをちょっと説明いたしますが、1点目は、いわゆる三位一体改革の一環といたしまして国庫補助金等の見直しがございますが、これの所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲というのが国のレベルでは言われております。現在、3段階に区分されております

個人の市民税の所得割の税率を一律6%にすると、平準化するというものでございます。

お手元の資料では資料の2ページ目の1段目及び2段目になりますけれども、改正法の施行では、これは平成19年の4月1日から施行ということになりますので、18年度の課税には直接関係ございません。これによりまして平成19年度の市民税は17年度と単純に試算、比較いたしますと約5億円程度の増額が見込まれるのではないかと考えております。

なお、この中には後ほど申しますが、定率減税の廃止というのがありまして、これが2分の1が今年またありまして、来年から完全廃止になるわけですが、その増額分が約1億4,000万円程度見込まれるのではないかと思います。それも含んでいることでございます。そういうことで、このような大規模の税源移譲につきましては、現行の地方税法が昭和25年に制定されて以来、初めてのことでございます。

それから、先ほど申しましたとおり、2点目でございますが、これにつきましては定率減税でございます。定率減税につきましては、経済状況の改善等を踏まえまして、平成18年度課税分をもって廃止するものでございまして、所得税につきましては、既に今年からされておりまして、今年からは市民税の方も2分の1の定率減税が廃止されたということで課税されております。

それから、資料は5ページの上から2段目でございますが、この定率減税の廃止も19年度から措置になります。これとちょっと重複いたしますが、先ほど説明したとおり、17年度と比較した場合は約1億4,000万円程度の増額が見込まれるのではないかと考えております。

それから、市民税の関係の第3点目でございますが、地震災害に対する個人資産の保全

を促進するという観点から、現行の損害保険料控除を組み替えまして、地震保険料控除というのを創設するものでございます。資料は1ページの一番下の段になりますが、この控除が創設されますと、平成17年度と比較いたしまして平成20年度で約620万円程度の減収になるということでございます。これの施行は、20年度からでございます。

次に、4点目でございますが、生活保護基準等の改正に伴いまして均等割の限度額の引き下げがありました。これは資料の1ページの1段目でございますが、これが17万6,000円から16万8,000円に限度額を引き下げて課税ベースを広くしたということでございます。

それと、2ページの一番下に説明してございますが、所得割の課税限度額の引き下げ「35万円」を「32万円」に、これも課税ベースを引き下げるものでございます。これが4点目の主なものでございまして、このほかに老年者控除の廃止に伴う経過措置、それから、住宅借入金等の特別控除、土地の譲渡に係る事業所得等に係る特例、それから、長期譲渡所得に係る特例、短期譲渡所得に係る特例、株式、それから、上場株式等に係る特例、それから、先物取引に係る雑所得に係る特例等それも資料に掲載してございますが、そういう改正がございます。

それから次に、2番目がたばこ税についてでございますが、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみまして、平成18年7月1日から旧3級品以外の市のたばこ税が1,000本当たり現行の「2,977円」から「3,298円」に引き上げられます。

それから、旧3級品のたばこ税を「1,412円」から「1,564円」に引き上げるものでございます。これにつきましては資料の2ページの3段目に書いてございませうけれども、これによりまして18年度と

17年度を比較いたしますと約700万円程度の増収が見込まれるのではないかと思います。

次に、大きな2番目でございますが、固定資産税に係る分でございます。

まず、1点目でございますが、宅地に係る負担調整措置につきまして、負担水準の低い土地に係る当該年度の課税標準額につきましては、一定の上限に達するまで、これまで1.2とか1.25とか、そういうパーセントで上昇率がございましたけれども、今回の改正で5%を超えた額ということで、負担水準の平均が5%に統一しているところでございます。

それから、資料は3ページの3段目でございますが、この改正によりまして土地の税額は一応3,200万円程度増加いたします。しかし、家屋の税額が経年減点補正という調整によりまして減額となっております。そういうことで、18年度の固定資産税につきましては、17年度と比較すると4,800万円程度減収の見込みでございます。

固定資産税の2点目でございますが、耐震基準を満たしていない住宅の自発的な耐震改修を促進するため、住宅の耐震改修を行った場合に当該住宅に係る固定資産税額を一定期間の2分の1に減額する制度を今回創設するものでございます。資料につきましては3ページの2段目でありますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、地方税法の市税に関するものについては以上でございますが、次の承認第2号の国民健康保険税関係でございます。

資料は5ページに入れてございますが、まず、1点目でございます。介護給付費の増加が見込まれる中で、介護納付金課税限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げたものでございます。この改正により影響を受ける世帯は約40件程度だろうと考えております。

それから、2点目でございますが、個人住民税における公的年金等の控除額及び老年者控除の廃止に伴いまして国民健康保険税の負担が増加する高齢者に対しまして軽減判定基準額の激変緩和措置というのがありまして、公的年金の所得割の激変緩和の創設となっております。具体的には65歳以上の公的年金控除額がこれまでの「140万円」から「120万円」に低くなりましたことから、20万円の所得金額が増加するということとなります。このために18年度においては経過措置といたしましてその3分の2に当たる13万円、19年度においてはその3分の1に当たる7万円というものを所得金額から控除するというのが経過措置でございます。

以上が概要の主なものでございまして、以上、市税の条例及び国民健康保険税の概要についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について質疑を行います。

まず、承認第1号について質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

5月26日の新聞に旧伊集院町の国保とあれが取り過ぎだというようなことを聞いているので、私たちもこんなにはちょっと反応するんですけども、国保の今、説明の中に均等割と所得割の説明はありましたが、資産割とか、そんなのはちょっとなかったように思います。

それと、まとめて質問しますね。5億円増額とか、1億円幾ら増額とか何とかおっしゃいますが、これは住民にとっては税が重くなっていくということなんでしょう、そこを。

それから、税制改正がちょいちょい、昭和25年から、これは何十年かぶりとおっしゃいましたけれども、よく税制改正はあると思うんですが、そのたびに住民の暮らしはどう

なるのかということを私は心配するんですよね。法人にしても、個人にしても、何にしても、本当に重税に喘いでいるが庶民じゃないかと思うわけですよ。

だから、そんなところを、住民にとってこんな人たちは、何か該当者は40件とかおっしゃいますけれども、どんな人たちが具体的にどんな負担が重くなるのか、そこを知りたいわけですよ。私もここをいっぱい読んでみますけど、本当に私の能力でも理解できないようなことがあるので、要約して、住民の暮らしにとってどんな影響が起こるのか、重税、税が重くなるのはどんな人たちがどんな程度か、そんなところを要約して。

それから、この間の――一般質問でそれは言います。一般質問にかかわって固定資産税のことはありましたので、資産割が1年前に申し入れた奥さんは、資産割が大き過ぎておかしいと思って税務課に来られたんですね。だから、資産割のところは今、説明には抜けてましたので、お願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、承認1号についてだけ、市税についてだけ一応答弁させていただきますので。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、いいです。

○総務企画部長（益満昭人君）

私がちょっと25年以来の改正と申しましたが、国レベルで地方に3兆円税源移譲をするということでございまして、基本的には国民が納める税金は一緒でございまして、国が取るべき税収を地方に3兆円は移譲しますということでございますので、その点については、一国民は増税はないという認識でよろしいと思います。

それから、固定資産、第2点目は、大きなやつは国民健康保険のことでしたから、以上です。（「まとめて」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

いや、承認1号ずつからです。いいですか、それで。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。

○議長（宇田 栄君）

はい。ほかに質疑はありませんか。

○11番（漆島政人君）

私もこの議案を最初いただいたときにすごく別紙資料のこれを読んだけど、すごくわかりにくかったわけですね。ところが、今朝来たら、こういう比較できる資料が出てました。これだったら我々でも幾らかわかりやすいんじゃないかなと。

そこで、何を言いたいかといいますと、ちょっとありました、さきに坂口さんからもありましたけど、さきに住民から固定資産を超過して税を取ったと、そういった問題も出てます、既に。

だから、そういうことで、今回は合併をした後だけに、国の法に基づいて自分たちの税が変わっていくのか、合併によって市が上げた税金なのか、物すごく住民の方が混乱をされるところがすごく多いと思います。例えば、1つ、所得税の改正、3段階の税率「一律6%」って書いてあるわけですけど、新聞等においては、これ「10%」って書いてあるわけですよ。これあと4%はどういうことなんだ。これは県の分があと4%なんですよ。そういう点、物すごく定率減税にしても、今、半額減税をやっていると、物すごく複雑になってるわけです。そういうことで、合併がもたらした増税じゃないんだということの、そういった誤解を招かないための策、誤解を招かないために、それが一つ。

あともう一つは、さきに税金を、固定資産を余計取ったと、そういうのを再度そういった問題が出ないように行政と住民が両方でチェックできるような体制をつくっていくためにも、もう既に専決されてから2カ月たって

るわけですけど、広報誌、ホームページ、できればお知らせ版等ページ数を増やしてでも、住民の方がよくわかるようにやはり情報提供をしていくべきではないかと思うんですけど、そういった対応はなされたのか、このことについてお尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

固定資産税は合併がもたらした云々というふうな話だったかと思えますけれども、基本的には地方税法の方が国会の方で既決されておまして、すべての地方税は国の方で決まっているというふうな形になってまいりますので、合併をしたから云々というふうなのは、現段階では違うのではないかなというふうに考えております。

それから、固定資産税の問題が出ましたけれども、いわゆる行政の方と住民の方とのチェックする体制というふうなことでございましたが、もうかなり以前からある程度自分の税等については確認していただきたいというふうなこともありまして、課税明細書の送付とか、それから、閲覧の期間とかというふうなものも設けましてやってはきているんですけども、今回残念ながらああいうふうな形になってまいりまして、本当に申しわけなく思っているところであります。今後におきましては、今回の税制改正の中身等につきまして、また、そういうお知らせ版等を使って税制改正の中身も知らせるべきものもたくさんあると思っておりますので、そういうふうなものも検討していきたいというふうに考えております。

○総務企画部長（益満昭人君）

それで、ちょっと補足説明いたしますが、先ほど一律6%ということで、これは今回の改正は市民税でございますので、地方税の中で県民税と市民税がございまして、残り4%が県民税の部分ということでございまして、

私どもが及ぼす部分についてはこの6%分が改正の対象になると、そういうことで、そこ辺もまた今、税務課長が申しましたとおり、広報誌等の中で十分周知してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（漆島政人君）

当然市の税条例ですから、その4%は関係ないわけですけど、やはり住民は新聞等で10%という、そういう認識を持つてる人もいらっしゃると思うんです。

それと、税務課長の方で合併をしたことによってじゃないんだ、国が変えたからだと言われるわけですけど、私はそういうことじゃなくして、合併がもたらしてこういうふうになったんじゃないかというような誤解が生じるといけないから、やはりきちんとですね。

そして、市の条例では6%だけど、これに、新聞等ではこうだけど、4%もこうやって10%というのは新聞等では出てるんですよ。要するに、丁寧に情報を提供してやることがやはり行政の大事な役割じゃないかなど。

それと、先ほど税務課長の方は確認をしてくださいということは言っていたけれど、確認をするための資料として余計ページ数は増えても、ホームページやらお知らせ版、そういうので確認するための資料として情報をいっぱい出していくべきじゃないですかと、大幅な税制改正だけにやっていくべきじゃないですかと、そういうふうに申し上げたわけです。そのことが課長はわかっていただけですか、このことをお尋ねいたします。

○税務課長（瀬川利英君）

はい。おっしゃるように非常に昭和25年以来の、国の方でもそういうふうになってますので、大きな改正というふうな形になってますので、可能な限り、できるだけ内容を丁寧に報告していきたいというふうに思いま

す。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

今、お話が、質疑が出ましたけれども、私も議案を提案されたとき、この議案書をいただいたときにはこの改正、それから、後ほどの部分もそうですが、条例を比較をして読んだときに非常にわかりにくかったと。もしかしたら、これまで議会の中で、さまざまな条例の改正で、わかりにくいのがために議会も余り内容を理解せずに通してきた部分もあるんじゃないかということで反省をしておりました。そういう意味で、けさ詳しいのを出していただきましたけれども、これらも実は議案送付と同時に出していただければ、もっと勉強もしやすかったということを要望しておきます。

1つお尋ねをいたしますが、市民税、あるいは固定資産税など改正によって幾らか負担がふえるということがありました。この内容として地方と国の税の負担を変えていくんだということで、税源移譲ということがあります。具体的にこの段階で見たときに、日置市の我々が住民として負担を幾らかふやしていくと、そしたら税源移譲というのであれば、実は国税というように国に納める分が減るだろうというのは当然ですよ。目に見えてどうか、幾つか実際国税の分では減りますよというような部分で、情報としてわかっている部分があればお示しをいただきたい。といいますのは、市民の方々に私どもも議会の報告として、このようなことで市民税が上がりますが、実は皆さんにとっては国税の部分でこういったことも下がりますよということ、詳しくはもちろん勉強いたしますけれども、現段階で総務部長、あるいは税務課長の方でわかっている部分があればお示しをいただきたいと思います。この1点だけでございます。

○税務課長（瀬川利英君）

ただいまのご質問の件ですけれども、一番身近な部分で言いましたら、国税、所得税が一番中心になってるかと思えます。所得税の方の部分を今回減らしまして、住民税の方をふやすという形になってまいります。例えば、国税の所得の場合で330万円以下の所得の場合には税率「10%」でしたけれども、今回は195万円以下の部分は「5%」というふうな形に、国税を減らして、住民税の方をふやしていくというふうな形になっております。

それから、330万円を超え900万円以下の部分は、これまで「20%」の税率でしたけれども、これが195万円から330万円までは「10%」とするというふうにそれぞれ累進税率がありますけれども、国税の負担部分を減らしてやって住民税の方をふやしていくというふうなのが、今回の一番大きな税源移譲の中身ではなかろうかなというふうに思います。その他、所得控除の部分、そういうふうなものが先ほど出ましたように地震保険料控除の創設とか、そういうものがあるようでございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○16番（池満 渉君）

詳細について私もまた答弁をいただいたことをしっかりと勉強していきたいと思えますが、では、この日置市において今、国、あるいは市の税金を逆転をさせるということが実態としてどのようになるのか、詳細に計算をしなければわかりませんが、それぞれの自治体の産業構造やらによってまた違う部分も出てくると思えますが、大体日置市としては、日置市民としては今回のこういった税制改正について損なのか得なのか、非常に変な言い方ですが、税務課長がお感じになる感想で結構ですので、変わらないとか――変わ

らないと言いたい、むしろ得と言いたいところでしょうけれども、実際に感じとしてはどうなのかということ、その感想だけを1点お伺いをしたいと思います。

○税務課長（瀬川利英君）

感想ということでございますけれども、実際にこの数字を見ていきますと、いわゆる私どもの立場から言いますと、得の方の立場になるのかなというふうに思います。直接税の方では入ってくる部分が大きくなってまいります。

ただ、いろんな部分、地方交付税の部分が逆にその部分減っていくとかという部分があるかもしれませんけれども、かねて業務をさせてもらっておる地方税の賦課徴収の部分でいきましたら、17年度と比較しまして、19年度以降は約5億円ぐらいふえてまいりますので、その部分を見ても得なのかなというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、承認第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、承認第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号、承認2号及び

承認第3号の3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、承認2号及び承認第3号の3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第78号鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

△日程第12 議案第79号鹿児島市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第13 議案第80号鹿児島市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第78号鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、日程第12、議案第79号鹿児島市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数

の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について及び日程第13、議案第80号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての3件を一括議題とします。

お諮りします。議案第78号から議案第80号までの3件は、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第78号は、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

平成18年3月13日の廃置分合により、出水市、出水郡高尾野町及び同郡野田町を脱退させ、出水市を加入させ、平成18年3月20日の廃置分合により、名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町を脱退させ、奄美市を加入させ、また、出水郡東町及び同郡長島町を脱退させ、同郡長島町を加入させることに伴い、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、提案するものであります。

次に、議案第79号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成18年4月1日から鹿児島県市町村非

常勤職員公務災害補償等組合に北薩広域行政事務組合及び阿久根地区消防組合を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、提案するものであります。

次に、議案第80号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

平成18年5月1日から鹿児島県市町村職員退職手当組合に大島農業共済事務組合を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、提案するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号から議案第80号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第80号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第78号から議案第80号までの3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号から議案第80号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第80号までの3件は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号は、日置市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

平成17年度に策定した日置市過疎地域自立促進計画の内容について、その後の調査及び将来にわたる情勢の変化に対応するため変更したいので、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第81号につきまして補足して説明を申し上げます。

先ほど市長の方が提案理由でございましたとおり、17年度におきまして策定いたしました旧伊集院町を除く吹上、東市来、日吉の部分でございまして、この地域の過疎地域自立促進計画の内容について、今回変更をお願いするものでございます。これまで県との協議を5月17日で文書協議を行いまして、現

在、県の方としましてはおおむね適当であるという内容が今、審査されております。ということで、今回議会にお諮りするものでございます。

別紙をお開きいただきたいと思います。今年度の変更分といたしまして、左の方が変更前、右の方が変更後、備考で新規であるか、変更の内容を記載してございます。

まず、区分1の産業の振興のところでございまして、ここにつきましては基盤整備の部分で、25ページで、新規ということで中野地区のため池等整備事業、農業用河川工作物応急対策事業。それから、25ページ、26ページが、事業主体の変更が応急対策事業、それから、名称変更で、漁港関係で強い水産業づくり交付金事業、これは航路しゅんせつ等でございます。それから、経営近代化施設の方で施設園芸原油価格高騰緊急対策事業というのが27ページで、3件新規で追加されております。

2番目の新規が、水田農業多様な産地づくり推進事業、それから、(4)といたしまして地場産業の振興で物産館増築整備事業、これが江口蓬莱館の増築関係になると思います。

区分の2といたしまして、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、市町村道の関係でございまして、本体の32ページでございます。事業量の変更、内容につきましては、高塚仕明線、長里市来線、遠見番山線、美山パーキングエリアの関係、それから、湯之元山田、それから、庄ノ中以下につきましては、事業量の内容変更でございます。中身についてはお目通しをいただきたいと思います。それから、右側のページでございまして、新規がまた3件入っております。

それと、生活環境の整備のところ、水道施設の関係で、路線名の変更ということで、市道の大町牛丸線の配水管布設、この路線

名の変更でございます。それと、吹上中央監視システム整備ということで、これの内容変更ということでございます。

それから、4番目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところでございまして、老人福祉センターの温泉施設の整備事業、これが新規で入っております。

それから、教育の振興のところでは、鶴丸小の耐震調査、湯田小の新增築工事、これが追加でございます。それと、校舎関係で日置地域の小学校渡り廊下新設工事、それから、市内の小中学校冷暖房設置工事、図書室・管理室ということで、新規が11件、変更等が20件ということで、総体的に30件の計画変更を今、協議してるということでございます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第81号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

今、説明がありましたように、日置市過疎地域自立促進計画の変更についてはこのように追加されるということなんですけども、この追加される部分を含めて、今まで各3地域で計画されてます各々の事業について、実際の面でどのように実行して着手していくのか、これ非常に重要な問題だと思います。

それで、実際に着手する場合は何を基準にして、どういうきっかけでやってるのか。当然のことながら何となく漠然として理解してるんですけども、その前提条件と言えるような状況、実際に取りかかる場合はどういうことをきっかけにしてこういう事業に取りかかるのか、漠然としておりますけども、そこら辺を具体的にわかりやすく市長の方で説明していただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の変更につきまして、特に、18年度

に及ぼす、実施する関係が今回変更等が出ております。特に、地域からご要望がございましたそういう緊急性に関します中におきまして変更等をやっておるということでご理解していただきたいと思っておりますし、長期的には17年から21年まで総体の計画は作ってございますけど、そこに至る間におきましてやはり緊急性を含めた中を最優先していかなきゃならないというふうに思っております。特に、今回このようにして追加したわけでございますけど、基本的に18年、19、20年、この実施計画をまだ策定しておりませんので、今、議員がおっしゃいましたとおり、まだ先のがちょっとわからないということでございますので、今、実施計画を策定しつつございますので、そこできちとした計画、5カ年の計画の過疎地域ののも具体的に入ってくるというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○13番（田畑純二君）

総体的にはそうだろうと思います。

ですけども、今、市長が言われるように緊急度、あるいは地域の重要度、そして、実施計画をつくっていくということで、当然のことですけども、非常に緊急度、重要度について新しく合併して、日置市の一体化をなすということの意味から、どこに、どういうものをしていくかというのは非常に今後重要な過疎地域対策になってまいります。

それで、実施計画を作るについてどういう実施計画、だれがどのようにして作っていくのか、特別に委員会を作るのか、あるいは限られた執行部の当局の一部の人だけでやっていくのか、実施計画をつくるについての市長の今の考え方、どうして過疎地域自立促進計画を推進していくのか、実際の面で、それをちょっとお答えください。

○市長（宮路高光君）

基本的にはそれぞれ4つの地域に審議会等

ございますので、さきも申し上げましたとおり、実施計画の策定に当たりましては審議会等の意見をお聞きしながら策定をしていかなければならないというふうに思っております。

（「どこが誰が作成していくのか。答弁を」と呼ぶ者あり）

執行部の方でそれぞれの原案をつくりながら、そのことをそれぞれの審議会等にもお諮りしながら計画を策定していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（松尾公裕君）

今、田畑議員がおっしゃることと少し重複する部分があるかと思えますけれども、やはり過疎債というのは非常に大事なことでありまして、特に、3町にとっては本当に大切な事業であります。実際に昨年6月に議会で議決をしたわけでございますけれども、策定をされましたが、産業においても90カ所、あるいは道路にしても90何本とか、あるいは教育にしても43カ所とか、水道、福祉、物すごいたくさんの事業があるわけでありまして、これは過疎計画という今回の事業は17年から21年ということで、限られた期間にこの事業を達成しなければならない。いわゆる時限立法的なものでございますけれども、果たしてこの期間にこれだけいろいろ変更や新規を持ってきますけれども、本当に事業が達成されるのか、これが本当にただ計画倒れになってしまうのではないかと、「絵に描いた餅」になってしまうのではないかと、毎年私はそういうふうに思っているわけですが、今、本市の財政状況から余りそっちの方にたくさん投入できないとい

うようなことも伺っておりますが、しかしながら、3町にとっては非常にまちの活性化のために、人口を維持するためにも非常に大切なことであると思いますので、そこらを今後実施において果たしてこういった計画が順調に進めるのかどうか、非常に私は疑問を持っているわけですが、全体を通して半分、3分の1できるのかなど、この期間にですね。そういうふうにも思ったりしておりますが、市長が非常に消極的な姿勢であると私は思っているわけでありまして、そこを伺います。

○市長（宮路高光君）

計画的に5カ年ということではしておりますけど、それぞれ県との協議におきまして単年度過疎債におきます枠といいますか、事業枠というのがございます。今、計画はしておりますけど、それぞれ諸事情によりまして、過疎債におきまして、これだけ全部県の方が認めてくれると、そういうことじゃございません。さきも申し上げましたとおり、計画の中におきまして最優先するものから年次的に、年度内におきます過疎債の枠で実施をしていかなければならないと、そのようにご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

県の方の事業枠がということでございますけれども、しかし、私はやっぱり財政のことなどが非常に気になる部分もありますけれども、しかし、過疎債というのは70%が国、交付税で見てくれるわけでありまして、実際今のところ70億円ですか、起債がありますけれども、このうちの約50億円は交付税で見てくれるわけでありまして、私は、市長の姿勢では——県が認めてくれる、認めてくれないというのは、やはり市長の姿勢が大事であると思います。

ですから、私は、特に、3町においては過

疎債というのは非常に重要な事業でありますので、これは前向きに取り組んでいただきたい。4町が合併をして、3町は過疎地域でありますので、この3町をやっぱり引き上げていくことが大切では、均衡ある発展につながっていくのではないかなと思うわけですが、そこについて過疎地の活性化、そして、住みよい環境づくりをしていかなければなりません、3町についてどういうふうに過疎債を位置づけていくかということ、市長の考え、方針を聞きたいです。

○市長（宮路高光君）

基本的に今までも私どもが今、取り組まなければならないのは、財政再建です。これが基本です。この財政再建を基本に物事をやっていかなければならないというふうに考えております。今、過疎債の実施の方向でございますけど、基本的には、私は、国・県の交付金等を使った中において、その裏づけが過疎債等を充用していけばいい。今おっしゃいましたとおり70%交付税という形はございますけど、やはりなるべく過疎債を含め、起債等は極力今後抑えていく、そういう姿勢の中でいかなければ、本当に財政の立て直しというのは大変難しいと。今おっしゃいましたとおり3地域、過疎地域という中におきましてある反面、地域の活性化というのも必要でございますけど、そこあたりを十分整合性をとりながら、今後活用をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第15 議案第82号市有財産の

取得について

○議長（宇田 栄君）

日程第15、議案第82号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第82号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防署北分遣所に消防ポンプ車を配置するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容については、消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

消防ポンプ車の購入につきましては、今、資料の方で見ていただきたいと思うんですけども、通常の附属品につきましてはございますけれども、特別の附属品が主な金額でございます。今、お手元でございますように1から17番目の特別附属品につきましては、この中で総額がこれだけで544万5,000円という附属品でございます。その他の備品等につきましては、これは通常についてる部品ということでございます。総額が3,307万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第82号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

この水槽付消防ポンプ、このたび市有財産として取得されるわけですけども、この際、この取得の結果、日置市の消防本部、それから、南分遣所、それから、北分遣所、それぞれの市有財産、このポンプ車のどういう設備

のどういう消防財産を持っておられるか、概略で結構ですから、主なものだけちょっと説明してください。

○消防本部消防長（田上規夫君）

まず、本署から申し上げます。

本署には救急車が1台、それから、非常用救急車が1台、タンク車、水を積んだ、1,500リッターを積んだタンク車が1台、それから、今回これを購入することによって現在、北分遣所に配置してる車を引き上げて、本署の方にポンプ車を1台という配備になります。

南分遣所におきましては、消防車1台、それから、救急車が1台、ミニの広報車が1台、これがすべてでございます。

北分遣所におきましては、消防車が1台、救急車が1台、以上でございます。これがうちの持つてる消防車両ということになります。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○26番（西峯尚平君）

ポンプの方は森田に決まってるんですが、車のメーカーはどこであるか、わかりますか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

4トンの日野でございます。

○26番（西峯尚平君）

この車については、こちらからどこのメーカーにという要望されるわけですか、それとも森田に任すわけですか。

○消防本部消防長（田上規夫君）

車種につきましてはいろいろございますけれども、今まで日野製がほとんど我々の日置消防の場合は活用しておりまして、これからの点検整備、それらを考慮、考えた結果、やはり日野がいいという要望はいたしております。

す。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○26番（西峯尚平君）

今、車の性能というのはそう変わってないと思うんです。

ただ、このポンプ車においては日野と言われたですね。日野がいいだろうというあれで、何らかのあれが、話があると思うんですけど、あと3社ですか、日野、三菱、日産ディーゼル、それから、いすゞ、車についてはどこも変わりないと思うんですが、ただ、制度によって違うと思うんです。その辺もじっくり考慮されたでしょうか。

以上です。

○消防本部消防長（田上規夫君）

特に、考慮した面におきましては整備の方でございます。3カ月点検整備、1年、あるいは3年、自動的に日野だけが整備を実施してくれるという点、実績がありまして、他におきましてはほとんど自動的に点検に来るということはないものですから、これらを考えて結果、やはり鹿児島に本社があるということで、支社があるということで、そのような結果を踏まえて日野が今まで実績はあるという考えからお願いしたものでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

今回の北分遣所に対する水槽付消防ポンプ車の配置ということなんですけれども、実は私、1カ月ほど前、北分遣所、新しくできたということで見学に行かせてもらいました。東市来町の支所の中にあるんですけれども、実は北分遣所の現有の職員が10名ということなんです。

それで、この前伺いましたら、1日当たり4名の人員の配置ないし3名の配置ということなんです。その中に、例えば、救急車がもし出

動した場合は鹿児島島の病院などに行けば2時間ほど、行った場合、北分遣所の職員が1名ないし実際はゼロ名ということでした。幾ら立派な消防車を導入しても、もし、災害があった場合、救急車が出動した場合は運転する要員さえいないという状況であります。そういった点をどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

人員につきましては、ご承知のように北分遣所は10名配置ということでございます。この時点においてそのような対応というのはもうわかり切った人員配置でございます。

したがって、火災があった場合には当日いる人数で全員出動すると、もし、救急車が鹿児島あたりに行ってる場合には、これは本署から対応するというのが今のやり方でございます。

ただ、北分遣所に人がいれば、それはもちろん早いんですけども、これは人力的にこのような体制をとってますので、すべて本署から出動するというふうな考え、それから、消防団もいますので、消防団も一時的には我々より早いんじゃないかというような体制をとらせていただいております。

○5番（坂口洋之君）

私、さっき同時に救急車と消防車が出動するという事は非常に少ないとは思いますが、やはり今回みたいに3,300万円かけて消防車を配置するという事は、それなりに活用しなければ意味がないと思いますので、何かあった場合、災害というのはいつ起きかわかりませんし、どういったパターンもありますので、そういった意味で人員をしっかりした形をとって2台を十分活用すべきじゃないかなと思います。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

議会の議決があれば契約ということになるんでしょうけれども、これからさまざまな加装、装備をして、実際の納車というのはいつごろになりそうですか、その1点だけ。

○消防本部消防長（田上規夫君）

平成18年の12月27日が最終納日でございます。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は可決されました。

△日程第16 議案第83号市道の路線

の認定、変更及び廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第83号市道の路線の認定、変更及び廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第83号は、市道の路線の認定、変更及び廃止についてであります。

地方道路整備交付金事業等により整備する4路線と鹿児島県から移管される1路線を市道として認定し、1路線を変更し、4路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第83号について説明申し上げます。

別紙をご覧くださいと思いますが、今回認定路線として5路線、変更路線で1路線、廃止路線で4路線を提案しております。

資料の図面でご説明を申し上げます。

最初の資料は位置図でございます。

次のページの図面、認定路線として、1が美山インターチェンジランプ、起点が市道美山神之川線、終点が南九州西回り自動車道までの330メートルで、鹿児島方面への入り口になります。

次の同じページの2の方が美山インターチェンジランプ、起点が南九州西回り自動車道、終点が美山インターチェンジランプまでの280メートル、インターンからの出口になります。

次のページの3番、野田美山線で、起点が国道3号線、終点が県道鹿児島東市来線までの1,477メートル、これまで伊集院地域

と東市来地域にそれぞれありました野田美山線を一本化する線でございます。

次のページの4番が新宮線で、伊集院地域の起点が県道鹿児島東市来線、終点が県道徳重横井鹿児島線までの366メートル、市営新宮住宅付近の路線でございます。

次のページの5番が吹上農大線で、起点が国道270号線、終点が南さつま市の市道大野吹上線までの459メートルになります。この路線は、県農業大学校内の道路で、県から移管された路線でございます。

次のページが変更路線としまして、東市来地域の東市来中学校付近の古市門前線でございます。起点が市道長里皆田線から343メートルまでの終点が長里3028番地5先の里道までだったものを、今回市道春城麓上線まで終点を延長するもので、全体延長が552メートルになります。

次のページは廃止路線でございますが、美山パーキングエリア線は、今回の認定路線の美山インターチェンジランプと重なり、また、今後パーキングエリアの用途もありませんので、廃止するというものでございます。

次のページの東市来地域、伊集院地域の市道野田美山線は、先ほど認定路線でありました。一本化するために廃止するものです。

最後の新宮線につきましては、先ほど認定路線の新宮線と重複いたしますので、廃止するというような内容になっております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第83号について質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

まず、お伺いたしますけれども、市道の認定基準はどうなってるのか、どうなれば市道として認定されるのか、その基準が当然あると思いますけれども、その認定基準をお知らせください。

それと、市道になればどういうことになるのか、いろいろとメリットがあると思いますけども、市としてどういうことを具体的に市道となった場合はやっていくのか。

それと、1番目、認定路線ですけども、今、部長の方から説明あったんですけども、この認定路線はなぜ認定するのか、もうちょっと具体的にわかりやすく説明していただきたい。5点です。

それから、市道の変更路線、これも同じです。

それから、市道の廃止路線についても一本化するからということで、今、説明あるんですけども、これもできたらもうちょっと詳しく理由をそれぞれお聞かせください。

以上。

○産業建設部長（外園昭実君）

市道の認定につきましては市内の主要幹線道路ということで、幅員については4メートル以上を基準に持っておりまして、主要道路と道路を結ぶ路線というようなことを基準にして認定はしております。

それから、認定路線が今回5路線ございますが、これにつきましては提案理由でもございましたとおり、地方道路整備臨時交付金事業等を利用して、市内の経済性、緊急性等を考慮いたしまして、この交付金事業にのせ込んで改良等を実施するわけでございますが、美山インターチェンジのオンランプとオフランプにつきましては、道路整備臨時交付金を利用して、今回美山インターへの接続路線という、重要路線ということで、今回取り組むことにしております。

それから、3番目の野田美山線につきましては、道整備交付金を利用して、旧町間を結ぶ路線ということでございまして、今回整備したいということでございます。

4番目の新宮線につきましてはまちづくり交付金事業を利用して、伊集院地域

の団地周辺を結ぶ重要路線ということで、今回実施したいということでございます。

5番目の吹上農大線については、県からの移管ということで認定する路線でございまして、これにつきましては草払い等の管理については農大の方で今後とも維持管理はしていただくというようなことで、移管を受けております。

変更路線につきましては、これは東市来支所の方でございしますが、延長する部分の改良が終わりましたので、今回路線を延長したいということの内容でございまして。

廃止路線につきましては、それぞれの認定等に伴いまして重複等が起きますので、当然廃止をせざるを得ないというようなことでございます。

市道認定をいたしますと、やはり交付税措置等も実施されるということで、日置市管内では現在、1,2,3,6線の市道が認定されておりまして、市道に認定されますと維持管理、その他、市が実施していくと。農道等については、またそれなりの地域の方の一部負担も伴うということがございますが、そこら辺の違いはあると思います。

以上です。

○13番（田畑純二君）

今、説明いただいたんですけども、大まかに言って市道になれば非常に各地域の住民の皆さんには利便性が増すわけですから、いろんなメリットが出てくるとは思いますけど、逆に考えて、市道になったから非常に何かデメリットがあるんじゃないかということもなきにしもあらずだと思うんですけども、そこら辺ことは部長はどういうふうにお考えですか。デメリットがあれば、そのデメリットの対策を当然していかにかんわけですけども、市道になればメリットだけで、全然そういう地域住民の方に迷惑をかけるとか、あるいは地域住民の方が負担するとか、そういうこと

は全然ありませんか、そこら辺の見解をお伺いいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

市道認定をされれば、地域住民の方はかえって有利になるんじゃないかと考えてはおります。（「デメリットは」と呼ぶ者あり）有利になりますから、デメリットは生じないということに考えております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第17 議案第84号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について

△日程第18 議案第85号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について

△日程第19 議案第86号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記

念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について

△日程第20 議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について

△日程第21 議案第88号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第22 議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第23 議案第90号日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

△日程第24 議案第91号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について

△日程第25 議案第92号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について

△日程第26 議案第93号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について

△日程第27 議案第94号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について

△日程第28 議案第95号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について

△日程第29 議案第96号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第30 議案第97号日置市日吉老人福祉センターに係る

指定管理者の指定について

△日程第 3 1 議案第 9 8 号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

△日程第 3 2 議案第 9 9 号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について

△日程第 3 3 議案第 1 0 0 号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について

△日程第 3 4 議案第 1 0 1 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について

△日程第 3 5 議案第 1 0 2 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について

△日程第 3 6 議案第 1 0 3 号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について

△日程第 3 7 議案第 1 0 4 号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について

△日程第 3 8 議案第 1 0 5 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

○議長（宇田 栄君）

日程第 1 7、議案第 8 4 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定についてから、日程第 3 8、議案第 1 0 5 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの 2 2 件を一括議題とし

ます。

2 2 件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 8 4 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定についてから、議案第 1 0 5 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についての 2 2 件につきましては、各議案に掲げる表題の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものであります。

各施設の選定方法としまして、公募分につきましては、公認会計士による財務諸表等の審査と日置市指定管理者候補者等選定委員会による面接審査を行い、募集要項等に示されました選定基準に照らし、総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定したものであります。他の施設につきましては、現在の委託先を指定管理者に指定するものであります。

議案第 8 4 号は、日置市健康交流館ゆーぷる吹上、議案第 8 5 号日置市吹上浜キャンプ村の指定管理者に指定する団体の名称は、日置市吹上支所公共施設振興管理公社であります。

議案第 8 6 号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設の指定管理者に指定する団体の名称は、鹿児島シティエフエム株式会社・株式会社アトラス共同企業体であります。

議案第 8 7 号は、日置市江口浜荘の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社イシタケであります。

議案第 8 8 号日置市東市来総合福祉センターの指定管理者に指定する団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であります。

議案第 89 号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理者に指定する団体の名称は、有限会社日章であります。

議案第 90 号日置市日吉ふれあいセンター、議案第 91 号日置市飯牟礼児童館、議案第 92 号日置市土橋児童館、議案第 93 号日置市伊集院北児童館、議案第 94 号日置市妙円寺児童館、議案第 95 号日置市和田児童館、議案第 96 号日置市伊集院老人福祉センター、議案第 97 号日置市日吉老人福祉センター、議案第 98 号日置市吹上老人福祉センター、議案第 99 号日置市日吉デイサービスセンターの指定管理者に指定する団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であります。

議案第 100 号日置市営公衆浴場の指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社有園であります。

議案第 101 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館の指定管理者に指定する団体の名称は、伊集院都市農村交流振興協会であります。

議案第 102 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設の指定管理者に指定する団体の名称は、山神の郷管理組合であります。

議案第 103 号日置市江口蓬莱館の指定管理者に指定する団体の名称は、江口漁業協同組合であります。

議案第 104 号日置市伊集院文化会館、議案第 105 号日置市東市来文化交流センターの指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社舞研であります。

なお、指定の期間はいずれの議案も平成 18 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までであります。

以上、指定管理者につきましては、それぞれ資料を添付してありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後 1 時 08 分休憩

午後 1 時 08 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 84 号から議案第 105 号までの 22 件について質疑を行います。

まず、議案第 84 号について質疑はありますか。

○24 番（地頭所貞視君）

私は、84 号から 105 号まで全体的な面について、ちょっと質疑とは外れるかもしれませんが、お伺いいたします。

今回提案されてる資料は、まず、この 1 枚です。さきの全員協議会の中で、市長がいろいろと指定管理者の制度の導入についてと、それから、各募集者と金額的にも折り合いが合ったということで、であれば、その席で、ただこれだけではだめだと。やはりその金額というのがあるんだから、その金額の根拠、ただ 2,800 万円、何額 400 万円、こういうのであって、税金をここに投入するのに根拠がなくして、この数字はどっから出てきたんだと。

だから、最低期間がないから、けども、業者に対しては、あんたたちはこういう資料で積算しなさいと、それをもとに業者もその金額が出てきたと思うんですよ。その資料の提出を求めても出てこない、こういう議会をばかにしたことは私はないと思う。

そして、議員もこれだけのことで、いいですよ、悪いですよと、質疑しなさいと、質疑はできないと。

そして、今回債務負担行為補正の追加も出ております。これは金額的に 19 年、20 年、21 年、22 年、23 年と、これは規定にのっとって事項、期間、限度額を明示して、予

算として議会が議決した場合には、その後はこれに基づいて予算執行ができると。こういう大事な税金の——指定管理者との話し合いの中の税金を使うのに、このような紙切れ1枚と短い期間と、そして、議会が審査する資料も出さないで、この点について市長にお伺いしますが、市長もあのときに私はその積算根拠は出せと、出しますと言ったけど、ならどのように担当に指示したのか、まず、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

全協でご説明申し上げ、今、ご指摘ございまして、この1枚の紙だけであったということとございまして、大変指摘した中におきまます資料の添付がなされなかったということは深くお詫びしたいと思っております。先ほど急々でございましたけど、今、そちらの方に資料を添付させていただきました。今後のご審議の中におきまして、まだいろいろと議員の皆様方からの資料の提供というのがあられるのではないかなと思っております。そのときには早急に対応していきたいというふうに思っております。

○24番（地頭所貞視君）

資料の提出を一応しないということにちょっと憤りを感じたわけですが、だから、それ以上の基本的なことは言わないですが、ただ、1点だけまた、この金額を設定するまでの過程がぴしっとしないことにはいかんけども、これを4年間、3年7カ月管理料が決まった場合、事業の収入がすごく最初の見積もりより違って、多かった、少なかったという差は出てくると思うんですよ。そのときに債務負担行為、この中で、これを今後どこも出してありますが、債務負担行為でずっと出してあるこの金額を最大限は使えるわけですよ。

だから、そのときに営業実績によってはこれを、限度額を下回るというようなことがあるのかどうかと。やはりやってみなければわ

からんということもあるから、1年ぐらいまず設定して、2年目からしっかりしたのを出すというような配慮もなかったのか、その点だけを一言言っておきますが、いかにも——本当また余計なことですけど、伊集院町の不祥事とか、さっき同僚議員も言いましたけど、5,000万円、そういうのは限度額内だからいいんだと。何かこう簡単に物事を考えているような感じがするんですが、市長、やはりこういうのはぴしっとしてもらわんと。

だから、そういう点を、私は1点だけそれは、この件に関しては言っておきますが、これで終わります。

○議長（宇田 栄君）

答弁いいですか。（「何で出さなかったのかという事だけ」と呼ぶ者あり）

○市長（宮路高光君）

私を含め担当の理解が、全協で話した中におきまして理解がされなかったということとございまして、何も他意はございませんでした。このことにつきましてはさきも申し上げましたとおり、お詫びしたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○22番（重水富夫君）

ただいまの質疑に重複するところもありますが、どうも市長の答弁で納得いかないような気もいたします。1点だけの質問ですが、ちょうど全協で説明のときにその算定となる基礎の数字ということで、市長がすぐ答えられないということでありましたので、後もってお知らせいただくようにということで、私も言ったはずです。プロジェクト室長のところには私も3回行きました。ちょうど議案の発送の前日でした。あした会議があるから、その結果で出しますということだったんですが、出ませんでした。後もって送ってきたのが、資料とはならないようなのが来たわけで

す。

そしてまた、今、配付になって、これで大体わかるわけですが、ここで質問であります。

この基礎となる数字、どうも私はあのときの説明と今日もらったこれ数字が合わないような気がいたします。例えば、ゆすいんは2,900万円ということになっておりまして、江口浜荘が530数万円ですか、当時はゆすいんが四、五千万円、江口浜荘が1,500万円ぐらいの持ち出しということで説明を聞いております。

ただ、この基礎となる数字が17年度の決算だけでこう持っていかれたものか、過去何年かの平均でこうなったものであるのか。江口浜荘においては人件費も今度はこれに含めて書いてありますが、当時ののは人件費は別で持ち出しがまだ起こったと思うんです。ほかののまで今見る余裕がありませんでしたので、例をもって申しましたけども、この資料、数字、単年度で行われたものか、そこをお願いいたします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

この数字につきましては、過去の3年間を基礎に、それから、18年度の当初予算とか、それも加味したところもあったと思います。基本的には過去の3年間を基礎に出した数字でございます。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。まあ大体そういうふうに出されると思うんですが、それにしても、全協のときの説明、ゆすいんは4,000万円から5,000万円というのが平常ベースの持ち出しということで、江口浜荘は1,500万円ということを知ったんですが、数字が余りにも違うんじゃないかと、当時の説明が間違っていたということですか、その辺はどうですか。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

この前お示しをしましたときも基礎数値は

同じでございました。

ただ、この差額を持ってなかったものから、今回示した中で、こういう差額ですよということになります。市長が口答で言った数字とは若干違うと思います。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。84号だけ。（「84号だけ」と呼ぶ者あり）はい。

○27番（佐藤彰矩君）

全体的な問題、84号だけの問題ですけども、今回指定管理者制度が22件ようやくこうして契約の段階になったということでございます。過去、薩摩川内等の事例を見ますと、3月議会で60数本の一応契約を見たというような情報も入ってますけども、今回の本市のこの契約の中で、指定管理者制度というものは経済波及効果と、それから、地元の雇用の活性化というもの、こういうものが基本になって、一応指定管理者というものを導入という形になってるんですけども、今回の契約の中で、ただ市外の業者が幾社か入っております。そういうものを考えますと、経済的に地元の雇用、また、経済波及効果、そういうものに対しまして市長はどのような判断をされているのか。

また、今後も指定管理者制度の問題は次々と――9月の2日までが限定ですけども、その後もされていくだろうと思いますけども、基本的な考えというものを1点だけまずお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にはそれぞれの施設におきます経費の削減、基本的には人件費が一番大きな左右するものであるというふうに思っております。その中で、雇用の問題でございますけど、それぞれ地元雇用ということをそれぞれの会社の方にはお願いをしていくと。

また、今回につきましても、それぞれあの

施設をするにして今、現有に働いている人を優先して働いていただくよう、そのようなお願いをしております。特に、先ほども申し上げましたとおり、今の話の中で、民間でできる中におきます時間の制約を含めまして、それぞれで、そのことがまた市民サービスになり得るのか。さきも申し上げました。特に、やはり今まで使っておりました人件経費、こういうものを削減をしていくのが一番大きなねらいであると。特に、そのようにして今の運営とさほど変わらないものにつきましては、それだけの効果があるのかなどうか、今までもそれぞれ試算をしております。一番大きなウエートは今お話のとおり、人件費等の削減が一番大きなウエートでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

今回の人件費の削減でございますけども、今回の22施設で職員は何人一応この施設から一応撤退ができるのか。

それと、3年近く運営が今回がされるわけですけれども、その中、期間中、住民に対するサービス面を含めたチェック機関というものはどのような形でチェックがされていくのか、その辺についてお尋ねいたします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

人数につきましては公募した施設の中で5名、現在携わっておりますので、9月から指定管理者になった場合はこの5名はほかの業務に携わるということになります。

また、公募をしなかった施設につきましては、その選任ということでは今携わっておりませんので、その辺は事務量は減ってくるかもしれませんが、人数としては目に見えてはこないんじゃないかと思っております。

それから、住民サービスの関係ですけれども、これにつきましては9月からいたしまして指定管理いたしますと、事業業務報告とか事業実績報告とか、それから、指定管理者においてはその提出とか、指定管理者において

はモニタリング、アンケート、そういうものもとってもらいたい、また、こちらの方でもまた考えていきたいと思っております。また、施設の運営、今、選定委員会というのがございまして、この指定管理に関する事項について審議する機関なんですけれども、今後指定管理をしていくことによってサービスの低下がないのかとかいうようなこともその中で審議をしていきたいと思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

非常に細かい点でございますけども、実はこの施設の中で自動販売機というのがあるんですよね。ジュースとか、それから、たばことか、これは高齢者、それから、寡婦、そういうような組織の、弱者の組織の団体が設置をして、事業収入的なもので利用されているところがあるんですけども、今後このような自動販売機、こういうものに対する管理というのはどういう形になるのでしょうか。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

今この自動販売機等につきましては、施設の目的外使用許可というのがございまして、市の方から許可をするんですけれども、指定管理者の方でそれをほかのところから販売機を設置しようというときには市の方に協議が必要になります。そのときにいいとか悪いとか、そうじゃないんですけれども、一応指定管理者の方で考えなしにつけるということはできません。ですので、市と協議、市に許可をもらうということですので、またそのときには協議なりしていきたいと思っております。（「今あるやつ」と呼ぶ者あり）今あるのについては、施設によっては8月で切れるような契約をしてると思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第86号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第87号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第88号について質疑はありますか。

○27番（佐藤彰矩君）

88号は、社会福祉協議会が契約ということになるわけですが、市長と——市長が宮路市長、社協の会長が宮路、同じ人が契約ということになるんですけれども、このような形で契約が樹立するのでしょうか、その辺についてお尋ねいたします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

社会福祉協議会の会長は市長でございますが、今回協定書を結びますけれども、その中では事務局長名で協定を結ぶということをしております。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第89号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第90号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第91号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第92号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第93号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第94号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第95号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第96号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第97号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第98号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第99号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第100号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第101号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第102号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第103号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第104号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第105号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第84号から議案第105号までの22件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第39 議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第39、議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第106号は、日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正についてであります。

伊集院総合運動公園内に伊集院ドームを設置することに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

内容については、教育次長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正につきまして説明をいたします。

伊集院ドームにつきましてはまちづくり交付金事業で、平成17年、平成18年度、2カ年の継続事業として、ことしの7月の28日に完成の予定であります。そして、9月1日から使用開始をすることに伴いまして、今回日置市の総合運動公園施設条例の一部改正するものであります。

そこに資料としてつけてございますけれど

も、最後の方には伊集院ドームの平面図を添付しております。

それで、別紙につきましてご説明申し上げます。第2条でございますが、第2条は、運動施設でありますけれども、第8号に伊集院ドームを加えるものでございます。

別表は、運動施設の使用料を規定しておりますけれども、8項に伊集院ドームの使用料を加えるものであります。伊集院ドームの使用料につきましては、多目的広場、投球練習場、陸上練習場、弓道、ミーティングルーム、附属設備、照明施設の使用区分に従いまして使用料を設定をいたしております。使用料につきましては、類似施設が日置市内、あるいは県内にありまして、そこといろいろ比較検討をいたしました結果、健康保持増進施設としての利用者に応分の負担を伴う使用料を設定をしたところでございます。特に、アマチュアスポーツにおける使用する場合の一般のテニスの1面につきましては、1時間につき350円を基本に各使用料を決定をいたしております。また、照明施設の使用料につきましては、隣接する野球場とか、あるいはサッカー場と同じく1日8時間を使用した場合の基本料金、あるいは電気料金を基本に各使用料を決定をいたしております。

備考といたしまして、1項から9項ありますので、お目通しください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上であります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第106号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第106号は、教育文化常任委員会に付託しま

す。

△日程第40 議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第41 議案第108号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第42 議案第109号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第43 議案第110号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第44 議案第111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第45 議案第112号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第46 議案第113号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第47 議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第48 議案第115号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

△日程第49 議案第116号平成18

年度日置市水道事業会計
補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第40、議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）から、日程第49、議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

10件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第107号は、平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,652万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億2,612万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国庫補助事業の新規採択・追加配分の予算措置のほか、人事異動による人件費の補正、指定管理者制度導入に伴う予算補正でございます。

まず、歳入の主なものは、使用料及び手数料で、指定管理者制度導入に伴う各施設の使用料等の減額により4,312万1,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金では、水産事業費国庫補助金、道路橋梁費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金、道整備交付金の追加配分等により1億2,303万3,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、総務費県補助金、農業費県補助金の新規採択・追加配分等による予算措置のほか、教育費県委託金の減額により2,803万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のために財政調整基金繰入金5,110万円を増額計上しました。

諸収入では、指定管理者制度導入に伴う各施設の雑入、文化会館、交流センターの自主事業収入の減額やコミュニティ助成事業の新規採択の増額等により762万6,000円を減額計上いたしました。

市債では、総務債の地籍図数値化事業、農林水産業債の県単漁港整備事業、土木債の市道整備事業、土地区画整理事業の追加配分、事業費の確定等により3,510万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、議会費で、人件費等の減額により422万2,000円を減額計上いたしました。

総務費では、人件費の減額や企画費の工事請負費、賦課徴収費の過誤納返戻金、還付加算金等の増額など1,250万9,000円を減額計上いたしました。

民生費では、人件費の減額や指定管理者導入に伴う委託料等の減額など2,606万2,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、人件費の減額により382万9,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費の減額や活動火山周辺地域防災営農対策事業、活力あるむらづくり支援事業費の追加採択等により8,640万9,000円を増額計上しました。

商工費では、人件費の減額や指定管理者導入に伴う賃金等の減額など819万1,000円を減額計上いたしました。

土木費では、人件費の減額や地方道路整備臨時交付金事業、道整備交付金事業、土地区画整理事業、街路事業など新規採択や事業費等の確定により1億8,946万4,000円を増額計上しました。

消防費では、人件費の減額や消防補償等組合負担金の増額など1,168万3,000円を減額計上いたしました。

教育費では、人件費の減額や自治会再編等に伴う補助金の増額、指定管理者導入に伴う

需用費等の減額など2,285万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第108号は、平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,287万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、その他の繰越金380万円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、一般被保険者保険税還付金、退職被保険者等保険税還付金、還付加算金380万円を増額計上しました。

次に、議案第109号は、平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ631万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億260万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、施設介護サービス収入、諸収入の社会福祉法人等事業補助の減額など631万5,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、人件費の減額、予備費の増額など631万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第110号は、平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,227万2,000円とするものであります。

歳入では、基金繰入金3万8,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費、下水道整備費の人件費の減額など3万8,000円を減額計上

いたしました。

次に、議案第111号は、平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ2億8,629万8,000円とするものであります。

歳出で維持管理費の人件費を減額し、予備費を増額計上いたしました。

次に、議案第112号は、平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,294万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,282万円とするものであります。

歳入では、指定管理者制度導入に伴う事業収入の営業収入の減額、営業外収入の減額、繰越金の増額など8,294万3,000円を減額計上いたしました。

歳出では、指定管理者制度導入に伴う管理費の減額、予備費の増額など8,294万3,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第113号は、平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ566万5,000円とするものであります。

歳出で、人件費を4万2,000円増額し、予備費を4万2,000円減額計上いたしました。

次に、議案第114号は、平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555万円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ498万3,000円とするものであります。

歳入では、指定管理者制度導入に伴う浴場使用料を減額、諸収入の雑入の増額など555万円を減額しました。

歳出では、指定管理者制度導入に伴う一般賃金、光熱水費、その他委託料の減額など555万円を減額計上いたしました。

次に、議案第115号は、平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算を、収入、支出それぞれ1,888万円を減額し、予算の総額を3億6,207万3,000円とするものであります。

収益的収入では、医業収益1,888万円を減額し、収益的支出では、医業費用の人件費の減額で1,888万円を減額計上いたしました。

次に、議案第116号は、平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算を、支出について128万1,000円の組み替えを行い、予算の総額を現行と同額の7億6,382万1,000円とするものであります。

収益的支出で、営業費用の人件費128万1,000円を増額し、予備費を同額減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第107号から議案第116号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第107号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、私の所属する常任委員会以外の案件

についてここで質問いたします。6点ほど質問いたしますので、それぞれお答えください。

まず、補正予算の説明資料、7ページでございます。7ページの中に目7企画費、節19負担金補助及び交付金130万円、コミュニティ助成事業追加採択による増、伊集院地域郡上自治会とあります。これにつきましては、12月の補正予算でも同じような追加採択として郡地区棒踊に160万円追加計上されました。今回は単に郡上自治会となっておりますが、内容、内訳は何のためなのか、前の一緒なのか、単独でしたのか、市長が説明してください。

12月議会の総務企画部長の説明では、自治省総合センターからコミュニティ助成事業の追加要望がありませんかと問い合わせあり、窓口の企画課としては市役所内の各課に要望を聞いて、2件の要望の中から郡地区に決まったとのことでありました。市内のほとんどの自治会はこういうコミュニティ助成事業があるということを知らないと思うのですが、今回各自治会の要望のとり方は、周知の仕方はどうしたのですか。申請主義をとっているということでしたので、今回の市役所の関係課のみでなく、日置市内の全自治体にも広く呼びかけるべきであり、郡のみに集中しているのは公平さを欠いていると言われても仕方がないように思われます。郡自治会に限らず、市内の各自治会には数多くの伝統芸能があるのになぜ郡地区のみ続くのか、わかりやすいように、納得できるようにその理由を市長に説明していただきたいと思います。（「同感」と呼ぶ者あり）

それからまず、2点目でございます。

2点目は、8ページでございます。8ページの目に賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料3,392万2,000円、これは過誤納返戻金2,803万3,000円、申請等による返戻金、還付加算金588万9,000円

とあります。この件につきましては先般の5月26日付、南日本新聞に「日置市、税3,100万円過徴収、旧伊集院町145人分、特例適用漏れ、16年度から10年、利息含め返還へ」と大きな見出しで記事が出ました。この記事は「伊集院地区の日置市民145人が、1996年度から10年間で固定資産税と国民健康保険税、計3,113万円を過徴収されていたことが、25日わかった。宅地への固定資産税軽減の特例措置が適用されていなかったため、同市は利息分を含め計3,772万円を返還する。返還に伴う予算案を6月議会に上程する。宮路高光市長は「あってはならないミスで申しわけない。同様の誤りがほかにないか、改めて市全体を調査したい」と話した」という記事が載っております。

そこで、お伺いいたします。

まず、この金額、新聞記事の金額と実際に説明資料にある金額が食い違っております。まず、その理由をお聞かせください。

それから、この内容がこの説明資料、今申し上げました節23利子及び割引料、過誤納返戻金、この説明ではわかりにくい。どういうことになったのか、還付加算金がどうなってるのか、ここら辺を説明していただきたい。

そして、市長は先ほど申し上げましたように新聞で「同様の誤りがほかにないか、改めて市全体を調査したいと話した」とありますが、現時点で伊集院以外の外3地域の実態は、調査した結果はどうなってるか、現時点での調査結果をお知らせください。

4番目、市長は今回の過徴収の原因をどのように分析し、その対策をどう考えているか、その対策、予防策を議会によく説明しないで、簡単に返還に伴う予算案を議会に上程するのは、議会軽視も甚だしいという一部批判点もあります。それで、市長はこの点をどう考えてるか、お答えください。これは2番目。

3点目は、14ページ、農業振興費、節15工事請負費、活力あるむらづくり支援事業費、本庁、飯牟礼地区農産物加工場設置工事ほか2,350万円、駐車場等舗装工事、入り口改良工事を含むとなっております。この飯牟礼地区農産物加工工場とはどんな工場か、その内容をわかりやすく、具体的に説明してください。目的、設置場所、時期、運営主体、何をどのように加工するのか、売上目標等できるだけ詳しく説明してください。

それから、4番目、15ページ、節19投資的経費なもの4,624万2,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、東市来支所分4,624万2,000円とあります。この事業の内容をできるだけ、わかりやすく、具体的に説明してください。これは4番目。

5番目、19ページでございます。19ページの節15工事請負費、補助事業、強い水産業づくり交付金事業工事請負費吹上支所、事業費変更による増800万円とあります。この事業の内容をできるだけわかりやすく、具体的に説明してください。それから、需用費変更による増とありますが、事業内容の確定に伴うものと当然思われますけど、なぜ800万円の増加になるのか、わかりやすいように説明願います。

それから、最後、6番目、25ページの道路新設改良費、工事請負費1億5,522万8,000円、補助事業となっております。この工事請負費につきましては、先般の12月議会でも説明資料としてわかるように要望しましたので、大分一読してわかるようになってきてますけど、まだ不十分と思います。例えば、窪田線外2路線、長里市来線外2路線、2路線とか3路線とか、こう書いてありますけども、このほかの路線のことには全然触れておりませんので、どこの分なのか、わからない。ですから、外2路線、3路線とせずに全路線、名前も書いていただければわかりや

すいと思います。

それで、これは説明資料ですので、先般も要望、お願いしたわけですが、わざわざ質疑しなくても、我々部外者、関係者が一読すれば、このように質疑しなくてもわかるようにできるだけ詳細に記述してほしいと思います。再度要望、あるいは部長、関係者の意見を聞きたいと思いますので、再確認してほしい。

以上、6点、それぞれ答弁願います。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましては、ご説明いたします。先般のこの過誤納返戻金のことにつきましてご答弁申し上げます。

このことにつきましてその数字が違うのかなということ、新聞等ございますけど、これは国民健康保険分もございますので、その数字は国民健康保険と合わせた数字なのかなというふうに考えております。今、ご指摘のございましたとおり、今後の対応でございませうけど、特に、人の配置等もきちっとやっていかなければならないのかなと考えておまして、今から職員の配置等におきまして9月ごろになりましたら、それぞれ職員が配置できるような体制をとりながら、それぞれ各支所におきます固定資産におきます、特に、住宅、認定等の漏れにつきまして調査をして、議会の方にご報告を申し上げたいというふうに思っております。ほかの件につきましてはそれぞれ担当部長、課長に説明させます。

○総務企画部長（益満昭人君）

まず、7ページのコミュニティ助成事業の追加採択による増でございませうが、今回の郡上の追加につきましては、昨年の17年度のときの追加事業として上がってきたものの一つでございませう。そういうことで、18年度事業につきましては先般の行政嘱託員の研修会等でも分厚い資料の中にこういう制度がありますということでご案内も差し上げており

ます。

そして、今回また18年度で追加要望の募集が県の方から参りまして、これにつきましても今回、毎月10日と25日に2回お知らせ版というのを全戸に配付しておりますが、この中で215、各自治会長、行政嘱託員さんでございますが、この人にも連絡文書で連絡をしております。そういうことで、できるだけこういう事業の紹介はしているということでございませう。

ちなみに、郡上地区の事業内容でございますが、今回は郡上、郡自治会が申請するものでございませう、この自治会においていろいろな活動をするのに放送施設等が必要だということで、そういう今ある備品購入等の老朽化が激しいので、ぜひ買いたいということで、ポータブルアンプ、それから、スピーカー、それから、ピンスポットライト、三脚等合わせまして132万円ということで、あとについては自己負担ということでございませう。それが昨年の追加要望で、今回ありましたので、今回18年度の中で認められたということでございませう。

そして、今先ほど申しましたとおり、18年度の追加要望については、この前、事業が出してございませう、今、ホームページ、お知らせ版等でも申しましたけれども、現在上がってきている団体が吹上地域1カ所、日吉地域1カ所、伊集院地域1カ所ということでございませう、また、このほか伊集院地域からまた4カ所程度上がっているようございませう。そういうことで、ことし採択できなければ、また来年の方に優先的に回していけるのではないかと考えてます。

以上でございませう。

○税務課長（瀬川利英君）

先ほどの質問の資料の8ページの分、こちらの部分と資料の34ページの方にその部分の合計額が新聞で報道された額になっており

ます。8ページの方が一般会計の方になりますので、固定資産税の総額、それから、34ページの方が国民健康保険会計の方になりますので、こちらの方が国保税の方でございまして、これを合わせました8ページの方の3,392万2,000円と34ページの380万円を足しまして、3,772万円になるというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、還付加算金の根拠ですけれども、還付加算金につきましては地方税法の規定で5年間還付するようになっております。これらについての利率につきましては、現行の公定歩合プラス4%というふうなのが今あるようでございます。ほとんどが最近は4.1%でお返しをするというふうな形になってます。

それから、今回は市の要綱に従いまして6年から前の15年度、その10年分ですけれども、そちらの方につきましては市の要綱の方で年5%というふうにご規定してございまして、そちらの方の利率で計算しまして、予算計上いたしております。

以上でございます。（発言する者あり）済いません。

ほかの3町の実態はどうかというふうなことでございました。先ほど市長も申しましたように今回の補正予算の中に取り急ぎの必要な経費も見させていただきながら、作業をするように段取りをいたしております。特に、日吉、吹上の方を中心に、これまでそういうふうなことをやってないというふうに思われますので、進めていきたいと思っております。

なお、東市来の方もまた前回やったというふうにご覚えてますけれども、今回また同じようなことがないように再度調査もしていきたいというふうにご思います。

○産業建設部長（外園昭実君）

14ページの活力あるむらづくり支援事業についてでございますが、これは伊集院地域

の飯牟礼地区、飯牟礼地区には4つのむらづくり重点地区がございまして、この地域に農産物加工場を設置したいということでございまして、事業主体は日置市でございます。活力あるむらづくり支援事業については、補助事業の40%補助でございます。

それから、設置場所は、地域といろいろ協議を進めておりまして、現在は飯牟礼地区児童館の敷地内に建設を予定しているという状況でございます。鉄骨平屋の136平米程度の建物ということで、この地域の受益者戸数は421戸、大体3,800万円程度の総事業費ということで、これに類する施設については各地域それぞれ伊集院に2つ、東市来に2つ、日吉に2つ、吹上に1つというような農産物加工センターがありますが、これと同じ施設で、みそとか、めんつゆとか、ふくれ菓子とか、そういったもののできる施設内容になっております。

次に15ページの農業振興費の活動火山周辺防災営農対策事業、これは東市来地域でございまして、東市来中晩柑部会ということで、3戸の農家、デコポンの生産をされておりますが、活動火山の補助事業を利用しまして、3戸で5,446平米のハウス設置でございます。6棟、換気扇31台、用水施設、電気施設等でございます。これは県、国の補助を含めて70%、市が10%負担ということで、あとは受益者負担でございます。

次の19ページに強い水産業づくり交付金事業工事請負費で800万円の増を計上してございますが、これにつきまして吹上漁港航路しゅんせつ工事でございます。毎年このしゅんせつ工事は実施しておりますが、本年度は当初1万2,000立米のしゅんせつ工事をする予定でございましたが、冬場のしけで、航路内の砂が1メートル上昇したために今回1万6,000立米のしゅんせつをするということで800万円の増額補正を計上してご

ざいます。

それから、25ページ、道路新設改良関係の工事内容でございますが、以前から資料が不備というようなことのいわれでございまして、今回代表路線を計上して、資料として差し上げたわけでございますが、内容としましては長里市来線外2路線につきましては、美山インターン、先ほど出ましたオンランプ、オフランプの線と高塚仕明線が外2路線でございます。笠ヶ野線外2路線につきましては、植木日新線、折口尾堂堀線の舗装工事を実施しようということで上げてございます。和田平鹿倉線外2路線につきましては、湯之元今木場線、坊野野添線にあります渡瀬橋の改良工事をしたいということでございます。あと本庁の下谷口恋之原線外3路線というのは、市来四郎園線と宮脇線、それから、野田美山線の一部。

以上でございます。（「窪田外2路線というのがございますが」と呼ぶ者あり）

これは下神殿線と徳重清藤線にかかっております清橋橋の改良工事を実施したいということで計上してございます。

以上でございます。

○13番（田畑純二君）

それぞれ質疑に対しまして答弁いただいたわけですが、まず、1点目の伊集院地域郡上、これについては今、部長の方から説明があったんですけども、やはり問題はほかの——先ほど申しましたんですけども、ほかの地域の自治体にこういう事業があるということをはかいかんに知らしめてるかということだと思えます。

それで、さっきお知らせ版とか、そういうことでやられてると言っておられましたけども、やはりもうちょっとこういう事業があるからどうでしょうかということを担当の課からでもちょっと働きかけて、積極的にこういう事業がありますからもうちょっと有効に利

用できますよということ働きかけていただきたい。これは要望ですけども、そこら辺を再度要望します。

それで、2番目の税の徴収の件についてなんですけども、対策は今後9月ごろ人員を配置して認定していきたいという市長の答弁なんですけども、人員を配置していく、もちろんそれはいいんですけども、問題が問題だけにできたらやっぱりプロジェクトチームみたいな、そういう特別な、ほかの業務等を兼ねながらできないと思いますので、だから、プロジェクトチームみたいな、もうちょっと専門的にやれるのを、組織をつくって、期間を区切って、そして、徹底的にほかの地域も含めてやるべきじゃないかなというふうに思われます。ですから、この点をもう一回確認してください。

それと、さっき申しましたその対策をどう考えて、その予防策を議会によく説明しない前に簡単に返還に伴うような予算計上をするのは、先般、先ほどの事案もあつたんですけども、余りにも議会に対する説明不足じゃないかと。悪い言葉、ちょっと下やった言葉では軽視してるんじゃないかというふうにも考えられるんです。

ですから、根本的にそこら辺も考えて、先ほどの市長の答弁では全然それに触れられておりませんので、この点を議会に対して執行部の説明責任、それから、資料の提供、そこら辺を根本的にどう考えておられるのか。先ほども指定管理者制度の問題に関してなんですけども、何か根は同じような気がします、感じとして。何か、だから、そこら辺に議会に上げさえすりゃあ何でも通ると。

だから、そういう安易な、イージーな考えがあるんじゃないかと。そうすると、議会と執行部に対して緊張感が欠けてる。だから、議会に対してどう思ってるか。ただこういう議案を出しさえすれば通ると、それで、もう

後は、対策はというふうに、そういうことはないとは思いますが、そういうふうに考えられがちですので、そこら辺を市長はどういうふうに考えてるか、もう一回根本的に基本的な考え、方針、こうしたいんだと。ただ議会に対して申しわけない、済ませませんじゃ全然進歩がないと思います。対策はこうするからどうして下さいというふうに、もうちょっと積極的に対応をやったりすべきじゃないかと思っておりますので、その点をもう一回、基本方針、議会に対してどう考えてるのか、今の件も含めて、今までの分含めてもう一回確認して下さい。

それと、一番最後の6点目、やはり同じようなことをまた部長が説明せにゃいかん、こういう席ですね。

だから、先ほど申しましたように説明資料なんです。この説明資料を我々議会人は、ほかの人が見たら、なるほど日置市は地方道路整備臨時交付金事業でこんなことをやってるんだということを一目瞭然でわかるように、読む人の立場に立って考えてほしい。これはせんだっての先般の12月議会でも申し上げました。その後、委員会に返して、何か詳しい説明が担当の課長と部長が出てきました。また同じようなことを言わにゃいかん。これでは全く説明資料のあれになってない。

だから、自分たちでわかっていればいいというのじゃなくて、やはり我々議会に、それから、市民の皆さんにも知らしてもらって、情報公開をする、こういうことをやるんだと、そういう基本の姿勢が、考え方がちょっと甘いんじゃないかというふうに思われます。これ見てまして。説明資料をだれが見てもすぐわかる、わざわざ私がこういう場で説明しなくても、この説明資料を見たら、なるほどこういうことをやってるんだということをわかるようにすべきじゃないかというふうに思いますので、そこら辺をもう一回、部長か課長

の基本的な考え方に対する考え方をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘の中におきまして議会軽視というのは何を考え、そういうふうなことは考えておりません。やはりいち早くいろんなことが発覚いたしましたら、議会の方にまずもって報告をしていく、そういう姿勢は変わりません。そのときも申し上げましたとおり、やはり今後の対策ということもございましたので、ほかの地域もそのような状況があるということも思っておりますので、今回の補正に若干の補正はさせていただきました。基本的には職員を入れまして、9月以降、プロジェクトといいますか、それを今までは固定資産を経験した者をそれぞれの地域に入れまして、きちっと整理をさせていきたいと、さように考えております。

○産業建設部長（外園昭実君）

田畑議員からご指摘のございました資料の不備につきましては今後改めて、予算名等につきましては鮮明に書いていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時25分といたします。

午後2時14分休憩

午後2時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第108号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第109号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第110号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第111号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第112号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第113号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第114号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第115号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第116号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第107号は、各常任委員会に分割付託いたします。

議案第108号及び議案第109号は、環境福祉常任委員会に付託します。

議案第110号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第111号及び議案第112号は、総務企画常任委員会に付託します。

議案第113号、議案第114号及び議案第115号は、環境福祉常任委員会に付託します。

議案第116号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第50 請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第50、請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書を議題とします。

請願第2号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第51 請願第3号JR九州に係る支援策の継続を求める請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第51、請願第3号JR九州に係る支援策の継続を求める請願書を議題とします。

請願第3号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第52 請願第4号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第52、請願第4号「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願書を議題とします。

請願第4号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第53 請願第5号日本と同等の
安全対策のないアメリカ
産牛肉の輸入再開に反対
する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第53、請願第5号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書を議題とします。

請願第5号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第54 請願第6号出資法および
貸金業規制法の改正に関
する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第54、請願第6号出資法および貸金業規制法の改正に関する請願書を議題とします。

請願第6号は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
6月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時28分散会

第 2 号 (6 月 1 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（10番、17番、2番、25番、4番、3番、28番）
-------	--------------------------------

本会議（6月19日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	豊辻重弘君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
教 育 総 務 課 長 山 之 内 修 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、10番、大園貴文君の質問を許可します。

〔10番大園貴文君登壇〕

○10番（大園貴文君）

おはようございます。本日から一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

21名の一般質問があるわけですが、市長の明確な答弁があればスムーズに終わりたいと考えております。よろしくお願ひします。

私は、さきに通告してあります防災無線の今後の計画と活用策について質問いたします。

日ごろから地域自治のために、また行政連絡員として嘱託業務を受けられ、地域の発展に日々活躍されている重要な役割を持たれる方々がおられますが、その方々の声を反映させ、市民と行政が協働していく新しい日置市建設のために、市長に対し情報社会と言われる今日、防災無線の今後の計画と活用策について質問いたします。

我が日置市は、県都鹿児島市に隣接する恵まれた地理的環境に位置するものの、中心部以外の地域では過疎、高齢化がこれまで以上に進み、自治会運営にも、またいろいろな活動にも運営費を含め影響が生じ、深刻な状況となりつつあります。

そのような中、社会情勢は地方分権・地方自治・地域自治・自主防災組織の構築、自治会統合など、果たして市民の声が反映された協働のまちづくりとなっていると言えるでしょうか。その上、財源不足を理由に環境整備

されていない中で、組織の再編だけが押しつけ的に進められ、市民にとって負担だけが重くのしかかり、これで本当に新たな時代を切り開く社会が確立できるのでしょうか。

これから進めていこうとする日置市行政改革大綱は、行政のスリム化による電子自治を構築する中で、地区公民館や自治会の役割はこれまで以上に行政サイドの公共サービスの窓口として重要な役割を担うことが予想されます。

また、私たちを取り巻く社会環境は、予想を超える自然災害や国際テロ、そして地方では考えられなかった弱者をねらった異常な事件、事故が毎日のように発生する社会と変化してきているのではないのでしょうか。

そこで市長にお尋ねします。1点目、有線放送の活用についてですが、現在有効活用されている東市来地域、日吉地域の有線放送について、地域では防災無線と共有して行政からの防災関係の連絡や一般広報を自治会長宅に設置してある中継機で一旦受けてから、一般家庭の戸別受信機に流すシステムとなっており、市の広報が終わったら地域の行事や作業日程等の連絡事項等に利用され、大変利便性もよく、重要な役割を占めているとお聞きいたしました。

日置市の今後の取り組みとしては、有線放送の機器利用にて故障等が発生した場合については、地域で補修、管理し、またできない場合は地域で処分していただく方向であるとのことでしたが、これまでの利用状況を見てどのような認識を持っておられるのか、お聞きします。

2点目は、防災無線の利用目的についてですが、変わりゆく社会情勢の中で広域行政になった日置市として、日置市行政改革大綱を提案されましたが、市直轄の消防を含め交通の分野に至るまで、多面的に効果が得られる手法を検討し、その中で地域でも活用できる

整備を図り、行政と地域が互いに手を取り、助け合い、連携していくことのできる社会基盤づくりが必要と考えますが、市長はどのように考えられるか、お聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の質問の中で防災無線の今後の計画と活用策というご質問でございます。

現在の防災行政無線は、合併前のシステムを引き継ぎ、本庁及び東市来、日吉、吹上支所単位で運用しております。現在の防災行政無線や有線放送では、市役所からの依頼事項や自治会内の行事等の放送に利用しております。

東市来地域は、防災行政無線の一部施設として有線の戸別受信機を設置し、自治会ごとに放送されています。

日吉地域は、防災行政無線とは別の有線放送の施設があり、集落単位での放送ができ、防災行政無線の戸別受信機は全世帯に設置されています。

伊集院地域は、防災行政無線は自治会単位の放送システムになっていますが、放送時間が割り当てられ、録音のみの対応となっております。

吹上地域は、支所からの放送のみで自治会単位での放送はしておりません。

これから防災行政無線システムの統合・整備を進めてまいります。防災行政無線システムの整備に当たっては、現在のアナログ方式からデジタル方式への変更を予定しております。地域内や校区内での放送システム等も重要課題と認識しておりますので、今後再編整備をするときに十分議員がご指摘ございました自治会長を初め、今の有線放送の活用を含め、やはり地域のそのような声を十分反映した中におきまして、整備をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○10番（大園貴文君）

今、市長の方から前向きな統合の、日置市としてのこれからの整備を進めていくということの答弁をいただきました。まずそれが基本的な考えであろうかと考えます。

東京の荒川区では、防犯都市宣言のまちとして危機管理対策室を設け、活用策を緊急情報、防災無線放送、防災対策の目的で整備をし、震災や事件、事故の被害を最小限に食いとめるためとされております。そして、地域の実情を迅速的に的確に把握して、適切な情報と対策を地域住民に伝達することが非常に重要であるとのことで、固定系防災行政無線の屋外スピーカーを活用し、災害情報、避難勧告、そのほか情報が伝えられるようになっております。

また、地域系防災行政無線は、双方向の無線機で、区施設、防災区民施設、防災関係機関に設置され、防災区民組織や避難所となる施設との連絡が可能となっております。

そのほか移動系防災行政無線は、トランシーバー型の無線機で応急対策の情報収集、伝達用として利用できるものとなっております。

私は、住民の方々にとっては、心強く安心して住める社会基盤整備が図られているとまず感じました。市長のこの日置市の改革の中で、情報政策という中にこの防災無線のことが1行も書いていないわけなんです。この情報政策の中にぜひこの文言を入れ込んで、計画にきちっと入れ込んでいくべきと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本年度整備をいたしますイントラ整備の光ケーブルのそれぞれの日置市内におきます整備でございますけど、今ご指摘のとおり、やはりこのイントラ整備と関連ございますので、この防災無線におきます整備というのも十分

このイントラ整備とどのように整合性を図りながら、また基本的に経費をどのように削減できるのか、そのことがまた地域住民にとってどれだけ有効活用できるのか。

この二、三年の中におきましてさっきも申し上げましたとおり、テレビを含めた中におきましてもアナログからデジタルに変わりますし、今ご指摘ございました防災無線におきましても、日置市におきましては4つのチャンネルを持つてゐるのでございますので、国の方としては、それぞれ市町村に1つという一つの方向性を出しております。

そういうことも含めながら、今後トータルの今お話しのとおり、情報整備の中に防災無線は整備は入れておりませんが、基本的には災害対策の中におきますこの防災無線、そういうことでございますので、今後連携を十分各課とも図りながら整備を図っていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

計画の中にぜひ盛り込んでいただいて、そしてまた予算的にもいろいろ厳しい状況でございますが、やはりこの日置市非常に広くて、山間部には特に高齢者の方々がいらっしゃると。そして、自治会統合ということで進めていく中で、この情報政策の中には必ず必要なものと考えております。

そして、地域でもやはりいろんな地域の伝達事項を伝えられるシステムが、我が吹上町の場合はなかなかそういったことが活用されておりました。同じ集落の中でも河川が氾濫して、その地域でしかわからないこと、渡すのに、人を人命救助するのにどうしたらいいのか。

そして、その地域に電波が、電話が届かないときに、その大型無線機を使って、無線機の下から避難の方法や連絡を的確にとれるように、そういったことも整備しながら、地域の方々がいろんなイベントや、そういった行

事等にも活用し、もっと身近なことで利用できるような形をしていくことが、非常に地域にとっては声が身近に聞こえるということは、安心して住める地域となってくるのではないかと。

やはり最近の社会的な現象を見てみますと、非常に悪質で事件、事故が多い。学校関係においても、道路の道路沿いに痴漢に注意だとか、いろんな広報が立っております。防犯パトロールというステッカーを張って走っております。sonだけ地方にも非常に治安の悪い状況が発生していると言っても過言ではないと思います。

やはりこの日置市の新しい改革の中に、行政と市民が一体となってということでありますれば、特に地区公民館でこれから光ケーブルをつないで、住民票や印鑑証明がとれる時代が来る。そうすると、公民館長は地域の方々に連絡をとりたいたいに、そういった施設があることによって忘れてたということじゃなくて、その人たちに朝の広報で伝えたり、またその活用策を学校の朝の読書に使ったりとか、いろんな活用策があるかと思っております。予算的にはかかるかもしれませんが、それが地域にとって情報を伝えるということを進めていくべきだと思います。

市長が今の答弁の中で、そういった整備を進めていくということをお聞きしましたので、そういった中身についても深く、広く利用できることのできる考えをお聞きしました。早い整備によって地域の皆さんが安心して住める地域をしてほしいと考えますが、最後に市長の考えを聞いて私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今からの行政におきましては、やはり行政と市民がどのようにして共同でこの地域を守り、また活性化していくのか、これが新しい日置市に課された大きな基本的なものであるというふうに認識しております。

そのような状況の中におきまして、特にこの防災無線とこのイントラ整備を含めた中におきまして、特にこの有線放送もですけど、やはりこの大きな台風、また災害時におきまして、この有線の放送の線を切られてしまうと、どうしてもこの伝達というのができない。防災無線の場合につきましては、それぞれ戸別、また屋外、これにきちんと整備をされておりますので、情報が伝達される。

大変今ご指摘のとおり、これをどういうふうにして融合して整備をしていくのか、この二、三年の中におきまして地域の、またそれぞれの自治会長さんを初め、校区の皆様方の十分ご意見をお聞きしながら、またさっきも申し上げましたとおり、財政的な形の中でどう年次的に計画をしていくのか、早目にこの方向性を出していきたいというふうに思っておりますので、いろいろとご意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

私は、さきに通告しております共同利用施設への補助について市長の考えを問うものでございます。

人々が生活する中では、多くの施策が実施され、安定した社会が構築されております。しかし、現在まで救済の施策がない場所といえますか、地域があるようでございます。ことは、例年より早く梅雨に入り、梅雨の真ただ中であり、災害の発生も危惧されるところであります。市にあっては、防災点検、訓練等を通し市民の安全確保へ万全の体制と防災点検の啓発に努められており、市民の方々も事前の確認や警戒など、必要な時期を迎えました。

近年は、地球上至るところで異常気象によ

る思いもせぬ災害が発生します。災害発生に当たっては、自力再生が望ましいことでもありますけれども、大方の事態は隣接同士、あるいは行政組織が支援するケースが多いのが現状であります。

私の住む中川集落の一つの墓地が、3月のり面が崩れ、市役所に復旧の援助を求めましたけれども、現在は支援策がないということで、墓地関係者は4月に土のうなどを積み、補修を行いました。しかし、5月の雨において再び同じ箇所が崩れました。現場はのり面が高く、関係者はようやく復旧したところでありますけれども、そのような再発ということが起こったところでございます。

墓地関係者から再び市への助成ということで、部分的にブロックの基礎を積むことができたということが言われておるところでございますけれども、現時点ではそのような施策はないということでもあります。墓地管理組合の構成員の人数からすると、負担も大きいというもので、今日まで困っている状況がございまして。このような墓地の災害に対しても、財政支援を講じられないものかと市長に伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

共同利用施設への補助についてというご質問の中におきまして、その中で特に墓地関係のご質問であったというふうに思っております。

墓地につきましては、市営墓地や民間の経営墓地のほか、市内には数百カ所の墓地があると思われまして。これらの維持管理については、墓地の管理組合等で行われてきているところがほとんどであると認識しております。

ご質問の墓地敷地災害の財政支援につきましては、個人の共有名義になっているものや、名義のないものなど多数あること、さらには

墓地自体が山間部やがけ地の近くに設置されているケースも多いことから、財政支援を行うとすれば相当数の箇所が予想されます。しかし、災害にかかる部分については、復旧の手立てもないため、市単独の補助について今後十分検討をしていきたいと、そのように考えております。

特に、この災害時におきます補助政策の中におきまして、今年の14号台風を考えた場合におきましても、私どもやはり国庫の補助の中におきます箇所を最優先してまいりますし、また市単独におきましても、農道、また市道、そういう関係のものにつきます隣接する起因したものにつきましてやります。

ご指摘がございました特に林地、山を含んだ中におきます災害等におきましては、それぞれの補助要項というのもございませぬ。さきもご答弁したとおり、今後災害時におけるこの共同施設、墓地だけでなく、いろんな地域の皆様方が共同で使っているものにつきましては、やはり今後要項を設け、またその要項の中におきましても、地元でもできるもの、さっきも申し上げました私ども市と市民が今後協働でどうあるべきなのか、やはりこの負担割合を含めた、そのような要項を今後検討をいたしまして、実施できるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

ただいま市長の答弁で、再度質問をするような状況にはないように受けとめておるところでございませぬけれども、現状を少しお知らせして、早急な対策をお願いしたいと思いません。

市内もたくさん今市長がおっしゃるように、墓地はあるかと思えますけれども、私が聞き得た中でこういった箇所が、伊集院と東市来に2カ所ずつございまして、それで東市来の墓地につきましても、最近の被害の出たところ、それから数年前に被害の出たところ、そ

ういうのもあって旧役場の職員の方も現地確認に来られたけれども、今、先ほど申し上げたような手立てがないということで放置されておって、それで伊集院のもう一カ所の飯牟礼の墓地も、がけ崩れがして上の納骨堂は危険と思って撤去されたのか、なくなっておるんですけれども、隣は残っておりますけれども、そういった崩れたところもこの花瓶とか、お茶わんとか、そういったものも露出しているというようなことで、私の地域もどうしてもその手立てがないということで、先ほど言ったように地域の皆さんにしてもらいましたけれども、そういうことをお聞きしまして、ぜひとも何とかやはりしていかなければならないのじゃないかと思いましたので、市長のその墓地に関係なく、幅広く共同利用施設にそういった要項を策定したいということでございませぬので、早急な対応策をご期待を申し上げて、私の質疑は終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、2番、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

それでは、私もさきの質問通告に従いまして、市民と行政の協働による、協力的働きによる地域振興について、中でも安全・安心なまちづくりのための自治会活動についてお伺いをいたします。

厳しい財政事情を受け日置市が誕生し、はや1年が経過いたしました。日置市の一体化と市民融和のまちづくりを進めるためには、自治会と行政の連携がよくとられた協働がなされ、地域振興を図っていかねばならないですし、またそのことが大事な前提であることは論をまたないところであります。

そうした合併後1年間の経過の中で、自治会の統廃合問題でありますとか、既に日吉地区においては、77の自治体が18に編成を

されましたが、また地域づくりやより自治会の充実のために、職員による地域割の担当者制度も導入の方向で市長のお考えも伺っております。

また、これまで議会におきましても、同僚議員からもいろいろな視点で自治会についての質問、提案もなされてまいりました。そういうようなことを踏まえまして、それぞれの旧町時代と異なるやり方が随所に見える中での自治会運営、各種交付金制度、行政嘱託員、自治会長という行政連絡員との役割など、1年間執行してみても、そのかかわる方々の思い、意見というものを市長はどのように認識されておられるのかを、まずお伺いをいたします。

先ほどお話もありましたように、ことしも梅雨に入り台風等の災害発生の時期になりましたが、各自治会においても地域の美化、防災を目的に河川愛護、道路愛護の奉仕作業がなされております。自治会活動の中でも、自治会長の方々が一番頭を悩ませている活動ではないでしょうか。自治会によってそれぞれに状況が異なり、またその自治会に所属する住民の意識もまちまちでございましょう。

昨年9月議会において、西峯議員がご指摘をなされ、質問されたことについて、私も同じ思いであります。これまでのやり方がいつまでも通用するのか、自治会で手に負えないところ、危険なところは行政による委託、申請があれば工事費等で計上しますという答弁もいただいておりますが、実際的には経費節減の上で、今年は報償費の算定基準が旧町時代よりかなり低くなり、住民の持参した草刈機の油代捻出にも苦勞するようなありさまであります。なるだけ委託に回さずに、自分たちの住む地域はみずからの手でやるという気概に満ちた自治会もあります。

本年度の河川愛護報償金（均等割9,000円、延長割メーター3円）の算定基準について市長はいかがな考えをお持ちでございましょう

か。お伺いをいたします。

私の自治会は、県管理の2級河川があり、寄り洲の堆積がひどく、奉仕作業には大変難儀をし、大雨が降れば河川の近くに社会福祉施設もあり、大きな災害につながらなければよいがなど案じるような状況であります。

市長の以前の答弁によれば、行政においてそれぞれの箇所場所の把握はしており、県は改修でなければ維持補修費では金がないと聞いているが、写真を撮って除去ということでも再三お願いをしているとのことでしたが、実際的に実現している箇所がどの程度あるのか、お伺いをいたします。

奉仕作業の危険性を少しでも下げ、住民の方々が仲良く参加しやすい環境づくりをしていくことは、大変大事なことと考えます。市長の率直なご意見をお伺いをいたします。

2番目の質問について伺います。

全国的な人口減が進む中で、日置市が活力をもっていくためには、また交付税改革をめぐって人口と面積を基準に配分する「新型交付税」案を総務大臣が示す中で、700万人とも言われる団塊世代を少しでも日置市へ定住へ取り込んでいくことは、大変大事な将来的にも大変大事なことだと考えます。

一般、霧島市において定年退職者を迎える団塊世代のUターン、Iターンを促進するために、企画部に専門官を設置することが報道されました。職場内容は、市の情報を一元化して発信したり、就労や福祉などの各種相談業務に当たらせるとの報道でございました。

市長は3月議会の同僚議員の質問に対し、関東・関西におきます県人会等を通じて、ニーズや調査等を今後きちっとやりますと。また、受け入れ体制をいかにしていくか、今後十分検討していきますとの答弁をされておりますが、ただいまのところ具体的な検討がどうされているのか、お伺いをします。

以上をもって最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の質問の中で、市民と行政の協働による地域振興についてというご質問の中で、特に道路及び河川愛護作業についての中におきまして、快適な生活環境の形成を図るため、各地域におきましてボランティア作業として、それぞれ道路、河川愛護をしていただいております、大変助かっておるというふうに認識しております。

特に、この道路、河川愛護におきまして、基本的には集落内におきます範囲と、特に私も行政の中におきましては、集落と集落の間、大変あいてる部分につきましては、これはやはり行政の中できちっとしていかなければならないという認識を持っております。

また、特にこの集落内においても、特に河川の深い場所等におきまして、大変危険な箇所があるのかなというふうに考えておりますので、そういう箇所については、私どもの方に申し出をしていただいて、行政の方でやっっていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、道路におきまして、大変高土手といいますか、そういう分につきましてもあるんじゃないかなと思っておりますので、やはりそういうときには私どももやりますし、基本的にこの愛護作業という中において、やはり市民の皆様方が自分たちがかね日ごろ使っている道路につきまして、自分たちでできる範囲の中で、それぞれ奉仕をしながら、地域環境の美化を進めていく、そういう趣旨の中であるのかなというふうに思っております。

まずご指摘のとおり、合併いたしまして道路にいたしましても、河川にいたしましても、報償金の方が低くなっておるといのは十分思っております。そういう部分につきましても、今後はどう金額的な整理をしていけばいいのか、検討する必要があるのかなというの

は思っておりますけど、基本的にさっき言いましたように、河川等におきますのは、あくまでもボランティアという一つの趣旨の中でお願いをせざるを得ないのかなというふうに思っております。

特に、この河川等におきまして、特に県の事業主体の中におきまして、河川とまた砂防の箇所、砂防関係もたくさんございまして、私どもの方もやはり砂防とか河川改修につきましても、県の方をお願いする方でございますので、地元でできるものは地元でやりますからということで、早目にそういう危険箇所等については、予算上の中にもしてもらってる経緯もございまして、ここあたりをやはり、きちっとお互いが認識をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

ご指摘のとおり、特にこのことにつきましては、自治会長の中の連絡会の中におきましても、毎年いろいろご指摘をされる部分でございます。そういうことを踏まえながら、私どももやはりそれぞれの1年にございましたことは、きちっとまたご説明も申し上げて、今後とも意見交換をしながら、地域づくりに努めてまいらなけりやならないというふうに思っております。

2 番目の団塊世代の日置市定住ということでございますけど、特に来年後を含めた中におきまして、約700万人程度というか、全国規模にいきますと、そのようにして大変多くの皆様方が60で定年をされるというふうに思っております。

そのような中で、先般の議会の中でもご答弁申し上げた部分がございますけど、やはり私どものこの日置市に、やはりふるさとに帰ってきてほしいということをいつも思っておりますし、また特にこの地域の集落形成をするに当たっては、やはり昔やはりこの地域でなじんでおられた皆様方が、やはり定年後住んでいただくのが、今後におきます集落形成

という意味に、すばらしい構築をするというふうには思っております。

そのような中で、私もそれぞれの県人会に行って意見をお聞きいたしました。特に男性の皆様方は、特に「やがっちゃかえみろうかいね」というふうなお声は大分いただいておりますけど、またその中におきまして特に奥様とか、子供さんとか、そういう環境の中で自分はそう思いがあるけど、現実的にはちょっと難しいのかなという、そういうお声もいただいております。

今後におきましても、やはりそれぞれの旧地域におきます県人会等がございますので、あるたびにそのようなアンケートも実施いたしますし、また私ども受け入れ体制を含めた中におきましても、やはり十分対応していかなくちゃならないというふうに思っておりますけど、特に旧出身者におきましては、大抵の皆様方が、その実家でございますたりして、家はあり、土地は持っている方が多いかなというふうに思っております。

今後におきましても、また別な県下の中におきましても、今グリーン・ツーリズムといいますか、やはり農村、農村地域を体験できるそのような施策もやっていかなければならないのかなと。

昨日も尾木場地区、旧東地域の尾木場地域、また吹上地域の上与倉の棚田の米づくり体験というのがございまして、特に上与倉におきましては、バスツアーの皆様方が約20名程度来ていただきまして、私も一緒に田植えをさせていただきまして、その中におきましてご意見というの、やはり空気のいいきれいな地域であると。

いざ住むのか、そういう部分については、まだちょっと大きな課題があったのかなというふうに思っておりますし、きのう尾木場地域が約14家族が参りまして、その体験の談も聞かせていただきました。その中で特に定

年後、60歳を超えた方々も、約七、八組いらっしゃいました。その中で、昔は田植えをしたことがあるけど、もう約50年近くしてなかったと。ですけど、やはりこのような環境というのは、私も感じたから、私どものこの団塊の世代にやはり伝達できるような、そういう手法を使ってくださいと、そういうご要望等もございました。

やはり身近なそのようなこの農村と農村地域に体験できるような交流からした中において、さきに言いました今後の定住促進に対しますいろんな施策も、必要であるのかなという考えを持っておりますので、今後とも皆様方のご意見もいただきながら、また各町村におきましても、このことにつきましては、十分いろいろと検討しておりますので、私どももほかの先進地の市町村のことも勉強しながら、施策にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上で終わります。

○2番（上園哲生君）

ただいま市長からいろいろとご答弁をいただきましたけれども、その中でここに少しお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、先ほど前段の話の中で出しましたそのより自治会の充実のために、職員による地域割の担当制度を導入すると。4月から導入するというお話でございましたけれども、このことについての進捗上記状況を含めてお伺いをいたします。

○総務課長（池上吉治君）

職員の地域担当制につきましては、現在人選と申しますか、地域割、それから地域割につきましても、それぞれ各4地域本所、支所を含めてどういった地域割が最も適当であるのか、そしてそれに全職員を当てるのか、あるいは責任者の職員を当てるのか、今それを具体的に検討しているところでございます。近いうちに結論を出して、実施に入りたいと

思っております。

○2番（上園哲生君）

近いうちというご答弁でございましたけれども、できるだけ早い機会に具体的な内容をお示しをいただきたいと思っております。

それでは、率直な話、自治会長さん方といういろいろお話をする会があると思っておりますけれども、やはり旧町時代の方がいろいろな意味で、その資金の問題にしましても、手当が厚かったという思いで、いろんな思いでそのご意見が出てくるかと思っておりますけれども、その中で自治会長さんたちが一番思いの強く思っているところはどのようなところでしょうか。市長、そういう会合の中で出てくる意見の中で、市長自身が実感をされているところをお話をいただけたらと思っております。

○市長（宮路高光君）

特にさっきも申し上げましたとおり、道路報償金とか、またいろんな地域に対します報償金とか、そういうものが今まで各町ばらばらでございまして、程度を統一した中で今やっているわけでございますので、こういう差がどうあるのか、前の方がよかったとか、いろんなそういうご意見はいただいております。

特に、今後におきます一つのこの自治会長さんとの協働の問題を含めまして、やはり私どももやはりきちっとまだ説明責任といえますか、そういうものをまだなさない部分がたくさんあるのかなど。全体的に自治会長さんの会もいたしますけど、その中でもご意見も言いがたいっていいですか、そういう部分もあるのかなど。

なるべくそれぞれの自治会長さんのところに行きまして、私も機会あるごとにおおのいろいろとお話をお聞きしていかなければならないというふうに思っておりますけど、感じた中におきましては、まだこの1年間という中でございますので、私の方もこの1年間の中でやってきたこと、また今後どうしたら

自治会を含めた中で自治会運営もスムーズにいくのか、そこあたりも十分話をしていかなきゃならないことでございますけど、やはり一番苦慮しているのは、自治会長さんもやはり市民の皆様方に、やはりこのような奉仕とか、いろんなお願いするときに、大変いろいろと悩んでいらっしゃる。

例えばそれぞれの自治会の中におきましても、出てくる人、また出てこない人とか、いろいろとおって、いろいろと差異があると。そういう悩み等も十分お聞きしておりますので、そこあたりの部分も十分どのようなみんなが参加しやすい体制がどうなのかということも、今後とも話をしていきたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

ただいま市長のご認識をお伺いしまして、少しは安心をいたしましたけれども、やはり住んだ自治会にそういう状況を知らずにその自治会に所属したために、またいろいろなその自治会の中の規約があります。そして、その中に奉仕作業にもし欠席をした場合ですね、いろいろな特例は設けてありますけれども、欠席をした場合にはそういう罰則規定と言っていいのかわかりませんが、住民の方々に負担金を求めると。

もちろん、ない自治体もあります。あるところは5,000円、1帯、あるいは3,000円というような負担金を自治会が住民に請求をする自治会もございます。そこは自治会の中で、その自治会自治の中で決められたことですから、はたからとやかく言うことではありませんが、やはりそこの中には、住民として声なき声といえますか、やはりやり場のない思いを持つて住民の方々もおられるだろうと思うものですから、そういう先ほどのようなご認識をお伺いしたわけですから、

そこで、愛護報償金、愛護報償金をちよっ

と具体的に算定基準を出させてもらったんですけれども、実際のところその2キロも3キロも貫流するような河川はあんまりないと思うんですよね。仮にあったとしても、3円で9,000円ぐらい。そして、均等割が9,000円ですから、どこも2万円にも満たない。

そうしますと、今もうそういう作業をするときに、みんな自分ところのその草刈機を担いで来るわけですよ。ですから、全部ボランティアでやってもらうという感覚なのか、それともやはりその実費ぐらいは、その自治会長さんたちがやはりそういう住民の融和の中で、そういう作業が行われるように、そういう油代だとか、あるいは仮にその歯が欠けた、そこらはどうなるかわかりませんが、そういうふうなところ、あるいは暑いさなかの作業で、出てきた方に冷たいものの1本ぐらいは出せるような報償金の中身ということについて、市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この金額の問題、大変頭の痛い部分でございまして、基本的にはさっきも申し上げましたとおり、奉仕といいますか、この愛護といいますか、そういう精神の中でお願いをしたいというのが本音でございまして。ですけど、今おっしゃいましたとおり、このキロメートル3円という算定をさせていただいて、実質的に大変これがその管理をできるお金ではないと、そのような認識もしております。

そのような状況でございまして、特に私もこの道路にいたしましても、河川にいたしましても、やはり皆様方がやはりきれいな川をつくってほしいと、やはりそういう親しんでほしいと、そういうやはりみんなが参加してほしいと、そういう願望的といいますか、そういう精神的なものが一番この作業におきまして大きいことじゃないかなというふうに思っております。

ご指摘のとおり、自治会長さんからいつもしかられております。もうさっき言いましたように、何人来てんパンとジュースぐらいやらな、それのお金もなかと、油代もなかと、いろいろなご指摘は本当に十分指摘をされておりますけど、ここあたりの中につきましても、また集落内の中においてまた考えていただきたいというふうに、私はいつも本当にすみません、お願いいたしますと、そういう精神的な中で、こちら誠意を尽くしてお願いをしているのが実情でございます。

○2番（上園哲生君）

自治会長さん方からもいろいろなご意見が届いていると思いますので、ただやはりその住民の奉仕のできる程度といいますか、そういう意味で言いますと、先ほどもちょっと申しましたように、寄り洲なんかに生えております身の丈よりも高い竹でありますとか、そういう奉仕作業をしやすいような状況を、やはりその前につくっていただかないことには、住民の方々もやっぱり気持ちよく参加をするのに、もう最初から何かでそかねという思いで出て来られたり、出てこなかったらそういう罰則金を請求をされたり、やっぱりそういう意味では問題があるかと思っております。

今まだまだ自治会は崩壊をしております。そういう気持ちで、さっき市長が言われるようなその精神で今はまだ取り組んでおりますけれども、やはりこれが長い経過をしていきますと、自治会のその結束力まで失っていく可能性もなきにしもあらずだという思いをいたしておるものですから、ぜひそういう報償制度、報償で済んだ方が、委託に回すより安いじゃないかというような思いもいたしますので、今後そういう算定基準も含めまして、またご検討をいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

この団塊世代ですね、実を申しますと私もそのある業界に属しているものですから、そ

うしますとこのゴールデンウイークにかなり県外のそういう方々の問い合わせが多かったです。先ほど市長が県人会等と言われましたけれども、実は日置市に在住の同級生のつてを頼って来られる方の方が多いです。言うなれば、ここへお座りの幹部の皆さん方が団塊の世代の方々が多かろうと思うんですよ。

そういう方々がおれもそろそろ定年になって、ふるさとへ帰ろうかなというときには、だれにその相談をしようかというときには、やっぱりここの幹部の方々が一番安心できる、信頼できるかつての同級生だったというようなことで、そういう定住への促進も進んでいくんじゃないかとは思いますが、やはり抜本的には、そういう思いはあっても、男性の方は思いがあっても、向こうでもろうた嫁さんがなかなかついて来ないとか、そういう状況の現実的なところは、日置市がどういうところだと、どういう予算を持ってるんだという情報提供がなされなければ、やはり二の足を踏むのが当然だろうと思うんです。

はっきり言いまして、我々は先ほど大園議員の話じゃありませんけれども、県都鹿児島市に近く、ましては空港までも約1時間ぐらいで通えるところでありまして、都心部、あるいは関西に子供たちを置いていっても、何かあればすぐ駆けつけられるような交通アクセスを持っております。

また同時に、都会では経験のできないような、例えば朝から朝ぶろもあいております、温泉街は。ただ、なかなか一つ答えられないのが、今私どものところにくるのが、その朝晩のおかずぐらい魚釣りですってきたいと。ついては、その吹上漁協の準構成員、準組合員になるためにはどういう手続が要るのかとか、そういうお問い合わせもあります。やはりここはやっぱり日置市として、日置市の売りをきちっと情報できるような、あるいはそ

ういう機会ですね、情報セミナー、そういうものを団塊の世代に鹿児島に、あるいは我が日置市に住みたいと思われるような人たちへの情報を提供できるセミナーとか、やはりそういう能動的なところで現実的なところのあれを越えていかざるを得ないんじゃないかと思っておりますけれども、市長どういふふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれ県人会でなくいろんなルートの中で、団塊の世代の皆様方の通信のやりとりというのはできるというふうに思っております。

基本的には、やはり私どもはこの地域の活性化、基本的には定住促進、基本的にはそういうものが一番大きなねらいであるのかなというふうに思っております。そういうことを含め、団塊の世代も含めまして、またそれぞれ過疎地域を含めた中におきまして、どう定住していただけるのか、そういうときに市の単独の中でどういう助成制度といいますか、そういう要項といいますか、そういうものをまた新たに考えていかなければならないのかなど。

やはり各地域が、やはり人口減の中でございますので、減っていく中において大変みんなが危惧していることとございます。今が、今のこの時期はターゲットはそういう団塊の世代という一つの五、六年の間の人たちだけでございますけど、やはりこのことにつきまして、もう少しいろんな角度の皆様方からお話をいただきながら、そういう定住的な要項というのを、また日置市として作成をしていかなければならないのかなというふうに認識をしております。

○2番（上園哲生君）

ぜひ前向きなご検討をいただきたいと思っております。やはり時間が限られた世代でございますので、もう人のところを言うのは何でござ

いますけれども、霧島市は既にそういうことで取り組みを進めて、そしてそこに専門の職員を置き、そしてその情報を一元化で流し、そしてそういう人たちからの来るいろんな相談業務を一身に受ける部署までつくっておるわけですから、ぜひそういう形でなるべくご検討いただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、やはり先ほどの質問ともつながりますけれども、最終的にはやはり自治会内、私たちの日置市がやっぱり住んで楽しいまちにならなきゃなりません。そういう意味では、いろいろ危惧される負担とか、あるいは今後の状況への具体的な対応ですね、やっぱりその先手先手でいけるような状況でいかれるようご検討をしていただきたいということで、市長の最後のお考えをお伺いして、一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今のご指摘のとおり、いつも申しておりますとおおり、市民と協働というのが一つの基本でございますので、いろんなあらゆるものにおきまして、特に自治会長さんを含め、いろいろご意見を賜りながら、それを市全般の行政に反映していきたいと、そのように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

次に、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25番、谷口正行君の質問を許可します。

〔25番谷口正行君登壇〕

○25番（谷口正行君）

2点ほど通告いたしておりましたので、質問をいたします。

まず、人事管理のことでございます。

現在、日置市におきましては、厳しい財政状況の中で予算の縮減、職員の削減等行われておりますが、この限られた予算と職員を十分活用し、数多くの課題に的確に対応し、市民皆様の期待にしっかりと答えていくことが求められております。

市長は、9月より課長、係長昇任に試験制度を導入することを決められました。年功序列に縛られることなく、やる気と能力ある職員を登用する仕組みをつくる。そして、職員の意識改革と市役所の活性化につなげたいとのことであります。

このことから言えば、私としても当然のこととして昇任制度の導入は意義あることとして評価できるわけであります。

地方公務員法第30条では、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあつては全力を挙げて専念しなければならないと定めてあります。日置市の職員も、そこには使命感と意欲をもって積極的に仕事に取り組んでいることは、十分承知はしておりますが、中には公務員の身分保証に安住し、漫然と仕事をしている方がいることも事実であります。

職員の士気を高めるためには、職員の仕事ぶりを十分に把握し、人事評価を公正に行うことが重要であります。そして、その結果に基づいて身分の取り扱いがなされなければならないと思っております。

地方公務員法第40条第1項で、「任命権者は職員の質問について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と定めてあります。しかし、本市の場合、わずか1年しか経過してないわけでありまして、この辺の勤務成績の評定のあり方がどうであったのか、実施されていたのか、どんな状況であったのか、気になるところであります。

職員の勤務成績の評定、これは職員の人事管理の基本原則であるとともに、職員の信賞必罰を励行しようとするものであります。公務能力を向上させるために、勤務実績が良好であるかどうか、職務に必要な能力、資質を備えているかどうか、職員の人格や人間としての価値判断の目安にもなります。

もし合併がなされたことにより、この評価をする時間がなかったとするならば、職員の何の基礎資料もなく、そこには市長のその場限りの人情で人事や昇任がなされたこととなります。言葉崩して言うなれば、しっかりした仕事はできるが、要領が悪くて昇格できない、片や仕事もいまいちで横柄なところもあるが、要領がいいので昇格したというようなことが起こり得るわけであります。

また、仮に市長が厳正公平な姿勢を忘れて、即今人事や一部に有力者の強力な推薦に服して人事がなされるようなことがあるとするならば、適材適所の配置が阻害され、そこに対しては公務能率の増進どころか、周りの職員の士気の低下を招くことになる重大な問題になります。

このようなことから、合併からわずか1年しかたっていないわけでありますが、市長は人事や昇任に職員の評定評価をどうとらえてこられたのか、伺いたいと思います。

それと、市長の今回の昇任試験制度を導入するに於いての基本的な考え方を伺います。

2番目であります。東市来町長里の原田地区というところでありましてけれども、水田であります。ここは地権者の耕作意欲の減退、あるいは水田未整備の理由から、耕作地もまばらな状況で、中心地はほとんど遊休地が荒れた状況にあります。旧東市来町の時代、この地区においては町の行政の中心地でもあり、また地理的にも大変恵まれていることから、この長里原田地区を町の活性化に向けた開発に取り組むべきではないかとの声が出ていた

ときもあります。

当時、東市来地区では過去相当数の住宅地が不足しておりました。したがって、そこには一刻でも早い若者の定住策が必要であったことから、町は手っとり早いミニ住宅団地の造成に力を注いできたわけであります。

そして、結果、当時の鹿児島県下での人口減少率ワースト4から完全に抜け出すことができ、現在の1万3,000人の横ばい状態で推移するようになったわけで、そしてそのそこには、分譲の張りつきぐあいを見ながら、だんだんと中規模的な団地の造成となってきた経緯があります。

合併後1年が経過しました。市長もご存じかと思いますが、現在東市来支所前の鶴丸ニュータウンも売れ残り、あと十二、三区画という状況になってきております。このような状況から、この長里地区には今後も引き続き人が張りつく場所がなくてはならないと感じております。

いかがでしょうか、市長、今後の日置市の発展、長里の活性化を考えると、地理的にも恵まれたこの土地を、行政が何ら手つかずの状態のまま放置することは、地域住民からも許されないことであるのではと思っております。事実、早い時点から地権者の方々も、住宅地として開発していただきたいとの声も出ておりました。

この東市来は、ご存じのとおり海あり、山あり、温泉ありでございます。しかも、この地はJR東市来駅までわずか5分、国道3号線も並行しており、住環境で言えば申し分のない最高の地であります。住宅地としての開発を検討すべきと思うわけでありますが、市長、検討する気持ちはないか、余地はないか伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人事管理についてご質問ござい

ます。

本市は、合併いたしましても1年過ぎたところでございまして、日置市職員勤務評定実施規定に基づきまして、昨年も評定を臨時職員を除いた全職員を評定を実施いたし、また全職員におきます自己申告書も提出を実施いたしました。これは、勤務成績と職務に関連して見られる責任感、判断力、指導等、7つの要素に分けられています。

評価者に当たっても、人事評価が自己にとって重要な職務であることを認識し、確固たる信念をもって評価するとともに、職員の日常の勤務実績を適切に把握するため、評価の方法は絶対評価とするなど、公正公平な評価となるよう努めております。

そのほか、識別力、信頼性及び妥当性が具備していなければならないため、2人以上の者による評価を含むなど、特定の評価者の考え方を防ぐ制度となっています。

今後におきましても、評定者の定期的な評価研修を実施するほか、評定の方法についても随時研究し、職員の能力、成果、意欲を正しく評価し、ひいては職員個々の能力及び資質、士気の向上につながる人事制度としてまいりたいと考えております。

続きまして、昇任試験の考え方でございますけど、近年、地方公共団体を取り巻く社会、経済環境は大きく変化し、それに伴って住民の地方公共団体の行政需要も量的に拡大するとともに、多様化及び高度化の様相を呈しております。

このような状況の中、地方公共団体の人事管理のあり方についても、見直しが必要な時期に来ており、従来の年功序列の人事管理から能力主義に基づいた人事管理への転換が求められています。

そのため、地方公務員法の定めるところにより、試験成績、勤務成績及びそのほかの能力の実証に基づき、昇任を決定することで、

有能な人材の早期掘り起こしと早期育成が可能となるわけでございます。また、これが自己啓発の契機ともなり、職員個々について資質の向上が図られると考えております。

つきましては、昇任試験の導入により、努力すれば報われるという基本が生まれ、職員のやる気が助成されるような組織をつくってまいりたいと考えております。

2番目の若者の定住促進対策についてでございます。

住宅施策については、それぞれの地域でこれまでも取り組んでまいりましたが、その状況をご説明申し上げたいと思っております。

東市来地域では、鶴丸ニュータウンを初め12団地204区画を造成し、現在15区画が残っております。

日吉地域では、分譲宅地として植木団地区画を造成し、3区画が残っており、また貸付用として新町団地など5団地27区画を造成し、すべて貸し付けております。

吹上地域では、分譲団地として榎下団地など5団地60区画を造成し、6区画残っております。また、貸付用として今田団地など17団地70区画を造成し、12区画が残っている状況であります。また、今年度吹上図書館の近くに32区画造成する、年次的に造成をする計画でございます。

伊集院地域におきましては、県の住宅公社を初め、民間による団地造成ということで行政が造成した団地はございません。

市全体として分譲団地が18団地271区画で、残りが24区画、貸付用の団地が17団地97区画で、12区画残っているところでございます。

そこで、今後の住宅政策であります。市全体として現在公営住宅の建てかえを計画的に行っておりますし、また妙円寺団地の残りの区画もまだたくさんございます。それと市全体のバランスを保っていくのがいろいろと

難しい面もございますけど、今後住宅マスタープランの策定を計画しております。

今ご指摘ございましたこの原田地区につきましても、公営住宅の建設、また民間の住宅建設、また土地開発公社による造成を含めまして、需要と供給のバランスといたしますか、やはり需要がある中におきましては、やはり定住促進の中におきまして行政としても幾ばくかの力を入れていかなきゃならないし、また特に過疎地域におきましては、民間の力で造成するというのも難しい部分があるというふうに認識しておりますので、今後きちっとマスタープラン等におきまして、原田地区を含めた中で検討をしてみたいというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

合併後1年たったわけですが、それなりの職員の評価がなされてきたというようなことでございます。「企業は人なり」という言葉がございます。民間企業では厳しいこの人事管理のもとで、昇任かれこれが行われます。切磋琢磨の職場環境の中では、自分たちが企業では能率を上げないと、会社がつぶれてしまうと、そういう意識が強いわけでありまして。

比較して公務員には倒産意識がないと。全部が全部ではありませんけれども、やはり一部には「きょうやらなくても、あしたもあらよ」というような感じの方が見受けられるのではないのかなと思っております。

市長もご存じのように、型破り町長で有名でありました菱刈の元久保町長、あの方は職員に対して大変厳しい方でありました。職員がもっと知恵を出せと、汗を出せと、知恵も汗も出ないやつは辞表を出せというようなことを、よく話を聞いておりました。

こういった格言でありますけれども、何か今の時代にはさげすまれているというか、そんな気もいたします。職員の方からすれば、迷惑がられているというような気もいたすわ

けであります。逆に私どもは今ここの職員の戒めとして、やはりこういったものは声かけていただきたいし、またなくてはならないと、このように思っております。

このように市長もおっしゃいました。部課にやる気を出させる格言ですね、市長どのように受けとめておられるか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、企業におきましても人なり、私ども公務員におきましても、やはり人なりと、やはり人の人格というのをどう助長、また育成していくのか、これが一番大きな一つの財産になってくるというふうに思っております。

今昨今の中におきましても、民間におきましても、この10年含めた中で大変大きなリストラ等をしながら、企業経営努力をしている企業がございます。今昨今言われております私ども公務員、地方公共団体、国の行革を含めた中で、大変厳しい環境である。また、そういうことを含めました中で、この合併というのも必然的に出てきておるものだというふうに認識をしております。

そのような状況下の中におきまして、やはり私ども職員におきましても、職員の能力を発揮するために、やはりそれぞれの昇任試験等も行いながら、基本的には職員のやる気、またやった人が報われるそういう制度、それが私は今後大事なものであるというふうに認識をしております。そのような状況を踏まえながら、ことしの10月ごろをめどに係長職と課長職、この2つに分けてやっていきたい。

特に、さっきご指摘のとおり、公務員入るときは難しいけど、出るときはそれなりの中で出ていく。大学試験もそのような状況でございますので、やはりその年度10年、また20年過ぎたときに、本人がどう評価されていくのか、やはりそういう厳しい環境の中で

仕事をしていただくことが、よりよい職場、またそのことがよりよい市民に対するサービスになると、そのように考えております。

○25番（谷口正行君）

市長は市長なりに、どうしたら職員が本当にやる気を出せるのか、能力を出せるのかということ、もう常に考えていらっしゃるなと感じたわけでありまして。今回のこの昇任試験制度も、このことを願ってのことかなと思っておりますが、そこで市長が今回この昇任試験制度導入しようとしたきっかけですね、これは何だったのかなと思っております。

昨年5月でしたか、市長選挙のときにマニフェストを見ました。私もこれはいいと、グッドアイデアだと思ったわけですが、でもそのときには、もう市長は市長になられたら、これを実行したいということを考えておられたらと思っております。でも私は、本当に実行されるのかなと疑いの目を持ったことも事実であります。そのきっかけは、ちょっと何であったのか、県下においても初めてであったと、初めてであるというようなことを聞いたわけで、そのきっかけをちょっと伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回合併するに当たりまして、それぞれの職員百四、五十名ずつございまして、基本的には約600名以上の職員になっていく。一人でそれぞれ職員の把握というのは大変難しい状況である。そういうことを含め、また合併した中におきまして、それぞれの職員におきます能力の差というものも十分あるのかなと考えておりました。

今後日置市になった一つの職員として、やはり同じレベルで、同じ目線でそれぞれが切磋琢磨し、それぞれの職につくべきであると、そのような認識をしておきまして、今回合併を契機にこのような試験をやりたいと、そのように考えた次第でございます。

○25番（谷口正行君）

そのきっかけは、市長になられたときに、その一人一人の能力を確保するのは難しいと考えたことから、こうきっかけになったというようなことではあります。市長、ここで私過去にこの東市来町の時代に、このようなことがあったんではというふうなうわさを聞くことではあります。

そしてまた、これについては最近までもこの職員の方々にいろいろ聞くことがございました。それは、議員が職員の人事、昇任、あるいはまた採用までもかかわってきたのではないかというようなことではあります。そして、そこには信じがたいことでもありますが、その働きかけたお礼として、金銭の拝借みたいな不穏な動きもあったんではなかろうかというようなことではあります。

たしかこのことは、県外の方でもどこかの議員が試験に関係なく当選させてくれというようなことで、町長に働きかけた。そのお礼に金品を受け取ったというようなことで逮捕されたことがありましたけれども、そういったことがこの東市来町でもなされていたのかなと思っております。

この辺は、やはりこれは議員の言いなりになってしまう町長も町長でありますけれども、人事権に対する第三者の介入、迷惑なもんだなど市長は思っておられると思っておりますが、市長はこういったことに対してどういった見解であられるか、これ伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ執行権と議会の立場、これはそれぞれ両輪の中でいかなければならないというふうに思っております。今ご指摘の話は初めてお聞きするわけでございますけど、やはり今後におきましても、やはり議会と私ども執行とにある程度離れた中におきまして、議論を含めた中できちっと論争をしていくべきなことであると、そのように認識しております。

○25番（谷口正行君）

これ町長がこの圧力に負けてしまうというのが問題であると思っております。言われたように、人事はこの市長のもう権限で、公正無私に行わなければならないわけでありませうけれども、ややもすれば縁故、あるいはまた個人的なつながりで町長に圧力がかかってくると、結果この任命権者の人情人事がなされることにつながってくるのかなと、こういったこと本当あってはならないと思っております。

全くここあたり本当横着な恥知らずな議員もいたわけで、先ほど議会で出ましたけれども、議員のモラルの問題として全くこれ政治倫理に反して、議員としての品位と名誉がみずから傷つけられているというようなことで、情けない限りであります。

当然、そこには宮路市長としては、揺るぎないこの判断力に期待したいと思っておりますが、合併後、合併してから議員が人事に口を出してきたというようなことを聞いたことがあります。まさかなあとと思っておりますが、そういったことがあったのかどうか伺います。

○市長（宮路高光君）

合併いたしました、ことしの4月に異動させたわけでございますけど、そのようなことは一つもございませんでした。

○25番（谷口正行君）

はい、わかりました。そのようなことがなかったということでもあります。ある鹿児島県出身の国会議員の先生でございます。大学への口ききを聞かれておりました。あの方は本当に正直な方だなあと私は思ったわけでありませうが、皆さんご存じのように、往々にしてそのようなこともあるというようなことも申されておりました。あれと同じこと、やはり幾らかそんなこともあるのかなと感じておりますが、あってはならないわけでありませう。

この辺に対しては、やはり本当に役場職員として実力や能力のある者が落ちて、全く実力、能力のない者が市長のさじき加減で受かってしまうというようなことは、もうあってはならないわけでありませう。

当時、時を同じくしてやはりこの東市来の時代に、職員の採用にちなんで町民の間でこんなうわさが流れました。もう学生時代から頭もよくて、当然この試験の結果にも自信があったと。合格は間違いないと思われていた人が落ちて、逆に全然試験にも自信はなかったと、間違いなく落ちるだろうと思っていた人が受かってしまったと。そこにはだれもがこれはおかしいと思っていたわけで、たしかあのときは、役場職員はコネさえあれば通るというようなこともうわさになったわけでありませう。

そのときの同僚議員が、一般質問までされたことがありますけれども、このような人情、情実人事が行われると、本当職員として全くこの資質の欠けた、能力のない者が仕事に携わることになると。これはもう他の職員の、ほかの職員の士気の低下を招くというようなことになります。当然、これはもう業務ミスが起きます。

私は、最近こういった業務ミスが、やはり若干目につくのも、こういったことも一つの一因になるのかなと、このように感じております。やはりこういったこと市長、やはり正直者というんですか、本当に能のある者がばかを見ることのないような、先ほど市長も言いましたけれども、そういった責任者と厳正公平な毅然たる姿勢で挑んでいただくことを期待します。

そこで市長、また伺いますが、今回のこの管理職昇任試験制度を導入することですね、これまでうわさされてきたような人事に口を挟む議員とか、あるいは縁故、第三者からのしがらみ、圧力ですね、こういったことが一

掃されることになるのかということでありませんが、市長はそこをどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

今回の試験制度の内容でございますけど、さきも話のとおり、やはり私「人なり」というのを一番重要視していきたい。その中におきまして、やはりそれぞれの筆記試験を含め、また面接、評価、この3つにそれぞれの配分点になるというふうに思っております。

特に面接等におきましては、先般申し上げましたとおり、外部の皆さん方に面接をしていただきます。そのようなことを含めまして、やはりきちっとその結果も公表もさせていただきます。そのようなことでございますので、やはりやる気のある方がそれぞれに合格していくというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

はい、わかりました市長。私は、私としては、こういった職員の評価がこういった管理職昇任試験の方法でなされるというようなことは、いい案だと思っております。職員組合の方では、公平性が確保されるか疑問というようなことも出ておりましたけども、私は逆に透明度が高いんじゃないかと。今話を聞いておりますと、なおのことそれを思ったわけでもあります。逆に公平性が確保できると、このようにも感じております。

前回の畠中議員の質問で、市長は人物本位の評価を最優先したいと言っておられましたが、私もこれは同感であります。言われたように、外部から面接官なども務めることになるというわけで、やはりこの制度が職員に刺激を与えらると思っております。緊張感も高めることになる、このように思っております。結果、管理監督職に優秀な人材が配置していくことになるだろうと思っております。

市長にしても、ここはやはり情実の疑いをなくしてしまうというようなことで、公平公正に昇格者を決定する仕組みは、私はこの選

考の段階のどこかでも用いなければならなかったと、このように思っております。

これからさらに市長が手腕を大いに発揮されて、こういった制度が本当に職員の資質を高めて、目的どおり職員のやる気を出させて、公務能率をしっかりと上げるためのものになるように期待をしております。管理職の昇任試験制度の導入については、一応質問を終わります。

次であります。東市来の方では、過去に先ほども言いましたが、過疎からの脱却を図るというような一環として、開発公社をフルに活用してまいりました。若者の定住化策を打ち出した。そしてミニ住宅団地の造成をやってきたわけでありまして。

日置市が発足して1年が経過しました。日置市の人口動態はどうなってきたのかということでもあります。日置市発足当時の人口は、5万3,400人でありました。1年が経過いたしましたけれども、4月1日現在で5万2,600人でありまして。800人の減になっております。

この状況を市長はどう考えるのかということでもあります。私はいくらちょっとずつでもふえていくだろうと思っておりましたけれども、予想に反した結果になったわけでありまして。一時的なことであればいいと思っておりますが、でも今後がやはりこの若年層の人口流出を抑制する対策として、この定住化策の団地を検討していただきたいということであったわけでありまして、この人口動態、今後の人口動態を市長どう考えておられるかと。

○市長（宮路高光君）

今議員のご指摘のなかでございました。これちょっととり方の月がちょっと違うのかなと思っております。昨年からの同じそれぞれの当月にいきますと、約300人ちょっと少なくなったというふうに理解しております。

そのような状況を踏まえた中におきまして、やはりこの出生とまた死亡、やはりこの地域を含めたことを考えたときに、大変死亡の方が大変多い。自然動態といいますか、比重人口と、これがさほどなかったということで、この1年間を振り返って見ますと、約300人ちょっとの人口減であったというふうに認識をしております。

今後の展望でございますけど、やはり過疎地域を含めたといいますか、田舎に行けばそのような減少がもうちょっと激しくなるのかなという推移を見ております。基本的に日置市全体を含めた中で、やはりこの増加というのは大変難しゅうございますけど、この減の率というのをいかにして少なくしていくのか、やはりこれが一番大きな私は課題であるというふうに思っております。

それの中におきまして、やはり地域の活性化という一つの中におきまして、やはり一つのパロメーターは人口がどうなのかというのが、一つのパロメーターにもなるというふうに思っておりますので、今後やはりこの減になっても、この微減をいけるような状況で施策をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

この私長里地区の原田地区というところですけど、市長もあんまりよくご存じでないだろうと思っておりますが、どういうところかといいますと、これ市長ご存じのように、JRの複線化東市来まではなされております。東市来の駅までは、もう歩いて5分でございます。3号線まではわずか30秒ぐらいというところでございます。こういったところから、この長里地区の原田というところは、鹿児島市への通勤圏内としてはわずか20分ぐらいで、もう鹿児島市へ行けると思っております。大変この地の利のいい場所として人気があります。

ここは、農地でありますけれども、基盤整備がなされていないわけなんです。農用地区域から除外されております。したがって、けさ慌てて写真撮りましたけれども、ちょっと写りが悪いですけれども、こんな状態でもう竹がぼうぼうおえております。こっちの方は、また市の公営住宅であります。城之町のですね。こちらは麓下の公民館の方で、これ国鉄の線路の上から撮ったんですけども、だから住宅地と住宅地の間がこんな荒れ果てた状況であるというようなことでございます。

でも、何、どういった方向に開発するかといっても、私はこれはもう住宅地が一番じゃないのかなと、こう思うわけであります。市になったばかりで、自分のところだけ早く何かつくれというのも、もう何でございます。一応検討調査していただきたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（宇田 栄君）

質問、要望かな。

○25番（谷口正行君）

いえ、いいですよ。さっきやったから。

○議長（宇田 栄君）

次に、4番、門松慶一君の質問を許可します。

〔4番門松慶一君登壇〕

○4番（門松慶一君）

さきに通告してありました観光推進と、妙円寺団地のこれからの展望について質問いたします。

まず、観光推進についてであります。本年度県が観光交流局を新設し、観光課、PR課、国際交流課の3課に分かれ、それに対する予算も10億円というこれまでにない大きい額になっております。このことは、観光というものを総合産業という位置づけでとらえて、各方面の経済浮揚、商工業の活性化、特産品の販売促進につなげていくというところ

に県の姿勢を感じられます。

これまですばらしい観光資源、食の財産を持ちながら、生かせなかったPRのまずさが観光低迷の原因であります。しかしながら、ここ近年、新幹線の開通、これまでになかった焼酎ブーム、全国から高い評価を受けている黒豚等、今鹿児島ブランドが高まっているのは事実であります。

そこで、今回の県の姿勢が観光に力を入れるということで、我が日置市もそれに便乗すべき重要な時期であり、またこのチャンスを生かして観光戦略を構築する必要があると考えます。

日本三大砂丘の吹上浜、鹿児島の三大行事、妙円寺参り、美山のさつま焼き、日吉のせつぺとべ、それから点在する温泉等、県内でも屈指のすばらしい観光資源、財産があると言っても過言ではないかと思えます。

鹿児島市内はもとより、県内、県外へ発信し、県とも関連の中、観光振興を大いに推進、促進していくべきではないでしょうか。このような観点から、市としてこれからの観光推進策、長期観光ビジョンについてどう考えているか、市長の見解をお聞きします。

次に、平成19年度4月に商工会並びにその後観光協会の合併が予定されています。今商工業者は、これまでになかった厳しい状況下にあるわけです。市の経済浮揚、商工業活性化の観点から、観光推進策は必要不可欠であると考えます。

これまで伊集院の場合、イベント事業関係は実行委員会の下に運営委員会という組織があり、その運営委員会は非常に充実しております。その委員会は民間が主体となって企画、運営、実行、推進しているのが現状であります。あくまでも行政は助成であります。そのことが住民参加型で、活性化したイベントになっていることは事実であります。

そこで、行政サイドだけではなく、観光協

会、商工会、行政、議会、旅行代理店、航空代理店等を含めた観光推進のための特別な組織、プロジェクトなどできないものか、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、妙円寺団地のこれからの展望について質問いたします。

妙円寺団地は、鹿児島県住宅供給公社が大規模団地の供給を目指して昭和54年に分譲が始まり、ことしで26年になります。街路樹、緑地帯、緑樹の生け垣に困れ、県内のモデル団地として造成建設されました。市の各種運動施設や公園も団地内にあり、温泉を活用した健康づくりセンター、複合施設ゆすいんもあり、日置市中心街のベッドタウンとして位置づけられています。

妙円寺団地の最終目標は2,800戸です。現在ことし4月で1,796戸で、人口は5,633人という状況です。私も昭和56年に東京より帰省し、団地に住んではや24年になります。そのころ、10年で全部完了という計画でした。最初の数年は順調に推移したわけではありますが、計画とは異なって現在入居率65%、中学校サブセンター2カ所も開発されず、今の状況に至っております。

公社によりますと、平成38年に完了予定です。何とあと20年かかります。最初のころ入居された方々は、公社の計画を信頼し購入されたわけがあります。このことは重要な問題であると考えます。さまざまな原因があるかと思いますが、最大の原因は経済不況、経済状況の変化であると考えますが、もう一つ妙円寺団地開発のためにみずからこの団地に住み、努力していただいた元県議の吉村やすおさんが亡くなられたことも、大きな原因の一つと考えます。

これからの公社としての販売促進策は、潜在需要を掘り起こすための新聞、テレビ、チラシ、パンフレット等による広報宣伝活動、

ユーザーを引きつけるための特典として、プレゼントキャンペーン、民間金融機関との提携ローン、住宅メーカーと連携してモデルハウスの特別分譲、宅建業界への購入者紹介依頼、建設業界・地域開発関連業者への協力要請、日置市広報紙への分譲案内の定期的な掲載、日置市、鹿児島市の公営賃貸住宅へのチラシ配布ほかいろいろ考えて、公社としても精いっぱい努力していくということでありませう。

そこで、公社との関連もありますが、これからの妙円寺団地の展望を行政としてどう考えているのか、お答えください。

次に、公社との協議会が設置されています。昨年是一回もなかったと聞いております。この協議会を生かすこれからの取り組みをお聞きします。

3番目に、路線バスの廃止の件です。

団地の全路線が廃止の予定です。妙円寺団地の自治会より、妙円寺団地乗り入れ路線バスの廃止案に対して、存続を求める要望書も提出されていると思いますが、団地住民は日常生活上の交通手段はもちろんのこと、多くの通勤通学者の交通手段を失うことになりませう。存在確保を強く要望するわけですが、市としての考え方をお聞きします。

最後に、だれにもわかりやすいまちづくりの観点から、住居表示板の整備についてであります。

このことについては、団地内だけの問題ではなく、市内全域に関係することだと、事項だと考えませう。昭和37年に住居表示に関する法律も定められています。この住居表示板の整備について、市の考え方をお聞きします。

これで第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の観光推進についてというご質問でございます、県では平成18年度の観光行

政の基本方針として、「魅力ある観光かごしま21」を掲げ、観光振興や国際交流などの推進体制を強化するため、観光交流局を設置し、鹿児島県の観光推進に取り組んでおります。

本市といたしましても、日本の渚百選にも選ばれました白砂青松吹上浜や、江口浜海浜公園、400年の歴史を誇る薩摩焼の里の美山、鹿児島県の三大大行事の一つである妙円寺参り、また先日行われました日吉地域のせつぺとべ、吹上地域の流鏝馬など、豊かな歴史と文化資源に恵まれています。

また、湯之元温泉や吹上温泉など良質の温泉があり、日帰りや滞在型観光として活用されております。

市としての観光推進策・長期的観光ビジョンについてどう考えるかということでございますが、基本的には市の総合計画に基づき観光施策を推進していきたいと考えております。鹿児島県に隣接する地理的優位性を生かし、観光協会と連携しながら吹上浜を核に温泉や文化資源、伝統工芸、農林水産業等を活用したさまざまな体験ができる観光レジャーを推進します。

また、各地域のスポーツ施設を利用し、スポーツ合宿等の誘致や観光農園の利用推進を図ります。

また、観光の推進のための特別な組織をつくる考えはないかというご質問でございます。本市の観光振興を推進するために、観光協会という組織の充実が大事だと考えております。日置市内の4つの商工会は、平成19年4月を合併目標として昨年度から取り組んでおり、本年度は日置中央商工会合併協議会を設置し、合併に向け積極的に取り組んでおります。

また、観光協会についても、本年度日置市観光協会合併推進委員会を設置いたしまして、平成19年4月を目標として合併に向け協議を進めていく手順となっております。

今後の日置市の観光の推進のためには、ま

ず4つの観光協会が合併いたしましたので、仮称でございますけど、日置市観光協会を設立し、日置市の経済浮揚及び商工の活性化を図るべきだと考えております。

また、本市は現在観光組織といたしまして、吹上浜地域観光振興協議会及び南薩摩観光開発協議会に加入しており、日置市内だけでなく、ほかの地域とも連携した広域的な観光ルートの確立を図りながら、地域の観光振興に努めていきたいと考えております。

ご指摘のとおり、この新たなプロジェクトでございますけど、今議員がご指摘のとおり、民間を含めた中におきまして、特にそれぞれのイベントもございますけど、協働参加をするようなプロジェクトをつくりながら実行していくことが、大変大きな波及効果も生んでくるんじゃないかなと、この辺も今後の検討材料に適するというふうに認識しております。

2番目の、妙円寺団地のこれからの展望ということでございまして、今議員がご指摘のとおり、まだ65%ぐらいの入居率でございます。土地分譲等を含めますと、約71%というふうになっておるようございまして、ピーク時等におきましては、年間70戸から100戸程度分譲されておりましたけど、ここ一、二年20戸前後じゃないかなというふうに思っております。

特に、事業主体が県の住宅公社ということでございまして、大変住宅公社におきまして、経営的に大変大きな課題を抱えておまして、県の方からも無利子の支給を受けたりして、また内部的におきまして、住宅公社におきまして、大変合理化を図っているというのが実情でございます。

特に、住宅公社におきまして、私ども妙円寺だけではなく、松陽台、また川内、鹿屋、幾多のいろんな分譲地を持っておる中におきまして、特に妙円寺団地におきまして、大変重点的な団地であるというふうに推進を図っ

ている状況でございますけど、今後におきましても大きな需要の問題を含めて課題があるというふうに思っております。

そのような中、今まで毎年公社との協議をしてみましたが、昨年合併した1年という中におきまして協議をする機会がありませんでしたけど、今後この協議会もまた復活させながら、早くこの分譲ができるようなスタイルをとっていききたいというふうに考えております。

バス路線でございますけど、今ご指摘のとおり、妙円寺団地と伊集院駅を結ぶバスが5系統で40便ほど運行されておりますが、これが廃止予定というふうに届出をされております。そのような状況の中におきまして、私ども日置市におきましても、各関係の市町村とそれぞれの協議会をつくりながら、また県ともこのことにつきましては、今十分打ち合わせをさせておるところございまして、先般それぞれ私どもも実態調査をしていかなければならないということでございまして、特に朝夕を含めた中のそれぞれの便数にどれだけ乗っているのか、そういう今調査をしているところでございます。

それと並行いたしまして、伊集院地域におきましても、このコミュニティーバスということで、8月から実行していきたいということを考えておまして、このバス路線とは別に、それぞれ妙円寺団地を含めた中でのこの路線の内容にやっていきたいというふうに考えております。

特に、今後の問題につきましては、私ども日置市だけでできる問題じゃございませんので、このバスの路線の廃止につきましては、ほかの関係機関と十分打ち合わせをしながら、林田交通、鹿児島交通に対します要望活動を含めた中の協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

また、表示板のことにつきましてござい

ますけど、ご指摘のとおり、まちづくりイメージについては大変重要なことであるというふうに思っております。現時点ですぐ整備というのは、財政的なものを含めまして、また日置市全体もございますので、このことには十分協議期間が必要なことであるというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（門松慶一君）

先ほど市長より答弁をいただきました。随時質問してまいります。3月議会でこの件に対しましては、1番議員がうる詳しく質問しているわけでありましたが、今回この観光に関しましては、非常に難しい問題であります。私も以前このことに関して、商工業の発展で触れているわけでありましたが、6年前の関が原合戦の400年祭において、件の観光課に何度も足を運びまして、全国発信をしていたかどうかをお願いをしたわけでありましたが、そのときに県の観光課は、妙円寺参りではできませんが、三大砂丘の吹上浜、それから美山の窯元祭り、それから温泉等いろんなものを含めれば、全国発信できますよというアドバイスも受けたわけでございます。

そういう中で、そのとき実はその観光課の中に、伊集院の妙円寺団地に住んでいらっしゃる方がおられまして、その方からアドバイスを受けたわけでございます。その方が今回また観光課に帰ってきておられて、実は昨年そのことをお聞きしまして、これはいいチャンスだなと。それからまた、そのとき

6年前に観光連盟におられた方も観光課と同じ席をして、その方も妙円寺に住んでいるということで、これはとてもチャンスだなと思いつつも、この前実はお会いしてきたわけでありました。それと、副知事になりました、仮屋副知事さんもいらっしゃいます。

それと、もう一つ今回まだないと思いつつも、6月にMBCの社長にまた妙円寺団地の住んでいらっしゃる方がなられます。そういう状況の中で、今非常にそういう広報、またそういう人脈を使うことによって、この観光開発ができるかと考えておられますが、そのことをどのようにお考えか、チャンスだと思いつつものでお答えをいただきたいと思いつつも。

○市長（宮路高光君）

それぞれ地域におきまして素晴らしい人材がいらっしゃるというふうに思っております。それぞれの立場の中で、それぞれ観光関係におきますそれぞれの人のつながり、やはりこれは大事なことであるというふうに考えておられます。

やはり日置市としても、この観光施策を含めまして、特に県のございます観光連盟、また観光鹿児島大キャンペーン推進協議会とか、そういう大きな県におきます統一した協議会等もございますので、そういう協議会等も十分打ち合わせをしながら、私どもの日置市の観光を全国発信できるものが何であるのか、そういうものも検討していきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

ぜひともそういうこと今携わっている、観光に携わっている方々も調べていただきまして、まだほかにたくさんいらっしゃるかと思いつつも。そういう意味で、ぜひとも前向きな姿勢で頑張りたいと思いつつも。

それで、先ほど来出ておられますこの件に関しましては、霧島市が非常に前向きな姿勢で頑張っております。先ほどの記事でもありま

すが、ここにありますが、Uターン、Iターン促進でこれ新聞記事に載っております。

その中で、やはり団塊の世代の形の中で観光というのもあるわけでありますが、霧島市の場合いろんなノウハウを持っていると思うんですが、そういう先んじているところをいろいろ調査していただきたいと思うんですが、そういう資料等をぜひとも手に入れていただきたい。我々も当然その勉強していきたいと思うんですが、その答弁の方をお考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの先進地におきます観光におきます推進体制というのは、それぞれ違うようでございますけど、私どもこの鹿児島県におきましても、鹿児島市、霧島方面、また指宿方面、大変すばらしい観光地を抱えた中におきまして、そういう取り組みというのを私どもも調査研究しながら、またそういう資料等におきましても、皆様方にもお示しをしていきたいというふうに考えております。

○4番（門松慶一君）

ぜひともそのことに関しましては、資料等を取りながら、前向きな形で進んでいただきたいと思っております。

そのことで、日置市は今非常に予算的にいろんな面で豊富なわけでありまして、特に物産館、チェスト館並びに蓬莱館、非常に優秀な成績をおさめているわけであります。一番やはり手っとり早いのは、鹿児島市人口60万、この鹿児島市の方々を、市民の方々をいかにこちらの方に出向いていただけるか、そのことがまず一番先決だろうと思っております。

そのためには、チェスト館、蓬莱館あるわけでありますが、やはり伊集院はイチゴの産地であります。イチゴに関してのブランド、何かイチゴのジャムとかイチゴのケーキとか、そういうのがつくってはいないわけでありまして、チェスト館にそういうこしかないも

の、そういうものをつくっていただきたい。また、蓬莱館にも当然さしみは今有名であります、ほかに何かそういうものを取り組んでいただきたい。そういう意味でも、近いこの鹿児島市60万都市の市民の方々をどうやって受け入れるか、そのことに関してのお考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

日置市におきましては、農林水産の中におきましていつも「地産地消」という言葉を使わせていただきますけど、大変それぞれの地域におきまして特色あるものを栽培しているというふうに思っております。

特に今ございましたとおり、鹿児島市の60万の皆様方と私どもの消費地におきます特に今ございましたとおり、それぞれの地域におきます物産館、約7つほどございまして、この連携を含めまして、また特にこの農産加工施設のグループの皆様方とも、いろいろと今特産品の開発ということで打ち合わせもさせていただいておりますので、今後まだ商品化ということまではいっておりませんが、チェスト館にいたしましても、イチゴのジャム等を含めた中では、ある程度やっておるようでございますし、また蓬莱館を含めました観光農園という一つの大きな産地もございまして、こういうものを地域の蓬莱館とどう結びつけていけばいいのか、またひまわり館にいたしましても「かめまる館」、それぞれの地域の特産物等、さっきも言いましたように、加工センターのつながり、こういうものをやはり日置市としてどう推進していくのか、こういう機構図を今年を含めて、来年にかけて作成して実施をしていかなければならないというふうにして、特にこのことにつきましては、耕地事務所の方におきましても県ともタイアップをして、今策定を考えているところでございます。

○4番（門松慶一君）

ぜひともそういう特産品づくりを熱心にしていただきたい、そう思います。

先ほどの中でグリーン・ツーリズム並びに団塊の世代の観光的なものは言っていました。もう一つ、修学旅行の誘致、これが出てくるかと思うんですが、あるかと思うんですが、この5月30日の社説の中に、2005年に訪れた、鹿児島に訪れた修学旅行生は6万6,000人ぐらいかということであります。ここにあります京都、京都は別格の観光地であります、年間4,500万人が訪れるわけではありますが、約9割が再訪者であると。その中で初めて京都を訪れたきっかけは、修学旅行という分析もあるということで、やはりこの修学旅行というのは、1回訪れることでまたリピーターとなる可能性が大であるわけなんです。

その中で、施設等の宿泊等の問題もあるわけではありますが、私は江口浜荘とか、そういう関係は修学旅行でもう十分いけると考えておりますが、そういうのを考えながら、これからの先を見越した一つのリピーターを考えての施策、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に中学生、高校生の修学旅行の、特に私どものこの地域は、先般の5月におきまして、大阪、ところの修学旅行滞在型ということにおきまして、日置市だけでなく南さつま市を含めた中におきまして実施しまして、特に吹上地域におきましては、その体験を農家の皆様方が受け入れていただきまして、きのうもそのような上与倉の方に行きましたら、この子供たちを受け入れて、米の田植えもさせたとか、そういうお話を部分的に聞いておりますけど、これを大きな日置市としてまたどう取り上げてやっていくのか。

今県の方におきまして、NPO法人の方はそのような取り組みをしている団体もございまして、十分そういうNPO法人の皆様

方とも今後十分打ち合わせをしながら、受け入れ体制というのをやっていきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

ぜひともそういう推進を図っていただきたい、そう思うわけでありまして。

そういう中で、やはりこれから取り組むべきことは、やはり日置市の観光マップ、これが必要になってくるかと考えます。各旧町には、それぞれのマップがあるかと思いますが、これはできたら日置市当然ですけど、これは日置市全体の観光マップをつくっていただきたいという形ではあります、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

日置市をPRする中におきまして、観光マップだけでなく、今日置市のパンフレット等もつくってPRといいますか、訪来していただいた方々には、その中にもまた入っておるといふふうに認識をしております。今後やはり私どものこの日置市におきましては、観光を含めた中におきまして、この薩摩焼のその中におきますそういうマップもつくってほしいというご意見もあるようでございます。たくさんの窯が美山だけでなく、ほかのところにもある。そういういろんなご提案も今いただいておりますので、今とりあえず日置市のパンフレットはつくっておりますけど、そういう総合的なものも今後作成をしていかなければならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

それに関しては、また次の事項でちょっと質問いたしますが、10億円という県が観光クリップに今回予算がついているわけではあります、これはちょっと聞きますと、新幹線が開通したから、その関係でちょっと大いに観光のためにつくったということではあります、ただ聞きますと、県全体のやはり観光浮揚につながるために、各地域の中でそういう

状況になれば、予算がもらえるというわけじゃないんですけど、そういう形で助成をしていただくとお聞きしておりますが、そこのところは市長の方はどう聞いておるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回、県の方で10億円程度の予算をしておるといのはお聞きしております、特にこの分につきましては、町並みの景観を含めて、そういうものにも使っていくということもお聞きしております。私ども日置市としては、やはりその中におきまして看板の設置ということで、県の方に二、三カ所程度上げておりますので、これが採択してもらえるのかどうかわかりませんが、今後やはり力強く県の方には要望していきたいというふうには思っております。

○4番（門松慶一君）

その方もよろしくお願ひしたいと思います。

あと2年、平成20年ですか、実は鹿児島でねりんピックが行われます。前回1万人の規模で来られて、大体ボランティアを含めて50万人の何か開催になるかということがございます。2年後であります、そういう機会がございます。まさしく全国発信ができるチャンスでもあるかと思ひます。

そのねりんピック、実はそこに準備会にこの前行って参りましたが、そこにまた以前北小におられた教師の方もそこに準備委員としておられまして、ぜひとも妙円寺詣りの武者行列を出してくれと、開会式でという話もきております。そういう意味で、2年後であります、そういうのを含めまして、これから観光をまとめる一つの策としてどういうふうにお考えなのか。

○市長（宮路高光君）

このねりんピックというのが、平成20年ということでお聞きしております、私ども日置市におきましても2つの種目、ソフトボールとウォーキングということでござ

います。（「ウォークラリー」と呼ぶ者あり）ウォークラリーですかね。そういう分でございまして、大変これも準備も必要だし、また私ども市としてもお金も大分、人も要るということで、その体制をどうしていくのか。

今後十分県とも協議をしながら、そういうことが地域におきます活性化になればいいのかなというふうな考え方を持っておりますけど、また今後具体的にいろいろと計画をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

そういう機会があるわけでありまして、どうかそういうのをねらって、あと2年後ですから、これから準備ができますので、どうかそういう方面を考えていただきたいと思ひます。

次の組織のプロジェクトの質問であります。

この件に関しましては、やはりただ単に今商工観光課が主体になってやっているかと思ひます、行政としましてはですね。やはりその中に、私としましては専門の方が1人いらっしゃれば、いろんな面でまとめられるんじゃないかと。その勉強していただきたい意図もありますが、そういうお考えはないでしょうか。

以上です。

○市長（宮路高光君）

特にさっきも申し上げましたとおり、日置市4つの観光協会、商工会、これが一つにまとまる、こういうことを含めた中で、今後の組織的なものはまた考えていかなければならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

そういう面では、先ほどから出ましたけど、霧島市等は相当密にやっているとお聞きしております。できましたらその資料を集めていただきたい、そういうのを要望しておきます。

それから、南さつま観光開発協議会、それ

から吹上浜地域観光振興協議会と2つございます。今どういう形で日置市は取り組んでいるのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この協議会におきましては、旧吹上地域の中におきまして、旧吹上町がこれに加入しておりました。そういう中におきまして、その連携という形の中でございますので私どもは日置市として、引き続きこの協議会等においても加入して、今後この薩摩半島をどういうふうにして戦略していくのか、そういう一役を担うために、今後とも加入して勉強していきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

もう今現在のところ、この観光にかかわる協議会というのではないわけですね。日置市としてはですね。その中で、やはりひとつ中心となるやっぱり組織をつくっていただきたい。それを私も望むところでありまして、先ほど出ました観光協会、そこが合併したということになります。その時点で合併された場合、プロジェクトとしてそういう形をつくっていただけるのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今の段階でそのプロジェクトという意味が、どういう意味なのかちょっと私も理解をまだしてないわけでございますけど、基本的には私ども行政だけじゃなく、商工会、観光協会それぞれの民間も入れた中で、あるべき姿がどうあって、私どもこの日置市をどう全国にPRしていけるのか。

基本的にこの観光産業というのは、大変大きな素材でもございますけど、私ども地域を含めた中に基本的には、この地域、観光資源を打っていく。それで経済浮揚がどうなるのか。基本的にやはり宿泊滞在型の地域と、日帰りしていく地域、そこあたりの部分を

大変差別化してくるのかなというふうに感じておまして、さっきも申し上げましたとおり、そういうプロジェクト等につきましても、今後調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

先ほど1回目の質問の中でもございましたように、言いましたように、このプロジェクト民間の中で行政、それから観光協会、商工会並びにそれから議会ですね、それと一番やっぱり問題なのは旅行エージェント、要するに航空エージェント、その代理店等が入ると、非常にこれは大きな力になります。

6年前もそういう方々が入りまして、相当大きなことができました。そういう意味で、私は我々ができることは限られていますが、そういう方々を入れることによりまして、相当範囲が広くなりまして、そこがのってくると非常に発信ができやすくなるということで、そこを市長も頭に入れていただきたい。そのときは、そういう方々をうまく活用する形をとっていただきたい、そう思っているところでございます。

それから、先ほど出ました県人会、関東、関西県人会等の一つのお願ひ、それも必要になってくるかと思ひます。これは、ひいては企業誘致までなってくると考えております。そういう意味でも、この観光今非常に大事なときでありますので、全体的な形でもう一回市長の考え方をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

全般的に私どもの日置市をどう売り出して、またどうこの地域の経済活動ができるのかという理念に立っておるといふふうに思っております。観光だけじゃなく、企業を含めまして全般的なことでもございますので、今お話のとおり、それぞれの部門の中におきまして、戦略等を見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

次に、妙円寺団地の展望についてであります。

先ほど答弁いただきました。非常に最初の計画と違ってきているわけですが、完了するのは平成38年、あと20年ということで、気の遠くなる長さであります。最初に入った方々は、もうある程度高齢化してきました。前と要するに計画の違うことに、非常にそこまで不満といいますか、ある程度不満を持っていると思うんですが、その中でどのようなことし、これから開発する、これ公社との関連もあるわけですが、これから市としてどのような考えを、先ほどいただきましたが、もう一回ちょっと答弁をいただきます。

○市長（宮路高光君）

今まで公社等におきましては、それぞれの施設整備を含めた中の、それぞれの時期を含めまして、いつ道路にいたしましても、市の方に移管するのか。特に下水道問題につきましても、年次的なものの協議、そういうもろもろの大きな協議をすることがたくさんございまして、今開発公社としてのいかにして売り出すのか、これが重点的になっているというのが実情でございます。

昨今のこのような情勢の中におきまして、公社としても特に松陽台とか、いろいろなものを新しいものの物件を抱えていたしまして、大変苦慮しているというのが実情でございます。特に団地の皆様方につきましても、いろいろと当初からしますと、そのようなおこなっている部分は多々あるというふうには認識しております。

今後におきましても、やはりこの地域をどのような利点と言いますか、環境的にいいのか、そういうPRを含めながら、私ども今しているのは、基本的には利子補給をやっておりますけど、その程度の財政的な負担という

ことになっておりますけど、今後どういう手があるのか、十分今後とも協議をしていかなければと、早く完売っていいですか、していく必要があると。

特に、その中で土地分譲している部分がたくさんございまして、その中でまだ家が建たないと、土地だけの取得、そういう部分がございまして、こういう中におきまして期限を切ったというところもございまして、そこあたりも十分住宅公社とも打ち合わせをして、早く家が建っていく方向をしていきたいと思っております。

○4番（門松慶一君）

厳しい状況であるわけですが、今公社としては、建て売り住宅は一切なしということで、今モデル住宅を建てて、そのモデル住宅を見ていただいて土地を販売していくという施策をとっているみたいでありまして、近々民間2業者ぐらいが、またモデル住宅をつくるようなことを聞いております。

そういう中で、建設されて販売されて促進行政していただくことは、非常に私としては望ましいわけですが、やはり問題になるのは、この前もほかの議員が、同僚議員が質問いたしました中学校予定地並びにサブセンター、中学校用地が相当6,000坪ぐらいですかね。そのサブセンターもそれぐらいの2カ所ありますが、それもそのままになっているということでありまして、その利用です。これからどうしていくか非常に難しい問題ではあります。市長のお考えをちょっとお聞きします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこういう土地を市で取得してどうこうというのは、大変今この財政的な中で、私は厳しいというふう考えております。その中におきまして、民間の皆様方がいかにして活用していただくのか、そういう私どもの努力はやっていきますけど、基本的には民間

の皆様方に、そのような土地を含めた中の取得というのをしながらやっていってほしいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

この中学校予定地、規約があるということで第一種低層ということですね、高い建物はつくれない。聞きますと、坪十四、五万円という大変高い値段であります。今妙円寺団地は低いところが坪五、六万円、高いところで坪十四、五万円ということですね。一番高い時期にしてると。

この前公社の方とお話ししたときに、いや話し合いによっては、その価格はどうかできますという話はしておりました。ただ、あそこの場合は、限られたやはり関係のものしか来れないと思うんですね、今の状況で。そういう中で非常に厳しい状況にあるかと思いますが、この予定地できるだけ早く解決していただきたいと、これからの検討の一つの中に入るかと思えます。

それから、公社の協議会であります、昨年はできてないということで、今回から、ことしからこの協議会ぜひともしていただきたいわけですが、できれば公社と行政だけではなく、できればここに自治会の代表の方も入れていただきたいと思うんですが、市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご要望があれば、そのような状況でも構わないというふうに思っております、それぞれ会場を年1回、こちらの日置市と住宅公社と分けておまして、そこあたりはまた住宅公社の方もございますので、住宅公社がそのような理解を示す中におきましては、地域の自治会長さんも入れて構わないのかなど。先方のいろんな立場もございまして、そこあたりは十分向こうとも協議をしていかなければならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

ぜひともそういう方向の中で、三者でやはり閑地を盛り上げていくために考えていただきたい、そう思うとでございます。

次に、路線バスの件でございます。先ほどコミュニティーバスを通らすということですが、団地の方からこういう要望書も出ているかと思えます。8月からしましてコミュニティーバス、状況によってはどういう形になるか、ずっと続けていくのか、状況を見るのか、そここのところちょっとお伺いしたいんですが。8月からのコミュニティーバスがずっと通りますね、それはずっと通るわけですか。それとも、状況によってはそれはやめるとか、どういう状況。

○市長（宮路高光君）

伊集院地域におきますコミュニティーバスにつきましては、前ゆすいん号ということで走らせておりましたので、それをゆすいん号を軸にいたしまして、8月からこのコミュニティーバス100円バスという形になっていきます。その路線のところは妙円寺団地においても、通るといふには思っております。

基本的に先ほど申し上げましたとおり、このバスの廃止につきましては、私ども日置市だけで解決することもなく、やはり基本的には、やはりさっきも申し上げましたとおり、やはりその住民の皆様方もやはり乗っていただくその利用人数ですね、いつも向こうの鹿兒島交通、林田の方にいきますと、地元はどういう体制の中で市民と一緒に考えているのか、やはりある程度の利用者もなければ、経営的に難しいという、そういう見解も持っておりますので、いまさっきも申し上げましたとおり、私どもも朝夕を含めたその実態調査、やはりそういうものの基礎的な資料ももって、今後路線的なその便数を含めた、時間を含めた中で会社と協議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

確認します。この路線バス廃止は決定はしてないわけですね。

○市長（宮路高光君）

一応届けをしておりますので、これ今ただけで、11月に何も協議がなされなければ、廃止になっていくという方向でございますので、さっきも申し上げましたとおり、この11月の間にどの路線をどうするのか、協議をした中において、またその廃止届けをやめれば、それは継続していくということでございますので、どの路線がどうなってくるのかというのは、今後のそれぞれの会社との協議の中で決定されていくというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

乗降客が少ないと、やっぱり問題があるわけですね。まち路線になるわけですから、これは無理に言えないところでありますが、やはり通勤通学非常に朝夕困るところが出てくるかと思っておりますので、ぜひともそれは存続できればと思っております。

それから、4番目ではありますが、住居表示板であります。これは非常に難しい問題であります。日置市全体という非常に難しい問題ではありますが、地番のところは住居番号に変えなきゃいけない、これが非常に難題であるわけなんありますが、ただ妙円寺団地は住居番号はちゃんともうそろっているわけです。何丁目何番地何号、これがあるところが住居表示ができるという形になるかと思っております。

そういう意味では、この形、これ鹿児島市からもらって、借りてきたんですが、鹿児島市は80%もう完了しているということで、37年の法律ができて、38年からもう取りかかって、今8割方完備しているということであります。それで、この番号、この小さい札が妙円寺団地は全部ついてるわけですが、あの大きいよくありますね。何丁目何番地、60センチの12センチですね、

あれを取りつける形になろうかと思えます。そのときには、費用はかからない形と思いますが、妙円寺団地はすぐできるということで、ぜひとも取りかかっていたきたい。

というのは、妙円寺団地いらした方はわかると思うんですが、碁盤目のようにきれいになってれば別なんですけど、非常に場所によっては迷路みたいな感じになってるところもございます。それで、私も店舗を構えておりますが、非常に案内所みたいな形でしょっちゅう聞きにきます。そういう中で、やはり相当困ってらっしゃる方がたくさんいらっしゃること痛感しているわけですが、そういう意味でもこの表示板よろしくお願ひしたいと思うんですが、市長のお考えの方お願ひします。

○市長（宮路高光君）

この表示板につきましては、もう前も何回も出ている質問事項でございましたけど、やはり今言いましたように、妙円寺団地の方はそのような状況でございますけど、そのほかのところもございまして、やはり妙円寺団地だけというのは、大変ほかの団地とも地番はその町名じゃなくてつつじヶ丘団地を含め、いろんな新しい団地もございまして。そういうトータルでやはり物事を考えなければ、妙円寺団地だけだけというのは、ちょっといかなものかなというふうにも思っておりますので、いろいろと幅広くこのことはちょっと論議、また意見を集約させていっていかねばならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

このことは、これからの検討課題になるかと思えますが、ほかの地域は先ほど言いましたように、地番から住居番号に変えなきゃならない、そういうすごい面倒くさいいっぱい作業があるということで、そのことを理解していただきたい、そう思っております。

これから妙円寺団地先ほど来出た中で、非

常に平成38年に全部完了の予定であるわけですが、いろいろな面で最初と違った話になってるわけです。ただ、ある方が言いました。中学校が下の北中に行つたと。最初のころは非常に反対で行政にもいろいろ言ったという形であったんですが、北中に行つてよかったというご意見をいただきまして、やはり妙円寺団地だけだったら、そういう関係の方しか入らない。ただ、北中に行けば農業をしてる方とか、商売をしてる方とか、いろいろな方々と接触できた。子供にとってはそういう方がよかったんじゃないかという言い方をされまして、私は非常に安心していると思います。

今、そのことに関してどうのこうのいう方は、私もいらっしゃらないと、北中でよかったのかなと今思うところですが、それに関しましても、これから妙円寺団地どのようにトータルで、もう一回お聞きしますが、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、まだ残りの残数というのが幾ばくかたくさんございます。早く満杯することが一番の望みでございますけど、このことにつきましては、私ども行政だけでなく議員の皆様方を含め、いろいろな方々のお知恵をいただかなければ、完売は難しいというふうに思っておりますし、また先ほど別な議員の中でございしたとおり、私ども日置市におきましても、開発公社が造成したり、そういうもろもろもございしますので、そこあたりの地域バランス等を含めた中で、やはり総体で今後定住促進を図っていく、そういうことを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

次に、3番、下御領昭博君の一般質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

4町が合併し、早いもので1年が過ぎ、2年目を迎え、本年度より日置市本来の予算も決定し、本当の意味でこれからは日置市としての市長の手腕が問われる年ではないでしょうか。

まだ合併して月日が浅いせいか、何かぎこちなさや不安が見え隠れするような感じがしますが、日置市の基本理念であります地理的特性と歴史や自然との調和を生かした「ふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現に向け、行政と市民が協力していかなければならないと私は思います。

そこで、先般通告しておりました地域を取り巻く環境について、3点ほど質問します。

まず1点目は、歩行者の安全対策についてでございます。

我が国では、急速な経済発展により、国民生活は大きく向上し、車社会となり交通量の多い社会となっている反面、市内を見回すと歩道のない箇所や狭い箇所、急カーブで見通しの悪い箇所が多く見受けられます。特に、児童生徒が自転車や徒歩で通学する危険な箇所については、早急な対応が必要であると思っております。

例を挙げますと、私の地域の国道3号線の下神殿集落の新幹線と立体交差する付近より下り線へ200メートル程度は、歩道も1メートルと狭い上、緩やかなカーブで大型車が横を走るときなどは、風圧で倒れそうになり大変危険であります。また、何人かの児童に話を聞いたところ、やはりこの区間が一番危険であるようです。それに地域の住民やPTAの方からも、早く対応してほしいと強い要望が出ています。一日も早い実現に向けた取り組みを期待します。

また、他の地域についても、危険な箇所は多いわけですが、市としては今後の対応の見

通しとしてはどうなるか伺います。

次に、小中学校で交通安全教育があり、交通安全教育委員会の人たちの協力で毎年指導を行っているようですが、話を聞くと交差点内の横断の仕方などが主になっているようです。そこで、児童が通学する道路で歩道設置のない箇所での登下校時の学校、教育委員会を主とした指導、対策はなされているのか伺います。

次に、6月の梅雨に入り、大雨で土砂崩れや河川の氾濫など、1年を通じて一番危険な時期を迎えているようです。それに向けて取り組みは万全なのか、また児童生徒の登下校時の指導、対策はなされているのか伺います。

2点目に、空き家の管理対策について伺います。

地方へ行くほど空き家が多く見受けられる。空き家を利用した取り組みはできないのか、私なりに調査してみました。もうすぐ定年を迎えるいわゆる団塊の世代の人々は、どこか田舎で畑でもつくりながらゆっくり生活してみたいと考えている人や、週末は自然のある静かなところでゆっくり生活してみたいと考えている人がいる。私自身も「グリーン・ツーリズム」という言葉を最近よく耳にするようになりました。しかし、はっきりと意味を理解していないところがあり、今回私なりに勉強しました。農村の空き家などとグリーン・ツーリズムを融合させた対策、取り組みを検討してみてもどうか。

次に、居住または利用されていない建築物で、屋根及び壁等の主要部分が瓦解し、通常の居住等の用に耐えられず、崩壊等の危険にさらされており、景観上及び周辺環境に悪い影響を及ぼす恐れがある箇所は、ここ最近多く見受けられます。

また、田舎に行くほど一人暮らしの老人が多く、今後はそうしたケースが多くなるのではないかと懸念される。以上のようなことか

ら、何らかの対策等を考えなければならないと私は思います。

そこで質問ですが、屋根が落ちかけ、敷地は荒廃している箇所については景観も悪く、環境にもよくないが、今後どのような対策を考えているのか伺います。

次に、管理が十分になされている空き家については、大きな問題はないものと考えられるが、管理のなされていない箇所の空き家については、未成年者のたまり場となったり、放火など犯罪になり得るのではないかと懸念される。また、火災の災害予防など、市民の安全確保の観点から、総合的な対応策を策定しなければならないと思うが、児童への教育・指導についてはどのようにしていらっしゃるのか伺います。

3点目に、均衡ある公園設置について伺います。

世代を越えた交流の場として、公園設置が必要と思われます。昔と違い、現在は核家族が多く、いろいろなコミュニケーションを図る場にもなるのではないのでしょうか。交流の場としてだけの使用目的ではなく、ある一定の広さが確保できている公園は、災害時など避難場所として活用方法もあると考察しますが、このような点から各地域にどうしても公園が必要であると私は思います。

そこで質問ですが、現在日置市全域に大小あわせて何カ所ぐらいあるのか、また、各地域ごとはどうなのか伺います。

次に、これまで各町時代運動公園や主立った公園は整備されているように思います。それに団地については、宅地造成法で規定があり、公園は整備され、都市部についても区画整理事業等などで整備されているので、さほど問題はないのですが、地方については公園がなく、安全安心して遊ぶ場所もなく、住民の方々より公園をつくってほしいとの声が多く、また相談を受けたりもします。

以上な観点から、高齢者や子供たちの憩いの場として、また地域のイベントや交流の場として、利便性の高い公園計画に向けての今後の取り組みがどうなのか伺います。

これで私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の歩行者の安全対策についてということでございました。現在、市道につきましては、734キロメートルのうち57キロメートルについて歩道が設置されております。県道につきましては、通学路32キロメートルのうち17本は5キロメートル、国道270号は通学路13.8キロに対しまして9.5キロメートル、国道3号については、全線歩道は設置済みとなっております。

本年度県事業におきましても、市内6路線の国道、県道について歩道設置の改良を行う計画と聞いております。

歩道につきましては、特に通学路について整備を急がなければならないと考えております。特にご指摘のとおり、下神殿におきまして国道のところにつきましては、以前からこのところの拡張というのを要望出てまいりまして、この路線区域におきましてその場所から約100メートルのところ、まだ地権者との問題が大変おくれまして、一、二年前に歩道が整備されたということでございます。

特に、この地域におきましては、両方——普通国道を含めまして片側が歩道、両面の歩道ということでございますけど、今のご指摘の場所につきましては、後の右へ両方の反対側のところには歩道があるということでございます。今ご指摘のとおり、ここにつきましては地域からの要望書も参っておりますので、今国道の方に上げてございます。なるべくこの子供たちの通学を含めた中におきまして、財政的に大変国道におきましても厳しい環境でございますけど、要望をやっていきたくと

いうふうに考えております。

また、2番目につきましては、教育長の方に答弁させます。

特に最近の梅雨時期の出水については、短時間に集中して豪雨が発生しておるようでございます。そのため、河川の氾濫や水路の増水が頻繁に起こっているのも事実でございます。特に歩道等のないところにおきまして、特にこの蓋板等も設置されていない場所があったり、また転落防止さく等がない部分もございますので、そういう危険箇所については、年次的に整備をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の空き家の管理対策についてでございますけど、今議員がご指摘ございまして、また先般の議員の皆さんのときにも答弁いたしましたけど、このグリーン・ツーリズムの活用の問題であります。

特によい空き家について活用できないかということでございますけど、日置市におきましては、特に吹上地域におきましてよい空き家等におきましては、今農業公社の中におきましてそのUターンといえますか、新しい新規就農者を含めまして、その確保のためにこの定住を図るために、空き家等を改善しながら、そこに住んでいただいている例もございます。

今後におきましても、やはりこのいい環境の方につきましては、いろいろと対策も打てますけど、基本的にこの民有地といえますか、民家の所有権の問題もあつたりいたしまして、やはり理解が大分必要になってくるのかなというふうに考えております。

そのようなことを含めながら、2番目の関連いたしますけど、荒廃しているところの箇所をどうするのかということでもございますけど、特にこの日置市環境保全条例に基づきまして、特にこの草払い等適正にしていなくて、特にこの草払い等適正にしていなくて、所有者等につきまし

て通知もやったりしているところがございます。

今後におきましても、特に日置市全体にどれぐらいあるのか、私どもも基本的に実態調査等もしておりませんので、早い時期に日置市全体におきます空き家の実態調査、またその空き家の中において、特に今言いましたように、崩壊しかけている空き家がどうあるのか、そのような実態調査を緊急に調査をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の均衡ある公園設置についてというご質問でございますけど、日置市全域で都市計画法に基づき計画決定された都市公園は、20カ所で73.9ヘクタール、市の条例により設置された都市公園は33カ所で4.08ヘクタール、合計53カ所78.0ヘクタールでございます。そのほかに、都市公園としての指定を受けない公園が24カ所程度ございます。

地域別に見ますと、伊集院地域が38カ所、東市来地域が11カ所、吹上地域が4カ所、日吉地域はゼロというふうになっておりますけど、都市公園以外の公園におきましても、伊集院地域で6カ所、東市来地域が7カ所、吹上地域が7カ所、日吉地域が4カ所というふうになっております。

これ以外に、特に農村地域のところでございますけど、社会体育広場やゲートボール場など、公園に類する施設が50カ所以上もあるようでございます。また、市営住宅61団地の中で児童遊園を有する公園が19団地あります。

ご指摘のとおり、今後の公園整備、均衡ある公園整備ということでございますけど、先ほど申し上げましたとおり、都市計画法に基づき、また条例等に基づきます公園というのは、設置ができておるようございまして、特にこの体育広場とかゲートボール場、こういうふうにして農村地域におきまして、今後

それぞれの高齢者の皆様方が特に最近はグラウンドゴルフ等が盛んになっておりまして、そういうものもある程度の市等の助成等も考えてないかという高齢者クラブの皆様方のご意見もありまして、ここあたりにつきまして、新しい市になりましてこの体育広場等につきまます補助要項等をつくっていかねければ、今の現在じゃ何も要項がありませんので、整備もできないようでございます。

今後こういう場につきまして、さっきも申し上げましたとおり、災害時等におきまますただ公園じゃなくても、こういう広場等におきまます整備をする中において、災害時におきまます避難所等、そういうものにもなってくるのかなというふうに思っております、特に今公民館建設なんかにおきましては、要項等できちっとその助成等がございますけど、こういう広場的なものがないので、このことにつきましては、今後十分最良に検討いたしまして、それぞれの地域の皆様方の管理になるとはいうふうに思っておりますし、またその助成の程度も十分論議をさせていただきながら、やはり地域の方々にも出していただきながら、行政としてもどれだけ出せるのか。

さっきも申し上げましたとおり、今後のやはりこういう広場的な整備については、協働の精神の中で整備をし、よりよいたくさんの皆様方が平等に使えるような整備をやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

児童が通学する道路で歩道の設置のない箇所での登下校の指導等をしてるかということでございますけれども、歩道設置のない箇所の登下校時の指導につきましては、学校では児童生徒への直接の指導並びに保護者を通しての二通りの方法で指導をしているようです。

まず、学校では交通安全教室や学級指導等において、徒歩で通学する子供には白い線、路側帯ですが、それからはみ出さない、ふざけないで飛び出さないなどの指導をしているようです。

自転車通学の生徒には、車道に出ない、スピードを出し過ぎないなどの指導を、また大型車の風圧に関しては、歩いて自転車を押すよう指導しているようです。学校によっては、交通安全教室で危ない箇所まで直接出かけて指導しているところもありますし、さらには集団下校時には、地域担当の教員が直接歩き方の指導をしたりしているようです。

次に、保護者に対しましては、学校だよりや学級PTAなどで通学路安全マップを活用した安全な登下校の仕方を指導しております。

また、日曜参観時には、児童と一緒に登校して、危険箇所直接指導するようにするなど、お願いをしているところもございます。

次に、梅雨に入り洪水の恐れや水路の水かさが増して大変危険であると、そういう時の登下校の指導をどうしているかということですが、学校におきましては登下校時の危険箇所の把握、個別の指導の徹底に努めております。学校では大雨、強風時など、いろんな状況を想定して指導しております。

具体的には、流れの早い川や用水路、側溝に傘や足を入れたりすると流されて危険になることや、水かさが増した川に近づくと、深みにはまり命が危ないこと、大雨のときは崩れる危険があるので、がけ下は急いで歩くなど、具体的な指導をしております。

また、大雨警報が発令され、道路が冠水しそうな状況の場合は、授業を打ち切るなどして危険な状況になる前に集団下校や保護者の送迎をお願いするなどの対応をとるようにしております。

次に、空き家の対策についてですが、未成年のたまり場となったり、放火など犯罪にな

り得るのではないかということですが、学校におきましては、危険が予想される空き家につきましては、朝の会や帰りの会、全校朝会や学級活動の場で、すべての学校において無断で入ったり、絶対にそういうところで遊んだりしない、あるいは中で火遊びをしたりしない、寄り道をせずに帰るなどの生徒指導に関する指導や、不審者のたまり場などになることもあり危険である、壊れやすいなどの安全に関する指導の徹底を図っております。

特に、長期休業前の生徒指導や安全指導におきましては、児童等の集団下校における場での指導を行ったり、学校の安全マップに書き込む、あるいは防犯パトロールの巡回場所に入れたりするなど、積極的な取り組みを行っている学校も見られます。

以上です。

○3番（下御領昭博君）

今市長と教育長に答弁いただいたんですが、さきを追って1番からまた質問をさせていただきます。

私の地域の国道3号線のところなんですが、自分たちもあそこを歩いてて、大型車が横を通ると大型車に吸い込まれるような感じがして本当に危険なんですよ。そして、反対側の方が山になっておりまして、木が覆いかぶさっていると。中学生が自転車通学しているわけですが、大型車が横を走ると大変危険で、もうとにかく早くしてほしいと。仕事自体が国の管轄になってきますけども、市の方からもうどうにか強い要望をして、一日も早い実現をしてほしいんですが、市長の考えをもう一回お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今現在地域からの要望書を国道事務所の方にも上げてございますので、私も近々行きながら、また所長とも十分話をさせていただき、早く実現ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

強い要望をいたしまして、次に移ります。

危険箇所の標識やカーブミラーなど、点検見直しは十分に行っているのか、また万全なのか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

それぞれロードミラーを含めまして、防犯を含めた中でそれぞれ危険箇所につきましては、自治会長さんからともいろいろとご要望も、箇所の点検等もしておりますけど、十分とはいけないかもしれませんが、やはり今後におきましても、見配り、気配りをしながらやっていきたいと。早急にそのロードミラーとかいろんなものが壊れておったら、すぐ私ども行政の方に連絡をいただけたら、すぐ対応していきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

教育長にお尋ねします。たしか児童の生徒に徹底して指導されてるというふうに答弁をいただいたんですが、やはり行くときはそれほどでもないんですが、学校帰りですね、自転車の2列に並んで帰ったりとか、話をしながら帰ったりして、危険なことを見受けたりするんですけど、今後そういう徹底した指導が必要だと思うんですよ。今後どのようにまたそういう面について指導されていくか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

今3番議員からございましたとおり、学校といたしましては、3番議員や、あるいは自治会の会長さんが学校の子供たちの登下校のために要望書を出したり、いろんなお世話をしてくださることに大変感謝をしているところであります。したがって、学校といたしましては、学校でできるやっぱり最大限のことをやるべきであるということで、きょうも昼休みに関係のちょうどそのあたりを通学する子

供たちを集めて、再度指導もしていきたいと。

それからもう一つは、職員を小雨の雨の降る日とか、そういう危険のある日は、職員を現場に立たせたりするなど、学校のとれる職員や子供のとれる体制はできるだけやっていきたいと、そんなことを今校長の方からは、校長が指導しているという話を聞いております。

○3番（下御領昭博君）

もう一回教育長にお尋ねします。水の二面性についてですが、水は人間や動物、植物が生きていくために欠かすことのできない大変大切である反面、大雨などで土砂崩れや洪水などで尊い生命や財産を失ってしまう取り返しのつかない、大変危険であると私は認識しています。教育長は水の二面性についてどのように児童生徒に教育指導なされているのか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

私も昔鶴田町におりまして、川内川をながめたりしてまいりました。大変かねてはきれいでいい川なんですけれども、一度このような大雨が降りますと、濁流で橋から川を見ることもできないぐらいの怖い川であります。

したがって、先ほどは学校での取り組みのお話を申し上げましたけれども、やはりこういう口だけではなくして、そういう海や川の平常の状況と、それからこういう大雨や荒れたときの状況、やはりそれをビデオとか映像を通して具体的に指導していかなければ、子供の心には本当に残らないんじゃないかと、そういうことも今話をしております。今後そういう映像を通して、もう少し指導の徹底を図っていきたいなど、そんなことも今話をしているところです。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。市長にお尋ねします。旧松元町で何年も前になるんですが、大雨の後子供が側溝のふたのない箇所で足をすべら

せ、不幸にも死亡事故がありました。このことから、水の量が増し、流れが早くなると、水というのは大変危険であることがわかつています。側溝ふたの必要性を含め、側溝の安全性の見直しも必要と思います。

先ほど手元に渡した資料でもわかりますように、同じ勾配で同じ断面で、水深が5センチの場合は、水の流れですね、流速が1秒間に2.2メートルぐらい流れます。その水かさが40センチ増しますと、1秒間に大体5.4メートルぐらいの早さで流れるわけです。だから、水深が増しますと、その流速、水の流れが早くなることがわかつていますが、以上のことを含めた上、側溝ふたのないところの検討とかどうお考えか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に今ご指摘のとおり、勾配の中におきまして大変流速の水の流れというのは、大変速くなっていくというのは認識しております。特に今ご指摘のとおり、そういう勾配地を含めた中におきまして、特に危険な箇所から指導を含めた中で、側溝ふたは整備をしていきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

空き家の対策についてお尋ねします。先ほどグリーン・ツーリズムが今後においても取り組んでいくと言われましたけど、グリーン・ツーリズムとの融合を図り、今後どのように取り組んでいかれるのか、また市長の見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

さきもご答弁申し上げましたとおり、このグリーン・ツーリズムという言葉でございませうけど、やはりそれぞれこの農村の地域の環境、自然とこれを好むといいますか、来ていただくことであるというふうに思っております。

さきも申し上げましたとおり、きのうもそ

のような大人の方も、子供たちもそういう体験を含めて、農村地域に入り、農村地域のよさをわかる、そのような状況の中で、私ども日置市にはまだまだ幾多のいろんな体験、農業の体験といいますか、できる、またそれを受け入れてくれる地域、特にそのような受け入れの地域がなければ、このグリーン・ツーリズムというのはいまうまくいかないというふうに思っておりますので、それぞれの農村振興運動含めまして、重点地域の場所等におきまして、その受け入れ体制がどうしていただけるのか、ここあたりを十分私ども行政の中で地域の皆様方と話をしながら、またそのことを受け入れ体制がきちっとできた中において、それぞれのPRを、またそれぞれのところをお願いにいきたいと、さように考えております。

○3番（下御領昭博君）

グリーン・ツーリズムというのは、最近よく耳にして、なかなか果たしてそれが今活かされているのかなと思いますけど、私の調べた例を一部紹介しますと、大分県の安心院町のグリーン・ツーリズムを見ますと、あそこは平成13年4月に役場内で全国で初めてグリーン・ツーリズム促進係を設置し、地域の活性化に努めているわけですが、我が日置市においても、そのような観点からグリーン・ツーリズム促進係を設置し、空き家などを有効利用した地域活性化への取り組みは考えられないのか、市長の見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特にこの空き家につきましては、農家の地権者の皆様方と十分協議をして、対応していかなければならないというふうに思っております。今後におきまして、やはり私ども地域に数多くの皆様方がおいでになるような、それぞれの体制というのは、今後行政の中でも考えていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。廃屋について先ほど調査してないとお聞きしたんですが、この廃屋なんですが、結局固定資産税とか、そういったのはどの付近までかけられるのか。結局、家を建てておけば住んでなくても、固定資産税はかかるわけですね。そうした場合に、廃屋といっても完全に壊れているものだったら、確かに税金はかからないと思うんですが、大体どの付近まで固定資産税というのはかけられるのか、その辺をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

基本的に固定資産の定義というのはありますけども、家、4つの柱があって、そこが基礎があれば、基礎的にこれは固定資産という形の中で課税をしていかなければならないというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、廃屋の中におきまして、住んでないから、また空き家だからこれに課税はできないと、課税をしないというわけではございません。特に本人から一応その家屋の撤去といいますか、そういう廃止届けをいただいたときにおいて、私どもはその税におきましても廃止をしていくという、そのように理解していただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

今その柱が建っておけばと言われましたけど、その税金のかけ方というのは、結局現地を調査した時点でされてますか。木造なんかの場合は、税金には関係ないと思うんですが、耐用年数は大体22年と。鉄筋コンクリートの場合で47年と私は認識してるんですけど、これ廃屋になって屋根が落ちかけて住めない状態になった場合には、税金をかけられないとかいう基準があるんじゃないんですか、うかがいます。

○市長（宮路高光君）

そのの部分の中で、見解をご理解いただかなきゃならないのは、さっきもちょっと先般

の固定資産の中でもありましたとおり、土地の方につきましては、基本的に減免が出てきます。一応それをないという形になれば、今度は土地の方は上がります。

そういうこともいろいろと、これは基本的に所有者の考え方の中で、もうそれぞれ私どもの方に撤去っていただきますか、廃去するという形があれば、課税はできませんですけど、そのままの状況であれば、やはり課税をせざるを得ない。これは税法の中できちっと決まっておりますので、その税法がちよっと間違っちゃったら、教えていただきたいというふうに、どっかそういう抜け穴があったら、教えていただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

何でその税金のことについてお聞きしたかといいますと、田舎に行けば行くほど、廃屋が最近物すごく多く見受けられます。そういうことから、結局税金が多少かかってでも、かかっても解体するよりはお金がかからないということで、そういう空き家が今後ますますふえてくるのが目に見えてくると思うんですよ。

そこで、その廃屋に対する日置市の条例とか規約をつくって、何とか対応して廃屋を少なくするような考えを出さないと、今後ますます私は日置市は田舎に行けば行くほど年寄りが多く、ふえてくるんじゃないかと懸念するんですが、市長の見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

これ条例の前に法律がございまして、やはり法律の優先して準則を使っていかなければ、この判断は難しいというふうに思っております。それを曲げてでも条例化できるのかどうか。やはり私どもはやはり今ご指摘の法律と条例の問題も、まだ十分検討はさせていただきたいというふうには考えております。

○3番（下御領昭博君）

確かに法律があって大変だとは思いますが、何かそういう促しをして、きれいに管理するとか何か促す方法をとらないと、もうやはりその空き家が多くなって、管理されている人はいいんですが、草ぼうぼうで屋根が落ちかけたりして、それがだんだん多くなると、やっぱり何らかの対応をしないと今後は私はいけないと思うんですが、もう一回市長にその辺を含めた上で、もう一回お願いします。

○市長（宮路高光君）

基本的にはある観念から、この環境保全条例の中におきましてそれぞれの所有者の適正管理というのがございます。そういう通告、いろんなことをしていかなければならないというふうには思っております。

おっしゃる気持ちはわかります。これは基本的には所有権の問題の中で、やはりそれぞれ所有人の方の、やはりきちっとした自覚をしていただかなければ、やはりこれは公的なものだったら、ある程度できますけど、やはり所有権の中におきましても、基本的にこれは大変相続とか、この所有者登記を含めまして、そういう大変民法上の難しい部分もございまして、そこあたりの理解をしていたきながら、それぞれの方々にはさっき言いましたように環境保全条例の中において、撤去とかいろんなもののお願いはできるというふうには思っておりますけど、これと固定資産税の問題がどうだとかというのは、これは法律上を優先していかなければなりませんので、そこにおきます条例等のあり方というもの、法律に照らし合わせましてやっていきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

よくわかりましたけど、例えばその人が死んで相続人がいない場合などはどうなんですか。相続人がいない場合。

○市長（宮路高光君）

そういう場合につきましては、やはりいろ

いろ寄附採納とか、その事前にやはりいろいろとそういう対策はなされてくるのかなというふうには思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。次に移ります。

公園のことですが、さっき市長の方から地方の方も公園を進めていくと、地域と一体として取り組んでいくと言われたんですが、大体いつぐらいからその計画を進めていかれるのか、どの程度の規模の公園をつくるのか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

公園設置につきましては、それぞれ遊具とか緑地とかいろいろございますけど、さっき私の方から申し上げましたのは、やはりこの体育広場ということで、やはりお年寄りからいろんなその地域におきます運動会とかいろんなのがありますが、今日置市の要項じゃ、その部分につきましては助成要項はございません。ことし中にいろいろと多面的に助成を含めた要項をつくっていききたいということで、基本的には来年から実施ができるよう努めてまいりたいというふうには思っております。

○3番（下御領昭博君）

来年度から進めていくと言われたんですが、公園というのは一人当たりの平米数というのが大体私3平米以上と認識してるんですが、造成なんかの場合は3%以上という規定がありますので、それにあつたような公園の広さを確保してもらいたいなというふうに考えてるんですけど、市長はその辺も含めて、今後どのような公園を市長としては考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

さっき言いましたように、地域におきまして画一的な公園というのは、私は農村地域大変外に行きや緑もあるし、いろんなものがありますので、やはり避難を含めましてこれは

基本的には、土地提供につきましても恐らく地域、またそういう土地なんかにつきましても、行政がこれを取得してどうこうという考え方は持っておりません。基本的にやはり土地も提供していただきながら、管理も地域でしていただく。

だから、私どもの適当な規模じゃなくて、地域とのやはり自治会を含め、公民館と十分そこあたりは協議しながら、その要項の少し造成が要ったときは、造成費用が要ったときにどれぐらいの助成ができるのか、その程度の中でその体育広場という名目の中でやっていけるような要項をつくっていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

どうしても地域の住民の声が、公園が欲しいという声大きいので、できるだけ地元もまとまって公園ができる体制に向けて一生懸命いくつもりですが、市長もいい公園ができるように、ぜひとも今後とも協力をお願いします。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時30分といたします。

午後2時18分休憩

午後2時30分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、28番、成田浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

さきに通告してありました1点について、団塊の世代を代表するつもりで、将来の日置市のために市長に対し質問いたします。

新エネルギーの活用と補助制度についてで

あります。

日本は、エネルギー資源に乏しく、その大半を輸入に頼っています。また、石油への依存度が高く、二度の石油危機の際には、エネルギー供給構造の弱さを露呈しました。そのような背景もあり、従来から日本のエネルギー政策は、エネルギーの安定供給を中心に据え、省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの導入、石油の備蓄などを進めてきました。

しかし、近年では地球温暖化問題への取り組みが国際的に大きくなってきており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を減らすという観点から、化石燃料の消費抑制の動きが活発になってきております。

また、個人レベルにおいても「エコロジー」、「地球にやさしい」などの言葉が浸透したように、環境問題への関心が高まってきております。以上のような状況の中で、新エネルギーに対する期待が大きくなってきております。

自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりする地球に優しいエネルギー、それが新エネルギーです。新エネルギーの導入によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減されております。また、それによって排出された二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがあります。太陽光発電や風力発電などを初め、さまざまな分野での技術開発が進んでいますということが、昨年10月にオープンした東市来文化交流センターのパンフレットに書いてあります。

有限である化石燃料を節約し、それによる二酸化炭素などのガス排出を減らすことを目的とするために、環境問題への効果を期待できる新エネルギーの活用を、各地方自治体も取り組んできております。

そこで、日置市は今までのどのような取り組

みをしてきたのか。2、どのような新エネルギーの調査をしてきたのか。3、どのような新エネルギーを利用できるのか。4、公共施設への設置の状況はどうなっているのか。5、個人住宅への設置の推進と補助制度は考えられないのか。6、エコカーの配置は考えられないのか。7、省エネルギーの取り組みについて、以上の質問に誠意ある市長の答弁を期待して、1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

新エネルギーの活用と補助制度についてご質問でございます。

これまで日置市といたしましては、旧東市来で平成12年度、旧伊集院町と日吉町で平成13年度、NEDOの補助事業を活用いたしまして地域新エネルギービジョンの策定を行いました。

ビジョンを策定する中において、調査の内容といたしまして、一般家庭や産業、運輸部門等に分けて電力やガス、石油、太陽光、太陽熱などのエネルギー別の利用状況調査と、太陽光発電や風力発電、廃棄物発電、水力、地熱などの賦存量調査を行っています。

山間の地域など一部に風力発電が可能な風量がある場所がありますが、設置する場合には道路の開設など、一定の投資も必要なことから、一般的な代替エネルギーとしては太陽光が考えられております。

公共施設の設置については、平成14年度に文部科学省のエコスクールパイロットモデル事業で、東市来中学校が40キロワットの太陽光パネルを設置いたしておりまして、16年度に文化交流センターが同じく40キロワットの太陽光パネルを設置しております。

今現在設計中でございます伊集院中学校校舎におきましても、設置をする方向の中で進めさせております。

個人住宅に設置する場合の助成につきまし

ては、平成18年度まで国が行う住宅用太陽光発電導入促進事業がありましたけど、18年度からもう打ち切られておる状況でございます。

特に平成6年から16年までの実績でございますけど、旧東市来で95件、伊集院町で121件、日吉町で28件、吹上町で48件、このように16年度なっております、17年度におきましては日置市全体で58件、全体で350件が導入されております。特にこの補助制度を打ち切られた中において、今おっしゃいましたとおり、市単独でというのは大変難しい状況があるのかなど。

ちなみに、国分市とか鹿児島市でしてございましたけど、それぞれこれに上乘せという状況の中で普及を図ったということでございまして、今現在この単独自体でしているところはないようでございます。

また、エコカーの形でございますけど、市長の公用車1台がハイブリッドカーでございまして、ほかの公用車につきまして、今後考えていかなければならないというふうには考えております。

また、省エネルギーの取り組みについて、平成17年度で東市来でビジョンを策定しまして、庁舎の屋上の緑化や省エネルギータイプの照明器具、空調システムなどを設置している状況でございます。

以上でございます。

○28番（成田 浩君）

今市長が答弁の中で、現在補助政策をとっているところはないということでしたが、鹿児島市は現在まだ続けているんじゃないかなと思っておるんですが、県の地域振興課によると、太陽光発電の一般住宅向け補助事業は7市町が実施し、普及に一役かってきた。しかし、財政的に厳しい地方自治体は打ち切りも出て、現在補助を続けているのは鹿児島市だけである。県は公共施設の新設、改修にあ

わせて新エネルギー導入を進めていくと言っているとありますから、どちらが正しいかわかりませんが、こういうことを私の調べたところでは書いてありました。

東市来の方がいろいろ先取りをして、学校とか先ほど私が言った文化交流センター、ここは多分50キロじゃなかったかなと。今市長が40キロと言われましたけど、5,092万5,000円かけて50キロの太陽光のシステムをつくったというようなことがパンフレットには書いてありました。ここまたいけんじゃこう書いてありますから、多分なっていると思いますが、そこをもう一回聞きたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきほかの市町村の中で、市単独で鹿児島は13万5,000円程度やっております、さきに言いましたように、この国がしております事業と同等以上のということじゃないと。これを単独で鹿児島市は13万5,000円はしてるという状況で理解していただきたいと思っております。

今ご指摘のとおり、文化交流センターにつきましては、50キロワットということでございますので、訂正させていただきます。

○28番（成田 浩君）

はい、わかりました。本市がこれから日置市が取り得る新エネルギーに対しての段取りがあると思われませんが、非常に経済的に負担が大きいわけです。設置するのに。後に関してはよかったなど、こう思われるわけですが、市長の答弁の中では太陽光だけしかも今のところないというような話でしたが、いろんな発電がありまして、市長の答弁の中にもありましたが、太陽光発電、風力、廃棄物発電、バイオマス発電、あるいは熱利用したところの太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物熱利用、バイオマス熱利用、それから海洋エネルギー、今までおなじみの石炭とか天然ガス、

水力、地熱等あるわけですが、いろんな調べ方をしていって、日置市に取り入れることができるような、また取り入れたら、国の方の支援が地方公共団体にはある事業がたくさんあります。

先ほどの中にも、東市来と日吉が何年も前にそういう取り組みで調べたという話をされて、私も日吉町の前の書類をひもといて見ましたら、地域新エネルギービジョン策定等事業報告書というのが、平成14年度でこんな厚い本で日吉町は調べてあります。その中にもいろんなデータが残っておりまして、そういうことをこれから先未来の子供たちが、いい環境で育つことができるような形で調べていく手立てはないものか、そういう考えはないのか、市長伺います。

○市長（宮路高光君）

特に国の厚生労働省の中におきまして、今ご指摘ございましたバイオマス、これは生物資源ですけど、ここから製造する自動車燃料、俗にエコ燃料の普及目標、またサトウキビなどからつくられるバイオエタノールや、使用済みの食用油から製油するバイオディーゼル、こういうもろもろにおきまして、2030年度までの中期的な目標を立てて普及したいという、そういうことのございまして、特にこの京都議定書の達成目標、中年度におきます太陽光発電や風力発電の新エネルギーの原油概算で、1,910万キロリットルの設定をしておりますけど、そのうち50万キロリットルをこのバイオマスの関係でやっていきたいと、厚生労働省の試算も出てまいっております。

今ご指摘のとおり、国の施行の中におきまして今全国で6カ所程度、今製造や流通にする実証実験等を行っているということでございますので、本市におきましても国が実験実証している部分につきまして、その結果等も十分配慮しながら、どの部分につきまして市

として取り組んでいくのか、厚生労働省のそういう実験検証等を見極めた中でやっていきたいと、さように考えております。

○28番（成田 浩君）

市長が答えたようなことで、本当にこれから先取り入れることができる新エネルギー対策はとっていつてもらいたい。日置市のイメージアップにもなると思われるこの新エネルギーに対して、エコタウンの地域指定などをして、他の地域より、自治体よりモデルになるような先取りをする考えはないのかなど、こう思っております。いろんな新エネルギーがあります。今バイオやられましたけど、その先取りをして、こっだけ日置市は力入れているんだよというような考えはないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域におきまして、エコタウンという特区をしている地域の中で取り組んでる自治体もあるというふうにはお聞きしております。この中に、特に実験実証していく中におきましては、やはりさっきも申し上げましたとおり、国のそれぞれのある程度の補助金ですか、こういうものがなければちょっと難しい部分もございますので、さっきも申し上げましたとおり、環境省におきますいろんな中で事業等、実験等しておりますので、私どももこのエコタウンをとということの名乗りもなんですけど、それよりも実務的にどうあるのか、基本的には今恐らくどの新エネルギー開発ということでやっておりますけど、今の現実的な経営コスト、コスト面を考えた場合は、大変大きな費用を伴ってしまうと。

さっきもこの太陽光の中の導入におきましても、補助事業があったから、ある程度の普及ができたわけでございますけど、それぞれ補助事業対策の中じゃなければ、今新しいこういう新エネルギー事業というのは、大変難しゅうございますので、国の施策に私どもも

ならないながら、十分このことについては調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことなんですよ。公共産業施設向け太陽光発電、いろいろな関連事業を補正予算がどういうことで国からの補助事業があるかといいますと、手元にある資料の中では、3つほど書いてあります。これは個人の住宅じゃなくて、公共施設に対応できる事業があるわけですよ。

経済産業省では、太陽光発電新技術等、フィールドテスト事業、もう一つは地域新エネルギー導入促進対策事業、環境庁の環境省のやつでは、地方公共団体等率先対策補助事業というのがあります。やはりこれも新エネルギーに対しての国からの補助対象の事業ということで、やはりこういうのを少しでも利用されて、我が日置市のために少しでもいい形で新エネルギーを使った地球に優しい、地域に優しい形で子供たちにとって日置市がつけられたらいいなと、こう思っているところです。

日置市は、その太陽光だけではなくて、一つは水力もあるんですよ。今大田の方に非常に鹿児島県でも古い発電所がありますが、ああいう大規模なやつでなくて、非常時のときの水力発電というのが、先ほどの14年のビジョンの中にも書いてありますが、例えば永吉川のほんのちょっとした落差を利用した非常時にそこのタービンを回せる程度の、明かりをつけられる程度の発電ができるという考え方もあるわけですし、あくまでも大きな太陽光だけに頼らなくて、いろんな面があると思われちゃいますが、そういういろんな新エネルギーを考える機関を本市としてもつくっていかれたら、非常におもしろくなってくるんだがなと思っております、そういう考えはございませんか。

○市長（宮路高光君）

いまさっきから話ございますとおり、一番エネルギーとして実用化に近い形は、太陽光と太陽熱と風力、これが2つの通常の新エネルギーにする、一般的にある程度実用化に近い形で、それぞれが利用しているというふうに認識しております。

今ご指摘のとおりございました特に水力の問題につきましたり、特にメタンガスから発電をして電気をするとか、いろんなものがあるというふうに思っておりますけど、まずさっきも申し上げましたとおり、いろんな部門の中で実験プラント中であるというのが大きな課題であるというふうに思っております。

そのような状況の中におきまして、補助事業をいただくわけでございますけど、やはり通常5年、また10年の中におきまして、補助事業制度があるときには維持管理できますけど、その後にもまた新たに市でそのことを設置するのかどうか、やはり今ご指摘のとおり、実用化するの、このことを子供たちを含めた環境の学習の場とするの、そこあたりのものの整理をしながら、そのことが市民に、また議会の皆様方それぞれにどう理解されていくのか、そこあたりも十分検証しながら、新しいそのような新エネルギーの分野の中で勉強していきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そうしていただければ、非常にうれしいかなと思っております。市長、鹿児島県新エネルギー開発協会というものがあるわけですが、そういうものがあるということを知っておられますか。

○市長（宮路高光君）

私も旧伊集院町におきまして、このビジョン策定をするときに来ていただいた人たちが、その協会なのかちょっとわかりませんが、今ちょっと具体的に認識がないということでございます。

○28番（成田 浩君）

私はこの一般質問をするに関して、パンフレットをいろいろもらって来ました。ここに鹿児島県新エネルギー開発協会というののパンフレットがあります。これにもいろいろ将来のためになるようなことを書いてありますが、そういうところとタイアップして、これから先進めていくようなことがいいんじゃないかと思われませんが、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

特にこのNEDO独立法人新エネルギー産業技術総合開発機構というのが、国の中にございまして、そういう方々から先般の策定におきましても、補助金等をいただいております。鹿児島県のどこにどうちょっとあるのかわかりませんが、私もこのNEDOの皆様方とは、今までも機会が、つきあいがございまして、いろいろと知恵をいただいでやっていきたいというふうには思っております。

○28番（成田 浩君）

時計を見ながら質問をしているわけですが、（笑声）もうちょっと時間をもらいたいです。

一家族が、日本の一家族が1年間に使う電力量を石油に換算すると、皆さん方は気になるかもしれませんが、733リットルということになってます。これは太陽光発電や風力発電の再生可能なエネルギーの普及促進を促したら、この量が減ってくるということで、これから先の化石燃料が無限じゃなくて有限でありますから、どうしてもこの新エネルギー対策はやっていかないといけないと強く言っていきたい、こう思っております。

その新エネルギーもですが、省エネに対しても関心がないといけない。先ほど市長の答弁の中では、車がハイブリッドカーが1台あるということでしたが、東市来の屋根の緑化に際してもでしたが、いろんな省エネに関す

る計画がおありと思いますが、これから先どのようなことを考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この省エネルギー対策、今もこの空調の設定にいたしましても、ノーネクタイを含めた中におきまして、そのような運動をしながらこの空調におきますセッティングも、ある程度今まで以上に高い形の中でやっていく。身近に自分たちができるものが何であるのか、この省エネルギーですね。

やはり少しでもエネルギーを使わないで、生活していく習慣をつくっていかねばならないというふうに思っておりますので、今後具体的にやはり環境を含めた中の施策として、位置づけをしていかねばならないというふうに今思っております、具体的にどのようなということは、答弁できませんけど、今後研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

少しでもエネルギーを使わない、省エネ、これはいろんなことがほんのちょっとしたことでもできるんじゃないかなと、こう思っております。本当に今市長が言うように、ノーネクタイ、やはりこういうことでも、そして温度を1度上げることだけでも、非常に省エネになってくるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、ハイブリッドカーもですが、エコカーいろんなエコカーもあるわけですね。電動カーとか電気カーとかバッテリーカーとか、そういうことなどを公用車に対しての国の補助もあるはずですから、そういう購入はこれから先考えておられないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、公用車等におきまして補助等がどうあるのか、まだ私も具体的に補助

率等もわからない部分がございますけど、さきも申し上げましたとおり、その維持管理ですね、維持管理がどうなのか、その導入はいろんな中において、やはりそれぞれ補助金等があればよろしいわけがございますけど、このハイブリッドカーにいたしましても、排オクを入れていかなきゃならないとか、いろんな問題があります。

やはり省エネルギーを考えると導入するときと維持管理、そういうものの総括した中でやっていかなきゃならないのかなと思っておりますし、庁舎内にいたしましても、やはりこの省エネルギーの中におきまして昼間は電気を消すとか、必要以外なところは消すとか、やはりこういう習慣的な、日常的なものから直せる分につきましてやっていく必要があるというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

応用できるところからやっていくということでもあります。その応用の中にも、その省エネもですけど、先ほど新エネルギー、今年度の予算にも公営住宅の建てかえなどが入っておりますが、ああいう施設の屋根に太陽光をつける、あるいは運動公園は先ほどの中にあって、そういう施設をつくるということでしたが、3番議員の中にも公園の話が出ておりましたが、公園をきれいに明るくするためにも、公園などへのその新エネルギーを導入した明かりとりとか、安全施設の維持管理等に使える新エネルギーの導入があるんじゃないかなと、幅広くあるんじゃないかなと、こう思われますが、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げました公共施設内におきます利用の中でございまして、特に太陽熱を利用しましたあのことにつきましては、運動公園等におきましてその内におきます電気料の軽減とか、そういうものになるのかなと思っておりますけど、さきも申し上げましたとお

り、恐らく普通の補助事業がなければ、大変高い単価の中でなります。

私どもも、やはりこういう大変節減をしていかなければならない時代の中と、おっしゃいましたように、環境と新エネルギー、大変必要であるという認識は持っておりますけど、やはり費用効果、対価、そういうことも考慮した中でそれぞれ入れていかなければならないのかなというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

設備の投入に非常な財源を伴うことでありますけど、将来のことを考えたら、いた仕方ないところもあるかと思えます。既に太陽光システムを導入している自治体は、全国で55.6%、導入を検討する、検討中というところは23.2%とデータにあります。

近い将来、大半の自治体で太陽光発電が導入される見通しであると民間調査機関が発表しておりますが、今後本市も、また本市の周りも、こういう新しいエネルギーを見つけて、地球に優しい、子供たちに優しい環境をつくっていくんじゃないかなと思われれます。ぜひとも日置市もそのような対策を、先取りをするような形でやっていってもらいたいと思えます。

最後になりますが、市長の本当にこれから行うところの、できる省エネと新エネルギーの導入の、またその研究機関とか開発機関をつくってやっていこうという気構えを聞いて、最後の質問にいたします。

○市長（宮路高光君）

特にそれぞれの課を含めた中におきまして、今申し上げました省エネルギー、また新エネルギー、この問題につきましては、どうしてもそれぞれのところで考えなければならないものだというふうに認識しております。特に通産省、通商産業省、厚生省、この両面の中におきまして、いろいろと新しい事業等がございますので、さっきも申し上げましたとお

り、その費用効果、対価も含めた中で、それぞれが検討し、それぞれの効果費用、効果、あらわれるものから順次やっていけばいいのかなというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後3時02分散会

第 3 号 (6 月 2 0 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（6番、18番、19番、13番、16番、23番、14番）
-------	----------------------------------

本会議（6月20日）（火曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑛や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	豊辻重弘君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
教 育 総 務 課 長 山 之 内 修 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました3点について、質問いたします。

1点目は、環境問題についてであります。

去る5月24日から26日まで、環境自治体会議指宿会議が開かれ、私も政務調査で参加いたしました。

市長も環境自治体会議自治体会員の市長として出席しておられましたが、この環境会議から、イ、本市が、環境自治体会議の会員であることの意義は何か。

ロ、市長が、指宿会議へ出席されたことは、本市の環境政策にどのように生かされていくのか。

ハ、今大会では、地域の可能性や課題について、情報を共有し、環境政策に子供たちの参画を促すという宣言が採択されました。

そこで、本市の取り組みとして、小・中・高生、一般市民による環境調査を実施する考えはないか。

次に、3月議会の一般質問で、答弁いただいていた資源ごみ収集方法の全市統一に向けて、どのような具体的検討がなされているのか。

2点目は、障害者福祉についてであります。我が国の障害者福祉は、平成15年の支援費制度導入から大きく変化し、手続も大変複雑になりました。

それらにまだ多くの方々が、対応できずにいる中、ことし4月から新たな障害者自立支援法が施行されました。

特に、10月1日からの本施行に向けては、国の明確な方向性が示されないままであり、行政も市民も不安を抱いているのが現状です。

そのような中、平成18年度中に策定することとなっている障害者福祉計画について、今後どのように取り組んでいくのか。また、自立支援法においては、自立支援審査会条例が3月議会で採択されたのを受けて、正式にどのような立場の人たちで構成されたのか。

ことし10月からのサービス利用に向けて、申請から程度区分調査、障害児の調査等必要であるが、本市はいつごろからどのように調査していくのか。

3点目は、教育問題であります。昨年的一般質問で、小・中一貫教育については、連携のできるのところから進めていきたいとの答弁でありましたが、本年度新たに取り組んだものがあるのかどうか。

また、来月、本市で開催される「現場からの教育改革リレーフォーラム in 日置」の開催について。

主催の提言・実践首長会とはどのような会なのか。

このフォーラムを本市で開催する意義について。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の環境問題についてということでございまして、特に環境自治体会議におけます意義ということでございますけど、本市が、自治体会議の会員であることの意義については、環境問題が複雑化、多様化する中、お互いの情報・政策を共有し合うことができ、そうした中から日置市として、取り組めるものを検討し、実践していくことで、環境自治体

が構築できると考えています。

地域特性や、人口規模、地域で抱えている課題など、それぞれ異なっておりますので、当然、方策は幾分異なりますが、情報交換等を通じて、日置市らしい環境自治体が構築されていくものと考えております。

指宿会議に出席いたしまして、情報交換したことは、日置市で十分検討し、実践できるものとして取り組んでいきたいと考えております。

小・中・高、一般市民が主体となって、自分たちの住む地域環境を把握する「環境調査」の実施については、関係各課と十分協議しながら、今後、検討していきたいと考えております。

資源ごみの収集の全市統一に向けた検討についてのご質問の中において、本年度リサイクルセンターにおいて、資源ごみの分別状況を各自治会長に見ていただくことを考えています。

7月からの実施を予定していますが、各地域から収集された資源ごみの袋の中身を検証し、その中にどれぐらい混入物があるのか。混入物をどうしたらなくせるのか。なくせないとしたら、コンテナ方式で徹底させるのかなど、いろいろな検討を行っていただく予定でございます。

皆様方のご意見を賜る中で、市民が納得できる収集方式への統一を進めていきたいと考えています。

2番目の障害者福祉について、ご質問でございます。

障害者福祉計画は、障害者自立支援法第88条から第89条において、市町村及び県は、障害福祉サービス等の提供体制確保のために、障害福祉計画を作成することとされています。

作成に当たっては、国の基準仕様に即して、市町村は、障害者の人数等の事情に応じて、

障害者福祉サービスの必要量の見込みや、その確保等を定めることとされ、県は、市町村障害福祉計画を踏まえつつ、広域的な見地から同様に作成することとしています。

障害福祉計画においては、平成18年度中に、平成23年度末時点での見込み及び平成18年度から20年度、前期3カ年の各年度の見込みを作成する必要があります。

6月1日に、県で説明があり、それを受け、現在、障害福祉計画の策定に向けて、準備を進めているところでございます。

障害福祉サービスの必要見込み量の推計方法については、厚生労働省が、推計支援ソフトを策定し、県で適宜変更して、市町村へ配布されることになっております。

そのソフトの活用と、アンケート調査の実施を予定しております。

対象者については、平成18年3月31日現在で、身体障害者が2,800名、知的障害者が436名、精神障害者が138名となっており、3障害者で約1,000名を抽出し、アンケート調査を実施したいと考えております。

また、これらの作業等を含めた障害福祉計画の策定については、今月中に専門業者に委託し、進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしまして、8月で障害福祉サービスの必要見込み量を集計し、5月に県へ中間報告することになっており、10月以降、本格的に計画づくりを進めていくこととなります。

また、障害者等や、関係者の意見を反映させるために、障害福祉計画策定委員会等の設置も予定しており、委員の構成については、今後、検討してまいりたいと思っております。

自立支援法についてでございますけど、障害者が福祉サービスを利用する場合、まず、本人や家族などが市の窓口申請します。

その申請により、市の職員や市で雇用した

調査員が、106項目の調査を行います。

調査結果をコンピューターで処理し、障害者の心身の状況がどのようなものか、どれぐらいの支援が必要か判定します。これが1次判定となります。

障害者程度区分は、ヘルパーの利用などの「介護給付」を希望する場合と、施設で働く就労支援などの「訓練等給付」を希望する場合の2種類に分かれます。

介護給付を給付する場合は、2次判定があり、1次判定の結果と、医師の意見書をもとに、市町村の審査会が行うこととなります。

審査会は、医師や、福祉の専門家で構成し、障害者程度区分の認定を行うこととなります。

構成員といたしまして、医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療養士、作業療法士になります。

本市障害自立支援審査会については、医師3名、看護師3名、社会福祉士2名、介護福祉士1名、精神保健福祉士3名、理学療法士2名、作業療法士1名、計15名、1合議体5名で構成し、3合議体の体制で準備を進めているところでございます。

なお、構成員については、それぞれの団体から推薦をいただくようにしております。医師であれば、県や郡の医師会から推薦をいただき、看護師であれば、県の看護師協会から推薦をいただくようになっております。

障害者程度区分の調査については、市で雇用した保健師、または、看護師の資格を持つ調査員5人での対応となります。

調査員については、県主催の調査委員研修を受講する必要があり、4月から5月まで、既に受講済みでございます。

また、調査項目、106項目で、独自の研修会、打ち合わせ回数、数回行っております。

なお、79項目については、介護保険と同じ項目になることから、介護保険の調査に同行したりするなどの研修も行っております。

調査については、5月24日から既に始まっております。

身体障害者については、5月24日から6月7日までに21件、知的障害者については、6月9日から6月16までに15件、精神障害者については、6月21日から6月28日までに7件の調査を予定しております。

また、7月3日から7月12日にかけて、グループホーム入所者14名と、筋萎縮症者5名の調査を予定しております。

なお、障害児については、今回の調査項目106項目での調査には該当せず、従来の方法に類似した調査になっております。

調査対象については、平成18年6月1日現在で、グループヘルプ3名、デイサービス16名、ショートステイ25名のあわせて44名となっています。

調査日程については、今後、調整して、保健師と調査員で、実施したいと考えております。

3番目の教育問題につきましてでございます。その中におきまして、提言・実践首長会は、どんなものかということでございますけど、この会は、地域主導の地域づくりを実現するという意思を基本に、それぞれ具体化するために、全国首長連携交流会を母体として、平成14年8月に発足しました。

活動のテーマとしては、市町村合併、教育、行財政改革、医療、福祉、環境、農業だの多岐にわたり、現在、7つの部会と1つの研究会でいろいろ論議し、その結果を政府の21世紀臨調などに提言を行いながら、実践を進めている会でございます。

ほかの項目につきましては、教育長の方に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小・中・高校生、一般市民による環境調査の実施する考えはないかということですが、

これにつきましては、結論は、市長の方で答弁のあったとおりですが、学校等における取り組みについて述べさせていただきます。

学校教育では、さまざまな時間を通して、環境を題材とした学習を行っております。

その中で、児童生徒は、環境を見つめ、調べ、働きかけることを学んでおります。

例えば、生活科・社会科では、「校区のマップづくり」や「クリーン・リサイクルセンター」「浄水場・下水処理場」等の学習で、身近な自然環境や、ごみの減量化、再資源化及び水質保全の大切さについて、調べております。

また本市が昨年度から、取り組んでおります「理数大好きモデル地域」事業では、理科の時間を使い、校区内河川の水質調査や、水生生物の生息状況について調べることも行っております。

さらに総合的学習の時間では、「かめさん祭り」「からいも植え」「お茶の手づくり」など、身近な環境を生かした体験活動を行っております。

そのほか、委員会活動やPTA活動では、クリーン作戦や資源回収をしたり、リサイクル作品展を行ったりしております。

本市の児童生徒はこのような学習を通して、自然の恩恵のありがたさや、環境保護の大切さを体験的に学んでおります。

次に、教育問題の小・中学校の連携について、新たに本年度取り組んだものはないかということでございますが、将来的な小・中一貫教育の実現を見据えまして、本年度から土橋小学校と、土橋中学校を、小・中連携の日置地区研究協力校として、2年間の研究指定をし、研究を推進しております。

中学校の教員が、小学校で英語の授業を行ったり、小学校6年の児童が、進学する中学校で授業を受けたり、小・中学校と合同の教育活動を行ったりして、学習指導、生徒指導

の両面における小・中学校の段差を少なくしていく努力を市としては推進し、他の小・中学校へも研究の成果を波及させていく予定でございます。

また、小・中連携において、本年度、新たに取り組んだものとして、基礎学力定着度調査及び生徒指導報告等に見られる小・中学校間の段差を解消するために、新規事業として、市内の全中学校7校区で、小・中連携推進連絡会を開催することにいたしました。

次に、現場からの教育改革等につきまして、このフォーラムを本市で開催する意義は、何かということですが、現在、国の教育改革も制度的に進められてきているところですが、制度を改革したからといって、学校教育の抱える課題が、すぐに解決されるものではないと思われまます。

むしろ、教育現場の実情を正確に把握し、現場の教育実践を改善向上させていく地道な取り組みが必要であると思えます。

そのためには、教育の中身に関して、現場の課題を丁寧に議論する必要があります。

また、学校の課題だけを切り取って議論するのでなく、地域の課題として総合的にとらえ、全体部局での協力連携がなければ解決できないという認識に立つ必要があります。

そこで、新しく生まれかわる日置市としましては、このことをまちづくりという視点から学校教育を考え、学校、家庭、地域、行政が一丸となって取り組んでいくよい機会として、「現場からの教育改革リレーフォーラム」を本市で開催することにいたしました。

今回のテーマは、日置市の特色を前面に出し「先人に学び、地域とともに未来を拓く人づくり」をテーマに、「心の教育」「歴史と文化の伝承」「基礎学力」「開かれた学校」を中心に、教育現場だけでなく、家庭、地域、行政の立場から、これらの課題について議論し、よりよい改革の方向性を見出していき、

全国に向けて発信していきたいと考えております。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいります。

市長のただいまの答弁で、環境自治体会議の会員であることの意義っていうのはわかりました。

実にそのようなことっていうのは、大事なことだとまあ思いますが、自治体会議名簿を見てみますと、先進地といわれる自治体が必ずしもこの会議に入っているわけではないようです。

鹿児島県では、指宿市、南さつま市、日置市、屋久島の上屋久、屋久両町だけでありませう。

川辺町や、大崎町なども、県内では、環境問題に積極的に取り組みを進めているところではありますが、会員にはなっていないようでありました。

そのことは、全国的にも言えるようなんです。全国で、積極的に取り組んでいるところがありますが、必ずしもそういうのに参加しているということではないようです。

そのような中で、会員である本市としては、今、市長が言われましたとおり、その意義を重視して、積極的な明確な環境政策が打ち出されなければならないんじゃないでしょうか。

地域のいろんな情報を共有して、本市らしいものを打ち出していくために、参加しているという市長の言葉でありました。

その会員になって、本市が本当にこの会議の会員であって、本市の環境政策がどんどん、政策化されていくっていうんですか、前向きに進んでいるんだということがあるのかどうか。

私はそのような取り組みの姿勢が、言葉の上では、市長からそのように伺っているわけですけれども、果たしてそのような取り組みの姿勢が、私自身には余り感じられないとい

うところがありますので、具体的にその辺のところ、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ことしで、14回ということでございます。今、ご指摘のとおり、全国で、当初約80自治体ぐらいございましたけど、今回、町村合併等でございます。今、50か60自治体ぐらいに減少しております。

基本的に先ほど申し上げましたとおり、それぞれの全国にございますいろんな事例というのを、自分たちも勉強していかなければならない。

今回、環境という言葉の中におきまして、大変、幅広い中でありませう。ただごみだけの問題じゃなく、教育、農業、またいろんなものにおきまして、それぞれの会議の中におきましても、議員もご存じのとおり、毎年、10ぐらいの分科会に分かれましてやっています。

その中において、本市として何を今、大きなテーマとしていくのか。私も、五、六回、この会議に出ておりますけど、最初、特にこの分別の問題につきまして、この会議の中におきましてやっける先進事例の話もお聞きして、またそこから職員等におきます方針もいただきました。

私も今回、指宿の場合につきましては、特に農業関係の中におきますこの分野に行きまして、今、おっしゃいましたとおり、一概にすぐ環境ということで、成果といいますか、それが議員としては見えないということでございますけど、やはり今のところ、浅く、広く、全般的な環境をお互いが勉強しながらやって、今後、日置市としてどうすべきなのか。

今までは、旧伊集院町だけの中に入れておりましたので、今後、日置市としてどう取り組むべきなのか。または初心に返って、一つの環境問題の中で、お互いが勉強していかなければならないものであるというふうに認識

しております。

○6番（花木千鶴さん）

私は、参加していない自治体もまああると申しあげました。

別にこの会員でなくても、積極的なところはそれなりに独自の取り組みをしていくことがわかります。

市長としては、今、答弁いただいたような形で、簡単には結果が出ないけれども、推進していく方向でやってるんだということでした。

自治体づくりは、自治体政策の全分野を環境の視点から見直すところから始まる。環境自治体会議は、地域における環境政策を、よりグローバルに発展させるネットワークを築くことを、目的としていると書かれてあります。

その辺のところを、今、市長はお話をされたんだと思いますが、確かにこの指宿会議では、ヨーロッパの14カ国1,200の自治体が、正会員となっている機構同盟の活動報告がありました。

これは、地球を守るという規模で取り組んでいる報告が、ヨーロッパの方からなされたわけですが、アメリカや韓国の報告もありました。

それらを通してみると、やはり環境政策が幅広いものであるということがわかって、それらを学ぶための会議であることが、意義深いものだという、市長のお考えはよくわかるわけです。

今回、市長は、お一人でという言い方がどうなのかわかりませんが、行っておられました。そして、今、答弁にありましたように、伊集院町長としても、五、六回ですか、この会議何度も出席しておられます。

公費を使って行かれたからには、その成果が形にやっぱり出していただかなければ、住民の納得は、なかなか得られないんだと思う

んです。

時間がかかると市長は言われますけれども、私は再三、また後でも質問いたしますが、環境の問題では、ごみ分別の問題で、いろいろ地域の課題も抱えていると思っておりますが、そういった意味では、なかなか形にしていだいていないじゃないかなと、まあ感じているところです。

これまでは市長はお一人で、遠方であった、北海道であったりとか、秋田であったりとかという会議にも、お一人で会議に行っておられます。

去年は選挙がありましたので、課長が行かれました。

ことしも、新しくかわった課長が行かれたようですけれども、ここ数年、この会議の担当者は、同じ人であります。

旧伊集院町時代から、この会議の会員で、伊集院町もありました。担当者は同じ人なんですけれども、遠くであるときには、無理もありませんが、今回、こんなに近いところで会議が開催されましたのに、担当者は行っておられなかった。

どうして、こういった会議に、せっかくの機会なのに、担当者を参加させなかったのでしょうか。

その辺のところを伺えませんか。

○市長（宮路高光君）

ほかの全国的なレベルの中におきまして、この会議する中において、大変大きな資料もたくさん出てまいります。

ただ行ってするのも、体験もようございませうけど、やはり経費的なものも必要でございますので、やはりその資料等を見ながら、勉強していくことも大事であるというふう思っております。

今回、指宿に行く場合につきましては、担当課長を含め、また東市来の支所、それぞれ二、三名の担当は、それぞれ学んでおったと

いうふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

確かに課長も行っておられました。東市来の方も行っておられました。

しかし、基本的に、先ほどの市長の答弁からいきますと、行くのも大事だが、現場のところで頑張っていくのも大事と。そして、経費のこともあるというのが本音だったように、今の答弁では思われたわけです。

何も市長が、課長や東市来の方を、行くようにと言われたわけではなかったように、私は思うんです。

市長はこの会員として、会議に参加することは、意義あることだと言って、先ほどたくさん言われました。そして結果もなかなか出ないけど、いろいろ学んでいるとも言われました。

しかし、窓口にいる職員が、やっぱり同じ立場なんじゃないでしょうか。

市長は市長として、そしてやっぱり現場で担当する人も、同じような気持ちで取り組んでいきたい、勉強もしたい、そんな気持ちはあるんじゃないでしょうか。

駐車場には、県内各地の自治体の公用車がたくさんとまっていました。数少ない自治体会議の会員である本市の担当職員が参加していなかったことを、私は寂しさを感じました。

これまでも、職員の教育や育成を声高に言われた市長であります。結局、肝心なところは何も進んでいないんじゃないかと疑いたくなくなってしまったんです。

ことは先ほど市長も言われたように、11の分科会があり、何十ものレポートが出されました。それこそ、いろんな分野のレポートが出され、討議がなされました。

こんな機会を逃して、何のための自治体会議の会員なんだろうと言われるんじゃないでしょうか。

私はそのように感じました。

市長がお一人で行かれるよりも、今回ぐらいは、現場にいるいろんな分野に取り組んでいる人たちを、参加させてもよかったんじゃないか。

経費といっても、毎年開かれる、遠くで開かれるものとは違って、今回はそのようなチャンスがあったように思うんです。

ぜひとも今後に向けて、このような機会に、職員をもっと積極的に参加させるべきだと思いますが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ研修する中において、これだけが一つの研修の場ではないと思っておりますし、私は基本的には、職員はいろんなあらゆる場の中で研修に行くべきであるという考え方を持っております。

今、ご指摘のとおり、今回、このような会議の中で、こちらの方で、指宿であったわけでございますけど、今後におきましても、また県外であられる場合につきましても、私が行かないときは、ほかの担当も行かすつもりでおります。

やはりそのようなことを含めながら、今回、行かなかったからどうなんとか、そういう一つの責め方じゃ、やはりいろいろと問題があるのかなというふうに思っておりますし、今回、後ほど出てきます教育フォーラムにいたしましても、やはりいかにして、みんなが分かち合える部分をやっていくんだと、そのように考えております。

○6番（花木千鶴さん）

今回だけのことをそんなに責めてもって言われるんですが、私はこの問題については、旧町時代にも、同じようなことを質問してるんです。

そしたら市長は、積極的に、やっぱり今後は参加させるようにしたいと答弁なさいました。

それなのに、やっぱりこのような状況です

し、いろいろ業務の忙しい中に、職員が遠くに行くことは経費のこともあり、時間的なこともありってというのはわかるように思うんです。

今後は、積極的に、送り込んでいきたいみたいな答弁を、今、なさいましたけれども、やっぱりこのような機会にできなかったことを深く思いを寄せていただいて、今後は、言葉だけではなくて、本当に実行していただきたいと私は思います。

何度も言うようですが、職員の専門的に育成していききたいとか、市長はよく言われますが、こんなときにこそ、私はやるべきじゃないかなと思うんです。

研修の、これだけが研修の場ではない。職員も積極的に、研修すればいいと言われてますけど、こういうのはやはり、行政のトップが、上司が派遣するというのが、おおよそ組織の中のありようなんじゃないでしょうか。

その辺のところを、もう少し市長には考えていただきたいなと思います。

それから、環境調査について移りたいと思いますが、私が2年前、長野県の飯田市の会合に参加したときに、子供から高齢者まで一緒になって調査をした報告を聞きました。

先月、本市は土地利用に関するアンケートを実施いたしました。

例えば、あれでも、環境を考慮した土地利用の発想があれば、おもしろいアイデアが出てきそうだなと、私でも感じました。

しかし、それには市民の関心と、情報の共有が不可欠であります。

各学校で取り組むことは、学年ごとに調査の内容を違えとか、方法は幾らでも考えられると思いますが、先ほど、教育長の方から、単発的にいろんなところで、学習面で調査をしているという報告がありました。

ただ、昨日も少し、お話をさせていただいたのですが、連携して取り組んでいくことは、

今のところ、現実的に難しいとっておられるんですけども、一つは、今やっている、その各学校が取り組んでいるものを網羅して、日置市の環境がどのようになっているかというようなのを、一つの形にしてみるということもなされていいんじゃないでしょうか。

地域、地域の特色があって、伊集院のどの辺、例えば、北小が何かに取り組んでいるとしても、そこでの情報でしかありませんので、いろんな市内の学校がそれぞれに取り組んでいるのであれば、それを一つの日置市の環境の状況として、マップとまでいくのかどうかわかりませんが、そういうのをつくってみてもいいのではないかと思います。

また飯田市などのように、モニター制度をとって、みんなで環境調査をしてみるとか、そのようなことも考えてもいいのではないだろうかと思います。

調査した人が、それぞれの立場で環境を考えたり、共同で取り組むことによる連帯感や関心も深まることで、市民による新たな環境の政策提案がされていくかもしれません。

市民の参画について、もう一度、具体的に取り組んでみる考えはないか。市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

今、教育長の方から学校を現場とした中で、説明ございましたけど、実際に、東市来の皆田校区、ここにおきましては、県営の事業を取り入れた中におきまして、やはり、自分たちの地域が、それぞれのあぜ道で、また生体がどう生息をしているのか、そういうことを昨年から実施している地域もございます。

やはりこのことにつきましては、学校現場でございますけど、やはりそれぞれの校区全体が、そのように取り組み、また環境にやさしい道路の整備とか、そういうまた環境にやさしい広場の整備とか、そういうものに、発展して、先般も大変、皆田校区約100名程

度の皆様方が来まして、それぞれ何班に分かれながら、それぞれ足で、それぞれの地域を、やはり先に自分たちの地域を、私はそういうふうにしてほしい。

ほかのところという部分じゃなく、やはり自分たちの地域、また校区ごとに、そのようなことをやはりやっていただくよう、進めていきたいというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

もちろんその自分たちの地域っていうのは、基本中の基本ですので、そういったことはあるでしょう。

私が今、申し上げているのは、全市的にやっぱり情報を共有するという意味でもやってみてはどうかという提案をしたわけですが、ぜひとも、皆田地区の取り組み何かが、ほかのところがあれば、あ、そういうことをうちでもやってみようかと思うこともあるのではないのでしょうか。

だから、やはり地域地域、学校学校の取り組みではなくて、それをやっぱり情報を共有し合って、全市が一体となって発展していく、政策が進んでいく、市民が参画していくという流れをつくる工夫が必要なんじゃないかと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、資源ごみ収集についてお尋ねいたしますが、先ほど、現状については、市長の方から答弁をいただきました。

私も、4月の終わりごろでしたか、リサイクルセンターに行ってみました。分別の状況を見させていただきました。

大変驚くようなものが、まだまだ一杯袋の中には入っていました。選別する人たちが、基本的なところが、まず分かっていないんだということでした。医療器具何かも入っていたりするんです。どう分別していいかわからないというのものもあるんだと思われる。それは医療機関の医療器具ではまあないだろうと思

います。

そのようにして、袋方式だけでは、なかなか今の方式だけでは、現状を見ているだけでは、なかなか進んでいかないというふうに感じました。

市長は、自治会長さん方に、リサイクルセンターに行ってください、今後、検討していきたいという答弁でありましたが、これまでに、私は3月に質問いたしましたから、もうほぼ3カ月、何か、具体的な検討がされているんだろうかと思って、いろいろな地域の方にも伺ってみましたすけれども、現状を見ているという感じでした。

こんな言い方はあれですが、私が一般質問したので、7月から研修に行くというふうになったとは、あんまりにも私の考え過ぎかもしれないませんが、説明会なり、衛自連の方々が、お見えになりましたかと伺ったときには、まだ来ていませんということでありました。それは4月のことでございます。

今度は、市民の方々に、3地域の方々に、私は、お話を、つい先日伺ってみました。何にもないということでした。説明もないし、その方法をもうちよっと徹底していくように、分別を徹底していくようにというチラシみたいなものもまあない。今後どうなるのかというのもよくわからない。

これまでコンテナになるものと思って、少し緊張感を持っていたんだけど、気が抜けました。行政不信と、分別の徹底化が本当に必要なのか疑問を抱くようになりましてという声さえ聞かれました。

こんなことでいいんだろうか。本当に先ほど環境政策云々ということがあったんですが、実際に、市民の感覚はこのようになっている。この現実を市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

先般の議会の中でも、お話申し上げましたとおり、まだ何も取り組んでないという大変

鋭い批判をいただいておりますけど、やはり今、基本的に、この分別のあり方というのをみんなに知っていただきたい。

今、議員が、だれにお伺いしたのかちょっと私もわかりませんが、私どもも公民会長とか、たくさんのそういうごみの問題を含めまして、意見はいただいております。

今、言いましたように7月、予算等も掲げてございまして、今、どの地域をするのか。基本的にはこの自治会長さんを初め、この方々が一応見ていただいてから、その現状を見て、その地域にそれぞれ分別の仕様というのを、集落ごとに、また説明、また皆さん方に入っていかなければならないとさように考えております。

○6番（花木千鶴さん）

だれに今、3地域で聞いたかということでありますが、いろんな人でありました。ちょっとだけ報告しておきたいと思います。

市長は、3月の質問の中で、問題の先送りではないって言われました。

確かに、今の答弁を伺いますと、先送りしているわけではないということなのでしょう。

ただ、1年か、2年で解決するということでありましたが、ことしは今の状況を見ると、来年の4月は無理だなという感じを受けます。

なぜそう私が受けるかといいますと、9月じゅうに結論を出さないと、もう来年度に向けては、行政的に、スケジュール的に無理ですね。

7月からいろんなそういうこと始めていくというのであれば、不可能なんじゃないかと。ということは、私が何もやってこなかったんだというのは、1年で解決しようと思えば、4月からやっていたはずだと私は思うんです。

それがやっぱりこの検証のあり方を伺っていますと、1年でやろう、頑張ってみようという気力は余り市長の中にはなかった

んじゃないかと。単に問題の先送りだったんだと言われても仕方がない状況なんじゃないかと、私はそんなふうに思います。

そんなふうだと、やっぱり住民の信頼は得られないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、理解してもらおうとか、3月議会にいろんな問題が出されましたけれども、来年に、もう4月にはどちらの方向でもいいですが、統一をもう決定して、そのために、どんなふうに条件を整えていけばいいのかというふうに、問題をもう整理していった方がいいんじゃないかと思いますが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

私は18年度中にいろいろ調査をするということで、この間も答弁したと思っております。

そういうことを、調査をきちっとした中で、これから19年度になるか、そこあたりの部分で、今、議員がいつも先送りとか、きちっとしてないとか言われますけど、やはりそこにはほかの方々の意見というの、やはりきちっとそういう意見をして実証をしてくれと。

18年度中に実証をしているいろんな意見を集約し、来年の4月にできなければ、それはその後になるのかなというふうに考えております。

○6番（花木千鶴さん）

私が、問題の先送りだとか云々というのは、私だけではなくて、市民にそういう印象を与えたらよくないんじゃないかと申し上げているわけです。

いろんな難しい問題はあろうかと思いますが生かされるように、市長にはやっぱりもっとリーダー性を発揮していただきたいと申し上げておきたいと思います。

次に、障害者福祉について、幾つかお尋ねをいたします。

タイムスケジュール的なことはわかりました。そして、幾つかのことは、答弁は、大変詳しく答弁をいただいたのでわかりましたが、この福祉計画をつくるときには、市民の意見を聞くようにということでありますので、アンケート調査等もやっていくということでありますが、委員の中に、当事者を入れるお考えがあるのかどうかを伺いたいと思うんです。策定委員の中にです。

と言いますのは、10年ほど前に障害者福祉計画をつくることができました。

私は、伊集院からは声がかかりませんでした。よその町から、障害乳幼児の施策について意見を聞きたいということで、委員になったことがあります。

本市の方には、私をどうこうと言ってることではありませんけれども、当事者というところの生の声をどのように生かしていくのか。委員の中に、そのアンケートだけじゃなくて、委員の中に、そのような当事者を入れる考えはないかを伺います。

○市長（宮路高光君）

10月ごろに、このような委員会を設置する考えでございますので、やはり生の声ということで、今、当事者という一つのご提案もございましたので、十分検討させていただきたいと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

では、審査会のことについてお尋ねいたしますが、審査会の委員については、法的にもうたわれていますので、市長が先ほど言われたような専門職が当たると思うんですけれども、郡や県の団体の方から、推薦をいただくというような話でありました。

多くの当事者の方から、私も相談を受けたり、意見を伺ったりするのですが、やっぱりその人たちは、区分を決定するところにかかわる人たちですので、今回、障害者が、3種ともここで判定されることになりますので、

例えば看護婦さんといっても、障害の状況について、どこのどんな医療機関の看護婦であってもいいということではありませんよね。

その3障害が網羅できるような形で、専門職は構成されているのかどうかをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、介護保険におきましてもそれぞれの合議体をつくりまして、それぞれの専門職の皆様方がやっております。

おっしゃいましたとおり、この審査会につきましても、それぞれの研修、またメゾレといいますか、そういうものの研修もしていかなければならないということでございまして、ご指摘にございましたとおり、最初、やはり1次判定、2次判定、この2次判定で大変いろいろとまたクレームが来るのかなという考え方は持ってはおりますけど、やはりこの目線をどう揃えていくのか、やはりここが一番大きな課題になってくるといふふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

その人たちは、市長が任命することに、今なっていますので、きちんとその辺の調査を受ける側、当事者の側が、どんな人が当たるんだろうか、話をしても通じるんだろうかという不安を抱くし、その程度区分というのは大変重要になってまいりますので、ぜひ当たられるときには、その辺に配慮をいただいて、いろんな人材を据えていただきたいなと思います。

納得いくまで話を聞いてもらえるんだろうかとか、多くの人たちが心配をしています。ぜひその辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この調査をするときに、個別の窓口対応だけではなくって、非常に手続何かが複雑になっている関係から、皆さん、大変心配をしておられるんですが、事前の周知とか、10月

からどうなるっていうのをご存じない方もありますし、説明会なども必要だと思いますが、そのような計画はございませんか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、10月から実施するわけでございますけど、9月までに審査をかける方は、48名程度でございますので、この方々につきましては、もう事前で、私の方が直接行きまして、いろいろ丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

また今後、施設等につきましては、約5年間をかけまして、それぞれこの区分ということをしていきますので、この10月からすぐ該当する方、48名の方につきましては、十分な手当といえますか、相談、それぞれ個別に乗っていきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

先ほど言いましたように、障害者福祉の問題はここ三、四年、大変、くるくる変わっているのが不安を抱えています。

どうか、当事者の人たちが混乱をしないように、不安にならないように、行政の方では、丁寧な説明をいただきたいものだと思います。

これまで私は余り申し上げたくないのですが、今回、この機にいろんな意見を伺うものですから、支所とか本所とかは言いませんけれども、正当な手続に行ったにもかかわらず、冷たくあしらわれて、大変落ち込んで帰ってきた人の相談が先日ありました。

このような混乱がないように、丁寧に取り組んでもらわなければならないと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、教育問題に移りたいと思います。

文部科学省も小・中連携には、力を入れるように、推進してるようになってきているんじゃないでしょうか。

私も先ほどの市長の答弁を伺って、大変うれしく思いました。

そして、土橋地域が、モデル地区のような形で進んでいくんだというのを伺って、ああ本市も確かに一生懸命取り組んで、義務教育は、自治体の教育の柱でありますので、ぜひそのことを積極的に推進していただきたいものだと思います。

次に、フォーラムについて、お尋ねしたいと思いますが、これは、実践首長会というものについては、市長の答弁でよくわかりました。

今回のこのフォーラムが、主催が実践首長会ということになっているんですけども、市長のお話はそこまでで、後、フォーラムの開催する意義については、教育長からございました。

実際、この会議を日置市でやろうとした経緯はどのようなものだったのかを、どちらの説明いただければいいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも説明申し上げましたとおり、全国連携首長会の私もその会員でございまして、その中におきます教育部会というのがございます。

その教育部会の中におきまして、やはり今、新しい教育基本法というの、いろいろと国会の方でも論議をしておりますし、そういうことを含めまして、やはり地方からひとつそのこの教育に対しますひとつのフォーラムし、特に教職員を初め、またPTAを初め、それぞれの皆様方が、本当にこの教育というのをどう考えているのか。そういうことを含めまして、今回この部会に入っております7つのところで、フォーラムをしようという一つの話になりまして、先般、長岡の方でいたしまして、また私ども日置市が7月8日、また8月に九州は臼杵、それから愛知の方に行きまして、最後、横浜市でやるという。

大体11月ごろまでかかりまして、それぞれ現場から、それぞれの教育に対するいろんな

な検討をしようということで、ここに出席する方々が、文部省の官房審議官、坂東久美子さん、また文部省におきます財務の課長、そういう現場のといえますか、官僚の皆様方がこちらに来まして、いろいろとその声を聞き、今の教育に対する改革というのをやっていただきたい。

そういうのが私としては大きなねらいであるというふうに、ご理解していただきたいと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

今、お話を伺って、教育基本法の改正については、これは国の仕事でもありまして、国会で、提案されていて、審議が途中で閉会になっているわけです。

国の教育基本法をここで云々、私は言うつもりはありませんが、大変重要な問題であります。

先ほど、最初答弁、市長と教育長の答弁を伺っていて、余りよくわからなかったんですが、今の市長の答弁を伺うと、やはりその教育基本法改革と非常にリンクさせて、市長が教育基本法改革の方に、積極的な考えを持っておられるというような状況がわかったように思いますが、分科会の報告と全体討論というところに、今後の方向性や、全国共通課題を整理して、総括するためだと書いてあるんですけれども、でも教育長の答弁を伺っていると、本市の教育について、現場でいろんな問題抱えていたりするのを、地域全体で連携していく必要があると思ひ、まちづくりの視点でやるというような答弁であったことを考えますと、少し何か、ずれがあるというのか、私の受け方がちょっとどうなのかなということですがけれども、本当に私は、市長が中央に行って、そして、いろんな勉強会に参加されたり、情報を収集したり、発言することが悪いことだとは決して思っておりません。

ただ、重要なことは、今、必要とされてい

る教育的な手立てを、置き去りにすることがあってはならないと思うんです。

それはすごく遠回しな言い方だといわれるかもしれませんが、実際に、今、日置市の教育にとって、何が大事かということに専念していただかなければならないはずだということをおし上げたい。

これは一市民として、感じたから申し上げる。

確かにこのように大きなテーマに取り組んでいかれることは重要だと思うし、市長が、教育に情熱を持っておられることも、大変私は頼もしいことだと思っています。

しかし、本当に現実的に、たくさんの問題が委員会は抱えておられるでしょう。

そして、今の時点で、教育のことについては、教育長が、行政全般には市長が当たられるという方向がきちんとある以上、市長がこの首長会のことを、旧町時代から、権限が必要に維持をされることが大事だと、最もそのことを推進すると答弁されたことがありました。

しかし、それは将来的には、そのことを市長が考えていかれることは、私はどうこういうつもりはありませんけれども、今、今の権限の中で市長ができることを、精いっぱいやっていただきたいと。私はもうそれが、市民が、市長に託している一番の思いなんじゃないかと思うんです。そこのところをやっぱりやっていただきたいと。

そして、そうする、今、市長に与えられている権限の中で、教育委員会と一緒にあって、精いっぱいのことを市長がやっているというふうに、市民が感じることでなければ、これから先、改革がなされて、市長サイドに権限が移ったとしても、いい方向になるとは、市民は思えないんじゃないでしょうか。

最後に、市長の見解を伺って、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

まあ少し、ちょっと理解を、誤解してる部分があると思います。ただ、文部省が、私は、押しつけられてしてるということじゃなく、ただ来てそれぞれの現場をわかってほしいと。

それぞれ今、改革の中で、いろんな問題がございます。論議されております。教育関係の中で、教育委員会の問題とか、人事権の問題とか、そういうことを踏まえて、この私ども日置市におきます現場、また先生たちがどう思っているのか。やはりそういう声をきちっと聞いてほしいと。

そういう形の中で、今回、するわけでございます。議員の方から、その教育改革を進めているとか、何とか言われますけど、そういう考え方、何もございませんので、基本的にこの日置市におきます現場をわかって、私ども日置市が、どういう教育現場の中でやって、またどういうことが苦しんでいるのか。そういうものをわかっていただきたいと、そういう形の中で、今回、フォーラムをしていくということで、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は、日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の5つの点について質問いたします。

初めに、6月16日、第164回通常国会が終わりました。中身は、老人いじめの医療改悪、労働法制改悪、農政法改悪、住民の命と暮らしを破壊するような、そしてまた食糧自給率も低下させるようなことが次々通って、心配しました。

また、平和が崩されようとする教育基本法改悪、憲法を変えようとする国民投票法、心の中まで処罰するような共謀法、日米軍事再編成、自衛隊を省へ昇格することなどは継続審議になりました。

私は教師として、教え子を再び戦場に送らないで、平和にこだわって生きてきました。

憲法9条を変えて、戦争する国にならないよう子供や孫のため、おかしいことはきっぱりおかしいと言い続けて生きていきたいと思っております。

それでは1番目、質問。税の3,100万円過徴収について。

これは5月26日の南日本新聞の記事でございます。5月19日の議員の全員協議会で、市長や税務課長の説明があつて謝罪がありました。

私が議員になって、税務課の不祥事はたしか3回目。どうしてなのか。税務課のあり方が問題ではないのかと思つて、職員の構成や勤務年数を一番に質問をいたします。

そして、いつでものことですが、あつてはならないミス。再び起こさないといいながら起こってしまう現実、原因はどこにあるのか。原因究明と再発防止をどう考えているのか。1問で問います。

次は熱中症のことです。熱中症紫外線対策について。

プールサイドに日よけを。一般質問で2回取り上げていますが、具体化されていないようです。

鹿兒島市の小・中学校は、18年度でほとんど終了。合併した5町もついでに完了しました。

1校24万円ぐらいかかったということで、今度は県教、県教育委員会に、県下の実態を聞いてみました。

小・中学校の実態は、小学校の実態は92.5%、中学校が72.6%ということでした。

我が日置市も、実態はどうか答弁を求めます。

それから、熱中症のことですが、熱中症は、自分が自覚しないうちに、水を飲まないで起こるようなことがあります。

ことはまだ新聞ざたになったようなことはありませんが、昨年もう6月ごろから、体育の時間に、水分不足、熱中症で、倒れるような子供が出ていました。やはりそこに学習が行われたからだろうと思います。

そして、水を飲めば直るわけですけれども、子供によっては、アトピー皮膚炎とか、いろんな病気を持っていて、自分の家で、安全な還元水などを飲んでいの子がいるわけです。アトピーというのは、本当に水を安全なものに変えないと、飲み薬や、塗り薬で治る病気ではないわけです。

それで、あるお母さんが、自分のうちはアトピーがひどいので、自分のうちの還元水を持たせてやってはいけないだろうかというようなことを、質問を受けましたが、教育委員会としては、子供が安全な水を、水筒に入れて持っていくことをどう思われますか。

それでは次、3番目。課長・係長昇任試験について。

きのうも25番の議員が、賛成意見を述べました。私ははっきり言います。これは、私としては反対の立場でございます。

3月1日の南日本に報道されました。私はたまたま3月1日は、いつも同窓会のある日で、鹿大を31年度に卒業したので、31会とって3月1日に同窓会してるわけですが、行くより、私が行くより早く、同僚の教師O

Bたちが、「坂口さん、けさの新聞ないごっおち、はんな反対したとや、賛成したとや」というようなことを質問されました。

私も議会にはかからなかった。大変なこっじゃがち、言われました。

私も、経験を通して、ちょっと話したいと思いますが、教職員は、子供に責任をもって教育をやっているわけですけれども、教師が職場で仲良くして行って、本当に、私が教師になった初めは楽しい職場でありました。

途中で、勤務評定が入ってきました。先生のランクづけでございます。A・B・C、私はいつもCだったろうと思いますが（笑声）——反発しますからね。

それで、それからしばらくしたら、管理職任用試験というのが入ってきました。教頭・校長になるために、試験制度でございます。そのころから、教員は連帯意識をなくし、ばらばらになったことを覚えております。

そして、仲間同士が疑心暗鬼で、「あん人は、管理職試験受けて通ったつがよ、あん人は通らんつがいね」そして、今度は若いのにすぐ教頭に抜擢された。成績がよかったんだらうと思いますが、管理職試験ね。そんなことがあって、教師は、子供の側を見る教師よりも、上の方を見る教師がふえていきました。

どうして管理職試験に合格しようか。管理職試験の予備校まではいきませんが、何かグループで勉強会まで行われていたようです。

私は日置市が、県下で初めて、こんな係・課長承認試験を行うことについて、すごい不安を感じます。

全国的には、こんな制度を取り入れている市町村があるのか問います。

そして、9月から実施とのことでしたが、それに踏み切るのか問います。

次、小・中学校の普通教室に、扇風機設置を。

これで新しい教育長先生になって2回目で

すが、今のところ考えていないという答弁を、たしか12月議会で答弁をもらっていますが、それから6カ月、本当に暑くなってきました。

部屋は、各学級実態を、室温が何度ぐらいになるのか。夏の間は、学習に適した温度は二十四、五度、冬は18度ぐらいとありますが、そんな環境の中で、勉強をするのが好ましいわけです。

それで、いちき串木野市に学んでほしい。隣のいちき串木野市は、昨年までは、PTAでつけた学校が数校ありました。18年度は、全校、小・中学校全クラスに扇風機を4機ずつつけて、予算は323万円だったと、串木野の教育委員会の方が教えてくださいました。

異常気象の中、家でもよい環境、扇風機もある、クーラーもある。学校が最悪なのではないでしょうか。

この中で、学力が向上すると思われるでしょうか。

教育長の姿勢にかかわっております。

前向きな答弁を期待します。

次、五番目、教育の右傾化について。

これも、前の教育長には質問しました。

このごろ、教育の右よりが、本当にいろんな面から目立ってきております。

まず、教育基本法改悪、子供たちの未来、日本の進路にかかわる国民的な大問題と考えます。

教育基本法は、教育の憲法であります。憲法に準ずる重みをもった法律で、現行の教育基本法を廃止して、新法に置きかえる動きがあちこちで起こっております。

さきの市長のフォーラムの答弁の中でも、新教育基本法ということ、教育基本法に「新」をつけて言われましたので、新憲法やら、新教育基本法という言葉も、考えついて、かえようとしているグループがあるわけです。

なぜ教育基本法、変えるのか。私は不安を覚えます。これは憲法9条につながってくる

わけです。

教育基本法の前文に、一人一人の子供たちの人格の完成を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育へと、教育が基本目的、根本目的を180度転換させることにあります。

第1のねらいは、憲法を変えて、海外で戦争をする国をつくる。そして、国に従う人間を育てることです。

私は数年前、千田夏光さんという作家がいるわけですが、その人の講演の中で、西暦2000年を過ぎたら、教育基本法が変わり、憲法も変わると予想される。先生たちはしっかり教え子を守りなさいという講演を聞いたことがあります。たしか中曽根内閣のとき、中曽根は、日本列島は太平洋に浮かぶ航空母艦だと言いました。

航空母艦日本列島に、いろんな基地を置いて、兵器は整ったけれども、一つ揃わないものがある。軍国少年を育てていない。

国策に沿うような国のいざ戦争というときに、お国のためというふうな青少年を、育てるということがおけている。だから、憲法を変えて、教育基本法を変えて、そんなふうになっていく。

17日の南日本新聞に——そこに忘れましたが——早稲田大学の先生が講演をして、なぜ教育基本法を変えるのか。戦前の教育へ返すためだと。これはSOSだという講演が、たしか12ページごろでしたか、大きく載っていました。

けさ、あそこでコピーしてもらったんですが、本当に教育基本法が変わることは、自分の子供や自分の孫が大きくなるころ、どんな世の中になるのかと、不安を覚えますが、それが一つ。右傾化の一つです。

次は、扶桑社の中学2年の歴史教科書、中学3年の公民教科書の採択を迫る力が、教育基本法が変わったら強くなっていくんじゃないか。

数年前にも、伊集院町議会に陳情書が出ました。扶桑社の教科書を採択してくれ。

教育文化常任委員会では、継続審議にしたようです。

なぜこの教科書が採択されないのか。一応、文科省の検定は受けているわけですが、第二次世界大戦は、自存自衛の戦争であったと。やむを得ずした戦争であったと。本当は、これは侵略戦争なんですよ。

それから、黒を白というような、それから皇国史観的な立場の先生方がつくった教科書で、採用は18年度も、栃木県の大田原市とか、東京の杉並、東京の養護学校などで、わずか0.8%でした。

私が心配しますが、それが2点目。

3点目は、学力テストのことでございます。

学力テストの予算が、3月議会で564万円組まれ、決まりました。

このテスト結果をどう活用しようと思っているのか教育長に問いますが、東京都の学力テストなどは本当にひどいんです。

ホームページに、どこの学校が平均が何点だったと、全部出るんだそうです。

それで、ことしの入学式は、荒川区でしたね、荒川区が結局、学力テストが低いもんだから入学生がいないと。そして荒川区と足立区でしたね、悪いのは。

そして文京とかいいところには、子供がわあっと、あれが制限され、解かれていますから。何区はどこの学校に行かんなんらんという。

そんなふうにして、集中する学校は教室が足りなかったりして、大変なことが起こっているわけです。

だから、私も過去に、学力テスト反対運動をした一人ですが、子供たちを、競争、競争、テスト、テストで振り分けて、ある人が言いました。学校は競馬場じゃないよ。競争、競争ばかりさせてちいう人がいました。

本当に、先生によっては、何もかも点数つけて、何もかも順番をつけて、そんな人がいるわけですよ。

だから今、自民党——政権党、財界の望む子供たちの理想像は、エリートは1%おればいいと。あと99%は、上が言うとおりで、はいはい、はいと、従順に、働く労働者であればいいと。みんなが利口になってほしくないというのが本当の考えなんです。

だから、本当に日本はどうなるのか。

健全な人格の育成を目指す教育基本法が変えられ、憲法が変えられ、教科書が変えられ、学力テストで、子供は格差がついて振り分けられ、子供たちに希望のない世の中なるのではないかと、私は不安を覚えます。

市長や教育長の前向きな答弁を求めて質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の3,100万円過徴収したことについてのご質問でございます。

本年4月現在で、本庁では、課長以下18名で、4つの係の業務を進めております。

内訳は、課長補佐を含む管理収納係が4名、徴収係が4名、市民税係が5名、固定資産税係が5名となっております。

勤務年数は、最も長い人で10年、短い人で1年、平均では4.7年となっております。このうち、固定資産税係の平均は、3.8年となっております。

課税誤りの発生原因を究明するために、税務課における現在の課税事務の進め方をもとに、再点検しましたところ、その原因は、係内部の連絡ミスによるもの、電算入力後の確認誤りによるものと判断されました。

いずれにしても、最終的な確認が足らなかったことが、問題の発生原因になっているものと考えますが、職務に対する緊張感の不足、責任の所在の不明確な業務の進め方、上司の

管理監督責任に問題があったのではないかと
思われます。

昨年の6月に、納税者からの相談を受け、
調査を行った結果が、今回の住宅認定の適用
漏れ145件につながっております。

今回の問題発生を踏まえ、本4月には日置
市税務行政の組織機能の充実に向け、それぞ
れの課題を設けて、業務推進計画を策定しま
した。

この中で、特に市民に信頼される公平公正
な課税事務に取り組むよう、本庁支所係長会
を設置し、事務の効率的な運営を協議してい
るところです。

特に、今回の問題では、課内及び係内での
連携ミス、確認ミスにその原因があると考え
ておりますので、二度とこのようなことがな
いよう、確認業務に徹底を期するよう指導し
ていきたいと思っております。

2番目は教育長の方に答弁させます。

3番目の課長・係長昇任試験について。

このことにつきましては、昨日も答弁した
とおりでございます、特にこの民間からの
面接官のということでございます。

現在、県内大手民間企業の人事担当者にお
願いをすることを考えております。

民間の視点で、どういう人物が、効率的、
あるいは組織の中で、手腕を発揮してくれる
かという判断、そしてさらに外部から導入す
るということで、客観的に、幅広い視野を持
って、公平に人物評価ができるという視点で
採用した次第でございます。

市役所というのは、いわば市内最大のサー
ビス業であるというふうに考えられることが
できると思っておりますので、市民の方々に、
本当に気持ちよく、市役所に利用していただ
けるようなサービス精神に富んだ職員の登用
というのを、民間の視点で見極めることは大
変重要で、意義あるものであるというふうに
思っております。

試験の日程でございますけど、現在、試験
要綱の詰め作業に入っております、こと
しの予定におきましては、課長・係長の昇任
試験を10月後半に考えております。

事前に、職員には、説明会等をきちっと説
明をして、実施をしていきたいというふうに
考えております。

ほかの件につきましては、教育長の方に答
弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

熱中症・紫外線対策についてのご質問にお
答えをいたします。

プールサイドに、日よけを設置する件につ
いての市内の実態でございますが、市内
27校の現状は次のとおりです。

常設の日よけの施設があるのが12校、組
み立て式のテントを設置して対応しているの
が15校で、水泳学習中、日よけを利用しな
がら学習を進めております。

今後もこのような施設を使いながら、紫外
線対策に積極的に取り組むように指導してま
いる所存でございます。

次に、小学校の普通学級に、扇風機を設
置することについてですが、よい環境の中で、
学習をしていると思うかということについて
ですけれども、ご指摘の扇風機の設置につ
きましては、以前の議会でもお話し申し上げ
ましたが、人間というものは、本来、いろい
ろな環境に対応して、体の機能をうまく調
整するなりして、生きていく能力を持っている
ものだと思っておりますので、その機能を
十分、使わせて育ててあげること、私は一
方では、教育的な配慮だと思っております。

ただ、子供の発達段階から、対応できる
能力を超える状況が長時間継続するようであ
れば、考慮していかなければならないと考
えております。

次に、いちき串木野市の小・中学校の実態

を知ってるかということですが、一応、行ってみてまいりました。

ご承知のとおり、平成17年度、18年度で、全校設置されておりました。

私が行きました学校は、新しい校舎でしたけれども、風の通りが悪いということで、部屋が暑いときで、37度から38度に達するという状況の教室で、どうしても欲しいということで、要望し続けてこられたという話を聞きました。

30センチ型の大きさが4機、壁掛け式についておりました。

いろいろお話をお聞きしましたが、これは特別な教室ですが、そういう風通しの悪い教室が幾つかございましたが、そういうところは三十七、八度まで上がると。この状況では、余り効果はないということでした。

ただ、三十四、五度の普通教室については、それなりの効果があるのではないかというお話でございました。

この壁掛け式の場合は、教室中央への風が届かないという問題点も、少しあったようでございます。

次に、教育基本法改悪をどう思うかということでございますが、現在の基本法は、法制定からおよそ60年になろうとしておりますけれども、その間に時代も大きく変わってきております。

今、提案されております教育基本法の案は、これまでの基本理念をきちんと引き継ぎ、尊重しながら、現在の社会の状況を踏まえ、これからの時代を見据えた新たな理念等、わかりやすく規定されておりますので、望ましいものになるのではないかと、私、個人的には考えております。

次に、扶桑社の黒を白とごまかす中学校の社会科教科書についてどう思うかということですが、私ども教科書は小・中・高等学校において、主たる教材として、使用義務が課せ

られている図書でございます。

児童生徒の教育を行う上で、極めて重要な役割を果たしていると考えております。

ただいま議員からご質問をいただきました教科書は、文部科学省が行う教科書検定制度のもとで、合格した教科書の一つで、その中の一つであり、この内容について、私どもが特別視する必要はないと考えております。

次に、全国学力テスト復活について、まあ復活という言葉が使われておりますが、全国的な学力調査は、児童生徒の学力水準の保障に対する社会的な関心や要請の高まりを受けて、国として果たすべき義務教育の機会均等や、一定以上の教育水準が確保されているかを把握し、教育の成果と課題などの結果を検証するための具体的な施策の一つで実施をされます。

また、昨年3月に実施されました義務教育に関する意識調査においても、保護者の6割強が、全国的な学力調査の実施に賛成するという結果も出ております。

このような全国規模の学力調査の結果は、今後の本市の教育委員会施策の学校の指導改善等に役立つと考えております。

また、序列化や、過度の競争をあおるようなことがないよう工夫、取り組みを図っていくことも留意してまいります。

○18番（坂口ルリ子さん）

1問1答に移ります。

まず1問から。税務課の職員は、18人。本当にあそこに行ったら、人数が多いなということを感じるわけですが、今度の固定資産税は5名ということで、大変な役目だろうと思いますが、私がこんなのを聞いたのは、余り異動が早過ぎるんじゃないかと。平均が4.7ですか、税務課は3.8ですか。

そんなふうにして、びっくりしたのが、去年5月に来られた課長が、もうことしには入れかわってたでしょう。11カ月で。

えー、税務課長、来て、11カ月で入れかえるってどういうこと。何か不祥事でもあったのかと思ってたりしたんですが、私は、昨年6月に、このことを言ってこられた奥さんから相談を受けました。

「先生、税をずばっといすぎてち、220万円もどっきたち、2年間な寄付をしなかったやったち、腹がきせてな、新聞に載すかいち」こうおっしゃいました。

「ちょっと待って、5月の10日に談合問題で新聞に載ったばかりで、また6月せんと載せてもらって困って、今んとこ奥さんが1人やっで」こう抑えたんです。

そしたら今度は、5月26日のあの新聞を見て、「ほら、みやんち、あたいが言うたでこげんなったがおち、あたいが言わんでおりゃいけんかったろうかいち」145人の人たちが、そこで1年間かかって、たくさん納めた人数の中に入っていたんだろうと思えますけれども、本当に、これじゃ税を納むごつもなかと言う人が出てきていると、私は思うわけですが、今、ここに税務の専門がいらっしゃるかどうかわかりませんが、特に伊集院町の場合は、前納報奨金もなくなった、そして税に対する信用を失った。納税の実績はどうなっているんでしょうか。そこを質問してみます。わかります、わからなければいいです。

○総務企画部長（益満昭人君）

17年度の今のところの決算が出ておりますので、17年度徴収率で、出しましては、総体で市の税の徴収率が、16年度で93.7でございましたが、0.78%下がりました、全体としては、92.92%と、残念ながら下がっておるところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

私の予想としたらもっと低いのかなち思ってたたら、伊集院町民やら市民はまじめに納めているんだなということを感じることですが、

市長も過去、若いころ税務課にいらっしゃったことがありますよね。税務課にいらっしゃったころの本当難儀とか、そんな勉強会をしてたのかなど。コメントが一口欲しいですが、もう忘れられました。（笑声）

税務課にいらっしゃったことあるでしょう。

○市長（宮路高光君）

私も2年間、税務課の方にいまして、そのとき、市民税を1年間、固定資産を1年間しました。

その中におきまして、特に固定資産におきましては、特に一等調査という調査をやらしていただいた時期でございまして、さっきもございましたとおり、建物は調査した部分でございましたけど、さっきも申し上げました課税等、住宅認定、この接合が悪かったのかなということ、また深く反省をしておるところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

1回は通る課だろうと思えますけれども、どこの課に行っても、そのオーソリティっていうんですか、もうこの人に税のことは聞けばいいような人を1人は残しとった方が、今、私は、この人は福祉のオーソリティやったのに、今度は税務課ね、今度は水道課ねて、感にきやっでしよ、だれかね。（笑声）

だから本当にその課に、福祉にとってはこの人は何を尋ねても、詳しい人というのを1人ぐらい残しとかんと、ぐるぐるこんな4年に1度、3年に1度入れかえては、また私は起こると思うんですよ。

私が議員なって、私は10年目ですが、これで3回目ばっかいですよ。

だからやはり税務課とか、福祉課というのは法に基づきます。ほかの課もそうでしょうけれども、そこにいるオーソリティを置いておく必要があるんじゃないかと思えますので、本当に三度、四度、こんなことを新聞ざたにならないようお願いをしてここは終わります。

す。

次の、熱中症、プールサイド。

県がプールサイドに日よけという調査をしたわけですから、日置市もその調査に参加されたわけですか。そこを問います。

○教育長（田代宗夫君）

どの調査だったか、私、ちょっとはつきりはいたしませんけれども、私、さっき申し上げた本市の状況は、きちっと調べた数字であります。

ただ、議員がおっしゃったこの数字から見ると、ほとんど92.5%が、もう設置されているというふうに受け取ったんですが、どういう問いかけの調査だったのか、ちょっとそこは私も、ただプールに、熱中症対策として、テントなどを置いて、そういう対策をとってるかどうかという調査であれば、なるほどなというのはわかるんですが。そのあたりはちょっと私も確認はしておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

そしたらこの小学校の90何パーセントの中に日置市も入ってるんだろと思いますが、本当にあれは、何ちゅうんですか、見学者の控えテントのような感じですが、今、伊集院にあるプールの端っこに小さなテントが張ってある。

これは見学者が、友達の子バスタオルやら何やら預かって、そこに入ってるようなテントです。

鹿児島市の紫外線よけのあれ、見てください。グリーン波板で、本当に柱をしっかり建てて、紫外線よけのプールサイドつくってあって、初めは全部子供たちがそこに入って、そして事前の指導をする。そして合間ではその陰に入って、また指導する。終わったらそこで指導する、というようになっております。

教育長先生のおっしゃる、ただテントとい

うのは、見学者用のテントと、それから子供たちの脱いだ服とか、バスタオルとかそんなの預かるテントみたいで、そこで一斉に指導するようなあれじゃないですよ。

もう少しほかの、もう投書やら、郡山もちゃんと鹿児島市と同じようなのがついています。

私しやね、ちょっといじわるですけど、「お、鹿児島市とひっちけばいき伊集院も作っもろがなっただ」とこう思いましたよ。

だから、やはりただ代理のテントが隅っこにあるってそれじゃなくて、もう少し教育的な紫外線よけの、私が紫外線をこうやかましく言うのは、今、オゾン層のあれで、紫外線がすごいで強くなって、私たちは、黄色人種ですから、そんなに害はないとしても、白色人種はものすごく、皮膚がんやら、いろんなのがふえてるわけです。

それで、紫外線というのは、18歳ごろまでに浴びた紫外線の量が多いほど、発がん、皮膚がんやら何やらになるのが高いと言われていているわけです。子供のときに受けた。

だから、母子手帳から「ひなたぼっこ」も消えたわけですよ。日光浴が消えていますね。

そして、紫外線の量が強くなる時期は、なるだけ長袖を着て、黒い傘さして、下からは黒い服を着た方が安全だというような指導もあるんです。

ほいでお母さんたちは、もう日焼けをすっでちね、ときには、日焼けどめを持っていきなさいちお母さんがいるそうです。

それはだめですって。プールにその日焼けどめが浮かんで、油が。プールのためによくはないので。だから、18歳まで受けた紫外線の量がすごく影響するので、学校教育、小・中・高の子供たちの紫外線は、大人が責任を持ってやるべきことだと思うわけです。

ですので、伊集院のものも、——先生、鹿児島の日よけは、先生は草牟田小にいらっしやったからそのころあったかどうかわかりませ

んけれども、やはり、27校のうちに、ついていないのがどひこか残りますね。計算すれば。（発言する者あり）ほとんどついてます。（「全部ついてます」と呼ぶ者あり）」テントが。ああそうですか。

本当に間に合わせですよ、間に合わせ。日置市ののは。

そういうことで鹿児島市に。学ぶとは真似ることなんです。隣にいいのがあったら真似る、学ぶとは真似ることです。

本当に、いいのが、串木野、いちきに扇風機があったら真似てほしいと思います。

今度は扇風機の方に行きます。

紫外線よけ……、あ、もう一つありました。水の問題でした。アトピー性の水を持つてる子供たちは、還元水をいつもうちで飲んでるけれども、学校で、カルキの入った水は飲みたくないち子がいますので、そのときに水筒を許してもらえるのか。

教育委員会、やっぱし一声ですから。そういうことです。

○教育長（田代宗夫君）

そのような問題につきましては、学校の方できちっと対応してくれていると、私は思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

ああ、そうですか。

○教育長（田代宗夫君）

と言いますのは、やはり個々それぞれ体質とか、いろんな状況が違うわけですから、私がここで申し上げなくても、それは学校の方で、その子の状況等をきちっとわかれば、対応はしてくれるのではないかと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、わかりました。

そんな質問を受けたお母さんには、そんなふうに答えておきます。還元水を持っていても悪くはないということ、自分の健康に関係します。

それではそこを終わります。

それで今度は、扇風機問題ですが、教育長先生、失礼ですけども、児童憲章3章、言ってもらえませんか。

私が言うことは簡単ですけども。児童憲章、3つからなっております。人として尊ばれるとかあるでしょう。

○教育長（田代宗夫君）

通告にはあったんですけども、お話がなかったもんですから、先ほどちょっと省略をいたしまして失礼いたしました。

児童憲章は、「児童は、人として尊ばれる」と、それから次に「児童は、社会の一員として重んじられる」、3つ目は「児童は、よい環境のなかで育てられる」と、この3つがあるようです。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

その3番目の「児童は、よい環境のなかで育てられる」というのに、この異常気象の中で、30度を超える部屋の中で、汗水たらして、そのときにあわして勉強せよと。前の前の議会と同じ答弁でしたね。

先生、そんな考えを、「欲しがりません、勝つまでは」というような精神ですよ。

日本は「欲しがりません、勝つまでは」ち、戦ったけど、負けたじゃないですか、戦争は。

だから、そんな我慢をさせて、子供にぬっかっても、汗をたらして、それで学力がつくものでしょうか。

私たちはこのクーラーの中に入っています。ちょっと気温が上がったばっかいで、ぬき下がったばっかいで寒いと言うわけですが、わがまま言うわけですけども。

子供たちは、うちに帰れば、ほとんど扇風機はある、クーラーもほとんど50%を超えてると思うんですよ。

そんなのに、学校では、給食時間なんか、暑くて、食欲も減退するような状況です。

それを串木野小で見にいても、やっぱりそれでも暑くても我慢せよって、田代教育長先生でしょうか。

私は落胆します。

お金がない。あのね、子供の要求、親の要求、みんなあるわけですよ。扇風機をつけて欲しいと。先生は財政が苦しいからつけないとおっしゃるかもしれませんが、先生は子供がいて、学校があつての教育長ですよ。

そして行政に向かって、要求を出すのが仕事なのに、当局が、財政が苦しいからって下に我慢せ、我慢せ、そんな教育長ってないですよ。

考えを変えてください。まだ1年目ですよ、まだまだたくさんありますから、残りが。

私は、新聞を見るたびに、いちき串木野市は、少子化対策……、第3子から、第3子が生まれたら、10万円、あれをやるとか、いちき串木野市は扇風機がついたとか、いろいろないいことで載りますけど、日置市は、新聞ざたになるのは、ろくなことないじゃないですか。（笑声）

もう少し、乳幼児医療が、枕崎で、南さつま市ですか、6歳まで、3歳まで、議会で決めてるんですよ。ね。

だからどっちを見るかですよ。市長も教育長も。

本当に住民の立場なのか。上が苦しいから苦しいからちゅうから、我慢せ、我慢せって、それは戦前の考えです。「欲しがりません、勝つまでは」の考えです。

それでは困ります。

だから、いい環境の中で、児童はいい環境の中で育てられるって今、児童憲章、お読みになったじゃないですか。

ぜひ、来年の6月ごろは扇風機がついてほんによかったねって、3,000人近い児童生徒が、喜ぶような日置市にしてほしいと要望するんですが、ちょっと先生考えを変え

る気はないですか。

私は、日吉中に行きました。日吉中は、あれは、ちょっと待って、寄附でできたんだって。MKっていう会社がくれたって。あそこに行つて扇風機を、校長先生とこついたら、天井で2機が回ってますね、日吉中は。

本当に給食時間とか、体育の後は涼しいということですので、もう少し、「児童はよい環境の中で育てられる」を守ってほしいと思いますが、そこコメントください。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えいたしましたように、子供たちがどういう状況の中で、今、過ごしているか。

先ほどは、能力を超える状況が長時間継続する場合はというような言い方を申し上げましたけれども、今後、学校現場の実態を調査をしてみたいと思います。

そしてまあ時代の要請等勘案しながら、空調の設備との関連もありますけれども、必要に応じて、整備するかどうかについては、今後検討していきたいと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

最後の、最後じゃない、まだもう一つありますが、12時には終わるように努力します。

私はきのうある牧場に行きました。

牛小屋に扇風機が回ってるんですよ。鶏小屋にも冷暖房まではいかなくても、そうなってるんですよ。

私は、牛以下かち。鶏以下か、人間は。

私のうちの隣には、犬が、電動歩行器でこうしてます。犬が何匹もいるから、散歩に連れていくのが、電動の歩行器があつて、犬がこうして電動で動いてますよ。

そんな時代なんです。

人間をもっと大事にしてほしいと思います。豚以下、牛以下では困ります。

次、行きます。最後、右傾化のこと。教育基本法を変えることに何ら矛盾を感じてない

教育長に、そら恐ろしさを私は感じました。

ああ、また軍国少年を育て、教育勅語、「朕惟フニ一旦緩急アレハ」ちゅうようなそんな教育に変わろうとしてる教育基本法を肯定するような意見を、先生の口から聞いて本当に残念です。

それから、扶桑社の教科書も、何で採用されないかしたら、現場の教師がその教科書を見て、これは真実を教えてないと、平和は真実を教えることで守られるんですよ。

真実を教えないと平和は守られないんです。ごまかしちゃだめなんです。

だから、私は、扶桑社の教科書も、その編修した人たちは、右寄りの学者なんです。そういうことで採用しないということは、今、現場の教師の良識がありますけれども、教育基本法が変わったら、採用されるんじゃないかと。私たちの子供・孫は、どんな世の中に生きていくのか。私は不安を感じます。

それから学力テストも、東京都の学力テストのこと、さっき言いましたけれども、ホームページで結果が出て、区によっては子供が入学しない。そして、教師は、日の丸、「君が代」問題もあるんです。

教師が歌わなかった。君が代を歌う、歌わないは心の問題ですので、今まで自由だったのが、あの先生の学級の子どんな歌わなかったのなのって、そして君が代を歌が歌かたの声が太かったの、こまかったのです。こんなことが起こってくるんです。

私は、今のこの平和な世の中が180度転換するようなことには、歯どめをかけていきたいと思いますが、先生は、今、教育やら、そのほかのことが、ちょっと方向がおかしいと感じられるのか、感じられないのか。そこの答弁を聞いて、私の質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

私も、日置市の教育長という立場でございますので、当然、教育基本法につきましては、

新聞の各社のものを読みまし、一般の方々が、この基本法について、どういう意識を持っているのか、どういう考えを持っているのかも、全部、切り抜きをとって調べて、読ませていただきました。

その結果、何が今から訂正があるかどうかわかりませんが、その結果、私は先ほどのようなことを申し上げたようなつもりでおります。

子供たちは、やはり、生まれたときの子供というのは、真っ白な白紙の状態では生まれてくると思います。

その子供にどういう心や、気持ちを教えていくか。これはやっぱり教育だと思っております。そういう気持ちから申し上げたつもりでおります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、19番、東孝志君の質問を許可します。

〔19番東 孝志君登壇〕

○19番（東 孝志君）

私は当たり前のことを当たり前と言い、また当たり前で質問しているだけであります。

なぜならば、市長を初め、一般行政部職員が、本当に日置市民の方ではなく、自からの方を向き、自からの本心や欲のために、発言し、行動していることが、市民の大きな声として、合併後、特に最近、強く私どもの耳に頻りに聞こえるようになったし、また私どもの議員の目で見ましても、同様に感じられるからです。

皆さん、いかがでしょうか。

一般企業に例えるならば、市長は社長であり、職員は従業員に、議員は、理事であるでしょう。

財政的にも、国や県に甘えられない近未来が来ることはだれの目にも明らかであります。

これから先は、地方公共団体も株式会社の観点が必要とされますが、市長、株式会社日置市のことを頭において、ご答弁ください。

市長、市長の政治に対するかじ取り及び政策や、判断、政治姿勢が正しいかどうかは、またその市長に掲げる政策の実現に対し、全職員が誠実に、本心を捨てて、真に日置市のために働いているかどうか。監視指導の助言をするとともに、自からの対案を持ち、市長と政治討論するのが、政策提言もできることが、本当に議員の姿であると、私は理解しています。

本当のことならば、善行を積み、日置市に対し、大きく貢献された場合は、それが、市長であろうが、末端職員であろうが関係なく、心から評価と賛辞を送ることも忘れてはなりません。

そのような視点に立ち、これからは質問しますが、要は、市長初め全職員が、当たり前にも行政に取り組んでいるのであれば、議員は何も言う必要はないのであるから、本当に小言の出ない日置市当局に1日も早く、脱皮するということです。

その場しのぎでない日置市民5万3,000人の5年、10年先を念頭に入れた、だれもが納得でき、なおかつ誠実で、知的ご答弁を求めるものであります。

以下、具体的な質問に入ります。

市政に対する市長の政治判断について。

今回、3度目の不祥事が発生しましたが、旧伊集院町絡みである市長はどのように認識し、どのように考えているか。また還付金など財源支出を伴うことになったが、このことについて、どのように考えているか。

2番目に、安定した財源運営のためには、それ相当の蓄え、基金が必要であるが、今後の財政運営について、基金はどのぐらい必要であるか。またどのように積み立てていく考えかをお伺いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

市政に対する市長の政治判断についてというご質問の中で、特に、株式会社を日置市という一つの企業の感覚の中で、どう考えるかという大きな質問でございますけど、基本的に、行政はやはり、サービス産業の一角として、住民の皆様方にサービスを提供していかなくちゃならない。昨今、いろんな場合の中におきましても、企業的な感覚を持ちながら、行政を進めていく。そういう研修等を行っておりますので、今後もやはり、サービス産業のあり方というのを十分研修しながらやっていきたいというふうに考えております。

具体的な中におきまして、今回の不祥事につきましては、最高責任者として、大変、心苦しく思い、大変皆様方にも、お詫びしたいというふうに思っております。

何よりも、課税、納税という面で、多くの市民から信頼をいただいたにもかかわらず、結果的に、税務行政の納税者の信頼を著しく損なったことになったということについて、大変大きな責任も考えてるわけでございますし、現段階で、ご迷惑をかけた市民の皆様方に、誠意を持って対応し、早い段階で、課税誤りを直しまして、それぞれの皆様方に、還付金を返納していきたいというふうに考えておるところでございます。

還付金などの財源についても、一般財源からの支出でございます。このような貴重な一般財源を充てていくことも、大変心苦しく思っているところでございます。

市民の皆様方を初め、議会の皆様方に対しましても、このことに対しても、大変、いろ

いとご迷惑は、かけてるということは、認識しておりますので、今後とも、日置市税務行政、また一般行政に対しまして、信頼回復ができるよう努めていきたいというふうに思っております。

2番目におきます安定した財政運営でございますけど、基金を蓄えていくことが重要なことであるということは認識しておりまして、17年度末におきます基金状況から、18年度予算編成をするに当たりまして、多くの基金を取り崩しをしなければならなかったという状況の中でございまして、大変財政的に逼迫を起こしておるといふふうに思っております。

今回の17年度の決算等におきます余剰金等が出てまいったときにおきまして、18年度におきます、また基金への繰入金、積立金をしながら、財政運営をきちっとやっていくつもりでございます。

特に、この基金をどれぐらい貯めておれば、健全な財政運営かということでございますけど、それぞれ予算規模、また内容にもよるわけでございますけど、約総体にいたしまして、1割程度は基金があることがやはり財政運営上、効率的にできるんじゃないかなと、さように考えております。

以上で終わります。

○19番（東 孝志君）

ただいま答弁いただきましたけれども、総務企画部長にお伺いいたします。

今回、3度目の不祥事が発生したわけですが、この10年前、12年前からだそうですが、この12年間に、課長は何回、かわられましたか。お伺いします。（「税務課長」と呼ぶ者あり）あ、ごめん、税務課長です。

○総務企画部長（益満昭人君）

定かじゃありませんけれども、3ないし4名だと思います。（「もちっとじゃない」

と呼ぶ者あり）

○19番（東 孝志君）

総務企画部長がそんなことじゃだめですよ。

もうちょっとですよ、住民のためを思うんだったら、ぴしゃっとしておるべきじゃないですか。

ちゅうのは、私が言いたいのは、課長は、管理職手当をもらってるでしょう。

この間に、まあ4人ぐらいかわられたちゅうことですが、管理職手当が、何もしないちゅうことですよ。こういう不祥事が起きたちゅうことはね。そうじゃないですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

その答えにつきましては、見解の相違だと思ひまして、不祥事があれば、責任を問われるのは管理職、それは管理職の責務だと、また務めだと思っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

いろいろああやこうや言われますけれども、やっぱり市民のここはあれでしょ、事務所でしょ、本庁舎は。

市民の立場に立って考えれば、そういうことが起きるちゅう自体がおかしんじゃないんですか。

やっぱり、責任をもって、仕事はやるべきだろうとは思ってます。

さっき言ったように、管理職は、部下が帰るまで見届けて帰るのが、私は管理職だろうと思ってますよ。そのために管理職手当をもらってるんだから。

ただもらいっぱなしで何もせずに、こういう不祥事が起きるちゅうことは、おかしいんじゃないですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

管理をする方法もいろいろあると思ひまして、一々現場に、責任者だからといって、担

当者と机を並べているわけにもいかないでしょうし、例えば、税務課も5つの係がおるわけでございますので、徴収に行く日もあるでしょうし、同じく申告指導に回るということでもあるでしょうし、いろいろな立場でそれなりの管理はしてると思っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

「それなり」ちゅう言葉が一番臭いんですよ。自分の担当部署は、全責任を持ってやるのが当たり前でしょう。違うんですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

おっしゃるとおりでございます、そういう心構えでやっていると思っております。

○19番（東 孝志君）

そういう心構えでやってるのに、何でこんな不祥事が起きるんですかね。

○総務企画部長（益満昭人君）

それは結果論だと思っております。

願わないように、指導を、管理をしてるつもりなんですけれども、不祥事が起きれば、さっきから申してますとおり、責任者が責任を感じてしなければならないと思っております。

○19番（東 孝志君）

私もう余計なことを言うかもしれんけども、管理職ちゅうの、根本から私は忘れとらんじゃないかと思うんです。

自分のところの部署は、自分が管理しとるから、全般に見て、指導していくのが管理職じゃないんですかね。違うですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

おっしゃるとおりでございます、総論的にだけしか、答えようがないわけでございます。

○19番（東 孝志君）

総論を言ってもらったって、わかる人はいないだろうと思いますけど。

やっぱりですよ、私が思うのは、今度から

の、9月から課長の試験制になるちゅう、言われたですけども、今の前課長です。私はだれがだれということは言わないけども、全部、企業に1年ぐらい出向させて、その企業の成績を見て、悪い人は下げる、いい人は上げる。そういう考えないですか、市長。どうですか。

○市長（宮路高光君）

今後、研修のあり方におきまして、企業の中に出向しながら、またそれぞれの考えの中におきまして、それをどう評価していくのか。

管理職だけでなく、やはり私は全職員が、そのような体験を積んでいかなければならないというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

私は再三言うようですけど、やっぱり市民の立場に立って行政ちあるんですよ。

市民がおって行政ですか、行政があって市民ですか。どうですか、市長。

○市長（宮路高光君）

基本的には、やはり市民の中、市民の目線の中で、いろいろと行政の中でそれぞれ制度をつくっていく。これが私は基本であるというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

それやったら、市民を大事にして、市民サービスも向上して、こういうことが起きらんようにするのが市長であり、助役であるんじゃないんですかね、どうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりでございます。

今回のこの不祥事につきまして、さっきの文の中でも、答弁いたしましたとおり、やはり職員を含めまして、また課長を含め、私を含めまして、きちんとやはり横の連絡をきちっとやっていかなきゃならない。

やはり、電算を含めた中で、どのように結果的に出力をしてくるのか。やはり最後のチェックまできちっとやらなかったから、このような現象が起こったというふうに思ってお

ります。

それぞれ、課税をする中におきまして、何百件、何万件という件数がございますけど、やはり毎年、毎年、チェックをしていかなければ、今回の場合につきましても約30年間の一つのそれぞれの積み重ねの中でこれだけ多くなってしまったということがございますので、やはり単年度単年度の周知をしながら、それぞれの課税評価を見ながら、やっていく。そういう努力を今後ともやらなきゃならないというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

こういう不祥事が出るちゅうことは、合併してもう3回目ですよ。合併して2回目ですかね。

2回ですね、合併に1回あったですから。もう2回あるんですよ。日置市の恥さらしだろうと思います。

この際、市長、思い切って株式会社日置市ちゅうのをつくる考えはないですか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、これは地方公共団体の中におきまして、株式会社という中で企業でございますけど、基本的には考え方というのは、中身の中でそのような企業のセンスを持ちながら、行政サービスをしていくということでございますので、株式会社日置市というのが、そういう名称ができるかどうか。やはり株式会社は公益的に利益を上げていかなきゃならない。

私どもは市民の中に公平に、やはりきちっとサービスをしていく。精神とその名称と、やはりそこあたりの部分が、そういう見解の相違になるかもしれませんが、中身的に、また人間のそれぞれ仕事をする気持ちは、やはり株式会社日置市であるという認識の中で仕事をしていただければいいのかなというふうに思っています。

○19番（東 孝志君）

あんまり一言くどいようですけれども、このままいったら、日置市は、破産寸前前ですよ。ずっとこのまま続けていったらですよ。

そこを総務課長に伺いますけど。今後、日置市をよくしていくためには、三役も助役もいますけども、どのようにしていけば、市民から苦情が出ないようになると思いますか。

というのが、去年の6月——5月合併したわけですけども——6月から今回で5回目ですよ、一般質問が。ほとんど19人、20人、今回は21人。

これは行政に、不満があるからこんなに多い人が、議員が、一般質問するんじゃないですかね。

いちき串木野市は、7名ですかね。この3分の1ですよ。

もうちょっと、行政のあり方ちゅうのが、市長を初め課長、係長が、動くのがのろいから、こういう結果論が出るんじゃない。結果が出るんじゃないですか。

1人でも少なく減らそうと、一般質問を減らそうと思えば、行政の動きが、一般質問が少なくなるのは、行政の動きがいいから、一般質問する人も少なくなってくるんだろうと私は思うんですよ。（「それは違う」と呼ぶ者あり）多いから、やっぱり行政に不平不満があるから、多いんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

○総務課長（池上吉治君）

まあ一般質問との関連はよくわかりませんが、とにかく先ほどから市長、部長が申し上げておりますように、今後、このようなことがないように、職員の研修等も充実をしてみたいと思います。

○19番（東 孝志君）

前もいろいろ研修等とか何とかで逃げられますけども、今までもそういう結果論、皆そういうことを言って、こういうことが起きてるんですよ、実際。

ちゅうことは、今までやったのは何もならんかった。水の泡ですかどうですか。

○総務課長（池上吉治君）

やはり、これまでの積み重ねが、むだだったとは思っておりません。

今後もこういうことを少しでもなくしていくように、研修を積み重ねていきたいと思えます。

○19番（東 孝志君）

次に、徴収率のことについて伺います。

口座振替の税目ごとに、加入率はどのぐらいありますか。

○総務企画部長（益満昭人君）

合併後、ほとんどのところで、口座振替に切りかえましたので、ここ手元に確かな資料はありませんが、約8割ではないかと思っています。

以上です。

○19番（東 孝志君）

次に……、8割ちょっと少ないですよ。口座振替の徴収率と関連はどうなっていますか。

○総務企画部長（益満昭人君）

口座振替というのは、口座に預金が残ってないと、納税ができないわけございまして、直接徴収よりは、それをいいことにといいですか、残ってない口座を、口座振替の口座にしとけば、滞納が自然とふえるわけございまして、法律としては、わかりいいのではないかと思います。

○19番（東 孝志君）

率はどのぐらいあるんですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

午前中の議員のところでも申し上げましたけれども、16年度に比較いたしまして、92.92%でございます。口座振替の徴収率、直接の徴収率という、分けて徴収率上げておりませんので、総体的に言いますと、17年が92.92、16年が93.7でございます。

○19番（東 孝志君）

次に伺います。

滞納状況で、滞納の原因は何が一番考えられますか。

○総務企画部長（益満昭人君）

昨今の経済情勢が一番だと思っております。

それと、固定資産におきましては、大型の倒産というのもございまして、例えば、企業が閉鎖して、そこが固定資産が、税が、回収できてないというのものもあるようでございます。

以上です。

○19番（東 孝志君）

この納税の滞納の原因ですけれども、いろいろ今言われたですけれども、大体、伊集院の徴収率の、税率の約1割ぐらいの滞納額ですよ、この日置市は。大体1割ぐらいあるんじゃないですか。

ほすと、当たり前前に全額前納する人はばかばかしいですよ。少しでも前納する人は、せめて銀行の利の倍ぐらいでも、還付金をするようにしたらどうなんですか。

市長、どう考えますか。

○市長（宮路高光君）

今、答弁ございましたとおり、滞納、または現年繰り越しを含めまして、約93%ぐらいの徴収率で、約7%の税額が滞納になっておるといってございまして。

その中におきまして、特におっしゃいましたとおり、合併前まで前納報奨金というのがございましたけど、基本的にこの前納報奨金のあり方が、やはり金利と申しますか、4月納めた方と、翌年の2月納めた方と比較したときに、一緒に納めてもらえますので、金利相当分という一つの名目の中で、税の報奨金があったというふうに理解しておりますけど。今の利率の中におきましては、その大きな役割というのはいもう終わってるんじゃないかなということ、合併の話し合いの中で、前納報奨金をやめたわけでございます。

これが、起因しているのかということが、大きなことであるんじゃないかなと思っておりますけど、先ほど話、ございましたとおり、やはり個別に、今、滞納している方々、特に、固定資産、町民税、国保、共通的な部分もございます。

その税に対します意識の問題を含めたり、またさっきもありましたように、倒産したり、またはいろんな問題が、課題がございますので、私ども職員も滞納整理期間を設けたり、去年から課長も一緒に、年2回、それぞれ滞納整理に行ってるわけでございますけど、このことにつきましては、また継続的に税の週間を設けましてやっていきたいというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

この税金のことが一番問題になってるんですけども、委員会でも、突っ込んで言いますと、いや努力をします、努力をします。これは、努力は認めるですよ。数字が減らなければ、努力じゃないですよ。それはどう考えますか。総務課長。

○総務企画部長（益満昭人君）

滞納の仕組みというのが、現年分とその前年度までの分がありまして、現年度課税というのはその当該年度の課税を中心に徴収するわけです。

それが滞納になった、年度末で滞納になった分を翌年度以降に、滞納分として、繰り越すわけでございますが、毎年、相当な、約1億9,000万円ぐらいの滞納分がございまして、現年におきましても、2億円ぐらいの、例えば去年で申しますと、2億3,200万円ぐらい滞納がございました。

収入が2,300万円程度、約10%ちょっと、収納しておるわけでございますが、その差額等で1億9,900万円ということで、滞納分がふえていくわけですが、その現年分を毎年徴収率が、現年分でも九十四、

五%になりますと、その残った分だけが滞納が、分母がふえていきますので、毎年、現年分を100%とらなければ、前年以上の徴収率は上がらないという計算になるわけでございます。我々といたしましては、現年分の課税の滞納をいかに少なくしていくかということに、努力をしておるわけでございます。

以上です。

○19番（東 孝志君）

努力をされているんですけども、私が今言ったように、努力をいっただけじゃだめなんですよ。数字が減らないことには、私が言うの。

数字が減ってきて初めて、努力じゃないですか。それを認めるんじゃないですか。それはどうですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

数値上はそういうことも言われるわけでございますが、私どもも、徴収するのも人間でございますので、税務課の職員にも意欲をもって、徴収に行ってもらいたいというのもあるわけでございます。いろいろな面からも総合すると、数値は、一番大事でしょうけれども、数値至上だけでは、いいのかなとは思いますが、そこら辺は、今後、十分、数値が上がるよう努力していきたいと思っております。

○19番（東 孝志君）

数字を上げるように努力をしますということですが、この数字を上げる方法は一つか、二つあるんですけども、一つは、差し押さえをする状況を考えているかいらないか。払わない人ですよ。滞納してる人にそういうのはどういう考えを持っていますか。市長どう考えますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの滞納整理の中におきまして、この差し押さえの分につきまして、今、私どもがしているのが、特に給与の差し押さえ。これは、それぞれ今、やってるところでござい

まして、今から動産の問題につきましても、やはり差し押さえの手續を、それぞれ今後、とっていかなければならないというふうには思っております。

○19番（東 孝志君）

以前の旧町時代から、私も総務委員長をちょっとしとって、いろいろ話したんですけれども、差し押さえをするように手續をとっておりますと。もうこれ3年ぐらい前からですよ。

ほで、3年前から今までの間に、何カ所ぐらい差し押さえをしたところがあるんですかないんですか。総務企画部長。

○総務企画部長（益満昭人君）

これまでの差し押さえ状況でございますが、不動産に関しまして、東市来町で1件、伊集院町で2件、差し押さえをしております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

できるだけ、滞納が少なくなるように、執行部全員が力をあわせてやるように、お願いしたいと思います。

それと助役にちょっと伺います。助役は、今まで全然口を開いてないので、助役はどう考えるか。二人ともです。さっき市長に言ったんですけども、まあ市長に右にならえちゃそれで終わりですけども。

株式会社日置市を、頭に入れたことはありますか、ないですか。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。東さん。答弁は市長でしますんで、市長が助役に答える必要があれば、助役が答えますので、直接助役にとかというのは、ちょっと質問は差し控えていただきたいと思っております。

○19番（東 孝志君）

わかりました。済みませんでした。

それから固定資産税の還付金について、ちょっとお伺いいたします。

課税は、市民の信頼の上においてなされるものである。このことを市長、しっかり認識しないといけないと思いますが、このことについて、市長はどのように思われていますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この還付金につきましては、一般財源でございますので、やはり市民の税金、いただいでる中で還付金に充てていかなきゃならないということ認識しております。いろいろと、このことでほかの方に使えなくなる部分がございますので、大変心苦しく思い、責任を感じております。

○19番（東 孝志君）

税金は毎年、毎年度税法が改正になり、誤りは許されないんですが、税は専門性があると思うので、税務課職員もそのように認識して、養成していっていかなければならない。

納税者の信頼を得ることはできないと思うが、市長はどのように考えますか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この税務にいたしましても、ほかの分野にいたしましても、税の専門的な知識というのは必要でございます。

基本的に、今さっきも、坂口議員の方からもございましたとおりで、基本的には異動の中におきまして、それぞれ課が18名おりまして、それぞれある程度の経験のある方がおりながら、また新しい人を入れていく。そのような中におきまして、人事的なものやっつけていかなければならないと思っております。

○19番（東 孝志君）

間違いのない課税をしていくためには、職員の意識も変えていかなければならない。これは民間も同じである。やる気のある職員を育成していくためには、市長は今後、どのような体制をとっていかれますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの研修を踏まえてやっておりますけど、そのやる気をしていく中におきまして、先ほど答弁いたしましたこういう昇任試験等もやりながら、やる気のある、またそれぞれ研修できるそういう方が、それぞれの役職について、それぞれの行政のトップとして、また専門家として、頑張っている、そういう体制をつくっていきたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

今回のことを十分反省して、今後、市民の理解を得られるように、全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に入ります。

基金についてです。基金があるからといって、ある程度の安定した財政運営もできるし、また、市民のサービスにつながる基金をいかにふやしていくかが、合併の一つのねらいである。市長はどのように考えますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの経営をする中におきまして、基金の中におきます考え方というのが、やはり、災害等いつどういときが出てきますので、それに即対応できるお金というのが基金の一部でございますし、また、目的的に、それぞれの行政の中でどういうものをつくっていくのか。その目的に応じて、基金を蓄えて、5年、10年かかって、一つのものをつくる。

そういうことでも、基金の性格でもありますし、またそれぞれ年度が変わる中におきまして、まだ国、県のお金が来ない中におきまして、この基金を運用した中におきますつなぎ資金、そういうものにも使えていかなければならない。

総括いたしまして、やはりある程度の基金というのは必要であるというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

家庭でもいざというとき、備えるためにで

きるだけ節約して、預金、預金に回す。市も同様のことであると思いますが、むだ使いを省いて節約し、市民が安心してサービスを受けられるようにすべきであると思うが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、合併いたしまして、行政改革を含めた中におきますのも、やはりそういう意味の中で、行政改革というのがあるというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

市民とともに、よく協議しながら、市民サービスの維持のためにも、基金をふやす努力をされるよう要請いたします。

それから前のまた税務関係に戻りますけれども（「くどいんじゃない」と呼ぶ者あり）くどいんじゃないの。365日、同じ仕事ばかりしてるんですよ。

しているのに、何で、こういうことが起きるのか。私は不思議でたまらんとですよ。毎年同じことをしとって、ああここおかしい、ここおかしいというのを感じかないちゅうのがちょっとおかしいですけども。

そういうところは、やっぱり課長の目の不行き届きですかね。目が届かなかったちゅうことになるんですかね。ここはどうですか。総務企画部長にお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

毎年、365日、同じ仕事といいますけれども、1月から3月ごろまでは、賦課の準備ということになります。課税の情報収集、資料収集をして、課税の準備をする。

4月、5月で賦課に入っていくということで、それと、4、5、6、今、6月です。6月ごろまでに、課税、各税目の課税が終わりますが、それと並行して県に出す、国に出す調書が出てまいります。

課税状況調べとか、固定資産の評価がえの調べとか、概要調書とか、それ主として、

1年間の家屋調査というのが、まだ夏に、8月ごろから10月、12月ごろまでに、新しく建った新築の家屋、それから、改築した家屋、そういう調査にも行かなければなりませんし、全く同じ仕事をしてるんじゃないで、今、私が概略説明したとおりでも、スケジュール的には、ずっと1、2月、1カ月単位、2カ月単位でずっと変わってまいります。

それも同じ人が同じような課税対象であればいいわけですが、その中には、また法務局から送られてきます移動報告というのがございまして、土地もあれば家屋もあり、それと昨今話題になりました償却資産というのでも出てまいります。

そういうことで、固定資産にとってもそういういろいろな状況が出てまいります。

以上でございます。

○19番（東 孝志君）

よくわかりました。

わかったんですけども、わからない点があるんですけども……。

部下は遅くまで残業してるんですよ。ほすと、課長とか、係長とかはいないんですよ。ほとんどいないですよ。さっきも言ったですけども。

どこの部署にしても。おるところもあるでしょう、ほとんど80%は課長級はいないですよ。

やっぱり部下を見る、指導していかなければ、いかんじゃないですか。そういうところにくるんじゃないですか。そこはどういうふうに考えてますか。

私はちょこちょこ夜来るんですけども。来てみると、ほとんど80%の課長はいないですよ。係長もね。夜遅くまで電気がついておるんですけど、そういうところを、もうちょっと、課長がおって指導して、ここはこうじゃ、ああじゃとしたら、早く帰れるんじゃないですかね。部下の連中は。

そこはどう考えますか。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほどの前段のところでも、お答えいたしたと思いますが、四六時中おれば一番いいわけですが、各課長はそれぞれ一つの係だけを担当してるわけですが、いろいろな場面も遭遇いたしますので、自分で、管理できる状況の中で、現場には、事務所にはいると思っております。

それから、先ほども私が、議員の質問の中で、口座振替が80%ぐらいだろうと申し上げましたけれども、平均で46%ぐらいでございます。

訂正してお詫びを申し上げます。

○19番（東 孝志君）

まだたくさん言いたいんですけど、時間がありませんですね、あんまり。

災害シーズンを迎えて、大きな災害や予知せぬ災害が起きたときに、財政支出または現財政運営の考えた場合、その基金で対応できるんですかね。ちょっと前後しますけど。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この災害におきます中におきまして、国・県にお願いする災害の部分、どうしても国・県ではできないものにつきまして、単独で処理していかなくやならないということで、災害の内容が、大きな地震が来るのか、また台風災害なのか。

私どももやはり台風とか予期してる中におきましては、それだけの備えをやっておるつもりでございまして、この中で、足りるのか、足りないのかという論法では、どうしようも答えようがない部分がございます。

○19番（東 孝志君）

最後になりましたけど、財政再建ができるまで、市長は絶対にやめちゃなりません。

できない場合は、できるまで出馬すべきです。

そこでお尋ねしますが、市長は出続けて責

任をとることを、ここで約束できますか。

(笑声)

○市長（宮路高光君）

ちょうど合併1年する中におきまして、私も、1年過ぎたわけでございますので、私の任期、あと3年近くございますので、この任期の間、一生懸命頑張っていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

私は先に通告しました通告書に従いまして、4項目、一般質問いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、市の行財政改革の推進についてであります。

本市の行財政改革の中長期的な方針や、政策を検討していた市行政改革推進委員会、委員長宮廻甫允鹿児島大学教授は、去る2月27日、市行政改革大綱案をまとめ、日置市長に答申しました。

その答申の際、宮廻委員長は、多くの市民が理解できるよう、手立てを講じ、協力を得ながら、進めてほしいとあいさつされました。

そしてその後、本市は行政改革推進本部本部長宮路市長の決定を経て、日置市行政改革大綱、タイトル「新たな時代を切り開く日置市経営戦略・よりよい合併効果と新たな公共空間の創造を求めて」を正式に決定しました。

そしてさらにその行政改革の実現に向けた具体的施策や、数値目標などを盛り込んだ詳細な行動計画、アクションプラン（集中改革プラン）をこのほど作成しました。

そこで市長にお伺いいたします。

市行政改革大綱に基づいたアクションプラン（集中改革プラン）の概要と、要点をお知らせください。

またそれに基づいた行動が、実際に効果が出るように、検証をどうしていくつもりであるか。市長のお考えをお示しください。

2番目、これらアクションプランの内容、取り組み、数値目標、成果、効率性など、事業実施の段階ごとに評価する行政評価システムに、外部評価を早急に導入すべきであると思います。

今のままだと、事業所管担当課などによる内部評価にとどまってしまいそうでありますので、客観性を高めるため、外部の目を入れるべきであります。

身内だけのチェックだと、甘くなるのは当然でありますので、外部評価の導入を図るべきであります。評価する人の見識、能力が問題となります。

第三者といっても、行政OBだったら、何ら変わりませんので、公認会計士、司法書士、行政書士、医者など、また、行政改革推進委員会員同様識見を有する者、公共的団体の代表者、住民代表、公募を含む企業代表等、いろんな分野から登用すべきと思われる。

市長は、行政評価システムをどう思われ、また実際の効果を担保するための、外部評価の導入にどんな考えを持っておられるか。見解と方針をお聞かせください。

3番。市行政改革大綱は、市民にも広く公開すべきはもちろんであり、宮廻委員長も答申の際、あいさつされたように、多くの市民が理解できるよう手立てを講じ、協力を得ながら進めることは、当然のことと思われる。

この大綱は、本市のホームページで、閲覧できるし、問い合わせは、総務企画部合併プロジェクト室であります。

しかしながら、公開に際しては、待ちの姿勢でなく、もっと積極的な方法をとって、できるだけ多くの市民の皆さんに、広く深く知ってもらい、理解を得ながら、市民の皆さんとの協働、協力して働くで進めるべきであり

ます。

そこで市長に、お尋ねいたします。

この大綱を、今まで市民には、どんな方法で、公開してきたのか。また今後、積極的にどんな形で広報し、知ってもらうようにしていくつもりがあるのかお知らせください。

第2点、人口減少の社会に対する本市の総合的対策についてであります。

1人の女性が生涯に産む子供数の推定値である合計特殊出生率が、5年連続で過去最低を更新し、2005年は1.25となったことが、6月1日、厚生労働省の人口動態統計でわかりました。

鹿児島県も、0.03減の1.44で、過去、最低を更新しました。

日本全国で、昨年生まれた赤ちゃんの数、出生数は、約106万3,000人で、過去最小、出生数から死亡数を引いた自然増加数は、統計を取り始めた1899年以来、初の減少となるマイナス2万1,000人、厚生労働省が昨年12月に発表した推計を裏づけ、昨年の2005年が人口減少元年となり、まさに人口減少社会がやってきました。

鹿児島県の出生数は1万4,838人、死亡数は1万9,002人、マイナス4,164人でした。

一昨年の日本の合計特殊出生率は、1.29でしたので、出生率の減少幅は、0.04下がったことになり、それは99年以来のことです。

わずかな減少にとどまった二千三、四年に比べると、下げ幅が大きく、政府の対策にもかかわらず、少子化に歯どめがかかっていないことが示されました。

社会報奨制度や、労働力確保に影響が出るのは必死で、人口減少の社会に突入したことを踏まえた一層の取り組みが政府、県、地方自治体に求められます。

実際の少子化は、想定をはるかに超す速度

で進んでいると思われます。

医療や介護保険も含めて、社会保障制度は、少子化がさらに深刻になることを前提に、設計を根本からやり直し必要があります。

それを怠れば、将来性への税金や保険料が一段と重くなり、経済活力にも悪影響が及びます。

政府与党の歳入歳出改革でも、年金や医療の給付抑制策を突っ込んで議論すべきであります。

14年前の1992年度の国民生活白書で、政府は初めて、少子化問題を正面から取り上げましたが、14年前の警告にもかかわらず、この間に出生率の低下を食い止め、反転上昇に導くという肝心の点は無策でした。

出生率の1.25ショックを、国の危難ととらえ、あらゆる手立てをとる必要があると思われます。

児童手当など、現金給付と保育所などのサービス給付を合計した財政支出の規模は、国内純生産に占める割合は、日本の0.6%に対して、出生率が回復しているスウェーデンやフランスは3%弱です。

日本は国、自治体とも、借金で首が回らない状況だからこそ、知恵と工夫が要るのです。

少子化と人口減がもたらす我が国のこれからの危機は、我々の手でしのがねばなりません。

責任を負っているのは、まさに現世代の我々日本人であります。

このような背景のもとで、出生率向上を果たす自治体政策のポイントを述べてみます。

出生率低下の原因として、未婚化、晩婚化が上げられ、2005年の出生率は、晩婚・晩産が加速し、過去最低を更新しました。

これまで、牽引役だった30代前半の出生数も、減少に転じ、出生率低下は大都市だけでなく、地方にも幅広く波及しました。

近年の少子化メカニズムの背景には、幾つ

かの社会、経済的要因が上げられます。

女性の高学歴化、機会費用の上昇、それらの変化と相入れなくなった労働市場、雇用慣行、税、保険制度、家庭内役割分業、さらには、子供を育てる環境の変化と、保育サービスのミスマッチなどが指摘されています。

また近年において、景気低迷下での若年層の就職難や、不安定雇用が結婚・出産を困難にしているといった分析結果も出ています。

これらの課題に対して、国の指導のもと、さまざまな少子化対策が作成されています。その一環として注目されるのが、2005年4月に各自治体から提出された次世代育成支援対策新推進法にかかわる行動計画であります。

これをきっかけに、各地方自治体が、住民のニーズを掌握し、地域特性に根ざした子育て支援のあり方を模索し始めたことが、より重要であります。

地域の子育て環境はどうなっているのか。

地域の出生率の低下の原因はどこにあるのか。

それらの把握があつて初めて対策も講じられます。

少子化に対する市区町村の対応として、次の点が上げられます。

1、就業機会の創出、定住施策等による若年既婚者層の増加。過去10年間に、出生率が上昇した地域では、若年既婚者層の転入と、定住化が進む傾向にあります。

その背景には、就業機会の創出、定住施策の実施など、自治体の積極的な取り組みが実を結んでいるケースが多いようです。

2番目に、子育て支援施策、若年既婚者層の増加は、子育て支援に対するニーズの増加につながりますが、出生率上昇自治体では、それらのニーズにこたえるべく、さまざまな子育て支援策を講じています。

保育所待機児童の解消、児童館での遊び場

や集会の場の提供、保育料や乳幼児医療費の軽減など、さまざまなサービスの提供に努めています。

我が市でも平成18年度当初予算で、乳幼児医療助成の対象を、月額3,000円超から2,000円超に拡大することや、妊婦無料健診の拡充を盛り込みました。

3番目、育児資源としての地域社会、家族やコミュニティのつながりが維持されている地域では、子育てにおいても重要なサポート機能を果たしており、出生率も、比較的高い水準を維持しているところが多いようです。

また、職住近接を可能としている地理的条件や、柔軟な働き方を可能とする産業構造など、地理的・文化的背景も、地域の子育て環境を形成する要因となっております。

以上は、出生率上昇自治体に見られる極めて象徴的なポイントであります。各自治体に共通する少子化対策のキーワードをあえて上げるとすれば、住民が地域で生活する上での安心感をいかに築けるかであろうかと思われれます。

出生率が上昇している地域では、何らかの形で、この中長期的な安心感が担保されています。

就業、住居、家族や近隣との関係、医療や福祉など、その地域で安定した生活を続けるための条件が、いろいろなプロセスを経て整ってきています。

子供を欲しい気持ちはあるのだから、安心して子供を産める高度な文明をつくり出す知恵を、日本の国を上げて、絞り出すべきであると言われております。

少子高齢化と人口減少が、同時に始まったこの日本の人口の大転換期に、障害をとり除くことで、低すぎる水準の出生率の回復を目指すことが重要であります。

そしてこの人口減少社会、少子高齢化社会の中で、地域住民の日常的な課題に、最も敏

感に対応できる地方自治体の果たす役割は、これまで以上に重要性を増すものと思われま

す。
以上を踏まえて、市長に下記お伺いするものであります。

1、本市での出生率向上を果たす政策をどう考えておりますか。

2番目、本市での子育て支援策についてであります。

政府はこれまで、保育サービスの充実を図るエンゼルプランや、同プランに雇用・母子保健・相談・教育等を追加した新エンゼルプランを策定するなど、各種、少子化対策を講じてきました。

本市でも、乳幼児医療助成などの少子化対策を講じてきましたが、上述のごとく、依然として、少子化傾向に歯どめがかからない状況が続いております。

そのために、さらに強力な子育てへの経済的支援のほか、地域社会の環境整備、働き方の見直しなど、総合的な少子化対策を充実させるため、抜本的な児童手当の拡充、出産費用等の負担の軽減、子育て世帯向けの住宅支援、子供を預けやすい保育システムへの転換、仕事と生活の調和が図れる働き方の見直しなどを充実する、実施する必要があります。

枕崎市でも、新規事業として、1歳未満を対象としていた医療費の無料化を、3歳未満に拡大して、7月から実施する議案を、6月議会で提案することにしてあります。

そこで市長にお尋ねします。

本市でも、子育て支援策をさらに強化すべきであると思いますが、どうでありましようか。

3番目、団塊世代のUターン、Iターン対策についてであります。

この件につきましては、昨日、数人の同僚議員からも質問がありましたが、私は実際、平成8年にUターンしてきた経験者として、

別の観点から質問いたします。

上述のごとく、日本社会は、昨年から、かつて経験したことのない人口減少社会に突入しました。

都道府県では、2030年までに人口がふえるのは、4都府県のみで、ほかは軒なみ減少するという推計も出されています。

そうした中、人口減少地域が熱い視線を送っているのが、全国で700万人とされる定年を間近に控えた団塊世代です。

彼らに移住してもらうことで、人口減少を食い止め、地域活性化につなげよう。そんな思惑から、地域間の争奪戦が激化しつつあります。

戦後から、高度成長にかけて、都市に集まった人々が、地方に再び分散することになれば、日本の国の形も、ダイナミックに変わるかもしれません。

都市部の住民で、週末は、農村漁村で過ごしたいと希望する人は、団塊の世代を含め、50代が最も多く、45.5%にのぼることが内閣の世論調査でわかりました。

農村漁村に定住を希望する人も28.5%います。

2007年から定年を迎える団塊の世代の田舎暮らしへの関心が高いことが、裏づけられた格好であります。

定住希望者は、定住する際に、ネックとなる問題点として、医療機関の整備、家屋土地を安く入手できることなどを要望しています。

また、受け入れる側の農村漁村の住民は、仕事がない、受け入れ支援体制の未整備などを上げています。

調査から浮き彫りになったのは、定年後は、自然のあふれる農村漁村で心豊かに生活したいものの、定住する家屋があるか。近くに病院はあるかなどの、生活の不便さを懸念する団塊世代の姿であります。

全国で、700万人とされる団塊の世代の

大量退職が始まるまで、残された時間はわずか1年しかありません。

退職金は、推定で、50兆円超ともいわれ、地域経済への浮揚に寄与することは、間違いありません。

関東関西などに住む団塊の世代を標的に、移住促進や、長期滞在客を取り込もうとする自治体がふえています。

内閣府は、全国の自治体などとも連携して、空き家情報などを発信し、都市から地方への定住を推進していくべきです。

我が市でも、企画課などを中心に、4地域の空き家状況を把握して、本市出身者を中心に、県外に広く情報を発信し、Uターン、Iターンにつなげるべきであります。

これは昨日、同僚議員も同じようなことで質問しております。県でも、鹿児島やUターン、Iターンを希望する方のために、ふるさと人材相談室において、県独自の無料職業紹介を実施しています。

さらに、東京や、大阪などで開く就農相談会などを通して、鹿児島の農業を団塊の世代にも、アピールすることが大切です。

観光客への働きかけも欠かせません。

鹿児島や県観光連盟などでつくる観光鹿児島大キャンペーン推進協議会は、団塊の世代に、指宿、霧島、鹿児島市を滞在拠点にした29例の日帰り旅行を提案しています。

こうした旅行を手がかりに、県出身の団塊の世代などに、Uターンを働きかけることも視野に入れていくべきと思われます。

鹿児島を、団塊世代が人生をリセットして、新しい人生に踏み出せる、そんな勇気をもたらえる場所と評し、幕末、列強の脅威を感じ、一早く、近代国家への足がかりをつくったこの地には、心に熱く語りかける磁場があるという人もいます。

また、歴史とともに、温泉や焼酎が学びや、仲間づくりを一層楽しく演出してくれる。鹿

児島は、団塊の聖地になり得るはずと訴える人もいます。

これから、団塊世代の誘致をめぐる、地域間競争は激化すると思われませんが、そこで勝ち抜くためのポイントは、何でありましょうか。

私はまず、人口集中地域の生活の実態を、我々人口減少地域の人が、よく知っておく必要があると思います。

最大のポイントは、自分たちがいかにすばらしい環境条件の中で、暮らしているかを自覚することです。

健康に生活する上で最も重要なのは、きれいな空気、次にきれいな水、そして新鮮で安全な食べ物、それから静けさ、これら健康の4大要素は、全部地域にあります。

しかし、地域の人たちは、その価値に気がついていません。

地方の人は東京には情報が集まり、最先端のファッションがあり、交通網も整い、ホテルが林立していて、便利ですばらしい生活ができるといいます。自然が乏しく、本来は人が住みにくい環境になっているのです。

私はこのことを身をもって経験してまいりました。

我々、地方の人たちは、自分たちの地域のよさを自覚し、都会の人たちに、こんなに安く、こんなにすばらしい生活ができると自信を持って、熱く説いて回るぐらいの気概を持つべきであると思いますがどうでありましょうか。（「1問1答の時間がないよ」と呼ぶ者あり）

外から人を招くときに、地域で改めなければならないのは、よそ者を排除しようという精神で、そんな井の中の蛙、島国根性の地域はいずれ衰退します。

よそ者を喜んで迎え入れる地域こそが、発展する地域になると思われまます。

本市でも、三州クラブや、関東東市来会、

関東伊集院会、関東日吉会、関東吹上会など、関東関西などに多くある本市出身者の会、県人会を中心に、あらゆる機会をとらえ、全国的に本市をもっともっと、PRし、情報発信して、強く働きかけ、受け入れ態勢をしっかり整えて、団塊世代がUターン、Iターンできるように、最大限の努力をすべきと思います。

市長は、過疎対策として、移住促進策を競う自治体の中で、団塊世代のUターン、Iターン対策をどう考えてるかお答えください。

3点目。介護保険法の改正により、創設が義務づけられた地域包括支援センターについてお伺いいたします。

ことしの4月1日の施行で、介護保険法が一部改正されましたが、これに伴い、これについて、お伺いいたします。

これに伴いまして、本市でも4月1日づけで、介護支援係が創設され、4人の職員が包括支援センターの来年の4月1日のオープンを目指して、もろもろ準備中であります。

新事業については、この包括支援センターが統括し、介護事業については、日置市内に5カ所ある現在の在宅介護支援センターが、管理することになります。

この介護支援係の準備状況活動はどうであるかお伺いするものであります。

2番目。支援事業を統括する包括支援センターは今のところ、いつ、どこに、どんな内容で、設置することになりそうであるか、その計画、見通しをお知らせください。

3番目。日吉在宅介護支援センターの職員は、包括支援センターへ人事異動方向とも聞いております。現在、日置市内にある5カ所の在宅介護支援センターのうち、日吉在宅介護支援センターのみが公立の直営で、ほか4カ所は、民間の施設に委託しております。

日吉地域の場合、日吉で管理する利用者の件数は4割程度残りますが、民間へ振り分け

した場合、日吉の利用者が、ほかの施設へ移される懸念もあります。

既存の日吉在宅介護支援センターほか、4カ所の在宅介護支援センターはどうなりそうですか。

また、利用者への影響はどうなりそうか答えてください。

4番目。日吉地域の場合、介護事業を管理する現在の在宅支援センターは、社会福祉協議会等への委託も考えられますが、その場合、市としてどう支援していくつもりかお答えください。

第4点、最後であります。本市における安全安心の取り組みについて、質問します。

昨日も何人かの同僚議員も言いましたが、最近、国民の生命が危険にさらされ、生活が脅かされて、私たちも安全と安心が大きく揺らいでおります。

政治も経済も外交も、放置できない多くの課題を抱えて、先の見通せない閉塞感に覆われたかのようであります。

社会全体がきしみ続ける中で、不安感と悲壮感を助長するかのようになり、ここで例を上げるまでもなく、身のすくむ出来事があまりにも多過ぎます。

地域社会の安全は、警察官などの官とともに、地域を構成する住民たちが、公という形で担ってきました。

しかし、民の中での競争が激しくなった今、住民たちは公を担う余裕を失い始めていると思われまます。

このような状況の中で、市長は、現在の本市における安全・安心の取り組みをどう考え、市民の命と暮らしを守るために、今後どうしていくつもりであるか回答願います。

2番目。鹿児島県や特定非営利活動法人、NPO法人など、県内の関係団体が、生涯安心居住推進会議を、昨年末発足させました。

今後、会合を重ねて、高齢者が安心して暮

らせる推進プランを作成することにしています。

本市あたりでも、バリアフリーなど高齢者の生活環境づくりは、喫緊の課題だと思います。

高齢者の安全・安心のプランづくりを、本市でも始めるべきだと思いますがどうでしょうか。市長、教えてください。

3番目。去年の12月議会で、制定が議決されました、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについての日置市安全・安心まちづくり条例の施行状況はどうですか。

またその中で、定められている推進会議の設置状況と、市長は20人以内の委員をどう任命され、会議の活動状況はどうであるか教えてください。

4番目。最後です。平穏な市民の生活を確保するため、適切な地域安全運動を行うことにより、市民の地域安全意識の啓発を図り、もって各種犯罪を、事故を、未然防止することを目的とした本市の地域安全運動の実施状況はどうですか。お伺いたします。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。（「長い、長い」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時25分といたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行財政改革の推進についてというご質問の中でございまして、平成18年度か

ら22年を期間とし、行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織や、定員管理及び給与の適正化など、7つの事項についてまとめてございます。

その内容につきましては、組織・機構の改善や、補助金等、事務事業の見直しや、定員管理の適正化や、経費の節減、合理化等、財政運営の確保などを上げるものでございます。

行動の検証につきましては、それぞれ所管の推進状況を把握しながら、また、行政改革推進委員会にも、報告を行い、計画的に実施されるよう、進行管理していただきたいと思っております。

外部評価の導入ということでございますけど、このことにつきましても、今後、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

3番目のことでございますけど、市のホームページに、3月中旬から、またアクションプランについても、6月中旬から掲載しております。

さらに市の広報紙にも、6月号から2回にわたって、行政改革大綱とアクションプランについて、お知らせしていく計画でございます。

2番目の人口減少社会に対する本市の総合的対策についてというご質問でございます。

この少子化の要因といたしましては、晩婚化・未婚化の進展、夫婦出生率の低下、子育てに対する経済的・心理的及び肉体的な不安、女性の就業率の上昇、経済的不安定なフリーター等若者の増加など、さまざまなものがあるというふうに考えております。

日置市といたしましても、「日置市子育て支援計画」を策定し、3つの基本方針並びに7つの基本施策を実施することによって、子育ての意義と子育てに伴う喜びが実感できるような計画を推進していくつもりであります。

子供を生み育てる者の経済的、精神的その

ほかの負担及び不安の軽減になるよう子育て支援の施策。

また子育て支援サービスといたしまして、家庭での育児や、保育園、幼稚園児の幼児・児童の養育を支援し、きめ細かな情報提供や、各種保育対策の充実を図っていきたいと思っております。

2番目の子育て支援策をさらに強化するというところでございますけど、特に18年度におきましても、地域子育て支援センターの事業所が1カ所、休日保育園事業が1カ所、障害保育園事業2カ所、それぞれ増となっております。

また、妊婦健診の無料健診回数を2回から3回、また父親の育児参加を促進するため、「父子手帳」を母子手帳の交付にあわせて配布するなど、次世代育成支援対策とともに、今後も引き続き子育て支援に基づき、少子化対策、子育て支援施策を着実に推進していきたいと思っております。

3番目のUターン、Iターン対策でございますけど、このことにつきましても、昨日も説明申し上げましたとおり、特に、関西、関東それぞれの県人会でアンケートしながら、市内の具体的な定住促進策を検討してまいりたいというふうに考えております。

3番目の介護保険の改正により、創設が義務づけられた包括支援センターについてということでございますけど、4月1日をもちまして、介護保険課に介護支援係を創設したわけございまして、本市におきましては、来年、4月1日を目指して、包括支援センターを設置する予定でございます。

この間におきまして、支援係におきまして、特に、特定高齢者等におきます把握等行いながら、また、今後に向けました事業計画を進めさせてもらっておるところでございます、今後、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門を置くことが義務づけられている

ためにおきまして、人材等の確保等やっつけなければならぬというふうに思っております。

包括支援センターをいつどこに、どんな内容ということでございますけど、さっきも申し上げましたとおり、来年の4月1日におきまして、特にこの包括支援センターにおきましては、社会福祉士や、ケアマネジャー等専門職が設置する義務づけがございます。

そのような中におきまして、今、内部的に、どこにどういう人員を配置するのか、検討をしているところでございます。

3番目の在介の問題でございますけど、ご指摘のとおり、市内に5カ所ございまして、この在介支援センターが今している仕事、また来年に向けました仕事の仕分けをやらなければならないというふうに考えております。

特に今までも在介におきます仕事、特に相談業務とか掘り起こし事業と、掘り起こし、いろいろと今までも在介におきます仕事の中で大変福祉にご貢献しておりますので、このあり方を十分検討し利用者に影響のないようやっていきたいというふうに思っております。

また、支援センターに、社協へ委託ができないかということでございますけど、社協にかかわらずこのそれぞれの事業者等におきます委託が、委託の内容をどのような内容をやっていくのか、このことを十分検討させていただきたいというふうに思っております。

4番目の本市における安心・安全の取り組みについてということでございます。

市民が安全に安心して暮らせるためには、安心・安全を脅かす要因に対しまして、安心・安全対策の原点に立ち返り、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち続け、安心・安全のための知識、知能、モラル及びマナーの向上を図るとともに、さまざまな市民の安心・安全に関する問題に一体的に対応し、危機管理体制を強化する必要があります。

こうしたことから、市民生活に危惧を及ぼす犯罪、事故、災害の防止に関し、市、市民、事業者から担う役割及び責任を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもとに安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

特に高齢者のことをごさいますけど、高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりについての取り組みは重要な課題と考えております。このことから、日置市においても、本年3月に作成いたしました老人保健福祉計画の中に、高齢者の防犯・防災対策の部を設け事業概要及び今後の方策を掲げ、高齢者の防犯に対する意識の高揚を図っているところをごさいます。

昨年12月に条例を制定し、具体的な活動はこれからでございますが、条例についている安全・安心まちづくり推進協議会の7月の開催に向けて準備を進めているところであります。委員の任命につきましては、行政、市民、事業者それぞれの役割を明らかにし、一致協力して推進するため、警察、地域安全モニターや子ども110番、自主防犯組織の代表者、防犯関係団体、小・中学校、PTA等を考えております。

市では、警察署及び地区防犯連絡協議会、協議会と連携をとりながら防犯・防止等の活動を進めてまいります。

年4回の地域安全運動期間を中心に、防災行政無線による住民への周知や犯罪、事故、災害等を掲載した地域安全ニュース等の広報誌で市民への情報提供を行っています。

子供たちを犯罪等から守るために、市内の小・中学校では、PTAを中心に、登下校時のパトロール活動を実施しており、市内で結成されている防犯組織においても同様な行動が行われています。

また、子供たちが犯罪に巻き込まれそうになったときの避難場所として利用できる「子

ども110番の家」が市内に178カ所に委嘱してあります。

また、本年度教育委員会では、市内の全小・中学校の児童生徒に防犯ブザーを配付しているところをごさいます。

以上で終わります。

○13番（田畑純二君）

それぞれに答えていただきましたが、ポイントだけさらに質問します。

まず、1番目なんですけども、総務庁は昨年3月に地方行革指針を策定しました。その中で、都道府県や市町村に2005年4月から5年間で4.6%を超える職員純減を求めました。集中改革欄はこの指針をもとに職員削減数を含め、行政改革の全体的な計画をまとめた具体的な計画であります。

日置市行政改革の行動計画アクションプランは、括弧付きで集中改革プランとなっておりますので、当然総務省の求める集中改革プランを兼ねているものと思いますが、まずこの点を再確認願うとともに、念のためその理由も説明してください。

そして、この集中改革プランは総務省に報告の義務があるのかなのか、また既に提出されたのか、また提出されようとしているのかもあわせて知らせてください。

それから、市長がマニフェストで掲げられた、5年以内に職員数80人削減という公約も当然この中の定員適正化計画の策定公表という項目に含められております。この公約実現に向けての見通しと市長の決意のほどを披露してください。まずこの3点。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり総務省から集中改革プランにつきましてはの提示ございまして、市の方は県の方に、県からは国の方に行く流れになっております。

特にこの定員の適正化計画の中におきまして、私の方も公約の方で17年、から21年

5年間で80人の職員削減に努めるということで上げておりました、今その努力をやっておるところでございます。

詳細につきましては、また合併プロジェクトの方から説明をさせます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、職員数の削減でございます。さっきも市長の方からも答弁がございましたように80名という削減を目標といたしておりました、その表示の仕方は15%程度の削減ということで、定員適正化計画の策定構想のところに掲載してございます。

これにつきましては、18年度以降の採用する分、それから退職される分、その相殺を行いまして80——合併時から80名。集中改革プランの方、このプランの方には62名というのがございまして、平成16年度で末で退職者数を不補充したためで18名の差が出ておりますけれども、80名のこの市長の方のマニフェストとはクリアしているということでありませう。

それから、この集中改革プランにつきましては国の方が公表を行うようにということでございますので、先ほどの答弁もございましたけれども、ホームページ、それから今後の広報誌等で公表していきたいと思っております。

また、それらにつきましては、意見も市民からいただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（田畑純二君）

この件に限らず、2番目ですけれども、日置市の各種の事業を進めていく上で、民間の事業の進め方と同じように、プラン・ドゥ・チェック・アンド・アクションと、いわゆるPDCAというのが非常に重要になってきて、これは当然遵守すべきだと思われまして、これまでの見方見てみますと、プランとドゥは

力点置いとるんですけども、その事業の効果と結果を検証し評価するチェック、それからその次の事業の改善につなげるアクション、CAがどうもちょっと欠け気味で、ちょっと不足しとるんじゃないかなと思われまして、市長はこの日置市全般の事業の進め方について、この現状を、このPDCAから見た関係ですね、それをどのように分析されて、どういう対策をとろうとされるのか。今さっき答弁があったんですけど、その答弁以外にどういう考え方されているのか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

特に今回のこの改革プランを含めた中におきましても、それぞれ計画お示しをし、特に議員もおっしゃいますとおりこの外部評価、やはりそれぞれどうこれが年次的に実施されているのかやはりこの検証、これがやはり今後行政におきます仕事としては大事なことでありというふうには認識をしておりますので、特にこの外部評価を含めた委員会というのは設置をしていきたいというふうには考えております。

○13番（田畑純二君）

ちょっと、今このアクションプランは6月の広報誌で一般市民にも知らせるということなんですけれども、私はそれだけじゃあ不十分じゃないかなあと思う。というのは、地方にできることは地方に任せるといって、小泉政権のこの地方分権がどんどん進んでいけば地方自治体の自由度がどんどん高まっていくと。そうすると、そのときのその首長の考え方、運営次第で財政が行き詰まる可能性も出てくるのは明らかと。まあ日置市がそうだとはい限りませんが。

それで、現在、現に現在の本市の240億円ぐらいの一般会計予算で、近い将来での政策年度に行き詰まりを懸念している市民がいるのも事実であります。

それで、それを防ぐのは我々議会や住民の役割ですが、それにはまず、情報公開の徹底、すなわち執行当局の我々議会人及び一般の市民、地域住民に対する具体的で詳細でわかりやすい説明資料の提供、これはどうしても必要です。

このことにつきましては、一部6月8日の本会議での補正予算の説明資料の中でも質疑いたしました。それで、今回の本会議に提案された指定管理者制度導入に伴う22議案の本会議と、4常任委員会、連合審査のときにも何人もの議員もこの点を指摘し予防しました。

しかし、私は、従来から言われている、「よらしむべし、しらしむべからず」この官僚行政体制の古い体質がまだ改善されず、この日置市の市政の中にもまだ残っているんじゃないかというふうにも実感せざるを得ない。このことは非常に残念でなりません。簡単な資料だけで済まそうと、妙に具体的な資料を出し渋るから余計な不信感と疑心暗鬼が生ずる。

これは、先ほどの指定管理者制度の審議の中でも一部申し上げたことなんですけども、それもし何らやましいことがなければ、当然なことなら可能な限りどんな資料でも正々堂々積極的にどんどん公開提供すべきと、これはもう当然なことです。

それで、市長はこんなふうなふうに考えておられるか。そして日ごろからこのことに対し、どのように職員に指示し指導されているか、確認のためにお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの資料請求につきましても、議会の中でもいろいろとご指摘をいただきました。やはり市民の皆様方にはやはり最新の情報をきちっと提供する、これは義務があるというふうにも思っておりますので、今後におきましても資料提供を含めた中におきましては、や

はりどういう資料も欲しいという形もまた言うていただければよろしいし、また私どももやはり市民がわかりやすい形で要約した中で、それぞれの提供をやっていきたいというふうに考えております。

○13番（田畑純二君）

さらに、このアクションプランの実行の仕方いかんでは、残念ながら我が日置市も近い将来財政的に行き詰まり再建団体に転落するかもしれない、そういう懸念も十分にあるということを総合的に勘案すれば、このアクションプランの広報の仕方をもっと知恵を出して工夫すべきじゃないかと私は思います。

それで、一般市民に広報誌で知らされるだけじゃなくて、各地の地域審議会あるいは自治会での研修及び婦人会、高齢者クラブ等、各種団体の総会の説明資料、あらゆる機会を通じて市民にも広く深く知ってもらうように努め、市民の理解と協力を得て、市民と力を合わせて市民と共同で進めていくべき。これ当然のことです。それ場合によっては、やがてできるであろう日置市総合計画に基づく3カ年の実施計画を抱き合わせて、日置総合計画と同じように各地域ごとのきめ細かい住民説明会なども視野に入れるべきじゃないか、特に私は思います。市長はこの公開の進め方、市民への周知の徹底をどのように考えておられるか、再度お知らせください。

また、そして3月議会一般質問でも尋ねましたが、あえてまた聞きますけど、本市の行政改革を進めていく上での市長の意気込みと決意を再度お聞かせください。

といいますのも、我々議会でも、このため特別委員会を設置することを先日の全員協議会で内定をしております。市長、お答えください。

○市長（宮路高光君）

今回の行政改革大綱におきますそれぞれの答申をいただき、その中におきましてこのよ

うな集中改革プランを作成したわけでございます。それぞれ22年までの数値目標を含めて、それぞれが努力をしていかなければならないというふうに思っておりますし、今ここに掲げてる中におきましてはまだ、特に補助金等の見直しを含め、大変市民の皆様方にも痛みを――痛む部分も多々あると考えております。そのようなことにつきましても、やはりきちっと説明責任をしながらご理解をいただくようやっていきたいというふうに考えております。

○13番（田畑純二君）

だから、具体的にどうやってですか。例えば地域ごとの住民説明会をするのかしないのか、あるいはもうちょっと各種団体に執行部の方が出かけて行って、出前みたいにして、そういうことを知らせるのか。そこら辺をもう一回確認します。

○市長（宮路高光君）

地域別のこの審議会等がございますので、この最初こういう審議会等にこのプランを含め、また3カ年計画の計画書もお示しをし、そこで意見賜り、その中におきまして、それぞれその地域におきまして、それぞれの校区ごとの説明会、いろんな形の必要性、そういうものを感じたときにやっていきたいというふうに感じております。

○13番（田畑純二君）

それから、人口減少社会に対するUターン、Iターン制度についてさらに質問します。

これは、昨日も同僚議員も何回も言ってるんですけども、私はまた別の観点からもうちょっと突っ込んで市長のやり方をお聞きします。

旧4地域には関東・関西方面、それぞれふるさとを思う会、県人会がたくさんあります。それで、市長と助役はそれの会とも日ごろから緊密に連携しながら、それらの総会などにも可能な限り積極的に出席している。今まで

以上に日置市のトップセールスマンとして、日置市のトップセールスマンとして、日置市をもっともっと売り込む協力、努力をすべきじゃないかと。ただ旧交を温めるだけじゃなく、それらの全員に、具体的に日置市に何を望み、どういう条件が整えばUターン、Iターンしそうなのか。調査して、それらの対策も真剣に考える努力を見直しとすべきじゃないかと思えます。

そのためには、企画あたりにUターン、Iターン対策室も、少なくとも専任の担当者を二、三人置く、設置して、空き家の情報提供を初めとするきめ細かい情報交換をしながら、具体的な政策を実際に講じていく。絵にかいたもちじゃなく実際にやっていくのも一因かと思えます。

そして、また、片倉工業のように、市内に未利用の土地を持っている企業もほかにもあるように思われますので、その本社なども積極的に訪問して、企業の所有する未利用地の有効活用や企業誘致などにつなげていく努力もしていくべきではないか。もちろん市長がされてないとは言えませんが、ですから、市長はこのUターン、Iターン対策室を設置すること。少なくとも専任のセールス担当者を二、三人置くことをどう思われますか。

また、市長はその日置市のトップセールスマン、日置市を売り込むそのトップセールスマンとしての役割をどのように考えてどのように自覚され、そして、どのように今行動しておられるのか。今後どう行動していくつもりか教えてください。

○市長（宮路高光君）

最高責任者として、私どもの日置市をそれぞれ日本、それぞれの自治体を含め皆様方に知っていただきたい、そういう気持ちは変わりございません。そういうあらゆる機会の中におきまして、私も県を含めた中での懇話会を含め、また県の企業誘致を含めた懇話会、

そういうところにも出席をして、それぞれの自分の町のPRを今までもしてきたし今からもしていくつもりでございます。

その中におきまして、今Iターン係ということを設置する考えないかということでございますけど、今企画の中でやっておりますので、企画がそれぞれ総括しながら、全員の中で、この問題については取り組まなければならないというふうに感じております。

特にそれぞれ課をまたがる部分もございまずので、それぞれの職員が知恵を出しながら、やはりUターン、Iターンの皆様方の受け入れ体制というのをやはり具体的に、まだ方策等はまだまだございませんけど、係同士の中の連携を密にしながら実施計画をつくらしていきたいと思っております。

○13番（田畑純二君）

この別の観点からちょっと申し上げます。総務省は、団塊の世代を呼び込んで過疎地の活性化を図ろうと、去る3月10日、大都市からの移住や長期滞在などの交流人口増加の促進策の検討に着手することを決めました。

そして、研究会を設置して先進事例を研究し、受け入れ体制やPR方法などを考え、5月までに報告書をまとめることにしております。市長はこの報告書のあることをご存じですか。もしまだ知っておられなければ担当部署に問い合わせさせ、日置市でも大いにこの総務省の資料を参考にして、早急に具体的に全国的な立場でこの対策を考えていくべきと思いますが、市長はどう考えるのか答えてください。この総務省の件も含めて。

○市長（宮路高光君）

まだこちらの方に具体的資料がないということでございますので、そういう方策等におきましては、総務省の方に問い合わせていると勉強していきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それと、先ほど申しました介護保険の方の改正なんですけども、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直そうというふうな介護保険法の改正がなされました。

それで、各論については先ほどちょっと聞いたんですけども、市長はこの改正をどのように受けとめ、今後本市の行政にどう反映させていくつもりか総論を聞かせてください。介護保険法改正に伴うほかの市の行政の進め方の総論。各論についてはさっき申し上げましたのでよろしいです。そのどういうふうと考えられておられるのか。受けとめ方と今後のやり方。

○市長（宮路高光君）

今回の介護保険の制度の大きな趣旨というのが介護予防という、特に介護保険の区分におきます要支援、介護1のこの部分につきまして、特に予防体制をどうしていくのか、それが大きな着点でございましたので、本市といたしましてもこの介護の軽い方々をどのようにして今後重くしない、そういう方策を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

田畑さん、1分間です。

○13番（田畑純二君）

1分間でまとめます。最後ですから、1分間でまとめます。

これ今、台風シーズンを間近に控えて、本市でも、ことしもまた土砂崩れ等、台風等の災害発生が心配されています。

それで、本市の各地域の防災マップ、防災マップの作成の進捗状況はどうなってるか。それで、全市民への配付はいつごろになるでしょうか。

それで、市長は災害時の地域住民への情報伝達体制や避難体制の確立など、具体的な防

災体制をどう考えておられるのか教えてください。

特に災害発生から予想される特別な地域への総合防災訓練も考慮すべきと思いますが、どうですか。この点、見解を知らせてください。

以上。

○市長（宮路高光君）

この防災総合訓練につきましても、ことしも東市来町でやる予定でございますし、今後恐らく台風、またそういう時期におきまして、消防団との連携を図りながら、特に今防災マップ等を含めたのもまだ途中でございます。土砂崩壊につきましては県の方からもデータをいただいて配付しておりますけど、今後やはり自治会長さん初め地域の皆様方と、消防団、この連携がうまくいくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

先月の末に梅雨入りが宣言をされ早くも台風1号が発生をいたしました。毎年恒例の県の防災訓練も大雨のために途中で中止されるという事態に、何か不吉な予感さえ感じております。県内に繰り返される自然災害が日置市に降りかかることがないように願うばかりであります。

先日発表された日置市の市民憲章でも、「力を合わせて安心・安全なまちをつくります」とあります。災害の発生をゼロにすることは不可能かもしれませんが、今やれることは何か、そのことを基本に質問をいたします。

合併前の旧4町の資料やあるいは職員の知識などから、市内の危険個所の把握や必要な情報収集はある程度できていると思われます。

そこで、それらの箇所の点検など、住民の

指摘あるいは要望に対応できているのでしょうか。もちろん、それぞれは国や県の力を借りなければできないものから、地域の住民の力や自分たちの力でやれることまでさまざまであります。市役所は市民の役に立つところであります。その解決のために、県及び本市の土木関係部署と消防、その他の関係部署との連携はとれているのでしょうか。

不幸にして災害が発生した場合に、いち早く頼りになるのが地域の実情をよく知る地元消防団員の方々であります。自営業者などの減少から、全国的に消防団員の不足が言われております。本市の団員の充足率などその実態はどうですか。

国も地方自治体も財政難の中で市民の生命、財産を守ることは最低限の行政の仕事であります。自然災害に限らず救急出動など複雑、多岐にわたる常備の消防本部の職員体制は、現有の資器材に対応できるものでしょうか。条例定数を大きく割り込んだ職員不足をどのように解消されますか。

次に、男女共同参画社会の関係について質問をいたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法ができ、地方公共団体にも国に準じた施策を策定し実施する責務を課しております。国はDV法、ストーカー行為等の規制法の整備や男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法などの改正を実施し、関係省庁も即座にさまざまな対応を見せております。

我が日置市でも、法律の地方自治体の責務ということから、その一段として昨年5月1日に、日置市男女共同参画推進懇話会が設置されました。17年度に懇話会は開かれておりませんが、18年度予算に16万円ほどの懇話会委員の謝金が計上されております。いよいよ本市でも、条例の制定などその制度を整える動きが始まります。

そこで市長に、本市の男女共同参画懇話会

条例制定に向けての見解について質問をいたします。

大正11年11月、初来日したアインシュタイン博士は、日本の家族制度ほど尊いものはないとして次のように述べております。

「欧米の教育は極端な個人主義となり、あたり構わぬ闘争が行われている。日本は個人主義はごくわずかで、法律保護は薄い、世代にわたる家族のきずなは固く、互いの助け合いによって人間本来の善良な姿と優しい心が保たれている。この尊い精神が地球上に残されていたことを神に感謝する」と、同じように大正から昭和にかけて駐日大使を努めた、フランス人ポール・クロードルは、「日本人は貧しい。しかし高貴だ。世界でただ一つどうしても生き残ってほしい民族を上げるとしたら、それは日本人だ」と、我が国の伝統・文化・家族制度のよさを評価した言葉であります。

さて、歴史的にさかのぼりますが、国連の女子差別撤廃条約について、市長の見解をお示しく下さい。

国において、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法ができた歴史と、その背景をどう分析されているか質問をいたします。

また、本年度開催予定の男女共同参画推進懇話会の制度化に関する事項とは、本市における条例の制定を意味すると理解してよろしいのでしょうか。この懇話会の委員の選任の基準はどのようなものですか。また、だれが選任するのですか。もちろん条例の設置はこれからであります、とりあえず、どのような条例がいいのか、現段階での市長の基本的な思いを聞かせてください。

多くの条例で男らしさ、女らしさの否定など、性差を差別とするような解釈の乱用も見られますが、このことに対して市長はどのように思われるか質問をいたします。

以上、2つの項目について、誠意ある答弁

を期待するものであります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の防災のための危険個所の点検、住民の指摘、要望に対応できているかというご質問でございます。

危険個所の点検は随時実施しており、急傾斜地の崩壊や土石流災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域に指定された区域のある自治体には、土砂災害危険個所マップを世帯配付しております。今後指定された都度配付してまいります。住民からの危険個所に対する要望、指摘・要望については速やかに現地調査を行い、それぞれの所管課と連携をとって、治山工事等については農林水産課及び土木建設課で対応してまいりたいというふうに思っております。

土砂災害防止法の推進を円滑に進めるため、市の砂防事業関係課、治山事業関係課、地域防災関係課と県の土木事務所、農林事務所、地区土砂災害防止対策連絡調整会を設置し、土砂災害防止対策の推進を図っています。今年度は土砂災害に対する防災訓練を6月4日、吹上町永吉地区で実施しました。

また、日置市防災会議も県各事務所、警察署、消防、公共団体等のメンバーで先日開催し、治山工事箇所や浸水地域等の現場調査も実施しました。

今後も災害の対応につきましては、関係部署と連携をとりながら対策を進めてまいります。

消防団員の定数は613で、平成18年4月1日現在の団員数は555人となっており、58人の欠員を生じております。

団員の年齢構成は、30歳以下44名、40歳以下121名、50歳以下217名、60歳以下151名、60歳以上22名となっており、団員の平均年齢は45.4歳となっております。

団員の減少は全国的な問題となっており、地域防災の担い手である消防団員なしには災害の初期対応が満足にできない状況も予想されます。消防団員の確保は、自治会や消防後援会の協力を得ながら進めているところでもあります。消防団員の活動環境の整備として、消防団組織、制度の多様化が国で検討され、特定の活動にのみ参加する団員や、特定の役割、特定のみの実施する分団など、機能別団員、機能別分団を参考にしながら、地域住民、事業所等の消防団に対する理解を求め、協力を得るための働きかけを推進し、今後も人員の確保に努めたいと思っております。

特に、現在特に夜間における有事の際は、非番者等が現場または救急隊の要員として自主参集に努め、消防本部全体で対応している状況でございます。

職員数でございますけど、現有資器材に対する必要な人員75人です。現有人員が67人です。年次的に採用していくつもりでございます。

2番目の質問の1でございますけど、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例は1979年に国連総会で採択され、日本は1985年に批准し、同年7月5日に発効した条例でございますが、これに対する見解というご質問でございます。

この条例は、国連憲章で定めている基本的人権や人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることや、世界人権宣言が差別は容認できないという原則を確認していることなどを踏まえ、条例として成立したもので、すべての人間は生まれながらにして自由であり、また尊厳及び権利について平等でありながら、性別に対する差別も当然あってはならないという認識を持っております。

1999年に育児休業に関する法律が施行されたり、1999年、男女共同参画社会基

本法が施行されておりますが、これらの歴史的背景が男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するために国を挙げて取り組むべき施策という認識をいたしております。

3番目の懇話会の制度化でございますけど、懇話会の設置要項では、ご質問のとおり条例の制定も視野に入れておりますが、まずは法律第9条、第14条の規定に基づいて、国や県の基本計画も参考にしながら、その地域の特性に応じた施策として、基本計画の策定を行うこととしております。

その計画を実施する中で、地方自治法第14条第2項にある市町村が義務を課したり、または権利に制限をかける必要がある場合は、条例を制定するということとなります。

4番目の懇話会の委員の選任でございますけど、懇話会の委員については、市議員からの推薦された議員、市教育委員会から推薦された教育委員、市農業委員会から推薦された農業委員の皆様が、それぞれ1名、民生委員の代表、自治会長の代表がそれぞれ2名以内、女性団体の代表が5名以内、それと20歳以上の市民の中から男女4名以内の計20名以内で懇話会を設置したいと考えております。

そこで、この20歳以上の市民の皆様方については、広く公募を行いたいというふうに考えております。応募時に書いていただく予定の身近な男女共同参画の課題や、それに資する意見等を参考にさせていただきたいと思っております。7月ごろに公募を行い、9月初旬に懇話会を立ち上げたいと考えております。

5番目の条例が、どのような条例がいいのかということでございますけど、条例の制定につきましては、県内で条例を制定している団体が旧名瀬市、薩摩川内市、川辺町の2市1町という状況のようですが、先ほど申し上

げましたとおり、日置市の特性や課題を確認した上で基本計画を策定してまいりますので、計画策定と並行して検討したいと考えております。

条例を制定する中で、男らしさや女らしさを否定するような例が見受けられるがというご質問でございますが、このことについては今後懇話会の中で積極的に論議をしていただきたいと考えております。

以上で終わります。

済みません。先ほど「条例」を「条約」に訂正してください。

○16番（池満 渉君）

16番。まず、防災といいますか、その件について幾つか質問をいたします。

この一般に、今回質問に出しました危険箇所云々というのは、個々の場所を言っているではありません。市内の全域について、全体的にどうかというようなことを指しております。

防災のため住民からの指摘、要望というのがあって、それに行政がどう対応できるのかということでもあります。行政はどうかというのですが、ご承知のように災害対策基本法は、災害対策の基本は、災害から国民、住民の生命と財産と暮らしを守るということふうに第1条で明記しております。

る国や県やあるいは関係団体と協議をしながら、現地も確認をしてということもありましたけれども、それぞれの現場に足を運びあるいは確認をして、その住民があるいはその地域の人たちが何を望んでいるかというのは当然のことですし、職員の方々それを察知することは当然ですよね。そのときに、どうもやっぱり財政的に厳しい、この最近では予算がないとかなんとかということで、なかなか予防のための対策が前に進まないというのが現状があるような気がいたします。

もちろん我々も厳しいことはわかっており

ますので、いちいちすべてを工事としてやってほしいというようなことは申しませんけれども、市民からの要望があったときに市民と同じ目線で、ではこのことを解決するためにはどうすればいいかということ、今以上にもっとやっぱり職員の皆さんは心配をしてほしいといいますか、同じ目線で考えてほしいという気がいたします。解決策を示すときにも、あるいは現在、今は手がなくてもしばらく待ってほしいとか、もう少し大丈夫だとか、あるいは今度の日曜日ちょっと加勢に行きますから少し応急でもやりましょうとかっていうの、そのような市民に対する答えをしっかりと出してほしいというふうに思いますが、市長どうですか。職員の方々にそのような対応を、市民の皆さんにしていくようにというような指示はかねてからできてるでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にこの職員の意識の問題でございますけど、先般の議員の中に、総務課長の方もお話し申し上げましたとおり、今回職員のそれぞれの地域の配置をやる計画でございます。そのようなことを含めながら、やはり自治会長さんを初め、いろいろと危険箇所については随時総務課の方に報告をしていただきたいというふうに思っております。また、大きな事業等につきましてもやはり今ご指摘のとおりすぐできるものと、やはり長期的にかかわるもの、いろんな問題があるのかなというふうに感じておりますけど、やはりそこあたりはきちっとやはり説明責任といいますか、やはりそういうものをきちっとやれるよう職員の指導をしていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひお願いをいたします。

災害対策基本法では、国とあわせて地方自治体にも同じような目的として、住民の財産、

生命を守るようにいうことありますけれども、そのときにやっぱり地域ごとにいわゆる防災計画を作成をして、その実施に向けて努力をするというような項目がございます。住民の方々から要望があったときにどう対応するか、そしてそのためにどうするかというような順序であります。災害が発生する場合の大きな要因として、台風、大雨、いわゆる自然災害、自然的要因の一つあります。それから、どうしても、自然の要因であっても、人為的要因といいますかね、人災だとかよく言われることがありますけれどもそのようなこともあります。いずれの場合にしても最小限に被害を食い止めなければなりませんけれども、もしかして、住民の方々から役所にこのような改革をしてほしい、あるいは危険ですよとかというような要望や話が事前にあった場合、そしてそのことを役所側が知っていた場合に、対策が幾らかほったらかしになっていた場合は、私は大雨や台風の自然の要因であっても人為的な要因になるんじゃないかと、役所の怠慢じゃないかという気がいたします。これまで幾つかそういう事例も見てまいりましたので、このことはしっかり頭に入れていただきたい。先ほどの話と同じようなことですが。

そこで、この防災計画をもちろん策定をされているだろうと思いますが、防災計画、現在の策定の中で、それが例えば事業としてどうか、実績として、形として大体関係してきたというような割合ですね、正確な数でなくても結構ですが、市長がお感じになる防災計画に対する本市のいわゆる実施率といいますか、反省してきたやってきたことの割合を感覚としてお示しをいただきたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

特に危険個所につきましてそれぞれの箇所を上げておりますけど、私どももこれを解消

していくためには県・国の力を借りていかなければならないと思っておりますもので、特に市におきます治山事業とか、また急傾斜箇所、そういうもろもろをやはり国・県の事業の中でやっていきますので、そういうもろもろにつきましても、やはり年に約10カ所程度はそれぞれの事業が解消できているのかなあというふうに思っております。

それで、大小あるというふうに考えておりますけど、そういう事業に乗らなかったところを含めて、やはり今後詳細な部分が必要であるのかなあということを考えております。

○16番（池満 渉君）

ぜひ市民の方々と同じ目線で、同じ気持ちで目配せを、心配をしていただきたい。夜中に大雨が降ると、あそこは大丈夫やろうかいと途中で目が覚めるぐらいの気持ちを持っていただきたいというふうに思います。

もちろん、私は、この災害対策を一方的に行政任せにしたり、責任を追求するというつもりは毛頭ございません。住民と行政がともに力を合わせてやっていかなければなりません。しかし、地域社会の防災力向上を目指す市民の自主的な取り組み、こういったものを積極的にこう後押しするというのも行政の役割であります。

ちょうど5日前、15日は大雨でありました。すごい大雨でありまして、あちこちで冠水状態でした。私のふるさとのすぐ近くの道路も、側溝はあふれて、まさに路面を道路上で水が流れておりました。その日は役所の皆さんも見回りをされて、ちょうどその後防災会議ですかね、何かあったというふうにお聞きをいたしましたけれども、昼から雨がやみましたので、私も詰まっていた側溝のところに行きまして、ふたを開けてちょっとやりましたけれども、かなり大きな木の枝が詰まっております。今回反省をすることでした。雨の前にこれらのことをやっておればこま

でなかったのになあとというふうに反省をしましたけれども、やっぱり大きな災害の前に小さな努力、普段のやれることの努力が必要だろうと思います。

シーズン前に、台風や梅雨、そのシーズン前になると自治会の会長さん、あるいは各種の関係の団体の方々に、ぜひ地元のことを、水路、がけ下とかいろんなことについてご配慮を願いたい、掃除をしてくださいといったようなお願い、そのことを住民——長として自治体の会長さん方をお願いをされておるでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

防災、梅雨入りに対しますことに対します警戒等はしておりますけど、ここに具体的にそのような指示、お願いごとはしてなかったというふうにも認識しております。

今後、やはり幾時といいますか、この梅雨だけでもなくその台風とかですね、こういうものが来たときは事前にいろいろと防災無線等も通じながらやっておりますけど、やはり詳細な部分につきまして、気配りをしながら特に自治会長さんと密な連絡ができるよう本所、支所、それぞれの職員の対応というのを、今後指導していかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

次に、本市の消防団、本市に限らず団員不足というのはあります。市長が構成の内容やらもお話をいただきました。入りやすいように特定分野での活躍をすると、私は兼ねては出られないけれども緊急の火災の場合は出られますとかなんとかですね、そういったことも方法として募集をしておりますけれども、実際なかなか難しいのは現状であります。

そういった消防団などがなかなか定員に満たない場合にはどうするかというと、高齢者や女性、いろんな方々が、地域にいる人たちが力を合わせてということで、自主防災組織

などの対応になりますよね。この本市における自主防災組織の組織率といったようなものはどんなものでしょうか。組織率はどうでしょうか。各それぞれの部落、あるいは校区といったところにあるんでしょうか。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと数字がないわけでございますけど、それぞれの自主組織につきましては、特に自治会等のところでしているところとか、また自治会でそれぞれ組めない自治会とかそれぞれあるのかなというふうに思っております。

また、詳しい数字につきましては、また後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○総務課長（池上吉治君）

本市の自主防災組織でございますが、各地域ごとに申し上げますと、東市来地域で24、それから伊集院地域が20、日吉地域が12、吹上地域が19、合計75という状況でございます。

○16番（池満 渉君）

はい。75の自主防災の組織です。これからまだ組んでいっていただかなければなりません。

しかしながら、過疎化・高齢化が進展をしてくるとこの自主防災っていうのもなかなか厳しくなってくる。よく災害対策で自助・共助・公助と。自分で助ける、ともに助ける、公が助けるというようなこと、3つのことを言われますが、自らが努力をすることが自助であり、消防団や自主防災、地域の方々の力が共助だろうと思います。高齢化、過疎によって自主防災も大変になる、消防団員も少なくなるといったときに、さて最後はどうするかというとやっぱり公助であります。いわゆる役所、公の力で助けるということでありませう。

常備消防の充実、消防本部の充実というこ

とになります。全国の消防力の基準からすると、人員、資器材などその充足率は国平均で75%しかない、言われております。消防組織法の第1条では、消防はその施設と人員を活用し、国民の生命、財産を火災あるいは水害から、地震から守るというふうに書いてありますが、この消防力の基準は、施設と人員として、庁舎、資器材、水利、消防職員について定めたものであります。

ですから、この基準というのは単なる、やっぱり目標とするものでなくて、本来整備すべき当然の数だろうというふうに思います。

しかしながら、どの自治体も財政は非常に厳しく大変だという中で、消防長はこの基準というのを全面的に改定をして、消防力の整備指針としましたですね。算定方法を緩和したり、あるいは地域の実情を勘案してというふうにして柔軟性を持たれたわけですが、このことが消防職員の数を現在の、まあ条例定数でよしとしようというふうな動きになったんだろうと思います。

ご承知のように、先ほど市長もおっしゃいました本市の定数は75であります。すべて75までは、基準までは大変だけれども、この条例定数の75まで確保しなければという気がします。

ちなみに、垂水市、いちき串木野市、さつま町、この消防本部は、条例定数に対して100%であります。鹿児島市、霧島市、南さつま市、それぞれが定数に1人足りない99%。最も低い、いわゆるこの市の単独の消防、鹿児島県内の中で最も低いのが出水市であります。75の定数に対して71人、94.6%であります。

ところが、我が日置市は、今発表がありましたように、75の定数に対して充足率89.3という67人の定員であります。本市だけが9割を割っているという、この県内の自治体の実態から見ても9割を割っている

というこの本市の実態について、数字について、市長はどのようなお気持ちをお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

今回のこの消防本部の定数につきましては、市町村合併を含めた中におきまして、特に小さい形の中の消防本部になってしまったと。7つの消防、旧町におきましても定数は80幾らで効率的な形がされておりましたけれど、合併におきまして大変このような人数になったというふうに思っております。

今現在67ということでございます。これは先ほども申し上げましたとおり年次的に採用していきたいというふうに思っております。と申し上げますのも、この消防の職員の年齢構成、やはり一時的に一緒に入れてしまうと、大変後ほど大変大きな課題を残す。このことを私消防本部におったときに味わいまして、最小限の中で消防長の方にも指示しながら、最小限の中でどれだけなのか。やはり年次的に毎年採用していくことにおいて、多くのそれぞれの優秀な方を、また年代的に入れることができるんじゃないかなという方向の中でありまして、この75に早く近づけていきたいというふうに思っております。ことしもまた採用試験をするつもりでございます。

特に私ども消防組合の構成として、まだ本当に20数年しかたたない中で、退職と採用、これが大変大きな課題を残しまして、一時的には市町村に返して新しい職員を入れたりそういう工夫もしました。そういうことの基礎的な考え方がございますので、一度に入れていくことにおいて、大きなこの消防力と申しますか、この差異があるというふうに考えて、最小限の中でやっていきますけど、この四、五年の中で不足がでないようやっていきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

特に消防署の職員は体力的にもないと、元

気がないといけないというのもよくわかりませんが、年齢の構成などもあります、ふやしていくまで待てというわけにいかないんじゃないかという気がいたします。

現在67名の定員ですが、その67名をこの本署、それから南、北、2つの分遣所があります。支所がありますが、この3つにどのように配置をされているのか、その職員の人数割をお示しをいただきたい。

それから、その3カ所の資器材、大まかな消防ポンプ車、救急車などの資器材の数量のお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましては、消防長の方に説明させたいというふうに思っております。

特に今回このような状況になりましたのは、北部、前は北部分遣所、今は北分遣所という形になっておりますけど、特に北の分遣所の対応というのが課題であるようでございます。

特に、この常備消防の考え方というのは、基本的に今救急業務というのが基本的にはもう90%の仕事でございまして、消防活動というのが割合にいけば10%仕事あるのかどうかということに言えると思っております。

基本的に今今後、やはりこの資器材を含めた中の充実というのは図っていきたいと思っております。このことにつきまして消防長の方にそれぞれの本部、分遣所の説明します。

○消防本部消防長（田上規夫君）

先ほどのまず人員の配置でございますが、消防本部が12名、この中に指令室員が4名入っております。それと、本署に31名、南分遣所に14名、北分遣所に10名、合計67名となります。

なお、資器材につきましては、本署に、これは12月のタンク車が入った段階と考えさせていただきます。本署にポンプ車が2台、救急車が1台、非常用救急車が1台、工作車が1台、資器車が1台となります。

南分遣所におきましては、タンク車が1台、救急車が1台、広報車が1台、北分遣所におきましては、タンク車が1台、救急車が1台、以上になります。よろしく申し上げます。

○16番（池満 渉君）

3所の職員の数をお示しをいただきました。今、市長から9割以上が救急業務だというお話もお伺いをいたしました。

この本署が31と、本部に10人、それから南に14、北に10となりますが、本署と南分遣所は何とかなるにしても、どうも北分遣所の実態は大変であります。ご承知のように10人、この10人が5人ずつグループを組みまして交代で勤務しますけれども、5人が勤務をしているときにその5人の中に1人がいわゆる公休がある場合があります。また、重なって2人公休をするときがあります。消防本部にいわゆる北分遣所に3人しか勤務していない日があります。消防署の職員は24時間勤務でありますので、拘束される時間は24時間、その中で3人しかいないという日が多々あります。救急の出動がもしあれば、救急車に3人乗車をしていけば消防自動車が出動できないという事態が出てきます。もちろん救急業務が多くて消防の出動は少ないということは統計的にもわかりますけれども、さらに本署から何かあったときには応援体制もあるということも聞いております。救急の出動といわゆる消防の出動が重なって出動、消防車が出動できなかったことがことしに入って2回あったということでもあります。北分遣所。救急車に3人乗っていて同じ時間に消防車が出れなかったことが、この、ことしに入って2回あったということでもあります。この体制を多くの市民の方々は知りません。火災があったときになぜ消防車が出ないんだろうかということを感じる人は少ないかもしれませんが、日置市が市民憲章として上げた、安心・安全なまちづくりということ

を、この言葉を市民は信用できなくなるんじゃないかという気がしております。市長、いかがですか。この市民憲章に安心・安全とうたったことと、この今北分遣所の実態を考えるとどんな感想をお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりそのような実態であったということは認識しております。特にさきも申し上げましたとおり、この北分遣所のあり方につきまして、特にこの非常備の中央分団、そういうものとの連携もきちっとやっぴかなければならない。消防団におきましては火災だけでなく災害もございすけど、特にさきも申し上げましたとおり、今後の安心・安全を含めた中におきますこの常備の考え方というのが、やはり消防本部を含めた中で、私どもはこういう小さな形の消防本部になってしましまして、今後約30万都市の消防本部のあり方というのがこの近々に、恐らく総務省の方から出てくるというふうに思っております。そういうことを含めながら私どもの方にいたしましても、さきも申し上げました、この最小限の中におきましてこれとまとめるというわけではなく年次的に採用をさせていただき、その北分遣所の活動も含めまして十分検討させていただきたいというふうに思っておりますし、さきも申し上げた消防活動というのは非常備の消防団活動ときちっと連携をリンクしながら今後やっぴくつもりで、来年はこの消防団の、非消防団の管理も消防署の方に移す予定でおります。そういうことを含めながら、消防全体で連携がスムーズにいくような形をとっていききたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

それぞれが非常に厳しいということはよくわかりますし、また連携を、非常備消防とも連携をしていかなければということもよくわかります。

先ほど申しました消防力の基準では、消防ポンプ車に乗車する隊員は基本的には5人だというふうに規定しております。それが無理ならということで、整備指針で改正をされて4人まで引き下げられましたけれども、今話をしました現実にはゼロの日もある、1人しか消防隊員がいないときもあるということをごひわかっていただきたいと思います。

全国で平成3年ごろの火災による死者822か23だったと思います。それが平成17年の死者が1,220ぐらいでしょうかね。1.5倍ぐらいになっている。全国的に交通事故とかそういったものから見ると少ない数かもしれませんが、火災による死者の数は確実にふえておりますので、その原因は何かといいますと、死者・被害者が高齢者が、高齢者の割合がふえてきたということであります。となると、合併したこの4つの町、旧町の状態を見て、高齢化率が高い東市来というこの北分遣所があるところでは、このままの体制ではいいのかということが心配をされますが、いかがですか市長。高齢者の多い地域にこそしっかりと消防設備を整えてあげることが大事じゃないでしょうか。いかがでしょう。

○市長（宮路高光君）

さっきから申し上げておりますとおり、ことしも採用していきます。また、本署との役割分担の中で、さきも申し上げました。新しく来年以降この非常備の管理もこちらの方でしますので、人間の配置というのは十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

何回も言いませんけれども、今あったように非常備消防関係の事務も消防本部に移りますよね。ますます消防本部が大変になることはわかりますが、行革により5年間で80人ほどの職員も削らなければいけないとかなん

とかという話もあります。

いちき串木野市は、合併と同時に一般職の職員を消防本部に4名振りかえをしました。そして現在、条例定数いっぱいになっているという現状であります。

ですから、新たに採用するということではなくて、しっかり整うまでは待ちなさいということじゃなくて、そこら辺の、例えば司令室か消防本部の何かにこう職員の方を入れて隊員を回すことはできないのか、そういったようなことはどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一昨年は、この私ども市におきまして、職員から3名ほど出向された状況でございます。ことしの4月におきまして、一般職を2名ほどこちらの方に返しました。特に今その内容充実ということで、やはり事務をしている人間もすぐ出動できるよう、そういうことも消防長とも十分配慮した中で今回もう全消防職員である、運営してということでございます。ここあたりの部分につきまして一般事務の中でできるものなのか、それで充足していけばいいものなのか、今まで、去年までは2名は一般事務もおきまして、この人数の中に入れておったということでございまして、ことしの4月からは一般事務の2名はこちらの方に、一般行政に引き抜きで定数いっぱいということで、私実質的には昨年より、中身的には消防署の純人員というのは充実してきているというふうに思っておりますので、今後ことしの採用試験を含めながら、早い時期の中で充足ができるよう努めていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

大変厳しい財政の中さまざまな問題があります。自治体間厳しい中でその競争を勝ち抜くことは厳しい、無理かも、なかなか厳しいわけですが、アイデアを出してというのも一朝一夕にはいかないことであります。

しかしながら、せめて救急や消防の体制、市民をしっかり守るという体制だけは、日置市はどこの町にも負けないというようなことも魅力になるような気がしますので、ぜひ今の力を、お言葉をですね、なるだけ早い時期に実現ができるように期待をいたします。

さて、男女共同参画の……。

○議長（宇田 栄君）

池満君。ちょっとここで休憩をとりますので。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

しばらく、ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時50分といたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

男女共同参画の質問に移ります。

初めに言うておきますが、私は男女がともに手を取り合い家庭や社会を築いていく、そういったことは素晴らしいことで大賛成だということを表明を、まず最初にしておきたいと思えます。

国連の女子差別撤廃条約、先ほど市長からありましたけれども、この条約は第1条で次のように言っています。女子に対する差別とは性にに基づく区別、排除または制限とし、既存の法律、規制、習慣、慣行を修正し云々とずっとあります。つまり、性にに基づく区別は差別だと規定をしております。

さらに、第18条で、「この条約に批准した国は、批准した政府は、条約実現のためにとった立法・司法・行政、その他の措置を定期的に4年に一度国連事務総長に報告すること」としております。

21条は、女子に対する差別の撤廃に関する委員会、いわゆる撤廃委員会として、「各国の報告に対して不十分と判断すれば改善を勧告できる」とこういうふうにしております。

市長が話をされたような内容であります、市長この条約の批准について、我が国は昭和60年に批准しましたけれども、アメリカはどうでしょう。そしてその理由は何なのかということではありますが、自由で最も女性が活躍していると感じられる国アメリカであります。アメリカはいまだに批准をしておりません。批准のための憲法改正があるわけですが、憲法改正に多くの女性たちが大反対をしたのです。もしこの条約に批准されたら女性の徴兵免除、いわゆる徴兵制度を女性は免除しているというこの制度が廃止されます。男女平等になりますから。主婦、母親としての伝統的特典の廃止による家族崩壊、怠惰、同性愛の権利の容認など、アメリカの伝統文化がずたずたになるということでアメリカの女性たちが大反対をして、この条約にいまだに批准をしていないのであります。

我が国において、男女共同参画社会基本法ができたのはこの条約遂行の一端だったというような気がしてならないのであります。平成14年の第5回の報告に、基本法をつくりました、民法を改正しましたという報告を出しておりますが、この報告に対して案の定撤廃委員会から改善の勧告がありました。共同参画基本法の制定を祝福するが、全国の全自治体が策定していないことに留意すると。いわゆる未策定の自治体への政治圧力を促しているのであります。

人口減少社会の到来で、女子の労働力の重要性やらさまざまなことが言われておりますが、その反面、配偶者控除あるいは遺族年金の廃止などが検討をされております。女性の社会進出は大いに結構であります、一方で、専業主婦や子育ての母親など、女性の特権を

蔑視するような風潮も見られて感じられません——見られております。

つまり、この基本法の制定によりさまざまな分野に拡大波及をしていくようではありません。それに沿った条例の制定とかですね、いろいろなことにしっかりと一本筋を通してやっていくべきだというふうに思います。

このアメリカが批准しなかった、批准していない理由、あるいは女性として、あるいは子育ての母親としての女性の特権を守る、いったようなこの話を男女共同参画でありながらもやっぱり持ちつつ、これまでのことをしっかり踏まえつつという意味から、市長こういったことを聞かれてどのような感想をお持ちになりますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの国にそれぞれの歴史的な背景もあるのかなあということを感じました。特にアメリカにおきましても徴兵制を含めた中におきまして、大変いろいろと危惧する部分があったからそういう批准してないのかな。もし日本も徴兵制度があったらそのような形が起り得たのかな。逆に考えますけど。基本的にこの日本を含め、私どものこの社会、現在におきましては、戦後60年の中でも大分社会の構造というのは変わってきたというふうに思っております。昔の場合では専業主婦を含め、女性の働く場の参画も少なくなりました。今それぞれの職場におきましても、またいろんな団体におきましても、それぞれの女性登用というのを叫ばれております。そういうことを含めながら、今後私ども日置市にどのようなのがマッチしていくのか、十分この基本計画をつくりながら条例制定までやっていかなければ、一つの角度からものを見ればいろいろとまた非難も起こってくるし、やはりこれは多面的にどう、多面的にいろんなご意見があるというのは思っておりますけど、これをまとめていくにはやはり市民本

位の中でそれぞれの皆様方が意見をいただいて、私どもが集約をさして基本計画も一番まづもってつくっていききたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひ、多面的にというか、各方面からのいろんな意見を入れながらやっていただきたいと思えます。

国の法務省の動きとして夫婦別姓の制度、現在は特例的というんでしょうかね、夫婦別姓の制度というふうにして、民法の規定を本分としながらも一部認めておりますが、この夫婦別姓の制度については市長はどんなお考えを持っていますか。

○市長（宮路高光君）

基本的には私は私がするよりも、これは個人の、個人を尊重していくべきなことであるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

この別姓制度も実は男女共同参画の動きの一つでありますのでお尋ねをいたしました。

世界で最も別姓の制度が進んだ国スウェーデン、福祉の面では非常に拡充され、我々もうらやましい限りであります。働く女性、子供を持つ女性の就労率が上がったという統計もありますし、さまざまないい部分もございます。

しかしながら、スウェーデンの刑事犯は日本の7倍、強姦は日本の20倍、強盗は我が国の100倍という一方からの数字も出ております。国内で余りに表に出ないこういった数字であります。子供を持つ女性たちが就労率が上がったということは、逆を返せば、離婚などの増加によってどうしても子供を持ちながら働かなければならない事情になったかもしれない。これは内容は推定ですが、こういった功罪、一方でいいことがあって、また一方でというようなことでもありますが、ぜひこういったことにも多面的なこと

と合わせて注意をしながら、男女共同参画の基本計画なども進めていただきたいと思います。

この各地で男性、女性のさまざまな社会進出というところで、各種の審議会などに女性委員の割合を数値目標化するというような動きがあります。例えば日置市でも、何々委員会に女性もせめて3割ぐらいはとかそういう話がありますが、この数値化については市長はどんなお考えをお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

その数値化ということも必要でありますけど、やはりそれぞれの考え方、会の中におきまして、やはり女性から見た一つのあり方、男性から見た一つのあり方、それぞれ考え方が違うというふうに思っております。最終的にはそれぞれの委員会の中でまとめたいただければよろしいんですけど、やはりそれぞれ男女それぞれの意見が会うということは私はよろしいこと、いいことであると思っておりますし、その割合というのがどっちがどうなのか。逆に女性の生活改善グループとかいろんな、今度は女性を主体とした会の中に、今度は男性が入っていくべきことかなあという部分を逆にまた考えるべきことかなあというふうに思っております、特にこういう情勢の中におきまして、以前は特に民生委員の皆様方大変男性の方が多うございましたけど、今は特にこういう福祉行政の中で女性の方がいっぱいになってきたということでございまして、私はその数値目標はどっちがそのいろんなケース・バイ・ケースがあるというふうに思っておりますけど、やはりそれぞれの部門にそれぞれが入っているいろいろな論議をしていただく、そういう審議会、懇話会であっていきべきなことであるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

私は、男女を問わず、さまざまなものにさ

さまざまなことに機会を平等に与えるということには賛成であります。

しかしながら、結果としての数値化、数値目標としてこれぐらいというのは逆に審議会とかなんとかということと違った方向に持っていきそうな気がします。平等に機会を与えてそれなりになった結果であればそれで構わないと思います。市長がおっしゃったように職業によっては男性が入ってもやっぱりなじまない職業もあるでしょうし、いろんなこともあると思いますので、そこら辺は無理やりということじゃなくて、しっかりと合わせていければという気がいたします。

さて、もっとも大切ないわゆる懇話会の委員の選任であります。さまざまな団体からその代表として大方の方が任命をされるようでありますし、20歳以上の市民の方々は4名ほど公募をしてということではありますが、国のこの男女共同参画社会基本法をつくったときに、大事な条例の部分、条文の部分で幾つかの事を決めようとしたときに、一人の委員が主張をしたといったような例が、まあいろんなところでもありますけれども、そのときにその委員の言いなりに決まる場合がよくあります。それは、全体の委員の選任について、専門知識を持たない方とかいろんな方々がいわゆる充て職で上がってきた場合にそういうふうな構成になるような気がするんです。

ですから、このときに、1人の委員は、私の理論を打破するだけの学者、理論を学識、理論の他の委員は持ち合わせず、大方の委員が私の案に寄り切られていったというふうに述べるケースもございますので、いろんなことで知識を持った方々を委員に選任をし公募していただきたいと思っております。

さて、どのような条例がどうか、先駆的にある条例を幾つかとりながら市長の感想もお聞きをいたしましたけれども、これ教育長にお尋ねをいたしますが、学校現場やあるいは

は教育現場で、男女共同参画についての誤認はないか、誤った取り扱いはないかということでお聞きをいたしますが、男女平等あるいは共同参画だからといって、修学旅行のときに同じ部屋に宿泊をさせる。(笑声)あるいは身体検査のときの着がえを同じ部屋でさせるとか、こういった例は全国で今出ております。実際に。あちこちで。そのような誤認をしているようなケースが本市にはないのか、本市の教育現場にないのか、そのことだけをお伺いいたします。

○教育長(田代宗夫君)

日置市の小・中学校におきまして、今ご指摘のような場合ですが、例えば体育の授業の場合に着がえをどこにするか、あるいは身体検査のときに着がえをどこにするかと。この2つをとりましたときに、低学年の1、2年生においては指導の面からかれこれありまして、同じ部屋でやっておりますが、大規模校の1校だけが5年生以上が別々にしてありまして、4年生までは一緒ですね。あと1校が4年生以上が別々の部屋でやっている。残りのすべての学校は3年生から別々の部屋でやっているというような実態でございます。

そして、修学旅行の同室での宿泊というのはこれは一切ございません。

以上です。

○16番(池満 渉君)

既に条例を制定しております鹿児島市、あるいは奄美、薩摩川内といったようなところもそうですが、その条文の中に報酬に表示する条項に関する事。いわゆる公の場所でみんなにわかるようなその看板類についてという条文がありますが、鹿児島市議会で昨年、あるいは一昨年でしたか、ある女性議員がこのような質問をしております。「公衆施設のトイレの表示の色分けをするのは男女共同参画の精神、条例に反するのではないかと、鹿児島市長に質問してるんですが、市長、ど

うお答えになります。(笑声)

○市長(宮路高光君)

この、その色が違うからどうこうというんじゃない、こういうものにつきましてはやはりわかりやすくしてくれる。やっぱりそれは配慮をしていかなければ私はならない。何でもかんでがその一緒のもんというわけにはいけないし、そこあたりの部分にそういうふうなわかりやすく、やっぱりそういうふうにしてトイレを間違っただけで大変な大事件が起きますので、やはり物件の中においてそういう色の識別というのは大事な、やはりきちっとした中ではすべきなことじゃないかなあと思っております。

○16番(池満 渉君)

宮路鹿兒島市長でも通用するんじゃないかというような答弁だったと思います。(笑声)

確におっしゃるように、トイレの赤い色、あるいは黒・青というような色は、市長もおっしゃるように男女の差別ではなくて男女の区別ですよ。いわゆる男は黙ってても男便所と見なくても、青色があれば入りますし、女性は赤色があれば入ります。これを同色にするとかえって混乱をして、市長がおっしゃったように変なことになったりします。私が今、幾つか申し上げてきたことは、このような男女共同参画と言いつつも区別とかしつかりやるべきところはやっていったような条例をつくらないとおかしくなるんじゃないですかということをお願いして今質問をしております。

さて、きょう最後になりましたけれども、今私が話をしましたこのようなさまざまな混乱、あるいは拡大解釈を招く恐れがあります。もし条例の制定をしてやっていると。本市の条例制定の際にはこのような誤解を招くことがないように、そして条例がしっかり機能できるようなことを願っていきべきだと思

いますが、例えば今話をしました男女の区別を差別と誤って批判することがないように、特に広報活動において留意すること。教育の分野にあつては性差を否定する教育を行わないこと、また思春期の青少年の教育に当たっては性別に配慮することとか、教育基本法の改正の中でいわゆる愛国心、国を愛する心というのを内心の自由を侵すというような論議がありますけれども、法律で自由を、心を縛るのはよくないということが話がありますけれども、実はこの男女共同参画問題もそうでありまして、いろんな条例を見ると、家庭の中でも職場の中でもいろんなところでもこうしなさいというふうな逆に縛っているような部分もありますので、それぞれのケースに配慮をしながらやっていくというような、幾つかのいわゆる乱用防止規定というようなものを条例制定の際にはしっかりとこう設けながら機能するようにやっていくべきだと思いますが、このことについて、今条例はできておりませんが、これからそういったことの作業にかかるために市長の心構えを最後にお伺いをして質問を終わります。

○市長(宮路高光君)

さっきも申し上げましたとおり、私どもきちとした基本計画を策定させていただきま。その後には条例というのが来るというふうな思っております。今議員がおっしゃいますとおり、そういう人間の常識、私は常識もあると思っております。その常識の中でどうそのことを区分していけばいいのか、それは男女であってもわかるというふうな思っております。ではそういうことを踏まえながら、今後の制定につきましてもやはり幅広いご意見をいただきながら、じっくりほかの地域の条例等も精査しながら条例をつくっていくべきだというふうな考えてます。

○教育長(田代宗夫君)

次に、23番、島中實弘君の質問を許可し

ます。

〔23番 畠中實弘君登壇〕

○23番（畠中實弘君）

私は、さきに提出した通告書のとおり、質問事項は2つ。

まず、1問目は、大胆な財政支出の削減についてであります。質問の要旨①は、庁舎方式の見直しに絞って市長にお伺いいたします。

現行の総合支所方式は、本庁との二重構造になっており、このことこそ合併効果を阻害する最大の要因ではないかと思えます。このまま続けていけば抜本的な財政改革は不可能であると断ずるものであります。

現実を直視しましょう。これは本日の日経新聞の記事です。「自治体の財政破綻現実味」とありますが、この大きな活字の見出しが不気味におどりを訴えております。

地方自治体はどこも同じような状態で、もう既に危機的な財政状況に陥っているのです。そこから本市が脱出するための決め手は、早急な本庁方式への切りかえしかないのではないのでしょうか。本来ならば合併を機に行政機能の一極集中化を図り、あらゆるむだを省き、合理化で組織をスリム化してこそ、初めて人件費等の大幅な財政支出の削減ができたものと考えられますが、そのことは合併協のときから何度も議論が重ねられ、だれもが考えつくごく当たり前の理屈であったわけです。

しかし、そうすると旧3町の役場周辺の経済の衰退、空洞化は火を見るより明らかで、地域の住民感情と願望を無視できず、やむなく旧町の役場機能を保持したまま現行の総合支所方式に落着きたいきさつがございます。

しかし、合併から1年経過した今、喫緊の最重要課題である財政改革の足を引っ張っている最大の要因がこの現行の体制であることを多くの市民が気づいてまいりました。

そこで、私の質問の趣旨ですが、かねてか

らの私の持論をもとに、今回一つの政策提言として、一般質問を兼ね市長に投げかけるものであります。

今、諸般の事情を勘案すれば、強引に本庁方式に移行することは現実的には不可能と考えられています。

そこで、分庁方式に切りかえて、旧庁舎に決裁権を持った各部門、例えば、例えばですよ、伊集院の本庁舎には市長室、議会及び総務企画部門だけを置く。東市来の庁舎には産業建設部門を置いて、そこから全市の所管を総括管理する。日吉の庁舎には教育委員会、あるいは社協等の本部を集約する。吹上の庁舎には環境福祉部門を置いて、全市の所管の総括管理するというふうに、平等に機能を分割設置する。

一方、支所機能として、住民課など窓口業務的な機能をそれぞれに配置すれば、総合支所を廃止しても地域の活性化を維持でき、あわせて職員の大幅な削減も可能で、そこから生まれる余剰人材は、他の施設、あるいは部署において有効に活用できるのではないかと、そのような考えた方もあるという一私見ではありますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

次の②は、小手先の指定管理者制度やこのたび作成されました集中改革プラン等の実施程度では財政再建団体への転落は免れないと思うのですが、それに対する市長の見解も伺いたいと思います。

指定管理者制度は、民間法人等を含め公の施設目的を最も効率的に達成可能な民間の能力を活用しつつ、多様化する住民のニーズに効率的かつ効果的に対応するための一つの手段として導入されたものと認識しております。そのようなことから、当局でも十分に配慮された面は評価はしますが、財政の面から抜本的に施設のあり方等を検討されたかどうかは今回いささか不透明なところがあり、真

に効率的と言えるのか疑問であります。

それから、このたび出された日置市行政改革行動計画、いわゆる集中改革プランについては、それぞれの分野で目標設定されていますが本当に計画どおりに進むのか、どのくらいの信念を持って進められようとしているのか、果たしてこれで抜本的行財政改革が可能なかどうか、疑念を持って市長にお伺いするものであります。

次の第2問目は、市立図書館の役割とその評価について。これは教育長にお尋ねいたします。

去る5月、日置市立吹上図書館が新築落成しめでたくオープンしました。子育てに優しい図書館を目指して、絵本や児童図書も充実し、パソコン利用やDVDソフトの試聴もできる素晴らしい内容です。地元の皆さんの喜びが目に浮かんでまいります。

ところで、一般的に市民が描く図書館のイメージは、大きな建物にある貸本屋という程度のものではないでしょうか。実際には図書館ははかり知れぬ多様な可能性と価値を有しております。

そこで、図書館の設置者である地方公共団体は、図書館が地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識して、図書館行政政策の一層の充実、推進を図っていくべきであると痛感いたします。

地方分権が進む現代の社会においては、日置市でも独自の情報収集を行い、現状判断や政策立案を行うことが必要になってきています。

また、行政の住民参加が進む中、住民がみずから必要な情報を収集して意思決定することも重要になってきています。このために必要となる多様な資料や情報を提供する役割を担うのが図書館です。地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設です。また、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の

向上を図るために欠かせない重要な知的基盤でもあり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設であります。このため図書館資料等の購入費や人件費等、図書館の運営に必要な財源が地方交付税制度で措置されているわけであります。

しかし、今後一層厳しい財政状況が予想される中、今すぐ地域における図書館の存在意義を明確にし、その充実へ踏み出さないと改革の機会を長く失い、地域の知的な基盤づくりに支障を来すこととなります。

そこで、図書館行政先進地の整備状況やサービス状況に関する数値等を参考にして、図書館整備のための指標や目標、計画を自ら設定し、着実に推進する必要に迫られております。

そのような認識のもとに、質問要旨の①は、市の描く図書館像とその評価をどのように考えるかお伺いするものであります。

次の②は、中央図書館を初め各施設の人員、蔵書数、登録者数の現況及び蔵書の内容や貸出数などの利用状況をお尋ねいたします。

次に、③の質問要旨は、今伊集院の本館、日置分室及び吹上図書館はそれぞれ共通登録できるようになっていますが、東市来図書館だけシステムが違いますので単独になっており、市民に不便をかけています。その改善へ向けて対策は進んでいるのか。

以上が私の質問の第1弾です。それぞれについて市長と教育長のご答弁を求めるものであります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の大胆な財政支出の削減についてというご質問の中でございます。その中におきます総合支所方式と本庁式のことにつきましてご指摘をいただきました。

日置市は、昨年5月1日に合併し、先月合併1周年記念式典を開催したところでござい

ます。この間総合支所方式による行政運営を展開しており、市民のご理解、ご協力によりまして、地域の一体感に向けて前進していると思っております。この本所、支所のあり方につきましては合併協の中で決定されたことをごさしまして、また先般の行政改革推進委員会の答申におきましては、なるべく早い時期に本庁方式にという一つの答申をいただきました。このそれぞれの合併した市におきましてこの総合支所方式をとっているところ、また吸収合併のところにおきましてはそれぞれ支所方式、また今ご指摘ございました分庁方式をとっているところもございます。

私どもも、やはり基本的にそれぞれの立場の中で検討したわけをごさしまして、1年過ぎた中におきまして、まだまだ本所と支所との役割分担ということで大変いろいろと課題も残されているところがございます。特にこの職員の削減の問題が一番大きな一つのテーマにもなってくるのかな、時期にもくるのかな。今約5年間で80名程度の職員を減らす中において、減っていく中において、それぞれ本所も支所も両方減っていく中で、この本所方式、総合支所方式のまだ効果というのも出てくるのかなあと思っております。

今後分庁方式をしているところも、私どももまた先進的な事例として研修に行きたいというふうに思っております。ですけど、今後その部分的なものをどういうふうにするのか、今後一応ご提案いただく中でできるものがあるのか、やはりそこあたりも究明しながら今後ともやっていきたいというふうに考えております。

特にさっきも申し上げましたとおり、この方式のあり方というのは既存の庁舎をみんな使っていくんだと、まだ当分新しいものはつくらないんだ、これが一つの基本ベースにあるというふうに思っております。その中でど

の方式をとってどうしていくのかということでございますので、まだその分庁方式をしたところが、1年間してどんな課題があったのか、そういうものも今後研究をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の、今回指定管理者制度等を含めましてお示しをしたわけでございますけど、大変厳しい財政状況に対する見解のご質問ございます。市の財政状況につきましては、市税の収入増が見込めない中、年々地方交付税の減額が見込まれること、さらに基金残高の減少や地方債の借入金の元利償還が財政圧迫する要因など、厳しい財政環境にあることは事実でございます。このような状況下の中で市民の要請にこたえて行政の役割は適切に果たしていくためにも、将来を見つめた簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、持続的、発展的につながる財政基盤を確立する必要があるというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、指定管理者制度、また集中改革プランの実施ではもう小手先じゃあ無理じゃないかなというお考えの中をごさしまして、ご指摘のとおりだということは思います。

この中におきまして、今回指定管理者制度をしましたけど、今後いろんな施設につきまして、やはりこのあり方検討委員会、本当に今後もう全部民営化にするのか、廃止するのか、こういう論議というのが今後私は大きなテーマとして出てくる施設等がたくさんございます。こういうものの論議をしながら今後改革を進めていかなければならないというふうに考えておりまして、このことにつきましては、また議会の皆様方とも十分、まだ施設等もたくさんございます。そういうものを何から何をしていくのか、今一つの例でしているのは市立病院のあり方検討委員会の中でもそのような一つの論法も出てくるというふうに思っておりますし、また今後保育園、また

特別老人ホームとか給食センター、いろいろ数上げればそのように存続するのか、民間していくのか、廃止するのか、そこまで大きな一つのテーマになってきますので、このことも早い中におきましてそういう検討会を設けて、やはり議員がおっしゃいますとおり、早くこのように抜本的にやっていかなければ進まないというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

市立図書館の役割とその評価についてでございますが、まず市の描く図書館像とその評価についてですけれども、理想を申しますと図書館法で定義されて、また公立図書館の設置及び運営上の望ましい機運に基づく、市民が生涯にわたって主体的に学習が行われるような適切なサービスを提供できることが目標であります。具体的には、これからの図書館像、地域を支える情報拠点を目指して述べられておりますが、次の4点です。

1つ目は、市民の生活、仕事、行政、学校、産業などの各分野の課題解決を支援する情報提供と相談の機能を強化するということです。

2つ目は、これまでの印刷媒体とこれからの電子媒体の両方を利用でき、高度で即時的な情報を得ることができることが図書館への移行。

3番目は、資料搬送サービス、総合貸借と学校との連携による青少年の読書活動の推進。

4番目は、利用者の求めに応じて案内提供するサービス等の充実、これらが目標であると同時に今後の課題でもございます。

文部科学省は、これからの図書館のあり方検討協力者会議報告の中で、「困ったときは図書館へ、わからなければ司書に聞きなさい」というキャッチフレーズを打ち出しておりますが、この意味は、実生活の上で必要な知識はすべて図書館に備わっているというこ

とが前提となります。

しかしながら、現在の私どもの市内の図書館は、その役目へ達しているとは言えません。

ご承知のとおり、市内には4つの図書館が図書室を交えて整備されております。新しくできました吹上図書館にはDVDのブースもあり、またインターネットで情報収集のできる常設のパソコンも備えておりますので、電子媒体による情報提供が可能になりました。他の図書館でも、今はまだ印刷媒体による情報提供が主ですが、今後は市のイントラ整備による光ファイバー利用が可能になりますことにより、電子媒体による情報提供が進むものと考えております。

以上のことを踏まえて、市内の図書館の現状について申し上げます。

館長は、本年度より非常勤の専任を置き4館を総括しております。4館合わせた職員は、専任の職員が5名で兼任職員が2名、臨時職員が10名——11名おります。蔵書の数は、合計で一般図書が10万7,477冊、児童図書5万7,015冊、その他2,231冊、合計16万6,763冊で、人口一人当たり2.22冊でございます。これは、全国平均が2.71冊、県平均が2.34冊でありますので、およそ県平均に近いです。

利用状況は、登録者数が1万8,923人で年間来館者数は7万380人です。これは平成17年度です。年間貸出冊数は一般図書5万2,654冊、児童図書5万3,531冊、BM車利用が5,947冊で合計11万8,845冊になります。これも17年度です。

蔵書の内容と利用状況についての評価について申し上げます。

本市の図書館の特徴は、蔵書数においても貸出数においても文学のジャンルが飛び抜けて多いこととございます。利用者の数も50歳代以上が最も多く、20歳代、30歳代の利用が少ないことが上げられます。

市民の生活、仕事、行政、学校、産業などの各分野の課題解決を支援する情報提供と相談の機能を強化するという目標からいたしますと、蔵書の内容も両者のニーズも読み物の分野に偏り過ぎているというきらいがございます。今後はこのような評価をもとに、少しでも市民生活に則した図書資料の収集とサービスに努めてまいりたいと考えております。

次に、東市来図書館のシステムについてお答えいたします。

現在、他の3館に比べて東市来図書館だけが共通の利用カードが使えず、共通の検索サービスが受けられない、共通の統計結果が得られないという状況になっております。システムの変更は可能で、その実現のために総合振興計画にも計上しているところであります。

システムの変更の問題は2つあります。1つは、それぞれの本についているバーコードの番号が、4つの図書館で同じ番号を使っていたために番号が重複してしまうということです。そのため伊集院を0から始まる番号に、日吉を2から、吹上を3、東市来を5から始まる番号にすることにし、現在東市来でも新規購入本にはこの番号を使っております。問題は、既存の図書約3万冊のバーコードを5番号につくりかえる作業があります。

2つ目の問題は、利用者カードの記録や過去の利用状況等の記録を電算上で移しかえる作業です。イントラ整備による光ファイバー回線が使えるようになる今の時期が最適と考えますので、財務当局とも相談しながら、できるだけ安価でシステム更新ができるよう努力してまいりたいと考えております。

○23番（畠中實弘君）

これから2問目に入りますが、ただいまご答弁いただいたばかりの教育長の方から先に、図書館問題についていたします。

図書館問題についての一般質問というのは

ほとんど例がないんだらうと思います。私も記憶にございません。今回吹上の図書館がオープンしたのを機に図書館行政に目をあててもらうために、その意を込めての質問、特別な質問でございます。

伊集院を初め利用度は結構高いもんだなあと思っております。

そこで、あらかじめ問題を準備しておりましたので、今お答えになったこととちょっと重複するところがあるかもしれません。それはもうカットされて結構ですが、幾つか設定してあります、順を追ってお尋ねします。

まず――簡潔で結構ですよ。住民の自主的、自発的な学習活動を援助するため、学習機会の提供にどう努めておられますか。お答えできますかねこれ。お願いします。

○教育長（田代宗夫君）

住民の自主的、自発的な学習活動を促進するための学習機会の提供を進めているかということでございますが、先ほどちょっとお答えしたとおりでございます。これまでの私どもの図書館というのは、どちらかという本を住民の方に貸し出していくというのを主体に考えていたようであります。

なお、またもう一方ではレファレンスサービスといいまして、ご質問のわからないことは電話や文書でお答えしたり、その業務はちゃんとやっておりましたが、今ご指摘の学習機会の提供につきましては、これまでは読書会とかあるいは研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催等が考えられるわけですが、現在中央図書館には読書会があり、東市来も当然ありますが、読書グループは市内に4つの図書館に25のグループがあるようでございます。鑑賞会とか映写会、資料展示会等は不定期に行っている感もありますが、まだまだ十分とは言えない状況でありまして、今後日置市発足を機会に、図書館協議会も日置市の図書館協議会というのでございます。

お互いに日置市として、一つになっているいろんな議論が現在展開されておりますので、これから話し合っただけで学習機会の提供サービスを充実していきたいと考えております。

○23番（畠中實弘君）

私が知らないところで結構努力をされているんだなあという認識をいたします。

次に、役場の職員ですね。職員やそれから我々議員の図書館の認識をどう喚起していくつもりでおられますか。まだちょっとゼロの状態かなと思っておるんですけども、これからですね。

○教育長（田代宗夫君）

我々市の職員とか、あるいは議員の皆様の図書館への認識をどう喚起していくかというようなことですが、私どももこれまでやっとう日置市となりまして、図書館が吹上に新しくできました。それで4つの図書館がそろったわけですが、市として合併をいたしまして1年が経過したところです。先ほど図書館の職員についてもお話を申し上げましたが、ことしの4月から専任の、非常勤ではございますが、図書館長の専任を置きまして取り組んでいきたいとしておりますけれども、5月に吹上の図書館がオープンし、新たにこの図書館ができ、専任図書館長も配置をいたしました。

したがって、先ほど望ましい図書館像についてのことを申し上げましたが、まず日置市としての望ましい図書館像を、全体計画をつくり上げていかなければならないと思います。先ほどのは一番目指す方向でございましたが、これから私どもが日置市としての図書館をどんな形にするかという全体像をまず掲げ、計画を立てて年次的にどのような取り組みができていくのか、それらをつくり上げて計画的に進めていく必要があると思います。今年度はこれらの全体像をまず打ち立てていくことが大切であると考えております。そし

て、当然のことながら、それらの計画について図書館の職員の研修を深めたり共通理解を図る必要があります。そして、それらが整ったところで印刷物とかあるいはインターネット等の情報媒体を使いまして、市民の皆様方に対して広報啓発を十分していきたいと考えております。

○23番（畠中實弘君）

次に行きます。

高齢者や障害者へのサービスで特に改良されている点ございますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在、高齢者や障害者のサービスとしては、バリアフリーの面では伊集院の中央図書館が1階までは行けます。吹上図書館は当然できておりますし、東市来の方もできて、この3館についてはバリアフリーの方は一応でき上がっていると考えておりますが、その他の面、つまり目の不自由な方や耳の不自由な方等に対する対応としましては、録音テープのサービス等は準備してあるところもございますが、まだまだそれぞれの活動は、これから全市的な活動として取り組んでいかなければならないと考えております。

○23番（畠中實弘君）

バリアフリーの改良も着々と進んでいるということでしたのもしく思っております。

ネットワークの点については先ほど説明をされましたので、次に行きます。

評価基準でいけば全県的に、全国的でもいいんですが——全県的には本市の図書館のレベルはどのように位置づけておられるでしょうか。

以上です。

○教育長（田代宗夫君）

なかなかこの評価というのは基準になるものというのを設定っていうのは難しいんですけども、鹿児島県の公立図書館の望ましい姿ということで、平成6年度に県の図書館の

協議会等で作られた基準を少しだけもとにしながら述べさせていただきたいと思っておりますけれども、県の図書館協会で市町村合併後のデータ、まだすべてどこの市町村等も合併等がありまして、数字等が変わったりしておりますので、すべてについて正確な判断とかそういうものはちょっと難しいと思いません。今回は吹上の図書館を、吹上地域を除いた3つの町の合計した日置市の状況でちょっとお答えさせていただきたいと思えます。

蔵書数は、人口一人当たりの基準冊数を、先ほどの基準でいきますと1.28冊と基準となっておりますが、これに対しまして本市の場合は3.11冊となっております。基準よりも多いということになります。県内の平均が2.37冊でありますので、これはかなり優位であるということが言えます。

ただし、先ほど申し上げましたように、大変読み物類が多いということは言えます。職員数はこの基準でいきますと、人口規模から言いまして基準職員数が7.02人というふうに、すべて合わせた職員数で計算していきますとなっておりますが、これに対しまして6人というところでございます。

貸出冊数の基準は、人口一人当たり大体4冊以上というふうにこの基準では設定をされております。我が市の現状では2.28冊という利用状況でありますので、これはちょっと低いということになりますが、吹上地域を除いておりますので、これが加わるとまた数字はもう少しは上がっていくというふうにとらえております。

利用登録者数の基準は、人口に対しまして登録者の数です。5,270人というふうに基準では人口規模でなっておりますけれども、日置市の現状では1万8,923人となっておりますが、かなり多いと、これは登録者数は多いという現状です。

このような分析しかできないわけではすけれ

ども、これに対しまして、先ほど言いましたように、吹上の図書館が入りますともっと数字は少し高い数字になっていくんじゃないかなあと。

これらをもとにして、県下のランクづけと言われましてもなかなか厳しいんですが、いろんなこれまでの旧伊集院町の数等から考えていきますと、当然真ん中よりは上の方にあると、大まかにそのようなちょっとランクづけしかできないんですが、お許しをいただきたいと思えます。

ただ、市町村合併のとき申しましたように、基準がこう数等が変わってきたりしておりますので、正確性に対してはちょっと自信がありませんが、県の資料をもとにした数字でございます。

以上です。

○23番（畠中實弘君）

結構高いレベルにあると分析されておるようでしたのもしく思います。

次に、図書館が置かれている危機的な状況ですね、伊集院の場合はかなりいいわけですが、東市来、吹上はもう充実しておりますよね。我が日置市は余り問題ないと思うんですが、図書館に対する行政や住民の認識の低さ、それから図書館の広報不足などをどう思っておられますか。

そして、その対策についてもお考えをお示しくだされれば幸いです。

以上です。

○教育長（田代宗夫君）

図書館が置かれております危機的な状況ということですがけれども、具体的には申し上げられないかと思うんですが、私どもの日置市は、先ほど申し上げましたけれども、4つが合併いたしまして統合しまして、一つの大きな図書館というまとまりができたということ、吹上の新しい図書館ができたこと、そのことを総合的にとらえて、危機的と言わず

にいい意味でとらえていきたいなと私自身はそのようにとらえているところですが、今ご指摘もございましたように広報とかいろんな面ではまだまだ足りないと思っております。

危機的状況と言われましたら、新しい市が誕生いたしまして別の図書館も誕生し、お互いに連携をして図書館事業展開できるようになってはきておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、まだまだ広報等につきましても図書館だよりを伊集院と東市来、日吉で発行しておりますけれども、新刊書の紹介とか読み聞かせ等の案内ぐらいにまだ限られております。これらがもっともって各図書館のインターネットを使ってどんどん新しい本の紹介、あるいはいろんなグループの紹介、いろいろなものがどんどん印刷媒体通し、図書館だよりの現物を通したりインターネットを通したりすることによって、もっともって市民の方が図書館の利用のこと、図書館の内容についてご理解していただけるのではないかと思いますので、これからそういう面でもっともって広報等努力をしてまいりたいと思っております。

○23番（畠中實弘君）

最後の質問になります。――教育長に対しては最後の質問です。

図書館の民間委託、今話題になっております指定管理者制度についてのご見解をお聞かせいただきたい。本来なら市長の答弁の範疇だろうと思うんですが、教育長の立場でちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

図書館の民間委託あるいは指定管理者制度等についてのことでございますけれども、近隣のところでは阿久根市が指定管理者制度も移行していると、県内では実施がございます。

ただ、全国図書館協議会がまとめた、この民間委託やあるいは指定管理者制度についての見解というんですか、いうものでは、施設

の管理運営だけでなく、そこで働く職員は司書という特別な資格を有するサービス機関であり、運営面では極めて高い専門性が求められるものであり、もし仮に民間業者への選定をする場合に当たっては十分過ぎるほどの検討が必要であろうと、こういう述べ方をいたしております。

なおまた、図書館といいますのはご承知のとおり教育施設でもございます。それから、単独ではなくて県の図書館との連携とか、あるいは学校へのいろんな指導とか、あるいは社会教育施設との連携とか、さまざまな連携等も必要になってまいりますし、なおまた、ただ貸し出したり情報提供をするだけでなくして、資料を分類したりあるいは収集したり、長いこと保存をしたり、そういうものも必要になってきますことから考えますと、かなり高い専門性の求められる施設であると思われまます。

そしてまた、図書館というのは、いくら頑張っても人がたくさん来てくれたからといって利潤が上がるわけでもないという無償の原理というんですか、そういう施設でもありますので、要はいかに市民への、先ほど言いましたように図書館のサービスを最大限どうしたらできるのかということが非常に大きな課題となつてまいりますので、そのような観点から検討しなければ十分いけないと思っております。

○23番（畠中實弘君）

私も図書館は民間委託には余りなじまないのかなあいう感じを持っております。

教育長にはよくまとめてお答えいただきました。これを機にまた一段と図書館行政に意欲的に取り組んでいただきたいと願っております。

市長のまだたくさん残っております。順序が後先になってしまいました。さきの質問事項であります、大胆な財政支出の削減につ

いて、私が提言しております分庁方式に対しまして、市長が先に見解を述べられたわけですが、私は全面的な否定論で市長が答弁されるものと思っておりました。

しかし、暗に相違して、それも一理あるのかなあというようなご答弁だったと受けとめます。

しかし、旧態依然たる発想では日置市は救われないわけですから、そこで、再度私が知る限りの情報をもとに分庁論を再び展開してみたいと思います。

本市のように4つの町が対等合併したケースでは、分庁方式をとっているところの成功例が多いようであります。

しかし、実際どの部門をどの地域の庁舎に移すのか奪い合いとなり、混乱したところもあると聞きます。

それから、分庁方式にしますと業務部門ごとに窓口がある庁舎が異なるため、複数の部門にまたがる場合の業務調整や日程調整などが困難であり、非効率的であると言われていきます。幾つものそういった難関をクリアして、分庁方式の体制で行政改革を推進しているところが全国的にふえているということでございます。

本町も、いつまでも総合支所方式にこだわらず、早急に行政体制の見直しを決断すべきではないでしょうか。再度の質問として市長に伺いますが、一気呵成にこの分庁方式への移行、これから検討というようなまだ段階のようですが、私どもの方から見れば一気呵成にというような気もする——その方がいいのかなあちゅう気もするんですが、その移行に多少でもためらいがあるとしたら、その一番の理由は何でありましようかね。それお願いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今基本的には本所、支所というのが再考の中で、それぞれ行政のスリムな形がなってい

くというのはわかっております。特にさっきも申し上げましたとおり、それぞれの現有の施設を使っていく、その時期的なものもありますけど、それぞれ増設をしてそれぞれ一挙に本所、支所にしていくのか、また職員も削減した中において、その削減の率がどの時点なのか、やはりそこあたりも見極めなければならぬというふうに思っておりますけど、今ちょうど1年過ぎた中におきましても、まだ本所、総合方式をとっておりますけど、それぞれの部門の中でまだ一体化してない部門もございます。そういうものを含めて今後どういう配置をしていくのか。さきも先般も申し上げましたとおり、行政改革の中におきまして課の統廃合を含めた中でも考えていかなければならないのかなあということも含めて、やはりこの分庁方式という——分庁じゃないかもしれませんが、ある程度の整理は今後していかなければならないというふうに認識をしております。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って、ちょっと……。

ここで、本日の会議時間を、議事の都合上19時まで延長いたします。

○23番（畠中實弘君）

多少の理解っていうか認識を示していただいたような気がいたしますが、参考までに申し上げます。平成11年に同じく、本町と同じ——本市と同じような、4町で新設合併した兵庫県の丹波——篠山市っていうんでしょうかね、よく聞く町ですが、これを例にとりますと、現地事務所を統合して支所は窓口業務に限定しましたところ、本庁のある篠山市以外の支所の職員は、「さいきちょう」……「にしきちょう」っていうんでしょうか、西紀町で74人いたのが9人にできた。

それから、丹南町169人の職員が21人に、今田町の66人が9人に減少できております。

現地事務所方式では3町合わせて209人もいた職員が39人に削減できたということです。

したがって、余剰の170人は、ほかの部門に振り分けられ有効に活用できたというすばらしい先進地事例が現にあるわけでございます。

翻って本市の現状ですね、今の現状を眺めた場合、ここの本町との二重構造の総合支所方式であるがゆえに、合併効果どころか逆に人手不足となり、多忙をきわめ七転八倒の現場もあるやに聞いております。特に今あらわれている現象、税務課などがもうそうだろうと思うんです。ほかから、この二重構造で手が足りないからほかから持ってくるわけにはいかないでしょうが、そういう現象が起きているわけですね。

これでは何のために合併したかわからなくなってしまっているわけですね。大変なむだが生じており、合併後早1年にして構造欠陥と体制疲労が露出してきているわけですから、それだけでもそのまま放置できない大きな根拠であるわけです。

このことについて市長はどう思われますか。人手が足りないという現場の声があるわけですね。うんとまあダブって余っているところもあるのかもしれませんが、忙しい忙しいという現場の件にですね。

こういうのをその理解の仕方でしょうけれど、早急に手を足らなあいかと、どういうふうに手を打つかちゅうと、今考えられるのは私が言ったようなことしか手はないのかなあと思うし、市長もちょっと気づかれてきている、前からそれはわかっておられたのかもしれませんが、今現状で手が足りない、忙しい忙しい、そういう現象どう見ておられるのか。ちょっとお答えを願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にこの事務の流れの中におきましては、

合併1年を過ぎた中で大変半年間ぐらいはそれぞれの考察はあったというふうに認識をしております。

その中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、やはり総合支所方式をとっているわけございまして、また私はやはりこの分庁も含め、またこの総合支所方式の課の統合、やはりきちとした課のやはり管理職を含めたのを統合していかなければ、現場を削るというわけじゃなく、やはりそういう一つ一つ、一段一段やっていかなければならないというふうに思っておりますし、今私ども職員の削減ということでございまして、年次的にどの時点が一番多くなってまたどの時点が少ないのか、やはりその時期も見てその機構図というのを変えなきゃあならないというふうに思っております。

現実的には税務課でもないわけございすけど、特に福祉関係の中に、さっきも出てまいりました生涯計画、また支援事業、こういう新たなひとつの仕事、また今後地方分権一括法の中におきます県からの移譲、どの部門が移譲してくるのか、やはりその部門部門によってそれぞれ忙しさというのは若干、全員が忙しいというわけじゃあございませんし、また特に公共事業、事業間におきましても、年次的にそれぞれ事業を多くしているとき、また少なくなる。やはりそのときはそのときの中でやはり人間の移動というのはやっていかなければならないというふうに考えております。

○23番（畠中實弘君）

とりあえずは課の統合を優先するというお考えを示されましたが、現にまだそれは全然やってないわけでしょう。何らか、幾らかの動きをしたのか、その辺のことちょっとお話をいただきたい。

ただ、市長の頭の中にあるだけなのか、実際はもうこうやって組織的に勉強会とか検討

会とかやってるよとかいうのがあるのかないのか、それをちょっとお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの行政改革をする中において、職員の削減を含めた中のそれぞれの仕事の分担、分量を考えたときに、どういう位置の中でその統廃合を含めた中をやっていけばいいのか。さっきも申し上げましたとおり、権限の事務移管の中におきまして、それぞれ統合していかなければならない課もあるようでございます。今からそのようなものを含めて、ことしの中で統廃合を含めた検討会を含めながら勉強会し、最終的には議会の皆様方に、この課の設置の分につきましてはご協議いただかなきゃあならないということでございますので、今からそこあたりを十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

超多忙の中でしょうが、もう早急にそういうのは動いて行動を起こしてください。

つい最近手にした資料に出ていた格言ですが、「齒こぼれしさびて切れなくなった刀は研ぎ直すかしくはなくてはなるまいが、新鉄までさびてしまった刀は取りかえる以外にない」これは石原慎太郎の財政論の一節にありました。

まさに本町のこの現行方式に当てはまるような気がいたします。1年少々でもうさびてしまったわけですね。非常な問題が、この人手の問題とかそういうの、深刻な問題がもう露出してきておるわけですから、こうして今体制に欠陥があるのであれば蛮勇を奮って一刻も早く取りかえるべきじゃないかと。それが総合支所方式、分庁方式とかそういう論理で、しかももうできない状況じゃないかなと私は、そうした一貫した持論でございます。

続きます。

小手先の便法だけではいずれ行き詰まります。このままでは次年度の予算編成も危惧さ

れます。いずれ財政再建団体への転落は必至です。これは先にだれか言ったような気もしましたが、想像するだに慄然とさせられます。日置市がそうならないという保証はどこにもないのであります。

実は一昨日の、これも日経、またはほかの新聞社にも出ておりましたが、深刻な財政状況に陥っている北海道夕張市が、自主再建の道を断念して国に財政再建団体の指定を申請する意向を固めたと載っております。北海道庁に見捨てられた結果だそうです。あすは我が身かと悲痛な気持ちにさせられます。

ところが、不思議なのは我が町の、我が、本市、当局の皆さんを見たところ、あんまり危機感を持っていないなあという実感を受けてるんですね。危機感をこの人たちが持つてるんだらうかと。これはなぜでしょうか。周囲を見渡してみますと、いちき串木野市、南さつま市、あるいは指宿市など我が町と似たりよつたりの自治体がたくさんあるからですよ。みんなで渡れば怖くない。そんなような感覚であるのでしょうか。再建団体になると、それまで財政再建を怠っていたツケが住民に一举にのしかかります。

そこで、財政再建団体になった場合の具体的な影響について説明をしていただきたいと思います。どんな状況になるのか。

○市長（宮路高光君）

通常、財政再建団体ということで、財政、標準財政基準額がございまして、その中の20%を超えてしまいますと、単年度収支の赤字額が20%を超えますとそのような状況になります。旧伊集院町におきましても昭和31年に再建団体になった町でございます。その中におきまして、それぞれ先輩方がいろいろと財政再建をやりまして、約1年半ぐらいで普通の団体になったというふうにお聞きしております。

特に歳入面におきましても使用料、それぞ

れの使用料の手数料等を上げていかなければならない。歳出の分にも公共事業につきましても、それぞれの団体じゃなく県、国の中にご指導を仰がねばならない。大変厳しい環境であるというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、本市におきましても特に行政改革をやりながら、特に地域の皆様方のニーズ大変高うございまして、やはり地域は自分たちの団体の補助金は削ってくれるなどか、またそれぞれの道路設備はしてくれと、またこういう需要はたくさんあると、そういう一般的な需要もたくさんあるわけでございますけど、今後の問題といたしまして、幾らだけむだなといいますか歳出削減をできるのか、ここの部分をやはりきちっと考えていかなければこのような財政再建団体に陥ってしまうというふうに考えております。

○23番（畠中寛弘君）

今説明がありました、旧伊集院町が昭和31年ごろですね。その再建団体に陥ってしまったと。1年半ほどで再起を果たしているようでございますが、そのときは世の中が右肩上がりというか、神武、イザナギ、いろんな好況が次から次に続いて、再起も比較的短期間でできたんだろうと思いますが、これからはどっちかちゅうともう奈落の底に落ちる一方の客観的状況にあるわけですから、だから当時とまるっきりもう違うわけですから、その辺をよく真剣に考えて、さっき危機感が足りないと申しました。失礼なことだったかもしれませんが、危機感があればこそ努めて明るい顔を皆さんしてくれているのかもしれない。そういうふうにも思ったりするわけです。

で、今市長がおっしゃったように、企業で言えば倒産ですよね。再建団体に陥るちゅうことは。嫌な予感をここで持ち出す必要はないかもしれませんが、そういう、場合によってはそういう可能性もあるというの

は、職員も議員も市民も全員頭に入れておかなきゃあならないことだろうと思うんです。

そこで、あえて嫌なことを申し上げるわけですが、わかりやすく私も一応私なりにまとめてみました。再建団体になれば市が独自に実施している住民サービスが極端に低下します。そして、使用料や手数料の値上げによる市民負担の増加、借金は制限され、市が実施する道路、下水道整備といった都市基盤整備などがストップします。もちろん職員給与の減額、支払いの遅延といったことなど現実の問題として直面いたします。本当に恐ろしいことになります。

今、私たちは住民と一体となって、住みよい光り輝く日置市を目指して頑張っていますが、一たん財政が破綻しますと、将来ビジョンのすべてが挫折です。やがて再編成のときが来た場合、どこからも相手にされない哀れな孤児になってしまう恐れがあるのですよ。そのような形で子や孫に引き継ぐわけにいかないでしょうが。我が日置市は今その重大な岐路に立たされているわけです。私は、オオカミ少年みたいにただいたずらに危機感を煽っているわけではありません。今の体制では破滅だと言っているのです。

しかし、今ならまだ打つ手があります。間に合います。再三言ってますように小手先でなく思い切った構造改革、財政改革を断行するために、市長も職員も議員も市民とともに大きな痛みを分かち合うという相当な覚悟を持ってやれば、大胆な財政支出の削減ができるんだろうと思います。要はやる気があるかないかでございます。市長、市長の考え、決意のほどはいかがなものか。ちっとやそつこのことじゃあ、もう一度言いますが、小手先のことではだめだと。本当に首長が腹を決めなきゃあいかんということですよ。重ねてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ行政改革の審議会等いろんなご意見をたくさんいただいて、基本的には今後におきます歳出の削減というのを図っていかなければならないというのが大きなテーマでございます。またその反面、また19年、20年度にかけまして、新しい交付税のあり方、私どもが予期しない三位一体改革というのが実際に参ります。そこあたりの歳入を含めた中でどうすべきなのかという、今議員がおっしゃいましたとおり、今までと同じような歳出の削減を図っておれば大変難しい歳入欠陥に陥ってくるというのは否めないというふうに思っております。

私どももやはり合併した中におきまして、特に説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えておりますので、皆様方のご理解もいただきたいというふうに思っております。

○23番（畠中實弘君）

ただいま市長の強い決意表明というふうにしっかり受けとめておきます。

議会も総力を挙げて背水の陣で頑張ることを誓い、これで私の質問のすべてを終わります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を17時25分といたします。

午後5時13分休憩

午後5時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔14番西菌典子さん登壇〕

○14番（西菌典子さん）

アフターファイブも過ぎて大変お疲れのことと存じ上げますけれど、大切な大切なこと

を申し上げたいと、そういう思いで最後まで待ちましたので、皆様方も最後までおつき合いますようによろしく願いいたします。

環境政策についてであります。あえて環境問題の重要性を申し上げる必要はないかもしれませんが。絶滅の恐れのある動植物2万種近くにも上り、地球温暖化ガスなどは北極、南極に深い層をつくって、氷の世界に大きな温度上昇やオゾンホールを生み出しております。世界最大の島グリーンランドは永久凍土が溶け始め、南極、数千メートル級の棚氷が大陸が滑り落ちる恐れは、海面上昇のみならずどのような影響を及ぼすかはわかり知れないと言われる現状であります。

二酸化炭素濃度は、工業化以前の280ppmから既に370ppmに上昇しております。地球の平均気温上昇は、工業化時代に比べ2℃以内に抑えなければいけないと言われております。

しかし、既に0.6℃以上上がっており、今までの排出量で1℃は上がる見込み、残りは0.3から0.4℃しか残されておられません。2030年ごろ550ppmに達し、平均2℃上昇が予測されております。1.5℃でグリーンランドの氷床が溶け、2℃で2,600万人が海面上昇で移動を余儀なくされ、2.5℃でアマゾンの砂漠化、3℃で地球の冠動脈でもある海洋大循環が停止すると科学者たちは警告しております。社会の主たる意思決定者たちがこうした事実を目を背けてはならないのであります。

日置市は豊かな自然と環境に恵まれた素晴らしい郷里であります。自然の上に成り立っているという私たちの生活や生命の現実を真摯に受けとめて、未来への責任を果たす努力がもっと真剣になされるべきであります。

日置市は環境自治体会議の会員であります。私も先日指宿の環境会議に行つて市長とお会

いしました。そのとき初めて日置市が会員だという事実を知りました。環境自治体会議には私は初めて参加いたしました。市長は先ほどの6番議員の質問などにも、でお聞きしますところによりますと、数年前から毎年参加しておいでとのこととあります。

市長は、こうした環境への切羽詰まった環境問題に対して、積極的にどうにかしなければならぬという、どうにか本当に頑張っていけないといけないという思いで参加し続けておいでだというふうに信じますし、またご期待も申し上げたいと思います。

自治体会議の目的は、自治体政策のあらゆる分野に環境への配慮を取り入れた自治体、それが環境自治体の目指すものと定義づけております。

また、環境自治体の必要条件といたしまして3つの要素が上げられております。

1、地域全体を改善、環境配慮型社会に導くための環境優先の取り組みや、持続的発展の考え方に基づく政策があらゆる分野で実施されていること。

2番、政策が統合的、体系的に整理され、政策の客観的、科学的評価見直しの仕組み、環境マネジメントシステムが取り入れられていること。

3番、市民の意向に沿った政策決定や市民主導による政策が実行されていること。

これら3要素がすべてが一定水準以上にあつてこそ環境自治体と言えるとしております。

そこで質問をいたします。1番、環境という視点から見た日置市の現状とそれらに対する認識を、次の各分野についてお尋ねをいたします。

1番、大気環境、2、海や海岸、3、騒音・振動・臭気、4、農業、農産物、5、野生生物、6、森林、7、河川・湖沼、8、公共工事や開発、9、廃棄物、10、子供を含めた住民の健康。

2番、特に日置市の重要課題は何だと思っておいででしょうか。

3番、行政、事業所、市民のそれぞれの役割と責任分担をどうお考えになりますでしょうか。

4番、効果ある環境マネジメントシステムを構築するために、環境基本計画、実行計画、それらや環境を優先した中長期的な総合計画などが必要ではないでしょうか。

5番、政策が統合的、体系的に整備されて、あらゆる分野での整合性のある生活ができるように、充実されるよう各課、横断的政策のとれる環境、政策課みたいなものが必要ではありませんでしょうか。

6番、吹上滝之平安定型処分場の現状と市としてのお考えをお伺いいたします。

2番、地域イントラネットについてでございます。第一次日置市総合計画情報化タウン推進プロジェクトの中で、高度情報化時代に対応し地域間格差を解消、市民生活の利便性向上や産業振興、市民参加の村づくりのできる双方向で情報交換のできる電子自治体を目指す基礎を築くとしております。住民から喜ばれるような安心・安全なネットワーク構築に向けてお尋ねをいたします。

1、生涯施設、市役所本庁・支所、学校を除く66施設を結ぶイントラネット布設工事費、また新規に購入する端末機器設置などの費用は、ソフト・ハードなどを含めて幾らでしょうか。それぞれ幾らでしょうか。

2番、本人を識別できる最大の効果があると言われる住基カードの発行はどのような状況でしょうか。4地域別にお知らせをお願いします。

3番、証明書、自動交付システム関連で、住民票、印鑑証明書などの発行が役場以外でできるようになれば大変住民サービスの向上になると思います。

そこで、住基ネットシステム取り扱い

24施設のセキュリティーの面から、役割、取り扱い時間、機器運用担当者の責任、管理、またそれらに対する管理指導体制などをお伺いいたします。

4番、伊集院北郵便局でも証明書発行ができるとなっております。セキュリティーシステムはどうなっておりますでしょうか。また、それに対する委託料などはどうなっていくのでしょうか。

3番、次世代育成でございます。合計特殊出生率1.25が発表されました。日本人口も1億人を切るのもそう遠くはないと言われます。その中であって幼い子供たちを取り巻く環境は薄ら寒い思いをすることが多く、皆様方も大変心を痛めておいでのことと思います。健康に幸せに育つよう努力するのが大人の役目、社会の役割だと思います。

しかし、小児科医や産婦人科医などの減少が新聞ざたにもなる中で、乳幼児の健康状態を保つことは親にとっても大変なことであり、乳幼児健診などは大変意義あるものであります。

その中で、平成16年度、要観察18.2%、要精密1.3%、要医療5.8%とかなりの子供たちが不健康であるという状態をうかがわせる結果が出ております。そのことについてどのようにお考えになって、どのように対処していきたいと思っておいでかをお伺いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

環境施策について、日置市の現状とその認識を問うということでございます。

日置市の大気環境については、煤煙や粉じんなど発生する施設も少なく、また車による排気ガス公害も少ないということからおおむね良好であると考えております。

海や海岸については、大雨や災害時に漂着物が堆積することは時折ありますが、ウミガ

メが毎年産卵するなどおおむね良好であると考えています。ただ、海岸線の浜がけの問題については、今後、何らかの対策が必要と考えています。

騒音・振動・臭気については、毎年数十件の苦情が寄せられ、その対応に苦慮している状況です。必要に応じて県へもお願いしながら、事業所への指導・監督を行っています。

農業については、グリーンツーリズムの一端として、棚田を活用した都市部と農村地帯との交流を図り、また、有機農業を推進するなど、環境に優しい農業を目指しております。

野生生物については、ウミガメの産卵地である吹上浜の保全や、東市来地域のヤッコソウの保護などに積極的に取り組んでいます。

森林については、水源涵養による災害の発生を防ぐ意味もあるため、今後も適切に維持管理がされるよう努めてまいります。

河川については、毎年水質検査を行っており、時折基準値を超える場合があります。発生源が特定されれば、そこへの指導監督ができますが、多くは生活雑排水の増加によるものと思われまます。浄化槽の設置推進などを通じて、水環境の保全を進めてまいります。

公共工事の開発については、環境に配慮した工事や開発を行うよう関係各課において対応してまいります。

廃棄物については、年々増加傾向にありますが、今後も減量化やリサイクル化を積極的に推進してまいります。

子供を含めた住民の健康については、環境汚染による健康被害が発生しないよう、監視体制を今後も充実していきます。

日置市の重要課題は何かということですが、廃棄物処理においては来年1月末日で海洋処分禁止となるし尿の処理の問題、資源ごみ収集の方式の統一化、吹上地域の産廃問題が上げられます。難しい問題ではありますが、解決へ向け努力してまいりたいと思っ

ております。

次に行政・事務所・市民の役割と責任について。環境問題を考えるときにおいて、行政・事業所・市民がそれぞれ果たす役割は非常に重要となります。お互いが連携して本市の環境を保全し、後世に引き継いでいかなければならないと考えます。

また、4番目の環境基本計画についてでございますけど、環境基本計画の策定については、本市の環境保全を考える上での根幹となることから、現在、策定に向けて検討中です。広く住民の意見を聞きながら、環境に優しい町づくりへ向けた計画の策定を行っていききたいと考えます。

また、環境政策課の必要性についてということでございます。環境問題は年々複雑、多様化しています。これらに的確に対応するため職員の研鑽が最重要と考えられます。

また、各課の横断として、環境政策課の設置についてということでございますけど、今後の行政改革を含めた課の采配のことも考えなければならないというふうに考えておりますので、また新たな課をつくっていくことは大変難しい問題、課題であるというふうに考えております。

滝之平の現状でございますけど、滝之平処分の再開につきましては、野首地区の方々の意見を集約してほしいとお願いしてきましたが、結論はまだでていません。

しかし、5月17日の話し合いの中で、「裁判をやる、やらないにかかわらず、事業を始められると困るのは住民であり、環境保全協定についての必要性も協議しておいた方がいいのではないか」という意見も出されました。

そのような状況を踏まえまして、あした議会が終わった後に全協の中で、皆様方にもこの協定書の案といいますか、そういうものを見てご審議もしていただきたいというふうに

考えておるところでもございます。

2番目の地域イントラネットの基盤整備事業についてということでございます。まず予算上におきましては、7億5,000万円程度の予算でございます。光ケーブルの伝送施設関係が約6億円、また末端等の備品関係が1億5,000万円ということ見込んでおりますけど、今現在実施設計を、業者の選定を図るということでございますので、十分いろいろこの実施設計をする中におきまして、いろいろと精査をしていかなければならないというふうに考えております。

また、住民基本台帳のカードの発行状況についてでございますけど、東市来地域が64件、伊集院地域が100件、日吉地域が24件、吹上地域が63件で、合計251件となっており、全人口に占める割合は0.47%となっております。

また、このイントラネットを利用して、住民票や印鑑証明書の交付機がある地区公民館などの施設24カ所のできるようにする計画であります。この運用につきましては、それぞれの地区公民館に配置する予定の社会教育指導員を介して対応したいと考えております。

実際の流れとしては、市民の方々が最寄りの施設で証明書の交付申請を記入していただき、それをそれぞれの施設に設置します専用のファクスを使い、本所か支所の市民生活課の窓口へ転送し、それを市民生活課の職員が確認して遠隔装置でそれぞれの施設のプリンターへ出力して、指導員の方々が市民に交付してもらうというやり方を今現在想定をしております。

郵便局に委託する分についても流れは地区公民館と同じで、協定書を結んで進めることとなります。

委託料等につきましては、今後検討をしていかなければならないというふうに考えてお

ります。

3番目の次世代育成につきまして、日置市においての合計特殊出生率は平成16年度で1.38であり、国と比べるとまだ高くなっています。しかしながら、徐々に少子化は進んできています。

平成18年3月には日置市子育て支援計画を策定し、安心して自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔があふれる町づくり、地域が子育てサポーターの基本理念を上げて事業を実施しています。

その中で、平成18年4月から妊娠期からの母子の健康増進を図るために、母子手帳交付時から保健指導の強化や出生後は乳幼児健診等において、異常児の早期発見や対象児の発育・発達を支援するための保健指導を実施しています。

平成17年度の乳幼児、3から4カ月児健診における要観察・要精密・要医療は全体の約25%であり、湿疹・アトピー等の皮膚疾患、ヘルニア、体重増加不良等が所見に上がっています。幼児健診、1.6カ月健診及び3歳健診時の要観察・要精密・要医療は全体の約13%で、湿疹・アトピー等の皮膚疾患、体重増加不良、言語・運動未発達などが所見です。所見のあった対象児に対しては、精密受診券の発行による医療機関への受診勧奨、育児相談や育児教室等を紹介し、継続してフォローしています。

また、健診後も電話や訪問で対応し、必要に応じて専門機関への相談につなげているところがございます。所見の多くは出生直後から、医療機関で治療中の場合も多く、医療機関と連携しながら対応しているところです。

今後もフォロー体制を強化しながら、子育て支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（西菌典子さん）

順を追ってお尋ねしたいと思っております。

1番の環境から見た日置市の現状、1から10までちょっとお尋ねしましたが、おおむね良好であるというような答えが出てきたような気がいたします。

私は、日置市にとって何がこうして環境を見るというときに大事、特徴づけられるかというふうに思いまして、吹上浜を三、四時間かけてちょっと一人で歩いてみた、二、三日前歩きました。

吹上浜をこうして現状見ましたところ、今市長もちょっとおっしゃいましたが、生物がいないと、本当こうして私久しぶりに吹上浜をちょっと歩いてみたわけですが、前は本当に貝とかそれから岩場などにはいろんな動物がいたし、砂場には——砂を掘ればいろんな貝が、ちっさい貝、大きい貝、そしてヤドカリなどいろんなのがいましたが、何時間かこうしてずっと歩いてみました。江口の方から日吉、そして吹上の方まで歩いてみたわけですが、ちっちゃなカニが一、二匹、それからヤドカリが一、二匹というか、まあそういうような現状でありました。で、岩場には何ていう、ニナっていうんですかね、あのちっさいそういうへばりついたそういう貝がちょっといるだけで、前のときには、子供のころにはその水辺にはたくさんのエビ、ちっちゃなエビとか魚とか、そしてヒトデとかイソギンチャクとか、いろんなのがいたのを皆さん覚えていらっしゃると思います。そして海岸には、江口の方の海岸などには貝殻がいっぱい、3メートルぐらい高い貝殻が積み上げてあったのを記憶しております。そういうのがなくなったと、非常にそういうのが少なくなったと。で、本当に死の世界というのを近いようなのを感じたわけでございます。これがおおむね良好だというふうに私は決して思えないと、そういうふうに非常に思いました。これでいいのかと、日置市が誇りとする海岸、海岸がそうであるということはそれにつなが

る山や、そしてまた大地や空気も例外ではないというふうに私は感じて、これでいいのだろうかというふうに思っているところです。

それで、大気環境などこうして調べてきたことがおおむね良好という答えが出ましたが、1回ぐらいはお調べになったことがあるのでしょうか。県が常設しているところなどを調べてみましたところ、大気環境は窒素化合物、硫酸化物、それから最近ではアスベスト関係も含めて、北はいちき串木野から上、そして鹿児島市、そして喜入のあの辺までですが、この南さつまの方は全然どこも調べていない、設置がされておりません。日置市もときには検査を独自でするか、ときには、今黄砂などが非常に影響があると思います。このことに、この西海岸、吹上浜、やはりそういうことも含めてまた県の方に、独自でできないときは県の方にそういうようなことも願ったりしてくれないかということもあったらどうかと思いますが、その点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この吹上浜海岸一帯約25キロ程度あるのかなと思っておりまして、市民の皆様方も海の日を前後に大変汗をかいていただき、漂流物等も集めておる状況もございます。

ご指摘のとおり、もう昔からしますと大変海岸の砂といいますか浸食等もあり、大変海岸端が昔と変わっているのは事実でございます。

このことにつきまして、大変大きな環境的な温暖化を含めた、また海砂問題を含めているような問題が起因しているというふうに感じております。

なるべく私どもは地域住民の皆様方と一緒に、この海岸線をみんなできれいにしていこうという運動を今後とも続けていきたいというふうに考えております。

今ご指摘のございました、それぞれ県のま

たそれぞれの検査ということもあるようでございますけど、あそこの方も海浜公園を設立、昨年からオープンする中におきまして、特にその検査等はきちっとやらなければならないというふうに考えて、あの一帯におきます環境調査といいますか、特に海水浴場等におきますその水の検査等は十分今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

ここに私、そこに歩いてきたときに拾ってきたのですがハングル文字でございます。やはりこういうふうに流れてくるということは、やはりそういう影響があるということ、もう十分皆様方もご存じだと思いますが、考えていろんなことをしないといけないということをおっしゃりたいと思います。

それから、たくさん、臭気というところでございますが、臭気のいろいろと先ほど問題もあるということをおっしゃいましたが、東市来などでもこうしてさきの3月議会でも谷口議員が臭気指数という形でしなければいけないというようなことで、その後協議会ですか、協議会を開いて検討したいというようなお答えがあったように伺いますが、その後どうだったでしょうか。お尋ねします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

3月からの後の臭気につきましては、その都度必要があったときに東市来支所の方の担当者が調査をしていると聞いております。

○14番（西園典子さん）

この件に関しましては、お答えで4月に審議会を開いて、臭気指数などを判定してというようなお答えが会議録に載ったように思いますが、そこはちゃんとしていただきたいと思います。

時間がありませんので急ぎますが、湖沼についてでございます。さつま湖とかいろいろ正円の池、3つほどいろいろありますが、これは非常に学術的に貴重な湖だというふ

うにこの間、環境会議のときに初めて知りました。川が砂で西からの強い風で砂浜で閉鎖されて、そこで川がせきとめられてできた湖であると。非常に貴重な存在であると。

ですが、実際あそこ見てみますと、非常に富栄養化っていうふうで汚れた状態になっております。

特に、まあでも吹上の郷土史を私も読んでみましたけれども、貴重な生物などがたくさんありました。載っております。そういう中で、さつま湖の周辺とかある、いるみたい、そういう貴重な生物、また動植物がっていうふうな話、あれも載っていたわけですが、一つ、亀原工業団地ですね。あそこにこの間誘致なされました。あれは正円の池のすぐ隣にありますね。非常にホテイアオイ、非常にきれいでございますけれども、あれも害草であるというような、動物が水が汚して汚いところにいる、繁茂する。そしてまた、動物がすみにくい水にしてしまうというようなのがありますが、その企業は、前にあったところは、でもやはり排水とかそういうので十分になされなかったというような問題もちょっと、ちょっと聞いたりもいたしますが、そこ辺の湖の大切なそういう湖に関しまして、少しそういう指導体制とかそういうことはどういうふうに考えていらっしゃるのかどうかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今回亀原の工業団地の方に岩切食品の系列の会社ということでできるわけでございますけど、そっから排出される基準につきましては何も影響は、湖沼の中にでも影響はないということでございましたけど、いろいろとご意見がございまして、やはり基本的には河川まで専用の排水路をつくってやっていくと、そういう方向になりました。

基本的に今おっしゃいますとおり、湖沼におきましてもいろいろと生育の問題っていう

ますか、植物また生物でございますけど、やはりある程度の水も循環していかなければならない部分があるのかなあというふうに考えております。

今後やはり湖沼につきましてのこの周辺部におきましても、地域の皆様方が清掃等をやっておりますし、また特にため池、ため池の水頭におきますため池っていいですか、そういうところも日置市にもたくさんあります。そういうところにおきましても、やはり地域の皆様方お手伝いいただきながらその湖沼を管理していただいているのが実情でございます。

○14番（西園典子さん）

この間の環境会議のときに、鹿児島県の環境審議会の会長である水産学部の名誉教授っていう方のお話をお聞きしました。

そのときに、非常に吹上湖沼群という意味で湖のさつま湖、正円の池などの大切さを私は初めて知ったわけでございます。

そのときに、後から私は日置市の者だということをお話しないで、さつま湖のことなんかをどう思われますかというふうに私はお尋ねいたしました。そしたら会長が、日置市の市民の皆様方は湖など、さつま湖なんかはどうなってもいいと思ってるんじゃないかというふうな悲しい顔しておっしゃいました。そのことについて市長はどう思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に湖沼に関係につきましては、この生活排水の雑排ですね。やはりこういうものがひとつ大きな一つの原因にもなってるというふうに思っております。

特に今後におきましては、この合併浄化槽を含めた設置の誘導といいますか、そういうものをしながら、やはりきれいな水がこの湖沼の中に入っていきようにしていきたいと考えております。

○14番（西園典子さん）

そういうふうであるように、地域住民の皆様方とお互いに気をつけて、また行政の方はまた指導もしていただきながら頑張っていくべきであると思います。

次に、3番の行政・事業所・市民のそれぞれの役割と責任ということについてでございますが、今先ほどの日置市の重要課題を何と考えているかという中の一つにも資源ごみのことをおっしゃいました。これはやはり重要な課題だと私も思っております。そのときに先ほど6番議員の花木さんの方からもちょっとございましたけれども、東市来の方々の中でも、やはりコンテナ収集はもうしないんだってねというように、こうして勘違いしていらっしゃる人がたくさんいらっしゃいます。もう袋のままにいくんだってねと、よかったあつていう方やら、それでいいのかなという方やら、やはりそういう勘違いを、勘違いというか、そういう思いをさせたということは本当にこうして、きちっとした住民の方々への責任、説明責任という役割がなされていなかったのではなかろうかというふうに私は思ったりいたします。そこ辺をもっとこれは環境問題は市長一番よくご存じだと思いますけど、この環境自治体の三原則ですね。三原則の中にも住民らと一体となって、住民主導で取り組まないといけないと。そして、統合的にちゃんとしていかないというのがうたわれております。一番よくご存じだと思いますが、そういう市民に勘違いをさせたということは非常にそれは問題ではなかろうかと思っておりますが、そこをちょっと市長はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私、一口に言いまして私どもの説明責任の中の説明不足、特に自治会長さん等にはきちっとある程度お話を申し上げたんですけど、

それがきちっとしたので伝わってなかったという事実の中で、行政としての不足があったということは否めないというふうに思っております。

さっきも申し上げましたとおりこのことにつきましても、それぞれまた自治会長を含め、またいろんな広報誌等におきましてもそのような今回それぞれの検討委員会で出されました、そういうことごとにつきましても市民の広くに、結果等につきましても説明ができるようやっていきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

次に行きます。

政策を横断的にきちっとした形に、統合的にというふうにするように環境課、あるいはそういうもの、そういう形できないかという思いで私はこれを言ったのでございます。これを課を新しく設置というところという考えではなくて、統合できるようなふうで、農業も、先ほどおっしゃいました農業でもこういうふうしている、なんにでもこうしている、工業、工事の関係でも環境に配慮したっておっしゃいました。やはり環境の問題ってのはすべてに健康問題から建設、産業、すべてに関連があるというふうに私も思いますが、市長もそういうふうにわかって先ほどお答えになったと思いますので、そういう視点で統合的にきちっとできるような形にさせていただきたいと。今の現状では各係の中で雑事に追われてしまっているというような現状もあるんじゃないかというふうに、端から見てもですね。私の勘違いかもしれませんが、雑事というか苦情処理に追われてしまってるんじゃないかというふうに思うときもあります。与えられた仕事だけをする。もっとこれは環境問題は、今から本当に挑戦的に能動的にきちっと取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思うわけです。今、今の現状をよ

くしようとただそれだけじゃなくて、今からどんなふうにしていこうかというふうでしていかなければ解決のできない問題だと思っているわけです。それでそれができるような形にさせていただきたいというふうに、の思いでこのことを申し上げたわけでございます。

行政改革などに対しまして、新しい課とかそういうのではきちっとそれができると、それは十分わかりだと思えますが、そういうふうにしていただきたいと思います。

6番の滝之平の産廃のことでございます。あしたまたきちとした説明があるということでございますので、そのことをそのときにまた十分にお聞かせいただきたいと思います。

次に、イントラネットについてでございます。イントラネットのことはこうして、私も、これはなぜこうして心配したかということは、前最初するときにもこうして漏洩が——漏洩って言ったらいいか——紛失事故がございました。紛失事件がございましたね。三菱の方で。やはりこういうことは本当にインターネット、便利なようだけど悪魔みたいなものだと、魔物みたいなものだというふうに言われます。非常に便利で使い勝手、使いやすいけれども一歩間違えば大変なことになると。もうそこは市長も十分わかりだと思えますし、やはり住民にそれを操作する方々も、十分そこをわかっていた上でしていただきたいと思いますというふうに思って質問をしているわけでございます。

そこでちょっと、私もあんまりよくわから……こうして素人的な考えで質問をするかもしれませんので、ちょっとおかしいところもあるかもしれませんけれども、先ほど1番に関しまし……3番ですね。3番に関しまして担当者のことですね。やはりさっき社会教育の派遣、社会教育課からの指導員の方が配属された方がなさるということでございました。その方がお一人でなさるといこと

が、もちろんその方はIDカードっていいますね、IDカード、インターネットをこうしてするときにはだれがどういう検索をそのときした、する。だれかに頼まれてコンピューターにそれをした、ていうようなそういう記録がきちっと残るIDカードと呼ばれるもので検索をなさるといふふうに聞きますけれど、そういうものを持ってそういう方々はなさるんでしょうか。お尋ねします。

○企画課長（富迫克彦君）

先ほどの市長の答弁の中でも少し触れさせていただいたんですが、地区館もしくは郵便局で証明書等の交付をする際には、そこにいらっしゃる社会教育指導員とか郵便局の方はパソコンに触れられることはございません。窓口で本人が申請された申請書の内容確認、本人であるかどうかの確認、それを窓口で確認していただいて、それを専用のファクスで本庁・支所の市民生活課へ転送すると。その内容を確認した市の確認がパソコンをしまして、郵便局とか地区館のプリンターへ出力とするというやり方でございますので、直接窓口にはいらっしゃる社会教育指導員とか郵便局の方が市のパソコンに触れて操作をするということではございませんので、そのIDカードとかいうのは今のところ想定してない状況でございます。

以上でございます。

○14番（西園典子さん）

直接はしなくても、本人であるかということその方が、担当の方が確認をしてなさるといことですね。市の方と連携とってですね。そういうふうです。

申請にいらっしゃった方が結局は支所にそういうふうには、地区公民館などで——支所じゃない、地区公民館あるいは郵便局などで申請にいらっしゃったときに、その地区の方もいらっしゃれば、日置市内のその地区以外の方、それから住基カードを持っていれば、そ

の日置市以外の方もしてそれができるのでしょうか。そのときにもしできるとしたら、そのときはどういうふうにして本人——住基の場合は住基カードを持ってらっしゃったら住基カードで本人だということわかるわけですが、住民票をとりたいと、証明書をとりたいというときに、この人がだれだれ、どこのだれだれだということの確認はどういうふうにしてなさるのでしょうか、お尋ねいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

住民票に限って申し上げれば、住民票交付申請の基準が、規定がございますので、その中で申請理由に応じて本人確認を免許証でやる場合、もしくはそれ以外のパスポートとかですね、身分を証明できるものでやる場合、いろんなケースがあるかと思えます。そういった意味で市外から交付申請に来られた方は、多分市民に、例えば市民の車の関係とか代行して来られる場合があるかと思えますので、それはその都度適切にその申請内容に応じて確認がされるということになるかと思えます。

○14番（西園典子さん）

それでは、そういうようなきちとした形で、そういう私どもが心配するような情報の漏れたりとか、それから間違い、人間には間違いがありますね。絶対こういうような間違いはしないというふうに思っていて間違いが起こったりするというのが現状ですが、そういうことがないというふうに信じておりますが、それをたとえそういう出先の、先ほどおっしゃいます24施設ですね、そういうところは月ごとにあるいは週ごとによっていうふうで本所、本庁の方に報告なりいろんなことを、報告はしなくても本庁の方につながるからしない、しなくてもいいというふうな形なんでしょうか。そこのところをお尋ねしたいと思えます。

○企画課長（富迫克彦君）

それぞれの窓口で何件申請があつて何件交

付したかという実績につきましては、それぞれ交付申請の際に申請書を書いていただきますので、それと発行件数の確認、また料金の收受もございますので、料金等の確認。そういったことで毎日、また週・月ですね、年間の実績というのは確認できるというふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

郵便局が1カ所ありますね。郵便局ですってというのはたまたま地区にそういう地区公民館などがなかったからなされたのか、それとも郵便——今後また郵便局みたいなところに広げていくっていう意味でモデル地区になされたのか。そこは辺はどうなのか、ちょっと……あつ、て郵便局もするんだなって思ったもんですから。どういう理由でなされたのか。

○企画課長（富迫克彦君）

今回の伊集院北郵便局につきましては、当初この計画の中では各小学校区単位の地区館ですね、で発行していきたいということで考えておりましたけれども、つつじヶ丘団地付近に地区館っていうそういう建物もないことから、伊集院北郵便局の活用ということを考えてところでございます。

ちなみに、全国的にはファクスを介しまして、離島等がこういう郵便局を活用した証明証の発行というのは取り組んだ事例がございますので、そこらも参考にして今回計画をしたところでございます。

○14番（西園典子さん）

わかりました。それでは、3番の次世代育成の方に行きたいと思えます。先ほどやはり25%、13%とかつていうふうには要観察・要精密・要医療というのが多いという現状がございます。非常に、私も次世代の行動計画、旧東市来町、4町のいろいろと見させていただきました。あれを見ましてもいろんな悪い傾向になっているというか、子供たちがそう

いうふうになっているというのをこれでいいのだろうか。子供たちが生まれる率も少ないのに、生まれてきた子供たちがこういう状況で本当にいいのだろうかというふうに非常に問題視したいというふうに、しなければいけないというふうに思っております。

これは、子供が生まれない——産まない産まないじゃなくて、子供が生まれないんじゃないかなあと。少子化というのが子供を産まない産まないと皆さんおっしゃいますけど、生まれた子供がこうだということは、子供が生まれないような状況になって、生まれにくい状況に大人も含めて、そういう状況に体や環境やいろんなものになっているのではなかろうかというふうに私はこの結果を見て思ったりしたわけです。低体重児の生まれ方も非常に、全国的にもですが、この4町ともどこもそういうふうにふえてきております。そして首が座りにくいかいようなそういう要観察・要精密、いろんなのが出てきておりますが、その中でいろいろとしなければいけないというふうに先ほど市長が答えていらっしゃいます。

私、先日経営者クラブ、東市来の方でそういうところ行ったときに、次世代育成はどんなふうに日置市はしてるのかと言われたときに、こうこうこうこうですって申し上げましたら笑われました。この程度だったのかというふうで。周りはいちき串木野、それから南さつま市とか、先ほどのお話でも枕崎など、非常にいろんな支援をしております。そこまでせよとは申し上げませんが、気持ちを本当に子供たちを支援してほしいという意味でお聞きしたいと思います。先ほどから3枚の妊婦検診で3枚の無料券を発行されたというふうにお聞きしているわけですが、去年までは2枚の無料券と1枚の精密検査券を妊婦の方々には発行してたと。それが3枚の券、妊婦検診に健康診断あれたという

ふう聞いておりますが、そしたら精密検査券の方はどうなったのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

今おっしゃるとおり妊婦の無料券は2枚が3枚になっておりまして、その中で要精密という必要がある方については従来どおりやはり行っています。

○14番（西園典子さん）

簡潔にしておりますので、そんなにおっしゃらないでください。（笑声）

大切なことを申し上げているつもりでございますので、やはりじゃあ精密検査券はやはりきちっと必要な方にしてらっしゃることをございますね。それを確認いたしましたのでありがたいと思います。

私は、子育て支援ホームヘルパーのことを1回お尋ね申し上げたことがございます。やはりあのときに市長が、やはり吹上地区でそれがなされてた、その利用の実数が少なかった。その利用の実数が少なかったのにはやはりいろいろな限定、利用者に対しての限定的なものがあったり、それからうまくPRなどのこともあるかもしれないというようなこともあって、それを十分検討した上で広げたり検討をしていきたいというふうなお答えをあのときにいただいておりますが、その後の検討はどうなったのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

質問の内容がわかる。わかりますか。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ちょっとその部分は把握しておりませんので、後もって……

○議長（宇田 栄君）

部長、向こうに答えてください。（笑声）私に言われても……。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

把握しておりませんので、後もってまたお

答えをしたいと思います。

○14番（西園典子さん）

いや、後もってということでございますので、十分ご検討に方向の、子供たちが何らかの形で、方法はいつでもよろしいです。子供たちにプラスになるような、また健康な子供たち、そしてそういうふうになるような方向でっていうことを希望いたしたいと思います。

いろいろと申し上げましたけれども、時間ぎりぎりになりましたが……まだ6分ありますね。まあ本当によい方向になっていくように希望いたしましてこれで終わりたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後6時18分散会

第 4 号 (6 月 2 1 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（11番、1番、26番、21番、22番、5番、29番）
-------	---------------------------------

本会議（6月21日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	豊辻重弘君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
教 育 総 務 課 長 山 之 内 修 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

おはようございます。さきに通告していましたことについて質問をさせていただきます。

今、国は、財政再建を目的にいろいろな改革を進めています。その中には、三位一体改革の推進を初め、医療、税制、また2007年度からは新たな地方交付税制度の導入も検討しているようです。これらの改革は日置市にとって、さらなる財政逼迫の要因になることは間違いありません。そういった中、財政基盤の強化や住民サービスの維持を大きな理由に、日置市が誕生して1年が経過いたしました。しかし、その成り行きは、私が感じる限り、思惑通り進められているようには思われません。とりわけ今は、一つ一つの問題を真剣に受けとめ、どの地域の住民にもなるほどと理解と協力が得られるような行財政改革を進めていくことが一番の課題だと思います。そこで、その一環として、いくつかの件について質問いたします。

初めに、滝の平安定型処分場の再開問題についてお尋ねいたします。

この問題は、処分場を再開しようとする事業者側と、その再開を阻止しようとする住民側との間で対立していた問題ですが、結果的にことしの2月10日、県は事業再開に対する許可を出しました。これを受け、事業者側

は、当分は事業を行わず、地元の理解を求めていくとの考え方で、まだ営業は再開していません。いずれにしろ、許可がおりて、既に4カ月が経過しています。幾ら事業者が待つと言っても限度があります。仮に、このまま何の手立ても講じなければ、安全は何一つ担保されないまま、事業が再開することになります。

そこで、市長はこの問題にどう対応していくお考えなのかお尋ねいたします。

次に、弦掛安定型処分場跡地問題についてお尋ねいたします。

処分場跡地に不法投棄されていた産廃をめぐり、地区住民が撤去を求めていた裁判の判決が、去る4月21日、鹿児島地裁で出されましたが、住民の請求は認められず、不安は残されたままとなっています。現在、この跡地については水質検査による監視が続けられていますが、市長はこの監視態勢だけで十分であると認識されているのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、公共施設運営のあり方についてお尋ねいたします。

今回は時間の関係で4つの施設についてお尋ねいたしますが、私個人の認識としてこの4つの施設は、事業内容の中身からしても、また行財政改革の必要性においても、独立採算経営が基本であるべきだと認識いたします。つまり税金投入に頼った施設運営は、改善していく必要があるということです。

そこで、初めに、ゆすいんからお尋ねいたします。

この施設は、今回、指定管理者制度を導入することによって、年間4,000万円近くほど投入していた税金が1,000万円近く削減される見込みです。しかし、今後の財政見通しを予測すれば、まだ削減改革が必要だと思います。そこで、その改革として考えられるのが、施設活用のあり方や運営方法の見

直しです。しかし、今回、そのような見直しもなされないまま、指定管理者制度へ移行される計画です。仮に、移行が決定すれば、平成22年の3月までは何の見直しもなされません。

そこでお尋ねいたしますが、毎年3,000万円近くの税金を投入してまで、なぜこの施設運営を続けていくのか。また、経営見直しの必要性についてはどういった認識を持っておられるのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、江口浜荘についてお尋ねいたします。

この施設は、誰もがご承知のとおり非常に古いです。それだけに、今後、日置市が、修繕費や備品購入費等にどれだけの金額を支出することになるのか、どうしてもこのことが気になります。しかし、さきの委員会審査の席では、この件に関する改修計画や負担割合については明確な回答はありませんでした。施設が古いということは経費の問題だけではなく、お客様の安全性や信頼の確保の面において危惧されます。また、改修については指定管理者と明確な取り決めがなければ、後日、トラブルの要因になることも予測されますが、市長は、こういったことについてどういった認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

次に、砂丘荘についてお尋ねいたします。

砂丘荘は、今回、指定管理者を公募されました。その段階で指定管理者が、市に納付する額は、今までの業績より高く提示するのが基本ですが、今回、示された額は余り変わりはありません。なぜそのような金額になったのか。また、今後、どういった経営方針と数値目標を持って取り組まれていく考えなのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、ゆーぷる吹上についてお尋ねいたします。

この施設運営は、従来どおり管理公社へ委

託される計画です。しかし、公共施設としての役割を果たしていくためには、幾つかの課題解決が必要です。その課題として考えられるのが、600万円近くの税金投入をゼロにしていくことや、住民の健康福祉と地域振興の役割を、今まで以上に高めていくことだと認識いたします。

そこでお尋ねしますが、こういった課題を解決していくためには、今後、どういった取り組みが必要だとお考えなのか、このことについてお尋ねいたします。

最後に、住民サービスにかかわる件についてお尋ねいたします。

ここで少しお断りしますが、この質問項目については、3月議会で予算案に賛成しながら、今ごろ、また何を言うのか、とそういうふうにお思いの方もいらっしゃると思います。でも、私だけではなく、ほかの議員も心当たりはあると思いますが、多くの予算の中にはどうしても疑問を感じたり納得いかない事業も出てきます。だからといって、すべてを含んだ予算を否決するわけにはいきません。仮に、当初予算が否決されれば、日置市の信頼にもかかわってきます。そういったことをご理解いただきまして、ご答弁願いたいと思います。

まず1点目は、今年度、事業費総額7億7,000万円をかけて地域イントラネット事業が実施される計画です。この事業によって、地区公民館単位で印鑑証明や住民票の交付ができると同時に、議会中継も放送される予定です。またインターネットを利用したいろいろなサービスも受けられるようになります。

しかし、インターネットを利用している住民の数も限られていることも考えれば、多額の投資の割に、どれだけの住民の利便性につながるのか、疑問な点も多いです。また、財政逼迫の中で、この事業を優先する理由は何

なのか。それと、この情報システム対する年間の維持管理費は幾ら必要になるのか。この3点についてお尋ねいたします。

2点目は、伊集院陸上競技場のコース整備のことです。この事業費も総額で1億5,610万円です。この事業によって3種公認、つまり国体公認コースになるとの説明でありましたが、そのことが、住民にとってどれだけのメリットになるのか。また、なぜ合併特例債を使ってまでこの事業を優先するのか。このことをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の産廃問題について、滝の平の安定型処分の再開についてご質問でございます。このことにつきましては、議会の方にも請願が上がり、議会としてもそれを採択した経緯がございます、その中におきまして、行政として議会の意見も尊重しながら対応していかなければならないという立場でありました。そのような状況の中で、今、ご指摘ございまして、もう4カ月たっているが、どうなっているのかということでございまして、きょうの全協の中でその経過等につきましてもお話をしていきたい。今後の対策というのもやはり議会のご理解をいただいて、私どもは進んでいかなければならないという立場でございます。

そのような状況の中におきまして、今までも地域の皆様方とは説明会を話ししながら、基本的に、今、ご指摘ございましたとおり、地域の皆様方の声というのが、あくまで反対して裁判をするというご意見、もう裁判をしないで市の、また議会のそれぞれの意見の中で進んでいきたいと、そういうご意見が分かれておりましたので、私も説明会に行く中におきまして、やはり野首地区として意見統一をしてほしいということ、今まで話をして

まいりました。

そのような状況の中におきまして、5月19日に担当者が地区民との話し合いをする中におきまして、市としての考え方はどんなものであるのか、もうお示しをしていただきたいという、そういうご意見がございましたので、私どもといたしましてもこのことにつきましては、議会の皆様方にもきちっとお諮りをしていかなければならない立場でございます。きょうの全協の中でご説明を申し上げてその理解を、議会の皆様方のご意見を賜って、今後、進めさしていただきたいというふうに思っております。

2番目の弦掛の問題でございますけど、弦掛安定型処分跡地につきましてはそれぞれ、今、裁判の中におきましてある程度の判決が出たようでございます。その処分場の下、中央水源地付近、第2水源地付近の3カ所で県が2回、市が2回、それぞれ水質検査をやっているところでございまして、今のところ異常な数値は出ていないところでございます。基本的にこれで大丈夫であるかというご指摘でございますけど、いろいろこの県の指導で水質検査を実施しているわけでございますので、県ともちょっとご相談をしながら、その水田等におきます土壌検査、水質検査だけで足りなければ、土壌検査等は、今後、検査をしてもいいのかなど、そのように考えております。

2番目の公共施設運営のあり方について、ゆすいんからでございますけど、このゆすいんを建設する中におきまして旧伊集院町議会と、また町民の皆様方といろいろと論議をしたわけでございます。基本的にこのゆすいんを建設する中におきましては、健康増進をやっていくんだという一つの大きな目的の中におきまして、特に老人福祉センターがありましたけど、そこに温泉を引いておりましたけど、その老朽化を含めまして、特に新しい

施設をつくっていかねばならない。また、陶芸センター等もございましたけど、これも改築していかねばならない。

高齢者の生きがい、また青少年の育成、基本的にはこの3つが重なりました施設でございまして、当初いろいろと論議をする中におきましても、宿泊施設をつくるとか、またプールをつくるとかいろんなご意見がございました。基本的にはこの3つの町民の健康維持と高齢者の生きがい、青少年育成、そういうことを目的にする施設という一つの流れで、このゆすいんを創設したわけでございます。

今、ご指摘のとおり、今回、指定管理者制度という形の中で公募したわけでございまして、この中で維持管理が、大変高いということもご指摘もいただいておりますけど、基本的にこの高齢者の生きがいと青少年の育成、また今、言いました健康づくり、この3つの組み合わせる中におきましては、幾ばくかのやはりこの税金投入というのもしていかなければ、利益を上げて、それぞれやる施設ではないということでございますので、今後、そのような理解をいただきながら、今後、指定管理者制度をする中におきましても、今後、この使用料を含めた中でどうしていくのか、そういういろんな検討は、今後、していかなければならないというふうに思っております。

2番目の、江口浜荘でございますけど、このことにつきまして一番課題としているのが、この老朽化というのが一番大きな課題でございます。この中におきましても、今、おっしゃいましたとおり、この修繕料等が、今後、どれだけ要ってどれだけ持ち出しをするのか、それが一番大きな課題であるというふうに思っております。

基本的には大規模な改修はしない。維持管理ができる形の修繕だけをする。これが基本的な考え方でございまして、特にこの江口浜荘につきましては、この3年ちょっと指定

管理者制度をするわけでございますけど、この間に恐らくこの老朽化する中におきましてこの存続を含め、いろいろあり方検討委員会等を設置、早くしていかなければ、今後、このことにおきましては対応ができないのかなというふうに思っております。

基本的にはこの修繕料につきましても、きちっとその都度都度、指定管理者と私どももきちっとお話をし、また幾ばくな形の中で修繕をするときにつきましては、議会の皆様方にもきちっとご協議をいただく、そのような手順を、今後、この施設につきましましてはとっていきたいというふうに思っております。

吹上砂丘荘のことでございますけど、金額を高く提示するのが基本であると。この指定管理者制度の募集をしたわけでございますけど、一番ここでネックになったのが1つございました。この吹上砂丘荘につきましては、旧吹上町と吹上湯之元開発推進委員会という2つの中で確証をしておりました。（「覚書」と呼ぶ者あり）覚書ですね、覚書がありまして、その内容が、「万が一、市が国民宿舎の経営をほかに譲った場合は、国民宿舎への引き湯は中止する」と。

この覚書が一番、今回の募集するに当たっての金額の設定の仕方と、新しくする方につきましては、もう基本的にはこの覚書が優先していきますので、水道料、重油、その他も相当負担が多く、またましてある程度のこの利用客と温泉があったから、ある程度来られたという部分がございまして、そういうものも減になる。そういう要因があった中で、今回、低くなったという理由でございます。

今後の、今回はもう指定管理者制度という形はございませんので、今後の運営方針、これが一番大きな課題でございます。特に、今の運営を見てみますと、特に「食と健康」ということで、大変地域の産物を使っておりまして、今、私どもも行きますけど、昼におき

ます本当にすばらしい昼食等も出して低額で、いろんな方々が来ております。今後やはりこの砂丘荘をみんなで盛り上げながら、やはり宿泊者も増やすような形の努力をやっていかなければならないというふうに思っております。

特に、この覚書の問題が一番、今後、課題になってきますので、この推進協議会の皆様方とも事前的にお話をしていきますけど、今回、こういう指定管理者制度をするときにおきましても、この覚書がきちっとあるんだという、そういう意見書もこちらの方に出されておりました。そういうことでございますので、今回、このような設定になったということでご理解をいただきたいと思っております。

ゆーぷる吹上でございますけど、このゆすいんと、さほど変わらない考え方でございますけど、ここも市民の健康増進、福祉を図ると、また子供たちの合宿を含めた都市交流をしたいというそういう大きな目的の中で、このゆーぷる吹上があるというふうに思っております。この中におきまして、特に今後、管理公社の方で運営をしていくわけでございますので、基本的には税金を投入しないよう、それぞれ努力をしていかなければならないというふうに考えております。

3番目の、住民サービスのあり方につきまして、地域イントラ整備につきまして、高額な疑問に思う、またこれをなぜことし、優先したかという理由でございます。情報化社会の到来に合わせまして、小学校でのパソコン授業など、低年齢層から情報化教育が始まってきております。国としてもEジャパン構想を打ち出しまして、さらにユビキタスネット社会の構築を目指し、いろいろと施策を進め、いつでもどこでもだれでも利用できる世界先進の情報国家を目指して取り組んでいるところでございます。

また、市内でこれを今回、整備するに当た

りましては、市内で操業されている企業の中におきましても、もうこの光ファイバーがないところがございまして大変困ると。やはりそういう光ファイバーは引いてほしいという、今回、懇話会がございましたけど、大変強い要望もございました。

また、この補助事業の中におきまして、合併後2年間だけ、補助金が2分の1という、そういうこともございまして、どうしてもことし実施をしていかなければ、この補助率も低くなってといたしますか、こう有利な補助事業がなくなるということがございました。そのようなことにおきまして、今回、18年度の予算に計上したわけでございます。

今後、このイントラネットをする中におきまして、活用の方法をいろいろと考えていかなければならない。そういう光ケーブルを引く中におきまして、特に日置市市内におきましてはこの携帯電話の大変かからない地域がございまして。こういうものもやはりこのイントラ整備をしていく中におきまして、業者の皆様方と話をするわけでございますけど、やはりこういう整備がされているところからやっていくんだという、それぞれの携帯電話の会社の意向でございます。そうすることでこの日置市内から少しでも、携帯電話はどこからでも通じる場所を確保していくことも最優先でございます。

さっきもお話いたしましたとおり、それぞれの地区館でそのような情報も取れるというふうに思っておりますし、また先般、10番議員の方もお話ございました、この防災無線の活用とこのイントラネットを含めて、やはり地域住民の皆様方にどう情報を随時発信していくのか。これをしていくことにおいて次のステップ、まだ今から大きな課題として出てきていますのが、テレビの中におきましてアナログからイントラに変更する中におきまして、大変大きな住民の皆様方にも負担が

かかってくる。こういうものでやはり少しでも地域の皆様方に役に立てるような基盤整備をするために、今回、このようにして設けたというふうにご理解していただきたいと思っております。

2番目の陸上競技場でございます。この中におきましては昭和61年にこの陸上競技場をつくったわけございまして、そのときも3種公認競技として認定を受けております。それにおきまして5年ごとに、これは公認を受ける場合は、5年ごとに整備をしていかなければならないということございまして、平成8年に全天候に改修したわけございまして、平成8年度から5年後の13年度にも改修したわけで、そのときは1レーン、2レーンという部分的な改修でございました。10年たつにおきましては全面的な改修をしていかなければならないということで、金額的に予算規模といたしましては1億5,000万円でございますけど、入札の結果、五千何ぼという形になったようでございます。

今後、なぜ合併債を使ったかということでもございますけど、今回、こういう修繕、これは基本的には修繕でございますけど、地域民のそれぞれがこぞってできるという形の中におきましては合併債も使えると。通常でいいましたら、これは単独でなければならないものでございましたけど、そういう合併債を使った理由につきましては、そのような中で合併債を使わしていただきました。

特に、今、この陸上競技場、この全天候という陸上競技におきましては県立の陸上競技場があるわけでございます。特に、この陸上競技におきましては県の陸上連盟の皆様方と、また市内にいらっしゃいます陸上協会の皆様方も、どうしてもやはり公認コースにしてほしいと、そういう大きな要望も参っております。特に子供たちのここで記録会等も行ってあります。そうする記録会が済んだ中にお

きましては、また鴨池の陸上競技場の方に行きます。

やはり子供たちにある程度、このような全天候の中で体験をさせながら、また少しでも記録を出しながら、県、また国の方に行ってほしいと、そういう意味も含めまして、今回、やはり3種公認をしながら全天候でやったということございまして、住民にとってどれだけのメリットになるのかということございまして、特にここには陸上関係のすばらしい高校の合宿等も参ります。そういうこと等、子供たちと一緒にいつも触れ合いをさしながら、やはりそれぞれの専門部の中におきますすばらしい、私どもはこの地域からすばらしい選手を育成していかなければならない。

そういう関係の中で旧伊集院町の入船、マラソンに出ましたそういう者もここで育っていったということで、私どもはやはりこのようにして、子供たちに夢を与える陸上競技であるような中でやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で終わります。

○11番（漆島政人君）

1つずつお尋ねいたします。初めに、滝の平安定型処分場の解体問題からお尋ねいたします。

この問題については、先ほどの答弁では、議会の意見を聞いて対応していく、そういった趣旨の回答じゃなかったかと思っておりますけど。それでは、私は前にも申し上げましたとおり、環境保全に関する協定を結ぶことが、現状においては最善の策だと認識しているわけですが、議会がそういった考え方を示せば、市長はそういうふうにしていくお考えなのか、このことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、先ほど申し上げ

ましたとおり、私どもは地域住民との話し合いをする中におきましても、やはり一つのルールといいますか、そういうものをもっとほしいと、これがあります協定書になるのか。今回、そういう部分を議会の方に、私ども行政として、今後、この話し合いをその中で解決していく中でどの方法がいいのか。これらを議会の皆様方にもお示しをして、それでよいというご意見が集約できれば、住民の皆様方と進めていきたいというふうには思っております。

○11番（漆島政人君）

仮に、議会が、議会は採択しているわけです。こないだの請願書。仮に、議会がだめだと言ったら、それじゃそのまま指定を受ける問題だと認識されているのか。私はそういう問題じゃないと思うんです。最終的にはやっぱり行政が責任を持って、先に先にいろんな手立てを打っていかないと、やはりこの産廃問題は、野首地区だけの問題ではなく、吹上地域全体の問題ですので、やはりこのことについては、住民の安全が確実に担保できるような協定内容をもって、早急に取り組んでいくべきだと思います。

次に、弦掛安定型処分場の跡地問題についてですが、この件については先ほどの答弁では、必要があれば土壌調査もしていてもいいのではないかと、そういう答弁じゃなかったかと思います。これにつきましては、私、今現在、水質検査で監視されているわけですが、やはり専門家の方も、水質検査だけではどうしても問題だと、土壌調査もする必要があると。私も土壌調査じゃなくて、できれば展開調査、こういうのも、それは一番ですね、効果的な調査方法ではないかと思いますが、今においては最低でも住民の安全を確保していくためには、土壌調査をしていく必要があると思います。

そこで、市長は、この安定型処分場跡地の

土壌調査をしていくお考えがあるのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この安定型の場所のところについては、今、裁判とかいろいろなっておりますので、ちょっとさっき土壌調査と申し上げましたのは、この下におきます水田、やはり一番大きな関係につきましては水田に大変大きな影響があるということでございますので、水とそこにおきます水田におきます土壌調査、そういうものはやっていってもいいのかなという、今後、検討課題と考えているということでご理解いただきたいと思っております。

○11番（漆島政人君）

裁判で係争中であればやらない、議会の了解が得られなければなかなか取り組まない、こういった考え方でやっていけば、すべて環境問題は解決していかないわけです。やはり、仮に周り周辺の土壌調査をやってもいいと言われましたけど、市長もご承知のとおり、北の方にはお茶畑もいっぱいあるわけです。お茶は相当農薬もかけます。そういったお茶の農薬に関するそういうものは基にして、土壌汚染が出ているのか、産廃のそういった不法処理が問題になっているのか、その辺は明らかにできないわけです。

とりあえずはとにかく、この処分場跡地の土壌調査を。裁判中であろうと何と、これが解決するのはまだいつになるかわからないわけです。やはり住民の安全を確保していくのは行政の役割ですので、主体的な取り組みをしていくべきだと、私は思います。時間がありませんので次に移っていきます。

次に、ゆすいんについてお尋ねいたします。

ゆすいんについてはいろいろ、市長の方からご答弁をいただきました。いろんな3つの大きな目的を抱えて創設したんだと。こういうこともあるから幾らかの税金投入についても、やはり投入はしてでもやっていかなければ

ばならないんじゃないか。またあと、利用料金についても検討をしていきながらやっていると、そういうことを言われたようです。こういう考え方は、合併前は理解されたでしょう。でも、合併した後は、日置市全体の理解が必要になってきます。

そこでお尋ねしますが、この施設に関しては、起債償還が毎年約1億円です。これが平成26年度まで続いていくわけです。このことを考えただけでも、指定管理者に委託する前に徹底した歳出削減の見直しは、私は必要だと思います。

それと、さきに策定されました行政改革大綱、この中では財政再建の必要性を訴えておられるわけです。こういうことを訴えておきながら、一方では凶悪な赤字態勢の施設を運営していく。こういうことは政策の整合性が問われてくるのではないかと、私はそういうふうに思うわけですが、市長はこのことをどう認識されるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に行政改革を含めて、改革というのはやっていかなければならない。今、おっしゃいましたとおり、新市になった中におきましても、やはり私は、それぞれの地域のそれぞれにあった趣旨というのは、やはり尊重していかなければならないという基本的なものを持っております。

ですけど、その中においても、やはりやるべきなところはやらなきゃなりませんけど、今、議員のように、市になったからほかのところのそういう経過といいますか、賛同は必要だと思いますけど、みんなそれぞれの地域で、今まで4つの地域が集まったわけでございます。それぞれつくる目的もいろいろとあったと思っております。やはりそういうこともいわゆる趣旨は尊重しながら、今、おっしゃいましたとおり、返還もございまして、この中身の経営というのを努力していかなきゃな

らない。

とりあえず、今回、指定管理者制度をした中におきましても、今までしておいたよりも約1,000万円程度年間低くなる。そういうことで少しでも早く、その経費というのを減らす方向も考えていかなければならないというふうに思って、今回、指定管理者制度にしたということでご理解いただきたいと思っております。

○11番（漆島政人君）

地域にあった趣旨を尊重していかなければならない。それだったら、伊集院町の地域だけの趣旨を尊重していくべきか。やはりこういった、もともと創設したそういった趣旨を尊重していく。したがって、いろんな改善策を講じない。そのことが、今の財政危機をおおっている、最も行政体質の悪いところじゃないかと思えます。

そこで、次の質問ですけど、合併して既に幾つかの補助金がカットされています。旧吹上町においては、河川や道路端に関するわずかな補助金が大幅に削減されています。住民生活に密接に関係するわずかな補助金はカットしていく一方で、ゆすいん経営に毎年3,000万円もの税金を投入していくことは、私は、この住民サービスに対する合理性が問われてくるのではないかと思いますけど、このことについてはどうお考えなのか。また、住民への補助金をカットする前に、公共施設等の整理統合、また経営内容の抜本的改革を進めていくことが歳出削減改革の順序だと認識しますが、このことについて市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおり、その趣旨は十分わかります。基本的に地域の皆様方にそれぞれ統一した中で、今、おっしゃいましたように、河川とかそういうものにカットしたということはございまして、今後におきまして、今はそれ

ぞれの経費といいますか、また今、洗い直しをしながら洗い出しをしながら、それぞれの維持管理経費がどうなっているのか、このことは十分今後とも検討をしていかなければならないというふうに思っております、痛みを住民の皆様方に全部分け与えるということじゃなく、ほかの全般的なものも含めまして、やはり検討していかなければならないというふうに思います。

○11番（漆島政人君）

いろんな検討をしていくと、いろんな検討をしたり改革をして、それから一旦直営方式にしておいて、そういう考え方もお持ちでありましたら、そういった検討や改革をしてからやはり指定管理者に移行していくべきだと、私は思います。

私が申し上げたいのは、赤字経営が悪いということじゃないんです。何のそういった改善策もされないまま、単に指定管理者に移行されていく、そういった考え方が問題ではないかと、そういうことを言いたいわけです。

次に、江口浜荘についてお尋ねいたします。

この施設は非常に老朽化しています。それだけに改修計画もなく、負担割合も明確にしない状態で指定管理者に委託すれば、必ず委託先との間でトラブルが発生すると思います。また、多額の、先ほどの話では、最低でも維持管理をしていく、そういった修繕費等だけにとどめておくんだと、そういった答弁ではなかったかと思っておりますけど、やはり今後、いろんなこともどういうことが起きるかわからないわけです。

そういった中で多額の施設の改修費を要するような予算が仮に出てきた場合、これは議会も賛成するというあれは、約束はできないわけです。やっぱりそういったこともいろんな問題も想定されるわけですけど、そういったこともすべて総合的にお考えになって指定管理者と仮契約をされたのか、このことにつ

いてお尋ねいたします。それとまた、今の現状のままでも何年も続けていくべき施設だと認識されているのか。このことについてもお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

指定管理者等の方におきましては、現状のままという中で認識をして契約をしていかなきゃならないと思っております。今、ご指摘のこの施設につきましては、基本的にはこの運営の方法でございますけど、この老朽化している、これをどうしていくのか。新しく建てかえていくのか、やはりそういうことを含めまして、そういう検討委員会というのを、早くこの場合につきましては立ち上げていかなければならない。指定管理者は3年7カ月ぐらいございますけど、その前に早く、この江口浜荘の問題につきましてはあり方検討委員会を立ち上げて、幅広く論議をしていただくというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

私は何回も、前にも申し上げましたけど、やはりこの施設については政策提案権者である市長が、この施設を、今後、どうしていきたいんだと、その基本方針をまず示すべきだと思います。その基本方針に基づいて、それではどういった方向づけをやっていけばいいのか、各論的な議論がその次にあるべきではないかと、私はそう認識します。

そこで、今後の江口浜荘の今後については、あり方検討委員会でいろいろやっていくと、そういうことを言われたわけですけど、あり方検討委員会といえば、物すごく聞き方によっては民主的なやり方みたいに聞こえます。でも、一方においては、市長の主体性が問われる部分も、私はあるのではないかと思います。いずれにしても、やはり今まで江口浜荘が築いてきた信頼を失うようなことがないように、今後は慎重に対応していただきたいと思います。

次に、砂丘荘についてお尋ねいたします。

この施設については、直営方式で運営していくことが既に決定しているわけですが、公共施設として果たさなければならない役割、これが非常に重要になってくるわけです。それは、先ほども市長の方からの答弁の中にもあったようですが、やはり地元産業の振興に寄与していく、そのことではないかと思えます。そのことを具体的に申し上げれば、地元からの食材や商品の調達率を高めていくこと、また地元温泉組合との連携強化を図って総合的に経営効果を上げていく、こういったことではないかと思えます。

そこで、その公共施設としての役割を果たしていくためには、私は、現在、所管課が、商工観光課ですよ、これをやはり身近な支所の地域振興課に変えていって、行政との連携を強化していくことがまず大事なことはないかと。

それと、砂丘荘の職員の経営意欲を高めていくためには、ただやれやれだけじゃなくして、やはり給料も成果主義に変えていくような改革も必要だと思いますが、市長はそういった改革をしていくお考えがあるのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいますとおり、この所管の考え方、またいろいろと、今、商工観光課の方にしておりますけど、やはり地域の方でそれができるのかどうか。また、内部の中でこのことについてはきちっと整理さしていただきたいと思っております。

今、おっしゃいましたとおり、やはりこの砂丘荘につきましても1つの企業でございますので、働く人が、意欲が出るようなその体系、これは本当に必要なことであるというふうに思っておりますので、支配人とも十分協議しながら、このことについてはやっていきたいと思っております。

○11番（漆島政人君）

私は、民にできることを官ができないはずがない、というのが私の考え方です。そして、経営のすべては官であれ民であれ、人によって変わっていくと思います。その人材を育てていくのは市長の役割ですので、やはり、今回のこのいろいろ運営をどうしていくのか、いろいろ議論されているこの機会を経営見直しのいい機会にさせていただきたいと思えます。

次に、ゆーぷる吹上についてお尋ねいたします。

この施設につきましては、今後、今までの管理公社に委託される計画になっているわけですが、この施設の運営課題である税金の投入額をゼロにしていく。また、住民の健康、福祉、また地域振興の役割を今まで以上に高めていく努力をしていかなければ、やはり公共施設としての必要性が問われてくると思えます。

そこで、市長の方も、先ほど私の考えといろいろ同じような意見を述べられたわけですが、まず私は、こういった改革をしていくためには、まず温泉組合等の中で交わされているいろんな規制を取り除いていく。そして、今の現在、400円の入浴料を下げることが先決だと思います。そして、1人でも多くの方に利用していただくような環境をつくっていく。

それと、支所の保健センターや地域振興課との連携を強化していくことによって、地元食材を活用した健康料理や運動施設を活用した運動メニュー、あそこには運動施設もいっぱいあるし、プールもある、温泉もあります。こういったいろんなものを組み合わせて成人病予防対策、成人病の改善対策事業、こういった事業にも。行政と今の委託先とが一緒になって取り組んでいく、こういった新たな取り組みが、今後、必要になってくるのではないかと、私はそう思うわけです。

そうやって、1人でも多く利用していただくことによって、やはり住民の健康福祉も上がっていく。そして、結果的には収益増にもやっていくのではないかと思いますけど、市長はこういった取り組みについてどういったお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

もう議員がおっしゃるとおりでございます。特に、今、このことを解決していかなければならないのは、このゆーぷるをつくったときにおきます協議会とのこの覚書です。これ等が一番大きな素因になっているというふうに思っておりますけど、先般もちょっと温泉組合の皆様方とお話をしたんですけど、今からちょっと時間もかかるのかなど。議員の皆様方もいらっしゃいますので、そこあたりの理解等をどうしていくのか、これが一番大きな方策を、どうしていくかというのが一番大きな課題であるというふうに思っております。

利用につきましては、今、お話のとおり、やはりこの施設利用促進協議会とか、ちょうど吹上地域におきましては合宿、いろんなものがたくさん来ております。そことの融合というのを大事にしながら、やはり利用率ですね。利用率というのをやはり一番考えていかなきゃならない。

まだ、ゆーぷるとしましても、特にまだ施設的にそんなに古くない部分がございますけど、これが、今後、古くなっていく中に、この修繕料を含めた中でどう対応していくのか。やはり、今後、課題としてはそういう部分も、収入もですけど、そういう経費的なものがどういうものが出てくるのか。特に、温泉プール、このプールの問題を含めた中で、やはりここあたりが気をつけて、今後、経営をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

今の考え方には、市長も理解していただい

たわけですけど、そこでもう少し具体的にお尋ねいたしますけど、それでは、今後、温泉組合ともそういった、今までいろいろ交わされていた、そういった規制を撤廃していくために交渉されていくお考えなのか。

それと、今、こないだの委員会説明では、商工観光が説明したように記憶していますが、やはりこの所管課についても、地元の支所の所管課と密接に連携していかないと、どうしてもここと本庁と連携は、やはりその連携効果は出ていかないとと思いますが、このことについてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

砂丘荘の方もお話、そのときも答弁をしましたとおり、1年半過ぎた中におきましてやはりこの事務文書の見直し、それぞれ1年半やってみたときに本当にどうだったのか。これはやはり来年に向けました一つの課題として取り組まさせていただきたいと思っております。

今、言いましたこの温泉組合の方につきましても、今から先、そのような話はしていきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

ぜひ積極的に早い時期に取り組んでいただきたいと思っております。私も、今、4つの施設についていろいろお尋ねしてきましたけど、やはりこの4つの施設について共通した課題は、時代ニーズに合った改革を常にやっていく。それが基本だと思います。そのためにはどういった運営成果を上げていかないといけないのか。そのためにはどういった取り組みが必要なのか。そのことを明確にしていくべきだと思います。

それと、あと今回、指定管理者制度を活用する計画がいっぱい出ているわけですけど、民間でできない役割を担っているのが公共施設ですので、すべて民間に委託すればいい結

果につながっていく、という論理は成り立たないと思います。こういったことを頭に入れて、今後の施設管理のあり方については検討をしていただきたいと思います。

次に、住民サービスの件についてお尋ねいたします。

この件については、いろいろ市長の方からご回答をいただいたわけですが、今回、この事業を取り入れた理由、光ファイバーを引いてくれという懇話会よりの要望もあったと。また、合併後2年までが補助対象であると。あと、携帯電話の不通話区域の解消も、最優先してやっていかなければならない。また、あと住民サービスのそのほか、住民サービスの利便性も向上していくという、いろんな考え方を申されたわけですが。

そこで、このイントラネット事業を、事業のことについてお尋ねする前に、まず市長にお尋ねいたしますが、市長は、今、住民の方が生活されている中で、一番不安に思っておられることは何だとお感じになっておられるのか。私が思っていることは、収入は年々減っていく。しかし、出さなければならないお金は年々ふえていく。これから先、どうなっていくだろうと、このことを一番不安視されている住民の方が多いと思います。

市長は、今、私が申し上げたこの考え方についてどういうふう感じられるのか。私と同じであるのか、いや、それとも、いや、俺はこうじゃないんだという考えをお持ちなのか。そのことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの考え方がありますが、基本的に、今、私どもを含め、この地域の生活の中におきましてやはりこの収入ですか、やはりこの収入がどう入ってくるのか、やはりこれが一番大きな不安であるというのは思っておりますし、それ以上に、今、それぞれ、今、私どものこの自治体だけでなく、医療改革、

年金、やはり今から先に一番密着するそのような改革はどうなってくるのか。やはりそういう負担をどう感じているのか。やはり、今、今後の老後です。先が見えない、不透明な、今、時代の中である。そういうことが、やはり市民の皆様方が一番不安がっているのかなという考え方を持っております。

○11番（漆島政人君）

先ほどの地方税法の改正にしろ、さきの国会で決定した医療制度改革、またこういったものを考えただけでも当然住民負担は、今後、ふえていくわけです。年金にしても出すのはふえるけど、もらうのはこれから少なくなっていくというのが、今後の年金のあり方ですので、やはりそういったことも考えていけば、私は、経済的な面を一番不安になさっているのではないかなと思います。

そこで、今回、こういったことも、住民の不安をどういうふうなことを思っているのか。こういうことを考えたり、また先ほど市長が、携帯電話の不通話地域の解消と言われましたけど、これ高齢者の方は、携帯電話なんちゅうのはほとんど持っておられないんじゃないですか。それと、インターネットについても、どれだけの方が利用されているのか。こういうのは本当限られた人数だと思います。こういったことを考えただけでも、どこまでの生活の利便性につながるのか。私はすごく疑問を感じるわけです。

したがって、私は、やはりこの事業を優先することより、まだ住民生活に密接に身近なそういったサービスを優先するべきだと思います。例えば、今のコミュニティーバス事業をさらに、これについてはさらにお金を出してでも充実させて、交通弱者の利便性を高めていく。そして、そのほか過疎化した地域でも、1人でも若い人が定住してくれるような環境整備をしていく。

それと、合併後、いろいろ住民はとまどい

もあります。こういったとまどいも解消していくために、住民の問い合わせに対して丁寧、的確、敏速に対応していくような体制づくりをやっていく方が、私は、この合併後の優先課題ではないかと思えます。

こういったことを考えれば、この事業の先送りをするべきだというのは難しいことかもしれないかもしれませんが、せめて事業縮小を検討していくぐらいの、やっぱり考えがあるべきではないかと思えますけど。市長はこのことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、るる議員の方がその身近な部分もございます。さっき言いましたとおり、この最小の中でこの事業関係を、私はやっていくつもりでございます。また、さきに言いましたように、今、この事業を取り入れていかなければ、先ほども言いましたように、あと二、三年後、これをしようと思っても、それぞれ該当するいろんな補助事業等がなくなってしまうということもひとつございました。今、おっしゃいましたそのコミュニティーバス、そういうものにつきましてもやはり、今後、身近なことでもございますので、このことにつきましてはどうしていくのか、このことも十分検討をしていかなければならないというふうに思っております。

縮小という形でございますけど、今、実施設計を上げておりますので、その中でどれだけできるのか、そういう部分につきまして、実施設計をする段階の中で考えていかなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

そこで、ちょっと具体的なことについてお尋ねいたしますけど、このシステムの維持管理費には幾らぐらいかかるのか。このこともお尋ねしたはずです。それと、この事業に対しての利用率、事業効果、どれくらい見込んでおられるのか。また、この事業に対する各

課との調整はすべて整っているのか。それと、公募する公民館の指導員の対応が悪ければ、逆に住民サービスを下げていくことになるわけですけど、下げることになるわけですけど、この辺の共通認識は図られているのか。いろいろまだほかにもあります。

きのうの同僚議員の中にも、免許証を出して身元を証明する、そういった証明書のコピー等の管理はどういった、だれがどういった形で管理されていくのか。いろんな問題があるわけですけど、こういった受け入れの整備はすべて整っているのか。このことについてお尋ねいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

まず、維持管理経費のことについてでございますが、今、市長の方からもございましたように、国の交付決定を受けまして実施設計を、今後、取り組んでまいります。その中で明確な維持管理経費というのが出てまいります。現時点では大まかに、まあ500万円程度を見込んでいるところでございます。これにつきましてはケーブルの補修なんですけれども、道路改良等によりましてNTTの電柱とか九電の電柱、これが移設される場合は、かけかえに関する経費を市の方で負担しなければならないというのがございますので、その辺の状況によっては変わる可能性がございます。

それと、各課との調整の関係につきましては、今、ご質問のとおり、すべてが終わっているという状況ではございません。細かな交付の態勢とか、本人確認の手法、そういったものまで含めて早急に、今後、詰めてまいりたいという状況でございます。

○11番（漆島政人君）

その利用率とか事業効果とか。

○企画課長（富迫克彦君）

利用率につきましては、市内のインターネット利用者の実数とかいうのは、現時点で把

握しておりませんが、やはり現時点では2割弱程度かなという考え方を持っております。ただ、今後におきましてはこの辺の利用率というのは、インフラが整うことで、ふやしていかないといけないというふうに考えておまして、そのための市民がかかわりやすいシステム、アプリケーション、そういったものの整備を進めながら、利用に関する指導、そういう研修会、生涯学習の中での講座とか、そういったものも取り組みながら、普及を進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○11番（漆島政人君）

今、いろいろお聞きする限りでも、私は、この地域イントラネット事業の取り入れは、余りにも拙速な感じの印象を受けます。もう少し事業内容、受け入れ態勢、いろんなものを精査しながら、やはりできるだけ効率の上がる、そういった事業で進めていただきたいと思えます。

しかし、とはいうものの、住民に身近なサービスは、今現在、カットされているわけです。そして、このイントラネット事業については、一部の人しか享受できない事業です。こういった事業を実施していくことは、やはり住民サービスの基本的な考えが問われてくると思えます。

そこで、お尋ねいたしますけど、この事業にこれからどれだけの事業縮小をされるかわかりませんが、いずれにしても何億円の工事です。これだけの経費を投資されるのであれば、住民生活の生活環境を守っていく河川愛護や道路愛護作業、この補助金は、私は、少なくとも旧吹上町の基準に戻すべきだと思います。このことについては、もう既に住民の反発も相当出ています。

それと、やはりお年寄りや交通弱者への配慮でこの事業を取り入れていこうという、市長のお考えがあるのであれば税の申告受付、

こういったサービスについても今までどおり、各自治会単位で実施していくべきだと、私はそう思いますけど、市長はこのことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今回のこの事業の中におきまして、本所と支所、そういうものが遠くなる。それで過疎地にいる皆様方が大変不便を感じると、そういういろいろご意見もございました。やはりそういうもうそれぞれ小学校区ごとに、今後、やはりコミュニティーができる、そういうものをつくっていこうというのが大きな趣旨でもございます。

おっしゃいましたとおり、ある程度の金額は投資いたしますけど、やはり今後の地域づくりというのは、やはり私は、小学校区ごとにそれぞれの情報も入り、そこで地域の皆様方がそこに集っているんなことができる、そういう仕組みをつくることで本所、支所とか、そういう地域間の感じを持たせない施策をするのも大事なことであるというふうに考えております。

今、おっしゃいましたもうこの河川愛護とかそういうこの問題につきましては、また今後、十分精査をさしていただき、吹上の金額がいいのか、またそれぞれほかのところはそれなりにやってきた部分もございますので、やはり吹上だけがそういう部分だったのか、ほかの地域はまだそれより低い形でやってきたのか、やはりここあたりの精査はきちっとやっていかなければならないし、ちょうど今回の出てきた数字も中間的な中で4つ一緒になったわけでございますので、そこあたりの中間的な中で、この金額というのは設定したというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

いずれにしてもこのイントラネット事業については、市長は、いろいろ必要性を言われるわけですけど、周辺部の過疎化した地域の

住民の方が、本当に市長のお考えがやはりありがたいと、そういう結論が出れば、この事業の成果はあったと思います。でも、それが無いようであれば、やはり今後、この事業を取り入れた責任は当然問われてくると思います。金額が金額だけにですね。

そこで、ひとつ私も私の考えですけど、やはり河川愛護等について、今後、精査していくということを言われたわけですけど、出さなければならないお金と削っていいお金、そういった見極め、そういった認識が行政と住民との間で開きが出てくれば、必ず、今後、いろんな行政経営をやっていく上でいろんな問題が出てくると思います。

そこで、最後の質問ですけど、やはり日置市の一番の重要課題は行財政改革です。これを進める上において、一番必要なことは住民の理解と協力を得ることです。このことについては、さきのアクションプランですか、改革大綱のこれを説明される中でも、執行部の方は強く言われました。

そこでお尋ねいたしますけど、住民サービスの基本は、住民の要望を的確に把握し、どのサービスを優先していくべきか。また、そのサービスの中身をどのレベルまで充実させていくべきなのか、この見極めだと、私は思います。仮に、この見極めを誤るようなことがあれば、今後、実施していく行財政改革への住民の理解と協力は得られないと思いますけど、このことについてどうお考えになっているのか。このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、それぞれ目線というのが市民の目線にございます。また、その市民の目線もそれぞれ多種多様であるというふうに思っております。やはり私どもは、手順として地域のそういう声をお聞きして、いろいろと行政にいろんな事業として反映し

ていかなければならない。特に、今回、合併したわけでございますので、基本的にこの地域審議会、こういう方々にもいろいろとお話を賜り、また地域審議会を含めた自治会長さん、そういう幅広いみんなの意見も集約していかなければならないというふうに思っております。

今、議員がおっしゃいましたとおり、市民の目線でどれを最優先していくのか、やはりこのこともいろんな意見の活動をしながら、私ども行政の職員もそういう気持ちの中で、やはりみずから市民の中に入り込んでいろいろと意見を賜って進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、先に通告をいたしておりました3点の事項について質問をいたします。

まず1点目は、幼稚園、保育所のあり方についてでございます。

日置市内には平成17年10月現在で、幼稚園が8カ所あり、425人の児童が、また保育所が20カ所あり、1,042人の児童が通園をしております。うち公立幼稚園は、東市来幼稚園、飯牟礼幼稚園、土橋幼稚園、伊集院北幼稚園、日置小付属幼稚園の5カ所、公立保育所は、ゆのもと保育所、伊集院北保育所、永吉保育所の3カ所でございます。

少子化の時代となり、これら幼稚園、保育所の運営を取り巻く現状は非常に厳しいものがございます。これからもっと少子化の状況は加速していくことでしょう。平成16年の全国合計特殊出生率は1.29、本市の合計特殊出生率は1.38でございます。また平成17年の全国の出生率は、さらに下がって1.25という数字でございます。さらに、本市のゼロ歳児から5歳児の将来の人口推計では、平成18年に2,299人であるのが、平成21年には1,924人となり、約370人減少する予測がされております。

このような児童人口の減少の予測を踏まえますと、幼稚園、保育所の運営の将来は大変厳しいものがあります。日置市内の幼稚園、保育所の運営のあり方は今のままでいいのか、いま一度考えるべき時期に来ているのではないのでしょうか。

また、わが日置市は、大変厳しい財政難に陥っており、今議会においても指定管理者制度の選定について審議が行われております。

「民ができることは、官から民へ」の流れの中で行財政改革の一環として、公立幼稚園と公立保育所のあり方についても、議論をしていかなければならないと思います。つまり、民間の幼稚園、保育所がしっかりと運営をされている現状で、市が運営していく必要性について、改めて問い直すべきではないかということなのです。

そのような懸念がある中、今国会で「認定子ども園」法案が提出され、可決成立いたしました。認定子ども園とは、文部科学省所管の教育施設としての幼稚園と、厚生労働省所管の児童福祉施設としての保育園、双方のよいところを生かし、両方の役割を果たす幼保一元化の総合施設でございます。従来の幼稚園、保育園の垣根を取り払い、就学前の児童への総合的な教育、保育が可能となります。

本市のような過疎地域では、急速な少子高

齢化により、今後、幼稚園、保育所が単独で経営を維持することが難しくなることも予想されます。しかし、地域のニーズを考えますと、簡単に廃止するわけにはいきません。また、子供が少ない地域では、集団生活を学べる程度の規模の集団が確保されにくい、といった教育上の不安も出てまいります。このような問題を解消する手段として、幼保一元化施設認定子ども園の制度はつくられました。

そこで、市長と教育長に伺います。①市内8カ所の公立幼稚園、公立保育所の中・長期的な運営計画と今後の方針について。②今後、指定管理者制度や民営化について検討しないのか。③幼保一元化施設認定子ども園について、どう考え、取り組んでいくのか。以上、3点についてご答弁を願います。

2点目の質問にまいります。上水道未普及地域の解消についてであります。上水道は、健康で快適な生活と健全な産業、地域活動を維持する上で必要なもので、今やライフラインとして地域住民の生活に欠くことのできない基盤施設であり、常に清浄、豊富な水を供給するという、極めて高い公共的な役割を担っております。水道法第6条では、水道事業を特許事業として位置づけ、原則として市町村公営であるべきと定めてあります。

日置市を見てもみますと、水道の普及率は平成16年4月現在、伊集院地域81.9%、東市来地域98.0%、日吉地域97.2%、吹上地域96.1%で、市全体では90.3%となっており、県平均の96.4%を下回っています。伊集院地域の普及率が低い原因は、国道3号線沿いの伊集院北校区の上水道未普及地域が解消されていないためであります。この問題については昨年9月議会で、下御領議員が質問され、市長は「市民が健全で文化的な生活を送るためには、安心、安全な飲料水が是非とも必要である。この地区の水道整備事業は、本市の重要課題である」と答弁を

されております。

上水道未普及地域では各世帯で多額の出費をしてボーリングを行い、打ち込み井戸などを利用してありますが、水源が浅い所が多く、水質の悪化や水量の減少で、飲料水の確保に困窮する事態も懸念をされております。また災害時におけるライフライン復旧や渇水時の水源確保の点で、自家水は各自でその現状復旧を行わなければならない、住民は大きな不安を抱えなければなりません。

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るといふ水道法の目的に照らせば、現在の伊集院北校区の現状は水道法にそぐわない面もあり、水道の早期の普及が強く望まれます。また、現在の市民ニーズや時代の流れを踏まえますと、市水道がない状態が続くことは地域づくり、ひいては安心、安全な日置市づくりに水をさす結果となります。伊集院北校区1,607世帯、4,055人の住民にとっては、上水道未普及の解消が旧町時代からの悲願であり、校区住民の世論も日に日に盛り上がってきております。市長も旧町時代からこの問題に携わり、よくご理解されているものと考えます。

そこで市長に伺います。①伊集院北校区の上水道未普及問題のこれまでの経緯について。②上水道未普及解消のために、自治会、地域住民との交渉、連携をどう図るか。③今後の上水道未普及解消の事業計画について。以上、3点についてご答弁を願います。

3点目の質問、つつじヶ丘団地の下水道問題についてに移ります。伊集院地域のつつじヶ丘団地は、昭和40年代後半から民間造成業者によって造成が開始され、昭和53年頃から分譲が始まり、平成17年4月現在で579世帯、1,656人が居住をいたしております。

団地は1区、2区、3区で構成をされております。自治会は1区自治会と2、3区自治

会で構成をされております。一方、上水道の利用は、1区と2区が市簡易水道、3区がつつじヶ丘3区上下水道管理組合運営の専用水道に分かれております。また、下水道については2区、3区と1区の一部51戸が3区上下水道管理組合運営の集中浄化槽、いわゆるコミュニティープラント、そして1区の残り150戸ほどが自家用のくみ取り、単独浄化槽、合併浄化槽などを利用しております。

おわかりのとおり、同じ1つの団地でありながら、自治会、上水道、下水道の区別が複雑に分かれており、団地住民は、15年近くこの問題に悩まされてきました。背景に造成業者や造成時期が入れかわり立ちかわりして、また行政指導も行き届かなかったため、問題はさらに複雑化し、つつじヶ丘団地の住環境の整備に多大な影響を与えてきたという歴史がございます。この点は宮路市長もよくご存知かと思えます。

1区、2区の上水道は、平成16年3月につつじヶ丘1・2区上水道管理組合から旧伊集院町の簡易水道に移管され、現在は市が、配水管の布設がえ事業を行っており、一定の成果が得られました。

一方、2区、3区の357戸と1区の51戸が利用する下水道施設コミュニティープラントは、民間業者の株式会社吹上殖産と3区管理組合の共同運営方式から3区組合の単独運営に変わったものの、施設の老朽化が著しく、いつ壊れてとまってしまってもおかしくない状態でございます。3区組合からは一日も早く、市による下水道の整備が求められております。また、3区上水道の市簡易水道への移管や、1区のコミュニティープラント利用者以外の住民の下水道整備の問題など、依然として残っております。

つつじヶ丘団地はご承知のとおり、神之川上流に位置しており、つつじヶ丘団地の下水道問題は、すなわち神之川水系の水質や環境

の問題に直結してまいります。

そこで市長にお尋ねいたします。①つつじヶ丘団地の下水道問題について、これまでの経緯と見解について。②団地内で使用形態が異なるが、その問題点と解決策は。③団地住民との交渉、連携をどう図っていくか。④今後の下水道整備へ向けた計画について。この4点についてご答弁を願います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の幼稚園、保育所のあり方について、市内には伊集院北保育所、ゆのもと保育所、永吉保育所の3つの保育所があり、運営の基本方針は、家庭や地域社会と連携を密にして、集団生活の中で心身の健やかな発達を促すとともに、自立性、協調性及び創造性豊かな子供を育成することとしております。日常の保育や年間行事の中で、地域との交流や社会体験を通して人を思いやる心を大切にしながら、仲間と一緒に遊ぶ喜びを味わせるように、また安心して預けられるように安全に留意し、充実した生活ができるように保育を行ってきたいと考えております。

また、2番目のことにつきましては指定管理者制度や民営化については、財政難等を理由に全国各地において進められており、また多様な保育ニーズにこたえる1つの選択肢であると考えております。一方、民営化により不利益を受ける可能性の子供や保護者も考慮しなければ、スムーズな移行もできないと考えております。地域住民、保護者、行政と一体となって必要性、問題点、方法、時期等について協議を進め、多面的に検討をしていきたいと考えております。

幼保一元化については、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が今国会で可決され、平成18年10月1日から施行されるものであります。

今後の取り組みにつきましても、地域の実情、保育園等の施設、職員体制等を考慮しながら、今後、検討をしていきたいと思っております。

2番目の、上水道未普及地域の解消についてというご質問でございます。伊集院北校区の水道整備につきましては、これまでも議会を初め、いろいろな角度から要望がなされてきたところであり、水道の必要性は十分認識しております。平成15年には水道整備に向けた手段として、利用意向のアンケート調査を実施するなどしまして、希望の多かった野田、桑畑地区につきまして中山間地域農村生活活性化総合整備事業を活用し、平成21年度の完成を目指し、事業を進めております。

しかしながら、ほかの地域のアンケートの利用意向が48%から72%と低く、これらの地域にも水道普及を図る必要があることから、地方公営企業法の適用を受ける水道事業として徐々に運営していくことで、稼働率の問題点の説明や北校区のイメージと。活性化に欠くことのできない水道整備に対する住民の意識高揚のため、ことしの2月に自治会役員、5月には下神殿の役員と、各区ごとの説明会を行ってまいりました。

市といたしましては、地域住民の強い要望があれば補助事業等を活用し、水道施設を整備してまいりますので自治会、住民への必要な情報の提供など連携を図り、水道利用意向の高揚に努め、整備実現に期してまいりたいと考えております。

今後の計画につきましては、現在、自治会全体で取り組み、整備意欲が伺える下神殿地域の支援とともに、上神殿、中神殿への働きかけを行い、効率的な施設設備を考慮した一括整備の可能性の追求などを行った上で、簡易水道事業としての整備や、また上水道地域の拡張等ができないか、検討をしてまいりたいというふうに思っております。いずれにい

たしましても、それぞれ地域のそれぞれの賛同が、基本的に最優先をしていくということになります。

また、負担金でございますけど、新たな水道を使用するときにおきましては、給水負担金、検査手数料、また本管から自宅への引き込み費用、こういうものが費用としてかかるというふうに思っております。

今後の実施時期でございますけど、先ほど申し上げましたとおり、地域住民の大多数の賛同を得ることが前提でございますけど、基本的には野田、桑畑地区が平成21年度に完成予定でございます。その前にでも地域の住民のいろいろと意向があれば、調査設計、認可等を踏まえていかなければならないというふうに考えておりますけど、事業につきましては22年度以降になるのかなというふうに思っております。

3番目の、つつじヶ丘団地の下水道問題についてご質問でございます。つつじヶ丘団地は、昭和50年から民間企業業者による建売、宅地分譲され、現在、90%以上が入居している団地で、汚水処理施設は、開発業者が設置した大型処理施設コミュニティープラント処理施設であります。このコミュニティープラント処理施設が76%、単独浄化槽が16%、合併浄化槽が7%、そのほか1%の利用状況でございます。

施設管理は、建設当初、開発業者により管理、その後、団地住民で平成2年9月、つつじヶ丘3区上下水道管理組合として設立され、15年が経過しております。これらの施設は、民間業者による宅地開発に伴い整備されたもので、施設の維持管理も同様、民間により管理されてきました。施設も27年を経過し、老朽化が激しく、処理能力も低下しているため、早急な改善が必要であると認識しております。地域住民で管理運営しているが、今後、施設の改築、修繕、維持管理にも限界がある

ため、市としても、つつじヶ丘全体に係る下水道施設にあるべき方向性を検討する必要があると考えております。

現在の使用形態は4通りの方法で下水処理されておりました、2、3区はコミュニティープラント処理のため、施設の老朽化に伴う諸問題があります。これまで毎年、団地内の各総会に参加して、団地全体で一つにまとめることを再三お願いしてまいりましたが、今後におきましても、早く団地が一つにまとまっていたきたいというふうに考えております。

今後の計画につきましては、組合や住民との会合等を一緒にしながら、さきも申し上げましたとおり、住民の総意合意というのを大切に、一番主に思いながら、事業展開の中におきましても有利な補助事業等がないか、私どもの執行部といたしましても、この整備は進めていかなければならないと思っておりますので、4つの中で処理されておりますので、早く一つになるよう、団地内で検討をしていただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

公立幼稚園、保育所の今後の運営基本方針についてですが、市長の方から、保育所の立場から答弁がありましたので、私は幼稚園の立場から申し上げてみたいと。

現在、日置市には市立幼稚園として5つの園がございます。運営の基本方針といたしましては、各園とも小学校の附属幼稚園として小学校との連携を図りながら、健全な子供の育成を目指しているところでございます。しかしながら、入園の状況を見ますと、各園とも定員割れの状態であります。小規模幼稚園においては、幼稚園の設置目的であります集団生活を経験させることが難しくなることか

ら、今後、出生の推移を見ましても同様の傾向にあると予想されるため、小規模幼稚園については民間幼稚園の状況も踏まえ、今後のあり方について十分検討をしていきたいと考えております。

2番目の指定管理者については、市長の方からの答弁がありましたので割愛させていただきます。

3つ目の認定子ども園については、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った新しい施設として、「認定子ども園」設置法案が今国会に提案されて、6月9日の参議院本会議で可決され、成立されたところであります。施行は本年10月1日となっているようでございます。

認定こども園になりますと、3歳から5歳児を対象とします幼稚園では、子供を預かる時間が原則4時間ですけれども、子ども園として認定されますと8時間まで延長ができるようになります。文部科学省では子ども園の認定を申請するのは、当初1,000施設程度と見込んでいるようであります。認定は施設の申請に基づいて、都道府県が行う。そのほか、地域での子育て相談を開くなどの要件もあるようでございます。新しい施設に対しては施設整備費や運営費の助成など、財政支援が行われるようであります。今後、既設の幼稚園のあり方、民間幼稚園の動向や地域の実情等を踏まえながら、今後、検討をしてまいりたいと思います。

○1番（出水賢太郎君）

先ほどは失礼いたしました。それでは、1点目から随時質問をしてまいります。

まず、公立幼稚園と公立保育所の中・長期的な運営計画、今後の方針ということでご答弁をいただいたんですが、先ほど教育長の答弁でもありましたとおり、民間の幼稚園、民間の保育園、これと競合するような状況が、今後、少子化になると出てくると思うんです

が、そういう点で市内全体で保育園、幼稚園の配置、バランス、それからその公と民のバランスというか、そういう競合を防ぐような形で考えなければならないと思うんですが、その点、先ほど教育長も言われたように、定員割れをする原因もそういうところにもなっていると思うんです。その辺のところを民間とのそのすり合わせというか、配置に対してどう話し合いを今までも進めてこられて、それから、今後、どういうふうにそういう形で配置に関して話をしていくのか、具体的な検討をされているかどうか。そこをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

保育園の入所におきましても、またそれぞれの地域的なことのバランスを含めながら、それぞれの割り振りをやっているわけでございますけど、基本的には保育園でももう定員いっぱいにする、なるところ、一時時期を含めていかなければ定員をカバーできないところ、定員割れをしているところ、保育所の場合につきましては、それぞれ行政の中でその割り振りというのは今までもやってきました。

今後、この幼稚園もそのような部分の中でございますけど、特に幼稚園の場合は附属幼稚園ということで、その小学校に併設しているというのが一つの大きな、地域的なバランスはそのようになっております。先ほども申し上げましたとおり、このことにつきましては、特に保育所の場合につきましては、今、公営の保育所につきましては国からの補助金もうゼロでございます。民営の場合につきましてはそれぞれの補助金があって運営をしているということでございまして、今、ございましたとおり、大変この財政を含めた中であるとき、さっきもちょっといろいろと多面的に検討をしていかなければならないということでございますので、特にこの保育所の問題につきましても、やはり早く検討委員会をし

てこのことをどうするのか。

先ほども教育長も言いましたように、幼稚園も同じ考え方の中でいかなければならないのかなど。それを両方、それぞれ検討をした中においてこの認定子ども園、このことの整理というのは、とりあえず公立のこの保育園、幼稚園を整理した中の方向性が決まった中で、この認定の子ども園というのを進めていかなければならないのかなど、そのように考えております。

○1番（出水賢太郎君）

指定管理者の制度への検討、それから民営化の検討ということで、今、お話があったんですが、西之表市の方では財政難から、若宮保育園という保育園を民間委託ということで、県の保育連合会の方がその指定を受けているようでございます。資料を取ってきたんですが、それによりますと、年間に若宮保育園だけで1,478万円の削減効果があるということで、これ3年、19年度からなんですが、やろうということで目標をしているようございます。

こういう市町村の事例というのをしっかり研究をされるべきだと思うんですが、その実情について日置市の取り組みについてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、この指定管理者制度がいいのか民営化がいいのか直営がいいのか、この3つを含めた中で、今後、早くこの検討委員会を立ち上げをいたしまして、そこで結論の方向性を出していただき、特に保育園につきましても公立が3つございますので、この3つをどういう時期のときにどの方向ですか。そういう総括の中で早く検討委員会を立てて、その方向性というのを出していきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

その民営化とか指定管理者を導入する際に、

やはりその保護者とかの反対が、地域の反対とかいうのも出てくるかと思うんです。ことしの5月22日ですが、横浜市の方の保育園、市立保育園の民営化の件で、保護者が裁判を起こしております、民営化を急ぎ過ぎということで市の方に、横浜地裁の方が1世帯当たり10万円、合計280万円の支払いを認める賠償命令が出たということで、非常に簡単に民営化をするのも難しいんだなというふうに思っております。

日置市の方でも、もしそういう形で検討をするに当たって、そういう反発とか理解を得られない場面も出てくると思うんですが、その点、市長はどういうふうクリアをしようとお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この検討委員会を含めまして、今、言いましたように早くこのことの検討委員会に入らなければ、恐らくその時期というのが恐らく時間はかかると思っております。今、言いましたように、この裁判等を含めた中でいろいろと保護者との理解、特にこの裁判の内容で、なぜ民営化の中でこの裁判がそのように賠償をしなきゃならなかったということにつきまして、やはり短期間でやってしまった。やはりそのことだけ、民営化が悪いということじゃなく、きちっと保護者を含め、地域の皆様方に説明をする期間があれば、その期間だけの問題が一番問われたという裁判であったようございますので、そういうことをクリアしていく中におきましても、早くこの検討委員会というのを立ち上げながら、また保護者、地域の皆様方の声も聞きながら、する年度というのも、そのときに設定をしていかなければならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

先ほどから検討委員会をつくるということで、その今度は委員とかのメンバーです。それから、地元の意見をどう反映させるか、保

護者の代表を入れていくのか、その辺も問題になってくると思います。それから、やはりその時期の問題、今も言われましたように、年次的に何年度までどうするのか。まだ、決めていच्छらないという答弁なんですけれども、具体的に市長のお考えの中でいいと思うんですが、大体何年ぐらいをめどにやろうとお考えなのか。

○市長（宮路高光君）

この検討委員会は、約1年ちょっとかかって検討委員会をしていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、その時期はそのときに明確に、それぞれ何年度にどうするのかという方向性が出るし、もしこれを、まだそれでも直営というご意見がまとめられるのか。今後、その検討委員会の中でいろいろ意見を賜りながら、方向性を探っていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

次に、認定子ども園について移ります。認定子ども園をやると、やはり、特に幼稚園です。定員が少ないところもカバーできる施設を維持できるんじゃないかということで、過疎化地域の活性化にもひとつ役立つんじゃないかなと、私は考えております。

そこで、今度、ゆのもと保育所も新築する予算がついておりますし、それから伊集院北幼稚園と伊集院北保育所は、もう目の前にあります。どちらも子供が少なくなってきましたのでモデルケースとしてやはり、市として導入をしないのかなというふうに、私は考えておるんですが、市長はいかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

この認定子ども園、公立がすべきなのか。私は話を聞きますと、民間の方もこれをしていきたいというお話も聞いております。そこあたりの部分がございますので、基本的には意見調整をしていかなければ、こういうも

のにつきましては、やはり民間も圧迫してはならないという基本的な考え方を持っておりますので、もう少し意見を集約していかなきゃならない。

先ほども申し上げましたとおり、この認定子ども園につきましては公立の保育園、幼稚園、この方向性を両方早く決めなければ、やはりこの公立で認定子ども園をどうするかというのは、少し難しいのかなというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、これに関連してなんですが、今、子供の子育ての窓口というのは、幼稚園は教育委員会、そして保育園の方は福祉課と分かれております。親御さんの立場にしてみれば、同じ子供なのに何でこんな窓口が分かれているんだという声も聞かれます。これは法律の問題、所管の問題がありますから仕方がないことなんですが、しかし、ほかの市の例を見てみますと、子育て窓口、幼保一元化窓口を開設しているところもあるように伺っております。市としてそういう窓口、担当課を設置する考えはないかどうか、お伺いたします。

○市長（宮路高光君）

今のところ、すぐその幼保一元化の係というのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、この公立保育園を含め、この認定子ども園、こういういろんな国の動向を含めまして、ある程度の見きわめをした中でいかなければ、その効果というのはどうなのかということもございますので、ちょっと時間をいただきまして見きわめをさしていただいてから、その設置というのは考えていきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、次に、上水道の未普及地域の解消の問題について伺います。

まず、旧町時代からとにかくもう、これは

緊急課題ということだったんですが、先ほどもご答弁があったように、利用の同意についてやはり地域ごとにその差があると。48%から72%と、そういう結果が出ているようでございますが、ただこれは、実際に住民の方々に聞きますと、事前にその説明とか理解もなく、いきなりアンケートが来た。そういうので答えを出せと言われても、どう答えようがない。今は水をとりあえず、井戸を掘って使っているんでいいんじゃないかなと言って、同意に反対、反対というわけじゃないですが、答えを書けなかったという意見も聞かれます。それをやはり根拠として出すのはどうかなと思うんです。

市として、やはり、今、先ほども言われたように、説明会もあちこち開かれておりますし、市長も、それから担当課の課長も出席されておりますので、ここでもう一度各自治会を通して説明をした上で、それでもう一回アンケートを再度取り直す、そういうお考えはないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この歴史的な背景の中で、なぜこの北校区が、これだけ水道ができなかったという背景からお話し申し上げますと、基本的には道路整備が国道があるからということじゃなく、この地域、大変水に豊富な地域でございまして、特に普通の土地を2掘ぐらいうすればもう湧き出てくる、そういう地域であって、大変水に、今までそんなに悩んだ地域じゃなかったというのが大前提でございまして。そういうことを踏まえましたが、この最近、大変この環境問題を含めた中におきまして大変難しくなってきた。そういうことがございまして、この近年、この北校区からいろいろとご要望が出ているというのが実情でございまして。

今、ご指摘のとおり、その当時、特にアンケートをとった時点がちょうど中山間事業を導入する、やはり私どもも、有利な事業の中

で水道整備をやりたいという方向性の中であつたわけございまして、そのときにそのような結果が出たということで、また新たにということもございまして、基本的にはその中におきまして、今、野田、桑畑からしてきておりますので、やはり水道というのはある程度の連続性というのがなければ、あちこちをしていくことも大変難しゅうございまして。

そういうことを踏まえながら、今、下神殿、先ほども申し上げましたように中神殿、上神殿、やはりこの地域性の連帯性をする中において、さっきも言いましたように、ひょっとしたら上水道から来れる部分が、地域も出てくるのかな。まだ、簡易水道からできる分。住民にとってはそれぞれ上水道、簡易水道、関係ございせんけど、私ども行政として、どういう負担の割合の中で事業を進めていくのか、これが大きな課題でございまして、今後のアンケートじゃなく、基本的にはもう野田、桑畑が来ましたので、次は下神殿、上神殿、中神殿区域が最終的に麦生田の方になるのかな。そうすることがやはり連結しながら、最小限の効果が出てくるという認識を持っております。

○1番（出水賢太郎君）

上神殿、中神殿の件なんです、やはりあの地域は1軒、1軒が離れている。下神殿と違って山間の一番奥の方にもう一、二軒あるというような現状で、なかなか同意が得にくい、そういう現状があります。特に、高齢化も進んでおりますので、これからその負担金等、多額の出費を強いる、そういう形だと、なかなか市の方が一生懸命計画を練っても、やはり先ほど言われたように、同意が得られなければ事業実施はできない、こういうジレンマに陥っている。これで10年、20年かかっているわけです。

できれば、そういう面で住民からの要望として上がっておりますが、この負担金の軽減

です。これがやはり一番問題になってくるんじゃないかなと。少しでも負担を軽くしたいという気持ちが出てくると思うんです。そこで、私もいろいろ調べてみたら、金沢市の方で、上水道未普及地域解消に関する補助金交付要綱というのをつくってありまして、各集落ごとに工事費から100万円掛ける世帯数を乗じた額を控除して、その分を補助金に充てていると。少しでもそうやって普及をさせようという努力を、市もされているんです。

今の市の姿勢でいうと、負担金は自分たちで払ってくださいと。本管は市がやりますと。そこまではいいんですけれども、やはりもう一步踏み込んだ市の努力というか、姿勢もあってこそ、初めて住民の同意が得られるんじゃないかと思うんですが、いかが思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの事業、上水道と簡易水道がございます。基本的には上水道は使用料に転嫁されます。その上水道の中から補助金を出せば、ほかの方々が、使用料が上がります。そういうことの中が、みんな理解できるのか。そこあたりもやはり大事なことでございまして、今、さっき申し上げたそれぞれの地域が、過疎地域の中で特殊的な事情で補助金を出したのか、私、ちょっとようわかりませんが、その後の維持管理運営を含めたこの場合、使用料と転嫁してくる、やっぱりそこあたりの理解が、ほかの方々にできるのか。そこあたりも十分考えて、この負担金につきましては、今まではやはりそれぞれの応分の負担という中で出していただいて事業推進を図り、理解を得られたところからと。

基本的にこの水道事業につきましても、大変な大きな投資が必要でございまして、今、野田、桑畑をやっているわけでございますけど、一挙にほかのところもばたばたというのは大変難しいということがございますので、

私どもも時間をかけまして、その間の中でできるような方向で、地元説明会をきちっとやっていきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それなら、補助金の件につきましては舞鶴市です、京都府の舞鶴市が、平成8年から地元負担金軽減策を策定して、水道の普及促進を図ってきたというのも事実ありますので、ぜひいろいろそういう全国で事例もあります。1つのことにこだわらずにいろんな方法を模索して、一気にやれとは私も言いません。段階がありますし、財政の問題もあります。ただ、いまどきこうやってライフラインが整備されていない、文明的な生活を送るためには必要不可欠なものですから、ぜひそこは、市として検討をしていただきたいなと思います。

それで、そういう形で事業実施の年次計画というものをある程度やはり地域地域で、例えば先ほど言われたように、野田、桑畑が終わった後に、下神殿は平成22年度からと。上、中も一緒にすると。それから、麦生田はその後、6年たってからとか、そういう形で段階的に計画をしっかりと立てていただければ、住民もそれにあわせてやはり合意を得るような努力をするんです。今までそれがなかったから、ずっと堂々めぐりになってきたという歴史がございます。

市長は、その辺ちゃんと計画を立てられるかどうか、数値目標をしっかりと年次目標を出せるのかどうか、そこをはっきりしていただきたいのですが、どうですか。

○市長（宮路高光君）

この場合は施設を基本的に整備をする、その中におきまして、特にこの給水負担金を水を使っていたかなきゃならない。私は恐らく、引いていただけのけど、当分の間、自分の自家水をする。やはりこのことと普及との問題、これがきちっとリンクしていかなければ、今回、その引いた中においても、やは

りこれに加入していただかなければ経営的に難しくなる。だから、私は、基本的にある程度の80%以上を含めた同意がなければ、もう引いたときは、その今の自家水はやめて引くんですよと。これが大前提であるというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

おっしゃるとおりかとは思いますが、そういう問題を解決するために、先ほど言われた下神殿では、各区の代表が集まって委員会をつくって窓口を一本化して、そこで市とのそういう交渉とか、それからそういう勉強会を開いていこうということで、もう住民がみずから動き出しているわけでございます。

そこで、やはり前回の2月に、自治会長会でも話になったんですが、問題としてやはりこの負担金の軽減、先ほども私が言いましたが、そのために少しでも知恵を絞ろうと。そうすれば、戸別の引き込み管から先の自家用の蛇口とか配管、これの使える分は全部使っちゃえと。いちいち基準に満たして満たらないものを全部工事する必要はないと。使えるものは使えるようにしようと。そういう意見も出まして、市にそういうのでその予備調査をして、あなたの家は大体幾らぐらいの負担になりますよと。ですから、こういう形でやりますから同意してくださいと言えるような、そういう環境づくりです、そういうのをしてほしいと。

それから、もう一つ、下神殿の場合、そうやってまとまってきていますので、恐らく平成22年、野田、桑畑の後ということよりも、もっと早くしてほしいという要望も出るかもしれません。そういった場合にほかの事業枠を使って、例えば簡水事業です、の補助事業を使ってやるのか、そういう検討をされるのかどうか、そこを市長にお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

この調査、認可、やはりこういう水道、下水道については、少なくとも2年、3年かかります。実施するまでの間、期間がございます。その中におきましてそういう設計とか認可、そういう等の時間がございますので、そこあたりは早目にしてもいいと思っております。

今、さっきも申し上げましたとおり、やはり1つの窓口にしていただいて、さっきも申し上げました給水態勢、今まで簡水とかいろんなことをしてきたところは、もう事前に約5年間、そういう組合を最初つくりまして、みんなが月1000円、月1,000円ずつ積み立てをしていただく。やはり地域住民もそのような一つの構えをしていただく。やはりそういう組織づくりをしていただく。そういうことでやっていただき、私どもはそういう態勢ができれば、今、おっしゃいましたとおり、この設計とか認可については、早めてもいいのかなというふうには思っております。

○1番（出水賢太郎君）

3点目のつつじヶ丘団地下水道問題について伺います。

まず、3月の20日、懇話会がありまして、市長にも出席をいただいたんですが、そのときの感想を簡単にお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、もう十四、五年間、いろいろと地域住民の皆様方とお話を申し上げたところでございまして、さきも答弁いたしましたとおり、早く方法がこのつつじヶ丘団地、いろいろと下水の処理の手法が違っておりましたので、ひとつそういう理解を、みんながしていただきたいというのをお願いしておりました。これが早く一つにまとまる中において、私どももその方向性、さきも水道と一緒にございまして、いろんなどういふ補助事業を使っていくのか、どういふ整備をしていくのか、そういう方向性が決まって

いかなければならないということをごさいますので、それが、みんなが地元がそういう態勢だったら、こちらの方もいろんな選択肢をしながら、今後、この下水道のいかなの問題について、一緒に協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

今の市長が言われた、団地一体となつてということで、先日、話し合いがありまして1区と2区と3区、代表がみんな出て、合同でその問題を協議する委員会をつくらうということで、話がまとまりつつあります。ありがたいことなんです。そこでひとつ話が出たのが、その委員会のメンバーの中に行政側も入ってほしいと。そして、一緒になって検討を協議をしてほしいという要望が出たんですが、そういう出席、もうメンバーに入れてもらえるかどうか。市長としてはどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にそのメンバーに入らなくても、会をするときはいつでも下水道課の職員もやります。また、私が必要なときは私も出てまいります。皆様方が委員会を開くという、今、お聞きの話をしていただく中で、全体がまとまると、そういう委員会ができたということは大変すばらしいことをごさいますので、今後、その委員会をまとめた中におきまして、私どももぴしっと入らせていただきたいというふうに思っております。協議させていただきたいと思います。

○1番（出水賢太郎君）

それと、2番目の団地内で使用形態が異なると。先ほども言いました4つあるんです。非常に難しいんですが、一番のネックになるのは、1区の合併浄化槽設置した設置済みの方々7%あるんですが、ここの問題になってくるかと思うんです。やはりその合併浄化槽を設置するときに、大分出費をしているわ

けです。そしてまた、この下水道を整備するとなつたときに、市に負担金を払わなければならないと。これではなかなか道理が通らないわけでありまして、反対されるのも仕方がないのかなと、私も感じているのですが。ただ、そこをクリアしないと、この問題というのは解決できないと。これはもう団地全体の考えであります。

その設置済みの世帯への対応とか、それからもう一つ、その合併浄化槽を現に今でもつけようとしている人がおります。市の計画が下水道の計画がしっかり出れば、合併浄化槽を、じゃちょっととめておこうかなと、次に、じゃ、その市の計画にのろうかなという人も出てくるわけですが、そこが何か聞いたところによれば、市がする事業にそのままのっかってやっちゃったということで、どうしたらいいでしょうかという相談もありました。市の方針がやっぱり一本化されないと、住民も不安になると思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私どもは、早く一緒にしたいという一本化の考えを持っておつたんですが、今、やっど地域がやろうということで、今、まとまったということのごさいます。その個別にいろいろと、今、おっしゃいましたように4通りございましたので、まだ今からその委員会等を含めた中で合併浄化槽を含め、いろんな問題については個別に参りまして協議させていただきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あとは、今、使っているコミュニティープラント、これが非常に老朽化をしておりまして、壊れてもおかしくない状況だと、私は説明したんですが、もし壊れてしまった場合、この400軒分の汚水が神之川に流れ込む可能性もあるわけです。いつとまってもおかしくない。非常に組合の方が苦勞されているん

です。それに対して、市はどういうお考えで、そしてどう措置をされようとされているのか、具体的にちょっと考えがないのか、お聞きしたいんですが。

○市長（宮路高光君）

基本的にはさっきも申し上げましたとおり、この認可、これが決まってから五、六年はかかると思います。整備していくのに。だから、その間はやはりきちっと維持管理、これはかねていろいろと自分たちが、気をつけていろいろなことをしておればいいですので、方向性は決まりますけど、その事業が実施できるまで五、六年かかります。こういうことにつきましてはやはり維持管理については、やはり組合の方で絶えず気を配りながら整備をやっていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

時間はあとどれぐらい。

○1番（出水賢太郎君）

あと1問です。それと、最後の質問なんですが、3区の管理組合が上水道もまだ持っている状況です。上下水道を同時一括というのを要望している。これに関しては旧町の時代に陳情書も組合から出されておりますし、また今年度、先ほどの総会で組合の総会で、陳情書を出すということで決議もいたしました。旧町時代、その陳情に対してどういう対応をとられてきたのか。

それからまた、これからそういう上水道も含めて、3区つつじヶ丘3区をどうやっていくのか。下水とは別に、上水道も一緒にセットで取るのか。その場合は覚書等もちゃんと交わさなきゃいけないと思うんですが、その辺のところを組合とどういう交渉をこれからされていくのか。市長のお考えを伺いまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、地元の方は、下

水と水道を一緒に取ってくれということでございましたけど、私どもは、先に水道が先であるという考え方を持っておりましたので、今、下水道の方がこういう話し合いの方向でいったら、同時にその水道の方も引き受けて簡易水道として、今の1、2区を拡張する、そういう筋はできておりますので、いつでもそのようにしていただければいいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。45分間。

午後0時15分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26番、西峯尚平君の質問を許可します。

〔26番西峯尚平君登壇〕

○26番（西峯尚平君）

ちょうど眠い時間になりましたが、短い時間ですので眠気をさまして質問いたします。通告いたしました2問について、私、市長の答弁を求めるものでございます。

地域の住民組織である自治会には、PTA、子供会、高齢者クラブ、地域婦人部、防災会等があり、それぞれ住民の日常の暮らしと密接な関係を持ち、地域の住民のほとんどで構成され、居住地の自治会員であります。親睦活動、防犯防災対策、交通安全対策、安全な通学路の確保、環境衛生活動、ごみ置き場と市道、農道、河川等の草払いと、それに文化、スポーツ活動、このように共通の問題を取り上げております。

自治会活動は、多くの住民からも積極的に支持されなければいけないと思っております。だれでもある町に移り住めば、その町の自治会への加入が当然と見られ、本人もそれほど

抵抗なくして、それを肯定しているかというのが実態ではないでしょうか。ところが、最近、自治会への未加入者が多く、自治会活動の統率が非常に難しくなったという自治会長さんの話でございます。

自治会への加入者について、市長に伺います。まず1、自治会未加入者が多いと聞くが、市長の考えはどうか。2番目、旧町ごとに未加入者を率で示し、また、多い自治会では何%ぐらいか示していただきます。3番目、未加入者が多ければ、自治会活動としての活動が成り立つか。4番目、行政として未加入者への指導はどのように考えておられるか。

それと、2番目として、自治会の統廃合についてでございます。これは委員会でも説明ございましたが、現在までの進捗状況を伺っておきます。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、各地域の自治会への未加入についてというご質問でございます。自治会にとりましては、同じ地域に住みながら共同作業への参加や自治会費の負担、防災、防犯への取り組み等で、不公平感が生じているということもお聞きしております。したがって、自治会未加入者がなくなることが、行政にとっても地域にとっても大事なことであり認識しております。

未加入者対策につきましては、行政の対応、自治会の対応、未加入者本人の対応について、それぞれ検討をしていかなければいけないというふうに思っております。ちなみに、一番多い自治会の中におきまして31.7%、自治会の中におきまして自治会に占める割合、31.7%入っていないというところが一番多いようでございます。

ちなみに、地域別を若干申し上げますと、東市来が、世帯におきます未加入の世帯数で

ございますけど、パーセント的に3.1%、伊集院地域が2.5%、日吉地域が1.9%、吹上地域が0.6%、市全体といたしまして2.3%であるというふうでございます。そういうような状況で、自治会の中におきまして、一番多い自治会の中での加入率が高いのが31.7%であるというふうでございます。

まず、行政といたしましても広報を初め、パンフレット等で具体的に自治会では防犯、防災、環境美化、青少年の健全育成と地域に密着した活動をしている事実も、広報周知は図っているところでございます。特に、自治会の対応といたしましても、未加入者への積極的な接触、勧誘や自治会活動の重要性を知らさせる努力もお願いしたいと思っております。特に、窓口に来て転入等をしているところにつきましても、こちらの方から、特に自治会長さんには連絡するようにと、そのような話をしているところでもございます。特に、集合住宅等もあるところにおきましては、集合住宅を運営している業者や、また個人の方々にこの入居時におきまして、入るよということもお願いしているというところでもございます。

自治会の統合についてでございますけど、昨年までは274自治会がございましたけど、ことしの4月1日現在におきまして、日吉地域が59、東市来が1減少し、伊集院地域が1増加した関係の中におきまして、215の自治会になっております。現在、吹上地域でも自主的な話し合いが持たれております。伊集院地域では自治会長会の中で研究会を持ち、独自に検討がなされています。東市来地域でも自治会長を通じて話題になっておきまして、自治会長の中におきましても、行政の方がどういうふうな案を持っているのか、そういうものをお示しいただきたいとか、そういういろいろ自治会長会の中でも意見があるようでございます。

今後におきましてもそれぞれの地域を含めまして、特に自治会長さんとも十分話をしながら、それぞれのあるべき集落の統合をやっていききたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○26番（西峯尚平君）

ただいま市長から説明をいただきました。まず、1番目の件でございますが、月に2回、市から広報誌などが配付されるわけですが、自治会長さんに。それで、そういうところにも未加入者にも配付されるのかどうか、それをお伺いします。

○総務課長（池上吉治君）

現在、市では行政嘱託員の制度を設けておりまして、現在は自治会長さん方が、行政嘱託員になっていただいているところでございますが、加入者、未加入者に限らず、地域の方々へはそういった文書等の配付をしていただくように、行政嘱託員の方々にはお願いをしているところでございます。

○26番（西峯尚平君）

こういう広報誌等も相当金額がかかるわけなんですけど、これを未加入者にも配るということは、これは平等に配っていただくわけですが、いいことと思うんですが。こういうのは何というんですか、反応がありますか。未加入者に配って。それをお伺いします。

○総務課長（池上吉治君）

それぞれ自治会の中ではそれぞれのことはあろうかとは思いますが、現在、未加入者の方から、あるいはそういった行政嘱託員の方からそういった配付をすることでの異論といえますか、そういうものは承っておりません。

○26番（西峯尚平君）

話によれば、自治会長さんが班長に配って、その班長が、留守のときはポストでも入れておりますけど、それが、ほとんどちりと燃えるごみの中に入っているみたいです。これは読んでいただければ、いただいてからその袋

に入れるということは納得できるわけですが、見ないで、そのままごみ袋の中に入っているということを伺いました。その辺はどうお思いですか。

○総務課長（池上吉治君）

見ないで、そのままちり箱へ投げられているというようなことでございますが、そのような実態はまだつかんでおりません。

○26番（西峯尚平君）

こういう広報誌とか、さっきも言うたように非常に金額的に張るわけです。その辺をもう少し愛読していただくように、住民にも説明をお願いしていただければと思っております。

それから、2番目の件で、各町ごとの率でしたが、私も、今、聞いてびっくりしました。東市来が3.1、伊集院が2.5、日吉町が1.9、吹上が0.6ということでございましたが、私は、この未加入者の多いところは、田舎はそうないですけど、都会の町の方に出てくるとアパートとか社宅とか、そしてまた独身者が多いということで、都会の方が多んじゃないかと思っておりますけど、これも東市来の方が、一番率が上がっているようでございます。（発言する者あり）いや、都会ではないと思えますけど、まだ東市来の支所長とも、また話をしてみたいと思っております。

それに、市民でありながら集落員、自治会員でないということです。ゆえに、自治会費も納めていないということでございますが、これでは自治会の活性化はないと思っております。市長の考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、自治会の活性化を含めた中におきましてはやはり地域の親睦を含め、また防災、いろんなものにつきまして加入していただくというのが一番大きな前提でございます。特に、この独身者を

含めまして、実際として現実の中でお聞きする中は、このアパートを含めた独身者等におきましてはこの集落という、そういう無関心といいますか、そういう方々がおるといのもお聞きしておりますし、またある自治会長さんが、ちょっとお話の中で、誠意ある自治会さんが何回もアパートに行ったり、いろいろとこういう自分のところのPRをしていただいて、さっきもちょっと出ましたけど、集合住宅があるところの自治会長さんから、私どもいっつも言われておりますけど、その自治会長さんは、自治会長さんで一生懸命そのような説得をしていらっしゃるということもございます。このことにつきましては、やはり私ども行政もですけど、ご無理なことかもしれないんですけど、自治会長さんにこの地域のいろんなよさを含めましてやっていかなきゃならない。

例を、そういう自治会長さんの話の中で、入ってきた方、特になぜ入らないかとかいろいろある。言えば、出ごとが多い、奉仕作業が多いとか、いろんなことを言われるそうでございます。そのような中におきまして、ある自治会長さんは、そうしたら一、二年はその奉仕作業を免除してあげますよと、そうなったときに二、三年後に、会費はいただくけど、そういうことを免除しますよとか、何かいろいろと工夫しているというお話も聞いておまして。実際、各215ぐらい自治会がございまして、いろんなそれぞれ取り組み方が違うようございまして、地域性もあつたりいろいろとしておるようございまして。そのような実態も私どもの耳にも随分入ってきております。

特に、自治会長さんの中におきまして、先般も会をいたしましたけど、行政としてどういう取り組みをしているかという、大変厳しい指摘もいただきました。これを受けながら、行政でできるだけの範囲の中はやっていき

いと思っておりますけど、この未加入者の努力につきましては、行政、自治会長さんと一緒にやっていかなければならないことだというふうに思っております。

〇26番（西峯尚平君）

私の住んでいる自治会費のことをちょっと失礼とは思いますが、私の住んでいる自治会費は、集落費が600円、準PTA等の会費が50円、有線放送が50円、消防費100円、これは分団の消防団分団の後援会費です。それから、募金等、赤い羽根とかいろいろありますが、これを100円、それから自治会運営費、これを1,000円です。この1,000円の中には、転入者においては、転入者が7名ほど私の集落におきまして、転入者については500円ずつ徴収しておきまして、毎月1,900円を自治会費として納めております。

また、年に1回、初盆のときには7月に、1人当て大体100円ずつ徴収いたしまして、1人の初盆者には大体1万5,000円ぐらいずつ、自治会の方から納めております。その他、また町とか校区に自治会費から納める金額が、町の社協に2万2,000円、あとは略します。それから、校区の社協に7,500円、校区体協に4万4,000円、鶴城、これは長里校区の鶴城となっておりますが1万2,000円、それから護国神社、役場の上に町の神社がございまして。これが2万円、春日神社の初穂料、これがやはり役場の上の神社でございまして1万3,000円、それから衛自連に3万1,500円。それから、先ほど言いました消防費、これは各世帯からつなぐんですが、年間15万2,000円。大体こういう年間に支払っているのが、32万円ぐらいになっているようございまして。

これは、今、言ったのは年間でございますが、非常に出費も多いわけございまして、私のところは80歳以上になれば、運営費は

徴収しておりません。それと、80歳未満の方は、例えば1人いらっしゃるところは500円ずつないでおりまして、集落や、入院しておっても、集落に住所があれば600円という、これは各世帯全部徴収しております。

私のところはこういう状況でございますが、市長に伺います。市長の住んでおられる自治会費は毎月どれぐらい、市長は納めておられるか、よろしかったら教えてください。

○市長（宮路高光君）

ちょっと定かじゃないわけでございますけど、月500円程度だったと思っております。（発言する者あり）あ、600円ですか。月600円で、年間6,000円から7,000円ということでございます。いろいろと団地でございますので、今、言いましたいろいろとそういう初盆とかいろんな形はないようございまして、月600円程度ということで会費を納めております。

○26番（西峯尚平君）

もう今、びっくりいたしました。市長のところは600円と、こんなところもあるわけですか。（「500円とか400円、うちは400円」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。もう本当、私の方は田舎であるからして、このようにたくさんの支出を毎月、また毎年、支払っているわけですが、それにはいろいろ裕福な家庭であるがゆえに、そんなに少ないのかなと思います。金額の差は、各自治会ごとやっぱりいろいろとあると思いますが、このほかにまた、私の方が金をためておかなければならないことが、あれもあるわけです。火災とか水害、その他道路補修、街灯修理、こういう補修関係も年間を通じれば相当な金額になっております。

次に、4番目に、行政を通して未加入者への指導があるとあるが、私も、先ほど市長から説明がございましたように、東市来支所に行っ

てみました。東市来支所の受付で聞いてみたところ、職員が、転入者にはどのようなことをしているかということで、こういう、今さっき、市長が言われたようなチラシを持って、これをよく説明しておりますということでございました。ああ、そうかという、私も思ったんですが、これは議員の皆さんも初めての方もいらっしゃるかと思しますので、ちょっと読んでみます。

日置市へ転入の方、日置市内を転居される方へ、市役所からのお知らせ等は自治会長である行政職員を通じ、各自治会の班組織を利用し、回覧等で周知を行っています。また、市税の納税通知書、健診等の通知書、上下水道料金の納付書等についても、自治会を通じて配付を行っています。あなたが所属される自治会の班の確認及びごみステーションの所在地確認等のために、下記自治会長へ連絡していただきますようお願いいたします。あなたの所属する自治会は何々自治会、自治会長または行政嘱託員は何々さん、自治会長の電話番号何々、日置市役所。

と書いてあります。その下に、

市は、自分たちの住んでいる地域社会において、快適で楽しい生活を送れるように自治会活動を推進しています。自治会は青少年の健全育成、環境美化活動、防犯対策、助け合い活動等あらゆる福祉の向上に取り組んでいます。また、自治会は身近な問題を自分たちの力で解決し、あるいは行政に働きかけて解決していく機能を有しております。このような自治会組織やその活動を理解していただき、自治会に加入していただきますようお願いいたします。日置市地域自治会長連絡協議会。

こういう表紙が、確かに市の受付に置いてありまして、それを転入者、転出者に渡すということでもございました。ということで、私

も一応安心しておりましたけれど、まだ先ほどの未加入者の多いところが31.7%だったですか、こういうところを考えると、市長、この多いところ、それぞれ理由もあろうかと思えますけれど、どのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、これ一番多い地域でございまして、通常、多くてもほかの地域は、多くても10%前後ということでございます。この31%というのはその地域が、今言いましたように、アパート等これが多い地域ということで、一戸建ての家が少ないというところのようで、ほかのところの地域を含めましても、多い地域でも10%以上あるところはあんましないような気がいたします。

○26番（西峯尚平君）

行政の指導というのは、先ほども言ったように、あくまでもこの加入については強制的に進めるわけにはいかないと思っております。よく話し合い、説明し、相手が納得してもらうことが大事と思うんですが、市長、この納得していただくという点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、一番大きな問題でございましてこのごみの問題を含めまして、また特に子供たちがおる場合につきましては育成会、いろいろあります。納得していただく中におきまして、特に先ほども申し上げましたとおり、この独身の方々、また転勤なさる方、ここに一、二年しかいない中の方々が、大変納得しがたいというふうにお聞きしてございまして、この方々をどういうふうにして納得していくのか。やはりお互いに少しでも利害関係といいますか、そういう意識、また地域をよくするという気持ちが、その人にあればようございまして、ときにはそう思わない方もいらっしゃると思いますが、大変この点につきまして納得はし

がたい部分の中できちっと、その前に説明はといいますか、お願いはしていく以外しかないことかなというふうに思っております。

○26番（西峯尚平君）

もちろん団地とかアパートが主なところだと思うんですが、市営住宅等に入居される方には何かそういう、こういう自治会に入るんですよと、入らんといかんですよという説明はされないわけですか。

○土木建設課長（樹 治美君）

当然に、今、窓口でやっているようにやっていると思っております。

○26番（西峯尚平君）

今のその答弁には、窓口でこれを渡しているという、それだけじゃ、これはわからんと思うんです。受付でよく、私は、東市来に行ったら、女の職員がこうしてしてんですよと、よく説明してくれました。ああ、なるほど、それじゃ東市来は全部入るなと思うておったけど、さっきのあれじゃちょっと悪かったみたいですけど。それで、市営住宅とか公営住宅に入る人には、そういうのはびしゃっとして納得してもらうように説明方、お願いできないでしょうか。ね。

○土木建設課長（樹 治美君）

私が、ちょっと言い方が悪かったと思いますが、そこで窓口でその紙でわかるように、説明はしていると思っておりますということでした。中にはかたっていない方、確かに加入されていないという方もおられるとは思いますが、人それぞれですから、強制的にちゅうことはなかなか言えないということもあわせて。人によっては。吹上でもそういうのがあったように思います。ですから、なるべく勧誘をしていただいて、自治会活動に参加していただくように、今後、指導をお願いをしまいたいと思います。

○26番（西峯尚平君）

私の自治会のことだけで申しわけないんで

すが、もう一点、行政だけでなく、私の地域の空き家に、8世帯が転入者として入っております。これはもう前からですけど、そのとき入居されるときに、自治会長とかその隣班長さんが、この地域に来ては郷に従ってくださいと、こういうあれがありますので、自治会の集落の自治会の説明をして入居していただいているわけございまして、それを皆さんがこうしてみんな納得していただいて、ここの集落にお世話になるんだからこういうのは納めますよということで、これは8名ですけど、全部が納めていらっしやいまして、自治会員となっております。

先ほど、広報等でこういう加入方法をとということでございましてけど市長の答弁で、何かこう広報等で何回ぐらい、こういうのは加入方を進めておられますか。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問につきましては、7月号で215の自治会長さん方をご紹介する予定で考えておりまして、これまではそういう加入に向けての案内とかはしておりませんでしたので、今後、内容について少し検討をさせていただきたいと思っております。

○26番（西峯尚平君）

はい、わかりました。次に、5番目の（発言する者あり）いや、ごめんなさい。2番目の、自治会の統合について、現在までの進捗状況でございます。これは、先ほどの委員会でも説明ございまして、今度の補正予算にも計上をされておりましたが、進捗率としてはどのような状況であったか、お知らせください。

○市長（宮路高光君）

昨年の中での17年度の中でいきますと、日吉地域が59減りまして、東市来が1減少、伊集院地域が1増加、そのような進捗状況であるというふうに思います。

○26番（西峯尚平君）

さっき説明がございまして、大変申しわけございませんでした。また、今回も私の集落のことございまして、東市来が1になっております。これは私の集落でございまして、ここにおられる東市来の住吉所長も同じ集落でございまして、合併促進については非常に熱心に貢献していただきましたおかげで、この4月1日付をもって159戸の世帯が誕生いたしました。

誕生に当たっては、これまでに当たっては何ら住民からの反対もございませんでした。あとの隣班の区分です、それと奉仕作業で市道の道路の草払い、川の堤防の草払い等の区分について少々意見があったようございまして、その辺はまた改善いたしまして、今のところ何の苦情もないように、今、暮らしているところでございます。

ところで、市長にお伺いしますが、この統合については、市長は最終的にどれぐらいの数を望んでおられますか。

○市長（宮路高光君）

行政の集中改革のアクションプランにおきますと、22年度、200以下というふうにしております。ですけど、基本的にはそれ以上もっていきたいというふうに思っております。ちなみに、この世帯数だけちょっと取り上げさせていただきますと、基本的に50世帯未満の自治会数というのが、吹上地域が38、日吉地域が3、東市来地域が18、伊集院地域が14ございまして、この世帯数だけの関係じゃございせんけど、距離的な問題もございまして、基本的には50世帯以下のこの自治会の皆様方が、いろいろと隣り合わせを含めて検討していただければいいのかというふうに考えておりますので、こういう数字がある程度出てきておりますので、こういうものを基調に、それぞれこれは、基本的には自治会の自主的な統合でございまして、私ども行政の方も自治会長さんと十分話をし

ながら、このことを進めていきたいというふうに思っております。

○26番（西峯尚平君）

最後の質問といたします。

今のこの統合については中途半端な説明じゃいけないと思っております。尻尾切れになりますので、どうか地域の住民との話し合い、説明、納得いくまで説明をしていただければ、また何とかできるのではないかと思っております。市長の最後の質問でございますが、その辺をもう一回お願いします。

○市長（宮路高光君）

私どもの方もこの合併協を含めた中におきまして、5年間、これはお金の関係じゃないですけど、財政支援というのは5年間、合併したらやろうということで、21年度ぐらいまでという考え方を持っておりますので、この年度内の中におきまして、できることから早く実施していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

○21番（松尾公裕君）

私は、さきに通告しておりました3つの項目について質問をさせていただきます。

まず、学校統合についてでございます。

120年の歴史を誇る皆田小学校が、今年度をもって統合することが現実となってきましたが、皆田小は、明治17年に湯田小学校の分校として設立され、明治25年に皆田尋常小学校と改称し、以来、大正時代を経て昭和16年に皆田国民学校となり、昭和22年に現在の皆田小学校となっております。

今年度の児童数は23人ですが、昭和30年代の前半は全校生徒200人を超える時代もあり、農業中心の地域社会で若者も多く、大きく繁栄した時代もありました。こ

れまでの長い歴史の中で、サンライフ南日本花壇コンクール特選受賞や県学校緑化コンクール優良校受賞や丸牧子保育成会全国表彰受賞、郷土に根ざす学校づくり推進事業体験学習等による日本PTA全国協議会会長表彰、優良PTA文部大臣表彰受賞等数々の実績を上げ、名誉の表彰受賞をした歴史と伝統のある学校でありました。

しかしながら、今日の少子化時代の流れと農村の衰退による子供たちの減少には歯どめがかからず、複式学級をやむなく続けてきましたが、PTAの方々が立ち上がり、この複式学級を続けるより、学校統合によって、子供たちを大きな学校で学ばせることが、子供たちの将来のためにプラスになるという結論を出され、地域とも協議をして今日の統合という結論に至っております。

明治に開校した長い長い歴史を積み重ね、この学校の教訓として学んだ「優しく賢くたくましく」、また教育目標である「豊かな心を持ち、自分らしさを発揮する皆田の子供を育てる」ことが教育の目標でありました。この学校で培われた教育によって、卒業生は社会で立派に活躍をしております。

さて、学校が廃校されることは、現在の児童や卒業生にとっては寂しい限りであり、また地域にとっては地域の中心として繁栄のもとになってきたのでありますが、この地域を引き寄せる学校がなくなることは大きな損失であります。社会の流れに従うしかありません。

さて、現在、通っている子供たちは、湯田小に来年から通っていかなくてはなりません。不安もいっぱいあるかもしれませんが、教育の機会均等の立場から、また統合という特段の立場から、スクールバス等の通学手段をしっかりしてやるべきと思いますが、いかがですか。また、学校が廃校されますと、地域の衰退が考えられます。跡地の活用による地域

振興策が重要と思われます。どのように考えるか、伺います。

次に、日置市内の学校統合について、今後の方針を伺います。

日置市内には20小学校と7つの中学校があります。660人を超える大規模な学校もあれば、20人から40人の小規模な学校もあります。それぞれの地域の環境の中で、特徴を持って学校教育は進められております。特に、小学校では23クラスのある学校もありますが、3クラスしかない学校が4校もあります。2学年を1つにした複式学級であります。複式学級のよさは、マンツーマンで教える個人指導によって、落ちこぼれないよさの部分と、競争意欲に欠ける難点があると言われます。しかし、一人一人に行き届いた指導により、子供たちは明るく伸び伸びと元気に育っているようでもあります。

しかしながら、全国的な問題である少子化が高まっている中、特に農村部の若者の減少により、幼児や児童が急激に少なくなっているようです。このような状況の中で、本市の小規模校の今後の推移はどのようになっていくか。また、学校統合についての今後の方針と統合によって、児童はどのようなメリット部分があるか伺います。

続いて、市の配付物についてでございます。民主主義の主役は、住民が主役であります。行政と市民との連絡協調は極めて大事なことであります。合併をして以来、行財政改革が今日の一番の課題であります。行政内部の改革とともに、自治会への負担軽減も改革の1つではないかと考えます。

合併前の東市来は、月1回のお知らせ、その他の配付物が配られておりましたが、合併後は月2回になり、自治会長も各班の班長も負担が倍になっております。自治会長さん方も配付物を各班に仕分けたり配付したりで、また各種の会合の出席も多く、非常に多忙で

あり、難儀苦勞をされております。また、各班の班長も今まで月1回の配達を月2回になり、こんなに次から次に来ると大変である、班長をやめさしてくれと言われている方もおります。末端の班長は高齢者の方もおられます。お年寄りの方には非常に無理な気もしますが、過疎地域には高齢者が多くおりますので、ある程度は無理をしてもらっております。

せめて、月に2回配付物が1回になれば、日置市内の自治会長も班長も2分の1に軽減されれば、非常に助かるのではないかと思います。今まで東市来は、月1回のお知らせ版や配付物で何も情報不足や、あるいは住民の不平不満もなかったわけでありますので、市でも行政改革の一環として、末端の自治会長や班長の負担軽減を図るべきと考えますが、伺います。

次に、バス路線についてでございます。私どもの生活の基礎とも言われる公共交通機関であるバス路線の廃止が、いわさきグループの岩崎芳太郎氏からの発表がありました。県下で運行するバス路線の約19%に当たる195の路線区間を廃止する計画が示され、日置市に関係する42路線の10路線を残し、32路線が廃止または廃止対象路線であります。

本市にとっては非常に重大な問題であります。いわさきさんに対してすぐに南薩地域バス路線対策協議会を立ち上げ、また県の伊藤知事へ要望書を提出するなど、前向きな対応は評価できるのであります。しかし、本市にとってはこれだけ多くの廃止路線があるのは、住民生活にとっては大きな痛手です。ましてや、高齢者や児童、障害者、通学生にとっては死活問題です。また、私どもは、観光の振興は重要な政策の一環であります。本地域と鹿児島空港を結ぶ直行バスは、本市の観光振興にはなくてはならない路線であり、観光客等の交通手段が奪われ

ることは重大な影響があります。

さて、いわさきグループ側も、会社の財産を300億円も赤字部門に穴埋めしながら存続対応してきたとのことであり、今後、その赤字拡大の多くをいわさきに求めるのは無理難題ではないかと思えます。しかし、路線として公共性が非常に高いところはやはり存続して、住民の期待にこたえなくてはならないと思えます。それには県、市も必要に応じては対応するべきと考えます。

今、コミュニティーバスが、3地域が運行しており、この乗車率は非常に利用が高くなっておりますが、路線バスとの競合になっておる課題もあります。いずれにしても、バス路線の存続廃止は、その乗車率が決め手になると思えます。バス路線の乗車率の状況と採算状況、バス路線の存続と廃止について、市長の市長としての考え方を伺います。

以上、3問について、市長、教育長の誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の学校統合についてというご質問でございます。皆田小学校の統合につきましては2月22日、皆田協議会の会長より、皆田小学校統合に関する陳情書が提出されております。内容は、19年度から同一校への登校について、特段の配慮を願いたい。スクールバスの運行など通学手段の確保、跡地の活用、地域の活性化策に最善の策を講じていただきたいというものでございました。この陳情書では具体的な要望がはっきりしないことから、もっとよく地元で話し合いをし、早い時期に回答されるよう4月に要請しましたので、また具体的な要請項目の中におきまして、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、その中で一番このスクールバスのことが、一番大きな課題であるというふうに考

えております。このことにつきましては、ちょうど湯田小まで3キロから4キロあるということでございますので、ここあたりの部分を含め、今現在ありますそれぞれの通学、いろんなものも配慮した中でこのことについては、別途十分教育委員会を含めまして検討をさせていただきたいというふうに思っております。

跡地の活用につきましては、市が進めております自治公民館活動の地区公民館としての位置づけをし、地域の皆様方がいつでも気軽に活用できる、そのような拠点としていきたいというふうに思っております。

2番目の、市の配付物についてというご質問でございます。このことにつきましては合併協の中におきましても、いろいろと論議があったことございまして、旧東市来、旧日吉町におきましては月1回やっておりました。旧伊集院町は2回、旧吹上町は3回と実施しておりました。基本的に合併協の中におきましては2回ということで、10日と25日の2回、発送することに調整されました。その後におきましていろいろと要望がございまして、配付作業等は土曜日、日曜日に実施していきたいという自治会長さんからの申し入れもございまして、本年の5月から毎週第2と第4の金曜日に発送している状況でございます。

ご指摘のとおり、旧東市来町の中におきましては、1回で済んだということであるようございまして、私もそれぞれの地域住民の方々から、何で2回になったとかということもいろいろとそういう質問も受けました。特に、行政の中におきまして、やはり文書的にも期間を余り早く通知してみる中においても、また忘れるのかなど。いろいろとあるようございまして、この2回ということにさせていただいておるところでございます。

ちなみに、それぞれの各市を調べさしてい

ただきましたけど、阿久根と大口が月1回だけでございまして、南さつま市は毎週、月4回やっております。ほかのところは全部、月2回ということにしておるようございませぬ。このことにつきましていろいろご意見があるのかなということは思っておりますけど、市としてはこの2回の中で、ことし5月から曜日を変えさしていただいたということで、公民館長たちにこのことをお願いしていきたいと。

東市来だけ変えるわけにもいかないし、ある程度一緒の中で嘱託員のいろんな行政連絡員の手当等も同じような形でしておりますので、このことはご理解をいただきたいというふうに思っております。これはもう、またそれぞれの自治会長さんとも、またこういう話があったということはしていきますけど、ご理解いただきたいと思っております。

バス路線につきましてでございますけど、きょう、議長の方から冒頭、お話がございましたとおり、この全協の中でちょっと、きょう、資料を皆様方には配付しておりませんので、具体的には全協の中でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

特に、今回、このように林田バス、鹿児島交通線の廃止というのが言われておりまして、特にこの利用率がどうあるのか。やはり存続、廃止を含めまして、私どもも、今、調査を行っておるところでございまして、そういう結果等も見ながら、またほかの機関とも十分論議をしながら、どの路線、どの便はどうしてもこういう利用率で残していかなければならない、そういう一つの理由づけもきちっとデータを持ちながら、今後、具体的な路線の存続と廃止というのは出てくるのかなと思っております。

基本的に全部が存続というのは大変難しい状況であるようございませぬので、やはり地域のそれぞれの利用率と時間等を含めまして、

精査をしていく必要がある。また、それぞれ県を通じまして、それぞれの会社にどういう対応をしていくのか。今までどおりの形じゃないか。行政としても幾ばくかの負担というのは出てくると、そういう中におきまして、それぞれの路線の問題につきまして、もう少し時間をかけてやらしていただきたいと思っております。

具体的には後ほど全協の中で、このことについては皆様方に資料を配付いたしまして、説明をさせていただきます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市内の学校統合についての今後の方針、あるいは統合によるメリット部分、それから小規模校の今後の推移はどうなっているかということについてですが、まず市内の小規模校の統合問題につきましては、小規模校であるということだけではなかなか進められない部分もございませぬ。長い歴史を持つ小規模校の存在は、特に中心部から離れた地域では地域の存亡をかけた問題でもありまして、慎重に進めるべきだと考えております。

市内の小規模校としましては、現在、複式学級を持つ学校が7校ほどございませぬ。うち3学級の完全複式と申しますのは1、2年で1学級、3、4年で1学級、5、6年で1学級ということですが、の完全複式学級が、現在、皆田小と扇尾小学校の2校でございませぬ。今後の推移を見てみますと、平成23年度にはこの完全複式学校が5校になる予定でございませぬ。

次に、統合によるメリットについてですけれども、当然メリットがあれば、デメリットもそこに存在いたします。先ほど、21番議員からもありまして、小規模学校は大変個に応じた指導ができ、細やかな指導ができるという、非常にいい面もいっぱいもちろございませぬが、今、デメリット部分をとい

うことをございますので、メリットの反対のデメリットであるというような形でお聞きいただきたいと思います。

まず、管理面等についてですけれども、行政としては大変効率的な大々的な運営ができるだろうと思います。特に、中学校あたりでは指導面を含めまして、職員がたくさんおりますので、専門教師の配置が可能になってくるといふ、あるいは職員がたくさんいるといふことはその間でもまれ、職員の資質向上も図れるのかなど。それから、児童生徒の面に考えますと、先ほどは個に応じた、非常にそういう意味ではいいんですが、今度は逆に集団学習による学び合いが統合になると、今度は充実していくといふ、全く逆の立場になってまいります。

また、特に体育の学習等では、集団による競技というのがなかなかできにくいとか、あるいはクラブ活動等がなかなかたくさん措置できないとかいう面が、統合した大きな学校なるとできるというようなこと。それから、先ほど見ておりますが、子供たちがたくさんいるといふことは、たくさんの子供の中でもまれて育っていくといふ集団関係、つまり人間関係づくり、コミュニケーション能力の育成という面からは、統合しますと人数が多くなればいい面になると思いますし、多人数の中でもまれていくたくましさ、お互いに切磋琢磨していくといふ。そのほか、運動会とかあるいは修学旅行等、集団による行事等、こういうものがたくさん集団でできるということが。

そのほか、保護者、PTA等を考えますと、保護者間では、人間関係が統合しますとたくさんの人と大人と触れ合えると。子供と同じですが、そういう面がありますし、今度は人数がPTAの人数がふえますので、PTA活動への負担が少なくなると。小さい学校はもう朝からせんすまんという方がよくいらっ

しゃいますが、そういうのがあります。あるいは、PTA等の運営がしやすくなる。そういうこと等ありますが、まだ挙げれば小さいことがいっぱいあると思いますが、今、申し上げましたその反対を考えれば、大体デメリットの部分になると思います。

以上でございます。

○21番（松尾公裕君）

市長の方から、また教育長の方から答弁がございましたが、まずこの順を追っていきたいと思いますが、皆田小学校の通学の手段のことでございますが、まだ地元からの要請を持って、またはっきりした対応はしていくといふことでございますが、私はこの統合といふのはもう決まってきた状況でありますので、先ほども市長も言われておりましたが、三、四キロあるというキロ数もですが、学校と学校が、1つの学校が廃校して1つの学校に移動するわけですから、これは大きな偉業と申しますか、大変大きな問題でもあります。

ですから、それと、例えば今まで、例えばじゃございません。120年も続いてきたこの1つの歴史あるこの学校が、外から普通言われて、教育委員会あるいは行政の方から言われて合併をしていくのが、よくあるわけですけれども、それじゃなくてみずから統合を、PTAあるいは地域の人と話をして決めたといふことは、非常にすばらしいこの考えではないかなと思っておるところであります。このようなこの姿勢に対して、私は、PTAとかあるいは地元の人には本当に敬意を持って考えるべきではないかなと思います。

そういう意味も含めて、そういう学校と1つの学校が廃校して、1つの学校に統合されるわけですから、その条件といふのは当然深く考えてあるべきであると、私は思うんですが。多分、通学手段についてはよく考えてもらえると思っておるわけでございますけれども、もう一回その辺の今の実情に対してど

う思われているか、ひとつお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、統合の陳情書はいただきましたので、その中身として、今後、具体的に、今、それぞれの協議会におきまして、どれとどれというのを具体的に文書化していただきたいというのが、先ほど申し上げたことごとございます。私どもは、それを協議会からいただいたものにつきまして、るるそれぞれのご回答をやっていきたいというふうに思っております。今、おっしゃいましたとおり、今回の場合については、このような統合という一つの要因がございます。やはりそういう要因は要因としてきちっと受けとめて、対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

そのような要因ということで、深く考えてもらっているものと思います。そこで、いろいろな、今、子供たちに大変このいろいろな事件等がたくさんあります。通学の行き帰りの間に殺害の事件とか、そういったことなどもいろいろありますので、やはり皆田から湯田小学校までの距離というのは結構ありますので、その小学校1年生、2年生に歩いていけというのは、非常に酷なことでもありますので、またそういう危険な問題もありますので、これはもうしっかり考えてやっていただきたいと思います。地元からも当然、私もPTAの方々ほとんど知っておりますが、もうその方々は当然のごとく、スクールバスのご事情はもう条件は絶対だと、こういうことを言っておりますので、そこはひとつよくご理解をしていただきたいと思います。

また、これからいろいろ、先ほど教育長も学校の将来の推移というものを話をされましたが、やはり学校統合も出てくるだろうと思います。また、地域によってはそれをしなければいけないという学校も出てくると思いま

すので、そういった一つのモデルケースにもなっていくしますので、そういう面では学校側というか、地域側あるいはPTA側のそういう立場も十分理解をしてもらった上で、やっぱり通学の手段というのをしっかり受けとめてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一回、答弁をひとつお願いします。

○市長（宮路高光君）

もうさっきと一緒にございますので、ご理解していただきたいと思います。

○21番（松尾公裕君）

それじゃ、よくわかりました。ひとつしっかりやっていただきたいと思います。

次に、この跡地の問題でございますけれども、やはり学校が廃校しますと、地域がどうもこの寂れていくというのがよくあるわけですが、東市来でも高山小学校が、あるいは神之川の学校が統合されてなくなったわけでございますけれども、やっぱり地域は寂れていきます。特別な振興策というものをやっぱりやっていかないと、地域のこの活力がなくなったり、地域に子供たちが少なくなったりすると思いますが、そこらのことについて学校が廃校したあとは、私は寂れていくと思いますが、市長はどういうふうに考えておられるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

この皆田小学校区、私も何回か行きまして、大変子供たちからPTA、地域、大変地域を本当に、さっきも申し上げましたあぜみち会とか、そういうすばらしい、私、活力の団体があられるというふうに思っております。やはりそういう会を通じながら、さっきも申し上げましたとおり、その校区におきますそれぞれの公民館活動、自治会活動、そういうものを活発にやっていけるようにしたら、また校区としてもいろんな文化祭にしても運動会にしても、そういうものを企画しながらやっ

ていくことにおいて活用していけば、その地域というのが浮かび上がってくるというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

地域で頑張れば盛り上がってくるというようなことの趣旨でございますけれども、やはり市の側でもですね、ぜひこれは統合した後に対してですね、やはり応援をしてもらいたい。できるだけいろいろな方面からのですね、例えば農業の関係とかですね、あるいは学校の生徒たちをふるさと学寮があったりしますが、そういった学寮を設けてするとかですね、市の方からもこの応援というものをですね、できるだけいろいろな面で、その地元の人たちの考えだけじゃなくて、やっぱり市の方からですね、こういったものをやったかどうか、こういうものがあるが、こういう企画をしたらどうだろうかというものをですね、どんどん提供していただきたいと思っております。そこについてひとつ伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この地域は地区間活動という形でしていきますので、行政の方におきましても、その地区の指導員ですか、そういう方々も配置をしながらそれぞれ地域の自治会長さんと話ができる、その企画力をしながらですね、やっていくようにしていくつもりでございますので、どうかまた今からも市と共同でやっていく地区間活動ができればいいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

市長の方から市と共同でやっていくという強いこのお言葉をいただきましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますが、地区の公民館ということで、あとは使ったらどうかということでございます。いろいろ今までこの住民票、あるいは印鑑証明等をですね——等がとれる、そういう役目をしたらどうかというイントラネットのですね、そうい

う話もありましたが、やはりですね、先ほど来、漆島議員とか、あるいは西菌議員がきのうから言っておりますが、このいわゆる住民票、印鑑証明をとるにはですね、非常な、やっぱり本人の確認とか、あるいは情報の漏洩とか、そういった問題もありますので、私はこの公民館にはですね、特にこの皆田の場合はですね、社協の人がちょっと1人、両方湯田小と兼任するんじゃないくてですね、常駐の職員がですね、1人はいた方がいいと。常駐の職員は1人、そして社協は両方をこう見ると。社協の人がそれを兼任するようなことも聞いておりますが、私は1人この常駐はですね、やっぱりおるべきではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今さっきもイントラの整備の中でございすけど、今後それぞれの校区地区間の中の人員配置というのは、今後今から検討させていただきたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

次に行きます。

教育長が先ほどいろいろな統合のメリットの部分について、行政の効率性がいい、あるいは専門教師がいる、職員の資質の向上とかいろいろお話がございました。やはりそういう面からしますと、逆にデメリットの部分があるのかと思っておりますが、なかなか市としてはその統合、方針をですね、市の方から進めるということはなかなか進められないというようなことでございすけど、しかし23年には完全複式が5校も出てくるとなると、やっぱりこの統合の方向というものをあと四、五年の間にはもう考えていかなければならないのかなと思っておりますが、それ以上のこういうのはなかなか教育長の方としてはです、そういう方針で統合も進めていきますということはなかなか言えないのかなと思

ておるところであります、そういう統合すればメリット部分がありますが、そういう面に関してはどうなんでしょうか。そういう方針を言葉で言えますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもちょっと少しだけ申し上げたんですけれども、やっぱり特に小学校ですけれども、学校といいますのは、子供たちが勉強する場であるのは当たり前のことですけれども、ただ同時に地元の地域の方々の活性化の拠点になっているという面からして、こちらからあせい、こうせいというだけでもどうなのかなど。したがって、私が先ほど申し上げましたのは、地元の中でですね、本当に今この子供たちをどうするべきなのか、どうすべきなのか、もう少しそのあたりの議論を出していただけるとですね、必要があれば私ども当然出向いてまいりますし、それぞれの先ほど申し上げましたのは、地域によってもデメリット、メリット違ってくるだろうと思いますから、そういうあたりの相談には大いに乗っていきたいと思います。

○21番（松尾公裕君）

教育長にちょっとお尋ねをしますが、例えば皆田小学校が来年湯田小学校に23名の生徒が行きます。で、湯田小学校は二百四、五十名おります。そういった10倍の大きな学校に行くわけですが、小さな学校の子供の人たちがですね、その何というか、精神的な不安定と申しますかね、そういう面で精神的なその支えにですね、例えば皆田小学校から1人はその精神的な支えとしてですね、湯田小学校に配置するというような、そのような方法というか、考えというものはどういうものんでしょうか。伺います。

○教育長（田代宗夫君）

どちらかといえば、人事異動をどうするかというようなことに結果的になろうと思いますが、これは当然県との協議していきな

りませんけれども、あるいはご指摘のとおりですね、ただ子供だけを湯田小学校にほんと23人を投げ込むというわけにもいかないでしょうから、そのあたりは十分私どもも考慮して相談をしてみたいと思っております。

○21番（松尾公裕君）

はい、議長。

○議長（宇田 栄君）

松尾君、またこの問題で行きますか。

○21番（松尾公裕君）

いや。

○議長（宇田 栄君）

ここで休憩とりますので。3番の取り組み……

○21番（松尾公裕君）

じゃあ、一応1番の問題はこれでいいです。

○議長（宇田 栄君）

はい。じゃあ、ここでしばらく休憩いたします。

次の開議を14時25分といたします。

午後2時14分休憩

午後2時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、開議を開きます。

○21番（松尾公裕君）

休憩が入りましたが、また元気をつけて頑張っていきたいと思いますが、できるだけ短い時間のうちに終わりたいと思います。

市の配布物のことですが、できればこれを月2回を1回にしてもらいたいという地元の、公民館長の方とか、また私もですね、実は運営委員をしております、この班長のところに持っていったりするわけですが、今までは町のときには1回で済みよったんですが、今2回ですね、班長のところをお願いしますと持っていきますと、やっぱり年寄りの人はいい顔しませんね、「また来ました

か」と。そして、一通りの回覧板が回ってきますとですね、大体1週間か10日で回ってきます。で、早く回ってくりゃいいんですけども、また次がですね、二、三日後にはまた次を持って行ってまた回すというようなことですね、次から次に回覧板が回っておりますけれども、できるならですね、私の今まで東市来はこうして広報の中にですね、お知らせ版もつくってですね、こうしてやってもらったわけですね。これ湯之元の燈籠のあれですね。（笑声）

そういうことですね、私は広報にして——広報は1回でありますから、お知らせ版もですね、1回にして配布物も一つにまとめてすればですね、私はこれを月2回にしなくてもですね、月に2回にする価値がですね、あんまり必要性というか、緊急性がないような気がするわけにありますので。

例えば、もう一つはですね、例えば自治会長さんが215人ですか、先ほどおっしゃいましたが。班を5班としますと、1,000人ぐらい、千二、三百人の人がですね、やっぱり1回で動くわけですね。これ2回すると、2,200人の、二千四、五百人の回数になってしまうわけですね。結局倍の労力が動くわけですので、できればそういう合併協で決めておったとかいろいろありますけれども、効率的に行革も考えればですね、地域の自治会の立場も考えればですよ、私はそうしていただければと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと答弁させていただきましたけど、やはりそれぞれお知らせの中で住民がどう受けとめるのか、さっきも申し上げましたとおり、ある程度期間の中でお知らせをする、もう1カ月ばかり前のの、早くしてするのがサービスなのか、そこあたりの受けとめ方がですね、大分今までの慣例の中でそう

あるのかな。例えば吹上の自治会長といろいろと話をする中で、毎週お知らせ版としての的確にしようとした。これを2回にしたら住民サービスが悪くなるとか、そういう一つの見解を話もされました。おっしゃいますとおり1年でございますので、それぞれ今まで培ったことがまだそれぞれ負担に思ったり、いろんな問題が出てくるというふうには思っております。

そのようなことを含めまして、今2回という形もさしてもらっております、これは基本的には全体的な自治会長さんを含めたことで話をしていかなければならないということでございます。議員がおっしゃるとおり、議員の地域はそれでそうならされておりましたけど、ほかのところはまだ逆に、まだ回数をふやしてくれというところもあるわけです。そういう部分をどういうふうにして調整しながら私どもはやっていかなければならないのかなということは思っておりますので、今のところはこの流れで私どもはやはり期間的にやはり情報を、やはり正確にその期間の中でお知らせをします。回数が多くなるということもですけど、やはりその出来事にしてもやはり間近な出来事についてきちっとお知らせをしてみんなが周知できる、そういう趣旨の中で今、月に2回という中で配布もお知らせ版もちょうど15日までと15日以降と、そういう中でやっておるということで、広報誌等でございますけども、この広報誌、ちょっと大きな具体的な広報ができないということですね、その広報誌を書くのも1カ月前の中の情報の中で大体という形でございますので、やはり市民の皆様方には正確な情報をきちっと早くしていくのには少なくとも2回は必要なかなということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

この問題であんまりしつこくなるといけま

せんので。それじゃですね、一応また自治会の方々にも自治会長会とかそういった会するとき等にですね、もう1回またアンケートなり、あるいは伺いをですね、しっかりまた聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

次に、バス路線のことでございますが、いわさきグループで、市の方で今調査していることでございます。具体的には全協でということですが、私もここに質問を出しましたので、全協で答えてここでは出さないというわけには、私も議員でちゃんとここに通告をしてあるわけですから、ひとつ答えていただきたいと思いますけれども。まあ乗車率ですね、乗車率を要望書の中で情報の開示をしてくれということを出しているわけですが、その乗車率のことがわからないとですね、この存続をしてくれ、廃止するべきだということをなかなか決められないわけですね。だから、それは市の方で調査をしているというようなことでありますが、これは、いわさきさんの方に要望書でこの情報の開示をしてくれということをして4月の20日に申し出ているわけですが、その後どうなんですか。その回答はありましたか。

○企画課長（富迫克彦君）

今ご質問いただきましたいわさきグループからの情報開示につきましては、路線ごとの年間利用者数ですね——の会社側がある基準日をもとに実施した数値というのが路線ごとに割り振られて出てきております。

○21番（松尾公裕君）

路線ごとの乗車数ですね、それがわかっておったら大体その路線の残すべき状況と申しますか、その乗車率によって利用率が高い、低いがわかるわけですね。で、それが大体わかるということはですよ、今後の存続、廃止というものが決めていくわけですが。そういう中で、主として補助をしながらどうしても残していかなければならないという、

そういった路線というのは多くあるかどうか、そこをちょっと、そのところをちょっと伺っておきたいと思います。

○企画課長（富迫克彦君）

今のご質問に対しましてはですね、先ほど申しましたいわさきから出てまいりました利用者数の状況、また私どもが独自に調査しております状況、この辺を含めてですね、市内の利用状況というのは近いうちに方向性が出せると思います。ただご承知のとおり、日置市に関しましては南さつま市の関係、いちき串木野市、鹿児島市の関係、それぞれ路線がまたがっておりますので、市の考え方だけで整理というわけにはいかない部分もございます。その辺も留意しながら県の部会等を通じて今後方向性を出すということになると思います。

○21番（松尾公裕君）

なかなか市だけの判断ではできないと。県の考えも含めながらやっていくということでもありますので、そこらの回答というのは今なかなかできないということになりますね。よくわかりました。それじゃ、また全協のときに詳しいことはまた話があるかと思いますが。

ところでですね、このコミュニティのバス、コミュニティバスがそれぞれ各町で、旧町で走っておりますが、内山君の方で調べてくれましたけれども、東市来の方が1万3,100人ですか、日吉が9,600人、吹上が1万人——1万600人ですか、利用をしておりますが、コミュニティバスとのこの競合というのがやはりあるのではないかなと。コミュニティバスが充実すればするほど路線バスは非常にやっぱり難しいのかなと思っておるところであります。そこらについて、どのようなこの競合についての対処ですね——を、どう考えているか伺います。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃったとおり会社の方もですね、

今存続をしているのはここに指定しております補助金をいただいている路線と、それぞれ市がお願いしているそのコミュニティバス等ですけど、そのものについては廃止をしないと、そういうふうには言っております。その中で、なぜこのような状況になってきたのかというひとつの会社の見解の中におきますと、利用者が少なくなってきたと。またそのように市の中で、コミュニティバスとしての中で重複している部分がいっぱいあると。そういういろんな中で今回廃止をせざるを得なかったという回答もいただきました。そういうことを含めながら今回のこの存続、廃止を含めた路線につきましては、やはりコミュニティバスの路線の問題とも関係ないことじゃございませんので、十分そこあたりも精査した中で今後この存続廃止ということを十分協議する必要がありますというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

コミュニティバスとの重複、重複があるということではありますが、最後にですね、観光面について、この鹿児島空港との2路線についてですね、廃止も打たれているところではありますが、この湯之元、吹上、あるいは伊集院にしてもですが、やはりこの観光の面にですね、このバスは非常に活用、利用されているのではないかなと思っております。そういう面から見てですね、この2路線についてはですよ、私は市の方からですね、あるいは県の方にも要望もですが、これはどうしてもやっぱり存続をしていく方向でですね、やっぱりしないと、観光面に大変多大な影響があると思うのでありますが、その面について伺って終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、それぞれの関係市町もこのことにつきまして一番存続をしている路線だというふうに思っております。ですけど、それぞれ路線の中のその時間帯を含めた中で

ですね、今それぞれ1時間に1本ぐらいして、1日15往復ぐらいしておりますけど、その時間帯によっては何人も乗ってないっていいですか、1人か2人という乗車してるのもあったようでございます。そのような中におきまして、この路線はどうしても存続していかざるを得ないけど、便数が若干減ってくるのかなと、そういう覚悟は少しは自分たちもしなければならぬのかなと思っておりますね、今おっしゃいましたとおりこの空港バスについては私ども市といたしましても十分県、またはいわさきの方にも要請しながら各関係の団体と一緒に交渉をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

私は今回市長に3問、7項目の通告をしております。

まず1問目、合併効果について市長に伺います。

国はこのままでいけば財政破綻に陥る、これを抜けるには市町村合併しかないと決め、合併したところには10年間交付税は減額しない、合併しない町には毎年度減額をする、また合併したところには特別に割のいい合併特例債を10年間認める、このようなことで、あめとむちで合併に追い込まれたような気がしてなりません。

①であります。合併後1年がたった今、市長は合併してよかったと思われませんか。よかったと思われることがありましたら、お話しください。また悪かったと思われることがありましたら、市長の考えをお聞かせください。

次に、施策についてであります。私は旧4町が合併するに当たり、合併準備委員会、また検討委員会などで十分検討され、合併調

印がなされ、17年5月1日に記念すべき合併がなされたと理解しております。合併して1年経過した今、今後の施策の方針をお示しいただきたいと思っております。

イであります。道路整備についてであります。市長はこの1年余り、市内各地のいろいろな行事等に精力的にお回りになり、市内のほとんどをよくおわかりになり、市民からの要望などもいろいろお聞きになり、それぞれのところで話をされているようであります。そこで日置市全体の県道、市道、農道等の整備をどのように考えていらっしゃるかのうものであります。

次に、ロ、子育て支援についてであります。私は昨年の6月議会でも取り上げましたが、合併直後であり、いい答弁が返ってきませんでした。合併から1年経過した今、もうそろそろ気のきいた施策があってもいいのではと思っておりますが、今少子高齢化がいつでもどこでも話題になります。長い歴史の中、ふえ続けてきた日本の人口も、統計をとり始めた1899年以来——明治32年でありましたが——昨年ついに減少に転じたことは皆さんも十分ご承知の事実でございます。なんと出生率も5年連続で過去最低を更新し、昨年度は1.25人となったということでもあります。本県は1.44人でまだよい方ではありますが、東京都は0.98人、この例で単純計算をいたしますと、日本の人口は半分になることとなります。国は滅びてしまいます。国県の支援対策は次々打ち出されてはきつつありますが、まだまだ納得できるものではなく、手ぬるいものであります。もう一時の猶予も許されません。子供を産み、育てる手立てをしなければ、ますます少子化に歯どめはかかりません。

ある団体の市民への調査で、母親の働く条件をよくし、子育てに十分時間と心を配れるようにしたい、昔の母親みたいになぜできな

いのでしょうか。母親の労働条件、保育料の問題、旧吹上、日吉町への出産祝金支給、南さつま市の未就学児への医療費無料、枕崎市議会今期6月議会であります。提出しております現在までの1歳未満児の医療費の無料化を3歳児まで拡大するなど、各自治体それぞれの政策を打ち出しております。昨日の13番、14番議員への市長への答弁で大体わかりましたが、そのほかに日置市単独でもやる必要があるのではと思っておりますが、市長の考えを伺います。

次に、過疎地域等への公営（市営）住宅の建設はできないか伺います。

国は公共公営住宅はある程度普及をしたとして、今後は力を入れないとしています。日置市を考えたとき、町部分はある程度良としても、農村部になりますと過疎高齢化が進み、自治会の今後の運営さえも危惧されております。市長は市営住宅建設については、均衡ある中において、今後計画を組んでいくと言われております。過疎に歯どめをかけ、定住化を進めるには、住む家のない人たちにはぜひ建設を進めるべきと思っておりますが、市長の考えを伺います。

合併後の、ニ、各種団体等への市の支援策であります。

市内には小さな団体から大きな組織、またサークル的なものから公共性の強い団体など多くの団体がございます。旧町時代には事務局が役場にあたり、役場職員が事務作業に当たったり、また役場より予算面での支援がなされたり、関係する人たちは助かっていました。合併した今、これらの補助金が打ち切りになったり、事務局の引き揚げ、職員の関与をなくしたり、住民サービスの低下を至るところでよく聞きます。いろいろな事業をよく精査し、むだなものについては整理することには反対いたしません。何でも打ち切るのではなく、公共性の強い団体等には従来ど

おり、あるいはそれ以上の支援を行うのが合併しての効果ではないかと思いますが、市長はどう思われますか。

次に、2問目の建設業について市長に伺います。

①で、市内建設業者のランクづけを市内で統一した設定はできないか、また工事入札指名業者はどのようにして決定されているのかであります。市内旧4町の業者で比較したときに、余りにも差があり過ぎると私は思いますが、県の資格審査との関係はどうなっていますか。合併して1年経過した今も見直しが行われていない、合併当初から新市において工事の発注を行ったのですから、当然合併時に県と見直しを行っていなければいけなかったと思うのですが、市長の見解を伺います。

次に、本市における入札指名業者の選定作業は、どういう形で、どういう方々で、どのような手順を踏まれ、進んでいくのか、また市長はどの程度関与されるのか伺います。

②であります。粗悪な工事を防ぐため、最低制限価格設定への考えはないか。市長は昨年の談合10社の事件以来、最低制限価格設定には消極的で、かたくなにこれを拒否されているようではありますが、ただ落札価格だけが安ければそれでいいということではないと思います。設計書どおり完成を見たか、手抜き工事などなかったか、その結果、市側にマイナス要因は発生しなかったか。最低制限価格を設けることにより、業者の健全育成面から、常識で判断し、正常な入札が行われることと思いますが、市長の考えを伺います。

③市内業者の育成面という意味で大型工事の分割発注は、また大手ゼネコンなどと市内業者とのJV発注の考えはないかであります。本社発注の比較的大きな工事など、各ランクの業者が余り偏り過ぎないような配慮はできないかということでもあります。現在、建築におきましては、電気、水道、空調工事など分

割への発注がなされておりますが、本体工事など分割できないものはいたし方ないといたしましても、土木関係におきましてはまだまだ余地があると思います。行政としては一括発注が経費の節約、効率から見ましても有効と思いますが、バランスのとれた業者の育成面から見ますと、これが住民サービスではないかとも思います。市長の考えを伺います。

次に、JV発注の件でございます。本市には大手のゼネコンはないわけで、大型の工事は県内、県外の業者に依頼するしかないわけでありまして、現在のところそうされているようではありますが、行政としまして、面倒で効率も低下するかもしれませんが、地元業者の育成面から地元業者と共同企業体を組織し、発注できたら地元業者に大きく寄与することだと思いますが、市長の考えを伺います。

最後に3問目、農政についてであります。

①であります。国は農産物などの世界の貿易の自由化、WTOに向けた農業交渉で、農家を守るため苦勞されているようではありますが、食料の自給率は低下する一方であります。自給率向上の対する施策をいろいろ考えているようではありますが、これといった決め手もなさそうであります。その中で品目横断的経営安定対策事業が含まれる農政改革三法が平成19年度よりいよいよ実施の方向であります。わずか10カ月しかないわけですが、事業に向けた地域、農家などへの説明など、どのようにされていくか市長に伺います。

次に、②の中山間地域直接支払い制度の市内の状況（動向、推移）、今後の見通しであります。平成12年度より5年間の時限立法で始まった事業であります。平成17年度よりさらに5年間据え置かれ、地域農家におきましては大変よい事業であります。特に伊集院、日吉地域が少ないようでありましたが、その後どのようになっているか伺います。

3問目の最後の③であります。農地・水・

環境保全対策事業の取り組みの状況と今後の取り組みについてであります。このことは東市来地域の田代地区が現在実施中ですが、現状とこれからの課題がありましたらお話しください。またこの事業は将来の集落営農への大事なステップでもあり、大事な事業と思いますが、19年度以降、本市全域への取り組み方について伺って、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の合併効果についてということで、合併してよかった悪かったと、ちょうど1年たつわけでございますが、今特に行政改革の中でいろいろとご質問をたくさん今回の議会でも出ましたけど、ある程度地域の皆様方にも少し痛みをわかっていただくには、このサービスにいたしましても、この間、合併して悪かったような感じを受けているのかなというふうに思っております。よかったという中におきましては、やはり今後こういう効果を、いろいろ行革等やった中において、基本的にはそれぞれ財政安定をできる、そういうような自治体になっていくことが一番すばらしい自治体であるというふうに思っておりますので、それぞれよかったというのはまだ今から自分たちがお互いどのようにして汗をかいていくかのことであるというふうに思っております。四、五年、二、三年後、そういうことにおいて、それぞれそういう判断というのは生まれるんじゃないかなというふうに今現状の心境はそのような状況でございます。

具体的にそれぞれ道路整備の方からでございますけど、県道の整備につきましては、県の方針といたしまして、厳しい財政状況を踏まえ、県民の安全・安心な生活を確保するとともに、地域間競争に勝ち抜き、「力みなぎる・かごしま」を実現するため、事業を重点施策事業と地域密着型事業に区分いたしました

て、めり張りをつけた整備を進めております。特に重点施策事業につきましては、「県土をつなぐ陸・海・空の交通ネットワークの構築」を図るための事業、「県民の生活と暮らしを守る安全な郷土づくり」を図るための事業として位置づけております。

地域密着型事業は重点施策事業以外の事業で、市町村合併、地域防災対策、生活道路等の整備など、地域課題のうち整備の必要性、重要性、緊急性、地元の協力体制などについて、地域土木事業連絡会における意見交換等を踏まえ、優先度を判断して実施する事業と位置づけております。現在県道の整備につきましては、鋭意努力していただいておりますが、合併支援道路の——鹿児島東市来線・郷戸市来線・永吉入佐鹿児島線が合併支援道路でございます。地域振興支援道路としての養母長里線、また地域の改善や物流を支援する生活道路であります山田湯之元停車場線・仙名伊集院線・谷山伊作線などが、今後さらに合併効果が図られるよう整備について強く要望していきたく思っております。

市道の整備につきましては、17年度は旧町の持ち寄りの予算で執行し、今年度の予算との比較を見ますと、昨年度9億7,000万円に対して、本年度当初は9億3,000万円とわずかに減少しておりますが、これは新規事業を補助金内示まで先送りしまして、今議会の6月補正の事業と加えますと、前年比といたしまして19%上昇している状況でございます。合併いたしまして地域も拡大し、旧町間のアクセス道路、それを結ぶ地域内道路など一体性のある整備計画を基本といたしまして、継続路線の早期完了と本年度新規採択された交付金事業、11路線の予算獲得に向けた努力と経済性を考慮しながら計画的に道路整備を推進してまいりたいと思っております。

また地域からの要望につきましても、緊急

性、経済性、交通量など安全性を考慮した整備を進めてまいります。特に用地の関係におきましては、地権者の理解が一番大事なことでございますので、やはり地権者の皆様方のご協力をお願いしたいというふうに考えております。

農道については、合併後これまでのところ事業の取り組みについては変わっていない状況でございます。農道整備については、合併により広域的に旧町をまたいでの受益範囲となることから、採択要件を満たす事業が出てきており、今後総合的に事業を模索し、事業計画を立案しながら農業農村整備事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

子育て支援に係る事務事業で旧町の単独事業、吹上の子育てホームヘルプ事業、伊集院の遺児等就学手当、ひとり親家庭医療費助成事業の3つがありましたが、合併により3年以内に見直すということにおきまして、吹上の子育てホームヘルパー等につきましては、今後も継続してそれぞれ区域を広げていくという方向性を出して、遺児等就学手当、ひとり親家庭医療費等につきましては18年度から廃止というふうになっております。

今ご指摘のとおり、子育て支援につきましては、国の方におきましても、それぞれ税法上の中におきます援助、またそれぞれの就学児を含め、それぞれの金銭的な手当、これが19年度予算にどう反映するのか、子どももやはり今後子育て支援につきましては、やはり国の手当がない部分をどうカバーしていくのか、このことも一番大事なことでございますので、それぞれのところでも事業を展開しておりますけど、19年度の国のそれぞれの新しく、恐らく子育て支援策が出てくると思っております。そういう国の対応しているところじゃなく、ほかのまだもう少し恐らく手のかゆいところが出てくるのかなと思っておりますので、そこあたりをちょっと見極めた

中におきまして、今後いろんな多面的な声をお聞きして、この子育て支援事業をつかっていきたいと、さように考えております。

過疎地域の公営住宅の建設でございますけど、基本的には公営住宅は現在967戸あります。この中で耐用年数を過ぎた戸数が184戸、基本的にはこの耐用年数を過ぎた戸数の建てかえを基本的に最優先して整備をさせていただきたいというふうに考えておまして、ことし日置市の住宅マスタープラン等を作成いたします。その位置づけの中におきまして、特にこの公営住宅にいたしても莫大な事業費を要するというふうに思っております。

ご指摘のとおり過疎地域の住宅建設、大変なことであるというふうには思っております。ここあたりの部分につきましてもこのマスタープランを初め、いろいろと地域の声を入れてから、また財政上のシミュレーションもきちっとした中で、またひとつはその地域にそれぞれ需要があるのかどうか、そこあたりもきちっと見極めた中でないと、今後新規の建設というのは大変難しいというふうに思っております。またさっきも申し上げましたとおり184戸、それぞれもう耐用年数を過ぎたものがございますので、今それぞれ地震とかいろんな大きなそういう問題がございますので、早急にこういうものから対応してやっていきたいというふうに思っております。

各種団体の市の支援策についてということでございます。

基本的にこの各種団体への市の支援策についてと、単独でございますけど、17年度、18年度のそれぞれの各種団体に対します補助金単独事業というのはさほど変わらないと思っております。さっきもございましたとおり19年度の中におきましては、やはりこの部分につきましても見直しをさせていただきたいというふうに考えております。それぞ

れの協会におきましても、それぞれ一つずつ一本化された部分もたくさんございますし、そこあたりの活動内容も十分精査していかなければならないと思っておりますけど、基本的には大変19年度以上、18年度以上に多くするという事は基本的に難しいのかなというふうに思っております。

2番目の建設業について。本市の建設業の格付につきましては、合併時の旧町ごとの格付を基本としてこれを引き継いで運用しましたが、建設工事入札参加資格、いわゆる指名願が本年度3月まで期限切れとなりましたので、新たに平成18年、19年度分の入札参加資格申請を受けて、これをもとに日置市建設工事入札参加資格審査要綱に沿って、これまで市で統一した設定となる日置市の建設工事に係る格付作業を進めてまいりました。これによりまして、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事は格付業種として、そのほかの業種は登録業種として、日置市で統一した入札参加資格を設けましたので、7月の入札分から適用することとなります。

次に、指名業者をどのようにして決定するかというご質問でございますが、指名に当たりましては、日置市建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規定に基づきまして、総務助役を委員長とする指名推薦委員会を開催して入札参加業者を推薦し、その推薦結果を受けまして、最終的には市長が入札参加を決定するというふうにいたしております。

また最低価格を設定する考えはないかというご質問でございますけど、最低制限価格の制度は地方自治法施行令に規定されており、本市の契約規定においても予定価格の10分の7以上の範囲においてその額を定めることができるという規定がございますが、現在のこの制度の運用は行っておりません。

しかしながら、本制度はダンピング、受注防止のほか、議員のご指摘のとおり確実な立

候補が確保できない粗漏工事の防止を図り、適正な品質を確保することに関しては有効な制度でありますので、市としても一部の工事案件については最低制限価格を設けることも検討すべきでないかと考えているところでもございます。

このようなことから、先般日置市入札等監視委員会において、本制度についても論議していただき、次回の委員会で意見をまとめていただくことになっておりますので、委員会の検討結果を十分尊重し、それを踏まえて本制度の運用について検討してまいりたいと考えております。

大型工事の分割発注につきましては、市内業者の育成や、受注機会の増大を確保する観点から、これまで住宅建設工事等におきまして分割発注を導入しており、本年度も計画がでございます。

次に、大手ゼネコン等と市内業者とのJV発注についてのご質問でございますが、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVは、建設工事のうち大規模で技術的難度の高い工事の施工に際して、確実な施工の確保、地元建設業者の施工能力の向上と受注機会の増大を図ることを目的として、工事ごとに結成されるものでございます。

本市では、特定JV発注の計画はございませんが、現在取り扱い要綱を定めておりませんので、ほかの市の事例等も研究しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、農政についてでございます。品目横断的経営安定対策につきましては、現段階では水稲、麦、大豆、ジャガイモ、カンショ等が対象作物として明確に示されておりますが、野菜、果樹、花卉については、品目がまだ示されてない状況であります。

市といたしましても、農業委員会、JAとも連携をとり、対象農家を把握しながら今回対象となる認定農業者や集落営農組織を目指

す地域等に対する説明会を各種ごとに開催する計画であります。ただ4月に開催された説明会では、米に関しては生産量や販売の把握が困難であるとして、JAに出荷された分のみの対象となるため、2.6ヘクタール以上の栽培農家については、少数になると予想しております。

カンショにつきましては、でんぷん用のみの対象となりますので、JAで既に把握されておりますが、共販以外の分がないか、調査の必要がありますので、その分は市で対応し、一農家50アール以上が対象となりますが、現状ではしょうちゅう用のカンショが多く、でんぷん用は余り期待できそうになく、米同様少数の農家になると考えております。特に、19年度の施策から、認定農業者や集落営農組織に限るということで対象農家が限られてくるために、市としては今年度東市来田代地区と日吉の吉利北地区の2カ所を集落営農のモデル地域として集落営農に向けた現状調査や意向調査などを初め、推進上の課題の整理や情報収集を行い、最終的に規約や定款を作成し、法人化など担い手の発展策を見出すために集落営農に向けた取り組みを展開していきたいと思っております。

しかしながら、一概に集落営農といいますが、将来の10年後の地域営農を考える中で課題が何なのか、農地を引き続き守っていいのか、また経営の一元化や資材の共同購入、販売の際の収入口座の一元化など地域の合意形成が必要であるために多くの課題を解決しなければなりません。これらの課題を2地区でどのように解決できるのか、モデル地区としての1年間、日置市地域担い手育成推進支援マネージャーを中心に取り組みを進めてまいります。

2番目の中山間地域直接支払い制度の市内の状況と今後の見通しでございますけど、日置市全体では本年度集落で76集落、9集落

の増でございます。面積で567ヘクタール、43ヘクタールの増で、交付金といたしまして5,807万6,000円、477万8,000円の増でございます。地域別でございますけど、伊集院地域で18年度、集落が25、対象面積が108ヘクタール、金額が793万8,000円、東市来地域が26集落、261ヘクタール、2,997万1,000円、日吉地域が6集落、44ヘクタール、628万2,000円、吹上地域が19集落、161ヘクタール、1,388万5,000円となっております。

以上のようにして、17年度から18年度増加しているわけでございますけど、今後推進していく中の課題におきましても、高齢化によりまして地域のリーダーや書記、会計などの担い手がなくなるということでやめていく地域も出てくるのかなということでもちょっと心配をしておりますけど、十分ここあたりも話し合いをしながら、この現状維持を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

3番目のことでございますけど、農業農村地域における過疎化、高齢化等に伴う集落機能低下により、農地・農業用等の地域資源の適切な保全管理が危惧されるなど、地域のまとまりが弱まっています。また国民の環境への関心が高まる中、環境を重視した農業生産への取り組みが求められています。

このような状況に対応するため、農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地農業用水等地域資源の適切な保全管理を行うために地域ぐるみで行う効果の高い取り組みに対する支援が19年度から始まります。今までため池や用水路、道路、河川等を受益者で共同活動を行っていましたが、この事業では集落単位、圃場地区単位など幅広い範囲で集落営農と共同活動組織を核とした組織を設立します。活動

組織には、農業者だけでなく、自治会、地域住民、学校PTAの団体で構成し、地域の将来を担う子供たちを交えた広範囲な地域的活動でございます。このようにして地域ぐるみで農地や水を守る共同活動として環境保全に向けた営農活動を支援していきたいと思っております。

以上で終わります。

○22番（重水富夫君）

市長が詳しく答弁ありましたので、たまには聞き落としておったりして言えないところもあるかもしれませんが、順を追って2回目の質問に入りたいと思います。

まず合併効果のことですが、市長は、いいことはあんまりなかったんじゃないかというまとめでありましたが、私も全くそういうふうに思ったり、また市民の方々もほとんどがそう言われております。私はその説明の中でいつも言うんですが、まだそうは簡単に結果が出るものではないと。合併というものは4つの町がそれぞれの施策でやってきた、その中で一つにあわせるんだから、まずスタートを一斉にそろえなければいけない。出過ぎたところは引き戻されて、ちょっと足りなかったところは前にして、「はい、こっからスタートしましょう」ということで合併が始まったと、このように思っております。よかったのがたくさんあればですね、その町はおくれていたということに私はなるとそう思うんですよ。

ただ大事なことはこれからですね、また市で独自でやらなきゃいけないんです、これを。スタートするときだけ今一緒にそろいましたが、いろいろ事情があるわけです。過去、その町はその町なりに活性化しようとして財政難の中から拠出して予算を組んだわけです。それをですね、私は今後、宮路市長はそういう考えでまた施策を組んでいかなければいけない。なにも今から先もみんな一緒というこ

とはないと思うんですよ。そういうことで私も合併というのはまとめてみたいと思うんですけども。

今県道、市道、農道、それぞれ説明がありました。ただ県道もですね、重点的にやっていただいておりますので、これでいいと思うんですが、合併、ちょっと名称がわからなかったんですが、郷戸市来線、これが合併による何とかでここにも入ったということでありましたが、ここはちょうど10年ぐらい前に改良を始めて二、三年入ったんですが、ちょうど新幹線の工事が始まりまして、塩鶴トンネルですか、工事用の車輛が通るということでまず離合ができない、ということで事業が中止になって、一応終わった形でおるんですが、今言われました非常に交通量の少ないところではありますが、高山から市来、今はいちき串木野市ですが、川上に抜ける道、大事な道がありますが、これがもう市道より狭い、農道より狭いという道です。改良がひよっとしたら明るくなったなということではありますが、これもまた進めていただいたらありがたいと思うんですけども。

これちょっと市長わかりますか。その事業名が実施になるのでありますか、ただ計画でしょうか。

○土木建設課長（樹 治美君）

郷戸市来線の関係ですが、県単の道路整備事業ということで、災害防除と、のり面が落ちてくるのを……

○22番（重水富夫君）

危険箇所だけ。

○土木建設課長（樹 治美君）

はい、そうです。

○22番（重水富夫君）

わかりました。

全体的な改良じゃない、危険箇所の改良ということみたいです。それでもいいと思いません。前進になると思います。

市道については17年から18年に向けて4,000万円ぐらいの、当初ではマイナスということでありましたが、補正で復活ということでしょうか。19%の増ということでしょう。美山から伊集院に向かう、国道に向かう線の改良、これじゃないかなと思うんですが、やはり私が最初申し上げております。まず市の中心部、伊集院地域ということになります。そっちに向けての道路の整備ですね、これが非常におくれてると言っても悪いんですけども、なかなか停滞したりしているということで、例えば伊集院の町に来ますと、伊集院高校の交差点、仙名伊集院線から来ますと、あそこで停滞するんです。長いときは3回ぐらい信号を待ちます。1回で郡中央通線の方に抜けるのが55秒かかります。黄色、赤まで入れたら1分、これを3回待てば、3分待つことなんですよ。3分待つんですよ。今ごろ3分待ては大変なことです。まあまあなときで2回ですね、1回で行けるときはほとんど少ないです。その辺をですね、改良してもらいたいということで立野団地から昌栄ストア——市長はわかりますね、立野団地から昌栄ストアに行く市道があります。これも今ならですね、改良が可能なんです。家がまだ2割ぐらいしか建っておりませんので、畑、あるいは畑が多いです。これをですね、早く改良しないと、やがて家が建ってはもうほぼだめだと思うんですが、この改良は計画にありますかどうか、まあ課長の方になりますか。

○産業建設部長（外園昭実君）

今議員がおっしゃるのは立野団地から昌栄ストアの方におりてくる市道だと思いますが、確かに道幅は狭いわけで離合が大変でございまして、現在のところ計画には上がっていない路線でございまして。

○22番（重水富夫君）

急に申し上げたからそうだと思いますが、今後ですね、十分検討されて、調査されて、

やっぱりこれは今のうちに組むべきだと私は思うんです。これは家が建てばもうほぼできなくなります。

それと、広域農道から野田に来る新設の道路ですね。田代から下神殿の方に抜ける道、市の方に向かう、伊集院に向かう道です。これが計画はしてあるとは思いますが、こしはちょうどイントラネットの関係、光ケーブルの敷設、そういうので合併特例債を使われたということで、運動公園もそうでしたね、使っておられますので、こしは見送ったということではありますが、今後の計画として、これは部長ですか、組んでありますか。

○産業建設部長（外園昭実君）

今おっしゃるのが旧東市来から伊集院の野田へ下りる下高野線ですかね、なんかその路線だと思いますが、まあ旧町間を結ぶ路線ということで合併特例債の対象路線にはなるとは思いますが、今後の計画に乗せていくべき路線だとは思っております。

○22番（重水富夫君）

これだけで終わっても仕方がありませんが、やはり将来ですね、近い将来、「ああ、これがあのときにつくっていたからよかったな」ということをですね、重点的に思って、いまで計画をしてまいりたいと思います。

次に子育て支援の方ですが、これはもうきのうからいろいろと質問があり、市長もこらえてもらっておりますので、余り言うことはないんですが。国の手立てのない分をどうか市の単独でもやっというここの先ほどの答弁でありましたので、ごもっともそうしていただきたいと思うんですが、先ほど私は合併の定義で申しましたスタートをそろえたという意味からしてですね、出産祝い金、これは吹上地区と日吉は祝い金を支給していたんです。これを合併により廃止ということになったんですが、やはりですね、これは私は東市来はのんきだという意味ではありませ

んけども、特にそういった過疎になる地域はですね、こういったことも少子化につながっていく原因でありますので、復活させる、そういうことも大事じゃないかなと。伊集院の方々にしたら、伊集院にもくださいよと言われるかもしれませんが、そういうときはそういうところまでふやしてもいいと思うんですが、こういうのも検討するべきだ。私は何も一律にやらんでも地域には地域なりのいろいろな事情があり、そういうことをやってもいいんじゃないかと思うんですが、市長、ここ考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

子育て支援事業の中におきまして、それぞれ予算の中におきまして、総枠で何をすべきなのか、やはりそれぞれ対象地域とか、またニーズの対象者、この額によって大変大きな莫大な経費が係ります。ある程度19年度受けたときにどういう施策をどれぐらいの大体予算でやるんだという中で、その中で中身をどう詰めて、いろいろと間を出していけばですね、できるのかなと思っております、今おっしゃいました、するところとせんところ、やはり同じ日置市で一番また問題になるのはですね、幾ら過疎化、いろんな状況があるかもしれませんが、やはりそういう子供たちに対しては、いろんな中においてはですね、やはり同じ気持ちの目線の中でしていくべきなことであると私は思っております。

○22番（重水富夫君）

融通がきかんようになって合併したから悪かったということになるんです、これが。まあそれはいいです。まあ仕方がないところでしょうけども。

次に、住宅に入りますが、きのうもミニ団地のことでもありましたように、市内967戸でしたか、建てかえるべきの184戸あるということで、まず建てかえの方からそうだということわかります。これ

はこれでいいんですが、先ほど私が申し上げたことはですね、各地域本当に困ってるどころ、たくさん住宅ではないんです。例えば東市来ですね、合併しなかったらもう当然こととしてきてきたらろうと。6戸計画して、もう大体の設計は引いてあったのがあったんですが、合併したからできなかったということになってるんです。山の方で、中野ですかね、ここに用地も相談をして、実は基金の中で取り崩して用地も買おうとしたんですが、本市の基金に持ってきましたけども、東市来からですね。まあそれも計画してあったが頓挫したということで地域の人は合併したが何もならないね、できんかったねということになってるんです。そういうのもですね、復活しながらいろいろまた考えていただきたいんですが。ただずっと以前、私は市来の川上小の例を言いましたけども、あそこに住宅をつくただけで川上小の児童が半分以上は住宅から来る子供ということなんです。その辺をですね、やはりそういったところにも住宅あるいは団地をつくれれば子供たちがふえるということです。市長、そこをひとつ市長の考えを。

○市長（宮路高光君）

公営住宅またそれぞれの公社による分譲住宅、こういうものを総括いたしまして、その需要を大事にしながら建てていくのか、一応建てて活性化して帰ってこいと言っていくのか、ここあたりの部分が大変微妙な部分があるというふうに思っておりますけど、ある程度今後建てるにつきましては、その需要といえますか、何人ぐらいおるからというひとつの担保がある程度していかなければ、今後投資的な効果を含めましてですね、大変大きな投資になるのかなという部分も思いますし、特に公営住宅の建設は、今後さっきも申し上げましたとおり大変多くの老朽化した部分を持っております。これをみんながそれぞれどんな思いで考えていらっしゃるのか、それに

は大変な大きな事業費も係りますんで、ことしこのマスタープランをつくってみれば、この公営住宅を初め、どれぐらいの約建てかえたときの事業費が要るのか、こういうものをお示しをしながら今後進めさせていただきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。マスタープランをことし作成されるということですね。私も旧町時代にこのマスタープランをつくる中で仕事をしたことがあるんですが、一つだけ聞いておきます。ただですね、国県に出すためのプランということしか私はその当時は思わなかったんです。というのが、たしか大学の教授でしたと思うけども、そういう方々を委員に選んで、その方々が来て、二、三回会議をして、いろいろ意見は我々も出したんですが、ほとんど通らずに載りませんでしたね。で、絵にかいたもちみたいな感じで、何でこれないなただろうかいと私なんか本当嘆いたことがあるんですが、こういうことがないように、本当に地域に精査した人をですね、委員に選んで、そういう実効のあるマスタープランをつくっていただきたい。このことについて市長。メンバーですね。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおりですね、今までそれぞれの補助事業をする場合ですね、このマスタープランがなければ新規というのはできない、それはもう実情でございました。そのようなこともございましたので、それぞれの町村におきまして、マスタープランを作成して、国の補助事業をいただいて建設をしとったのが実情でございます。こういうことも踏まえながらですね、今後またさっき公営住宅の部分行きますけど、今後公営住宅の補助金がどうなるのか、私どももやはり今後この三位一体改革を初め、行革の中で大変この住宅施策の公営住宅につきましても補助金として

大変厳しい環境であると。特に今まで公営住宅の補助金は今後交付金に変わってしまいまして、交付金に変わった後に、今度は恐らく一般財源に変わってくると。そうする中において、一般財源の中で本当に建設ができるのかどうか、この場合について、そういうときにはほかの手段を、PFIとかいろいろな新しい手段を使っていかなければ現実的に難しい部分であると、そのような認識をしておりますので、ここあたりも含めた中でこのマスタープランというのをつくっていかねばならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次に行きます。市内各種団体の件であります。市長の答弁では17年と18年度は変わらないということで説明がありました。各種団体への私はことしは変わっていると思うんです。というのは、各支所に指示があったと思うんです。いろいろと団体によりまして補助金が打ち切りになったり、減額になったり、あるいは今まで事務職員が——市の職員ですね——が、そういった事務作業を手伝ったり、事務局が役場にあたりしとったのが、単独でやりなさい、国は関与しませんということで引き揚げられたのがもう幾つかあるんです、現実。変わらないのが、今そうなったじゃ、ちょっと私はおかしいと思うんですが、そこはもう1回答弁願います。

○市長（宮路高光君）

基本的に変わらないというのは、いろいろなまだその一部分にはですね、それぞれの各町においてしているところ、してないところがございます。そういう部分については、してない方向の中でやったと思っておりますけど、いわゆる各種団体ですね、それぞれ今まで地域にもございましたし、そういうところの農業にしても、また商工会、いろいろな部分のそういう大きな部分についてはですね、こ

としては基本的に去年から減額をしたということはないようでございまして、それで統合したりいろいろする中においてですね、したところ、今までしてなかったところ、そういうものの差異があったというふうに思っております。

それと今特にですね、行政がかかわる中におきまして、特にそれぞれの担当課の中で職員が、その団体の通帳等を持っております。そういう中におきまして、先般、総務助役の方にですね、きちっと全部年1回各種団体の通帳等を検査もさしていただきました。ですけど、そういうことを踏まえ、やはり今後いろんな問題を抱える中でございますので、なるべく通帳、いろんなものについて、団体で持てるものについてはお返しなさいと。ほかの協力することはできるところはしなさいと、そういう話はしました。と申し上げますのは、やっぱり金銭的なものにおきまして、いろんなトラブルが大変多く出ておりますので、今までの中でそのような指示をしたところはございましたので、ご理解していただきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

よくわかりました。そういうのは市長のおっしゃるとおりだと思いますが、私もちょっとその辺がわからずに、まあ管財の方で聞いたんですが、今現在300件の補助団体があるということで、総額で10億8,000万円だそうです。これだけ補助金、あるいは旧町の場合は委託料という名目で払った分があるから、「17年とことしとどう違うか」と言ったら「わかりません」ということでありましたので、また今後はそういうのをすっきりして精査されてですね、私はこれを増額をしてくれという、ちょっと市長も聞き違いか知りませんが、団体によっては増額もいいんじゃないかちゅう団体もあると。打ち切りの団体もあっていいんです。これはもう削減

していいんですよ。いいんですが、そこを皆さんだれが見てもこれは増額してというところはしなきゃいけないと思うんです。その辺を精査していただきたいということで、これはまた市長が指示されていくと思うんですが、その辺をちょっと市長。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、運営補助金という形と市の単独の補助事業等がございます。約今までの中で約10億円、この運営補助が約5億何ぼ、事業費も5億何ぼというふうになっております。この単独の事業費を今後どうしていくのか、特にこの運営補助をしております約250件程度ございますけど、この団体に対しますあの精査を19年度、それぞれ一律にして皆平等に分かち合いなのか、その評価をどうしていくのか、ここあたりの部分をやはりきちっと私ども内部の中でも検討していきたいと思っておりますけど、基本的にはそれぞれの団体におきましてですね、いろいろと繰越金とか、いろいろと予算上を見えますとですね、いろいろとそういう内容で使われてなかったといえますか、そういう部分、補助金を出して残金が補助金よりも多くあるという団体もあるようでございます。こう言えばですね、全部すぐ使い切ってしまうとかですね、いろいろともうそういう部分の中ですら、どの団体が実務的にきちとした整理をしているのか、ちょっとわからない部分もございますけど、基本的には19年度の中である程度の見直しをさせていただきたいということでございます。

○22番（重水富夫君）

はい、議長。

○議長（宇田 栄君）

重水さん、2番からは休憩とってから行きますので。いいですか、もう2番に入ります。

○22番（重水富夫君）

はい、入ります。

○議長（宇田 栄君）

じゃあ、ここでしばらく休憩いたします。
次の開議を15時45分といたします。

午後3時35分休憩

午後3時45分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○22番（重水富夫君）

次に入ります。業者のランクづけであります。18年の3月に期限が切れたと、期限切れして、今仕事は出せないだろうと私は思うんですが、7月からこれを格付の選定作業に入ってやるということでしたが、確認ですが、そうでしたかね。

○市長（宮路高光君）

18、19年度の中におきまして、その指名願を3月末でいただいております。今までの旧、前の格付の中でやっておりますけど、新しい中におきましては7月から実施させていただくという、理解していただきます。

○22番（重水富夫君）

時間があんまりないようですので先の方に走ります。最低制限価格の設け方、これは今まで市長はしたくないと、しないということがかたくなに拒否されていたと、私はこのように理解していたんですが、今ダンプの防止という面からおいて、委員会で検討すべきであると、まあいろいろ論議をしてるということでありました。一つだけですね、私に情報を寄せられましたので、これを市長がご存じかどうか聞いてみます。入札の積算段階で設計仕様に関することで参加した業者より幾つかの質疑が出され、日置市より回答が返されました。今回工事を請け負われた業者は回答書の仕様に準じた材料及び施工を行っていないのではとの周囲の意見があります。これは今運動公園のですね、ウレタン舗装、その外周に人工芝を張る、この人工芝がなんか

安いものを使っているんじゃないかということと指摘があります。このことは市長はご存じですか。

○市長（宮路高光君）

今初めてお聞きすることございまして、特に今回の運動公園におきましては、大変落札率が大変低うございました。そういうことを踏まえまして、今回初めて建設技術センターの方にこの維持の建設協会ですかね、協会の方に、センターの方にですね、管理をお願いしておりますので、そういうことが事実でございましたら、またセンターの方とも十分打ち合わせをしながら検査をさせていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

市長の方にはまだ届いてないということですが、もうすぐそういうことで何かがあると思われまして。そういったセンターの方に依頼してあるのであればですね、そこでちゃんと精査すると思うんですが、こういうのがないように最低制限額を設けなさいと私なんかは言ってるんです。たしか半分ぐらいでとったと思うんですね、ここは。どっかにか手抜きをしたり材料を落としたりする、しなければ合わないわけですから、設計書どおりですね。制限価格を設けるっちゃうことは今検討だということですが、一つですね、新聞でこれもまた情報をいただきました。談合はなくせるかということで連載で載っていた。これは市長にも後で届けたいと思っております。長野県の入札の例です。

時間がないのでもうあとだけ申します。いろいろとそういった談合があったり高止まりで97%ぐらいであったものが、こういう方法をやったらですね、65.5まで落ちたと。これは異常だということで、叩き合いですね、ダンプ、これをまた防止するためにいろいろこの人たちは施策をしております。例えばいい話だと私は思ったんですが、結果

論であります、応札した下位から、5つの事業者ですね。それを平均して80%で下げて、それ以下は失格としてやったそうです。これはいい方法だなと私は思うんですが。これはまだ市単独で75にされようが85にされようが調整が利くんですが、私もきのうもらった情報でしたので、夕べはいろいろとシミュレーションして計算してみました。そうしたら、特別にダンピングをしたのは確実に1人外れます。2組ぐらいやったら2組外れます。まあまあでいっぱいぎりぎりでした人が一番下限で引かかる、その人が落札ということになります、制限価格をつくらずにですね、罪にならないで、結果論ですが、数字が出てから自分たちでそうしたんじゃないかと、こっちは言えるような数字ですね。適当な価格。そうすると七十何%が今80%ぐらいにとまったということです。これはお互いですね、業者もそれで仕事ができますし、役所もですね、九十何%高止まりで金を払わんでもいい、両方いいところでのいい案だなと私は思ったんですが、また市長には僕は届けます。検討をですね、ぜひこういうことをやっていただいたらいいと思うんですけども、市長はそのことについてちょっと答弁願います。

○市長（宮路高光君）

今ちょっと伺っただけでちょっと内容の中身ちょっとよくわかりませんでしたので、また後日その資料等ございましたらいただき、またそのことにつきましてもその外部委員会、いろんな方々にもですね、この方法がいいのかどうか、検討もさしていただきたいというふうに思っています。

○22番（重水富夫君）

次に工場の分割発注のことです。市長が住宅、いろいろと事業ではそういう分割をするということでありましたから、これはまあいいと思うんですけども、できるだけですね、

そういったランクに集中しないように、偏らないようにですね、経費面は係ると思いますが、そういうふうにしていただきたい、これはまあいいです。

それとJVの発注、これは現在はないということではありますが、これは当然ですね、あるべきであると。私は東市来でしたので、東市来では大型工事はほとんど何回もこういうのをやっております。やはり地元の業者をですね、育成という意味からは、実力では地元だけではできないわけですから。そういうことでベンチャー組んでやっていくということは大事ですから、まあ確認です。次の工事ぐらいから市長、こういうことを考えられますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、まだ要綱等定めておりませんので、基本的にこの要綱等もきちっと定めてからこういうものは実施し、周知していかなければならないと思っておりますので、あるかないかはわかりませんが、そういう要綱等を含めたこともさっきも申し上げました今回はいろんな関係がございましたので、その外部委員会の意見等も参考にしながらかけていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

要綱がないからということでそういうふうにしていきたいと考えているということでありましたから、ぜひですね、考えることはだれでもできますから、やってもらいたい。これやる気があるかないかは市長、確認です。

○市長（宮路高光君）

これをやる気があるかないかの問題じゃなくですね、いろいろとそういう精査をしていろいろとほかの方々からもですね、専門的な方々からご意見を聞いた中でやっていく、そういうものであるというふうに私は思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

はい、わかりました。

次に、3番の品目的横断のことでありますが、るる今説明があったとおりで思うんですけども、今回の議会でもこの制度に反対する請願も出ておりました。その中でいろいろと、全くそのとおりでであるということも入っておりますが、まだまだはっきりしない状況でありますけども。市長は率直に言ってですね、これを今本市において農家が受け入れられて、そして例えば認定農家、集落営農、こういうので活性化し、できると思いますか。

○市長（宮路高光君）

先ほどの答弁もお話いたしましたとおりで、今のこの安定対策の要綱の中におきますとですね、私も日置市に該当するのはない、あんまり少ないということでやはりもう少しですね、やはりそういう要綱等をですね、緩やかな形にしてやっていかなければ私は本当に農家といいますか、農家の安定的な経営というのは大変難しいというふうに思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

私もそういう懸念を持っているんですが、例えば田代地区である、農地・水・環境保全事業、これの対策事業をですね、これもこのセットになると思うんですが、国の施策としていろいろとまだ出している、あるいは出しつつあるのがたくさんあるんです。この中で今まだ国は試行錯誤して、ああこうだと言いながら悪い点を改めていって、やがては確実なものにしようという試験的なものであると私はそのように考えているんですが、今の現時点ではですね、この中山間の直接払い、そしてまた農地・水・環境保全、これを連動した形ですね、本市に――まあやがて19年度から国は実施するというふうなことでやってますが、恐らく私はこれは二、三年はできるだろうと思うぐらいのつもりでお

りますが、この農地・水保全のこっちの方もですね、中山間と組んで大いにやっていく、これはもうすぐ取り組みますのでね、こっちをやっていって、将来はそういった集落、あるいは認定農家、担い手、そういうふうな事業は進んでいくんだらうと思うんですが、この農地・水・環境、これの取り組み方について、市長はどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

この事業につきましては、この伊集院耕地事務所管内におきましては1カ所、県下で20カ所ということで、18年度実施するわけでございますけど、19年度のそれぞれの要望地域を含めてですね、私もこの日置市におきましてもあらゆる地域のところを選定して数多くこの事業を取り入れていきたいというふうに思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

数多くということでありましたが、はっきりとした数値、どのくらいはしたいなというような考えはないですか。

○市長（宮路高光君）

今のところ20カ所程度とあって、それで選定してるわけでございますけど、19年度のこれは恐らく予算枠の中でですね、それぞれ絞られてくると。それぞれ平米当たりの4,000円という1つの田んぼの場合ですね、そういう制限がございまして、今回の場合につきましてはですね、直接払いと違うのは、急傾斜、いろんな要件がないと、それだけの面積を全部からった中でできますので、やはりそういう部分でこの19年度の農林省の予算枠がどれぐらいなってくるのか、各県の配分がどれだけなってくるのか、そういう状況の中でこの枠が決定されるのかなど。私もどういわけか、これを県の会長をせいということでしたので、会長として引き受けたわけでございますけど、それぞれの配分等におきましては、今後県の、また土改連の方と十分打

ち合わせをしながら私ども地域が先進的になるよう頑張っていきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

市長がその会長をされているということで非常に心強い気持ちでありますけども。ただ箇所だけ言えばですね、例えば箇所が少ないときは面積は広い範囲でくくって1カ所行けるわけですね。予算枠を言えば、今度は例えば大きな箇所やったら少なく数になるんですね。その辺があるから、そういう情報をですね、会長をされてるのは特にそうなんですけども、大体の予算枠、箇所の数ですね、そういったのはまだ今の時点ではわからないということですか。

○市長（宮路高光君）

基本的にその数、面積もございますけど、基本的に今回の場合を含めましてですね、これ一つの集落、また土地改良区を含めた中におきまして、営農管理、通帳管理を一本でしていかなきゃならない。そういう一つのごとがございますので、まあ面積ばかり広げてほかの地域とするわけにもいかないし、基本的にはこの村づくりという事業がございますけど、やはりこういうふうにして今までも村づくりで共同でいろんな作業をしている、そういうところが該当するというふうに思っております。ただ広げてお金をもらってというんじゃないくて、中身がどう運営していくのか、これも大きな一つの課題でございますので、やはりそこあたりもしっかりした中でその区域の選定も含めて実施をしていかなければならないというふうに思っています。

○22番（重水富夫君）

市長はちょっと誤解されてる。私が言うのは、箇所と言えば結局20カ所ぐらいと言われたら20カ所、予算枠でしたら、予算枠があるんだったらですね、大きな、極端に言えば倍の面積があれば10カ所になると、そういう意味です。だから広くしたからええ加減

な事業をするという意味じゃないんですよ。2つを1つにして1つで事業をすれば、2が1になるということです。だから、予算枠がなければできないということでもあります。

最後でですね、先ほどちょっと飛ばしました。時間がないと思って。建設業の指名入札の推薦委員会ですね、ここですね、ちょっと私が不審に思うのがあるんです。市長がどのくらいそこ辺を承知だったかどうか知りませんが、ある業者がですね、3月に営業を閉めたんです、建設業を。そして社員も全部解雇して3月末です。組合の会合で、私はこうこうしてもう今度やめますからと皆さんの前でやめられたわけです。そのやめられた業者にですね、あとの指名推薦委員会から、あなたはこの工事に応札しなさいということで案内が来たんです。そういうのがあるかなと私は思うんですが、どうなんですか。

○市長（宮路高光君）

資格推薦委員会というのは私しておりませんので、総務助役の方が委員長をしておりますので、そこあたりどういう話し合いがされたのか、総務助役の方に答弁させます。

○助役（湯田平浩美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ご指摘の業者につきましては、指名委員会といたしましても、県のランクづけにもちゃんと出ておりますし、また委員会でもいろいろと検討した結果、本人からのそういった申し出も直接、文書をもって受け付けてもおりませんので、また県の方もちゃんと指名をしている現実がございますので、市といたしましても指名はいたしております。

以上でございます。

○22番（重水富夫君）

それはおかしいんじゃないですか。例えば廃業届は出してなかったから当然向こうは権利はあると役所は思って案内はされたと思うんですけども、受ける側も受ける側です。い

や実はやめましたと言えればそれで済むんですが。どういうことがあったかもしれませんけども。例えば、経営がおかしくなってこの会社は仕事は当然できないと、仮にですよ、そういう業者がおっても入札参加しなさいとやるんですか。

○助役（湯田平浩美君）

会社の実態をそこまでは調査はいたしてはおりません。これまでの県のちゃんとしたランクづけの中でも入っておりますので、我々はそういうこれまでの実績等々踏まえていたしました。後は、もうそれなりの業者の判断で対処されるべきことだろうというふうに思っております。

以上です。

○22番（重水富夫君）

県のロボットじゃないんですよ。県は地方ですからわからないところも市はわかるはずなんですよ、逆ですよ。市がそのぐらいの情報はもちろん持ってやるべきだと私はそう思うんです。これは何もやったから悪かったという、そこが落札したかどうかもしれませんけど、それはいいんですけども。やはり小回りのきくちゅうのはそういうことじゃないですか。自分らが身近なところで、あすこの会社は今だめ、これが全部に案内をするんだったら、そうでしょ。でも指名推薦ちゅうたら今度はこことこことこことを入れましょうと、いろいろ理由があって入れるんでしょうけども、そしてそこにするんじゃないんですか、違うんですか。全部にやるんですか。

○助役（湯田平浩美君）

委員会といたしましては、基本的にはそういう基準に基づいて指名をいたしておりますので、ただ実態が、例えば廃業したとかそういったのがうわさでは聞いておりますけれども、正式に文書で市にも出されておられませんし、そういった実態をつかめない中ではなかなか判断をしかねるということでございます

ので、これまでの実績それなりにあるということ市としては判断いたしました。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

本日も残り2人となりました。社民党の地方議員として質問をいたします。これまで各質問、重複する質問がございますが、再度答弁を願います。

1点目に、いわさきコーポレーションが運営いたします鹿児島交通林田バスの路線バス廃止の件でございます。

4月18日にいわさきコーポレーションから、県内を走ります鹿児島交通林田バスの路線廃止が打ち出されました。このバスの廃止対象路線の利用者にとりましては、衝撃と驚きを感じたのではないかと思います。特に、市内の妙円寺団地、東市来、3号線沿い、日吉、吹上の利用者には不安の声がございます。生活弱者と言われる車を運転しない高齢者、女性、子供、学生にとりまして、バスは唯一の生活の中での足であり、交通手段であります。5月8日に国土交通省九州運輸局鹿児島陸運局に、11月8日にバス路線を廃止する届けを提出いたしました。系統数で323系統、運行距離は1,174キロにも及びます。関係する自治体は路線地区ごとに協議会をつくり対策をとられているようであります。日置市も、南薩地域バス路線対策協議会、鹿児島地区対策協議会、川西薩対策協議会を立ち上げて、現在3カ所で協議されている模様であります。

県の伊藤知事は定例会見の中において、路線ごとの必要性の分析は市町村にお願いせざるを得ないとし、その上で、廃止対象路線をいわさき自身が維持させる路線、行政が主体

となって維持する路線、代替手段を構築することで廃止する路線の3ケースに分ける考えを示し、いわさきバスは7月までに方針を示す考えを示しました。そういう流れを踏まえて質問いたします。

今回のいわさきコーポレーションが運営する鹿児島交通林田バスの路線の廃止が実施された場合、路線住民の方にとりましてどのような影響が予想されるのか。5月18日に市民利用状況を把握するため、市内の215の自治会長にアンケートを実施しているが、その内容と結果は。現在、いわさきコーポレーションとの協議はどの程度進んでいるか。

今回のバス路線の廃止は、少子化による利用者の減少が大きいと言われております。もう一つは規制緩和による影響があります。今、運輸交通の規制緩和による地方公共交通の廃止・縮小が続いております。規制緩和の名のもとに地方公共交通の切り捨てが始まっております。国が進めます交通政策を市長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

2つ目に、包括支援センターについて質問いたします。

来年4月設置予定の介護保険地域包括支援センターと生き生きデイサービス事業の今後について質問いたします。

全国的に少子高齢化が現実的な問題となっております。本市でも、5万3,000人に対して65歳以上が1万5,000人近くいる現状で、高齢化率が27%と3割近い高齢化率でございます。高齢化が進み、介護を社会全体で支えていこうという考えに立ち介護保険法が成立した、介護保険制度が導入されて6年が経過いたしました。介護保険法には、協働・連帯の理念ということがうたわれています。つまり、介護が必要な人が家庭にいらなくてもみんなの問題として介護保険法が平成10年に今のような制度として誕生して8年が経過しました。

平成17年6月22日に可決・成立した改正介護保険法第115条の39条第1項に、地域包括支援センターの設置が位置づけられております。本市も、来年4月から、5カ所ある在宅介護支援センターを継承する形で介護保険地域包括支援センターが設置されるようであります。

これまで、日置市内5カ所の在宅介護支援センターが高齢者福祉の拠点としてさまざまな相談活動や介護福祉サービスを提供してまいりましたが、今回の法改正において、在宅介護支援センターから地方自治体が公正・中立を基本に一体的な福祉サービスを提供すべく地域包括支援センターを自治体ごとに設置され、本市でも来年4月に移管されることになりました。そういうことを含めて質問いたします。

これまで8年間運営してきました地域5カ所の在宅介護支援センターの役割と課題についてどう考えておりますか。来年4月から地域包括支援センターに移行する予定でございますが、その理由と違いは何なのか。地域包括支援センターの設置数と介護サービスの低下の心配はないのか。保健師、社会福祉士、ケアマネジャーの専門職を設置することが規則でうたわれているが何名程度の配置が必要なのか。また専門職の人材育成をどのように考えているのか。現在実施しております生き生きデイサービス事業の見直しが検討されているようでありますが、生き生きデイサービス利用者は来年度以降の運営の見直しで行き場を失うおそれがあると心配の声があります。来年度以降の運営をどう考えているのかお尋ねいたします。

3つ目に昇任試験でございます。これまで18番議員、25番議員が質問をされたようでございます。再度答弁願います。

3月1日の南日本新聞に、日置市は2006年度から課長、係長の管理職昇任試

験制度の導入をするということの新聞記事がございました。市長は、年功序列に縛られることなく、やる気と能力がある職員を登用する仕組みをつくることで、職員の意識改革と市役所の活性化につなげたいと述べられています。以下の点をお聞きいたします。

今回の市長の昇任試験は、市長の公約であると述べられています。現段階までの昇任試験に対する市長の基本的な考え方をお尋ねいたします。

昇任試験は全国的にも余り実施している自治体がないと聞きます。昇任試験のメリットをどう考えているのか。また、18番議員からも上司の方向ばかりを気にするというそういったことを言われましたが、デメリットはないのかどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

試験実施に当たり、民間からの外部委員は日置市外の企業人事担当者などから招く計画ということを知っています。個人の評価の平等性は保てるのかお尋ねいたします。

今、民間会社を中心とした成果主義、能力主義を導入する動きがあります。市長の成果主義、能力主義の基本的な考え方について質問いたします。

以上、1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のバス路線の廃止について、このことにつきましては、さっきもちょっと申し上げた次第でございますけど、この廃止対象路線につきましては、市が運営するコミュニティバスの路線も含めて考えますと、ごく一部であるのかちょっとわかりませんが、実態等調査しておるということでございます。

利用の実態調査の中の結果でございますけど、後ほどもちょっと申し上げますけど、バス路線の中でアンケートを公民会長さんを対象にいたしました。交通手段についてという

ことで、車を持っているかというアンケートでございましたけど、持ってないという方が15.9%、あとはもう持っているということです。それと、路線バスを利用しますかという方、利用するという方は9.5%、10%、90%は利用しないということでございます。空港バスの必要性について、必要であるという方が約90%、このようなことをそれぞれの世帯の中でアンケートをしたということでございます。

また、6月12日から16日の5日間に湯之元バス停また伊集院駅、つつじヶ丘バス停、伊作バス停の4カ所で、始発から午前9時までと夕方4時から8時までの便について、乗降客数をそれぞれ調査いたしました。結果としては229便の対象として5日間の合計で3,495人ということでございます。

それと、いわさきコーポレーションとのどのような形で協議するかということでございますけど、このことにつきましては、それぞれの南薩地域、川西薩地域、また鹿児島地域、それぞれの協議会がございまして、また県におきましてもバス路線対策部会がございまして、この4つのそれぞれの部会・協議会と連携をしながら、今後いわさきコーポレーションとの協議をしていきたいというふうに思っております。

規制緩和により市町村が運営するいわゆる100円バスや貸し切り業者が運営するバスのさまざまな形で公共交通が維持されており、一概に切り捨てということをおっしゃってございますけど、そこあたりにはやはり一つの理由があったということもまた理解しなければならないというふうに思っております。それぞれの経営者の中で赤字だけの中ではどうしてもいけない、そういうことを見ながら自分たちの行政として、やはり特に弱者の皆様方にどうしていくのか、さっきも申し上げましたとおり、路線バスを使っているのは10%で、も

う90%の方は使っていないというこういう事実もございまして、そこあたりの理解度をどう今後、いわさきコーポレーションとやっていくかが問題でございます。

2番目の、介護保険の地域包括支援センターの生きデイの今後の中で、在宅介護支援センターの役割と課題、このことにつきましては、今までそれぞれ在宅介護支援センターにおきまして掘り起こし等をしながら、また介護におきます相談業務ということで大変、5カ所ございましたけど大変いろいろとこの役割というのは十分果たしておったというふうに思っております。

なぜ地域包括支援センターが今回このようにして各市町村の直営でしなさいという一つの方向がなされたかということは、基本的には、介護度を含めた中におきます調査を含めたのを目線の一つにしていかなければならない、特に在宅を含めましてそれぞれの施設寄りの形じゃなく、やはり行政としてきちっとこの介護を含めた程度を同じ形にしなきゃならないというのが一つ大きな包括支援センターの役目であるというふうに思っております。

今後につきまして、サービスの低下の心配はないかということでございますので、日置市といたしましては来年の4月1日に包括支援センターを1カ所、またこの在宅介護支援センターをどういうふうにして活用していくのか、この活用の内容を今検討しておりますので、こことリンクしながらうまく使いをやっていかなければならないというふうに思っております。

また、専門職の配置と人材育成ということでございまして、包括支援センターにおきましてもそれぞれ保健師また社会福祉士、主任ケアマネジャー、こういう専門職が必要でございますので、この採用のあり方につきましても今内部で検討してるわけございまして、

それぞれの今まで施設等もございまして、そういうところから出向いただいて、自前で専門職を正規職員としてとるのか、いろんな方法がございまして、今後その方法論を十分考慮しながら専門職の配置をやっていきたいというふうに思っております。

生き生きデイの見直しということでございますけど、今現在、日置市では5事業所に委託いたしまして、委託料3,862万円委託をしております。生き生きデイにおきましても、今まで国の4分の3の補助事業でこの事業を運営していたわけでございますけど、16年度からこの補助がなくなり一般単独というふうになりました。そういうことも考慮しながら、やはり今後この生き生きデイの事業のあり方というのもやはり考え直していかなければならないというふうに思っております。

具体的にどういう方法をするのか、今年度はこのような状況の中で生き生きデイもしますけど、19年度以降その内容、手法を含めた中で十分検討していかなければならないというふうに思っております。

昇任試験でございますけど、基本的な考え方ということでございますけど、基本的には、やはりやる気のある職員をつくっていききたいという考え方の中で今回昇任試験をしたわけでございます。基本的にメリット、デメリットということでございますけど、やはり年功序列の傾向が強かったかというふうに考えておまして、今後、やはり職員の意識改革と自己啓発の契機となるというふうに考えております。

さっきお話しのとおり、個人の評価を平等性は保たれるか、やはりこのことが一番大きな課題であるというふうには思っております。それをいかにして今後このことをクリアして、平等に評価できるのかということでございまして、今、要綱をつくりまして基本的に職

員の方に説明会をする予定でございますけど、基本的にはこの評価の中におきまして、特に学科試験を約100点、面接を100点それと今までの評価これを50点、250点満点という評価の中の点数で序列をつくっていく。そうすることにおいて、やはりみんなが見てもやはり試験だけじゃなくそのときの面接だけじゃなく、今まで来た評価というのも50点入れております。基本的には人物本位ということの基本を考えておりますので、6割以上は人物本位の中で昇格していくんだという基本的な考えを持っております。

成果主義と能力主義ということでございますけど、やはり基本的に公務員としてそれぞれ皆頑張っているというふうには思っております。やはりそれぞれ職員同じ中においても能力の差というのは私はあるというふうには思っております。やはりいろんな向き向きようがあるということは思っておりますし、そういう中におきまして、やはりきちっと頑張った人には頑張った人だけのまたそれぞれの職階級を含めて、またそれぞれの給与体系、そういうまでもある程度連動するような形に持っていくことが必要であるのかなというふうに思っております。

基本的に、いろいろと職場の中が難しいとかいろんな課題はそれぞれあるというふうに思っておりますけど、とりあえずこの昇任試験をしたことにおいてどういう結果が出てくるのか、またいろいろと反省すべきことがあったら私は反省してまた改善していけばいいというふうに思っておりますので、まだやらない前からいろんな形の中でしていくよりも、やってみていろんな意見をお聞きしながらまた次の構築を考えていきたいと、さように考えております。

以上で終わります。

○5番（坂口洋之君）

最初のバス路線の問題です。

私自身も普段から車を運転しますので、なかなかバスを利用するとそういった機会はなかなかございません。たまに鹿児島空港に行くとき空港バスを利用するときに、時々伊集院の駅から利用させていただいております。その反面、高齢者世帯では、車を持たない方は公共交通としてバス以外は利用できないといったそういった状況があります。私の祖母も伊集院の上神殿にひとり暮らししているんですけども、今回バス路線の廃止が、1日朝夕2便出るんですけども1便が廃止の検討の段階に入っているということです。実際、上神殿も子供の数が非常に少なくなってまして、ほんと子供がバスの利用しなくなれば、結局は残るのは高齢者です。高齢者も病院とか足腰の不自由な方が大体残っておりますので、実際バスを利用せずにタクシーを利用されているといった方が非常に多いようであります。

今、地方のバス会社の経営は非常に大変なようです。ここ二、三年の経過を見ますと、四、五年前は鹿児島の林田産業交通また大分の大分バス、宮崎の宮崎交通、九州産業交通という各県の一番大きいバス会社と言われたところが産業再生法という形で現在経営再建中というそういった状況でございます。

私も、利用実態について今調査中ということでしたので、私も個人的に、今回バスの質問をするときにどういったことを中心に聞けばいいんですかということをお聞きしたいと相談したら、やはり議員は現場に行って、利用している人たちの生の声を聞いて、どういうふうに困るのか、そんなことをやはり生かせということをお聞きしました。私も先週の木曜日の日に伊集院の駅に行って、実際バスに乗られる方の話を聞きました。その日はちょうど市役所の職員が夕方、多分3時からだったと思いますけれども、3人実態調査をされておりました。その中で何人かの方から話を聞いて

みました。少しだけちょっと述べさせてもらいたいと思います。

吹上に住んでいる80歳の方でした。今回のバス路線の廃止で少し本数が減ることでした。かつては南薩鉄道が走ってまして、バス転換に今からもう20年近い前にしたそうです。年を追うごとに子供の数がどんどん減って、当然ながらバスの本数も減ってきているということでした。私は長く生きないけれども今後加世田方面、特に吹上、日吉方面のバスがどんどんどんどん縮小されるんじゃないかといった、そういった心配の声がありました。その方はもう年金暮らしです。タクシーを利用するには非常に大変な負担であります。やはり車を持たない高齢者の足としてはもう買い物、病院に行くときはもうバス以外利用がございません。そういった点で今後も存続させて少しでも、経営は厳しいということですが、やはり市としても対応してほしいという、そういったことでありました。

また40代の車を持たない主婦の方でした。その方は、子供さんが現在甲陵高校に行かれています。バスを、直通のバスがあるそうですけれども、バスを乗りかえたりして一応利用されております。その方も、朝夕3号線のバスが若干ですが廃止が検討されるということで、場合によっては、親が子供を高校まで乗せていかないといけないというそういった状況がございました。

先ほど市長の答弁によりますと、車を持ってない人が15%、バスを利用していない人が9割ということをおっしゃっていただけですけれども、この残りの9.5%は全く交通機関を持たない本当の意味の生活弱者です。9割が利用しないということじゃなくて、1割の人が全く交通機関を利用しない交通弱者というそういった実態がありました。そういったことを含めて、市長、今のこういったさまざまな

意見に対して感想をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、今はこの路線のそれぞれの廃止、存続それに今後かかってくるのかなということを思っております。そうしたときに、私ども市としてどれだけの負担が出てくるのか、やはりこれが今は廃止、存続の中で出てくると今話ししておりますけど、やはり今後どれだけのこの負担をみんなが共有して、今おっしゃったように市として許されるものなのか、やはりここあたりの論議というのが次に出てくるということで、大変頭の痛いことであるというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

私も、全路線を税金を使って存続させようというそういった考えは全くはございません。最低限やはり精査しないと、必要性というのはやっぱり出てきますので、そういったことを今市として調査されているということです。

私は今回、住民からそういったいろんな話を聞いたんですけれども、やはり今回調査したときに市の職員が3名見えまして、忙しい中多分3名の方が利用者の調査されたんですけども、やはり、ただ単に人数を数えるだけじゃなくて、やはり実際利用している人たちのそういった声を利用者アンケートという形でやっば拾い上げて、そういったことをやはり生かすべきだったんじゃないかなと思っております。

きょうの新聞に鹿屋市の市民を交えて検討委員会を開くということです。鹿屋市は20日の日に市民を交えて交通弱者らの代替輸送手段などを検討する鹿屋地域バス路線検討委員会を設置したそうです。その中には、町内会長や医療、学校関係者ら10人から15人で構成しまして、7月上旬にも設置するというところでございます。今後、ぜひそう

いった日置市もそういった検討委員会をやはり設置して、住民のやはり要望や声を少しでも反映させて、最終的には財政的な問題がありますけれども、やはり市民の声を十分拾い上げた形で最終的な判断をすべきじゃないかと思えます。その点についてどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

そのとおりだと思っております。それぞれの路線を含めましてそれぞれのできるもの、できないものを判断していただくには、やはり市民の考えの中でやはり決断はそういう意見をお聞きした中でしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

ただ税金の投入するだけでなく、行く行くは今後も利用者が少子化の現状ですから減る方向というのは先がもう見えてるんじゃないかと思えます。やはり、少しでも市民がバスに乗って利用を促進する、そういった必要性があるんじゃないかと思っております。

同僚議員も空港バスの点を言われました。特に空港へのアクセスというのは日置市の観光面についてもいろんな産業面についても非常に重要な点でございます。今回、各自治体とも空港バスの存続についてはかなり力を入れているといった話を聞いております。やはり、行政としても利用の促進を図るべきではないかと思っております。

例えば多くの方が車を利用して空港に行くわけでありまして、伊集院も日置市としての市有地がありまして、例えば空港バスを利用する方は、市有地の駐車場をバス利用者に限って貸すとか、また3月議会で同僚議員からも質問がありましたけれども、旧伊作駅に空港バスを停車してほしいというそういった質問があった矢先の今回の話なんですけれども、例えば伊作方面に市有地などに空港バス利用者に対しての駐車場を設置するとか、職員に対しても出張のときに空港バスを利用させる、

そういった促進策などを含めてやはり、ただ単に補助金を出すことよりも、少しでも利用促進を図るような市としての対応が必要ではないかと思うわけでありまして、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

そのこともおっしゃるとおりです。もうそういうすべてみんながそういう意識をして、そういう運動をして、やはり今後の利用をみんながしていただくことが一番大事なことであるというふうに思っております。広報紙とかいろいろなことをしていきますけど、基本的には各論的なことの中によりますと、やはり数字が結果的にどう出てくるのかということも怖い感じでございますけど、今言ったようにそういう努力はしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

今回、4月の18日に突然という形になるのかわかりませんが、いわさきコーポレーションの岩崎芳太郎社長が県内バス路線の廃止の発表がございました。確かに会社の経営は非常に厳しいということです。年間30億円も赤字を出してるということで、いわさきコーポレーションも資産を切り売りしてなんとか経営してる、そういった状況であります。そのことは私も十分理解できるわけでありまして、今回の発表というのは十分な、住民に十分な説明もなく、関係自治体に十分に説明もなく一方的に今回のバス路線の廃止の発表であります。いわさきコーポレーションの今回の対応というのは、地方公共交通を担う弁明と役割を十分果たしてないんじゃないかなと私は思うんですけれども、いわさきコーポレーションの今回の対応について妥当だったのか、問題があったのか、市長の見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今のお気持ちは、私の方もこの間いわさき

コーポレーションに会ったときに専務等にはその話は趣旨は言いました。そのようにして、唐突であった中において、それぞれみんな戸惑ってるということでございますけど、基本的には、唐突という言葉がそれぞれ各路線を発売しただけであって、今までもこのようにして大変経営は厳しいよというメールは送っておったという言い方をしたようでございます。私どもやはり具体的にしておこなければ、みんないつのことかなという感じで思っておったということの、やはりそこあたりが理解度が私どもが向こうの方にも、今議員がおっしゃったように唐突であったという意見をみんなそれぞれの各町長、市長の方々も述べておりました。

○5番（坂口洋之君）

市長が今述べられたとおり、まさに私自身もかなり路線バスの経営は厳しいということは聞いてはいたんですけど、実際こういった形で突然発表、そして関係自治体に突然招集ということだったんですけど、やはりいわさき交通としては事前に住民に対して説明と、また地方自治体に対する要請もやはり十分事前にすべきではなかったのかなと私も感じるところであります。

今回のバス路線の廃止について、岩崎芳太郎社長はこう述べております。規制緩和以前は国が新規参入や運賃などは需給調整などの形で関与していると。参入障壁があることで交通事業者は守られ、内部留保で赤字路線を埋めることができたと言われております。しかし、参入運賃自由化でこの構図が変わったと。その赤字の背景を語りました。2002年2月1日にバスの規制緩和が始まりました。よい面、悪い面がございます。需要の多い路線には民間の新たなる新規参入がどんどん参入しまして、利用者にとっては増便と同時に、利用料金が下がったというそういったよい点もありました。

その一方で、これまで経営を支えていた多くのバス業者の、貸切バス業者に関してですが、貸し切り部門をこれまで岩崎産業は10億円近い貸切バスの利益が出たんですけども、結局その利益を一般の民間業者が参入ということで、利益の取り合いになりまして、ダンピングになって、そこでも利益を出せなくなって、結局赤字路線バスも支えられなくなったという状況であります。

今回のバス路線の廃止で、今社会全体が非常に規制緩和の波が押し寄せております。利用者にとって利用料金が下がったり便利な点があります。その反面、トラックやバス、タクシーなどは、規制緩和になって競争がどんどん激しくなって、値段のダンピング等がありまして、タクシー労働者にとっては年間の賃金が250万円程度しかないということです。またトラック業者、日置市内もトラックたくさん業者があるわけですが、トラック業者も新規参入の業者がどんどん入ったことによって、値段のダンピングで、運転手が東京を往復したり大阪を往復しても月に30万円程度しかもらえなくなって、どんどん競争によるそういった影響があります。

小泉構造改革が進めた規制緩和、本当によい面もある反面、地方にとっては大きなマイナスが結果として残ったんじゃないかと思えます。私は、小泉構造改革を進める改革は、やはり地方にとっては大きな課題を残したんじゃないかなと私は思うわけですが、市長はどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

大変大きな質問でございます。改革、財政改革、地方分権一括法の中におきますいろんな改革があるようでございます。おっしゃいましたとおり都市部と地方部、これは本当に差があったというふうにも私も理解しております。今後やはりこの格差というのをいかにしてなくしていかなければならないのか、今後

の大きな政治課題でもあるというふうに認識しております。

○5番（坂口洋之君）

この質問の最後となります。市長は昨年の市長選挙の公約の中で、どこに住んでいても不便を感じさせないまちづくりということを述べられております。今回のバス路線廃止で今後交通弱者がたくさん発生しようとしております。地方公共交通の衰退が予想される今の現状を市長はどう考えられているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほどから申し上げておりますとおり、この路線バスの最終的な路線がどうなっていくのか、これをきちっと見極めた中をしながら、また今それぞれ各地域でしておりますコミュニティバスの活用、やはりこういうものも十分活用しながら、今後私どもの日置市に合う交通体系そういうことで、少しでも弱者といえますかご高齢の皆様方が週に1回、週に2回使えるそういう日置市におきます交通体系というのを構築していかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

まさにアンケートに9.5%の方が交通弱者と言われております。交通弱者に少しでも光の当たる政策をぜひ実現してもらいたいと思います。

地域包括支援センターについて質問いたします。

これまで8年間運営してきたわけですが、在宅介護支援センターさまざまな貢献をしたという答弁でございました。現在、介護保険料についてちょっとお尋ねいたします。

日置市の65歳以上の介護保険料が平成18年度の納付分で3,980円でございます。他市町村を見ると鹿児島市が4,073円、いちき串木野市が4,880円、南さつま市が4,500円でございます。本市の介護保

険料は県内的に見ますと比較的安く、負担をする方にとっては非常にありがたいんですけども、本市の介護福祉サービスは県内各市と比べて十分なのか、また特別老人ホームやデイサービスなどは十分で、待機者はどの程度いるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この料金が適当であるのかどうか、基本的には保険料というのは給付と比例していく、そういう理解をしていただきたいと思っております。それぞれ施設的な整備が十分整っておるのか、また、介護をみんなが十分お使いになっているのか、そうすることを含めてそれが十分そういう分に需要が伸びていけば保険料は上がってくる、こういう考え方の中におきまして、どこの線が適当にあるのか、だから今おっしゃいましたとおり十分であるのか、そこをどういう目の線で理解し合えるのかということに私はなってくるのかなと思っております。

おっしゃいますとおり、今私どもこの地域の中で今回の3,980円、これはなぜこれだけにしたかということについては、今まで介護広域連合を組まして、それぞれ経費のないようなものも節約をしながら目線も一緒にしながらこういう制度上やってきまして、ある程度の基金がございました。基金をためられましたこの間。基金を含めてこの3カ年間で設定したのが3,980円ということでございます。基本的にはその地域にこの療養施設、施設が多くなれば多くなるほど保険料は上がっていくと、これだけは理解していただきたいというふうに思っております。その満足度というのはやはり今後市民の皆様方にもお伺いしながら、そういう施設が必要なのか、基本的には特老とかそういう施設は足りません、待機者がいっぱい待っております。そういう中におきまして特老を一つつくった場合については約2億円ほどの運営費が

かかります。2億円かかるちゅうことはこの保険料が二、三〇〇円上がるということです。そういうみんなが理解をし合ってそこあたりの満足度、充足度というのをはかって今後いかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

答弁わかりました。ことし4月に介護保険料の改正が全国各地でありまして、昨年度が平均3,000円だったのがことし4月から全国平均的には4,000円ほどに上がりまして非常に負担が増して、負担が増したと同時にサービスの利用も上がったわけですから、結果としてサービスを利用できない、そういったケースも出たということです。昨今、同僚議員もありました介護保険料が上がったことによってサービスをあきらめた方が日置市はいなかったのかという質問に対しては、今のところはなかったということでございます。少しでも、難しいんですけど、歳出の効率化と、今後とも若い世代に少しでも介護保険料の利用させない、そういった努力を求めていると思います。

在宅介護支援センターの役割について再度お聞きいたします。

現在、全国に8,900カ所の在宅介護支援センターがございます。全国の介護保険法の改正により今回、5,000から6,000カ所の在宅介護支援センターに移管されるようでございます。地域包括支援センターは人口2万から3万程度が1カ所が適当と言われております。また生活圏域で設置されるケースがあります。今回本市は人口5万3,000人で広域な幅を1カ所だけ設置だということでございます。広い日置市、これまで5カ所の在宅介護支援センターがあったわけですが、今回1カ所に設置が1カ所になったその理由についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、在宅介護支援センターにおきましては国庫の補助事業の中でやっております、これが包括支援センターを設置する中におきましては、この在宅介護支援センターの補助金が打ち切られます。それが財政的な支援の中でございますけど。今回日置市が1カ所ということ、統一するのは1カ所ということでございますけど、やはり基本的にこの在宅介護支援センターの今までの機能といいますか、こういうすばらしい役割機能しておりましたので、この機能を十分使わせていただいて包括支援センターとリンクしながらやっていきたい。この包括支援センターという名前が今後どうなるのかちょっとわかりませんが、ここのしておりました仕事はどうにかいろいろとさせていただく方向の中でやっていくということでございますので、1カ所だからサービスがいろんなのが低下したという考え方は私は持っておりません。

○5番（坂口洋之君）

これまで在宅介護支援センターは市内5カ所、24時間、365日の窓口相談機能を通して、特養などと連携して運営してきました。やはり市民の方がやはり心配しているのは、これまでの5カ所から1カ所になることによって、365日の相談窓口機能を確保できるのかと同時に敏速な対応ができるのかといったそういった心配があります。そこら辺はどういうふうに考えられているのか、また実際問題はないのか。

○市長（宮路高光君）

さっきから話ししておりますとおり、在宅支援センターの今機能してるのを残していきたい。在宅支援センターも今までいろんな仕事をしてるんです。その一部は包括支援センターでやっていきます。24時間いろいろしておる分については今の在宅支援センターの方に残しながら、併設している特老とかありますので、24時間営業しておりますので、

そういうものとリンクしながらやっていきたいというふうに考えております。

○5番（坂口洋之君）

昨日、13番議員の答弁で、今後特定高齢者の把握を実施するという事を言われております。今後どのように行っていくのか、また、特定高齢者への支援方法はどうか考えているのか。例えば現在、生き生きデイサービス5カ所あるということなんですけれども、その利用者とか、また介護保険を使えないそのサービスを今後どういった形で伝えようとしているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今後、今回の法改正の中におきまして、介護予防というのと支援事業という2つに事業が分かれます。そういう中におきまして、特定高齢者の皆様方を特定するわけですが、これはそれぞれ認定要綱があるんですけど、その要綱の中にはまらなければ特定高齢者にならないということをございまして、今現在それぞれの65歳以上の方々に抽出する調査をしておるわけですが、大変今の現実じゃ特定高齢者の数の把握というのが大変難しくなるようでございます。そこあたりを含めまして今後の介護予防と支援事業を包括支援センターの中で事業を実施していきたいというふうに思っておりますので。特にこの介護の1、要支援、介護1が要支援1、2に分かれまして、ちょっとわかりにくいんですけど、ここあたりの理解をお互いが深めながら、今後の介護事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、本日の会議時間を議事の都合上19時まで延長いたします。

○5番（坂口洋之君）

私も8年ほど前ですかホームヘルプ2級の受講資格を受けに行きまして、現在ホームヘルプの2級は持っているんですけども、そのと

き以来介護保険の勉強ほとんどしなかったんですけど、今回、質問するに当たり最低限知識は要ろうということでこの本を最低限は熟読したんですけど、なかなか制度がどんどんどんどん変わっていくもんですから、非常に理解しがたい点があります。今後とも介護福祉サービスのニーズは本当に高まるばかりではないかと思っております。また核家族がどんどん進みまして介護をする、ひとり暮らしの方の多くが、高齢者が今後地域で孤立するそういったケースもあると思います。そういった意味で、ひとり暮らしの高齢者にやはり光を当てるそういった政策が必要ではないかなと思っております。

これは私の提案なんですけれども、やはり財政も非常に厳しいです。安易にサービスの質を低下させてはいけないと思います。今後はやはり行政に頼るだけでは高齢者の十分なケアができないと思います。例えば地域の実情をよく知っている民生委員や自治会、地区の役員、社会教育に関心がある人などを募った地域ケアコーディネーターなどを募集して、地域と連携した地域介護をすべきではないかとも思っております。また日置市としても現在、老人福祉の講演会などを実施しておりますが、やはり市内の学校や事業所などに出向き、福祉の出前講座などを実施して、地域社会全体が支え合うそういった社会をつくるべきではないかなと私は考えるわけですが、市長の見解をお尋ねいたしまして。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、行政だけでなく地域の皆様方とやっていかなきゃならない。特に地域におきますひとり暮らしの皆様方を含め、声かけ運動ということで、地域システムといいますか、みんなが声をかけてそれぞれの見守り活動をしようというそういうこともしておりますし、また地域サロンということで、公民館単位また集落の班範囲の中でみんな

なが集まってやっていく、そういうことも実施しております。基本的に今後福祉の中におきまして、その地域に向いていってそれぞれ仕事をしていかなければならないというふうに思っております。今後の地域福祉というような、特に校区単位といたしますか、私日置市全体じゃなくやはり校区単位の中でどう今後この高齢者を含めてやっていくのか、やはりこういうことが大事なことでございまして、特に今回の介護保険を含めまして地域密着型の事業を選択していく、このことが地域密着型というのがちょうど校区ごとの小学校校区ごとの規模ぐらいの中で、お年寄りもそういうところに来て寝泊まりをしながら、またデイサービスをしながら、今までは多面的に全部集合した形の福祉行政をやっておりましたので、そういうことが今後やはり課題として実施していかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

先ほど答弁で市長が言われたとおり、まさに地域が支え合う老人介護が必要じゃないかと思っております。私も朝日ヶ丘団地に住まわせておりますけれども、朝日ヶ丘団地はいきいきサロンとか、ゆうゆう会とって老人会の活発な活動がありまして、地域の声かけ活動が盛んになっております。だからそういった意味でやはり、日置市内でも現在いきいきサロンということで、東市来や吹上地区では地域で高齢者のサロンのものを展開しておりますけれども、やはり今後とも全市的にいきいきサロンとか高齢者サロンなどを設けて、活発に地域でなるべくお金はかけずに高齢者が楽しめる場をつくる必要があるんじゃないかなと思っております。

3点目の昇任試験について質問をいたします。

これまで2名の方が一般質問をされたようでございます。市長はこれまでやはり民間の

発想の必要性を述べられております。私も、民間感覚の発想はやはり必要だと思っております。中でも行政は型にはまってるのか、腰が重たいとかそういった声もあります。またあいさつがしっかりされていないというそういった声もあるわけですが、やはり取り入れられるのは民間的な発想はやはり必要じゃあるんですけど、やはりそれが結局合理性につながった場合は私だったら心配をしております。新しいことをすることは当然賛否両論があります。第三者から見ますと、今回の試験は競争を促すという点では非常に一見していいように思いますが、私は、それは一部のエリートをつくるだけの方法だと私は考えております。これまで、年功序列のスタイルがあったかもしれませんが、上司となる管理職には完璧とまではいかないけれども、それなりの方がつかれたと思っております。これまで市長は伊集院町長を10年以上されたと思っております。課長、係長をどのような基準で判断して昇任、昇格させたのか、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に私ども130名ぐらいの職員でございましたので、もう私も全部今顔も全部わかっております。基本的には600名になった中において私それぞれの一人一人の顔が見えない部分もございました。そういう中におきまして、やはり基本的には人間性、やはり人の接し方がどんな人間なのか、やはりそこにまたどうやる気があるのか、やはり公務員の中で人と接する、言葉遣いを含めた中をそういう人間性を重んじた中で昇格をやってきたというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

市長も就任して精力的に市内各地を訪問されているようでございます。住民からも評価も高いようでございますが、本市は現在600人近い職員が在籍しているわけでござ

います。先ほどの答弁の中で、町はほとんどの職員を把握されたという答弁がございます。その一方で、合併して1年でまだまだ職員同士の融合が進んでないかなと私は感じるわけですが、職員同士の融和は実際進んでいると思いますか。また、チームワークはよいと感じられているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今1年過ぎる中におきまして、その職種の課の中におきましてはある程度1年の中で顔も覚えますけど、やはりそれぞれ部署がかわってきたりいろいろする中においては、大変今まだスムーズに人間的な関係が流れておるとは私は思えません。今後やはり早くそういう人間的な流れがスムーズにするには、やはり早い異動をしていかなければ、やはり人と交わっていかなければいつだっても同じ館において2階と1階は全然わからなかったとか、そういう意外な部分もたくさん出てきておるといふのも思っております。やはり職員自身もやはり、自分がいかにして人を覚えようとかそういう意識づけをどう持っているのか、やはりその線にやっぱし私は起因するのかというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

私は昨日の答弁の中で、市長が職員の意識改革と活性化を述べられたと思います。民間は厳しい人事管理をして倒産意識がないとの声が出ていたようだが、意識改革と活性化についてどのような観点を判断して感じられたのか。また、昨日の同僚議員の質問の中でも、公務員も民間並みの厳しい人事管理が必要であると述べられました。その理由についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

若い皆様方にもちょっとお願いしてるのは、今まで上からこうするという形の行政でなくてやはり提案型、若くてもやはり提案型をしていかなければならない。そうすることで大

変若い方々に、今回も15名程度グループをつくらせまして、やはり新しい日置市をどう考えていくのか、それを十分若い感覚の中でその提案をしてほしいと。今までもそういうことはなされた部分があったかもしれませんが、やはり基本的にそのようにして活発に物事を整理できるそういう職員をつくっていかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

民間は厳しい人事管理ということ述べております。しかし民間はその一方、例えば多額の利益を出してる会社もあります。大企業の4割が史上最高の利益を出している、その陰にはパート、アルバイト、派遣社員と言われる低賃労働者が働き、また正社員も低賃金で働かせております。民間は生き残るためには仕方がない面もありますが、単に厳しい人事管理をするだけで職員が私はずついてくるとは思いません。そういった点にはやはりあめとむちを活用し、ただ単にむちで人事管理をするだけでは、長い目で見たら人は育たないんじゃないかと私は思うんですけれども、そういった点について市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

何かむちで厳しくやるような感じで言いますが、私もそういう考えは持っておりません。やはりみんながどうしてやる気が出てくるのか、こっちは人事管理の中でむちを打って強制的にやると、それは人間はお互いそういうふう強くされればそれだけの反発も私が出てくるという、そういうことは思っております。先ほどそういうむちの中でやる気持ちもございませんし、基本的には自主的に自分たちがこういうふうにしてやりたいんだと、そういう方々を今後やっていきたいというだけのことでございますので、理解していただきたいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で今回の試験内容、学力が100点、面接が100点、そして実績が50点ということです。何か試験を成績がよければもうほとんど配点の配置を見ると、試験ができればどンドン出せるような感覚に私は感じるんですけども、試験が100点、——ペーパーが100点ですよ、そして面接が100点、そして評価が50点ですね。普段の日常的な評価が50点というのは非常に少ないような気がします。日常的に仕事を一生懸命してる人が報われないんじゃないかなと思ってます。ペーパーと面接だけが200点ということは、そのときの試験さえできれば昇格するというそういった制度に私は問題があるんじゃないかなと思いますけれども、その点についてどう考えられているのか。

○市長（宮路高光君）

さっき言いましたように公正・公平、おっしゃるようにその評価の仕方の中で基本的にどうするのかの中で、やはりそれぞれ、課長の背中だけを見たその評価だけの中でおるのか、やはりそこも一つの問題点がある。私トータルの中できちっと人物本位をしていく、やはりこの点数のつけ方も今後またいろいろと悪かったら変えていけばいいと思っております。基本的には人物本位で物事をやっていきたいということでこのような点数の配分をしながら、さっき言ったようにただ勉強だけ学力だけよかったらということじゃなく、また外部の方がどういうふうにしてその人を見るのか、また評価だけずっとしてその評価の点数を上げることににおいてはやはりいろいろと、その評価するのはそれぞれの課長とか直属がしますので、今回はなるべくほかの外部の皆様方がどういうふうにして人物本位を見てくれるのか、そういう評点が大事であるというふうに私は思って今回そのような配分をしたような次第でございます。

○5番（坂口洋之君）

やっぱ試験を実施する以上はやはり受験者の平等性も私は必要じゃないかなと思っております。定時で帰る職員もいる一方、毎日の帰る職員は12時ぐらいまで仕事をし、——私きのうも12時ごろ市役所を通ったんですけど、12時になってもまだ電気がついてました。もうほんとやる気の問題よりも、日々の仕事に追われて余裕がないというそういった職員の声もございます。そういう意味でも、仕事の平等性が評価する意味でも大事である。市長の答弁の中でやる気のある人が報われる人事と言われますが、長時間残業をしても残業も出ないそういった状態で本当に評価されているのか、そんな職場から声がございますが、どう考えているのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的に平等性というのは大変難しゅうございます。坂口議員が人を見てみんな平等性にできるかと、そういう大きな一つの主観的なものも入ってまいります。やはり今回客観的に物事を整理していかなければ、いろんな主観的に物事をして平等性がどう保たれるのか、その論議の中では大変難しい部分がございます。さっき言いましたように、5時に帰るのが、今回は受けていただく、この人に受けなさいということは言いません。受けられる気持ちの人は受けてもいいですよと、受けたくない方は受けなくてもいいですよ。やはりそれぞれ職員の自発性を促しているということで理解していただきたいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

私は、言うのは、受けられる環境に余りにも差があるんじゃないかなと思っております。例えば、総務課などはあらゆる面で知識を得る機会があるんですけども、窓口などはとにかく市民との対話ばかりで、なかなかそう

いった形で知識を得るケースも非常に少なくなっております。そういった点で、やはり試験を受けるにも平等性が私としては不足してるんじゃないかなと思っております。

18番議員が言われましたけど、やはり試験があればやはり上司の顔色をうかがっている面です。本来、住民の側に立って仕事をしないといけないのに、やはり上司の顔色やら今の行革推進の中で行革に協力的な職員だけが評価されるんじゃないかなと思っております。私はそういった点では、上からの締めつけや、忠義的な人だけが評価されるんじゃないかなと思っておりますが、その点の心配はないんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほどからみんな平等性という反面の中でちょっと聞いている中におきますと、やはり学科試験をする中を含めまして、それは異動したりいろんなことで環境的に、今回だけで終わるわけではなく、みんな異動もありながら遅い時間もするところもあるし、また早いところに行って早く帰る人もあるというふうに思っております。

さっき言いましたように、さっき評価性を100%しなさいと、さっき言いましたように、面接が100点で評価50点低いとおっしゃいましたが、しかしそれだけを重視したらさっき言いましたように上をうかがっておると、そういういろんな理屈の中でいろんな問題がたくさん出てくるとは思っておりますけど、やはり客観的に今回はほかの方々がきちっと一応見ていただいてどう評価するのか、やはり私どもの、——私を含めその上司じゃなくほかの方々の評価を今回は大事にしていきたいということでございます。

○5番（坂口洋之君）

川崎市が人事評価の実施をしております。川崎市も行革の中で実施されました。職員に求められるのは、行革を推進する立場で目標

を立てることです。人事評価制度の高い目標として極めて大きな経費削減、収入の確保に極めて大きくすることが上げられております。行革の方針に逆らえないようなそういった雰囲気づくりが自然とできてくるのではないかなと思っております。上司の命令が絶対の雰囲気ができてきます。住民の相談や議員の相談があっても、行革推進の立場で自分の考えよりも上司の判断に任せる、そういった雰囲気づくりが今後できるんじゃないかなと書いてありますが、この点についてどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

その中でみんながやる気がある職場をつくっていくのか、逆にある反面、何もしないで基本的にそういう評価をしながら、その人もやはり同じように給料が高いと、そういう部分がどうあるのか、やはり2側面の中で物事は考えられるというふうに思っております。その評価が完全ということじゃございませんけど、やっぱある程度の評価をした中で今後やはり人間の構築、職場の環境ともつくっていくかなければ、みんなしない方に動いていくような職場だったら、やはりこれ以上の前進は私はないと思っております。

○5番（坂口洋之君）

昇格試験で課長、係長にどんどん昇格するという可能性もありますので、学力だけが個人の能力でないと私は感じているわけでありまして。そういった点でやはり、仕事の能力はいろんな角度で判断しなければならないと思います。そういった意味で職員の協調性が今後この試験によってだんだんだんだん薄らいでくるんじゃないかなと思っております。自分より若い、——能力がある職員は特に試験をしなくても実際わかると思いますので、そういった点で職場にやっぱそういったおかしき雰囲気が出てくるんじゃないかなと私は感じるわけでございます。そういう意味で、今

後ともやはりこの試験について今後とも検討すべきではないかなと思っております。

○市長（宮路高光君）

試験につきましては10月に実施をしていくつもりでございます。その中でまたいろいろ問題点がございましたら、いろいろとまたご意見をいただいて、改善をしていくところは改善していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を17時25分といたします。

午後5時16分休憩

午後5時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、29番、鳩野哲盛君の質問を許可します。

〔29番鳩野哲盛君登壇〕

○29番（鳩野哲盛君）

一般質問も3日目の最後のトリになりましたけれども、終わりよければすべてよしと言われます。市長の明快なる答弁いただければ、すばらしい今議会の一般質問が終わると思いますので、どうかよろしくお願ひします。

私は、さきに通告いたしました1点について質問をいたします。

市民病院のあり方について市長の基本的見解をお伺いするというので、市民病院につきましては、現在あり方検討委員会が設置され、今後の方向づけ等についてこれまで2回ほど開催されていると聞いております。

申すまでもなく、この病院は旧日吉町時代から過疎化の中で医療の中核として、長年地域住民の健康増進に貢献してきた病院であります。開設当初は他市町から地域医療の万能選手とやらやましがられ、昭和50年代までは黒字決算で経営も安定しておりました。と

ころが、平成に入り日吉町自体の人口も減少する中、隣接の伊集院、松元などは人口が増加、それに伴う多種多様な専門病院がオープンし、町外患者があてにできない状況もあって、外来、入院患者の減で収益が減少、それまでに蓄えていた基金もだんだんとなくなり、赤字経営を余儀なくされたのも事実でした。さらに近隣の病院のデイケアの送迎バスが来て、お年寄り宅を回り連れていき、ついでに診療をするなどして、経営難に拍車をかけたのも一つの要因であります。

そのような中、旧日吉町議会でも病院対策特別委員会を設置、県内外の公立病院を視察研究したり、県の指導も受けたりして町と一体となって再建に取り組みました。それまでの一般病床60床を療養型38床、一般病床を12床に変更したり、また院外薬局を取り入れるなどして経営改善に努力し、最近ではまた少々の黒字を計上するようになり、日置市の市民病院としてのスタートを切っております。

しかしながら昭和52年に新築移転した病棟、診察室など老朽化が進み、利用者のさまざまな不平不満が続出しているのも事実であります。旧伊集院町、東市来町、吹上町に比べ市民病院、クリニック、歯医者等の3つの医療施設しかない日吉地域の住民の市民病院に対する思いは大変熱いものがあります。これまで2回のあり方検討委員会の経過と結果についてお伺いしますとともに、現状をどのように把握されているかお伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

市民病院のあり方について市長の基本的な見解を問うということでございます。

今ございましたとおり、この病院は昭和52年11月に改築されまして、もう29年を迎えております。病院をつくった背景また

その当時、今の現在、いろんな角度の中で大分さま変わりをしてきたというふうに思っております。

今回、あり方検討委員会を設置した趣旨につきましては、特に基本的に公営企業の中におきます運営の方法を含め、また特に施設等が老朽化しておる、こういうものをやはり基本的に早くどういう方向性の中にしていかなければならないかと、そういうことが一番大きな考え方の中で今回設置をさせていただきました。

今2回ほどあり方委員会しておりますけど、市立病院事業の経営改善に関すること、市立病院の果たすべき役割に関すること、市立病院事業の今後のあり方の見直しに関すること、そのようなことを来年の3月までに提言をいただく予定でございます。

先般、第1回につきましてはそれぞれの趣旨説明をさせていただきました、2回目で現場で検討委員会をさせていただき、その中におきまして、それぞれの病棟またそれぞれの施設等をみんな見させていただきました。

特に2回目の中におきまして、この経営体をどうしていけばいいのか、そこが一番大きな課題になりました。この経営体、公営企業におきますそれぞれの公立病院がございますけど、全部・一部委託、そういういろんなものがございますので、そういう検討を次の会の中でやっていきたいというふうに思っております。

一番、経営の内容もございますけど、先ほど申し上げましたとおり基本的にこの病院のもう基本的に30年たっておりますので、これを本当に新築していけばいいのか、そういうもろもろまで経営収支を含めてやはりきちっとした試算をしていかなければならない、そういう試算をしながら委員の皆様方にいろいろご意見を賜っていくような方向の中で会を進めていきたいというふうに思っております。

す。

○29番（鳩野哲盛君）

あり方検討委員会がまだ2回開かれただけで、今後の方策についてそれぞれ具体的に回答が得られるとは思っておりませんが、市民病院の果たすべき役割というのは何なのかということも2回目のあの中で会の中であったということですが、これについてはどのような協議がなされたのかお伺いたします。

○市長（宮路高光君）

まだこの市民病院の役割果たす、その議論にはまだ今のところは入っておりません。今から今後、このことにつきましても論議していかなければならないというふうに思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

市長自身はどのようにお考えなのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

やはり基本的にこの病院のあり方というのは、やはり地域にやはり根ざしていかなければならないというふうに私は思っております。やはりそれぞれの地域バランスというのがございまして、やはり基本的に医療の関係、1次医療圏、2次医療圏、やはりそういうものの観点の中で今後進んでいくべきなことじゃないかなというふうに考えております。やはり私もこの日置市の中におきまして、大きなそういう専門的な病院ということじゃなく、鹿児島市にも大きな病院がございます。自分たちの地域がどう1次医療の中で、言えば基本的に言って腹が痛いとか何かそういうものでしてそこで、すぐそこでそばで診察ができる、やはり私は日置市にその地域バランス的にすぐ最寄りに行けていろんな相談できる病院、そういう病院が一つそれぞれに点在しておれば、それぞれの住民の皆様方は自分の最寄りのところに行ける、そのように基本的には考えております。

○29番（鳩野哲盛君）

確かに今市長の言われたように、病院に対する一般の人たちの思いというのは、いざ痛む、調子が悪いときにすぐ駆けつけてすぐ対応してもらえる病院がいかに近くにあるかということが一番大事なことではないかと思えます。自治体病院に期待される医療の第一は、まず緊急医療に救急医療にあるというふうに言われております。そういった意味では日吉町地域の住民にとっては今市民病院が唯一の頼りの場所であるわけですが、救急患者が出たときまず消防署に連絡します。そういったときに、まず病院で市民病院で対応できる場合はそこにまず運んでもらうわけですが、そういった中で助かった人もたくさんいるだろうと思えます。そういった中で、やはり病院の果たすべき役割というのは先ほど市長も言われたように、どうしてもやっぱりいついかなるときでも早く患者の要求にこたえてそれを救う、それが一番だろうというふうに考えます。

そこでお伺いいたしますけれども、先ほど老朽化も進んで今後の建築、再建、改築等も含んだ中での考え方を今後模索していかなければならないというお答えもありましたけれども、ちょっと例えが悪いですが、例えば消防署に投資をします。消防署も人命をあずかっている非常に貴重な組織体であります。この消防関係には億という単位のお金を投資します。それについてはいろんな災害も含めてありますけれども、市民それぞれ納得するかと思えますが、病院もある意味では一つの人命をあずかっています。その病院に対する投資については、過去いろいろな面で言われたこともありましたけれども、私はやはりこれは消防署と匹敵するぐらいのある意味での人命を救う大きな組織体であり、また機関であるというふうに考えるわけですが、市民病院に対しての投資と、今後の投資という

考え方については今後あり方検討委員会でも検討がなされるかと思えますけれども、その点について市長はどのように考えられますか。

○市長（宮路高光君）

今までも行革の中に民営化、直営、指定管理者制度こういうもろもろも論議されております。そういう中におきまして、基本的にこの地域全体がそれぞれ市立病院で網羅できるものであったら消防と同じ物の考え方の理屈になるのかなというふうには思います。ですけどやはり、この病院はそれぞれ民間の役割というのがもう9割で、一番自治体で頭を痛めているのが病院経営でございます。県におきましてもそれぞれのいろんな機関がございますけど、この病院経営について大変頭を痛めて、県としてもあり方委員会を設置してことしの4月から一つの経営体を変えた中で運営をしてるということでございますので、やはり私自身自身もこの経営の中身をやはりきちっと公立病院としてどうあるのか、やはり収支を含めて、やはり一番問題は公立の場合につきまして大変人件費率の割合だと私考えております。やはり経営的に民間の病院と競合するときにおきまして大変人件費率が高い状況で運営をしていかなければならない、これが改善されていけばやはり公立の中でも収支というのはとれていきますけど、やはりそれぞれの状況の中におきまして、俗に市立病院の場合につきましても人件費率70%を超えている状況の中で運営をされているということでございますので、ここあたりの経営体というのも十分考えながら、その役割のことを十分論議をしていかなければならないというふうに思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

確かに病院経営そのものは県病院にいたしましても公立病院については今までほかのところも赤字経営のところが多いようです。確かに今言われたように人件費そのものが非常

にこう、我々も過去の委員会の中で調査した中ではとにかく人件費がウエイトを示しております。というのは専門の職員がそのまま年齢を重ねていって、そしてそのまま高額の人件費が重なっていく、そしてまた医師にしてもそういった形の専門職というようなことで非常に多いわけであります。

私どもも過去熊本の菊池病院ですか、に行ったことがあるんですが、その院長の話の中で、とにかく人件費をまず切り崩さなければ病院経営というのはいけないと。だからその中でやっぱり一般会計との中での交流というんですか、そういった中で人件費を切り下げる、そしてまた専門の職員も臨時職員を雇うなどして経営改善に努めたというような話もございました。

その中で赤字を、公立の病院は赤字を出すのが当然だという考え方はどうしても捨てなければいけないということも言われました。ある意味では確かにそういった中で、病院そのものの経営改善というのは病院の職員あるいは院長、そしてまた行政も加わりながらやっていかなければならないだろうというふうに考えておるわけですが、経営の健全化の中でやはり人件費ももちろんですけども、医者がいい医者がおれば患者がふえるというふうに言われております。ところが病院の場合なかなかいい医者を確保できなかった今までの例もあります。だからその辺を含めて今後検討委員会の中ではぜひこの医師の確保、そしてまた患者の確保ということも大事じゃないかというふうに考えるわけですが、この点についてはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり医師の確保、公立病院におきましては大変この医師の確保が難しく、私どもは今鹿児島大学の医局の方にお願ひしまして、3名ほど来ていただいております。その中におきましても、大変鹿児島

大学の医局の意向というのが大変強うございまして、いろいろと人材派遣の中で自分たちが好むというか、こちらの方でそういう選定もできないというのが実情でございます。おっしゃいましたとおり、この医療関係というのはすばらしい医師の腕を持っておれば患者は寄ってくる、そのように言われております。今後やはりこの公立病院を含めた中におきましては医師の確保をどう確保していくのか、このことも一番大きな課題でございますので、あり方委員会の中でも十分論議をさせていただきたいと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

患者の確保の点については答弁がありませんでしたけれども。過去のデータから見ますというともう年々年々入院患者、外来患者減ってきております。これはもう当然、先ほども申しましたように、周辺の病院がたくさんできたことももちろんですけども、町自体の人口も減ってきている、そういった中での減少でありますから、今後この病院の患者をふやすということはなかなか難しい問題ではないかと思うんですが、一つの提案として、これは今までの日吉町時代はなされていたんですが、今度新しく日置市が合併をいたしましたので。市の職員の健康診断、人間ドッグ、これをすべて市民病院で賄っていただければ600人近くというこの利用者がふえることによって物すごく収入がふえると思うんですが、この点についてはどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、職員の健診については地区の医師会との公約をやっております。その中におきまして医師会等もございまして、我がところにするという大変またそこあたり人の問題が私は難しい部分があるのかなというふうに考えております。特に今後の中におきまして特に医療費の、ことしの国会で通ったわけでございますけど、今からの改定、この改定におきま

して大分病院として痛手になるというのは事実でございます。今までの算定と違う形の中でことしからまた新たな医療費の算定がされますので、そこで人の確保を含めた中で、また入院患者におきまして、もう長期的に入院ができないという一つの大きな課題も抱えておきまして、大変今このあり方検討委員会ではいろんな角度の中から検討していかなければ、ただ単純に存続かなんとかという問題は難しい、いろんな制度上を含めたいろんな角度から今後このあり方検討委員会での市立病院の方向性というのを探っていきたいというふうに思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

確かに病院のそういった費用というのが今後高くなるというようなことであるからには、公立病院の使命として、ある意味では治療もですけれども予防的な予防医療ということも考えられると思います。

今、日吉町の場合は保健センター、デイサービスセンターそして市民センター、特老というような形で、あすこは福祉ゾーンの位置づけで、その中核として今病院があるわけですが、その辺の中でお互いのかねてのいろんなデータを連携した中でやることによって病気が未然に防げる、そしてまた手遅れにならない患者を見つけ出して救うという、これが一番理想の姿であろうかと思うんですが、これまで合併前の旧4町の医療費これは老人医療も含めてですけれども、県下でも高い水準にあったんじゃないかと思うんですが、この辺の原因については市長はどのように考えられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの旧4町におきます国保関係におきます医療費というのはもう県下で上位を4つとも占めている地域でございます。この要因がどういう要因なのか、詳しい分析はできませんけど、基本的に大変重患者といいま

すかそういう方々が、基本的には透析ですけど、そういう方々がほかの地域よりも多いと、それが一つはございます。またほかのところと多重受診といいますか、やはりレセプトをする中において、この多重受診もほかの地域よりも多いようでございます。それともう一つやはり鹿児島市に近いという一つの中におきまして、レセプトが来るのは鹿児島市の方から大分、地元の病院もですけど鹿児島市の病院、これが大分多い。そういう地理的に恵まれた要素、いろんな問題が挙げられるというふうに思っておりますけど、基本的には今保健福祉を初め成人病、生活習慣病、やはりこのことをきちっとやはり今後私どもは予防を含めた中でそれぞれお互い市民と一緒に取り組んでいかなければならないものだというふうに思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

病気を出さない工夫といいますか、確かに今言われたようにいろんな要素が絡んでこの地域の医療費を高めているんじゃないかと思うんですが、過去のデータの中では1番目に循環器系の疾患、2番目に消化器系の疾患、そしてまた筋骨格系及び結合組織の疾患、4番目に呼吸器系の疾患というような形で疾病の多さがあらわれているわけですが、先ほどの竹熊宜孝医師の菊池養生園の医師の話の中では、病気を出さない医療を目標とすることをおっしゃいました。これはよく言われるんですが医食同源、医療と食料は同じなんだと、口から入れるものから病気になるんだと、だから口から入れるものを健康なものを食べれば体も健康になるんだという考え方があります。そういった意味では今から有機農業を非常にこうみんなが注目し出しました。とにかく食べ物自体が外国から来る品物等についてはいろんな面で汚染されていると。極端に言えば汚染されているそういったものを口に入れてそしてそれが病気になったと。そう

いった意味から今、日置市でもいろんな形で今有機農業に取り組んでいる人もいるわけですが、有機農家を育てる必然性といえますか、みんながやっぱりそういった食べ物に気をつけるそういった農業を普及する、そればかりでなくして環境面も含めてですけれども、病気を出不さないそういった工夫の考え方については市長はどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

この食ということ、食と農、医療、全般的につながるのだと思っております。介護保険の中におきましても今回「食」という中の一つの、これは予防でございますので、そのようにしてこの病院のあり方もおっしゃいますとおり、やはりこういう予防ということをやったりどう公立病院としてやっていくのか、やはりほかの地域と違うそういう特色を出す中で市立病院のまたそういうよさといえますか、そういうものもひとつ病院の中で検討していかなければならないと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

地方公営企業は受益者負担の原則、独立採算性と言われておりますけれども、本来一般行政として行うべき業務を公営企業が肩がわりで行ったり、もともと採算のとれない困難な業務があっても公共的な必要性から行わざるを得ないこともあると、このような業務に対しかかる経費については料金で賄えないので、地方公営企業法では一般会計等において負担すべきであると規定されています。市民病院におきましても過去交付税措置がなされ、そしてそれを一般会計から繰り出しておったわけでありまして、昨年度のこの交付税措置というのが病院に対しての交付税措置が幾らだったかわかっておりますでしょうか。

○財政管財課長（福田秀一君）

はっきりした額は今はちょっと申し上げられませんが、大体試算をしたところでは2,000万円前後だったと記憶しており

ます。

○29番（鳩野哲盛君）

2,000万円程度というようなことではありますが、繰り出しの基準としては、病院の建設改良費あるいはまた当該病院の建設改良にかかわる企業債及び国庫・県補助金等の特定財源を除くこれの建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額は、建設改良費の2分の1及び企業債元利償還金の3分の2はそういった形で交付税措置がなされるというふうになっております。だからそういった意味では、私の聞く範囲の中では過去は多いときは4,000万円ほど来ておった過去もありますし、今でも恐らく2,700万円かそのぐらい来ているんじゃないかと思うんですが、この詳しい算定基礎がわかりませんのでちょっとここで言えないわけですが、この額を全部例えば病院会計に回すという形でやり、その中で経常利益を上げながら蓄えていく、そしてまた今後その改良に向かって改築に向かって準備をするという方法があるんじゃないかと思うんですが、今でも改築のための準備基金というのは多少あるかと思えます。今後の改築については、先ほども市長の方からもありましたけれども、いろんな環境も含めて検討しなければいけないということですが、病院の患者数が減っていく、そしてまたいろんな意味で維持も困難になっていくんじゃないかというようなこともあるようですけれども、我々としてはどうしてもこの病院を残してもらいたいというのが地域住民の一番の願いであります。

だからそういった中で、今の規模をそのまま残してほしいというわけではありませんけれども、これをもっと規模を縮小したにしても内容を充実した中で存続していただければと思うわけですが、その辺の今後の

あり方については、市長は多分あり方検討委員会の結果で話を持っていかれるかもしれませんが、個人的にはどげん考えられるんですか。

○市長（宮路高光君）

そういう見解をお聞きしたいということで私の方があり方委員会を設置したわけですので、いろんな角度の意見をお聞きして今後やっていかなければならないというふうに思っております。特に今お話しのとおり、改築をするにいたしましてもそれぞれの試算を今後の収入をどう確保できてどう償還できるのか、少なくともそういうある程度の試算の見込みがどうあるのか、やはりここあたりもきちっと今回のこの改正を含めた中でやっていかなければならないというふうに思っております。今後、さっき言いましたようにこの交付税の考え方も、今まではそのような状況の中で算定される部分があったというふうにはお聞きしておりますけど、今後いろんなものが構造的に変わってくるようでございますので、そこあたりを的確に把握しながら、今後このあり方の中で病院については結論を出していきたいと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

市民病院は国保病院という形で開設したわけですが、国保診療施設は国民皆保険達成の一環として医療給付体制の不十分な地域の医療確保を第一目標に掲げ、地域住民の保健から在宅ケアに至るまで地域包括医療の実践に努めてきた。この間、地域の限られた社会資源を有効活用し、行政と国保診療施設と住民の三者が一体となって地域に根付いた地域包括医療を活発に実践している自治体もあれば、一方では、こうした地域包括医療を目指しながらも、国保診療施設の宿命とも言うべき財源とマンパワーの不足により、積極的な活動がなされていない多くの国保診療施設が存在しているのも現状であるというような指摘も

あるわけです。ただ先ほどから言いますように、我々が期待する病院あるいは病院の使命というものは、非常に旧日吉地域の住民にとっては大きな重要な課題でもあるわけでありますが、今指定管理者制度もそれぞれの施設でとられておりますけれども、この病院についての指定管理者制度の導入ということも考えられますか、市長どうですか。

○市長（宮路高光君）

一つの選択肢の中で基本的に指定管理者制度、民営化、だれかほかの方がこれを肩がわりしてやっていただける機能的なのはそれで、今の十分していける、そういう選択というのがないということはないと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

指定管理者制度については今市長の言われたようですけども、今経営体の考え方というようなことで、先ほどもちょこっと出たようですが、今地方公営企業法の一部適用という形で今市民病院はなされておりますけれども、これを全部適用という形での運用が望ましいのではないかという声もあるわけですけども、この中で、管理者がどういう形になるかわかりませんが、この全部適用という考え方についてはどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

このことが今一部適用と全部適用これをどうしていくのか、これを次の次回のあり方検討委員会の中でも論議が出てくるというふうに思っております。特に全部になった場合は管理者を置きまして、これはちょっと職員の身分をどうしていくのか、やはりこれが一番大きな問題でございます。一部適用につきましては公務員の法を使って置きますけど、全部適用になりましたら今後やはり職員等の身分の問題が一番大きな課題であるというふうに思っております。

ちなみに、県におきます県病院はこの全部適用をして管理者を置いてやっておるとい

こととございますので、私どもこの市立病院におきましても、やはり段階的にどういうふうにして最終的にどうするのか、やはりそういう段階を何回か踏まなければならないのか、一足たんにぱっとやっていくのか、そこあたりはやはりこのあり方検討委員会でも十分その部分を論議していかなければならないというふうに思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

今後いろいろあり方検討委員会で検討がなされるだろうと思います。全適用にいたしましてもメリット、デメリットございます。ただ先ほどから申し上げますように、日吉地域の住民にとってはなくてはならない病院でございますし、今後いろんな意味で、議会の皆さんにもまたご理解をいただかなければならないことあるかと思いますが、私どもは地域の福祉ゾーンの中核としてのこの市民病院を継続し、そしてまたますます内容の充実した中で、日吉地域の住民だけでなく今まで、かつては吹上町、東市来町の方々もたくさん見えておりました。そういった方々の利用もいただけるようなそういった病院を目指していただきたいというふうに考えております。

本日は非常にこう時間の迫った中でいろいろ申し上げましたけれども、今後のご協力を期待いたしまして終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。6月29日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後6時05分散会

第 5 号 (6 月 2 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 81号	日置市過疎地域自立促進計画の変更について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 83号	市道の路線の認定、変更及び廃止について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3 議案第 84号	日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4 議案第 85号	日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5 議案第 86号	日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 6 議案第 87号	日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 7 議案第 88号	日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 8 議案第 89号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 9 議案第 90号	日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第10 議案第 91号	日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第11 議案第 92号	日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第12 議案第 93号	日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第13 議案第 94号	日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第14 議案第 95号	日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第15 議案第 96号	日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第16 議案第 97号	日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常

任委員長報告)

- 日程第17 議案第 98号 日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第18 議案第 99号 日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第19 議案第100号 日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第20 議案第101号 日置市伊集院都市農村交流施設 chests 館に係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第21 議案第102号 日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第22 議案第103号 日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第23 議案第104号 日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第24 議案第105号 日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について (総務企画常任委員長報告)
- 日程第25 議案第106号 日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について (教育文化常任委員長報告)
- 日程第26 議案第107号 平成18年度日置市一般会計補正予算 (第1号) (各常任委員長報告)
- 日程第27 議案第108号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)
- 日程第28 議案第109号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)
- 日程第29 議案第110号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (産業建設常任委員長報告)
- 日程第30 議案第111号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第1号) (総務企画常任委員長報告)
- 日程第31 議案第112号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第1号) (総務企画常任委員長報告)
- 日程第32 議案第113号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第1号) (環境福祉常任委員長報告)

- 日程第 3 3 議案第 1 1 4 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 3 4 議案第 1 1 5 号 平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 3 5 議案第 1 1 6 号 平成 1 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 3 6 議案第 1 1 7 号 新宮団地 1 号棟新築建築工事請負契約の締結について
- 日程第 3 7 陳情第 1 号 日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 3 8 請願第 2 号 「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 9 請願第 5 号 日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 4 0 意見書案第 3 号 日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書
- 日程第 4 1 陳情第 2 号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書
- 日程第 4 2 行財政改革調査特別委員会の設置について
- 日程第 4 3 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 4 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 5 議員派遣の件について
- 日程第 4 6 所管事務調査結果報告について

本会議（6月29日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
合併プロジェクト室長	有村芳文君	福祉課長	豊辻重弘君

土木建設課長 樹 治 美 君
教育総務課長 山之内 修 君

企画課長 富 迫 克 彦 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

おはようございます。ただいま議題になっております議案第81号日置市過疎地域自立促進計画の変更について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして本常任委員会に付託され、6月9日と6月14日委員会を開催し、委員全員出席のもと執行当局者の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は、平成17年6月議会で可決された日置市過疎地域自立促進計画、平成17年度から平成21年度までの本年度事業執行に関して、事業名や事業内容の変更と、新規に追加しなければならない事業があるため、今回計画の変更をしようとして提案されたものがあります。

1の産業振興の基盤整備の、農業のため池等整備事業農業用河川工作物応急対策（中野地区）から6の教育振興まで新規事業11件、変更20件それぞれについて説明を受けました。

質疑に入り、美山パーキングの整備事業について、いつごろ着工していつごろ完成する

のか。もう既にあるのを改良するのか、新規なのかの質疑に対し、旧町時代に第2パーキングをつくる計画があった。現在道路をつくっており、そこを歩いてパーキングに行けるようにすると整備局と協議し、今ある地下道を使ってやるのであれば支援するということがあった。18年度、19年度に整備すると答弁。

蓬莱館は今年度補正をするのか。今の建物について増築するのか。どのくらいの大きさかに対しまして、土地の契約と、本年度設計委託である増築費としては1億3,000万円ぐらいある。農林水産の補助。県が50%、市が50%で負担するが、50%には過疎債を充てる。設計は320平米で、土地についても起債対象であるとの答弁。

旧3町間の事業費の割合はどうなっているのか。総額はどうかの質疑に、東市来が3億5,464万円、59%、日吉地域が1億3,360万円、22%、吹上地域が1億1,470万3,000円、19%、合計で6億2,94万3,000円となると答弁。

優先等についてはどのようになっているのかの質疑に、継続事業を優先している。

新規が出るが、採択基準はどうなるのかに対し、採択基準であり、また、補助事業を優先することになるとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが省略し、議案第81号は討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で解決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第83号市道の路線の認定、変更及び廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第83号市道の路線の認定、変更及び廃止についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第83号市道の路線の認定、変更及び廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、6月12日に委員会を開催し、現地に出向き現場を調査し、質疑、討論、採決をいたしました。

市道認定路線は、路線番号281、美山インターチェンジオンランプ、路線番号282、美山インターチェンジオフランプ、路線番号27、美山野田線、路線番号54、新宮線、路線番号326、吹上農大線、以上5路線です。

市道変更路線は、路線番号250、古市門

前線、1路線です。

市道廃止路線は、路線番号267、美山パーキングエリア線、路線番号7、野田美山線、路線番号27、野田美山線、路線番号54、新宮線、以上4路線であります。

現場を調査し、次に質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第84号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について

△日程第4 議案第85号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について

△日程第5 議案第86号日置市森林体

- 験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定について
- △日程第 6 議案第 87 号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について
- △日程第 7 議案第 88 号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 8 議案第 89 号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
- △日程第 9 議案第 90 号日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 10 議案第 91 号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 11 議案第 92 号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 12 議案第 93 号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 13 議案第 94 号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 14 議案第 95 号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 15 議案第 96 号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 16 議案第 97 号日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 17 議案第 98 号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 18 議案第 99 号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について
- △日程第 19 議案第 100 号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について
- △日程第 20 議案第 101 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 21 議案第 102 号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について
- △日程第 22 議案第 103 号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 23 議案第 104 号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について
- △日程第 24 議案第 105 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
- 議長（宇田 栄君）
- 日程第 3、議案第 84 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定についてから日程第 24、議案第 105 号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの 22 件を一括議題とします。

22件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第84号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定についてから議案第105号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの22議案について、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

今回の指定管理者の指定にかかわる議案は、去る3月議会において指定管理者制度導入のための条例制定等議案が可決されたことを受けて、6月8日の本会議において提案され、本委員会に付託されたものであります。

指定管理者の指定の内訳は、江口浜荘など公募による指定が6施設、公募したが応募のなかった施設、ゆーぷる吹上であります。この施設が1施設、1件、飯牟礼児童館など現在委託先を指定管理者として指定する施設が15施設、合計22施設であります。

管理を行わせる施設の名称、指定管理者の団体となる名称は、日置市健康交流ゆーぷる吹上及び日置市吹上浜キャンプ村は日置市吹上支所公共施設管理公社、日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設は鹿児島シティエフエム株式会社、株式会社アトラス共同企業体、日置市江口浜荘は株式会社インタケ、日置市東市来総合福祉センターは社会福祉法人日置市社会福祉協議会、日置市伊集院健康づくり複合施設ゆすいんは有限会社日章。

日置市ふれあいセンター、日置市飯牟礼児童館、日置市土橋児童館、日置市伊集院北児童館、日置市妙円寺児童館、日置市和田児童館、日置市伊集院老人福祉センター、日置市日吉老人福祉センター、日置市吹上老人福祉

センター及び日置市日吉デイサービスセンターの10施設は社会福祉法人日置市社会福祉協議会。

日置市公営浴場は株式会社アイソン（「有園」と呼ぶ者あり）有園。失礼しました。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館は伊集院都市農村交流振興会、日置市農林水産加工物センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設は山神の郷管理組合、日置市江口蓬莱館は江口漁業共同組合、日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターは株式会社「まいけん」で（「ぶけん」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。「舞研」の誤りでした。

指定の期間はいずれも平成18年9月1日から平成22年3月31日まで3年7カ月であります。

6月9日の委員会を開催し、合併プロジェクト室長から22議案について説明を受け、その後全体的な質疑を行いました。

また、他委員会の所管事項と関連することから、環境福祉常任委員会、産業建設常任委員会、教育文化常任委員会に連合審査を申し入れすることを決め、3委員会に協議の申し入れを行い、3委員会の承諾を得られ、6月13日に4委員会の合同連合審査を開催し、改めて当局の説明を受け、各委員会ごとに質疑を行いました。

さらに、本委員会は連合審査会終了後委員会を開催し、個別に審査を行っております。

なお、今回の指定管理者の指定については、議決すべき事項は管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者の団体となる名称、指定の期間とされており、審査に当たっては、選定までの経緯、選定のあり方、適切な指定管理がなされ、住民サービスにどのように反映されるのか、住民サービスの低下はないのか、経費の削減等が適切に図られているか、最小の経費で最大の効果を上げることにねらいと

している地方自治法の趣旨に合致しているかなどの観点から質疑等を行っております。

22議案について、本委員会における主な質疑概要を申し上げます。

まず、冒頭に資料要求がありました。ただいま準備中で、12日にすべての施設について出していただくというおわびがありました。

まず最初に、全国的な流れとして、純粋な民は割合が少ない。社会福祉法人など公の関与する委託があるが、22件を見てみると、民がいった部分はこれまでもよりも経費が下がっているが、これまでの委託の分は同額となっている。財政の効率を図る上ではその辺は見えない部分があるのかの質疑に、今回は民間が出ている。できるところは民間にお願いすることで、公募した社協関係に委託した部分があるが、児童館については3分の1県から補助金が出ていて、町の直営の施設では補助金が出ないので、社協にお願いしていた。そのような経緯があるので、カットできない部分があるとの答弁。

指定管理者制度になるまでの違いチェックがきかなくなるのでは。チェック体制について選定の段階では委員会で審査はどうなっておるかとの質疑に、モニタリングだけでなく、我々も調査しないといけない。決算後30日以内で諸表を出すようになっている。批判は今後もあるであろうとの答弁。

次に、民間の場合は、所得が上がれば所得税を支払わなければならない。収益が5%は意図的に操作される可能性がある。5%をもらうのか、もらわないのか、維持費について自分たちの持つなど、方法はなかったのかの質疑に、市の施設であるが、なぜ民が見ないといけないかという疑問が出てくる施設については、補助金適化法もあり難しい面がある。収益の5%を納めて将来の修繕料に充てることにしたい。手数料も各施設について違いが

あり、とりあえず5%に落ち着いた。将来の蓄えとしていきたいと答弁。

選定委員会にかけて選定したということであるが、委員会の評価、選定基準は設けられているのかに対し、指定管理条例の中に基準があり、目的達成、平等など計画書に基づき、効果を最大限に発揮するなどの6項目があり、小さく分けている18項目ある。それに沿って審査員で採点し、財務諸表や公認会計士の意見面接を行った。これを総合的に採点し判断した。委員の構成は総務助役、産建助役、総務企画部長、総務課長、財政管財課長、公の施設の所管の部課長7人である。公認会計士には意見をもらったとの答弁。

選定委員会は書類が上がってから何回ぐらいやったかに対し、3回行っていきますと答弁。

次に、財政改革の一環であれば聞いておきたい。大胆な改革をしないとどうしようもないと思うが、大幅な人員削減をしないとけない。指定管理者制度に伴い、人員の削減、民間等への執行による削減はできないのかの問いに、指定管理者に伴い余剰人員が出てくる。退職者のアクションプランに基づき達成できる見込みである。6名が9月から再配置を考えている。税の問題、プロジェクトとして充てる予定である。職員研修制度として有利な制度があれば活用していきたいと答弁。

協定書についてどのように履行させるのか、約束どおりいくのかの問いに、本協定は、協定に基づき事業を実施していくことになっており、また、法令等を守っていかなければならないということもあり、事業者がやることもある。毎年の業務報告ももらうようになっており、毎月の業務報告ももらうことになっており、年間を通して報告書ももらうことになっていると答弁。

次に、ゆーぷる吹上について、公共施設です。単に運営をするのではなく、地域振興及び健康管理の目的を果たすこと、また、高

めていくことが大切である。この現状を理解しているスタッフと協議が必要なのではないかに対し、現在は管理公社へ委託としているわけであるが、実際協議を行い、今後は現場の声は反映していかなければならないと思っている。ゆーぷるだけの意見でなく、近隣の施設等総合的に判断していかなければならないと思っていると答弁。

ゆーぷるには支配人がいますが、今後指定管理者になった場合に、その方々の裁量権はどうかのに対し、今までの管理委託とは違い、今回は指定管理者制度へ移行となり、指定管理料を払っているわけであるので、しっかりと、また事業計画の中で行えばよいことだと思いと答弁。

江口浜荘については、指定管理料の基本の収支差額が530万円程度である。一般会計からの繰入金がありましたが、この繰入金の考え方は、施設の改善運営費に算入していなかったのか、繰入金も全体の縮減に入れるべきと考えるが、どうかのに対し、一般会計から繰入金については、今回の指定管理料の算定で特別分では参入していないと答弁。

江口浜荘は公共施設として目的を達成したのではないかと思います。その中で、指定管理料のゼロ円とするわけであるが、今後長期的に運営で必ず大規模な修繕が必要となる。この修繕費に対して市はどの程度計画しているのかのに対し、今後の修繕費については財政との協議になる。額については、旧町時代には1,000万円程度していたが、大規模の修繕については考えていません。突発的な修繕費で三、四百万円程度の予算を計上して考えている。それを含めて市長は、中長期的ビジョンを立てないといけないと考え、あり方検討委員会を必要とするわけであります。現状でよいということでイシタケ組が応募したわけでございますと答弁。

指定管理者制度で民間に委託されるわけで

あるが、一番心配しているのは従業員の方々であります。今回協定書の中で、江口浜荘と砂丘荘を全体的には見えてきましたが、この従業員の方々の確保の取り決めはあるのかのに対し、今回の募集事項で、現在の従業員を雇用してくださいと載せてあります。協定の中で従業員のことは何もありませんが、ただ、募集事項で遵守しなければならないとしておりますので、理解の上応募して下さったと理解しますと答弁。

次に、合同審査の関係を割愛しましたが、冒頭に、さきの全員協議会でわかる資料を求め、市長は提出するとのことであったが、昨夜来ましたこの資料は出す気があった資料かに対しまして、こちらの不手際で、議会が求める資料の提出がおくれ、大変申しわけなく思っている。意図して提出しないということではなかった。どこまで提出すればいいか悩んだところであります。申しわけありませんと答弁。

各施設に自動販売機があるが、身障など弱者が設置するものもあるが、これまでどおり運営が可能か。それらの施設の自販機については、契約期間が終了した場合、9月以降は指定管理者としての協議となる。あくまで公の施設を運営するので、目的外施設については行政と協議することになっておりますからという答弁。

リスクに対する保険はどうなっているのか。また、指定管理者制度の目的は経費の削減とサービスの向上であるはずだが、管理委託料が高い感じがあるに対しまして、基本協定書の30条に保険については条項があるが、保険については関係の保険を掛けることになっていると。老人福祉センター等でこれまでの委託料より高くなった理由は、一例といたしまして、車の任意保険などで、これまで一括して総務費で計上しておりましたのを、今回委託料に含めたこともありますと答弁。

全体的なことになるが、選定に対しまして余りにも少ない応募となっている。どのような公募を行ったのか、努力が見えないに対しまして、いきなり公募を行っていない。まず、事前説明会を行い、その後現地説明会を行っている。さらに市のホームページやお知らせ版などのほか新聞でも周知を図った。現地説明会では平均すると1施設に10社ぐらいに来ていただいたと答弁。

蓬莱館の増床計画があるのか。納付金が5%の違いについて、新しく施設を増築した場合と他の施設との老朽化の問題が出るのではないか。契約の中で維持修理費をどこまで見るのか。大規模なものは市が見て、小規模なものは契約者が見ると聞いているが、線引きは必要と思うに対し、公募したすべての施設で大規模なものは市ですと言っている。修繕については指定管理者で行ってもらうようにしている。金額が大きくなって、指定者で対応できないようなものは市に要求が上がってくると思われると答弁。

公募した指定管理料について、管理料を設定し提示したと聞くが、間違いはないかに対し、公募した施設についてはそのようにした。3年間の平均を出して、歳入歳出の差が過不足を出し、それを基本に管理料を出した。今回公募していない施設は、今までの委託料がそのまま動いていくことになるかと答弁。

3施設の労働条件及び身分保障について質問するに対し、チェスト館は施設賠償保険に加入して、通勤手当についても支給している。山神の郷は確保施設であるため、労災法の保険を適用である。蓬莱館については、漁協の職員については保険があると思う。パートについては確認しておりませんと答弁。

指定管理料で事業収益の5%の調査をどのようにするか。物を売る施設に指定管理制度を適用するのは無理があるような気がする。選考委員会でどのような討論、議論がなされ

たかに対し、市の設置条例に基づくものである。5%の算定の根拠は、従来160万円余り取っていたので、それに見合う額にしたと答弁。

指定管理料の算出方法について、これは文化センター関係です。指定管理料の算出方法について質疑する。伊集院文化会館と東市来文化交流センター費で管理総務費と文化事業費があるが、分かれている。理由は何か。それと、指定管理料の合計金額が9,283万1,000円の根拠。数字が合わないがどうかに対しまして、文化事業費は自主事業が主になっている。総務管理費は一般的な部分である。伊集院文化会館については、指定管理者に以降するまでの8月までの自主事業で終了しますので、算定基礎から外さないといけない。資料の中には自主事業分を除外した3年分と除外していない3年7ヶ月分の差額分が示してあると答弁。

イシタケの計画書を見てどう考えるか。選定委員の点数が悪いようであるがに対しまして、イシタケについては建築を主体としている企業で、指定管理者に当たり、いろいろと調査研究をしてあり、熱意があった。このような事業は初めてと思うが、民間がやるべき施設であり、大丈夫と判断した。しかし、施設も古く維持補修がかかることもあり得るので、今後協議を進めていかなければならないと考えている。

以上、本会議連合審査会における主な質疑の概要を、助役、関係部長等の説明で了承した次第であります。

6月14日、本委員会を開催し、連合審査会及び本委員会における質疑終了を踏まえ、討論採決を行いました。議案第84号日置市健康交流館ゆーぷる吹上に係る指定管理者の指定について、議案第85号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について、議案第86号日置市森林体験交流センター美

山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定については、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定については、反対討論、賛成討論があり、それぞれ意見を述べられました。討論を終結、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定については、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、反対討論があり、意見を述べられました。討論を終結、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第90号日置市日吉ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について、議案第91号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について、議案第92号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について、議案第93号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について、議案第94号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について、議案第95号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について、議案第96号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、議案第97号日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定については、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第98号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定については、反対討論があり、意見を述べられました。討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第99号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定については、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第100号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定については、反対討論、賛成討論があり、それぞれ意見を述べられました。討論終結、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第101号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について、議案第102号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定について、議案第103号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について、議案第104号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について、議案第105号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。なお、本委員会では、討論、採決の後、指定管理者の指定については、各施設について、経費削減への努力、また、財政面も含め、住民サービスの向上のため、どのような運営がよいのか、真に検討がなされてきたのか問われる。指定管理者の指定については、指定したからよかったということではなく、指定に伴う経費の支出は依然として続くわけである。引き続き行財政の効率化を図る上から、大胆に施設のあり方、

また、施設運営のあり方を市民、行政、議会一体となって検証をしていくことが求められる。

このことを十分認識して、行財政の効率化や施設運営を図っていくべきであるということを本委員会のまとめとしておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

私もいろいろ指定管理者制度のことを勉強して、本当にこれが市民住民のためになるのかと不安を抱いて、市町村合併の二の次に出てきたのがこれだと、市町村合併も国の財政の苦しさを乗り切るため、4兆から5兆の削減のために進められたことが市町村合併です。市町村合併によって本当に住民はよかったのか悪かったのかと思うわけです。

また指定管理者制度が通って、これが本当に今国が進めることは、私はまゆつばものだと思っておりますが、官から民へ、22施設がやるわけですが、やはりそこで働いていた人の労働条件のことも今、委員長は言われたけれども、約束したことが本当に守れるのか、それに違反した場合に市や議会がチェックする能力を持っているのか、そこ辺は話し合わなかったのかなと思ったりするわけですが。

最後の方で、まとめとして要望などを聞いて、少しは大丈夫かなと思っても、やはり、働く人の労働条件が本当に下がらないかというチェック機能をしっかりしておかないといけないと思いますが、議会や住民や、いろんなところのチェックのことはどう話し合われたか。

それから、文化センター、いわゆる交流センターなんかは今まで市の補助があって、

1,500円か幾らで見られたのが2,000円、3,000円になるサービス低下も考えられるわけですが、そんなときもチェック能力が当局や議会にあるのかな。私はサービスが下がるようなことがあるんじゃないかと心配をするものです。

そして、引き受けた指定管理者は、税金でつくってくれたこんな建物で、もし運よくいけば、もうけて、もうけをしっかりと報告しないで、そんなこともあるんじゃないかと思うんですが、そのチェック機能についてどの辺まで話し合われたのか質問をいたします。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

労働条件のチェック機能でございますが、この質疑もありまして、心配していると、従業員の方々を保障できるかという質疑でございましたけれど、ありました。そこには、募集要項の中にちゃんと、「後しっかりと雇用してください」という文言がありますので、それを理解しての応募であったというふうに答弁がありました。（発言する者あり）

失礼いたします。再雇用に当たっては、現行の雇用条件が最大尊重されるという答弁でございました。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。田丸さん、もう一つ最後の、その交流センターとの、サービスが低下とか、そういう……

○18番（坂口ルリ子さん）

サービス低下じゃなく、もうけ……

○議長（宇田 栄君）

もうけとかそういうのは、そういう質疑はなかったですか。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

特にサービスが下がるんじゃないかという質疑はございませんでした。

○18番（坂口ルリ子さん）

指定管理者を受けるときは、そんな条文で指定しても、違反が起きた場合はどうなるのかなと不安です。やはりサービスが低下し、働く人が、前の方がよかった。本当に労働時間もきつくなって、民間というのはそういうものです。だから、官から民への丸投げ、丸投げまではいなくても、丸投げに近いわけですが、こんなことが本当に次々起こったら大変だと思うんですが。

違反した場合のそんなところまでは話し合いはなかったらと思うんですけども、本当に今、日本全体が不安な、だから指定管理者制度に出すのも市町村合併と同じだと不安が募るわけですが、やはり議会と当局のチェック能力をしっかりとっておかないといけないんじゃないかと思うわけです。

そして、日本全体べったり病、大企業べったり、アメリカべったり、もう一つ、財界べったりですか、財界栄えて民滅ぶと、私は、日置市が、日置市だけじゃなくて管理者制度を始めたところは、してよかったという結果が出るのを私は首をかしげたいと思うわけですが……

○議長（宇田 栄君）

ちょっと坂口さん、質疑だけ絞っていただけますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

違反のときのチェックは全然出ませんでした。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

チェック体制についての質疑もありましたが、毎月報告書を出してもらっているし、また、年間を通じて決算やいろいろな報告を求めていますので、全然立ち会わないのでなくて、いつも監視しているという答弁でございました。

○18番（坂口ルリ子さん）

指定管理者制度にこれだけに22施設出して、財政的に抜本的にどれぐらいの金が有利、

有利というのか節約されたのか、そこは話し合われませんでしたか。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

この表をいただいております。人件費を含め経費節減約2億1,125万円、3年間で。

○18番（坂口ルリ子さん）

幾ら。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

2億1,125万円、57.8%。（「違う」と呼ぶ者あり）ここは違いますか。——経費節減額は9,050万円です。これは質疑ではなくて表をいただいております。表をもらったから、この件についてはいただいております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第84号日置市健康交流館ゆーぶる吹上に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号日置市吹上浜キャンプ村に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯、日置市元外相東郷茂徳記念館及び広場等附帯施設に係る指定管理者の指定についてを討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）反対ですか。

○11番（漆島政人君）

反対です。

議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

この施設の老朽化を考えれば、今後市が負担する施設改修費等も予測されますが、そのことに関する改修計画や負担割合も明確に示されていません。また、今後この施設をどう

していきたいという長期ビジョンも示されないまま、とりあえず指定管理者へ委託して今後のことはこれから決めていくといった印象を受けます。

施設が古いということは、経費だけではなく、お客様の安全性や信頼の確保の面においても危惧されます。また、指定管理者との間で後日問題を引き起こす要因になる可能性も高いです。

また、指定管理者として応募される方は、一時的な考えではなく、長期的経営ビジョンを持って公募に臨まれると考えられます。そのことを考えれば、今後の江口浜荘のあり方を明確にした上で公募することが基本ではないかと認識いたします。

したがって、今のまま直営方式とし、早急に地域審議会等へも現況を詳しく説明し、また、意見等も聞いた上で、今後の施設のあり方を決めることが先決ではないかと考えます。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

議案第87号日置市江口浜荘に係る指定管理者の指定について、賛成の討論をいたします。

江口浜荘は、昭和44年に国民保養センターとして開業をいたしました。48年には老人休養ホームを増設し、旧東市来町営の国民宿舎として、町のシンボル、顔とも言われ営業をされてまいりました。

開業当初は結婚式も多く、栄華をきわめた時期もございました。さまざまな社会情勢の変化に対応できずに、平成の初めごろの内部検討委員会では廃止もやむなしと結論づけられていたということも耳にしております。

しかしながら、存続をしてほしいという町民の声に押されて、民間支配人の登用などでその役目を果たし続け、一時は盛り返してお

りました。その間、多額の一般会計からの繰り入れを続けながらも、結局大規模な改修をやれなかったことが現在の老朽化へと拍車をかけました。内部の職員の方々の努力も空振りとなるような悪循環のまま現在に至っております。

この機会に、指定管理者という全くの民間に経営をゆだねることにより、この江口浜荘が息を吹き返すことをまずは期待するものであります。指定管理者となる株式会社インタケは、貸借対照表や損益計算書を見ても、その経営内容に申し分はありません。定款に直接的なサービス業の項はありませんし、旅館業の営業実績もありますが、今回の募集に積極的に応募された動機は、管理運営に関する事業計画書からもうかがい知ることができます。

その中で、現状の施設状態で了解をしながら応募をされたというふうに説明もありました。また、本業である建築などの技を生かし、これまで以上の施設の改善や活用も図られるものと期待ができます。何よりも行政でできなかった方法で、公の施設として、さらに日置市民や多くの住民にこれまで以上のサービスが提供されるはずと確信をしております。

行政職員は帰る場所がありますが、他の職員は雇用の継続について大変心配をしております。今回の募集要項の中の職員の雇用についての協定事項の履行についても監視が必要であります。あわせて管理指定後私たち議会も、行政も市民も一緒になってその発展に努力をしなければなりません。

かつての国鉄がJRに、電電公社がNTTになり、今郵政が民営化になろうとしております。しかし、サービスを落とさないように、それぞれの部署で切磋琢磨し、努力を続けておられます。これからもこういったようなことを教訓にしながら目的の達成、つまり財政再建に寄与し、より一層のサービス向上が図

られるよう民間の知恵と力を借りなければなりません。

以上のことを理由にして、また、雇用問題なども我々がしっかりと監視をしていくということも条件にしながら、この議案第87号に賛成をするものであります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。漆島政人君、反対ですか。

○11番（漆島政人君）

反対です。

議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

今回この施設は、指定管理者制度を導入することによって、年間約4,000万円ほど投入していた税金が3,000万円近くまで削減される見込みですが、今後の財政見通しを予測したとき、まだ経費削減のための改革が必要だと認識いたします。しかし、そういった改革はなされないまま指定管理者へ委託される計画です。

また、行革大綱の中で、歳出削減改革の必要性を訴えておきながら、一方では巨額の赤字体質の施設を運営し続けるこのことは、政策の整合性が問われてきます。したがって、指定管理者制度を導入する前に、抜本的な経費削減改革に取り組むべきだと考えます。

この理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○19番（東 孝志君）

私は、議案第89号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、委員長の報告に賛成する立場で討論を行います。

ゆすいんは、浴場、休憩室、レストラン、研修室、トレーニングルーム、宿泊施設など、機能をあわせ持つ健康づくり複合施設として平成12年4月に設置されており、以来地域住民の生きがいづくり、ふれあいづくり、健康づくりを促進する拠点として多くの人に利用されており、施設の一つの目的に沿った運営がなされているところであります。

御承知のとおり、この施設は地域住民の健康づくり等を目的としており、純粋に利益を追求する施設ではないことや、施設の管理運営業務、施設の管理業務、民間に委託してい

ることから、年間4,000万円程度の収支不均衡を生じ、一般財源投入が続いております。

本市の財政は旧町からの事業等を引き継がれていることなどの影響から予算が膨らみ、財政圧迫し、来年度予算編成が非常に危惧されている状況で、早急に財政支援等の削減など改善を図ることが大きな課題となっています。

ゆすいんは今回指定管理者の指定によって、3年7カ月で3,300万円余りの縮減されることになり、また、住民間の機能を最も効果的に活用することによって、市民の福祉増進につながることを期待されます。

指定後におきましては、施設は公のものであることから、公共性を勘案しつつ、事務処理等が効果よく行われることなど、監視する議会としても責任は大きいものがあると考えておりますが、財政状況は極めて厳しい中、当局には今後指定管理者制度の適切な運用や財政健全化に努められ、市民の負託にこたえるような最大限の努力を要請し、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号日置市日吉ふれあいセ

ンターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号日置市飯牟礼児童館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号日置市土橋児童館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号日置市伊集院北児童館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号日置市妙円寺児童館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号日置市和田児童館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号日置市伊集院老人福祉センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第97号日置市日吉老人福祉センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。（発言する者あり）賛成ですか、反対ですか。

○11番（漆島政人君）

反対です。

議案第98号日置市吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

この施設は老人会やふれあい給食等2階の大広間を使用する機械が多く、そのため足腰の痛い多くのお年寄りや、婦女もですが、欠席される方も多いです。また、最近ではそういったこともあってゆーぷる吹上などに場所を変えられる高齢者団体も多いです。

したがって、今後は老人福祉センターの役割は、ゆーぷる吹上で対応をしていくことが効果的だと考えます。そして、残された老人福祉センターについては、公衆浴場とセットにした形で地元温泉組合の意見も取り入れ、今後の活用策を探るべきだと考えます。

また、そうすることで温泉組合とゆーぷる吹上との間で交わされている幾つかの条件を取り除き、今後のゆーぷる吹上の運営効果を高めていくことが総合的にも得策ではないかと認識いたします。

また、類似施設を整理統合していくことは、合併後の基本的な政策課題でもあります。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○6番（花木千鶴さん）

私は、ただいま議題となっております吹上老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

指定管理者制の導入につきましては、議員各位周知のこととございますので省略をいたします。

本施設につきましては、旧吹上町の直営から本市においても直営となっております。今回の指定管理委託に当たり、旧3町の同様施設が町社会福祉協議会から市社会福祉協議会委託となっていたため、本施設も今回他3施設と同様に市社会福祉協議会へ指定管理委託しようというものであります。

反対討論者は、近隣施設を地域の福祉増進施設というような考え方に立って、同一して管理者に委託すべきとの意見であります。市として今後の老人福祉センターの役割や方向性を探ること、旧町から持ち越してきた課題等も含めて検証をするのは、これらを委託運営してきた市社会福祉協議会に本施設も一括管理委託する方が望ましいものと考えられるのであります。

民間への指定管理委託につきましては、老人福祉、社会福祉事業の現状を見ると、本施設等についてはその段階がなく、市社会福祉協議会が適切と思われれます。よって、原案に賛成であります。議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号日置市日吉デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）賛成ですか、反対ですか。

○11番（漆島政人君）

反対です。

議案第100号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

施設が所在する周辺の現況からして、行政が浴場経営を続けていく役割は終わったと認識いたします。また、民間施設を圧迫しないためにも、安定した温泉湯量を確保していくためにも、公共施設としての運営は終止する時期にあると考えます。

今後は、さきの老人福祉センターのところで申しあげましたとおり、公衆浴場と老人福祉センターについては一体的な考え方で、地元の全組合との意見も取り入れ、今後の新たな活用策を探っていく方が今後の得策となるのではないかと思います。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○2番（上園哲生君）

議案第100号日置市営公衆浴場に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論

をいたします。

ただいま同僚議員から、市が公衆浴場を営営することの意義について御意見がございましたけれども、確かにそういう面もないことはありません。かつては家庭内にふろのない時代に、健康、衛生の増進のために、旧町がそういう使命感のもとに役目を果たそうとしていた施設でございます。

しかしながら、今お話もありましたとおり、温泉給湯事業との兼ね合い、あるいは東市来の温泉街との兼ね合い、そういう日置市統一的な温泉事業の考え方の中で今後協議をしていかなければならないことは私も同意見であります。

ただ、私は今、吹上温泉街に居住している経験も踏まえまして、吹上の温泉街全体の活性化のためには、これまで直営できた公衆浴場が民間の経営手法で行われるということで、既存の民間温泉公衆浴場経営者への刺激となり、それぞれが独自のアイデアを出し、例えば、アロマセラピーを取り入れたり、多少なりともサービスの向上に努めている様子が見えがえします。

現在でも多い月で5,000名以上の入浴者もある施設ですので、いろいろとサービスの向上のアイデアを出し、温泉浴場の選択をお客さんに楽しんでいただく、そのことが温泉街全体のよき影響が出るのではないかと期待をしております。

ただ、他の民間施設はみずからの責任とリスクで投資をしてきましたので、税金でつくられたこの施設が大きな民間経営の圧迫とならないような配慮が必要なことは論をまたないところであります。

現在でも営業時間を他の民間施設より遅く設定はされておりますし、つき湯の制度もありません。そういうことで、それなりの配慮はされているのではなかろうかと思えます。

同時に、3年7カ月で420万8,000円

を市に納付することを前提に経営することに、温泉街の中に居住する株式会社有園が方々に手を上げてきたことに対し、その並々ならぬ意欲に期待も込めて賛成をいたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号日置市農林水産物加工センター、日置市体験学習施設及び日置市特産物直売施設に係る指定管理者の指定につ

いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号日置市江口蓬莱館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号日置市伊集院文化会館に係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第25 議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第106号は、去る6月8日の本会議において当常任委員会に付託されました。その審査を去る6月9日10時より第3委員会室において委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第106号日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部改正について執行部の説明を求めました。それから、審査に入る前に、まずこの施設の現地確認を約1時間かけて行い、それから審査に入りました。

提案者の説明として、提案理由は、伊集院総合運動公園内に伊集院ドームを設置することに伴い条例の一部を改正したいというものであります。

具体的に、日置市伊集院総合運動公園運動施設条例の一部を次のように改正する。第2条に次の1号を加える。(8)伊集院ドーム、別表に次のように加える。8、伊集院ドーム使用料、備考として1から9。これに対して担当課長よりさらに詳細な説明を受けました。

これは、平成17、8年まちづくり交付金事業の一つで、工事は7月28日に完成し、9月1日より使用開始予定である。従来からの施設の見直しも必要で、新しいところは新しい使用料の新設も必要と感じ、鹿児島市や旧松元町と近隣の類似施設を参考に比較検討をして、都市計画課と共同でこの伊集院ドーム使用料を設定した。

多目的運動場にはテニスコート3面、ゲートボール場4面、フットサル2面等があり、ほかに野球の投球練習場、陸上練習場、弓道の3人でできる遠的練習場等がある。

この工事の元請は飛鳥建設鹿児島支店、電気設備は親栄電設、機械設備は中央工業株式会社、設計管理は衛藤中山設計事務所が担当をしている。このドームの部屋の最も高いところは14.94メートル、外の部屋の最も高いところは17.868メートル。屋根材にはガラス繊維ポリ塩化ビニールの被膜を使用している。

なお、担当課長より、この条例の使用料金額設定の詳しい説明を受けました。

以上で説明を終わり、現地確認の後質疑に

入りました。主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、旧町時代、児童生徒が使用するときは無料と聞いたことがあるが、今回も減免制度があるのかとの質疑に対し、児童生徒の部活動等のとき減免申請書を出してもらえば、今度も無料としたいとの答弁。

委員より、オープニングのイベントはどうするのか。また、大会の誘致イベント関係はどんな形で計画しているのかとの質疑に対しまして、素案づくり、内容については、一応市長のオーケーももらっているが、9月9日土曜日9時から約40分間オープニングの式典を行い、その後イベントとして、サッカー場で鹿実と城西高校の交流試合を行う予定。その後市内6チームによるサッカー教室、午後から交流試合、ドームでは11時30分より鹿児島ホワイトウェーブチームの公式野球練習、その後2チームによる野球教室を予定している。

大会誘致イベントについては、今まで利用した団体を中心に2月希望調査をしたが、9月からの同日曜日はテニス、ゲート、合宿等の予定が入っている。平日はあいているので、利用希望のアンケートをとり、ほとんど毎日利用されるようにしたいとの答弁。

委員より、鹿児島ホワイトウェーブチーム、欽ちゃん球団など有名チームを呼んで、ドームの販売促進の起爆剤としたらどうかとの質疑に対し、大会イベントは市内だけでなく、市外からもいろんな誘致も課題として取り組んでいきたいとの答弁。

委員より、予約の市内での一本化、資料のみでわかる、即答できるネットワークシステムはとれないかとの質疑に対し、必要だとは思っているが、入力をパソコンでできる人にしなければならない等の技術的諸問題もある。しかし、利用促進のため、この予約管理システムを検討していきたいとの答弁。

委員より、伊集院ドームの従業員、管理人の数はどうか。委託か、退職した人かとの質疑に対し、運動公園、現在は3人、ドーム、これから1人予定で、賃金でパートに委託している。退職者であるとの答弁。

委員より、4月よりこれまでのゆすいんの合宿の数はどうかとの質疑に対しまして、ゆすいん懇話会のメンバーである。ゆすいんの合宿施設はホテルのように何人も泊められる状況にはなく、全部泊められないので、合宿は受け入れたいが、今よりはふやせない。昨年1年間の合宿者数は延べ1,771人で、陸上関係者がほとんどであるとの答弁。

委員より、ドームだけの維持管理費は年間どう見込んでいるか。また、利用者の見込みはどうかとの質疑に対し、まだそこまで詳しく想定していないが、夜間の電気料、人工芝も含めて多くの維持管理費はかからないと思われる。予算等は9月補正予算で提案したいとの答弁。

委員より、弓道の遠的の愛好者はどうか。市内では室内はここのみであるかとの質疑に対し、室内はここのみであるが、試合は外で行い、現在遠的試合場は日吉町にあり、東市来町でも計画している。室内で遠的練習できる場所をここにつくったとの答弁。

委員より、50メートル走のコースは危険と思う。マットを敷くなどの対策が必要ではないかとの質疑に対し、マットを置いたりロープを張ったりして安全対策を図るとの答弁。

委員より、伊集院ドームの広報の手段はどうするのか。また、平日の利用を図るための宣伝をどう考えているのか。そして、利用時間はどうなっているのかとの質疑に対し、お知らせ版で知らせたり、パンフレットをスポーツ団体等各種団体に出す。雨天のときに利用できるなどのメリットを伊集院高校など各学校のクラブにPRし、利用促進に努める。

利用時間は8時30分から22時までであるとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第106号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第26 議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は去る6月8日の本会議におきまして本常任委員会に係る予算を付託され、6月9日、6月12日、6月14日委員会を開催し、執行当局の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,652万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億2,612万1,000円にしようとして提案されたものです。

第2条の継続費補正は、第2表のとおり土木費、住宅費、紙屋敷公営住宅建設事業18年度、19年度の事業分の計上。第3条債務負担行為の補正は、追加で第3表のとおり、障害者自立支援システム用パソコンの使用料、19年度から23年度までの5年間1件、指定管理者に伴う委託料、19年度から平成21年度まで16件。第4条地方債の補正は、第4条で既定の地方債の変更、第4表のとおり7事業債分であります。

本委員会所管の歳入の主なものは、指定管理者導入に伴う観光使用料、東郷茂徳記念館使用料、東市来森林体験交流センター使用料の減でございます。

総務費県補助金で、地籍図数値化事業県補助金の増、財政調整繰入金5,110万円で、合計16億1,610万円。歳入歳出予算の調整のためであります。

雑入でコミュニティ助成事業の増。21款総務費、市債で総務債の減、地籍図数値化事業債の減、農林水産事業債の増、土木債市道整備事業債土地改良区画整理事業債の増となっております。

歳出の主なものは議会費の減で、議員報酬

で、条例改正に伴う減でございます。一般管理費の減は報酬の減、行政嘱託員59人の減、それと、職員給料、職員手当の減は、去る3月議会で条例改正に伴う減と人事異動によるものでございます。

以下、人件費については省略させていただきます。

財政管理費の増は、委託料の市有地不動産鑑定委託料であります。

企画費の増は、亀原工業団地の排水工事、それと負担金補助及び交付金でコミュニティ助成金事業の採択、伊集院郡上自治会の分。

賦課徴収費の増は、住宅認定調査に伴う筆耕の賃金、軽自動車2台分のリース料6月分、過誤納返戻金、還付加算金であります。

観光委託管理費の減は、元外相記念館、森林体験交流センター、吹上キャンプ村等3施設の指定管理者制度に伴う減でございます。賃金、需用費、役務費、原材料の調整による減でございます。

以下、省略いたしまして、質疑の主な内容を申し上げます。

まず、財政管財課から、議員から、地籍図通知化事業は合併特例事業にならなかったのかに対し、県と協議の結果、対象としては難しいということで落としました。合併特例交付金の対象となるので変更をしたとの答弁。

合併特例交付金1億5,000万円ぐらい残っていたがどうなったのか。本年度は2億円が対象となる予定である。合併前の電算、学校の教育環境の整備も含め、対象事業2億円になるようにしている。単年度2億円を考えている。

次に、起債について、道路の新規採択分で新規路線採択による増とあるが、路線はどこかに対しまして、過疎債は日吉支所分、市道笠ヶ野線は当初のとおりで、今回追加された分は植木日新線、折口尾堂堀線の2路線で追加採択された。臨時交付金事業は市道和田平

鹿倉線は当初のとおりで、今回湯之元今木場線、坊野野添線の2路線が追加された分である。3路線は吹上支所分である。

道路整備交付金事業は、路線として下谷口恋之原、市来四郎園線、飯牟礼の宮脇線、野田美山線、岩井田飯牟礼線（日吉支所分）、赤仁田山手線（吹上支所分）である。これにより市道整備事業債を5,350万円を追加するものであると答弁。

財産管理費の不動産鑑定委託がでているが、鑑定委託にしたところはどうのように考えているかに対し、区画整理内の3カ所で、あと1カ所は、松下の下のパームタウンという団地がでてきているが、それに1区画交換した土地があるので、それを上げてある。

処分の方向で鑑定をしたのかに対し、未利用の土地の処分を考えて鑑定したと答弁。

総務課関係では、日吉地域の自治会の統合により効果が出てきているが、会長の報酬は従来よりアップされたのかに対し、報酬については均等割が1万円、戸数割1戸当たり100円で変わっていない。自治会が77から18になったことによって自治会の収入が減になるが、社会教育の方で交付金を上乗せして手当をしているという答弁。

企画課では、コミュニティ事業はなぜ同じ集落になるのかに対しまして、17年度に追加募集をした際に2地域が要望が上がってきた。県に要望していた。棒踊りは、先に17年度の採択された昨年度交付した。追加で今年度出して採択された。それ以外については17年度要望がなかった。18年度については今募集をしておりますという答弁。

消防費では、当初3人の人件費があったが、今回計上されていたのかということで、今回3人分は計上してあるという答弁でございました。

税務課では、税金の徴収は市民の信頼のもとに行われるべき。市民の問い合わせで発覚

したのが残念。問い合わせがなかったら今も徴収されていたのではないかと思う。そこで、返戻金は過去10年間の分が支払われるが、この軽減措置は昭和48年から始まっている。平成6年の改正はもとより、昭和48年度までの間違いがあったのかお尋ねするに対し、今の措置は昭和48年から創設され、平成6年から今の制度となっている。200平米までは6分の1、それを超える分については3分の1になっている。昭和48年の制度ができたときからも漏れていたと思われるものも、その方々は33年間誤って課税が続いていたということになるが、課税資料の保管は10年間であり、それ以前の部分はわからないとの答弁。

伊集院地域が145であるが、今の所有者分は145名なのか、それとも10年間に旧所有者も含まれるのか。145のカウントについて説明を求めたい。所有権移転のものもあるが、それを1件としてとらえている。返す人数はいずれもふえる可能性があるという答弁。

今回の歳出は余計な支出であり、これについてどう考えるかに対し、私も同じような考えであるが、問題が出ているので、必要な支出として理解していただきたいという答弁。

指定管理者制度でプラスマイナスどのくらいになるかに対して、目にあるように、これは商工観光課の部分で、309万7,000円減になっているということです。

権限委譲の商品量目立入検査について、この調査はどのようなことをするのかに対し、権限委譲によるもので、1袋に何グラム入っているか表示してあるが、それが適正に入っているかの調査であるという答弁でございました。

以上のほか多くの質疑がありましたが省略をしまして、質疑を終了し、討論に付しましたところ、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で総務企画常任委員会につ

いては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。

まず、所管にかかわる債務負担行為補正額は、平成19年度から平成23年度までの障害者自立支援システム用パソコン使用料153万円及び平成19年度から平成21年度までの伊集院健康づくり複合施設ゆすいんほか8施設の指定管理委託料1億9,821万円であり、新規契約に伴うものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

戸籍住民台帳527万7,000円の減額補正は、永吉出張所が職員2人から1人体制になったことと、内部異動による人件費等の変更によるものであります。

民生費については、老人福祉費2,924万5,000円は、障害者自立支援法に伴う障害高齢者福祉係1人増員、介護包括支援センター設置に伴う介護支援係3人増員による人件費等の変更による増額補正であります。

福祉センター費、健康交流施設費、児童館運営費等については、指定管理者への移行に伴う減額及び指定管理料への組み替えが主なものであります。

衛生費については、環境衛生費737万7,000円は、職員1名増による人件費等

であり、じんかい処理費1,112万円の減額補正は、クリーンセンター職員1名の早期退職に係るものであります。

歳入については、指定管理者への移行に伴う施設使用料の減額が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

委員より、永吉出張所の主な業務はどの問いに、窓口業務が主である。これまで税の収納も行っていたが、昨年より収納しなくなっているとの答弁。委員より、保健師の体制はどうなっているのかとの問いに、本庁4人、東市来3人、日吉2人、吹上3人、ほかに介護包括支援センター設立に向けて県より係長クラス2人の保健師が派遣されているとの答弁。

委員より、今回の指定管理者の指定に当たり、合併プロジェクト室と所管課とのこれまでのかかわりや進め方の経緯はどの問いに、合併プロジェクト室からの依頼により、概要調書を作成し、その内容を検討したとの答弁。

委員より、プロジェクト室は関係部長を通し、十分な打ち合わせ検討をし、請求のあった資料等は審議前に出すべきである。また、修繕料、管理、監査、解任などはどうなるのかとの問いに、大規模な修繕が必要な場合は、今後その都度協議することになる。年度と毎月報告が義務づけられる。管理者制度は民の力を期待するもので口を出さないが基本にあるが、公序良俗に違反することなど、契約違反に対しては当然見逃すわけにはいかないとの答弁でありました。

委員より、9月から指定管理者への委託となった場合、予想される問題など事前の協議や打ち合わせを十分に図り、住民からの苦情がないように取り組むべきであるとの意見がありました。

以上のほか質疑等がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、審議を終了、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案の所管に

属する部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に係る補正予算を付託され、6月12日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち農林水産業費に係る予算は8,640万9,000円の増額補正であります。

歳入で主なものは、県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や活力ある村づくり支援事業費県補助金などでありませう。

歳出では、農業振興費の工事請負費は、飯牟礼地区農産物加工場設置の工事費であり、面積が136.08平方メートルで、鉄骨平屋建てであります。

負担金補助及び交付金の担い手育成推進マネージャー設置負担金は、県が集落営農や担い手農家育成などに県内に5人設置して、いちき串木野市と日置市で1人設置し、指導を行うこととなっております。

投資的経費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費は、東市来の農家3戸がデコポン栽培をするハウス6棟設置の補助事業費であります。

農地費の報償費は、伊集院から金峰まで県営広域営農団地農道整備事業の計画変更に伴

う同意収集に係る謝金であります。

次に、土木費にかかわる予算は1億8,946万4,000円の増額補正であります。

歳入で主なものは、国庫補助金で地方道路整備臨時交付金や道整備交付金などでありませう。

歳出で主なものは、道路新設改良費の工事請負費は、新規に美山インターチェンジ線、高塚仕明線、下神殿線、徳重清藤線、植木日新線、折口尾堂堀線、湯之元今木場線、坊野野添線の地方道路整備臨時交付金事業8路線と、野田美山線の2本と、岩井田飯牟礼線、赤仁田山手線の道整備交付金の4路線であります。委託料や公有財産購入費、補償金は、この事業に伴う増額補正であります。

土地区画整理費の工事請負費は、補助事業費確定による増額であり、補償金については減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

飯牟礼の農産加工施設は地域からどのような要望があったのか。また、着工はいつごろで、規模はどのくらいかとの問いに、伊集院の北校区、土橋校区には加工センターができており、飯牟礼地区にもこのような施設が必要との要望があり、今回の事業に至った。着工は10月の予定、規模的には北校区センターと同じぐらいで、136平方メートルであると答弁。

担い手育成推進マネージャーとはどのような指導、助言をするのかとの問いに、このマネージャーの設置目的は、中核となる担い手農家を育成し、農地の荒廃化を防ぎ、集落営農を強化するためのものであり、業務的には品目横断的経営の現状把握、または集落営農の組織づくりに対するの推進体制と行政への助言、指導などであると答弁。

次に、土木建設課では、国からの補助金が非常に厳しい状況であるが、今後国への要望

等はどうなっているかとの問いに、今まで県を通して要望をしてきたが、直接の要望もできたので、今回の8路線については、予算額のとおり内示をいただいた。しかし、既存の4路線については県の枠内で予算を決定するので、50%以下の配分であった。総体で見たら12路線で70%程度の交付率になったとの答弁。

次に、通学路や交通上の問題部分や幹線的な部分についての評価はどうなのかとの問いに、本市では幹線道路として申請をするが、国においては本当に幹線道路としての機能を問われるので事業がやりにくい。過疎債や合併特例債を使えばよいのだが、合併特例債については財政当局が起債としてのせられるのか調査中であるとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

6月9日、第3委員会室において議案第106号に引き続き委員全員出席、また、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

なお、審査は教育総務課、学校教育課、社

会教育課、市民スポーツ課の順で課ごとの説明を求め、一括質疑して審査を進めました。その中で、主な事項のみについて申し上げます。補正予算に関する説明書46ページから55ページ、説明資料27ページから33ページでございます。

歳出の主なものを申し上げます。款10、目2、事務局費、減額の1,035万2,000円、主なものは人件費の減。項2、目1、小学校管理費、減額の1,546万3,000円、主なものは人件費の減。項3、目1、中学校管理費132万2,000円。項4、目1、幼稚園費、減額の489万3,000円、主なものは人件費の減と委託料。

項5、目1、社会教育総務費3,265万9,000円、主なものは人件費の増。目2、公民館費1,683万1,000円、主なものは集落再編特別交付金など。目3、図書館費、減額の12万5,000円。目4、文化振興費、減額の330万6,000円。目5、文化財費、減額の3,727万3,000円、主なものは吹上地域大園遺跡の確認調査が不要になったため。

項6、目1、保健体育総務費、減額の428万8,000円、主なものは人件費の減。目2、体育施設費64万5,000円。目3、給食センター142万円、主なものは8人分の人件費。

次に、歳入の主なものを申し上げます。教育使用料、減額の478万3,000円。幼稚園費国庫委託金、減額の35万7,000円。中学校費県委託金、減額の112万4,000円。埋蔵文化財発掘調査費県委託金、減額の2,545万2,000円。小学校県委託金、減額の62万円。文化会館自主事業収入、減額の411万6,000円。交流センター自主事業収入、減額の259万円。このような説明がなされました。

続いて質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

委員より、教育委員会関係全般の予算は学校ごとに差があるのか。また、旧町によって開きがあるのか。あるとすれば合併によって改善されたのかとの質疑に対し、昨年17年度は持ち寄り予算で、ことし18年度より日置市としての本予算となったが、地域によって財政的に差があったので、すぐすべてを統一できないが、公平な立場で今後対応をしていき、長期の期間をとって調整したいとの答弁。

委員より、1、今回は当初予算漏れが目立つので、風格ある教育のまちづくりのためにはこれをなくすよう心がけてほしい。遠距離通学の中学生に対する自転車補助については、住民に対する優しさが足りないように思うが、実態はどうか。2、甌島、霧島などの遠隔地より本市に赴任してこられる人の赴任旅費経費は本市で持つようになってきているのか。3、予算が削られて、いい環境の中で教育はできるのか疑問である。せめて小中学校普通学級に扇風機を設置してほしい。いちき串木野市、沖縄はつけているので、金がないからできないというのではなく、金を見つけて子供たちのために何とかしてほしいがどうか。4、小中学校用の消耗品の使用については、厳格さが各旧町によってばらつきがあるようだが、どこかの町に合わせたのかとの質疑。

これに対し、1、伊集院町のみやっていたいなかったので、17年度でPRしたが、限度額3万円の確認が難しかった。領収書で確認し3万円を限度としたが、初めてのことであったので、これが徹底せず、申し込みの六、七割は3万円以上であった。2、従来から市で採用する指導主事、社会教育主事の赴任旅費は市で負担していた。今回は指導主事2名、社会教育主事1名分である。3、小中学校等の実態等も調査して、さらに検討をしていき

い。4、消耗品については各町で対応をして今まで差があったが、予算要求時各学校から要望をとって作成したので、どこかの町に合わせたということはない。各学校とも昨年比10%ぐらい削減をされたと思うとの答弁。

委員より、説明資料27ページ、新規事業子供と親の相談員配置事業の内容について説明してほしい。1週間に何日ぐらいやるのかとの質疑に対し、中学校のスクールカウンセラー配置事業に対する小学校版で、いじめや不登校等問題児の早期発見、未然防止のため、学校側と親側が連携して推進できるようにする。カウンセラーの専門員ではないが、相談員を伊集院北小学校と妙円寺小学校に1名ずつ配置、年間90日間、週に二、三日、子供と親の相談員として活動してまいるとの答弁。

委員より、給食費の滞納額は伊集院で約400万円ということであったが、ほか地域はどうなっているかとの質疑に対し、東市来給食センター分124万2,345円、このうち過年度分92万1,495円、伊集院給食センター分525万3,146円、このうち過年度分362万4,000円、日吉地域分、中学校に1人のみ、吹上地域、伊作小29万2,584円、このうち過年度分13万円ぐらい。吹上中47万1,671円、このうち過年度分22万5,000円との答弁。

委員より、社会教育課長から別紙で説明を受けた平成18年度日吉地域自治会育成交付金支出計画表で、自治会によって差がある理由は何かとの質疑に対し、補助金交付要綱で8,500円プラス200円掛ける世帯数掛ける12カ月、規模加算として80から160世帯2万円、それから80世帯ふえるごとに2万円加算されるからであるとの答弁。

委員より、自治会としての適正規模があると思うが、500世帯を超える自治会に対して市としてどんな考えを持っているのかとの

質疑に対し、妙円寺にある506世帯が最高であるが、各地域の社会教育活動、公民館活動等、各種各様の地域性があり、行政嘱託員の適正規模についても一概には言えないとの諮問委員会からの答申を受けており、適正規模は出しづらいのが実情であるとの答弁。

委員より、社会教育主事は何人かとの質疑に対し、市としては小学校の先生を1人呼んだ。以前は国が県に補助金を出していたが、それが17年度より交付金に変わったので、県としては派遣制度をなくし、地元で育てざるを得なくなった。指導主事は4地域に1名ずつと本庁の学校教育課に1名の計5名いるとの答弁。

委員より、その業務分担はどうなっているかとの質疑に対し、各地域ごとの担当は決まっておき、すべての業務も役割分担しつつ、市で一本化することを目標としているが、地域のやり方が残っている部分もあり、一本化できないこともある。動きやすく、かつ活性化するため、一本化の方法で今後とも調整会議等で整理調整していきたい。例えば、音楽発表会、学習発表会等は市で一本化し、隔年開催も考慮中であるとの答弁。

委員より、当初予算に上がっていた吹上町和田小学校の冷暖房設備についてはその後どうなっているかとの質疑に対し、オープンスペースに設置しても効率がよくないので、30名程度集まって読書などをする場所に設置することなど、今後まだ検討をしていきたいとの答弁。

そのほかに補正予算にはない質問がありましたのですが、それは割愛します。

以上で質疑を終わりましたが、委員会として教育委員会に対し次のような要望がありました。

すなわち、今回の補正予算には当初予算計上漏れによるもののがかなりある。これらは当然当初予算に計上されるべきものであり、今

回の補正予算審査時のみ簡単に謝って済むほど単純なものではなく、だらしないと指摘せざるを得ない。したがって、教育委員会としてはこのことを十分に理解し、認識の上、市長、助役、総務企画あたりともよく協議され、早急にこの原因を調査の上、しかるべき対策を講じて、二度と再びこのようなことが起こらないよう強く要望をするものである。

なお、この後討論、採決を行う前に、総務企画常任委員会に付託され、4常任委員会で連合審査した指定管理者制度に係る22議案の採決の結果を待つことになり、この6月9日は審査を終了しました。その後6月19日、本会議終了後の15時9分より討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会関係で当委員会に属する案件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時12分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

総務企画委員長に2点だけ質問いたします。

まず1点、コミュニティ補助金のことですが、たしか12月議会では160万円、今度は130万円、1回質疑で答弁はありましたが、何でも同じ地区だけにもらうのかと、申請がどうのこうのと言われましたけれども、周知が足りない。160万円と、今度を合わ

せたら290万円になります。一つの自治会がこんなにもらって何に使ってもいいのか。この使途の、使い道の報告なんかは求めないのか、そこを質問いたします。

2番目、税の3,100万円、いろいろ合せて3,400万円ぐらいのお金ですが、私は伊集院町の町会議員として、ほかの町から不服が出るんじゃないかなと思ったりしたんですが、何十年も昔のことを旧伊集院の失敗を何でほかの町の人たちも本当に心が広いなと思うんですが、何も不服も出なかったのかな、その2点を質問いたします。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

まず最初に、コミュニティ助成金についての御質疑でございますが、質疑がたくさん委員から出ました。今回この、今回の130万円の、どんなことに使うかという質疑でございましたが、放送設備であるという答弁でございました。

それから、課税で、税務課の関係で、何人もの議員から質疑がありまして、結局誤りの原因とか、そういう質疑がございましたけれども、今後絶対にそういうことがないようにということでありまして、その後、また審査につきましては、吹上、日吉方面をまた、今も進めているが、実際現場に行くのは9月以降になるから、今後しっかりと職員の周知しながら勉強して頑張りますという答弁でございました。

○18番（坂口ルリ子さん）

質疑があったらメモをしてほしいと思います。

私は、このお金の使途、使い道を報告する義務はないのかと、そんなことも言ったんですけども、全然答弁はなかったし、この間は棒踊りだった、今度は公民館自治会の設備だったと、それは言いわけであって、同じ地区に何でこんなやるのかという理由はわかりませんでした。

それから、税の過徴収のことは、今からの他の、伊集院は145、他の町村にも起こり得ることだから寛容に、反対意見はあっても通したと理解すればいいんですか。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

コミュニティにつきましては、コミュニティにつきましては、そのとおり、施設はですが、今後……

○18番（坂口ルリ子さん）

報告もせんでいいのかと言っている。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

それは質疑はありませんでした。棒踊りの件の160万円については質疑はありませんでした。今後の130万円については質疑がありまして、放送施設であるということで、そのほか、他の方への、他の団体、あるいはそういう関係につきましては、広報やいろいろなことでもっともっとPRをすべきであるということに対して、今18年度は実際一生懸命やっているという、受け付けているという答弁でございました。

それから、税の、特に他町の議員から文句は別にありませんでした。今後頑張るように意見がありました。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。——ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第107号について討論を行います。討論はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。

○議長（宇田 栄君）

反対ですか、賛成ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

反対です。

107号について反対討論をいたします。

もう具体的に小さいことは申しませんが、4町が合併してちょうど1年目になります。だから、この1年間の合併の総括というようなことが重要ではなかったかと、合併して住民の声はどうだったとか、財政論も本当はもう少し討論やら何かしなければならぬのに、私もそんなところは足りなかったと思うわけですが、今度の議会の一般質問の多い理由を、私の隣の議員も言いましたけれども、30名中の21人ですから70%です。県下で断トツです。鹿児島市が27%、南さつま市は48%一般質問があると、一般質問が多い少ないは別として、やはり問題点があるからこんな質問も出るんだということを感じるわけですが。

さっきもちょっと骨太方針などで、本当に地方財政は苦しい中工夫しているわけですが、やはり、むだはないかということをよく精査して、紙の1枚からむだ遣いしないようにしないと、私たちもいろんな書類をもらいますが、本当に紙のむだ遣いが多いんじゃないかと、一緒に書けばよかって、別々に書いてあるねと、やはりけちも美德ですから、むだ遣いをしないように、そんなところからも考えてほしい。

それから、これは市民からの声ですが、昼間は電気を消して市職員は努力しているけれども、廊下ん辺をさるっと、ワープロでトランプゲームどんしちよらはらて、それはその電気はだれが出しとっち、坂口さん言やんて言うような人がいるんです。私はずっと前から聞いていますけど黙っていました。本当にトランプゲームを、お昼時間です。お昼時間は何しようとして自由ですけども、市の電気料を使ってトランプゲーム、あんなのはやめてほしいと思うんです。

余りあんなのにこびりついていたら健康上もよくないと思うんですが、やはり、むだはないかとか、私がいつも言うように、今度は

公用車の運転手まで来てます。今までは公用車の運転は総務課が交互にしていたらしいですけれども、専門がやはり1人余分に置いているということもむだ遣いではないか、市長などが朝早く一番で出張すれば、空港ずい送っていき、最終で帰ってくれば、最終に迎えに行くというようなことを聞きました。だから、そんなところは考えて、むだ遣いのないように、全職員、議員も心がけないといけないんじゃないかということ、この補正予算などを通じて感じますが。

5月20日の1周年記念に町長は、百尺竿頭、一步を進むという格言をおっしゃいました。これをよく調べてみますと、本当に工夫をして工夫して、工夫した上に本当に一步すすんで、前へ、いい方向に進んでいきたいといういい格言なんです。そして、これをぜひ実行の方向へ持っていきたいし、議長はそのときのあれに、本当に合併してよかったというまちになってほしいということを議会は心がけますというようなあいさつをされたわけです。

だから、市民は議会当局に期待を持っているわけですから、今度の税の多さにみんな、何ごてこげん税が高なったとうと、市民税、県民税、ほとんど2倍から3倍、4倍になっているという声を聞きます。

実は私も、余り多かったので、税務課に行って、去年などひこ納めているかなと聞いたたら、金額は言いませんけども、いろんな控除が消えたから、みんな、私も倍以上でしたので、だからこんなふうを考えてほしい。

住民の暮らしを考え、地方自治体というのは住民の暮らしを守るためにあるわけですから、補正予算が出るたびにいろんなことが、お金が、赤字が、借金がふえるような方向ではいけないと思うんです。私は、この間の新聞の夕張市の債権団体……

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、補正予算の内容についての反対

討論ですので。

○18番（坂口ルリ子さん）

関連はありますから。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

なら簡潔に言ってください。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。簡潔に言います。財政再建団体に夕張市なんかは転落しましたが、日置市もよっぽど締めてかからないと、ある人は言いました。日置市は泥船に乗っちゃっど、泥船は必ず沈んでなど、議会もしつこいしっくいやいよ、こんな電話も来ます。だから、よっぽど議会も当局も、お金の使い方、入ってくる金、出る金考えていかないと、夕張市の二の舞だけはしてほしくないと思って、今度の補正にも反対いたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○29番（鳩野哲盛君）

議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）について賛成討論をいたします。

今回の補正予算の中では、指定管理者の指定による減額補正が含まれております。それぞれの施設については、個々におけるさまざまこれまでの経緯があり、危惧されることも多々あることも事実であります。しかしながら、6月定例議会において指定管理者制度の導入議案を採択したのにこたえ、今回執行部が提案した内容を見るとき、業者の運営管理については逐次報告なども規定要綱等に規定されており、その結果においてその都度検討を加え、対応ができるものと考えます。

今後執行に当たっては、指定業者が協定書に基づき確実な運営をなされているか、逐次報告を求め、その対応を図っていただきたいことを希望し、賛成討論といたします。終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。——反対。

○11番（漆島政人君）

議案第107号平成18年度日置市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

先ほど指定管理者制度に関する単行議案がすべて可決されました。その段階で、それに伴う補正予算も賛成すべき考え方もあるかもしれませんが。しかし、本市の重要課題は行財政改革です。その中でも類似施設をどう整理統合していくか、また、経営内容の悪い施設をどう改善していくのか、これらの改革は今後多くの改革を断行していく中で最も基本となるものです。

しかし、何も改革もされないまま、また、指定管理者制度への導入理念も示されないまま運営委託に伴う補正予算が提案されているものが幾つかあります。特にゆすいん等にかかわる補正予算は、行財政改革の必要性を重く受けとめれば受けとめるほど認められるものではありません。こういったことを理由に反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第107号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第27 議案第108号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第28 議案第109号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第27、議案第108号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第28、議案第109号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第108号、議案第109号について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第108号平成18年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、固定資産の住宅認定漏れによる国保税資産割に対する還付加算金補正額であり、一般被保険者保険税還付金46人分230万円、退職被保険者等保険税還付金12人分80万円、一般被保険者還付加算金46人分50万円、退職被保険者等還付加算金12人分20万円、合計380万円であります。

委員より、還付対象年度と還付金の最高額、また、還付金の利率は幾らかとの問いに、平

成8年度から平成17年度までの10年間であり、最高額は加算金を含め30万8,000円である。利率は、地方税に対しては4.1%、市の要綱加算金については5%であるとの答弁。

委員より、他地域の分の今後の対応はどの問いに、東市来地域も以前に地籍電算化により、航空写真と地籍図を重ねることで全世帯の調査を行った。日吉、吹上地域については地籍の電算化がなされてなく、住宅認定漏れが考えられ、今後人員が整い次第調査する。今後電算入力時の内容確認と、複数確認の徹底を図りたい。職員一人一人がプロ意識を持つことが何より大事であるとの答弁でありました。

委員より、職員間の連携を緻密にとり、危機意識の徹底を図りたいとの意見がありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出の主なものは、職員の退職及び異動による人件費等と費目組み替えであり、介護職員退職者2名により28人が26人体制となったことにより、臨時筆耕として賃金を計上したとの説明でありました。

委員より、退職者については前もってわかっていることではなかったかとの問いに、早期退職者で当初予算編成時にはわかっていたとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第108号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第109号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第29 議案第110号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第29、議案第110号平成18年度

日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第110号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は去る6月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に予算を付託され、6月12日に委員会を開き、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,227万2,000円とするものであります。

歳入では、基金繰入金を減額し、歳出では給料や職員手当等の減額であります。これは、今回の人事異動による人件費の予算の調整のためによるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。今回の補正で基金の繰り入れをしておるが、現在の基金残高は幾らになっているかとの問いに、基金残高は8,179万1,000円である。なお、基金残高の目標は1億円程度であると答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第110号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第110号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第110号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第110号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第30 議案第111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第31 議案第112号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第30、議案第111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第31、議案第112号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第

111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、去る6月8日本会議におきまして本常任委員会に付託され、6月12日と14日に委員会を開催し、執行当局の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、歳入歳出総額は既定のとおりとし、歳入歳出2億8,629万8,000円とするもので、条例改正に伴い、歳出で総務費の総務管理費16万8,000円を減額し、予備費に16万8,000円を増額するものでありました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結し討論に入りましたが、議案第111号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

次に、議案第112号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、本案は、去る6月8日の本会議におきまして常任委員会に付託され、6月12日、6月14日に委員会を開催し、執行当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,294万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,282万円にしようとするものです。

今回の補正は歳入歳出とも指定管理者制度導入に伴う既定予算の各費目とも4月から8月までの見込みを残し、9月以降分と減額するものでありますが、一般需用費で施設維持費で修繕料400万円の増と、予備費293万2,000円の増を見込み計上をしたものです。

質疑に入り、委員から、400万円の修繕の内訳はの問いに、これまで引き続いてきた

ものの修繕料を上げた。温泉機械室ヘッダ交換167万円、本館別館のベランダ50万円及び本館別館サッシ取りかえから雨漏り補修83万円、突発的な補修を100万円、合せて400万円計上したとの答弁。

委員から、当初200万円あって今回400万円となっているが、相手から施設の補修要望があつてするのかの質疑に対し、現在のままで施設改修はしないということで公募してある。1名の職員が減になったので、これまで施設改修の課題であったので財源に充てたとの答弁。

委員から、500万円の繰り越しがあるがに対し、980万円程度収支が出るのではと、あと400万円の見込みではないかと答弁。

質疑を終了し討論に入りましたが、反対討論があり、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第111号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第111号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第111号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第111号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第112号について討論を行います。討論はありませんか。——反対ですか。

○11番（漆島政人君）

平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

私は、江口浜荘の指定管理者制度導入に関する議案第87号に反対いたしました。したがって、議案第112号はそれに関連する予算調整が主なものですので反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

賛成の討論をいたします。

反対討論の理由の中にもありましたけれども、先ほど議案第87号の江口浜荘の指定管理者の指定に関するところで賛成多数で議決をいただきました。よって、それらの指定管理者の仕事が、いわゆる9月から始まります。来年3月までの7カ月間の歳入歳出に伴う両方の減額が組まれた予算でございますので、議決をいただきましたので、この補正についても賛成をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第112号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第112号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

△日程第32 議案第113号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第33 議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第34 議案第115号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議案第113号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第33、議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）、日程第34、議案第115号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第113号及び議案第114号、議案第115号について審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、案第113号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、職員異動に伴うものであり、4万2,000円は歳入増が見込めない会計

により予備費より充当するものであります。

質疑においては、委員より、湯量は大丈夫か。また、温泉街からの苦情等はないのかとの問いに、湯量は大丈夫である。温泉利用客もふえてきているように聞いているとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、指定管理者制度に伴うものであり、9月以降の7カ月分の減額と、指定管理者からの納付金68万5,000円を雑入として計上するものであります。

質疑においては、委員より、現在の収入はどれぐらいかとの問いに、平成17年度決算で約300万円の純利益であるとの答弁。

委員より、以前耳にしたが、30万円以上の修繕費は市の負担か。また、基金積立金1,450万円はどうなるのかとの問いに、業務指針で大規模修繕となっているので、30万円の金額確定はない。市内には多くの施設があり、一本化すべきと考える。基金積立金は大規模な修繕費等のために残し、利用の計画であるとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は人件費が主で、職員の異動、看護師の退職、休職者など、3人の給与等の減額と、臨時職員賃金の計上分であるとの説明でありました。

質疑においては、委員より、病院のあり方検討会のその後はとの質疑に対し、5月

26日に第2回目の会合が持たれた。地方公営企業法の一部適用から全部適用、公営企業法の全部適用、公設民営化、民営化の4つについて比較検討表を出し協議し、8月4日の第3回会合で地方公営企業法の全部適用という方向で検討すると決まったとの答弁。

委員より、一部適用から全部適用となるとどうなるのかとの問いに、運営者は市長で変わらないが、運営責任者が市長から市長が選任したものが事業管理者として責任者となる。身分は地方公務員となる。給与勤務条件等は事業管理者が設定し、責任の所在が明確になるとの答弁。

委員より、建物の検討及び積立金等は幾らかとの質疑に対し、建設から29年目に入り古くなったことから総合的に検討をされた。利益剰余金、積立金、普通預金含めて1億9,000万円ぐらいであるとの答弁。

委員より、ベット等の利用状況はどの問いに、現在50床のうち43床、外来は平均1日100人の状況であるとの答弁でありました。

委員より、市が実施している健康診査等に利用すべきであるとの意見がありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第113号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第113号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第113号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第113号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号について討論を行います。討論はありませんか。（発言する者あり）反対ですか。

○11番（漆島政人君）

反対です。

反対討論を申し上げる前に、私は先ほど議案第112号のところで、「江口浜荘の指定管理者制度に関する議案第89号に反対いたしました」と申し上げましたが、「87号」に訂正を許可していただきたいと思います。

それで、改めまして、議案第114号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

私は、先ほど公衆浴場の指定管理者の指定に関する議案第100号に反対いたしました。したがって、議案第114号はそれに関連する予算調整が主なものですので、反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第114号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第114号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第115号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第35 議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第35、議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は去る6月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に予算を付託され、6月12日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う補正であり、職員給与費を128万1,000円を増額し、予備費で調整をし、予算の総額は変更なしであります。

次に質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第116号平成18年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第116号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第116号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第116号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第116号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第36 議案第117号新宮団地1号棟新築建築工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第36、議案第117号新宮団地1号棟新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第117号は、新宮団地1号棟新築工事請負契約の締結についてであります。

新宮団地1号棟新築工事請を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、御審議をよろしく申し上げます。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第117号について御説明申し上げます。

今回の契約議案は、平成18年5月26日付で、まちづくり交付金事業の交付決定を受けまして、工事請負仮契約を締結しましたので、工事の工期等も考慮いたしまして、本日の最終本会議に提案するものでございます。

内容につきましては、次のページの資料に基づいて御説明を申し上げます。

建設工事請負契約書、工事名は新宮団地1号棟新築工事です。工事場所は日置市伊集院町猪鹿倉地内。3、工期につきましては255日間、これは標準工期の8.5月分、翌年の3月10日の予定でございます。請負代金額は一金1億9,425万円。5の契約保証金は、その1割の1,942万5,000円でございます。

6を飛びまして、上記の工事について契約担当者と請負者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約は仮契約とし、日置市議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとする。この契

約の証として本契約書2通作成し、当事者が記名押印の上各自1通保持する。

平成18年6月23日、契約担当者、鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100番地、職・氏名、日置市長宮路高光。請負者、鹿児島県日置市伊集院町桑畑1番地、株式会社重留建設代表取締役重留静でございます。

次のページが公共工事等の公表書でございます。工事の入札につきましては、平成18年6月23日午前9時執行しております。事前公表価格は1億9,100万円、落札者は株式会社重留建設、落札金額は、先ほど申し上げました1億9,425万円でございます。

入札業者の内容でございますが、地元日置市内の業者が4業者でございます。1番の株式会社西郷組、2番の株式会社東建設、14番の株式会社久保工務店、17番の株式会社重留建設、それから、いちき串木野市内の2業者あります。3番の川崎産業株式会社、15番の株式会社本田建設でございます。あと12業者につきましては、鹿児島市内の計18業者でございます。いずれも県の建築A級ランクの業者でございます。

次のページが、落札業者の主な工事経歴でございます。5つ掲げてございますが、伊集院町の発注した、前田平住宅新築建築工事（1号棟）、これは3階建てでございました。次が伊集院町の発注で、トリアーデ妙円寺（2期工事）新築建築工事、2階、それから、その下と下が鹿児島県が発注した工事、一番下が民間が発注した工事というような主な工事経歴がございます。

それから、次のページが付近見取り図と配置図になっておりますが、配置図の方の一番下の方の県道が徳重横井鹿児島線でございます。そこからちょっと上がったところ、黒く塗りつぶしたところは今回の建築棟でございます。

それから、次のページが各階の平面図になっておりまして、下の方が1階の平面図、2階が上の方、次のページが3階の平面図というようなふうになっておりますが、この新宮団地はまちづくり交付金事業による建てかえ事業でございまして、既存の昭和37年、38年、39年に建設しましたブロック造の平屋建て49戸が立っておりますが、これを平成18年から平成20年度までの3年間で18戸ずつの3カ年計画で54戸の建設計画、建てかえとなっております。

本年度の1号棟につきましては、RC造の3階建てで、延べ面積が1,269.33平米でございます。

各階の左半分が2DK、3戸、右半分が3DKの3戸というようなふうになっております。各階同じでございます。2DKの1戸の面積は61.39平米、18.6坪でございます。これを9戸。それから、3DKの方が1戸の面積が71.03平米で21.5坪でございます。これを9戸、合計18戸の建設で、附帯施設としまして9人乗りのエレベーター、プロパン庫、駐輪場、駐車場の整備を行うことにしております。

なお、エレベーターにつきましては、公営住宅整備基準の改正が平成14年に行われまして、高齢者等への配慮としまして、3階以上の公営住宅に原則として設置することになっております。

なお、電気設備工事と給排水衛生設備工事は別途発注ということでしております。

一番後ろの方は立面図でございます。お目通しを願います。

以上で説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第117号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

けさちょっと全協で一、二説明もございま

したけれども、この契約自体を仮契約として日置市議会の議決を経て本契約とするというふうにありますので、どのようなことで日置市議会がいわゆる議決、了解を与えられるのかということを一生涯懸命考えておりますが、なかなか専門的なこと、わからない部分もありますので、二、三お尋ねをしたいと思いません。

今回18社を指名をされております。入札に関してでございますが、この下の方に指名した理由というのを書いてございます。事業規模に基づき過去の実績を考慮しということに書いてございますが、地方自治法施行令の167条の4項、一般競争入札の参加者の資格というのがあります。特別の理由がある場合を除くほか当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができないと。

また、これ以外に契約の種類や金額、あるいは実情、実績、従業員の数、資本の額、その他経営の状況などを勘案することができるとして、しかも、事業所の所在地、地元の方々も入れるということでもしてあります。もちろん指名競争入札もこれに準ずるといふようになっております。

私は、地元業者の重留建設が落札をされたことには大歓迎をしております。地元の業者がとられたことということに喜んでおりますが、最近、会社として条件的には余り変わっていないけれども、業績の意味で、いろんな意味で、指名願を出しているけれども、なかなか指名をしてもらえる機会が少ないんじゃないかというふうに思っているという方々が幾らかあるようであります。

それはもちろん指名委員会があつて、しっかりと業者選定をされることで、私どもがどうこう言うことではありませんけれども、新市に、新しい日置市になってから、そういったような条項というか、指名の基準といった

ようなものに変更があったのでしょうか、そのことをお伺いをいたします。

それから、この18社今回指名されましたけれども、18社の以外、それ以外に該当するような会社はなかったのでしょうか。どうなんでしょうか。そこら辺をお伺いをいたします。

それからもう一つ、この入札参加者、いわゆる指名をされた方々に指名の通知をいたします。公告をいたしますが、談合防止などの事件を受けて、文書で通知とかなんとかということありましたけれども、この通知の方法、工事の内容、入札の場所、時期といったような事項を書いた工事の内容の通知は、指名をした業者の方々にはどのような方法でされたのかお伺いをいたします。

そして、閲覧であります。工事概要の閲覧、少し閲覧期間を長くとしたという説明もありましたけれども、閲覧の仕方は、方法はどのような方法だったのかお尋ねをいたします。

それからもう一つ、特に建築工事について国でも、御承知のように姉齒問題などがございました。最低制限価格は特にもうけなくてもというか、法的に問題はないにしても、特別な事情がある場合、あるいは必要でないだろうかと感じた場合には最低制限価格を設定できるというふうになっておりますが、今回のこの新宮団地については、安全面とかさまざまなこと、これまでの社会情勢などから最低の仕事をしっかりしていただくために、最低制限価格を、最低限の仕事をしていただくために設ける必要はなかったのか、そこら辺は設けられなかったのかということをお伺いをいたします。

そして、最後に一つ、請負契約書の最初のところ、6番のところ、解体工事に要する費用などについては別紙のとおりというふうな記述がございますが、解体工事などは別工事なのか、どうなのかということをお伺いを

いたします。

以上の4つについてお伺いをいたします。

○助役（湯田平浩美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

指名基準の変更はなかったかということですが、合併いたしまして、これまで統一した指名基準を設定をするということで、その作業を進めてきましたけれども、それが一応できておりますので、後もって議会の方にも御報告申し上げたいと、説明申し上げたいというふうに思っております。

それから、あとにつきましては、管財課長の方からお答えをいたします。

○財政管財課長（福田秀一君）

18社以外にはほかに業者はいなかったのかということですがございますけれども、まだA級の業者は県内の中にはいらっしゃいます。その中で、一応工事の金額に応じまして、一応指名基準ということで、業者の数を一応目安を決めております。その中で大きな工事につきましては、一応15社以上というような基準を定めておりますので、その多くの中のA級の業者から市内業者、それと鹿児島市内の業者合せて18社を指名したということがございます。

それから、指名業者への通知の件でございますが、これにつきましては、この指名通知書は一応財政管財課の方で通知をいたしております。

それから、工事図書の閲覧の件でございます。これにつきましては、2階の庁舎と中央公民館を結ぶ通路がございますが、そこを閲覧場所にしております。そこに設計図書を置いておりまして、そこで業者の方が閲覧をしているということがございます。

最低制限価格の件でございますが、これにつきましては、議員がおっしゃいましたように、確かに、事情があれば、それなりの事由があれば、最低制限価格を設けることができ

るという、本市の契約規則の中でもそういうふううたっております。

この最低制限価格につきましては、現在のところ日置市では運用をしてきていないわけですが、たびたび市長の方からも答弁しておりますように、この是非につきましては、入札等監視委員会の中でも一応意見をいただいて、8月ごろの委員会になると思えますけれども、この辺で意見をまとめていただきたいと、その意見を待って今後運用をするのかどうか、その辺を判断していきたいということで、今回の入札につきましてはこれを設けなかったということでございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

最後の質問の契約書の中に、解体工事に要する費用と別紙のとおりということですが、これは契約書の一番後ろに別紙としまして、解体工事に要する費用は該当なしということで、もう既に解体した後でございますので、該当なしということでございます。

○16番（池満 渉君）

統一をした指名基準については、また後もって説明もいただけるというふうに思いますが、たくさんの方々の業者の方々からは、できるだけやっぱり入札に参加する機会を与えていただきたいという声は確かにあるのは事実であります。建築工事に限らず、そこ辺は基準に準じて今後なされていくだろうという気がいたします。

この18社の落札をされた重留建設が税抜きで1億8,500万円、最も高かったのが、2社ございますが1億8,800万円あります。この18社が一番上から一番下までがちょうど300万円という差がございます。予定価格は1億9,100万円ということでございますので、落札率が云々ということまでが申しませんが、18社が2億円近いことで300万円差というのは、しっかり見積もっていけば大体そこ辺に来るのかもしれない

りませんが、非常に近いという気がいたします。

大体よく言われたことは、公営住宅の場合は1部屋1,000万円ぐらいで計算すればというようなことをよく言われておりました。18部屋あるから1億8,000万円ぐらいを基準にというのは通常の話でありましたけれども、この18社、上下300万円の差というものを、入札の執行者として、市長の感想をお伺いをしたいと思います。それだけあります。

○市長（宮路高光君）

公共工事にかかわります入札率については、それで今御指摘ございましたように、工事の内容、それぞれ入札参加者等によって異なるというふうに考えております。

今回のこの物件につきましては、500万円以上の工事でございますので、それぞれ工事費内訳書も提出をさせていただきました。そのような状況の中でこのような結果が出たというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

最後に一つだけお伺いをいたしますが、閲覧方法について、渡り廊下のところに通常ありますあの2階のところという答弁がございましたけれども、このままでいいんでしょうかという気もしないでもないんですが、どうでしょうか市長、もう少し今後またその閲覧場所、あるいは閲覧の方法というのも一考する必要があるんじゃないかと思いますが、そのことをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今2階におきます渡り廊下のところで閲覧をさせていただきます。場所的なものがきちっとまた確保していかなければならないのかなど、それぞれたくさん、別件もございますので、今後におきまして、この閲覧場所等これでもいいのかどうか、やはりもう1回再構築しながらこのことについては検討をさせていただきます。

たいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第117号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第117号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第117号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第117号を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第117号は可決されました。

△日程第37 陳情第1号日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第37、陳情第1号日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書を議題とします。

陳情第1号について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

平成18年度第2回定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査とした陳情第1号日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情について審査を終了したので、次のとおり報告いたします。

本陳情は、合併に伴い統括され、施行1年が経過したはり、きゅう等施術制度の条例の一部改正を求めるものであり、陳情内容は受療券枚数の増、現在の30枚を45枚以上に、また、受療券用紙の拡大及び簡素化の工夫を願意とするものであります。

委員会では執行部に対して、はり、きゅう等施術費助成の経緯、受療券の利用状況の説明、また、この陳情事項に対する見解を求め審査いたしました。

合併前の受療券枚数と助成額については、東市来40枚500円、伊集院45枚800円、日吉60枚500円、吹上60枚600円であったが、新市からの内容については、利用枚数を使い切らないのであれば、補助単価を上げて枚数を減らした方が利用しやすいのではと考え、800円補助の30枚とした経緯はある。

また、受療券の文字の大きさについては、18年度については印刷済みのため、19年度より考えたいとの説明でありました。

また、利用状況については、平成17年度については、18年3月末実績で、対象者1万1,858人に対し交付者数853人、全体の7.2%、そのうち30枚使い切った者109人、12.8%、15枚以上使った者254人、29.8%、1枚以上使った者653人、76.6%、1人当たりの平均利用枚数10枚の状況であるとの説明でありました。

質疑においては、委員より、これまでこの事業について住民からの苦情等はなかったのかの問いに、1回もないとの答弁。対象とな

る療院は幾つあるのかとの問いに、利用は市内療院に限られる。東市来8院、伊集院8院、日吉2院、吹上7院の25院であるとの答弁でありました。

審議を終了し、討論に付したところ、一つ、受療券の平均使用状況が10枚であり、配付枚数の3分の1である。続いて、陳情枚数は急を要するようなことではない。一つ、使い切った交付者は12.8%で、対象者数に対し1%も満たない状況にあり、枚数をふやしても余り効果は期待できない。一つ、陳情書に「対象者の意見を集約し」とあるが、受療券を使い切った者は12.8%の状況にあり、ふえる見込みは少なく、現状のままの枚数でよいのではないかという採択に対する反対の討論があり、採決の結果、陳情第1号日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

私もこのことで一般質問したことがありますが、伊集院町は800円の45枚で、合併によってサービスが下がったわけですが、ほかの3町は500円とか600円とかサービスはよくなったわけです。

それで、これも、はり・きゅうは、金を持ってないと本当はいけないんです。いけないのが現実。今2,800円で800円の補助があって1,900円払っております。それと、整形外科では、治療内容は違いますが、150円とか200円とかいう金額で電気治療ができるわけです。だけど、どちらが体に早く根治できるかと。——根治てわかりますよね。もともとから治す根治力はどちらにあるかということ、やっぱりはり・きゅう

なんです。漢方療法ですので、だから、こちらの方がいいと言ってみんな行く人がいるわけですけども、利用者が少ないからといって、伊集院町の方は、市長のところや本庁には届かないかもしれませんが、坂口さんもとへ戻しゃならんと。

実は、私が議員になって600円が800円になった経緯があります。鹿児島市なんかちょっと、保険によって違いますけど1,100円ぐらい補助しています。だから、私は800円45枚に返してほしいと思うわけですが、残念ですけども、不採択と決まったということは、まだ決めた人たちがはり・きゅうのおかげになっていないから、自分は体験していないからと思いますけれども。

やはり、お年寄りからいろんなアンケートをとるとか何かする方法なんかも考えていかないと、生の声が届いていないかと思えます。そんな声はないですか。生の声を聞いて何かかというのは。ただ抽象的に、どひこだからというふうに決めたいのでしょうか。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、もう1回詳しくどういうところを質問したいということをおっしゃってくださいませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

委員が何人いるかわかりませんが、どんな割合、全員が不採択だったのか。それから、結局ほかの3町はサービスが上がったわけだからそうするのかなと私は思うんですが、そんなところはなかったですか。伊集院町だけがサービスは下がったわけよ。ほかの3町はサービスがよくなったわけですよ。だから、そこら辺の採決のときの差は出ませんでしたか。参加の……

○議長（宇田 栄君）

ちょっとお待ちください。しばらく休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（坂口ルリ子さん）

質疑を取り消します。反対討論をします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。

○議長（宇田 栄君）

反対ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。反対の立場です。

先ほど言いましたけれども、伊集院町はサービスが下がったので、もとへ戻してほしい。反対討論いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに、賛成の方の討論を許可します。

○17番（梶 康博君）

私は、委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

合併協議におきましても、一たん協議して決定したことが再度協議されて今回の条例になったところであると聞いているところであり、また、医療費、薬価等も見直しの時期にあり、反対者は旧町時代のことを申し上げておられますけれども、いろいろ財政の窮迫している中においては、現状維持でいいんじゃないかということでもありますし。

また、対象者は日置市内に1万1,858人という70歳以上と60歳以上の障害者を含めていらっしゃる中で、全部の枚数を使い切った方々は12.8%と委員長の報告にもあ

りましたように、非常に少ないし、また、この方々は、これが50枚になっても60枚になってもあるいは使い切ることが可能な方も幾人かは出てこられようと思えますけれども、1万1,858名の中から、この全部使い切った方々をしますと0.9%ということであり、このようなことを考えますと、税の公平負担ということ等も考えますと、現状維持ということで、ただいま提案されております陳情については不採択すべきであるという立場で討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。——反対ですか。

○5番（坂口洋之君）

委員会では不採択されたわけですが、日置市老人はり・きゅう施設費補助助成の一部改正を求める陳情書に反対の立場で討論をさせていただきます。

合併により旧伊集院町は……

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。委員長の報告に対してですので、委員長は不採択なんです。だから、原案に賛成者の立場ですか。そういう……。

○5番（坂口洋之君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

日置市老人はり・きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

合併により旧伊集院町は、はり・きゅう補助800円が、45枚から30枚に削減されました。そのことにより日常的にはり・きゅうを利用されている方には大変な負担増になっております。利用者の利用頻度が少ないデータもありますが、体調に、はり・きゅう利用を継続的に利用しなければならない方もいらっしゃる現状もあります。

10月より70歳以上の高齢者医療も負担

増と、負担増だけが増す時代となりました。はり・きゅう治療は重度になる前の以前医療の役割もごさいます。そういう意味でも、合併後の福祉サービスの低下を心配している市民の方もあります。市としての福祉サービスの向上を願い、今回のはり・きゅう施術費助成条例の一部改正を求める陳情書に賛成いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論をおわります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立少数です。したがって、陳情第1号日置市老人はり・きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を14時30分といたします。

午後2時20分休憩

午後2時28分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第38 請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第38、請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書を総務企画常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本請願は、去る6月8日本委員会に付託され、6月9日紹介議員坂口議員の出席を求め、請願2号、3号、6号について説明を受けました。

請願2号については、今全国的に合併があり、合併によって解消されたケースがあり、県内でも合併が進んだため、ほとんどの自治体が非核都市宣言または平和宣言を議会首長で取り上げていたが、合併によって消滅したケースが多い。別紙資料のとおり旧4町の決議が載っており、今議会にほとんど請願を出されているとのことであります。

説明を終え退席をいただき、旧町時代も決議しており、採決すべきとの意見であり、やはり執行部と議会が一緒になるべきと6月12日当局に出席を求めました。委員会としては採択の方向であるが、当局の意見を求めました。

旧3町は議会の発議として宣言を行っており、執行部としましては、内容につきましてそのようにするべき考えであるとお答えでありました。今まで鹿児島県は50のうち32の自治体が平和宣言をしており、合併前はまだ高い率であったと思うとの答弁。

審議を終了し、本請願について討論を行いました。討論はなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、採決に伴い、宣言決議を今回出すべきか、9月議会に出すべきかお諮りしましたところ、全会一致で9月議会でのよいのではと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

今まで伊集院もしていたんですけれども、なかなか庁舎内に「宣言都市」という碑を立てないんです。伊集院は「人権尊重の町」というのは立っていますけれども、だから、こんなのを決めたら碑を立てようとか、そんな話し合いはなかったんでしょうか。何か表示です。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

別にそのような話し合いはなかったようです。

○18番（坂口ルリ子さん）

そしたら、意見分は9月議会に提出と思いますので、そのときはやはり、ここは平和宣言の市だという何か表示を出してもらような方向にお願いしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号「非核・平和都市宣言」制定に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第39 請願第5号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第39、請願第5号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております請願第5号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、6月12日に委員会を開催し、請願の内容を十分に審査し、討論、採決をしました。

請願の概要を申し上げます。

この請願は、串木野日置農民組合の松下兼文氏からの請願であります。請願の内容は、輸入を再開したばかりのアメリカ産牛肉から危険部位の脊柱が発見され、再度輸入が停止されるという事態が起きております。この脊柱混入事件で輸出業者も食品検査官も危険部位を取り除くことを認識していなかったということをジョハンズアメリカ農務長官が発言をしております。

アメリカ政府のBSE安全対策は極めて不十分で、ずさんである。20カ月齢の判別も生年月日不明のため、目視によって認定しており、危険部位の除去も30カ月齢以上のみとなっております。こうした状況が改善されないまま再度輸入を再開することは絶対に容認できません。

よって、日本の安心・安全を守るためには、

日本と同等の安全対策をしない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をすべきでないとするとの請願であります。

次に、審議の中で、安全対策が確実になされない以上は再開すべきでない。また、安心・安全を守ることが大事だ。ずさんであるけれど、再開を待ち望んでいる人たちもいるのも事実であり、判断が難しいなど意見が出ました。

審議を終了、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから請願第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第5号は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第5号日本と同等の安全対策のないアメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請願書は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第40 意見書案第3号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないこ

とを求める意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第40、意見書案第3号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書を議題とします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております意見書案第3号日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第5号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定により、ここに御提案するものであります。

私たちの食卓は、国内で生産される農林水産物に加えて、世界中からのさまざまな食料の輸入によって成り立っています。アメリカ産牛肉のBSE問題は、日本の食の安全と安心を根本から揺るがしかねない問題であり、輸入再開に当たっては、特定危険部位の混入など絶対にあってはならず、安全性が図られる中での輸入再開となるように、地方自治法第99条の規定により政府等へ意見書を提出するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、送付先は内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第41 陳情第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第41、陳情第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情書を議題とします。

陳情第2号は、教育文化常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

御異議ないものと認め、陳情第2号は、教

育文化常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

△日程第42 行財政改革調査特別委員会の設置について

○議長（宇田 栄君）

日程第42、行財政改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本市の当面の課題である行政改革大綱に基づく改革推進について、議会としての調査を行うため、19人の委員をもって構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件については、19人で構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。行財政改革調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、鳩野哲盛君、畠中實弘君、重水富夫君、松尾公裕君、長野瑛や子さん、坂口ルリ子さん、梶康博君、田丸武人君、西蘭典子さん、田畑純二君、中島昭君、蘆園秋男君、田代吉勝君、並松安文君、花木千鶴さん、坂口洋之君、門松慶一君、上園哲生君、出水賢太郎君を指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、行財政改革調査特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩中に委員長及び副委員長の互選をお願いします。委

員の皆さんは、議員控室にお集まりをいただきます。

午後 2 時 45 分休憩

午後 2 時 47 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革調査特別委員会では、委員長に畠中實弘君、副委員長に西菌典子さんが互選された旨報告がありましたので、お知らせします。

△日程第 4 3 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第 4 3、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第 1 0 4 条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第 4 4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第 4 4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長から会議規則第 1 0 4 条の

規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第 4 5 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第 4 5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第 1 5 9 条の規定により議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第 4 6 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第 4 6、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、教育文化常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長等へ送付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、所管事

務調査結果は、市長等へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

6月8日からの招集から本日の最終本会議まで今議会に提案いたしましたすべての案件につきまして、大変熱心な御審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

特に今回は9月から実施いたします22件の指定管理者制度の導入につきまして、説明不足や資料不足などありましたことに対しましてもおわび申し上げたいというふうに思っております。

このことにつきまして、議案におきまして可決していただきまして、御指摘のございましたとおり、十分配慮しながら、また、管理監督しながらそれぞれの施設運営に当たっていきたいというふうに存じ上げております。

また、本会議並びに委員会を通じて賜りました貴重な御意見や御指摘も今後十分に検討し、改善していきたいと思っております。

地方分権が着々と進む中、本市につきましては極めて厳しい財政環境でございますが、行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行財政運営を図りながら、住民ニーズに答えられるよう市民と一体となったまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、議長を初め、議員各位のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。閉会のあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで、平成18年第3回日置市議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 梶 康博

日置市議会議員 坂口 ルリ子